

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
2	学科の特色	18
3	大学及び学科の名称並びに学位の名称	23
4	教育課程の編成の考え方及び特色	24
5	教育組織の編成の考え方及び特色	30
6	教育方法、履修指導方法等及び卒業要件	32
7	教育課程連携協議会	38
8	施設、設備等の整備計画	39
9	入学者選抜の概要	49
10	取得可能な資格	51
11	実習の具体的計画	52
12	海外研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	60
13	管理運営	61
14	自己点検・評価	63
15	情報の公表	65
16	教育内容等の改善を図るための組織的な取組	67
17	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	69

資料

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 静岡県農林業及び静岡県立農林大学校の状況と、専門職大学の制度化

静岡県が設置する静岡県立農林大学校は、明治 33 年に農事試験場として農事練習生の教育を開始して以来、農業技術員講習所、農業技術員養成所、農業講習所、各試験場併設専門研修所、農業中央研修所、林業講習所、農業短期大学、林業短期大学、農林短期大学、農林短期大学校などそれぞれの時代に対応し、農林業後継者の育成、農林業指導者の養成を柱にその役割を果たしながら変遷を重ねてきた。平成 11 年には現在の農林大学校の体制に再編され、今年で創立 118 周年を迎えている。

長い歴史の中で卒業生は平成 30 年 3 月現在で 9,553 人にのぼり（資料 1）、これらの卒業生は、県内各地で優れた農林業者として、本県農林業の発展はもとより、地域の活性化等にも幅広く貢献している。

現在も、「耕土耕心」の校訓の下、担い手の養成に向け、基礎的な生産技術や知識を習得する 2 年制の「養成部」と、更に 2 年間で経営管理やマーケティングの能力の上積みを目指す「研究部」を置いており、卒業生の約 8 割が県内の農林業現場に就業、若しくは農林業関連の企業に就職している（資料 2）。就業希望者の就業率も近年はほぼ 100%であり（資料 2）、卒業生の農林業現場からの評価も高い（資料 3）。

一方で、農林業を取り巻く環境は大きく変化している。政府が平成 27 年 3 月に決定した食料・農業・農村基本計画（資料 4）によれば、食料・農業・農村をめぐる情勢として、①高齢化や人口減少による影響、②グローバル化の進展、③消費者ニーズと食をめぐる課題の多様化、④農業・農村の多様な可能性、などが注目されている。

農村部は都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行し、農業就業者が高齢化・減少するとともに、集落を構成する人口も減少し、農地の荒廃や、担い手の不足等による生産基盤の脆弱化等が進行している。意欲のある新たな農林業の担い手にとってはこの状況はチャンスと考えられるが、農林業、さらには農村での生活に展望を描くことができなければ、若者の就農も期待できない。また、農村の集落人口の減少が、これまで集落の共同作業として行われてきた地域資源の維持管理に支障を及ぼすことも懸念される。

一方で、世界人口の増大や経済成長に伴い、世界の食関連市場規模の拡大と日本食への関心も高まっている。日本食や日本の食文化の価値を再認識し、海外に発信していくことは、輸出や食品産業の海外展開を推進する上で重要である。また、成長する海外の市場を積極的に取り込むことで、その事業基盤の強化と更なる成長を図っていくことが期待されている。

さらに、消費者ニーズと食をめぐる課題も多様化している。ライフスタイルの変化を反映し、食品の質やサービス形態の多様化・高度化が進んでおり、消費者と食の関わり方が多様化する中では、地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の衰退、農業・農村に関する国民の理解の希薄化が進むことも懸念されるため、需要に即した生産等を推進する観点から、生産の低コスト化や安定生産の実現、高品質化のための新技術や新品種の開発・導入を促進する必要がある。

一方で、一部の地域では若者や女性の転入により人口が増加するなど、農林業の魅力や、豊かな環境や景観、伝統文化を有する農山村の価値を再確認する動きも生まれつつある。また、ロボット技術や ICT といった最先端の技術や、他産業で確立された技術を農林業分野で活用することにより、生産性を大幅に向上させる可能性も広がっている。

こういった変化が進む中で、わが国の農林業の将来を切り開くためには、従前の発想にとらわれず、創意工夫を発揮して自らの判断で消費者ニーズの変化等に対応する担い手の育成・確保が鍵であり、国は、農業の内外からやる気のある若者を呼び込むための取組の推進と、担い手が将来展望をしっかりと持ちつつ意欲的に経営発展に取り組むことができる環境整備を展開していくとしている。

本県の農業を取り巻く環境も近年大きな変化が見られる。本県では、販売金額 5,000 万円以上で、マーケティング戦略等を展開する農業法人経営体を「ビジネス経営体」と位置づけている。後継者不在による人材不足が顕著になる中で、ビジネス経営体数の増加や規模拡大による雇用就農が増加するなど農業への就業形態が変わる（資料 5）とともに、人口減少に伴う国内消費量の減少や貿易自由化による競争の激化、流通ルートの多様化、生産技術の高度化、消費者意識の向上、農村の高齢化・人口減少など、この 10 年で本県農業が対応していかなければならない事項も多様化している。

このような変化に対応していくため、本県総合計画の実施計画として位置づけられる静岡県経済産業ビジョン 2018～2021（農業・農村編）（資料 6－1）では、基本方針として、①グローバル化が進展する中で地域の特性を活かし、将来にわたり持続可能な農業構造を構築することにより、消費者が安心できる安全で健康に良い農産物を安定的に生産・供給し、世界の人々の健康長寿に貢献する、②農業及び農村が育んできた水資源の涵養や、潤いと安らぎを醸し出す良好な景観の維持、自然環境の保全に努め、誰もが心豊かな生活を実現できる農山村を創造することとしている。そして目指す姿として、2014 年には 2,204 億円だった農業産出額を 2021 年には 2,400 億円まで伸ばし、そのうちビジネス経営体の農業産出額のシェアが約 3 割を占める農業構造を確立することにより、農業の成長産業化を持続的なものにするとともに、農業・農村の

有する多面的機能を維持・発揮させる地域政策を実施することで、農村の「環境」「経済」「社会」が三位一体となった協働の舞台を整え、個性と活力のある豊かな農村の実現を目指すこととしている。

また、本県林業においては、需要者のニーズに応じた静岡県産木材の安定供給体制の確立が課題となっており、それに対応するべく、『静岡県経済産業ビジョン 2018～2021（森林・林業編）』（資料7）では「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」を掲げている。具体的には森林施業の集約化、路網整備等による低コスト生産システムの定着や、高性能林業機械やエリートツリーを活用した主伐・再造林の促進、木材の需給情報を一元的に管理するシステムの開発を進めていく。また、「ビジネス林業」に取り組む林業経営体への支援や、品質の確かな県産材製品の需要拡大を図ることで、2016年現在41.5万 m^3 /年の木材生産量を50万 m^3 /年とし、林業の成長産業化につなげていくこととしている。さらに、森林の適正な整備や保全、その魅力を生かした山村づくりにより「森林の多面的機能の維持・増進」を図ることで、「経済」「社会」「環境」が調和した多様性のある森林づくり」を目指している。

ビジョンに示すように、本県は農業・林業ともに、多彩で質の高い農林産物（農芸品）を活かし、6次産業化等による付加価値の向上や、安心・安全な生産物の供給、国外を含めた新規マーケット展開、先端技術の活用などによる「競争力の強化」によって富をつくる産業としての展開を推進するとともに、農林業を通じて、人口減少や高齢化、環境問題などの課題の克服を図ることができる「地域活性化に繋がる産業」とすることを今後の方向性としている。

本県農林業の競争力を強化し、持続的に成長する産業、地域活性化へ繋がる産業へと導いていくためには、担い手となる農林業人材の確保は不可欠である。現在静岡県では産業界全体において人手不足感が高まっており、農林業の現場においては生産活動に従事する、確かな栽培技術を身につけた人材が不足しているとともに、売り上げや生産効率の向上等に資する取組ができる、経営管理やマーケティングを理解した人材が養成できていないことが課題として挙げられていた。

静岡県立農林大学校においては、県内唯一の現場農林業後継者や農林業指導者の養成機関として、近年大きな変化を見せる農林業現場に柔軟に対応し即戦力となる人材の養成に向けて、カリキュラムの見直しや外部講師の招聘、農林業法人における実習の充実など、様々な教育手法や教育内容の改善に取り組んできたが、農林業現場が直面している大きな変化に対応できる人材ニーズに応え、本県のビジョンを実現するためには、現在の教育内容の幅を広げつつ、体

系的に再構築する必要があった。

そのような中、農林業をはじめとした成長分野の産業構造の急激な変化に対応するため、『「日本再興戦略」改訂 2016』（平成 27 年 6 月閣議決定）において、新たな産業構造を支える「人材強化」策として、誰もが、必要なタイミングで、迅速かつ柔軟に高度な職業的専門性を身に付けることができる環境として「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の創設が掲げられた。

質の高い職業人の養成のために、既存の高等教育機関の取組だけでは十分対応しきれていない課題に適切に対応するための新しい高等教育機関の制度化の方向性や制度設計を検討すべきとされた。

本県の掲げる農林業政策に必要とされる担い手を養成するために、本県としては、この新たな高等教育機関の制度化と並行し、専門職業人養成のためにこの制度を活用することを積極的に検討することとした。

（２）静岡県における検討の過程

静岡県は実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である、専門職短期大学の設置検討のため、平成 29 年 5 月に県内農林業関係の経営者や県内外の農学系大学関係者、静岡県副知事、本県研究所職員で構成される「専門職大学基本構想策定委員会」を設置した（資料 8）。

この委員会は、文部科学省の専門職短期大学設置基準の検討状況を踏まえながら、平成 29 年 12 月まで 4 回にわたり議論を重ねた。

検討の過程で、今後の静岡県立農林大学校の目指すべき姿を明確にするため、平成 29 年 6 月に、静岡県内のビジネス経営体および林業事業体に対するアンケート（資料 9）を実施し、今後の事業方針や採用したい人材像、現在の静岡県立農林大学校卒業生に求める能力などについて調査を行った。結果、農林業法人の 8 割近くが事業の拡大・強化を考えている中で、法人の基礎となる生産・栽培・現場部門を強化・拡大したいという意向が多く見られた。また、静岡県立農林大学校卒業生に求める知識・技術として農林業経営の知識やプロ農林家の技術、先端技術、食品安全の知識を挙げる法人もあったが、最も多い回答は生産に必要な基礎知識・技術であった。

併せて、現在、静岡県立農林大学校への進学者の多い県内高校の 3 年生に対するアンケート（資料 10）を実施し、現在の静岡県立農林大学校への進学希望や、農業分野で学びたい内容について調査した。静岡県立農林大学校を進学先として検討している学生は、農業分野で役立つ技術・技能が身に付くこと、就農に有利であることを重視している。また、農学分野で学びたい内容は、「食品加工技術」、「日本食・食文化」、「植物栽培の基礎知識」、「植物栽培の基礎技

術」、「食品流通・販売・輸出」、「食品安全」が多く、生産の基礎知識・技術に加え、食品に関係する知識・技術を学びたいという声が多く見られ、より消費者に近い「食」の部分に興味があることが窺えた。

このアンケートを踏まえながら、構想策定委員会で、今後本県で必要となる農林業人材像を養成するために、どのような教育を行っていくべきか議論を重ね、平成 29 年 12 月に『静岡県専門職大学(農林業)基本構想(案)』としてとりまとめた。その後、県が、平成 30 年 1 月～2 月にかけてパブリックコメントを実施した上で、平成 30 年 2 月に『静岡県専門職大学(農林業)基本構想』として公表した(資料 11-2)。

また、その後、基本構想策定メンバーを主体として「専門職大学基本計画検討委員会」を設置し、平成 30 年 2 月～10 月にかけて基本構想の具体化に向けた検討を行った。

(3) 静岡県の行う施策における位置づけ

平成 30 年に策定した『静岡県総合計画』(資料 12)において、教育分野の政策体系を示す「子どもが健やかに学び育つ社会の形成」の項目において、政策の柱の一つとして、「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくりに取り組むことを掲げている。本県教育の基本目標である「有徳の人」の育成を進めるためには、学問を学び、スポーツに親しみ、芸術を愛するという、「文・武・芸」三道の鼎立が重要であり、このため、家庭、学校、地域などが連携・協働し、社会総がかりの教育を推進するとともに、きめ細かな指導による確かな学力の向上や実学の奨励、多様な体験活動の推進、教職員の資質の向上などにより、三道鼎立を目指した学校づくりを進めている。その中で「現状と課題」として「学力だけでなく、勤労観・職業観やコミュニケーション能力などを高めて『生きる力』を身につけ、様々な課題に柔軟に対応し、将来、社会人として自立できるようにするための教育」が必要としている。

『静岡県総合計画』に従い、教育の理念や施策の基本方針を取りまとめた『ふじのくに「有徳の人」づくり大綱』(資料 13)、さらに今後 4 年間に取り組むべき具体的な施策を取りまとめた『静岡県教育振興基本計画』(資料 14)では、一人ひとりの能力や適性、意欲に応じた多様で柔軟な教育をより一層展開するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツ等の様々な分野において自らの才能を伸ばす実践的な学問としての「技芸を磨く実学」を推進するとともに、郷土を担う子供たちの「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくりに努め、専門職業人として社会の変化に柔軟に対応し、地域産業の発展に貢献できる人材の育成を図ることを掲げている。

本県の平成 29 年 3 月現在の中学校・高等学校卒業者の就職率はいずれも全

国平均を上回っており、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、その基盤となる能力や態度を育む教育を一層充実させ、望ましい勤労観や職業観を育成するための取組をさらに推進するため、実践的な職業教育を行う高等教育機関の設置により、県内産業を支える人材を育成すること目標としている。

一方、『静岡県総合計画』（資料 12）の産業分野の政策体系を示す「富をつくる産業の展開」の項目では、世界水準の農芸品の生産力強化のために、次代を担う農業経営体の育成を、そして、「誰もが活躍できる社会の実現」の項目では、高度な知識と技術を持つ人材の育成を目標としており、そのために高度な実践力と豊かな創造力を兼ね備えた農林業人材を養成することを掲げている。

『静岡県総合計画』の農業分野計画である『静岡県経済産業ビジョン 2018～2021（農業・農村編）』（資料 6－1）においては、担い手の高齢化や廃業が進む一方で農林業経営の法人化や規模拡大により人材ニーズが変化したことに伴い、現場の即戦力となる高い技術や経営管理能力を持った人材が求められていることを課題として挙げ、農林業経営体や認定農業者を支える経営者や後継者となる次代の農業経営を担う人材養成の強化に向けた取組として、静岡県立農林大学校を専門職大学に移行することを掲げている。

『静岡県経済産業ビジョン 2018～2021（森林・林業編）』（資料 7）においては、現在の課題として林業経営体の木材生産における労働生産性が 3.8 m³/人日に留まっていることや、森林技術者の高齢化等に伴う人手不足を課題として挙げ、森林技術者の育成・確保に向けた取組として、静岡県立農林大学校を専門職大学に移行することで、高度な実践力や課題対応能力を有する人材を養成することを掲げている。

（４）本学設置の意義

本学を設置する目的は、農林業に応用可能な技術革新の進展に伴う生産技術の高度化など近年の農林業を取り巻く環境の変化や、農林業の土台である農山村地域における高齢化・人口減少に伴う活力低下などを踏まえ、こうした農林業を取り巻く環境変化に対応できるとともに農山村の地域社会を支える人材を養成することにより、農林業及び農山村地域の持続的な発展に貢献することである。

農林業を取り巻く環境変化の主なものとしては、生産技術の高度化、経営体の大規模化や経営の多角化、消費者ニーズの多様化があり、今後、農林業の持続的な発展に向けては、これらの環境変化に対応できる能力を身に付けた農林業者を養成していく必要がある。

また、農山村地域を構成する豊かな自然環境や美しい景観、固有の伝統・文化などは、農林業の営みを通じて長い年月をかけて形成されてきたものであり、

農林業者には、これからもそれらを守り育みながら、農山村の地域社会を支えていくことが期待されている。

本学は栽培、林業、畜産の各分野における生産現場のリーダーを養成するための教育機関であり、既設の農林大学校の養成部においても、生産現場のリーダーの養成を目指して教育を行っているが、既設の農林大学校においては、教育課程や教員の資格・能力が生産技術の高度化や消費者ニーズの多様化に対応できるレベルに達していないことから、現状としては、生産技術の高度化等に対応するための十分な能力を有する人材を養成できていない。また、既設の農林大学校においては、農山村の地域社会を支えていく人材を養成するための教育を行っていない。

このような既設の農林大学校における人材養成の課題を解決するため、専門職短期大学への移行により、教育課程の拡充や教員のレベルアップなど人材養成機能の充実を図り、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材」を養成するための新たな高等教育機関として本学を設置するものである。

また、AI や IoT などの先端技術や加工・流通・販売の理論は製造業など他産業が先んじているが、こうした技術や理論を今後農林業分野に積極的に取り入れていく必要がある。全国3位の製造品出荷額を誇る「ものづくり県」である本県には、東部・中部・西部の各地域に多彩な製造業がバランスよく展開されている（資料15）。また、静岡県新産業集積クラスターとして、東部にはファルマバレー（医療・健康分野）、中部にはフーズ・サイエンスヒルズ（食品分野）、西部にはフォトンバレー（光・電子分野）の3つのクラスターがあり、新たな産業基盤の創出と、研究開発成果の事業化が推進されている（資料16）。

本県はまさに、製造業等他産業との連携により農林業の可能性を広げていくのに適している地域であり、農林業の専門職短期大学を本県に設置することは大きな意義がある。

本学の設置は、産業としての農林業の競争力を高めていくとともに、地域の活性化にも繋がっていくものであり、静岡県の新しい農林業生産者養成の中心となるこの専門職短期大学の設置は、本県農林業政策における大きな転機となるものである。

（５）本学の必要性

静岡県立農林大学校は、これまで確かな生産技術を持った現場農林業生産者を数多く輩出し、農林業法人等からは、卒業生の確かな技術と真摯に農林業に向き合う姿勢が高く評価されている。

しかし、今後、AI や IoT などの先端技術の農林業分野への活用により、作業の自動化や技術情報の集約化が進む中で生産現場の働き方が大きく変わることが予想される。今後の現場農林業生産者は単なる労働者ではなく、確かな生産技術を身につけた上で、栽培、林業、畜産の各分野の生産のプロフェッショナルとして先端技術等を現場に導入し、労働生産性を高め、持続的に安全安心な作物を育てる力や、農林業生産者が果たすべき役割を理解した上で社会の動きに柔軟に対応し、現場で自らの考えを表現する力が求められる。

そこで、これらの人材を養成するために、２年制の教育課程としてこれまで既設の静岡県立農林大学校養成部で行ってきた生産知識・技術を身につける実践的教育のレベルアップを図るとともに、先端技術の応用力や生産物の付加価値を高めるための柔軟な発想力を身に付けるための専門的な教育課程を再構築し、将来の栽培、林業、畜産の各分野の生産現場を支える専門職業人の養成を行うものである。

また、大学卒業生が農林業現場に就業しないことや、他産業からの離転職から農林業を目指すことが多い昨今、学歴のある若者は、不安定な収入や過酷な労働条件など、農林業にネガティブなイメージを持っていることが窺える。それでも、自然に触れながら、自身の工夫により多くの収入を得られる可能性があり、さらには「食や暮らし」の面で人々や社会に貢献できる農林業に魅力を感じている若者や社会人も多い。

過去には農林業生産者は生産に主眼を置いて農林業に従事してきたが、今日の農林業は生産のみならず、加工などの技術を用いて生産物の付加価値を高め、販売や流通の手法について自ら考えながら農林業を営んでいく必要があることから、後述するディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けた人材を養成するための教育課程が必要である。

若くして農林業を志す人材や、新しく農林業を志す社会人が本学に入学し、ディプロマ・ポリシーに掲げる確かな技術や知識を身に付け、「プロフェッショナル」として活躍すること、そしてその活躍が地域の活性化に寄与することが、産業としての農林業自体の地位向上に繋がるものと考えている。

(6) 本学の基本理念

これまで静岡県立農林大学校では、校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念の下、本県農林業の発展に貢献する、現場で活躍する農林業者を数多く輩出してきた。

本学においても、引き続きこの「耕土耕心」の理念を尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材」を養成することを基本理念とする。

(7) 本学の特色

(6)で掲げる理念の実現に資するよう、本学は次のような特色を有するものである。

①栽培、林業、畜産の各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに農山村の地域社会を支える人材の育成

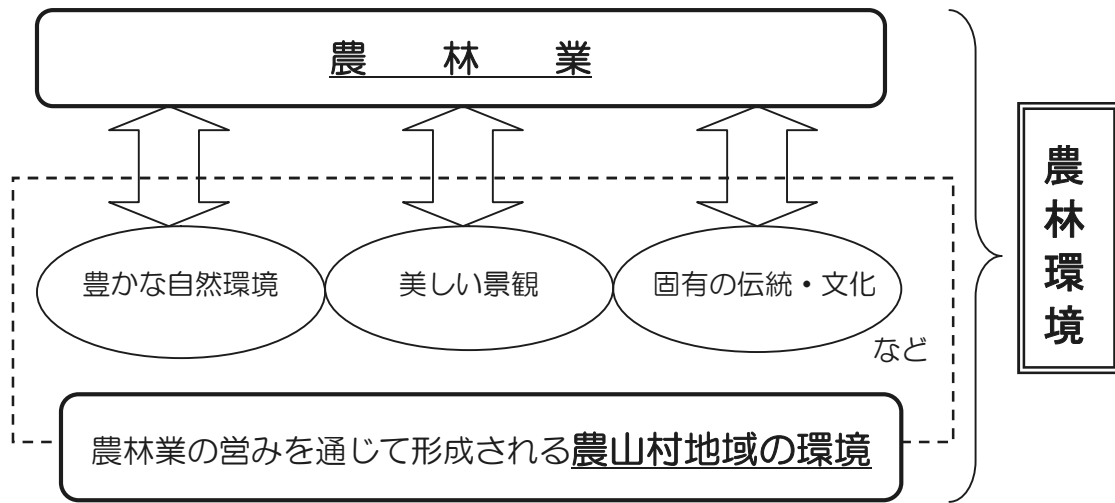
農山村は農林業の持続的な発展の土台であるが、近年は、人口減少や高齢化の進行に伴う農山村地域の活力低下が農林業振興における大きな課題となっている。

一方で、農山村が有する豊かな自然環境や美しい景観、固有の伝統・文化などは、その地域の農林業の営みを通じて育まれてきたものであり、農林業者には、これらの価値を理解し、守り育みながら、農山村の地域社会を支えていくことが期待されている。

このことから、本学においては、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材」を養成し、農林業及び農山村地域の持続的な発展に貢献することを目指すこととしている。

大学名称に冠している「環境」は、「農林業の営みを通じて形成される農山村地域の自然環境、景観、伝統・文化などの総体としての環境」を意味しており、そのような農山村地域の環境を守り育んでいくことができる人材を養成するという本学の特色を表すものである。

～ 本学の名称に冠する「農林環境」の考え方 ～

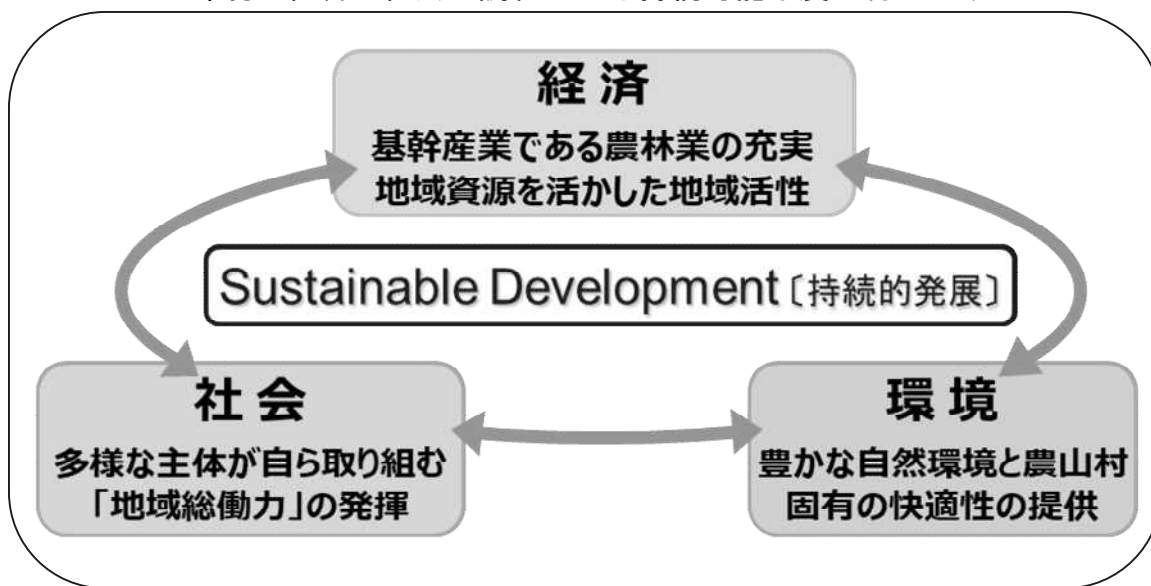


なお、このような本学の人材養成の理念は、「農業については、その有する食料供給機能と多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない」、そして「農村については、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、その振興が図られなければならない」という「食料・農業・農村基本法」（資料18-2）の基本理念に通じるものであり、大学名称に冠している「環境」には、そのような本学の人材育成の理念が込められている。

また、本県総合計画の分野別計画である「静岡県経済産業ビジョン」の実行計画として位置付けられている「“ふじのくに”の農山村づくり（静岡県農業農村整備みらいプラン 2018-2021）」（資料6-2）においては、本県の農山村づくりの理念を「美しく品格のある農山村の創造」とし、「景観の美しさにとどまらず、その源となる農業に勤しむ生産者と、地域の資源を保全し次世代へ継承しようとする様々な人々の共同体意識に至る外形と内面の『農山村の美』を実現していくことが重要である」としている。そして、「美しく品格のある農山村の創造」に向けて、農山村の根幹であり、多様な主体の協働力により構築された「社会（コミュニティ）」、人と自然との共生関係によって創造・継承されてきた特色のある農山村の「環境」、地域の基幹産業として成長を続ける農山村の「経済」が、地域特性に応じてバランスよく調和することで持続性が確保されるよう、農業・農村施策を総合的に展開していくこととしており、本学の人材養成の理念は、このような本県の農山村づくりの理念にも通じるもの

である。

～環境・経済・社会の調和による持続可能な農山村づくり～



②コース別履修科目と分野横断的な共通履修科目を適切に組み合わせた教育課程

栽培、林業、畜産の3分野は、生命を育てる生産活動であるという点で共通しており、生産理論や技術において共通する部分も多い。また、各分野に関連・共通する部分を他分野の学生と一緒に学修することは、自らの専門分野における学修の理解を深めるとともに、生産物の付加価値向上を図るための創造性に結びつく効果も期待できる。

こうしたことから、本学は、栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していく人材を養成するに当たり、農林産物に応じた生産手法や加工・流通・販売など分野ごとに学修する内容が異なる部分について、3分野に対応した科目をコース別に学びながら、各分野に関連・共通する部分は各コースの学生が共通で分野横断的に学ぶ教育課程としている。

このような、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、2年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせた教育課程により、専門分野の生産における実践力を有するだけでなく、他分野の関連知識や共通知識を活用して、生産物の付加価値向上を図り創造性を発揮できる人材を養成することとしている。

③少人数授業

現場の課題に柔軟に対応できる実践力を養うためには、学生が常に当事者意識を持ち、主体的に学習に取り組むことができる環境づくりが重要である。本学では原則として講義は最大40人単位で行うほか、教育効果や安全

性に配慮し、より細やかな指導が必要となる実習科目や大型機械を使う実習科目の授業の多くを15名程度の少人数で行うこととする。

④クォーター制の導入

本学ではクォーター制を導入して、1科目を週に2コマ（連続あるいは、月木や火金などの組合せ）実施し、同一科目の授業を短期間で集中的に実施することにより教育効果の向上を図るとともに、各タームでの履修科目を調整・工夫し、臨地実務実習など集中的に行う実習に参加しやすい環境を作る。特に農林業生産は季節に合わせて行われるため、クォーター制を導入することにより、高い学習効果が得られる季節に実習を組み込む。

⑤栽培、林業、畜産の各分野の経営体における臨地実務実習

学生が生産現場の状況について深く理解し実践力を高めるとともに、将来自らが生産現場の中核として農林業に携わっていく際に必要な職業観を十分に養成するため、合計2ヶ月程度、県内の栽培、林業、畜産の各分野の経営体において実務に従事する実習科目を設ける。

⑥現場課題をテーマとしたプロジェクト研究

2年間の学修の集大成として、臨地実務実習等で得た経験を生かし、現場で課題となっている事項を発見し、その解決に必要な情報を収集・分析・整理し、成果を取りまとめるプロジェクト研究を総合科目として配置し、自らが栽培、林業、畜産の各分野の生産に携わった際の課題へのアプローチの手法について学ぶことで、実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させる。

⑦1年次全寮制の導入

1年次は全員が寮生活を行い、寮の規則を守り、他者に配慮する共同生活を経験させる。自分自身で生活を組み立てる習慣を身に付けることを通じて主体性を、また、昼夜学生同士で生活することを通じて生産現場では欠かせない社会性・対人関係形成能力を涵養する。

（8）静岡県立農林大学校との違い

既設の農林大学校（養成部）と専門職短期大学における養成する人材像は次のとおりである。

- ・農林大学校 ……「農林業生産現場のリーダー」
- ・専門職短期大学 ……「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引

していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材」

専門職短期大学として養成する人材像のうち、「農林業生産現場のリーダー」の養成を目指している点は、既設の農林大学校と同じであるが、既設の農林大学校においては、教育課程や教員の資格・能力が不十分なことから、現状としては、生産技術の高度化など農林業を取り巻く環境変化に対応できる人材の育成ができていない。

このため、専門職短期大学においては、先端技術の知識や技術を学ぶなど生産技術の高度化に対応するとともに、消費者ニーズの多様化にも対応した教育課程の実施や教員のレベルアップなどにより、栽培、林業、畜産の各分野において生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、生産現場のリーダーとなることができる人材の養成を目指している。

また、既設の農林大学校においては、農林業の発展に貢献することを目的として人材養成を行っているが、専門職短期大学においては、農林業の持続的な発展には土台となる農山村地域の振興が重要であるという考え方のもと、農林業及び農山村地域の持続的な発展に貢献することを大学の設置目的としている。このことを踏まえ、専門職短期大学として養成する人材像には「農山村の地域社会を生産者として支えていくことができる人材」の養成という農山村の地域振興の側面を加えている。

「生産技術の高度化への対応」、「経営体の大規模化や経営の多角化への対応」、「消費者ニーズの多様化への対応」、「地域社会を支える人材の養成」の4つの観点から比較した具体的な相違点は以下のとおりである。

なお、比較のための参考資料として、本学のカリキュラム・マップを資料20-1、既設の農林大学校のカリキュラム・マップを資料20-2に示す。

○生産技術の高度化への対応

生産技術の高度化に対応していくためには、技術の裏付けとなる生産理論の体系的な理解や先端技術に関する知識、高度な実践力などを身に付ける必要がある。

既設の農林大学校養成部では、生産理論の講義と生産技術を学ぶ実習が科目として区分されておらず、生産理論を体系的に学ぶ教育課程となっていない。

また、先端技術を学ぶための教育課程はない。

生産に関する実習については、作目に応じた専門的な生産技術を養成する教育課程としているが、臨地実務実習の評価が統一的な基準に基づいて行われていないなど、実践力の養成を重視した教育課程となっていない。

これに対し本学では、生産現場のリーダーとして生産現場の生産性向上等を図るための、生産に関する専門的な知識・技術や先端技術を生産現場に導入する能力を身に付ける教育課程としており、生産理論の講義と生産技術を学ぶ実習等を科目として区分し、2年間を通じて生産理論を体系的に学ぶ教育課程としている。

また、生産に関する実習については、作目に応じた専門的な生産技術を養成する教育課程としている。

さらに臨地実務実習は、教員が実習先と連携し、実習状況について情報を共有するとともに、教員が統一的な基準に基づいて評価を行うなど実践力の養成を重視した教育課程としている。

○経営体の大規模化や経営の多角化への対応

既設の農林大学校養成部も本学も、農林業生産者を養成する教育機関であるため、経営体の大規模化等に対応するための教育課程はない。

○消費者ニーズの多様化への対応

既設の農林大学校養成部では、加工・流通・販売、マーケティングなどの科目が少なく、消費者ニーズの多様化に十分に対応できる教育課程となっていない。

これに対し本学では、農山村の地域資源である伝統・文化の継承や、加工・流通・販売などについて学び、それらの知識を活用して生産物の付加価値を向上させるための創造力を身に付ける教育課程としている。

○農山村の地域社会を支える人材の養成

既設の農林大学校養成部には、農山村の地域社会を支える人材を養成するための教育課程はない。

これに対し本学では、農林業の営みを通じて形成される農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていく人材を養成する教育課程としている。

(9) 新設予定の専門職大学との違い

本学は、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備

え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに農山村の地域社会を生産者として支えていく人材」を養成する専門職短期大学である。このため「栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育んで行くことができる人材」を養成する新設予定の専門職大学とは、農林業生産者を養成する教育機関である点や、農山村の地域社会を生産者として支えていくための教育課程としている点などで異なっている。

「生産技術の高度化への対応」、「経営体の大規模化や経営の多角化への対応」、「消費者ニーズの多様化への対応」、「地域社会を支える人材の養成」の4つの観点から比較した具体的な相違点は以下のとおりである。

なお、比較のための参考資料として、新設予定の専門職大学のカリキュラム・マップを資料20-3に示す。

○生産技術の高度化への対応

新設予定の専門職大学では、経営者として生産現場の状況を的確に把握するための、生産に関する基礎的な知識・技術や先端技術に関する幅広い知識を身に付ける教育課程としており、生産理論の講義と生産技術を学ぶ実習等を科目として区分し、4年間を通じて生産理論を体系的に学ぶ教育課程としている。

また、生産に関する実習については、生産技術に加え、生産マネジメント能力を養成する教育課程としている。

さらに、臨地実務実習については、教員が実習先と連携し、実習状況について情報を共有するとともに、教員が統一的な基準に基づいて評価を行うなど実践力の養成を重視した教育課程としている。

これに対し本学では、生産現場のリーダーとして栽培、林業、畜産の各分野の生産現場の生産性向上等を図るための、生産に関する専門的な知識・技術や先端技術を生産現場に導入する能力を身に付ける教育課程としており、生産に関する知識や技術の修得に主眼を置いた教育を行うこととしている。

また、生産に関する実習については、作目に応じた専門的な生産技術を養成する教育課程としている。

さらに、臨地実務実習については、新設予定の専門職大学と同様に、教員が実習先と連携し、実習状況について情報を共有するとともに、教員が統一的な基準に基づいて評価を行うなど実践力の養成を重視した教育課程としている。

○経営体の大規模化や経営の多角化への対応

新設予定の専門職大学では、企業的経営管理に加え、経営管理に活用される先端技術や、加工・流通・販売、マーケティングなどについて、4年間を通じて体系的に学び、経営体の大規模化等に対応できる能力を身に付ける教育課程としている。

また、経営体への臨地実務実習を必修とし、経営についての実践力の養成を重視した教育課程としている。

これに対し本学では、農林業生産者を養成する教育機関であるため、経営体の大規模化等に対応するための教育課程はない。

○消費者ニーズの多様化への対応

新設予定の専門職大学では、農山村の伝統・文化の継承などについて学び、それらの地域資源を活用して栽培、林業、畜産の各分野の経営における新たな事業展開を生み出すための創造力を身に付ける教育課程としている。

これに対し本学では、農山村の地域資源である伝統・文化の継承や、加工・流通・販売などについて学び、それらの知識を活用して生産物の付加価値を向上させるための創造力を身に付ける教育課程としている。

○農山村の地域社会を支える人材の養成

新設予定の専門職大学では、農林業の営みを通じて形成される農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育ていく人材を養成する教育課程としている。

これに対し本学では、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていく人材を養成する教育課程としている。

(10) 既存大学農学部との違い

既存の大学農学部卒業生で農林業に就業するものは少なく、県内においても静岡大学農学部卒業生で就農するものはごくわずかである（資料17）。現代の農学が食料生産だけではなく、ゲノム・遺伝子などの生命科学分野や、生態系・エネルギーなど環境分野まで広がっているため、学生の多くは農林業そのものに就業することを考えているのではなく、農林業を切り口とした多様な学問分野に興味を持ち、教育者や研究者、公務員など、自らの将来を農林業現場以外に見出している。

これに対し、本学は栽培、林業、畜産の各分野の生産現場を担う実践力を身につける短期大学であり、将来農林業を志す学生に、実習・演習を重視した教育を行うことで、生産現場のプロフェッショナルを養成することを目的として

いる。

さらに、実際の栽培、林業、畜産の各分野の経営体で行う臨地実務実習を通じ、現場と学生の相互理解を深めることで、農林業経営体等への就業を促進するなど、既存大学農学部より農林業現場に近い就業先への人材供給を重視している。

(11) 静岡県立農林大学校の廃止

静岡県立農林大学校は、養成部は本学の開学年度（平成 32 年度）から、研究部は開学次年度（平成 33 年度）から募集停止とし、在学生の卒業を以って廃止する。

2 学科の特色

本学は、『「日本再興戦略」改訂 2016』に示される「専門性に富み、世界の産業革命をリードするような現場レベルの革新を牽引し得る「高度職業人材」を輩出する教育実施体制を備え、わが国の人材力を抜本的に強化する今までに無い「職業プロ養成機関」として、専門的農林業人の養成と、社会人として必要な教養教育に重点を置き、農林業生産者として成長するための拠り所となる深い専門性と、幅広い教養を身に付け、豊かな人間性を持った人材を輩出する役割を担うとともに、県立の大学として、地域の生涯学習機会の拠点としての役割と、社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）を果たしていく役割に重点を置くものである。

農林環境専門職大学短期大学部 生産科学科

(1) 設置の趣旨

政府が平成 30 年 5 月に決定した食料・農業・農村の動向（資料 18－1）では、次世代を担う若手農業者の姿を特集しており、わが国農業においては、担い手の高齢化や減少が課題となっている一方で、若手の新規就農者数が比較的高い水準で推移していると分析している。

こういった若手農家では非若手農家に比べ、経営規模の拡大、常雇いを雇い入れた農家の割合の上昇、単位面積・頭数当たり労働時間の短縮を図る投資が行われていることが確認されている。また、農林水産省の実施したアンケートより、若手農家の関心の高い農業施策として「労働力の確保」や「人材の育成」、経営における課題として「労働力の不足」が挙げられており、人材の数や能力が現場で不足していることが窺える。一方で、農業経営で大切なこととして、「栽培・飼養技術」が重視され、さらに今後伸ばしていきたい方向として、「IoT 等新技術の導入」や「異業種との連携」、「消費者への直接販売」、「農産物の加工・販売」が挙げられている。

また、森林及び林業の動向（資料 19）においては、森林所有者の多くが小規模零細で、経営規模拡大の意欲は減退しており、経営規模を拡大したい森林所有者は 15%に留まる一方で、丸太生産を担う林業経営者のうち、70%の者が規模拡大したいと回答している。このように、林業経営者の多くが経営規模を拡大したい意向があるものの、現状維持の意向を有する森林所有者との間でミスマッチが生じており、まとまった規模の林業経営を持続できる、意欲と能力のある林業経営者が十分育たない状況にあり、これらの課題を解決するため「新たな森林管理システム」の構築が必要としている。

森林及び林業の動向（資料 19）では、この「新たな森林管理システム」を進める上では、森林の経営管理の集積・集約化が必要であるとしている。集約

化により、作業箇所がまとまり、路網の合理的な配置や高性能林業機械を効果的に使った作業が可能になることから、素材生産コストの縮減が期待でき、また一つの施業地から供給される木材ロットが大きくなることで、質のそろった木材をまとめて供給することが容易となり、市場のニーズに応えつつ、価格面でも有利に販売することが期待できる。こういった集約化に当たっては、森林所有者に対して施業の方針や事業収支を提示し、集約化を促進する担い手となる「森林施業プランナー」の育成を図ることが重要となるとしている。

本県においても、農業就業人口の減少や高齢化が進み、従来型の小規模家族経営を中心とした農業構造から、大規模法人経営を中心とした農業構造への移行が進む中で、経営意欲を持ち、創意工夫を持って経営を展開する農林業者を支援することで、産業としての農林業を発展させることを目指している。

平成 29 年度に本県が県内ビジネス経営体及び認定林業事業体 451 経営体を対象として実施した、採用意識に関するアンケート調査(有効回答 166 経営体)(資料 9)では、雇用の不足感を持つ法人の中で、正社員が不足している法人が約半分(81 経営体)を占めている。こうした法人では、人材の不足感であっても「雇用手続の煩雑化などにより求人するまで至らない」、「応募者の資質が求める基準に満たない」、「募集しても応募がない」などで正規雇用まで至っていないケースが見受けられる。

しかし経営体の約 8 割(127 経営体)が事業の拡大・強化を考えており、特に売上金額が高い経営体ほど事業拡大意向が強く、生産・栽培部門の強化(74 経営体)による事業拡大の意向を持つ経営体が最も多かった。

こうした国や本県の農林業を取り巻く環境や本県経営体の意向を鑑みれば、農林業の持続的発展のためには、確かな生産技術や知識を持ち、現場で即戦力となるとともに、これからの農林業を取り巻く状況変化に対応できる能力を備えた次世代農林業の担い手を数多く養成することが必要である。

本学科は、このような能力を持った人材がこれからの新しい農林業に必要であるとの考えに立って、将来本県の農林業の生産現場を中心となって支えていく人材を養成する学科である。

なお、本県が平成 30 年 7 月～8 月に県内外の農林業法人や関連企業を対象として実施した「静岡県立農林環境専門職大学(仮称)及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部(仮称)の卒業生に対する企業等の採用意向に関するアンケート調査」(「学生確保の見通し等を記載した書類」資料 23)において、本学科の卒業生について、回答のあった 526 法人等中 124 法人等が「採用したい」、218 法人等が「採用を検討したい」と回答している。

(2) 静岡県立農林大学校との違い

静岡県立農林大学校は、作目に応じた生産知識・技術を修得するための教育を中心に行う2年課程の養成部で、講義と実習・演習を組み合わせた授業を展開している。

しかし、これからの生産現場を中心となって支えていく農林業生産者には、単に生産知識や技術を身に付けているだけでなく、IoTやAIなどの先端技術を生産現場に導入できる能力や、加工・流通・販売の知識に基づく生産物の付加価値を高めるための柔軟な発想力などが必要になると考えられる。

本学では、カリキュラムや教員組織の一層の充実により、栽培、林業、畜産の各分野の生産に関する知識や技術のレベルアップを図るとともに、これからの農林業を取り巻く環境変化に対応できる能力を備えた農林業生産者の養成を図ることとしている。

(3) 教育目標

本県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、栽培、林業、畜産のいずれの分野においても、多彩で高品質な農林産物が県内各地で盛んに生産されている。

栽培分野では、茶やみかんをはじめ、わさび、メロン、いちご、ばら、ガーベラなど多くの品目が全国トップクラスの品質と生産量を誇っており、林業分野では、富士山や南アルプス、天竜美林に代表される天竜川流域、広葉樹林に恵まれた伊豆地域など豊かで多彩な森林から、天竜スギや富士ヒノキなどの高品質な林産物が生産されている。また、畜産分野でも、富士山麓の朝霧地域で酪農が盛んに行われているほか、牛や豚などの個性的なブランド畜産物が県内各地で生産されており、この3分野は、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である。

農林業を取り巻く環境が大きく変化していく中で、こうした多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業を持続的に発展させていくためには、栽培、林業、畜産のそれぞれの分野で専門性を発揮し、各分野の経営を牽引していくことができる人材を養成する必要がある。

特に、近年の農林業における生産技術の高度化に対応していくためには、生産理論に関する確かな知識とそれに裏付けられた技術や、先端技術を生産現場へ導入する能力などによる実践力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなることができる人材の養成が求められている。

さらに、消費者の意識の向上などに対応していくため、そのような人材には、他分野の関連知識や共通知識を活用して、生産物の付加価値向上を図ることができる創造力も併せて求められている。

また、農山村は農林業の持続的な発展の土台であるが、近年は、人口減少や高齢化の進行に伴う農山村地域の活力低下が農林業振興における大きな課題となっている。農山村が有する豊かな自然環境や美しい景観、固有の伝統・文化などは、その地域の農林業の営みを通じて育まれてきたものであり、農林業者には、これらの価値を理解し、守り育みながら、農山村の地域社会を支えていくことも期待されている。

こうしたことから、本学においては、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、2年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせた教育課程により、専門分野の生産における実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して生産物の付加価値向上を図ることができる創造力を養成するとともに、農山村の地域社会を生産者として支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化に関する基礎的な知識などを身に付けさせ、以下に掲げる人材の養成を目指すものである。

<本学として養成する人材像>

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材

(4) ディプロマ・ポリシー

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

- ① 社会人に求められる知識を有するとともに、社会において他者と円滑にコミュニケーションをとることができる素養を有している。
- ② 農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上等を図るための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を有している。

- ③ 農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育んでいくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する基礎的な知識を有している。
- ④ 農山村の地域資源や生産する農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を活用し、栽培、林業、畜産の各分野において生産物の付加価値向上を図るための手法を理解している。
- ⑤ 修得した専門知識と技術を駆使して栽培、林業、畜産の各分野の生産現場における課題を探究し、解決に必要な情報を収集・整理する手法を理解している。

なお、本学は1学科のため、このディプロマ・ポリシーは本学全体のディプロマ・ポリシーとする。

(5) 卒業後の進路

卒業後は、身に付けた専門性を活かし、次のような場での活躍を想定している。

- ・栽培、林業、畜産の各分野の自家就農者
- ・栽培、林業、畜産の各分野の経営体における生産現場のリーダー
- ・栽培、林業、畜産の各分野の関連企業（食品・種苗等）への就職 など

(6) 重点を置く研究分野

本学科では農林業分野の専門職業人養成のための研究という観点に立ち、広く農業、林業、畜産業分野を研究の対象とする。また、本県農林技術研究所等とも連携を図りながら、農林業現場で活用される実用性の高い技術を身に付けさせるための研究に重点を置く。

3 大学及び学科の名称並びに学位の名称

(1) 大学の名称

本学の名称を「静岡県立農林環境専門職大学短期大学部」とし、国際表記を「Shizuoka Professional University Junior College of Agriculture」とする。「農林」で、農林業生産に関する実践的知識・技術について学ぶことを示し、「環境」で、農林業の営みを通じて形成される農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てていくことができる人材を養成するという本学の特色を示すものである。また、4年制大学である静岡県立農林環境専門職大学と併設する短期大学のため、同大学の「短期大学部」と表記する。

(2) 学科の名称

「生産科学科」

農林業を営む上で最も重要である「生産」に関する確かな知識と技術を中心に学ぶことにより、農林業を成長産業として発展させる人材の養成を行うことから、「生産科学科」とし、国際表記を「Department of Agricultural Production」とする。

(3) 学位の名称

農林業生産について学ぶ学問分野であることから、「農林業短期大学士（専門職）」とし、国際表記を「Associate degree of Agriculture」とする。農林業に関する短期大学士であることを端的に表現するものである。

4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の基本方針（カリキュラム・ポリシー）

前述の本学の「基本理念」に掲げる養成人材像並びに「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を実現するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）を、以下のとおり定める。

カリキュラム・ポリシー

- ① ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の生産現場においてリーダーとなるために必要な知識や、農山村の地域社会を生産者として支えていくために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせて編成する。
- ② 栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、1年次後半から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、1年次後半以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、2年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせて教育課程を編成する。
- ③ 少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の生産における実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して生産物の付加価値向上を図ることができる創造力を養成するとともに、農山村の地域社会を生産者として支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する基礎的な知識を修得させる。
- ④ 成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を挙げることができるようGPA制度を活用する。

なお、本学は1学科のため、このカリキュラム・ポリシーは本学全体のカリキュラム・ポリシーとする。

「カリキュラム・マップ」を資料 20-1 に示す。

(2) 基礎科目

社会人に求められる実用的な知識やコミュニケーション能力及び価値観の相違や多様性などを理解し多面的に物事を考える素養を身に付けるための科目として9科目を配置する。静岡県のものづくりのあり方や発展に向けて生産現場は何ができるのかを考える「静岡学」、生物に関わる基礎知識を学ぶ「分子生物学」、現代における情報処理能力を身につける「情報処理演習」、健康に加えチームプレイを通してコミュニケーション能力を養う「保健体育」、コミュニケーション能力や表現力の向上を目的とした「コミュニケーション論」を必修科目として配置する。また、英語の「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能を高める「英語基礎」、「英語基礎」で学んだ4技能を強化する「英語応用」を選択科目として配置し、経営状況を理解する上で必要な簿記についての知識を学ぶ「簿記基礎」「簿記応用」を自由科目として配置する。

(3) 職業専門科目

職業専門科目には、農林業生産現場の生産性向上等を図るための農林業生産に関する専門的な知識・技術や農林業生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を育成するための科目や、農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育んでいくための農山村の自然環境や景観の保全に関する知識を学ぶ科目を配置する。

農林業に関する基礎的知識について学ぶ科目を農林業基礎の科目群へ、農林業生産に関する専門的な理論や先端技術、農山村の自然環境や景観の保全について学ぶ科目を生産理論の科目群へ、農林業生産に関する専門的な技術や先端技術について学ぶ科目を生産技術の科目群へ配置する。

職業専門科目では、農林業基礎は全学生が共通で学ぶが、生産理論、生産技術の科目群は、栽培コース、林業コース、畜産コースの3コースに分かれて学ぶ。また、栽培作目や畜種毎に専門的な技術を学修するため、実習部分は、栽培コースでは「野菜」、「花き」、「茶」、「果樹」に、畜産コースでは、「圃場実習Ⅱ」で「大家畜」と「中小家畜」に分かれる。

①農林業基礎の科目群

農林業基礎科目群は、農林業に関する基礎的知識や農山村の自然環境、景観の保全を学ぶ科目群であり、9科目を配置する。日本の農林業の現状を把握し持続的な社会を構築するために現代の農学は何ができるか、また、日本の農林業の現状に加え、環境保全や景観形成などの機能についても学ぶ「農学概論」、農林業を学ぶための基礎的な科学知識を学ぶ「農林業のための科学」を必修科目として配置する。

また、農林業の歴史の変遷を学ぶ「農林業史」、農業・食料関連政策や森林・林業政策について学ぶ「農林業政策」、県内の農林業経営体等の現状を学ぶ「県内農林業事業」、農山村地域の資源としての野生鳥獣について学ぶ「野生鳥獣管理・利用論」や、農業を営む上で必要となる法律について学ぶ「営農と農業関連法」を選択科目として配置する。

さらに、ステップアップのための自由科目として、県外や海外の農林業経営体等の現状を学ぶ、「県外農林業事情」、「海外農林業事情」を配置する。

②生産理論の科目群

生産理論の科目群は、農林業生産に関する専門的な理論や、農林業生産に活用される先端技術、農山村の自然環境や景観の保全に配慮した農林業生産を学ぶ科目群であり、28 科目を配置する。生産技術の裏づけとなる生産理論について、体系的に学ぶ科目配置とし、生産技術の科目群との関連を意識した構成とする。

生産理論の科目群は、共通科目とコース別の科目に分かれている。コースは、栽培コース、林業コース、畜産コースの3コースを設け、このうち1コースを選択し、栽培、林業、畜産の各分野での実践力を修得させるために深く関係する科目をコース必修とする。

ア 共通

コース選択の参考とする導入的な科目として、「植物生理生態学」、「樹木・組織学」、「畜産概論」を選択科目として配置する。「畜産概論」では、環境に関する内容を取り上げる。

イ 栽培コース

植物の特性や植物生産の代謝、養分機能、栄養特性と土壌や肥料について学ぶ「土壌肥料・植物栄養学」、病虫害管理について学ぶ「植物保護」、環境保全型農業について学ぶ「環境保全型農業論」、栽培の先端技術について学ぶ「先端栽培技術」をコース必修として配置する。

また、施設栽培の基礎理論や環境調整技術、環境に配慮した施設園芸について学ぶ「施設園芸」、植物の遺伝の仕組みや育種技術について学ぶ「植物遺伝育種学概論」、食用作物の栽培管理について学ぶ「作物栽培」を選択科目として配置する。「土壌肥料・植物栄養学」、「環境保全型農業論」では、授業の中で環境について取り上げる。

また、栽培コースでは、野菜、花き、茶、果樹の作物ごとに栽培技術を修得するため、「圃場実習Ⅰ」、「圃場実習Ⅱ」の作目にあわせて「野菜栽培」、「花き栽培」、「茶栽培」、「果樹栽培」のいずれかを履修する。

ウ 林業コース

森林政策の歴史や関連法、森林調査の基礎やリモートセンシング技術を用いた計測、環境問題について学ぶ「森林計画学」、森林づくりの目的・方法、施行技術、森林景観について学ぶ「造林学」、森林の生態について学ぶ「森林生態学」、治山・砂防や林業土木、森林・植生がもつ環境保全や景観形成の機能について学ぶ「森林土木論（治山・林道）」、植物の遺伝の仕組みや育種技術について学ぶ「植物遺伝育種学概論」、林業機械を用いた木材生産や作業システムについて学ぶ「木材生産システム」をコース必修として配置する。

「森林計画学」、「造林学」、「森林生態学」の授業の中で、環境保全について、「森林土木論（治山・林道）」、「造林学」で景観保全について取り上げる。

「森林計画学」及び「木材生産システム」の授業の中で、林業の先端技術について取り上げる。

エ 畜産コース

家畜栄養と飼料、飼料配合設計の基礎理論を学ぶ「飼料総論」、家畜の飼養管理や畜産分野へのICTやIoTの導入について学ぶ「家畜飼養」、家畜の体の構造について学ぶ「家畜生理解剖」、家畜の育種や繁殖の基礎について学ぶ「家畜育種繁殖」、衛生管理について学ぶ「家畜衛生学」、環境に配慮した畜産や堆肥の利用について学ぶ「畜産環境・堆肥利用論」をコース必修科目として配置する。なお、「畜産環境・堆肥利用論」の授業の中で畜産分野の環境保全について、また、「家畜飼養」で畜産分野の先端技術について学ぶ。

さらに、知識を深めるために、家畜人工授精士の資格取得に必要となる「畜産法規」、「人工授精論」を自由科目として配置する。

③生産技術の科目群

生産技術の科目群は、農林業生産に関する専門的な技術、農林業生産に活用される先端技術を学ぶ科目群であり、17科目を配置する。共通科目と生産理論と同様に、3コースに分かれて学ぶ科目からなる。

ア 共通

農林業生産の全般的な技術や先端技術を広く学ぶ「総合実習」、食品安全や環境保全、労働安全など農業の生産工程管理について学ぶ「GAP演習」、トラクター等の大型機械の操作方法や安全使用について学ぶ「大型機械実習」、栽培、林業、畜産の各分野の経営体で生産技術を学修する「企業実習」を必修科目として配置する。

イ 栽培コース

野菜、花き、茶、果樹の作目ごとに栽培技術を修得する。このため、野菜栽培を学ぶ場合は、「野菜栽培」、「圃場実習Ⅰ（野菜）」、「圃場実習Ⅱ（野菜）」を、花き栽培を学ぶ場合は、「花き栽培」、「圃場実習Ⅰ（花き）」、「圃場実習Ⅱ（花き）」、茶栽培を学ぶ場合は「茶栽培」、「圃場実習Ⅰ（茶）」、「圃場実習Ⅱ（茶）」、果樹栽培を学ぶ場合は「果樹栽培」、「圃場実習Ⅰ（果樹）」、「圃場実習Ⅱ（果樹）」の組み合わせで履修する。それぞれの授業の中で、栽培分野における先端技術について取り上げる。

ウ 林業コース

林業全般の基礎技術について学ぶ「演習林実習Ⅰ」、応用的技術について学ぶ「演習林実習Ⅱ」をコース必修として配置する。それぞれの科目の中で、林業の先端技術について取り上げる。

エ 畜産コース

畜産全般の基礎技術について学ぶ「圃場実習Ⅰ（畜産）」をコース必修として配置する。また、2年次には大家畜を学ぶ「圃場実習Ⅱ（大家畜）」、中小家畜を学ぶ「圃場実習Ⅱ（中小家畜）」を配置する。それぞれの科目の中で、畜産の先端技術について取り上げる。

（４）展開科目

展開科目は、農山村の地域社会を支える農林業生産者として必要な伝統・文化の継承などに関する知識を学び、また、農山村の地域資源や栽培、林業、畜産の各分野の加工・流通・販売などに関する知識を活用し、生産物の付加価値向上を図るための手法の理解するための科目である。共通科目と生産理論と同様の3コースに分かれて学ぶ科目からなる。

ア 共通

農山村の地域資源である伝統・文化の継承について学ぶ「農山村田園地域公共学」とマーケティングの基礎知識や販売管理のノウハウについて学ぶ「マーケティング・販売演習」を必修科目として配置する。

イ 栽培コース

農業経営について学ぶ「農業経営」、食品の加工や流通について学ぶ「流通加工論」をコース必修として配置する。

また、食品化学や食品衛生の基礎知識を学ぶ「食品科学」、食品や農産物の

機能性成分などについて学ぶ「農と食の健康論」、食品加工の知識と技術を学ぶ「食品加工演習」、フードシステムの観点から食料問題を考える「アグリフードシステム論」を選択科目として配置する。

ウ 林業コース

林業経営について学ぶ「林業経営」、木材加工の知識と技術を学ぶ「木材加工演習」、木材の様々な利用方法や流通・原木市場について学ぶ「木材利用・流通論」をコース必修として配置する。

エ 畜産コース

畜産経営について学ぶ「畜産経営」、食品の加工や流通について学ぶ「流通加工論」をコース必修として配置する。

また、食品化学や食品衛生の基礎知識を学ぶ「食品科学」、食品や農産物の機能性成分などについて学ぶ「農と食の健康論」、食品加工の知識と技術を学ぶ「食品加工演習」、フードシステムの観点から食料問題を考える「アグリフードシステム論」を選択科目として配置する。

また、知識を深める自由科目として、実際の飼育管理や動物福祉などについて学ぶ「畜産経営演習（大家畜）」、「畜産経営演習（中小家畜）」を配置する。

（５）総合科目

総合科目は、修得した専門知識と技術を駆使して農林業生産現場における課題を探究し、解決に必要な情報を収集・分析・整理するとともに、分析・整理した結果を表現できる能力を養成する科目である。農林業生産現場における課題の解決に向けた研究の手法などを学ぶ「プロジェクト研究」を必修科目として配置する。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 基本的考え方

本学科では、栽培、林業、畜産の各分野の専門職業人を養成するため、「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置き、各分野の基礎的知識の修得に加え、より専門的に学ぶことができるようカリキュラムを編成している。また、「農業経営」、「畜産経営」、「林業経営」の科目を用意し経営を学ぶとともに、「マーケティング・販売演習」を必修科目として、実践的な知識を得られるよう計画している。

栽培、林業、畜産の各分野については実務に即した教育内容とし、実習科目を多く設けており、より実践的な知識、ノウハウを学ぶことができるよう実務家教員の比率を高くしている。

ただし、学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるよう配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。

なお、実習圃場を、併設する静岡県立農林環境専門職大学と共用するため、実習系の科目については、静岡県立農林環境専門職大学の教員を兼任教員として授業を共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。

<分野別・職位別の教員構成>

(単位：人)

区 分	栽 培			林 業			畜 産		
	教 授	准教授	講 師	教 授	准教授	講 師	教 授	准教授	講 師
専任教員	0	0	0	0	0	0	1	0	1
実 務 家	3	2	4	1	1	1	1	1	2
うち研究	2	0	1	1	0	0	1	0	0
合 計	3	2	4	1	1	1	2	1	3

(2) 年齢構成

専任教員の年齢構成は次ページのとおりである。

60 歳以上の教員は8人で、完成年度までに定年を迎える者は1人だが、定年規程（資料 21）に特例を設け、平成 36 年 3 月 31 日まで引き続き同一職位で勤務できるようにしている。

栽培、林業、畜産の主たる分野の実務家教員については、県の組織全体にお

いて、各専門職種の職員のキャリアパスを見直し、教員後継者の育成を図っていく。また、順次退職となる教員の状況を見据え、内部昇格と併せ、職位や年齢構成のバランスを見ながら、適切に教員を採用していく。

＜専任教員の職位・年齢構成（平成 32 年 4 月 1 日現在）＞ （単位：人）

年 齢	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	計
教授			1	5	6
うち実務家(うち研究)			1(1)	4(3)	5(4)
准教授		1	4		5
うち実務家(うち研究)		1	3		4
講師	3	3	1	3	10
うち実務家(うち研究)	2	2(1)	1	3	8(1)
専任教員 合計	3	4	6	8	21
うち実務家(うち研究)	2	3(1)	5(1)	7(3)	17(5)

6 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

①少人数教育の推進

本学の入学定員は各学年 100 名、2 学年合計の収容定員は 200 名である。

収容定員 200 名に対して、専任教員が 21 名（教員一人当たりの学生数は 9.5 人）いることから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、講義は 40 人以下で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる作目別の圃場実習など、実習科目の授業の多くを 15 名程度の少人数で行うこととする。

②実習・演習による実践的教育の推進

自ら土を耕し、作物を育て収穫し、必要に応じ加工し、消費者へ販売していくという経験を学生のうちから積んでおくことは、農林業生産の現場で役立つ実践力や創造力を養うためには欠かせない。

本学では、確かな生産知識と技術力をもつ、栽培、林業、畜産の各分野の生産現場で即戦力として活躍するスペシャリストの農林業生産者の養成を目指している。生産理論に基づいた技術を修得するため、理論を学ぶ講義と結びつけて実習を実施する。

生産技術に関する演習・実習は、学内等の圃場で行う実習を 1 年次および 2 年次に配置し、実践的な生産技術を学ぶ。1 年次は、農林業全体を学ぶ実習を前半に、作目別に分かれて基礎的な技術を学ぶ実習を後半に配置する。2 年次は、身に付けた基礎的な技術を実践レベルに高めるため、学内の圃場や県研究施設の圃場で行う実習と、栽培、林業、畜産の各分野の経営体で行う約 2 ヶ月間にわたる臨地実務実習を実施する。

また、農林業現場では大型機械を扱う技術が必要となるため、その操作方法などを学ぶ「大型機械実習」を実施する。

さらに、食品安全や環境保全、労働安全等の持続的可能性を確保するための生産工程管理の方法について学ぶ「GAP 演習」、加工や販売の実践について学ぶ「食品加工演習」、「木材加工演習」「マーケティング・販売演習」を実施し、多角化する農林業に対応できる能力を育成する。

③クォーター制の導入

本学ではクォーター制を導入して、1 科目を週に 2 コマ（連続あるいは、月木や火金などの組合せ）実施し、同一科目の授業を短期間で集中的に実施することにより教育効果の向上を図るとともに、各タームでの履修科目を調整・工夫し、臨地実務実習など集中的に行う実習に参加しやすい環境を作る。

特に農林業生産は季節に合わせて行われるため、クォーター制を導入することにより、高い学習効果が得られる季節に実習を組み込みやすくなる。

④農林業経営体における臨地実務実習

学生が生産現場の状況について深く理解し、実践力を高めるとともに、将来自らが生産現場の中核として農林業に携わっていく際に必要な職業観を十分に養成するため、合計2ヶ月程度、栽培、林業、畜産の各分野の経営体において実務に従事する実習科目を設ける。

⑤現場課題をテーマとしたプロジェクト研究

本学の学修の集大成として、学生が農林業現場の分析を行い、生産における課題へのアプローチ手法について研究する。

(2) 履修指導方法等

①履修ガイダンスの実施

入学時のガイダンスにおいて、履修ガイドブック、シラバス、希望する生産品目に即した履修モデルを提示し、学生の目指す専門分野別に教育課程の考え方・特色や入学時から卒業時までの履修方法について説明するものとする。また、入学直後に、全学生を対象に「新入生アンケート調査」を実施し、志望分野や志望理由、卒業後の志望進路等を把握する。

また、生産理論及び生産技術、加工・流通・販売は、栽培、林業、畜産の各分野を専門的に学ぶため、コース制とし、「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置く。また、栽培コースは、作目毎に専門的な技術を学修するため、実習部分は、「野菜」、「花き」、「茶」、「果樹」に、畜産コースは、圃場実習Ⅱで畜種により「大家畜」と「中小家畜」に分かれる。なお、基礎科目や職業専門科目のうち農林業基礎、総合科目は共通して学ぶ。

1年次の秋期からコースに分かれて、生産理論及び生産技術、加工・流通・販売・経営を学ぶ。

コース選択に関する説明は、入学時の4月に行い、コースの決定時期、希望申込時期、選抜時期、選抜方法について、学生に対する説明と指導を行う。コース決定の方法は、1年次の7月に希望調査票を提出させ、8月に面接と選考会を実施し、9月にコースを決定する。

②個別履修指導等の実施

1年次には専任の教授・准教授の中から担任教員を決め、学生の履修・学習等に関する相談窓口とする。また、相談内容によっては選択する進路を見据え、学生の希望する各分野の教授・准教授につなげ、各分野の教授・准教

授が相談に応ずることとする。

2年次においてはプロジェクト研究の指導教員など、各分野の教員が学生の履修、学習等に関する相談に応ずるものとする。プロジェクト研究については教員一人当たりの担当学生数は6人を限度とし、学生の志望研究テーマに合わせて個別に適切な指導体制をとるとともに、実習や研究の指導における教員の負担が過剰にならないよう配慮する。

併せて、すべての専任教員がオフィス・アワーを設け、講義内容等について学生が個別に相談を行うことができるようにする。

③シラバスの作成

授業を担当する教員は、すべての科目のシラバスを作成する。授業の概要、到達目標、授業の計画、評価方法、テキスト教材、参考書等を学生目線でわかりやすく示し、学生が主体的に予習、復習に取り組みやすくすることで、教育効果を高める。

④履修モデル

履修モデルを提示し、希望する就業先の生産現場の品目に即した履修指導を行う。設定した履修モデルは、次のとおりである（資料22）。

- ・ 履修モデル：栽培コース(施設野菜現場)
- ・ 履修モデル：栽培コース(露地野菜現場)
- ・ 履修モデル：栽培コース(花き現場)
- ・ 履修モデル：栽培コース(茶現場)
- ・ 履修モデル：栽培コース(果樹現場)
- ・ 履修モデル：林業コース(林業現場)
- ・ 履修モデル：畜産コース(乳牛・肉牛飼育現場)
- ・ 履修モデル：畜産コース(養豚・養鶏飼育現場)

(3) 成績評価

①単位の取得

学則に基づき、各授業科目を履修した者には、評価の上単位を認定する。認定の方法は、各種試験、グループワーク、発表、レポート等の成果物、授業・実習・演習の取り組み方などにより、各授業科目担当者が科目の特性を考慮して定める。

②成績の評価

成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に

学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。

各授業科目の成績評価は、S（100点～90点以上）、A（90点未満～80点以上）、B（80点未満～70点以上）、C（70点未満～60点以上）、D（60点未満）の5つの分類を持って表し、C以上を合格とする。

また、授業への出席に関する取り扱いについては、学生が履修した当該授業科目の単位の認定を受けるためには、授業時間数の3/2以上の出席を原則とし、オリエンテーションや授業開始時のガイダンス、学生便覧等において、学生にその考え方を明確に伝え、理解させることとする。

また、学生が主体的かつ充実した学習効果を上げることができるよう成績評価に応じて下記のとおりポイント（4.0～0.0pt）で表し、平均値で表すGPA（Grade Point Average）制度を活用する。このGPA制度を導入することで、ただ単に進学や卒業に必要な単位を取得するのではなく、学生が主体的かつ充実した学習効果を上げることが可能となる（例えば、学期はじめに自身の成績目標を設定し、学期末に学習効果を自身で把握し、次の目標を設定するなど）。そのため、学業成績通知書には、GPAも含めた成績評価を記載し、各学生に通知する。

またGPAは学生の履修状況を見る指標にもなるため、未履修科目が多い学生への履修指導にも利用していく予定である。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修した科目の単位数} \times \text{その科目のGP}) \text{の合計}}{\text{履修登録単位数の合計}}$$

評 点	評価（表示）	G P
90～100	S	4.0
80～89	A	3.0
70～79	B	2.0
60～69	C	1.0
0～59	D	0.0
出席回数不足	—	0.0

③CAP制（履修科目の登録の上限）の導入

単位の過剰登録を防ぎ、学習の質を確保するため、1年間に履修登録できる単位の上限は45単位とする。

④卒業要件

本学科で卒業に必要となる卒業要件単位数は、次のとおりとする。なお、実験・実習・実技による授業科目にかかる 20 単位以上（うち臨地実務実習 10 単位以上）を修得しなければならないものとする。

科目群		卒業要件単位数		
		必修科目	選択科目	合計
基礎科目		9 単位	1 単位以上	10 単位以上
職業専門 科目	農林業基礎	3 単位	4 単位以上	46 単位以上
	生産理論	—	14 単位以上	
	生産技術	15 単位	10 単位	
展開科目		4 単位	6 単位以上	10 単位以上
総合科目		2 単位	—	2 単位
卒業要件単位数		68 単位以上		

⑤他大学における授業科目の履修

本県内の高等教育機関で構成されるふじのくに地域・大学コンソーシアムに参加し、他大学で開講されている専門科目以外の科目の履修を認め、学生の関心、意欲を尊重し、幅広い知識の修得を支援していく。なお、これらは卒業要件には含まないものとする。

7 教育課程連携協議会

農林業界及び地域社会のニーズを反映した教育課程を編成・実施するため、県内農林業者や農林業団体、高校関係者、地元自治体関係者などを構成員とした「教育課程連携協議会」を設置する。

「教育課程連携協議会」の構成員には、学科長及び栽培・林業・畜産を担当する教授に加え、大学の課程に係る職業に関連する団体のうち、県域で活動する関係者であって、当該職業の実務に関し、豊富な経験を有するものとして、地域の農業の指導者的な役割を担う農業経営士によって組織された静岡県農業経営士協会の会長である齋藤恭市氏、県下 17 の農業協同組合の総合的な指導機関である静岡県農業協同組合中央会において、営農部門で長い指導実績を持つ農政営農部長の戸塚央男氏、畜産経営及び技術の改善を指導する公益社団法人静岡県畜産協会の常務理事兼事務局長である藤山正彦氏、森林資源の活用や木材の流通を担う静岡県森林組合連合会の理事兼参事である高橋雅弘氏、地方公共団体の職員として、地元自治体である磐田市の農林行政を所管し、地域の実状に精通する磐田市農林水産課の課長である鈴木一洋氏、臨地実務実習の実施に協力する事業者として、静岡県農業法人協会の会長で、ハウスで野菜栽培を行う農業法人の経営者でもある鈴木厚志氏、酪農を行う農業法人の専務取締役である片野恵介氏、林業経営や観光を行う法人の代表取締役である竹川将樹氏を充てる。

また、教員その他の職員以外であって、学長が必要と認める者として、静岡県農業高等学校校長会の会長で、高校での農業教育に長く従事している竹川暢昭氏を充てる。

これらの構成員はいずれも実務家として、農林業現場において十分な活動経験と高い見識を有しており、専門的な分野に関する科目について審議を行うことが可能である。

「教育課程連携協議会」は年 2 回開催し、教育課程の編成やその実施状況について審議し、学長に意見を述べる。教育課程連携協議会の概要や審議事項、開催回数等は資料 23 のとおりである。

8 施設、設備等の整備計画

(1) 本学キャンパスの整備方針

本学は静岡県立農林大学校の校地、施設及び設備を活用し、その他必要な施設等を整備する。

既存の校舎の活用にあたっては、A棟は改修工事を実施、B棟は現状の校舎のまま継続利用する予定であるが、静岡県立農林大学校は平成33年度まで学生が在学するため、校舎を共用する静岡県立農林大学校の学生に対しても学生生活を阻害しないよう配慮する。

その他、A棟に近接した位置にC棟を建築し、校地内の外構整備を実施する。工事に際しては、安全管理を徹底するとともに学習環境の確保に配慮する。

各校舎の整備は、平成33年度まで段階的に実施するものとする。A棟については平成31年度中に視聴覚室や教室、実験室等の改修工事を完了させ、入学者受け入れ態勢を整えとともに、平成32～33年度に、エレベータの設置工事やC棟への図書館等の機能移転等に対応した改修工事を行う。C棟及び外構については、開学後も工事を継続し、平成32年度までの実施を予定している。

また、校地、施設及び設備は必要に応じて静岡県立農林環境専門職大学生産環境経営学部と共用するものとする。

(2) 校地及び運動場等の整備計画

①校地の計画

校地は、静岡県磐田市にある現在の静岡県立農林大学校（平成32年度から学生募集停止）の校地を活用する。JR磐田駅から北へ約3kmに位置し、周辺には幹線道路やバス路線が整備されており、交通環境に恵まれている場所である。

また、周囲約3kmには磐田警察署や中遠総合庁舎、静岡地方法務局などの官公庁施設等が立地しているほか、「磐田市総合体育館」、「磐田市陸上競技場」、「かぶと塚公園」など公共施設も隣接している。

②運動場の計画

運動場は、静岡県立農林大学校の運動場10,469㎡を転用する。この運動場はA棟から約300mに位置している。

これにより、静岡県立農林環境専門職大学における校地面積は校舎敷地18,076㎡に運動場用地10,469㎡を加えた28,545㎡となる。

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学と共用するので、基準校地面積は両大学の面積の合計として算出する。静岡県立農林環境専門職大学短期

大学部の基準校地面積は、専門職短期大学設置基準第 44 条の規定に基づき、収容定員上の学生 1 人当たり 10 m²として算定した面積 2,000 m²となり、静岡県立農林環境専門職大学の基準校地面積は、専門職大学設置基準第 46 条の規定に基づき、収容定員上の学生 1 人当たり 10 m²として算定した面積 960 m²となる。したがって、両大学を合わせた基準校地面積は 2,960 m²と算出されるので、本学の校地は基準面積を上回っている。

また、平成 33 年度までは静岡県立農林大学校と校地を共用するが、本学の校地は基準面積を大きく上回っていることから、共用可能と判断する。

上記によるほか、附属施設として、静岡県立農林大学校の実習圃場 15,843 m²、機械研修場 36,656 m²を転用する。

(3) 校舎等施設の整備計画

本学の校舎は、静岡県立農林環境専門職大学と共用するので、基準校舎面積は本学の面積の合計として算出する。静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の基準校舎面積は、専門職短期大学設置基準第 45 条の規定により、学部の種類が農学関係であり、収容定員が 200 人以下であるので基準校舎面積 2,400 m²となる。一方、静岡県立農林環境専門職大学の基準校舎面積は、専門職大学設置基準第 47 条の規定により、学部の種類が農学関係であり、収容定員が 100 人以下であるので基準校舎面積 4,396 m²となる。したがって、両大学を合わせた基準面積は 6,796 m²と算出される。

本学の校舎は A 棟、B 棟及び C 棟の 3 棟で構成し、それぞれの延床面積は 3,094.6 m²、2,856.4 m²、845 m²、計 6,796.0 m²であるので、基準面積を満たしている。

なお、本学の専用部分は専任教員室（A 棟、C 棟）のみであり、他の部分は静岡県立農林環境専門職大学と共用する。静岡県立農林環境専門職大学の専用部分は使用しない。

また、平成 33 年度までは静岡県立農林大学校と校舎を共用する。本学及び静岡県立農林環境専門職大学は、主に A 棟及び C 棟を授業で使用し、静岡県立農林大学校は、主に B 棟で授業を実施することで共用していく。校舎の利用計画表及び時間割表を資料 24、25 に示す。

A 棟は鉄筋コンクリート造、地上 4 階建てで、1 階には事務室（総務課、教務課など）、学長室、分析実験室等（計 815.3 m²）、2 階には講義室、植物実験室等（計 750.6 m²）、3 階には研究室、ミーティングルーム、講義室等（計 749.2 m²）、4 階には研究室、視聴覚室等（計 748.0 m²）、屋上階には屋上に出るための階段室（31.5 m²）、総計 3,094.6 m²の校舎である。

B 棟は鉄骨造、地上 2 階建てで、1 階には教員用実験室、加工講義室等（計 419.2 m²）、2 階には講義室、カウンセリングルーム等（計 425.8 m²）、総計

845.0 m²の校舎である。

C棟は鉄骨造、地上3階建てで、1階には食堂・厨房、売店等（計730.3 m²）、2階は図書館、教員室、講義室等（計1,110.6 m²）、3階には図書館、畜産実験室、ミーティングルーム等（計1015.5 m²）、総計2,856.4 m²の校舎である。

①学長室、会議室、事務室等

円滑に運営を行うため、学長室、応接会議室、事務室等の事務機能は主にA棟1階に集約して設置する。また、教員用の印刷室をA棟の3階及び4階、C棟の2階に設ける。

②教員研究室

原則として、専任教員全員に、施設可能な教員研究室を21室（教授・准教授用11室（22 m²）、講師用10室（16 m²））を設置する。この教員研究室には、執務机、書架、打ち合わせテーブルを置く。

また、教員と学生が打合せを行ったり、教員が学生の相談対応や指導を行うスペースとして、静岡県立農林環境専門職大学と共用でA棟にミーティングルーム1室、B棟にカウンセリングルームを1室、C棟にミーティングルーム3室を設置する。

なお、教員が、測定や分析等、研究機材を用いた教育研究を行うスペースとして、静岡県立農林環境専門職大学と共用でB棟、C棟にそれぞれ教員用実験室1室を設置する。

③講義室・情報処理室

講義室はA棟に5室、B棟に7室、C棟に4室設け、視聴覚素材を用いた講義が中心となるため、AV機器等（プロジェクタ、スクリーン、マイク等）の設備を設置する。また、C棟に情報処理室を設ける。

静岡県立農林環境専門職大学と合わせて148科目の講義を実施するために必要な講義室を確保する。A棟3階に設置する講義室の1室は、C棟完成後の2年次に整備する。

なお、本学の講義室の多くは、他大学と比べ小規模であるため、GAP演習や販売演習などの演習科目については、講義室を利用して行う。

④実験室

実験室は静岡県立農林環境専門職大学と共用で、A棟に分析実験室、植物実験室、クリーンベンチ室、B棟に加工実験室、教員用実験室Ⅰ、C棟に畜産実験室、教員用実験室Ⅱの計7室を設置する。

各実験室には実習等に必要な分析機器等の設備や器具を整備する。

また、2室ある教員用実験室は教員専用とし、教員が支障なく教育研究が行えるよう、教員が研究を行う上で必要な測定機器や、分析等の研究機材を設置できるスペースを確保する。

位置		実験室名	面積	主な用途	整備する機器等
A棟	1階	分析実験室	112.8 m ²	土壌分析、飼料分析、植物体分析など	ガスクロマトフィ、RQ フレックス、ph 計、EC メータ、糖酸度計、原子吸光分光光度計
	2階	植物実験室	112.8 m ²	観察、病害虫診断など	顕微鏡、インキュベータ、恒温維持器、滅菌消毒器
		クリーンベンチ室	30.2 m ²	植物培養	クリーンベンチ、恒温維持器
B棟	1階	加工実験室	133.2 m ²	農畜林産物加工	ミートチョッパー、薫煙庫、ブラストチラー、冷凍冷蔵庫
		教員用実験室Ⅰ	67.1 m ²	研究	乾燥機、冷凍冷蔵庫、蒸留水製造装置、超音波洗浄機
C棟	3階	畜産実験室	94.8 m ²	解剖、血液分析など	遠心分離機、ディープフリーザ、クリーンベンチ、ドラフトチャンバー
		教員用実験室Ⅱ	94.8 m ²	研究	乾燥機、超音波洗浄機、クリーンベンチ、ドラフトチャンバー

⑤医務室

医務室はA棟の1階に設置し、職員を1名以上配置する。

⑥学生自習室及び控室

学生の自学自習の環境を整えるため、C棟の2階に1室（56.9 m²）を設置する。図書館の近くに配置し、プロジェクタ等を整備することで学生のグループ学習に対応する。その他学生が自由に滞在する場所としてC棟2階に学生ラウンジ（62.6 m²）を設け、テーブル、イスを配置する。

なお、C棟が完成するまでの平成32年度は、静岡県立農林大学校（A棟）の臨時図書室（A棟3階）128.3 m²、閲覧室48席を活用し、C棟完成後に機能をC棟に移設する。

⑦体育館兼講堂

体育館兼講堂は、既存の施設（延床面積 904 m²）を利用し、A棟の北側に渡り廊下で繋がる形で位置している。保険体育の授業で使用するほか、入学式や卒業式などを行う講堂としても使用する。

また、屋外運動場が必要な体育授業は、静岡県立農林大学校のグラウンドを継続して使用する。

⑧福利厚生施設

学生の福利厚生及び支援のための施設として、食堂及び売店をC棟1階に設ける。食堂については、地域住民をはじめとした学外の方々にも開放することで、来客者に対して本学の活動内容を広く周知していく。また、これを通じて高校生にも興味を持ってもらい、本学への入学、そして将来の農林業人材の増加に繋げていく。なお、平成32年度は学生寮の1階にある食堂を継続して活用する。

また、福利厚生施設の一つとして静岡県立農林大学校の学生寮2棟を継続利用する。1棟は男子108人、女子8人、計116人定員の男女共用の学生寮であり、もう1棟は女子30人定員の女子寮である。学生寮での生活は、学生の社会性やコミュニケーション能力の向上や就農後につながるネットワークの構築を促す上で重要な環境であることから、1年次は全寮制とし、2年次以上は希望制とする。

⑨附属施設（農場等）

専門職短期大学設置基準第46条に定める附属施設として、農場については、敷地内の静岡県立農林大学校の既存の実習圃場15,843 m²と機械研修場36,656 m²を転用するとともに、県有施設である農林技術研究所（本所）115,252 m²、農林技術研究所茶業研究センター58,000 m²、農林技術研究所果樹研究センター53,904 m²、農林技術研究所森林・林業研究センター58,959 m²を充てる。また、牧場については、県有施設である畜産技術研究所（本所）121.9haと、畜産技術研究所中小家畜センター9.3haを充てる。演習林については、本学の近隣にある県有林294haを充てる（資料26）。

農場として使用する実習圃場は、効率的に管理・運営するために、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部が共用し、作物ごとに配置した技術職員が通常の管理業務を担う計画である。静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、実習の実施時間が重複しないように計画しており、支障なく実施できる。

実習圃場は、トマトやイチゴ、メロン等の施設野菜やナス、オクラ等の露地野菜、切花や鉢花等の花き、お茶、果樹、しいたけ等を栽培可能な圃場であり、「総合実習」、「圃場実習Ⅰ」、「演習林実習Ⅰ」、「圃場実習Ⅱ（野菜）（花き）」といった実習用だけでなく、プロジェクト研究といった研究用圃場としても用いることも可能である。設備については、栽培管理に必要な設備として、栽培棚や自動給液装置、複合環境制御装置、茶刈機、中刈機、スピードスプレイヤー、トラクター、溝切り機、運搬車等を整備する。また試験用設備として、環境測定機器（温湿度計、日射計、風速計、データロガー等）を整備する。

機械研修場には、トラクターやフォークリフトなどの農業に関する機械と試験コースがあり、実習を通じて農業機械の操作技術や安全な使用方法を学ぶ。

実習圃場を管理・運営するために、静岡県立農林環境専門職大学と兼任の非常勤（週 29 時間勤務）の技術職員 15 人（野菜 4 人、花き 2 人、茶 2 人、果樹 1 人、畜産 1 人、林業 2 人、農産加工 1 人、機械研修場 2 人）を配置する。技術職員は、実習計画や圃場・施設の利用計画に基づき、播種や肥培管理、病虫害防除、収穫などの作業に従事するとともに、実習実施時には、教員をサポートする。また、実習圃場で行う研究活動においても、生育管理などの作業を担うこととし、教育研究上、支障がない実施体制を整える。

これらの技術職員には、静岡県や農業協同組合の職員OB等、豊富な知識や技術、経験を有する者を充てる計画であり、圃場を管理・運営する上で支障はない。

実習圃場など附属施設での実習を円滑に実施できるよう、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実習担当教員や、技術職員等からなる「実習圃場委員会」を合同で設置し、実習の実施体制や実習計画、圃場・施設の利用計画、作物の作付計画などを策定する。

また、農林技術研究所（本所）、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、農林技術研究所森林・林業研究センターは、県の農林業振興に係る技術開発のための研究拠点として、必要な施設や圃場、設備が整備されており、また、これまでも既設の静岡県立農林大学校養成部 2 年次の実習を受け入れていて、実施にあたってのノウハウも蓄積されていることから、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実習実施についても支障なく実施できる。

牧場として使用する畜産技術研究所（本所）及び畜産技術研究所中小家畜センターは、県の畜産振興に係る技術開発のための研究拠点として、必要な施設や圃場、設備が整備されており、また、これまでも既設の静岡県立農林大学校養成部 2 年次の実習を受け入れていて、実施にあたってのノウハウも

蓄積されていることから、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実習実施についても支障なく実施できる。

演習林として使用する県有林では、林道等の測量や森林調査、伐採といった実習を行うことが可能であり、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実習実施についても支障なく実施できる。

なお、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と、県試験研究機関等との間で、教育研究の進め方などを協議する連携会議を設け、中長期的な施設・設備の利用について調整する体制を整える計画であり、教育研究上、支障なく実施することができる。

(4) 図書等の資料及び図書館の整備計画

①図書等の資料整備

図書館は、静岡県立農林環境専門職大学と共用する。

開学前年度となる平成 31 年度には、翌年のカリキュラムで必要となる基礎科目や農林業基礎の図書等を中心に全体の 6 割程度の整備を行い、平成 32 年度には、翌年度のカリキュラムで必要となる加工流通関連図書等の追加や農林業関連図書等について拡充を図り、残り 4 割程度の整備を完了する。

整備する図書は、農林業の専門図書館として、園芸、果樹、茶、作物、林業、畜産の各分野における生産技術や生産理論等の専門図書を整備する。また、栽培に関する幅広い知識を身につけるため、他県で導入されている技術や病虫害の図鑑等の図書を整備する。

整備する図書の点数としては、開学前年度の平成 31 年度中に図書 7,689 冊（基礎科目関係の図書 4,588 冊、専門科目関係の図書 3,101 冊）、学術雑誌 40 誌（電子ジャーナル含む）、視聴覚資料 38 点を整備し、平成 32 年度中に、図書 5,127 冊（基礎科目関係の図書 1,273 冊、専門科目関係の図書 3,854 冊）、視聴覚資料 26 点を整備する。

平成 32 年度末時点の図書等の資料点数は、図書 12,816 冊（基礎科目関係の図書 5,861 冊、専門科目関係の図書 6,955 冊）、学術雑誌 40 誌（電子ジャーナル含む）（資料 27）、視聴覚資料 64 点である。このうち、外国書は、図書 366 冊、学術雑誌 20 誌である。

新規に農林業関連図書等が発刊された際には、県の予算内で購入し、最新の図書の整備も行っていく。国内外の学術雑誌についても定期契約をし、最先端の研究情報も得られるようにする。

[図書整備 内訳]

(単位：冊)

区 分			内国書	外国書	合 計		
基礎科目	一般教養		政治学、社会学、歴史学、文学、哲学、茶道、華道等	5, 157	37	5, 194	
	コミュニケーション		英語、英語文学、英会話等	439	31	470	
	保健体育		体育	169	28	197	
	小 計			5, 765	96	5, 861	
専門科目	農林業基礎		化学、数学、生物学、物理学、農学概論、統計学等	1, 963	270	2, 233	
	地域資源		景観史、農村景域学、土木観光、文化財等	318		318	
	生産理論・生産技術	栽培	野菜、果樹、花卉、茶、作物栽培学、病虫害等	683		683	
		林業	林業	270		270	
		畜産	畜産	296		296	
	経営管理		経営学、経営管理、農業経済、農林畜産経営等	2, 499		2, 499	
	加工・流通・販売		食品木材流通・加工、販売管理、食品衛生等	656		656	
	小 計			6, 685		270	6, 955
	合 計			12, 450		366	12, 816

※ 外国書は、分類が困難なため、合計欄では農林業基礎に計上。

[学術雑誌整備 内訳]

区 分			内国書	外国書	合 計
基礎科目	一般教養	経済学	1		1
専門科目	地域資源	環境	1		1
	農林業基礎	農林業一般、農林研究	5	11	16
	生産理論・技術	園芸、林業・木材加工、畜産、土壌肥料、病虫害、土壌環境、森林	6	7	13
	経営管理	農林業経営	7		7
	加工・流通・販売	食品加工		2	2
小 計			20	20	40

[図書整備の年次計画]

(単位：冊)

区 分			平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
基礎科目	一般教養		4, 003	1, 191	5, 194
	コミュニケーション		431	39	470
	保健体育		154	43	197
	小 計		4, 588	1, 273	5, 861
専門科目	農林業基礎		1, 948	285	2, 233
	地域資源		121	197	318
	生産理論 ・ 生産技術	栽培	400	283	683
		林業	200	70	270
		畜産	200	96	296
	経営管理		111	2, 388	2, 499
	加工・流通・販売		121	535	656
	小 計		3, 101	3, 854	6, 955
合 計		7, 689	5, 127	12, 816	

②図書館の施設整備

図書館は、C棟の2階、3階部分に延床面積662㎡とし、蔵書能力は50,000冊であり、閲覧席60席（全学生定員296人の約20%）、レファレンス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PCコーナー、AVコーナーを設け、閲覧席は、無線LAN等により持ち込みのパソコンが使用できる環境に整備する。

学生、教職員及び学外者の入館はバーコードカード等で管理する。また、図書館システムを整備し、効率的で適切な貸出・返却、蔵書管理等を行うと

ともに、磁気テープ方式等により蔵書の不正持出を防止する。

図書館には、専門職員を2名配置し、学生、教職員及び学外者に対し、資料提供や利用相談及び他機関との相互貸借等の業務を行う。

また、C棟が完成するまでの平成32年度は、A棟3階の臨時図書室128.3㎡、閲覧室48席（1年次学生定員124人の約40%）を活用し、C棟完成後に図書館機能をC棟に移転する。なお、移設後のA棟3階の旧図書館は研究室及びミーティングルームとして利用する。

なお、図書館は静岡県立農林環境専門職大学と共用するので、前述の学生定員は両大学の合算である。

9 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、基本理念である「将来の農林業を取り巻く環境変化に対応し、確かな知識・技術で生産現場を支えるとともに、先端技術や加工・流通・販売などの知識を活用して、生産現場に新たな展開を生み出すことのできる人材を養成する」という考えのもと、次のような資質を有する学生を求める。

なお、入学者選抜に当たっては、農林業に対する意欲を重視し、年齢・国籍を問わず、広く受験生を募集する。

- 農林業生産技術を学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- 課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- 農林業に高い関心を持ち、生産現場の技術者や指導者になろうとする意欲がある人
- 身に付けた技術や知識で農林業の発展に貢献する意欲がある人

(2) 選抜体制

開学前年度は教員予定者で構成する開学準備委員会入試部会を組織し、学長予定者の指揮のもと、公正かつ適切な入学者選抜制度を検討するとともに、入学試験の円滑な企画・運営を行う。開学初年度以降は学内の関係教職員による入試委員会を組織し、学長の指揮のもとに入学試験の企画・検討・事後評価を行う。可否の判定については入試委員会において可否判定案を作成し、これを教授会において審議し、学長が決定する。

(3) 選抜方法

入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に判断する。判定に当たっては知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等を適切に評価する。

また、入試方法の多様化を図るため、一般選抜と推薦型選抜、特別選抜を実施する。

①一般選抜

一般選抜は、個別学力検査(筆記試験)及び調査書により選考する。

②推薦型選抜

ア 指定校推薦

現役生を対象とし、本学指定の基準の学業成績を前提として、人物的にも優秀で、県内 11 校の農林業関係高校の高等学校長が推薦する者について

て調査書と面接により選考する。高校には、本学のアドミッション・ポリシーを明示し、これに合致した意欲ある学生の推薦を依頼する。

イ 公募推薦

現役生を対象とし、本学指定の基準の学業成績を前提として、人物的にも優秀で、出身学校長が推薦する者について、調査書と小論文、面接の結果を総合的に考慮して、農林業に従事する強い意欲のある学生を選考する。

③特別選抜

特別選抜（社会人選抜、留学生選抜）は、多様な背景を持った学生を受け入れるため、出願書類審査、小論文、面接を組み合わせで行う。なお、社会人選抜については、23 歳以上、かつ、勤務経験 3 年以上のものを対象として実施する。また、留学生選抜については基本的に日本語のできる外国人を想定することとし、「日本語能力試験」で N2 以上の成績を修めたもの、若しくは相当と認められる日本語能力を有するものを対象として実施する。

なお、特別選抜（社会人、留学生）の募集人員は推薦型選抜の募集人員に含まれるものとする。

④募集人員

一般選抜、推薦型選抜、特別選抜（社会人選抜、留学生選抜）の募集人員は、次の表のとおりとする。

（単位：人）

学部	学科	入学 定員	募集人員				
			一般選抜	推薦型選抜		特別選抜	
				指定校	公募	社会人	留学生
短期 大学部	生産 科学科	100	20	25	55 ※	若干名	若干名

※推薦型選抜（公募）の募集人員は、特別選抜（社会人、留学生）の募集人員を含む。

（４）社会人、外国人留学生に対する配慮

社会人選抜、留学生選抜による入学者に対しては、それぞれ入学後に円滑に学修を進めることができるよう、適切な支援を行っていく。

10 取得可能な資格

資格は、学修成果を評価する一環と位置付けている。社会で実務上必要とされている知識・技術が身についているかをベンチマークする指標の 1 つであるため、学生に対してはこれらの資格について周知し、取得を奨励する。本学の教育課程において取得可能な資格は以下の通りである。

名称	種別	取得可能対象者
大型特殊免許（農耕機限定）	国家資格	全員
けん引免許	国家資格	全員
家畜人工授精師		畜産コースの科目履修者

以上の資格を、それぞれの学部の履修モデルに応じて取得可能にする。

また、以下に挙げる資格についても、本学の科目履修をきっかけとして、資格取得を奨励する。

名称	種別	取得可能対象者
毒物劇物取扱責任者	国家資格	全員
危険物取扱者（乙種）	国家資格	全員
フォークリフト運転技能講習		全員
小型車両系建設機械		全員

11 実習の具体的計画

(1) 学内施設及び県試験研究機関等での実習

①実習の目的

1年次に行う「総合実習」は水稻や野菜、花き、茶、果樹の栽培や畜産、林業について総合的に学び、また、「圃場実習Ⅰ（野菜）」、「圃場実習Ⅰ（花き）」、「圃場実習Ⅰ（茶）」、「圃場実習Ⅰ（果樹）」、「圃場実習Ⅰ（畜産）」、「演習林実習Ⅰ」では基礎的な生産技術を、2年次の「圃場実習Ⅱ（野菜）」、「圃場実習Ⅱ（花き）」、「圃場実習Ⅱ（茶）」、「圃場実習Ⅱ（果樹）」、「圃場実習Ⅱ（大家畜）」、「圃場実習Ⅱ（中小家畜）」、「演習林実習Ⅱ」、「大型機械実習」では実践的技術を学ぶことを目的とする。

②実習の目標

基礎的な実習から始め、応用的・実践的な実習へと段階的に行うことで、栽培、林業、畜産の各分野の生産現場で活用できる実践的生産技術を習得することを目標とする。

③実習の計画

ア 1年次

農林業全般（水稻、茶、野菜、果樹、花き、畜産、林業）の生産管理に関わる知識や技術を学ぶ「総合実習」と、栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、作目毎の基礎的な生産技術を学ぶ、「圃場実習Ⅰ（野菜）」、「圃場実習Ⅰ（花き）」、「圃場実習Ⅰ（茶）」、「圃場実習Ⅰ（果樹）」、「圃場実習Ⅰ（畜産）」、「演習林実習Ⅰ」を配置する。

生産現場では、危険作業を伴うことがある。このため、各講義の始めには、危険箇所の確認や、危険な作業を伴う刈払機や運搬車などの安全使用のための講習を行い、安全作業のための講習を行う。

イ 2年次

作目毎の実践的な生産技術を学ぶため「圃場実習Ⅱ（野菜）」、「圃場実習Ⅱ（花き）」、「圃場実習Ⅱ（茶）」、「圃場実習Ⅱ（果樹）」、「圃場実習Ⅱ（大家畜）」、「圃場実習Ⅱ（中小家畜）」、「演習林実習Ⅱ」を配置する。

さらに、トラクターなど大型機械の知識や操作技術、安全な使用方法について学ぶ「大型機械実習」を配置する。

④実習施設の確保状況

農林業全般（水稻、茶、野菜、果樹、花き、畜産、林業）の生産管理に関

わる知識や技術を学ぶ「総合実習」と、栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、それぞれの分野の基礎的な生産技術を学ぶ、「圃場実習Ⅰ（野菜）（花き）」（茶）（果樹）（畜産）」、「演習林実習Ⅰ」については実習圃場で、トラクターなど大型機械の知識や操作技術について学ぶ「大型機械実習」については機械研修場で実施する。

実践的な飼養管理技術を習得したり、先端技術を利用した最新の管理・調査スキルを習得するための実習である「圃場実習Ⅱ（野菜）」、「圃場実習Ⅱ（花き）」、「圃場実習Ⅱ（茶）」、「圃場実習Ⅱ（果樹）」、「圃場実習Ⅱ（畜産）」、「演習林実習Ⅱ」については、実習圃場及び県有施設である農林技術研究所（本所）、同茶業研究センター、同果樹研究センター、同森林・林業研究センター、県有林で実施する（資料 26）。

農林技術研究所、畜産技術研究所及び各センターで行う実習については、通常の栽培管理等の業務の一部を担う形で実施する。これらの県有施設は、これまでも既設の静岡県立農林大学校養成部 2 年次の実習を受け入れており、実施にあたってのノウハウが蓄積されていることから本学の実習についても支障なく実施できる。

県有林における実習については、伐採など十分な安全管理が必要な実習について、本学が実習を行う区域を設定して実施することとしており、支障なく実施できる。

また、静岡県立農林環境専門職大学及び本学と、県有施設を所管する県試験研究機関等との間で、教育研究の進め方などを協議する連携会議を設け、中長期的な施設・設備の利用について調整する体制を整える計画であり、教育研究上、支障なく実施することができる。

更に、実習圃場での実習を円滑に実施できるよう、静岡県立農林環境専門職大学と本学の実習担当教員や、技術職員等からなる「実習圃場委員会」を合同で設置し、実習の実施体制や実習計画、圃場・施設の利用計画、作物の作付計画などを策定する。

⑤実習水準の確保と対策

実習実施にあたり実習計画を作成し、計画に沿って実施する。実習実施後は、問題点や課題について検証し、次年度の実習に反映させる。

実習は少人数グループで行い、各実習科目には指導に当たる教員を 2 人以上配置する。

また、静岡県立農林環境専門職大学と兼任で、実習圃場管理と実習指導の補助に従事する非常勤（週 29 時間勤務）の技術職員 15 人（野菜 4 人、花き 2 人、茶 2 人、果樹 1 人、畜産 1 人、林業 2 人、農産加工 1 人、機械研修場 2 人）を配置し、教員が行う指導を支援する。技術職員は、栽培管理の実習

や簡易な成長調査、病虫害診断や収穫物の調査の際に、学生が的確かつ安全に実習が行えるよう、教員をサポートする。これらの技術職員には、静岡県や農業協同組合の職員OB等、豊富な知識や技術、経験を有する者を充てる計画であり、実習指導の補助を行う上で支障はない。既設の静岡県立農林大学校では、同様の技術職員を10人配置しているが、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部では5人増員し、実習水準の確保に努める。

⑥実習実施上の配慮

学生の移動にかかる負担を軽減するため、県有施設へは、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部が共用するマイクロバス3台（定員22～29人程度）で移動することを基本とし、畜産技術研究所については場内にある宿泊施設を利用することで、学生の移動に支障が生じないように、配慮する。

⑦成績評価

成績評価は、学生の報告資料（レポート）や学生の履修態度を総合的に判断して行う。

⑧緊急連絡体制

実習中の事故など不足の事態に備え、緊急連絡先や緊急時の対応について定める対応マニュアルを整備し、教員だけでなく実習を受講する学生にも周知の徹底を図る。

(2) 臨地実務実習（資料28 臨地実務実習要綱（案））

①臨地実務実習の流れ

本学の養成する人材像は、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える農林業生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材」である。

これを踏まえたディプロマ・ポリシー「栽培、林業、畜産の各分野の生産現場の生産性向上等を図るための生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力」を達成するため、栽培、林業、畜産の各分野の経営体で生産技術を学ぶ「企業実習」（2年次 必修10単位）を配置し、「臨地実務実習要綱（案）」を基本として実施する。

②本学としての取り組み

本学としての教育成果をあげるための取り組みとして、職業専門科目に多くの実習科目を配置し、学内実習において、栽培、林業、畜産の各分野の基礎的な知識や生産技術を学修した上で、臨地実務実習を実施する履修体系とする。学内実習では、チェック表を作成して学生が学修すべき知識や技能を明確にし、実習を実施する。

成績評価は、臨地実務実習の評価基準を本学として統一し、専任教員による認定ではなく、臨地実務実習委員会による認定とする。

臨地実務実習の水準を保つため、臨地実務実習終了後に、学生が臨地実務先を評価するためのアンケート調査を実施する。この結果は、臨地実務実習の目標と学修に乖離がないかを確認し、臨地実務実習指導者と専任教員の連携した指導に活用する。

③臨地実務実習計画の概要

ディプロマ・ポリシー「栽培、林業、畜産の各分野の生産現場の生産性向上等を図るための生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力」を身に付けることを目標に、農林業経営体での実習を通じて、農林業経営体が持つ優れた生産技術を学び、実践的な知識や生産技術を修得することを目標とする。

臨地実務実習として、2年次に「企業実習」（必修 10 単位）を配置する。

④臨地実務実習の実施

臨地実務実習指導者の指導を受けながら、栽培、林業、畜産の各分野の実際について体験し、各実習の目標を達成することで、農林業経営に必要な能力を養う。

⑤臨地実務実習「企業実習」の内容

ア 目的

先進的な栽培、林業、畜産の各分野の経営体での実習を通じて、学内で学んだ知識・技能をもとに実践的な生産技術を学ぶ。

イ 目標

- a. 生産現場での基本的な作業工程について理解することが出来る。
- b. 各作業工程に必要な基本的な技術を身につける。

ウ 方法

実習は、「臨地実務実習要綱（案）」（資料 28）に基づいて実施する。

2年次に配置し、学生が希望する農林業経営体において、約2カ月間実施する。学生数は1施設1～4名を予定している。

「企業実習」の受講の前には、栽培コースでは、「圃場実習Ⅰ（野菜）」、「圃場実習Ⅰ（花き）」、「圃場実習Ⅰ（果樹）」、「圃場実習Ⅰ（茶）」の各科目で行う刈払機作業安全衛生教育を修了する。また、「圃場実習Ⅰ（野菜）」、「圃場実習Ⅰ・Ⅱ（花き）」、「圃場実習Ⅰ・Ⅱ（果樹）」、「圃場実習Ⅰ・Ⅱ（茶）」において、実習を行う経営体の作目（野菜、花き、果樹、茶）にあわせて、各作目の特徴や作型に関する知識、栽培管理の知識・技術を習得する。さらに、経営体で大型機械を扱う実習を行う学生は、「大型機械実習」において、「企業実習」までに大型特殊免許（農耕車限定）を取得する。

林業コースは、「演習林実習Ⅰ」において刈払機作業安全衛生教育を修了し、「演習林実習Ⅰ・Ⅱ」において森林・林業生産の基礎知識・技術や、チェーンソーの基本操作と整備方法を、また、「大型機械実習」において、大型特殊免許（農耕車限定）を取得する。

畜産コースは、「圃場実習Ⅰ（畜産）」において刈払機作業安全衛生教育を修了し、「圃場実習Ⅰ・Ⅱ（畜産）」において、家畜の特徴や生理・習性に関する知識、家畜飼養管理の基礎知識・技術を、また、「大型機械実習」において、大型特殊免許（農耕車限定）を取得する。

実習実施前には、実習受入れ先の農林業経営体の基本的な経営情報について調査を行う。

実習中は、臨地実務実習指導者のもと、実際の生産現場を体験する。日々の作業は、臨地実務実習指導者の指示に従って行い、毎日、作業内容について記録を行う。実習指導は、臨地実務実習指導者と本学教員が連携し、適宜連絡を取り合い、学生の実習状況について情報を共有し、助言・指導を行う。

実習終了後は、報告書の作成、報告会の実施により、生産現場や生産現場で必要となる技術について理解を深める。

＜「企業実習」に必要な知識・技術や資格・免許等＞

コース	必要な生産知識・技術	資格・免許等
栽培コース	- 各作目の特徴や作型に関する知識 - 各作物の栽培管理の知識・技術	- 刈払機作業安全衛生教育修了 - 大型特殊免許（農耕機限定）
林業コース	- 森林・林業生産の基礎知識・技術 - チェーンソーの基本操作と整備方法、収穫技術	- 刈払機作業安全衛生教育修了 - 大型特殊免許（農耕車限定）
畜産コース	- 家畜の特徴や生理・習性に関する知識 - 家畜飼養管理の基礎知識・技術	- 刈払機作業安全衛生教育修了 - 大型特殊免許（農耕機限定）

エ 評価

単位認定における成績評価の項目は、次の通りである。

- a. 臨地実務実習指導者による取組状況の評価
- b. 生が作成する自己点検
- c. 学生が作成する報告書
- d. 臨地実務実習後の報告会での報告内容

⑥実習先の確保状況と選定基準

「企業実習」の臨地実務実習先は、法人化もしくは10年以上継続している農林業経営体を選定基準としており、本選定基準を満たす実習先として、69経営体を確保している。

⑦実習先との連携体制

教員と臨地実務実習指導者が連携して臨地実務実習指導を行う。それぞれの役割分担を共通理解し、緊密な連携のもとで学習効果の高い臨地実務実習が可能となる体制を構築する。

実習前には、学生、担当教員、受入側で事前に実習計画を確認し、教員と受入側が緊密に連携して事前準備を行う。

実習中は、受入側の担当者を決め、学生が相談しやすい体制を作る。

また、教員が定期的に訪問し、受入側や学生に実習の実施状況や学生の状況を確認する。

実施後は、問題点や課題点を教員と受入側で共有し、次回の実習に反映する体制とする。

ア 教員：臨地実務実習担当者

専任教員が担当し、臨地実務実習の計画・実施・評価、臨地実務実習指導体制の構築、臨地実務実習施設との連絡調整、臨地実務実習指導者と臨地実務実習内容・方法に関する協議・調整の役割を担う。

イ 農林業経営体：臨地実務実習指導者

臨地実務実習指導者は、受入側の農林業経営体の社員（職員）で、現場での経験が5年以上ある者とする。

⑧実習水準の確保と対策

臨地実務実習の水準を保つため、先に示した臨地実務実習指導体制及び臨地実務実習施設との連携体制の構築を行う。また、学生に対しては、実習先の選定から実習前の事前学習までの指導を丁寧に行い、臨地実務実習

の目的の周知と学生の不安軽減に努め、実習中も指導できる体制を構築する。

各実習先には、1～4名の少人数の学生を配置し、受入先から細かな指導が受けられるよう体制を整える。教員は、実習前、実習中及び実習後に臨地実務実習先を訪問し、綿密な連携をとる。実習前は、実習の目的・方法・支援体制について実習先に丁寧に説明し、実習に対する共通認識を持つ。実習中は定期的に受入先を訪問し、実習の実施状況について確認を行い、問題点や課題点があれば、受入先と連携しながら解決に努める。実習後は、学生の状況等について情報交換を行い、次の実習に反映させる。

また、臨地実務実習指導者には、豊富な実務経験と高い技能が必要となるため、5年以上の実務経験を必要とする。

⑨実習指導体制

実習を円滑に実施できるよう学内に臨地実務実習委員会を設置し、実習計画の策定と実施後の検証を行う。

実習指導教員の指導力を育成するため、学内研修会を開催する。また、学外研修へ積極的に参加させる。

⑩実習の事前準備

臨地実務実習が安全に実施できるよう、学内において安全教育を行う。事故が発生した場合に備え、連絡体制や対応方法、任意保険への加入等の管理体制を整える。

⑪教員の配置並びに臨地実務実習巡回指導計画

専任教員を配置し、各臨地実務実習期間中に巡回指導を実施する。その際は、臨地実務実習目標の達成度や顕在化した課題の明確化をはかり、学生、教員、臨地実務実習指導者の相互認識のもとに一貫した指導体制をとる。また、臨地実務実習指導者は臨地実務実習開始前に決定し、学生の状況について把握して円滑な指導ができる体制をとる。

⑫臨地実務実習施設における指導者の配置計画

臨地実務実習指導者1名につき、学生の配置は1～4名とする。臨地実務実習指導者は、経験年数や専門知識を考慮して受入先代表者に選出してもらう。

⑬成績評価及び単位認定

全日程の80%以上の出席で単位認定の資格を得る。成績評価は、①臨地実

務実習指導者による取組状況の評価、②学生が作成する自己点検表、③学生が作成する報告書、④臨地実務実習後の報告会での報告内容をもとに、総合的に判断して行う。

⑭緊急連絡体制

実習中の事故など不足の事態に備え、緊急連絡先や緊急時の対応を臨地実務実習要綱(案)(資料 28)に定め、教員だけでなく実習を受講する学生にも周知の徹底を図る。

(3) 実習の事前準備

①学生保険への加入

実習中は、様々な事故の発生が予想される。このため、学生の実習中のケガに備えた保険及び、学生が他人にケガを負わせることや物を壊した場合の備えに賠償責任保険へ加入する。

②感染予防対策

本学を設置する磐田市は破傷風の汚染地帯である。このため、感染防止のためにワクチン接種を行う。また、必要に応じてその他のワクチン接種を行う。

12 海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

(1) 海外プログラム「海外農林業事情」

海外研修の「海外農林業事情」は、2年次の自由科目として配置し、8～9月の間に5日間程の日程で実施する予定としている。

滞在時は、現地の農林業現場を視察するプログラムの実施を計画している。本学では、英語の「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能を高める「英語基礎」、「英語基礎」で学んだ4技能を強化する「英語応用」を選択科目として配置しているが、本科目で修得した英語の基礎的能力を生かして、英語でのコミュニケーションを行うことを目標とする。

研修をより効果的なものにするために、事前学習として研修地の農林業事情や文化について調査する指導を行う。また、研修後は報告書の作成および校内報告会を実施する。引率は、本学教員が行い、現地での指導を行う。

13 管理運営

(1) 管理運営体制の概要

本学の管理運営のため、短期大学部の運営に関する重要事項を審議する「評議会」及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」を置くとともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置する。これら合議体の審議機関のほかに、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置する。

学長の補佐体制として、必要に応じて副学長を置く。また事務局には事務局長を置く。学長（静岡県立農林環境専門職大学学長を兼務）、副学長、学科長、事務局長を中心に効果的・機動的な意思決定が行える管理運営体制とする。

なお、本学は静岡県立農林環境専門職大学部と併設であるため、大学運営のガバナンスの観点から、本学長と短期大学部学長は兼務とし、「評議会」は静岡県立農林環境専門職大学及び同短期大学部の事項を併せて審議する。

(2) 管理運営組織の概要

①評議会

静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の運営に関する重要事項を審議するため、教育公務員特例法第2条第4項の定めに基づき、「評議会」を設置する。「評議会」は、学長、副学長、図書館長、学科長、短期大学部部長、学部教授若干名、短期大学部教授若干名、事務局長等で構成する。原則として月1回開催し、次の事項を審議する。

- ア 学長の選考
- イ 学長の選考基準
- ウ 学部長以外の部局長の選考基準
- エ 教員の採用及び昇任の基準
- オ 学長、部局長の任期
- カ 学長及び教員の転任及び懲戒処分に関する審査
- キ 学長の人事評価に関する事項
- ク 学長、教員及び部局長のサービスの根本基準の実施に関し必要な事項
- ケ 教員人事の方針に関する事項
- コ 教育課程の編成方針に関する事項
- サ 学生の構成及び補導に関する重要事項
- シ 学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- ス 学則その他重要な規程等の制定及び改廃に関する事項
- セ その他学部及び短期大学部の教育研究に係る自己点検評価に関する

事項

ソ その他学部及び短期大学部の教育研究に関する重要事項

②教授会

教育研究に関する重要事項を審議するため、学校教育法第 93 条の定めに基づき、教授会を設置する。教授会は、専任の教授、准教授、講師で構成する。原則として月 1 回開催し、次の事項を審議する。

ア 教員の人事

イ 学生の入学及び卒業

ウ 学位授与

エ その他教育研究に関する重要事項

③委員会

大学の運営に関する専門的事項を審議するため、教務委員会、学生委員会、入試委員会、自己点検評価委員会等の委員会を置く。定例の開催ではなく、任務に応じて適宜に開催する。

14 自己点検・評価

(1) 基本的な考え方

学校教育法第109条第1項は、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び施設の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。本学では、この定めに基づき、教育研究水準の向上と大学の質保証を図るため、「自己点検評価委員会」を設置して、教育及び研究、組織及び設備、管理運営等の状況について自己点検評価を継続的に実施する。教育研究活動や管理運営の状況を点検評価し、その結果を公表することにより、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に開かれた大学づくりを推進する。

(2) 実施体制

教育研究水準の向上や質の確保に資する自己点検・評価を実施できるよう、学内に、自己点検・評価を推進する組織として、専任教員と事務局職員の代表者で構成する「自己点検評価委員会」を設置する。なお、この「自己点検評価委員会」は、認証評価機関による認証評価に関する事項等についても、所管することとする。

(3) 実施方法

自己点検・評価は、毎年度実施するものとする。「自己点検評価委員会」は、評価基準を策定するとともに、評価項目に関する状況把握を行い、評価基準に基づいて評価を行う。

(4) 評価項目

評価項目は次のとおりとする。

- ・ 理念・目的
- ・ 教育研究組織
- ・ 教員及び教員組織
- ・ 教育課程・学習成果
- ・ 学生の受入れ
- ・ 学生の支援
- ・ 教育研究等環境
- ・ 社会連携・社会貢献
- ・ 管理運営・事務組織・財務
- ・ 内部質保証

(5) 結果の活用・公表

評価結果については、「自己点検評価委員会」において報告書にまとめて、教授会に報告し、教育研究活動の改善につなげていく。

併せて、評価結果については、ホームページにより公表し、透明性の高い運営を継続的に行っていくとともに、社会に対する説明責任を果たしていく。

15 情報の公表

(1) 公表の基本的な考え方

学校教育法施行規則第172条の2は「大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。」と定めている。本学は、静岡県民によって支えられる公立大学であることから、県民をはじめ地域社会に対して、大学の活動に関する情報を積極的に提供していく。

(2) 情報提供の内容

①大学の教育研究上の目的に関すること。

- ・大学の基本理念
- ・大学の特色
- ・学部の目的

②教育研究上の基本組織に関すること。

- ・組織

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

- ・教員数
- ・大学教員の構成
- ・教員紹介

④入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

- ・アドミッション・ポリシー
- ・入学者選抜の基本方針
- ・入学者数
- ・入学定員、収容定員、在学者数
- ・卒業者数
- ・進路状況

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

- ・カリキュラム・ポリシー
- ・授業計画（シラバス）
- ・履修モデル

⑥学習の成果に係る評価および卒業の認定に当たっての基準に関すること。

- ・ディプロマ・ポリシー
- ・成績評価
- ・卒業要件

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

- ・施設整備の紹介
- ・課外活動

⑧授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること。

- ・授業料、入学料、諸会費
- ・奨学金
- ・減免基準

⑨大学が行う学生の進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

- ・キャリアサポートセンター、保健管理センターによる支援体制

⑩その他

- ・学則
- ・各種規程
- ・自己点検・評価
- ・地域貢献の状況

(3) 情報提供の方法

本学では、大学のホームページや定期刊行物等の各種広報手段を用いて、教育研究活動の状況について積極的な情報提供を行っていく。

地域の高等学校や大学進学希望者には、高校訪問、オープンキャンパス、大学説明会や進学ガイダンスを通して、本学における教育研究活動についての詳細な情報を提供していく。

教員の研究活動に関する情報は「研究紀要」で公表するとともに、講演会、公開講座、セミナー等を開催することにより、広く地域社会に伝えていく。

16 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

(1) 基本的な考え方

専門職短期大学設置基準第17条は、「専門職短期大学は、当該専門職短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と定めている。専門職短期大学は、質の高い教育を行い、時代の変化や社会の要請に適切に対応した教育研究活動を行うことが常に求められている。これに応えていくためには、教員が自ら行う授業の内容及び方法を絶えず見直しながら、多様化する学生に対する教育指導の質の維持向上に努めていくことが重要である。また、事務職員と教員が協働し教育内容等の改善を図るため、事務職員の能力・資質の向上も図る必要がある。

このため、本学では、授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動、SD（スタッフ・ディベロップメント）活動）に取り組む。

(2) 実施体制及び実施方法

①FD・SD委員会の設置

組織的なFD活動及びSD活動に取り組むため、「FD・SD委員会」を設置する。

②大学の理念・目的等の周知

大学の理念・目的や大学の教育制度について周知徹底を図るために、全教職員を対象とした研修会を年1回開催する。

③学生による授業評価

学生による授業評価を実施する。授業評価の実施・分析等は「FD・SD委員会」が行い、その結果を教員にフィードバックして授業内容及び方法の改善に役立てる。また、統計処理した評価結果を、自己点検評価に反映することにより教育の質保証に努める。

④学生アンケートの実施

年度末に学生に対し、教育・研究、学生生活、キャンパス環境等に関するアンケートを実施し、学生の満足度の向上に努める。集計結果は公表し、教育内容等の改善に役立てる。

⑤卒業生・企業アンケートの実施

卒業生に対し、在学時の教育内容・施設設備等・課外活動・就職活動とい

った学生生活の満足度やその修得効果、今後の本学の教育や学生支援への要望についてアンケート調査を行う。同時に本学卒業生を採用している農林業法人等にも本学卒業生の印象、本学に求めるものなどについてアンケート調査を行う。集計結果は公表し、教育の更なる改善に役立てる。

⑥教員相互の授業参観

優れた授業を参考にして各教員が自らの授業の改善が図れるようにするため他の教員が授業を参観できるようにする。

⑦授業改善研究会の開催

授業改善に関わる特定のテーマを取り上げ、授業改善や体験報告や事例研究等を内容とする研修会を年1回開催する。

⑧優秀教員の表彰

学生による授業評価が特別に高い教員を、優れた授業を実践している優秀教員として表彰する。

⑨スタッフディベロップメント（SD）の実施

大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化し、職員の職能開発（スタッフ・ディベロップメント）が重要になる中、職員として求められる能力・資質であるコミュニケーション能力、戦略的な企画やマネジメントの能力、複数の業務領域での知見（総務、財務、人事、教務、研究等）、大学問題に関する基礎的な知識、大学の諸活動に関するデータの収集・分析、地域連携、国際交流、障がい学生支援などの専門的な知識やスキルの向上を図るための研修会を実施する。研修会の内容や運営方法等は、「FD・SD委員会」で審議の上決定し、全職員に周知し参加を促す。また、ファカルティ・ディベロップメント同様、学外主催のSD研修会等に積極的に参加し、幅広い知識やスキルを習得することを促す。

17 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 基本的な考え方

専門職短期大学設置基準第 54 条に「専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は選考過程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」とされている。

学生は卒業後の進路を想定しながら大学や学部を選び志望大学に入学してくる。大学では、学生一人ひとりの卒業後の進路が、学生の希望にかなったものになるよう 2 年間の教育指導や学生支援を進めることが重要である。

このため、まず入学当初から学生の卒業後の進路希望を把握し、組織として共有する。これを出発点として、個々の学生が日頃の自主的な取組や指導・支援を通して、どのように職業意識の向上や資質能力の形成、卒業後の進路確保等に取り組んでいるのかを把握し、これに応じた助言や支援を与えつつ、進路の最終的な決定、就職後の状況までを見届けていくシステムを構築する。

(2) 具体的方策

社会的・職業的自立に関する指導体制概念図（資料 29）参照

①「キャリアサポートセンター」の設置

本学には「キャリアサポートセンター」を設置し、教務委員会と連携して学生のキャリア形成支援と就職活動支援を行う。教務委員会においては社会的・職業的自立に関する指導等の方針を決定し、「キャリアサポートセンター」が企画・運用を行う。

「キャリアサポートセンター」には、農林業生産者の実情に詳しく、県農林事務所（7 箇所）や県農林業関係研究所（7 箇所）で豊富な勤務経験を有する県職員を相談員として配置する。本学の学生の多くは県内で農林業経営体の経営者や幹部、新規就農を目指すため、就業後は農林事務所や農林業関係研究所の支援を受ける機会が多い。このため、「キャリアサポートセンター」にこれらの県関係機関での経験豊富な職員を配置することで、各学生の就職希望に適した就職活動支援を行うとともに、就業後も引き続き県機関によるサポートが受けられる体制を構築する。

また、サポートセンター職員が農林業関連企業等からの求人を募り、積極的な就職指導を展開する。

具体的には、県が有する農林業関連企業等の情報を最大限活用し、農林業関連企業等への求人依頼及び求人情報の把握を行う。企業に対し本学への求

人を積極的に働きかけるとともに、人材を要するが求人に至っていない企業の掘り起こしを、本県農林事務所の協力を得て実施し、求人開拓を行う。また、学生向けに雇用就農説明会を実施し、農林業関連企業と学生のマッチングの機会を設ける。

これらの学生の希望や求人、マッチングの状況などの情報をサポートセンターに集積し、個別相談に応じながら学生一人ひとりの希望に沿った進路の支援を行う。

②入学時における卒業後の進路志望の把握

入学直後に、全学生を対象に「新入生アンケート調査」を実施し、他の調査項目とともに、卒業後の志望進路や志望理由等を把握する。助言・指導に当たっては、新入生アンケート調査を活用する。

③教育課程内の取組

本学は、農林業生産者としての深い専門性と、幅広い教養を身に付けるとともに、豊かな人間性と広い視野を持ち、地域に貢献する自立した農林業生産者を養成することを目指していることから、教育課程全体が社会的・職業的自立のための能力を養成するための科目となっている。

特に職業意識を養成するための教育を「社会人としての意識の醸成」「農林業者としての職業観の涵養」「生産現場での就業イメージの形成」の3つの視点で実施していく。

「社会人としての意識の醸成」のために、1年次の必修科目として、「静岡学」（教養科目）を行う。本科目では、静岡県ゆかりの各産業界のトップランナーをゲストスピーカーとして招いて講義を行い、ものづくりの盛んな静岡県における今後の地域のあり方や産業の発展について、早い時期から幅広い視点に触れることで、社会人としての意識の醸成を図る。

「農林業者としての職業観の涵養」のために、職業専門科目の専門基礎科目として、1年次に「県内農林業事情」を配置し、県内の先進的な経営体や農林業関連企業を訪問し、最新の事情について学ぶとともに、「農林業政策」を配置し、わが国や静岡県の農業政策、森林・林業政策の現状とその役割及び課題について学ぶことで、静岡県で農林業に携わることについての意義を理解し、やりがいや誇りを持つことを支援する。

「生産現場での就業イメージの形成」のために、職業専門科目の生産技術の科目として、1年次に「コース別圃場・演習林実習Ⅰ」を配置し、実作業を通して基礎的な生産技術を学ぶ。2年次には「コース別圃場・演習林実習Ⅱ」で生産技術を深めるとともに、2ヶ月程度の「企業実習」で栽培、林業、畜産の各分野の経営体の生産現場を集中的に体験することで、

自らが就業した後のイメージ作りを支援する。なお、「コース別圃場・演習林実習Ⅱ」は1～2ターム、「企業実習」は1タームで実施することとしており、タームごとに実習をバランスよく配置することで、年間を通した生産現場の状況を理解することができる。

④ 1年次全寮制の導入

1年次は全寮制とし、寮の規則を守り、他者に配慮する共同生活を経験することで、社会性を涵養する。寮内は2人部屋（20 m²）と共用スペース（食堂兼ラウンジ等）から構成する。寮長を学生互選により定め、寮生数名による役員会等を設け、学生が自ら寮生活を運営していくこととし、学生が学びあい、助け合い、自分自身で生活を組み立てる習慣を身に付けることを通じて主体性を、また、昼夜学生同士で生活することを通じて農林業現場では欠かせない社会性・対人関係形成能力を養う。特に、学生同士の交流面については学生の主体性を重んじる。なお、2年生は原則として入寮を希望する遠方の出身者を優先して受け入れる。

⑤ 卒業後の支援

農林業に従事するときには、資金や土地の借り入れなど、公的制度の支援を受ける機会が多く、県や市町など地方公共団体との関わりは欠かせない。また、農林業生産や経営を行っていく上で、農林事務所による営農指導や、研究所の技術支援などが必要となることも多い。さらに、新たな経営の展開を生むためには農林業者同士の横のつながりや、異業種との交流も必要であり、県の有する産業分野におけるコネクションを活用することが有効である。

このように、県内で農林業に従事する卒業生は、引き続き静岡県行政とつながりを持ちながら農林業に携わっていくことになるため、就業後も継続して支援していく必要がある。このため、本学キャリアサポートセンターと、各地域の農林事務所や各分野の研究所が連携し、卒業後も卒業生が必要な支援を的確に受けられる体制を整える。

⑥ 指導教員体制の充実

学生の職業意識の形成を図り、卒業後の最終的な進路の決定を見届けていくためには、指導教員の役割が重要である。本学では、分野別担当教員が所属学生の就職指導に当たるとともに、すべての専任教員がオフィスアワーを活用して指導学生の履修指導や就職指導に当たり、小規模大学の利点を活かし、「全教員が全学生の卒業後の進路に関心と責任を持つ」という意識で組織的な指導・支援に取り組んでいく。

（本文以上）

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

資料 1	農林大学校卒業生数の推移
資料 2	静岡県立農林大学校卒業生の状況
資料 3	農林大学校卒業生の評価
資料 4	食料・農業・農村基本計画
資料 5	担い手の現状
資料 6－1	静岡県経済産業ビジョン 2018～2021（農業・農村編）
資料 6－2	静岡県農業農村整備みらいプラン 2018-2021○
資料 7	静岡県経済産業ビジョン【森林・林業編】静岡県森林共生基本計画
資料 8	専門職大学基本構想策定委員会
資料 9	農林業法人の採用意識に関するアンケート調査について（報告）
資料 10	高校生の進学意識に関するアンケート調査について（報告）
資料 11－1	静岡県専門職大学（農林業）基本構想 概要
資料 11－2	静岡県専門職大学（農林業）基本構想
資料 12	静岡県総合計画
資料 13	ふじのくに「有徳の人」づくり大綱
資料 14	静岡県教育振興基本計画 2018 年度～2021 年度
資料 15	静岡県の工業
資料 16	静岡新産業集積クラスター
資料 17	静岡県農林業従事者の就業の現状
資料 18－1	食料・農業・農村の動向
資料 18－2	食料・農業・農村基本法の骨子○
資料 19	森林及び林業の動向
資料 20－1	生産科学科 カリキュラム・マップ※■
資料 20－2	農林大学校（養成部・研究部） カリキュラム・マップ○
資料 20－3	生産環境経営学部生産環境経営学科 カリキュラム・マップ○■
資料 21	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教員定年規程（案）
資料 22	履修モデル※■
資料 23	教育課程連携協議会の概要
資料 24	校舎の利用計画表※■
資料 25	時間割表※■
資料 26	附属施設の概要○
資料 27	学術雑誌目録
資料 28	臨地実務実習要綱（案）○■
資料 29	社会的・職業的自立に関する指導等に関する体制図

※：補正申請で内容が変更となった資料

○：補正申請で新たに追加した書類

■：再補正申請で内容が変更となった資料

農林大学校の卒業生数の推移

期間	名称	年代	卒業生数
明治45年 ～昭和39年	農事試験場(農事練習生) 静岡県立農業技術員講習所 静岡県立農業技術員養成所 静岡県立農業講習所 等	大正 1	10
		大正 2	18
		大正 3	16
		大正 4	20
		大正 5	20
		大正 6	20
		大正 7	20
		大正 8	18
		大正 9	17
		大正 10	21
		大正 11	16
		大正 12	21
		大正 13	25
		大正 14	20
		昭和 1	18
		昭和 2	38
		昭和 3	40
		昭和 4	41
		昭和 5	37
		昭和 6	38
		昭和 7	37
		昭和 8	38
		昭和 9	43
		昭和 10	32
		昭和 11	28
		昭和 12	39
		昭和 13	26
		昭和 14	24
		昭和 15	12
		昭和 16	29
		昭和 17	48
		昭和 18	51
		昭和 19	86
		昭和 20	82
		昭和 21	71
		昭和 22	69
		昭和 23	55
		昭和 24	45
		昭和 25	62
		昭和 26	50
		昭和 27	76
		昭和 28	69
		昭和 29	70
		昭和 30	71
		昭和 31	78
		昭和 32	89
		昭和 33	104
		昭和 34	113
		昭和 35	112
		昭和 36	100
		昭和 37	98
		昭和 38	112
		昭和 39	135
昭和40年 ～昭和48年	各試験場併設専門研修所 農業中央研修所 林業講習所	昭和 40	167
		昭和 41	190
		昭和 42	208
		昭和 43	225
		昭和 44	188
		昭和 45	229
		昭和 46	236
		昭和 47	257
		昭和 48	217

期間	名称	年代	卒業生数
昭和49年 ～昭和54年	農業短期大学 林業短期大学校	昭和 49	209
		昭和 50	213
		昭和 51	229
		昭和 52	204
		昭和 53	209
		昭和 54	218
昭和55年 ～昭和62年	農林短期大学	昭和 55	83
		昭和 56	151
		昭和 57	148
		昭和 58	121
		昭和 59	119
		昭和 60	75
昭和63年 ～平成10年	農林短期大学校	昭和 61	79
		昭和 62	100
		昭和 63	101
		平成 1	97
		平成 2	79
		平成 3	77
		平成 4	92
		平成 5	100
		平成 6	93
		平成 7	75
平成11年 ～平成29年	農林大学校	平成 8	119
		平成 9	101
		平成 10	100
		平成 11	112
		平成 12	118
		平成 13	103
		平成 14	102
		平成 15	100
		平成 16	99
		平成 17	111
		平成 18	96
		平成 19	89
		平成 20	92
		平成 21	95
		平成 22	74
		平成 23	94
		平成 24	97
		平成 25	78
		平成 26	89
		平成 27	89
		平成 28	87
		平成 29	91
		合計	9553

静岡県立農林大学校卒業生の状況

1 卒業生の状況 (単位：人、()：女性のうち数、ゴシック：就農者としてカウントする進路)

進路区分				27年度	28年度	29年度
進学等	進学			10(2)	6(0)	7(1)
	研修			2(1)	2(1)	0(0)
	進学等計 ①			12(3)	8(1)	7(1)
県内就業	自営(農林業) ②			9(2)	10(1)	5(0)
	就業	農 農業法人等 ③		31(11)	35(15)	41(13)
		林 農林業団体		10(7)	7(1)	14(4)
		業 農林業関連企業 ④		22(8)	16(4)	14(4)
		関 公務員(農林業関連)		2(2)	2(0)	3(1)
		連 計 ⑤		65(28)	60(20)	72(22)
	職	農 一般企業		2(1)	5(2)	4(3)
		外 計 ⑥		2(1)	5(2)	4(3)
	就職計(⑤+⑥) ⑦			67(29)	65(22)	76(25)
	就業計(②+⑦) ⑧			76(31)	75(23)	81(25)
県外	就職 ⑨			1(0)	4(0)	1(0)
その他	⑩			0(0)	0(0)	2(1)
就業等計	(⑧+⑨+⑩) ⑪			77(31)	79(23)	84(26)
卒業生数計	(①+⑪) ⑫			89(34)	87(24)	91(27)

2 就業率等

(単位：人)

就業内容		27年度	28年度	29年度
県内就農者数	②+③	40	45	46
県内農林業関連就業者数 (卒業生に占める割合)	②+⑤ ((②+⑤)/⑫)	74 (83%)	70 (80%)	77 (85%)
就業者数 (就業希望者の就業率)	⑧+⑨ ((⑧+⑨)/⑪)	77 (100%)	79 (100%)	82 (98%)

(平成30年4月1日現在)

農林大学校卒業生の評価

1 法人ヒアリング

法人名	ヒアリング 日時	評価
(株) カクト・ロコ	平成 30 年 8 月 17 日	今年 2 名採用し、大変期待している。2 年間の養成部課程で、植物とともに生活してきた学生は勉強ばかりの子とは違う。
(有) 高橋水耕	平成 30 年 8 月 20 日	近年高校卒業生の採用を行っているが、2 年間栽培の勉強をしてきた農林大学校卒業生と比較すると違いがある。
(株) とやま農園	平成 30 年 8 月 27 日	農林大学校卒業生を去年採用した。現場に出ているので仕事には慣れている。1 年目から即戦力になるにはもう少し突っ込んだ勉強をする と良い。
農業組合法人 ジャパン ・ベリー	平成 30 年 9 月 13 日	現在採用している農林大学校卒業生は良く働き、イチゴの知識があるので助かっている。今後は現場を任せるようにしていく。

2 基本構想策定委員会委員発言

発言者	委員会日時 (開催回次)	評価
鈴木 厚志 (静岡県農業法人協会会長、京丸園(株)代表取締役)	平成 29 年 8 月 31 日 (第 2 回)	農業法人が採用したい人材として、農林大学校卒業生を非常に重要視しており人気が高い。現に、なかなか募集しても、思ったように採用できないぐらい人気がある。
竹川 将樹 (指導林家、 (株)ふもとつばら 代表取締役)	平成 29 年 8 月 20 日 (第 2 回)	農林大学校卒業生は、20 歳で一通りの林業の技術は身つけているので、しっかりした技術を持っているという印象は受けている。
竹川 暢昭 (静岡県農業高等学校校長会 会長)	平成 29 年 10 月 2 日 (第 3 回)	農家の方や生産法人からは、農林大学校卒業生は積極的で、率先してよく体が動き、本当に粘り強く、着実に物事を進めることができる。そして仕事を選ばず、本当に熱意を持って取り組むことができると聞いている。

食料・農業・農村基本計画

平成 27 年 3 月

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

1. 高齢化や人口減少、グローバル化の進展等の情勢変化への対応 ―食料・農業・農村をめぐる情勢及び施策の評価と課題―

(1) 高齢化や人口減少による食料・農業・農村への影響

ア 情勢

今後、高齢化の進行に伴う一人当たり食料消費量の減少及び人口減少の本格化が国内の食市場を縮小させる可能性があり、我が国の農業は、従来の取組の単なる延長では縮小していくおそれがある。一方、介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービスなど、今後増加していく高齢者をターゲットとした新たな市場の創出も期待されている。

農村では都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行し、農業就業者が高齢化、減少するとともに、集落を構成する人口も減少している。高齢者のリタイア等による農地の荒廃や、担い手の不足等による生産基盤の脆（ぜい）弱化等が進行している。このような状況は、特に中山間地域において顕著である。

今後、意欲ある担い手には、高齢農業者に代わって、その農地を活用して経営の規模拡大を図るチャンスが広がっていくと考えられる。しかし、農業、さらには農村での生活に将来に向けた展望を描くことができなければ、若者の就農も期待できない。農業就業者が著しく減少し、農業経営が次の世代に継承されず、貴重な資源や技術の伝承が途絶えてしまうおそれがある。農村の集落人口の減少が、これまでは集落の共同活動として行われてきた農地・農業用水等の地域資源の維持管理や、生活サービスの提供等の継続に支障を及ぼすことも懸念されている。

また、野生鳥獣による農産物等への被害が拡大してきたが、荒廃農地の増加や集落人口の減少も一因となっており、今後、更なる被害の深刻化、広域化を招くことが懸念されている。

同時に、農村では、農業生産の基盤として不可欠な農業水利施設の老朽化が進んでいる。今後10年間で標準耐用年数を超過する基幹水利施設は全体の約3割に達すると見込まれており、今後、適切な保全管理により、その機能を持続的に発揮させていくことが必要となっている。

国全体として労働力人口の長期的な減少が進む中では、農業のみならず、食品の流通や加工、外食等の分野においても、産業としての持続的な成長に欠かせない人材の確保における難しさが増していくと考えられる。我が国の食品産業と農業は重要なパートナーであり、また、食品産業は地域の主要な産業の一つであるが、国内市場の縮小の可能性やこのような事業環境の変化は、その成長の阻害要因になることが懸念される。

イ 主な施策の評価と課題

都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進む農村において、地域資源の維持・継承等が従来から大きな課題となっており、地域コミュニティによる農地・農業用水等の保全活動を促進するための支援措置の導入等を進めてきた。

具体的には、多面的な機能を十分に発揮するための施策を更に進める観点から、農地・水保全管理支払制度を拡充した多面的機能支払制度と、従来の中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度からなる日本型直接支払制度を平成26年度に創設した。この日本型直接支払制度については、平成27年度以降、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）に基づき実施することとした。こうした施策は、荒廃農地の発生防止等に一定の効果を上げてきており、多面的機能支払を通じて地域の共同活動が活性化していくことが期待されているが、今後、農村の高齢化や集落人口の減少等が一層進行し、地域によっては集落の共同活動による地域資源の維持管理等の継続に支障を来すことが懸念されている。

このため、既存の取組に加えて、地域コミュニティ機能を維持する観点から、生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と周辺集落のネットワーク化等の新たな取組を推進していく必要がある。

また、高齢化や人口減少の進行により、国内の食市場の縮小や担い手不足といった様々な問題が顕在化することが懸念されており、これらを克服するためには、新たな需要の開拓や若い担い手の確保、魅力ある農村づくり等に向けた、更に積極的な取組を促していく必要がある。

これまで、農林水産物・食品の輸出促進や国産農産物の消費拡大、需要に応じた生産等の推進、新規就農の促進、農村の多様な資源の活用による6次産業化の推進等の施策の充実に取り組んできたが、今後、それぞれ（２）～（５）に記述した施策の評価と課題を踏まえつつ、改めて高齢化や人口減少への対応という観点に立ち、各種施策を積極的に展開していく必要がある。

（２）世界の食料需給等の見通しとグローバル化の進展

ア 情勢

世界の人口は2050年には96億人に達すると見通されるとともに、新興国の経済成長、所得水準の向上が継続し、今後とも世界の食料や飼料、エネルギー、肥料資源等の需要の増大が続くと見込まれている。一方、地球温暖化等の気候変動の進行により、農作物の生産可能地域の変化や、異常気象による大規模な不作の頻発等、食料供給面への影響も懸念されている。さらに、水資源の枯渇や生物多様性の損失など、農業生産に関わる地球環境問題も今後一層進行すると予測されている。

我が国は、戦後の高度経済成長の過程で食料等の輸入を増大し、豊かな食生活を実現してきた。しかし、近年の環境変化は、中長期的に世界の食料等の需給がひっ迫する可能性を示唆しており、今後、新興国との食料調達の競合や輸出国の輸出規

制等により、我が国の食料等の安定的な輸入の確保に支障が生じる事態も懸念される。

同時に、地球規模の気候変動の影響は、我が国においても、高温による農作物の品質低下の発生や、豪雨の増加に伴う土砂災害等の発生の増加等として、既に顕在化しつつあると考えられており、気候変動の影響への適応策の確立が求められている。

他方、世界の人口の増大や各国の経済成長等に伴い、今後とも世界の食関連の市場規模も拡大が続くと見込まれるとともに、海外における日本食への関心も高まっている。平成26年の我が国の農林水産物・食品の輸出額は過去最高となる6,117億円を記録するとともに、我が国の食品産業による海外展開の取組も広がっている。日本食や日本の食文化は、まさにそれ自体が貴重な資源であり、その価値を再認識し、海外に発信していくことは、輸出や食品産業の海外展開の取組を推進していく上でも重要である。また、我が国の農業や食品産業は、成長する海外の市場を積極的に取り込むことで、その事業基盤の強化と更なる成長を図っていくことが期待されている。

さらに、大手食品企業は世界規模での商品等の調達拡大と販売の強化を進めるなど、今後、こうした食をめぐるグローバル化の動きは更に進んでいくと考えられる。加えて、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓自由貿易協定（FTA）、日 EU 経済連携協定（EPA）等の経済連携に向けた動きも更に進展していくと考えられる。

イ 主な施策の評価と課題

食料の安定供給については、基本法に基づき、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入と備蓄とを適切に組み合わせて行うとの考え方の下、農業の持続的な発展や食料安全保障の確立等を図るための様々な施策を講じてきた。

こうした中、農業生産の現場では、農地の荒廃や担い手の不足による生産基盤の脆（ぜい）弱化等が進行している。世界的には中長期的に食料等の需給のひっ迫が懸念されるなど、今後の我が国の食料供給の在り方に関わる環境変化も進んでいる。しかし、これまで、食料供給に関する様々なリスクの検証は十分ではなかった。また、平成24年9月に不測の事態への対処方針を定めた「緊急事態食料安全保障指針」を策定しているが、その認知度も低く、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順も整備されていなかった。さらに、食料の安定供給を確保することは、国民生活における重要な課題であるが、豊かな食生活の中では、その在り方について意識されることが少なく、国民的議論が十分に深まっていない現状にある。

また、成長する世界の食関連市場の開拓が期待される中、最近、オールジャパンでの輸出促進体制の整備など、農林水産物・食品の輸出や食品産業の海外展開を促進するための様々な施策の強化を進め、意欲的な事業者等による取組も着実に広がっているが、輸出先国の規制等の輸出促進の阻害要因など、依然として様々な克服

すべき課題が存在している。

こうした状況を踏まえ、今後の施策展開に当たっては、農業・農村の現場の課題等に向き合いつつ、世界の食料需給や地球環境問題、国際的な食料・農業関連施策の動向等を踏まえた対応を進めていく必要がある。

(3) 消費者ニーズと食をめぐる課題の多様化

ア 情勢

我が国では、女性の社会進出や単身・高齢者世帯の増加、日常生活における情報通信技術（ICT）の急速な利用の拡大などの社会構造、ライフスタイル等の変化を反映し、「家庭での調理を要しない加工食品や総菜」、「少量サイズの商品」、「ネット販売による食品購入」など、食品の質、サービス形態等の多様化や高度化が進んできており、今後こうした動きは更に進展するものと考えられる。

消費者と食との関わり方が多様化する中では、地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の衰退、食卓と生産現場との距離の拡大による農業や農村についての国民の理解の希薄化等が進むことも懸念されている。

イ 主な施策の評価と課題

消費者ニーズの多様化や高度化が進む中、需要に即した生産等を推進する観点から、生産の低コスト化や安定生産の実現、高品質化等のための新技術や新品種の開発や導入等を促進するための施策を講じてきた。

しかし、増大する加工・業務用の原料農産物への需要に国内の農業生産が十分に対応できず、原料農産物や調整品の輸入拡大を招くといった課題も生じている。

このため、消費者ニーズの変化等に対応した生産・供給体制の構築等を図る取組を更に後押ししていく必要がある。

消費者の食生活の在り方等に関しては、これまでも栄養バランスに優れた「日本型食生活」の推進など様々な取組を進めてきたが、実践状況や実践のための課題等は、年齢やライフスタイル等に応じて様々である。

このため、今後、望ましい食生活の実現や国産農産物の消費拡大等を目指す取組については、消費者各層の多様なニーズや特性等を踏まえ、改めてそれぞれの目的の達成に向けた効果的な推進を図っていく必要がある。

(4) 農業を支える担い手など農業・農村の構造の変化

ア 情勢

我が国の農業構造は、利用権の設定等による農地集積が一定程度進展し、現在、認定農業者や集落営農等が農地を利用する面積は全体の約半分を占めている。また、法人経営体の数は、近年、10年間で約2倍のペースで増加している。一般企業の農業参入についても、平成21年の農地法改正によりリース方式での参入が全面的に自由化され、同法改正前の約5倍のペースで進むなど、農業構造は変化してきている。

しかし、土地利用型農業を中心に農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、農業就業者の高齢化が進み、60歳以上が約7割、50歳未満が約1割という著しくアンバランスな年齢構成となっている。40歳未満の新規就農者は、近年1万3千人～1万5千人で推移しているが、このうち定着するのは1万人程度である。このため、高齢者のリタイアにより農業就業者が著しく減少していくことが見込まれている。また、農地集積により経営の規模が拡大する一方、集積された農地は小さな区画のまま分散錯綜している場合も多く、生産性向上の大きな阻害要因となっている。

また、農業の構造改革の進展等に伴い、農村では大規模経営体と小規模農家への二極分化、土地持ち非農家の増加等も進行しており、今後、同質な農家の存在を前提としてきた集落における共同活動の在り方や、農業水利施設の保全管理等を進める際の地域での円滑な合意形成に様々な影響を及ぼす可能性もある。

イ 主な施策の評価と課題

これまで、認定農業者制度の創設や認定農業者等を対象とする水田・畑作経営所得安定対策の導入、新規就農の促進、農業経営の法人化の推進等を通じて、農業の構造改革は一定程度進展してきた。

しかし、平成22年以降の施策の見直しの中で、構造改革の対象となる「担い手」の姿が不明確となったことに鑑み、基本法第21条の「効率的かつ安定的な農業経営」が「農業生産の相当部分を担う構造を確立する」との方針を踏まえて、再度「担い手」の姿を明確にして施策を推進していく必要がある。また、農業就業者の高齢化等が著しく進む中で、望ましい農業構造の確立と農業の産業としての自立を図る観点から、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）に基づく農地の公的な中間的受皿として、各都道府県に設立された農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進していく必要がある。同時に、就農の準備や所得の確保等への支援による農業の内外からの青年層の新規就農の促進、農業経営の法人化の推進など農業の担い手の育成・確保に向けた取組を更に進め、農業の構造改革を一層加速化していく必要がある。

その際、地域においては、農業に関わる多様な主体が存在していることから、地域の農業の担い手と兼業農家、高齢農家等との役割分担についての合意形成を促進していく必要がある。

また、今後、農業・農村の構造の変化が農地・農業用水等の維持管理等に及ぼすと考えられる様々な影響を踏まえ、関連する施策の在り方等について検討していく必要がある。

(5) 農業・農村の多様な可能性

ア 情勢

海外における日本食への関心の高まりなどを背景に、日本の食材や食文化を世界

に広める好機が訪れる一方、国内では、高齢化など社会構造等の変化に伴い、介護食品や食に関連した健康ビジネスなど新たな分野の市場が拡大すると見込まれている。

一部の地域では若者や女性の域外からの転入により人口が増加するなど、農業の魅力や、豊かな環境や景観、伝統文化等を有する農村の価値を再認識する動きも生まれつつある。加えて、バイオマスの活用、再生可能エネルギーの生産など、これまでは十分に活用されてこなかった農村の多様な地域資源を有効活用し、新たな事業を創出する取組も始まっている。また、女性ならではのアイデアと感性も活かしながら、農業・農村をめぐる様々な課題を克服し、新たな可能性を切り拓いていく取組が徐々にではあるが増え始めている。

こうした動きに加え、我が国の有するロボット技術や ICT といった最先端の技術、さらには他産業で確立された技術を農業・農村分野でも活用することにより、生産性等を大幅に向上させる可能性も広がっている。

イ 主な施策の評価と課題

農業・農村の様々な資源を活用した、新たな需要の開拓や地域の活性化の取組を後押しする観点から、平成25年1月に農林漁業成長産業化ファンドを創設するなど、6次産業化の取組の発展段階に応じた支援や、都市農村交流の促進、新たな分野の市場を創造するための環境づくりなど、農業者や関連事業者による積極的な取組を促す施策の整備を順次進めてきた。

こうした中で、各地域で意欲的な取組が広がっているが、今後、より質の高い取組や、地域に広く役立つ取組を全国的に創出していく必要がある。また、都市と農村の交流人口には一定の増加が見られるが、今後は、一過性の交流にとどまらず、移住・定住へと結び付けていくための施策展開を図っていく必要がある。

また、農林水産分野の研究開発については、農業現場の課題解決、成長産業化を進める上で重要な役割を果たしてきたが、これまで開発された技術の中には現場で十分活用されていないものも多い。今後は、研究開発の枠組みや現場への技術移転プロセスの抜本的な見直しを進めていく必要がある。また、ロボット技術や ICT など最先端技術の活用については、現場に広く普及する段階に至っていない。今後、一般の農家にも導入が進むよう、ロボット技術の先行企業や IT 企業との連携等により取組を更に加速化していく必要がある。

(6) 東日本大震災からの復旧・復興の状況

ア 情勢

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに起因する大津波による農業・農村の被害は、津波に被災した農地が2万1,480ha、農業経営体が約1万100経営体に達した。このため、農地のがれき等の撤去、除塩や農業用施設等の復旧等を計画的に進め、平成27年3月時点で、津波被災農地のうち約7割で営農再

開が可能となっている。また、平成26年2月時点で、津波被害のあった農業経営体のうち55%が経営を再開している。さらに、農地等の復旧と合わせた農地の大区画化、大規模施設園芸といった先進的な取組も進んでいる。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の事故に伴い、放射性物質による汚染が広がったことから、放射性セシウム濃度が基準値を超えない農産物のみを流通させるため、農産物の出荷前に放射性物質の検査等を実施するとともに、避難指示区域等における農業者の経営再開に向けた取組を推進してきた。現在、放射性セシウム濃度の基準値を超える農産物の品目や地域は限定的となっている。

他方、原発事故に伴う風評被害に対しては、安全確保のための取組等についての情報発信、被災地産農産物等の利用を促進する取組等を実施してきた。しかしながら、依然として風評被害が払拭されとは言えない。

さらに、諸外国・地域において実施されている我が国農林水産物・食品の放射性物質に係る輸入規制に対しては、その緩和や撤廃に向けた働きかけなどを進めてきた結果、一定の進捗は見られたものの、香港、台湾、中国、韓国など主要な輸出先国・地域が依然として輸入規制を継続している。

イ 主な施策の評価と課題

東日本大震災（政府は、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼称）の発災以降、政府を挙げて被災地の復旧・復興に取り組んできた。

この結果、発災直後に比べ、農業・農村の分野においても復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、現在も経営再開に至っていない多くの農業者が存在しており、経営再開に向けた取組の加速化が必要である。また、新たな農業のモデルとなるよう、単なる復旧にとどまらない将来を見据えた復興の取組を進めていくことが求められている。さらに、いまだに根強く残る風評被害を克服していかなければならない。

このため、今後、津波等による被害が甚大な地区等の復旧・復興を更に進めるとともに、先端技術を駆使した生産・加工技術等の大規模実証研究の成果の普及等を進めていく必要がある。加えて、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の大規模な自然災害等に備え、防災や減災等のための取組を進めていく必要がある。

また、放射性物質による汚染に対し、今後とも、農産物の安全の確保や、避難指示区域等における経営再開に向けた取組を着実に推進するとともに、風評被害の払拭に向けた丁寧な情報発信や被災地農産物等の利用促進、諸外国・地域の輸入規制の緩和や撤廃に向けた更なる働きかけを行っていく必要がある。

2. 農業や食品産業の成長産業化と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する施策展開 ―施策の推進に当たっての基本的な視点―

3 担い手の現状

<ビジネス経営体>

- ・ビジネス経営体数は 10 年間で 1.5 倍に増加しています。
- ・ビジネス経営体の販売金額は 10 年間で 1.9 倍に増加しています。

図表 8 ビジネス経営体

販売金額	H17	H22	H28	H28/H17
ビジネス経営体数	266	328	403	1.52
ビジネス経営体の販売金額（百万円）	44,304	64,911	82,096	1.85

資料：県農業ビジネス課調べ

<農業経営体>

- ・農業経営体数が 10 年間で 3 割減少する中で、販売金額 5 千万円以上の経営体数は横ばいとなっています。

図表 9 販売金額別農業経営体数

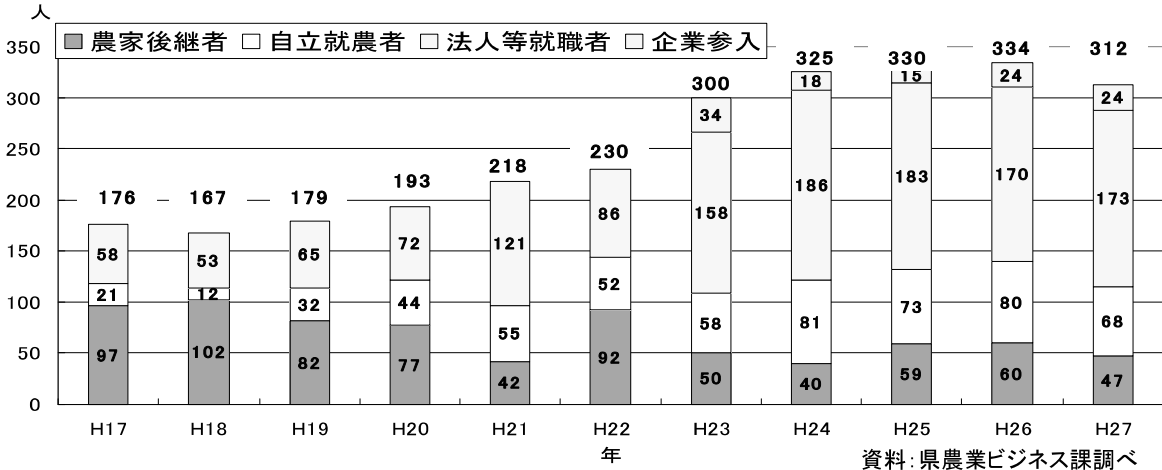
販売金額	H17	H22	H27	H27/H17
1 千万円未満	41,565	36,009	29,364	0.71
3 千万円未満	4,782	3,343	2,999	0.63
3 千万円以上	862	750	780	0.90
うち 5 千万円以上	383	370	381	0.99
合計	47,209	40,102	33,143	0.70

資料：農林業センサス（農林水産省）

<新規就農者>

- ・新規就農者数は、増加傾向にあり、平成 23 年以降は、毎年 300 人以上が新たに就農しています。
- ・過去 10 年間の傾向をみると、農家の後継者の就農は減少傾向にありますが、新たに農業で起業する人や農業法人へ就職者が増加しており、平成 27 年には、農業法人への就職者が 55%を占めています。

図表 10 新規就農者



＜農業就業人口＞

- ・販売農家における農業就業人口は、10年間で4割減少しています。
- ・一方、雇用農業従事者は3倍に増加しています。ただし、最近では、全産業的な人手不足により、期間雇用を中心に雇用の確保が困難になっています。

図表 11 農業就業人口

区分	H17	H22	H27	H27/H17
農業就業人口	93,890	70,867	57,322	0.61
雇用農業従事者	2,525	3,995	7,082	2.80
合計	96,415	74,862	64,404	0.67

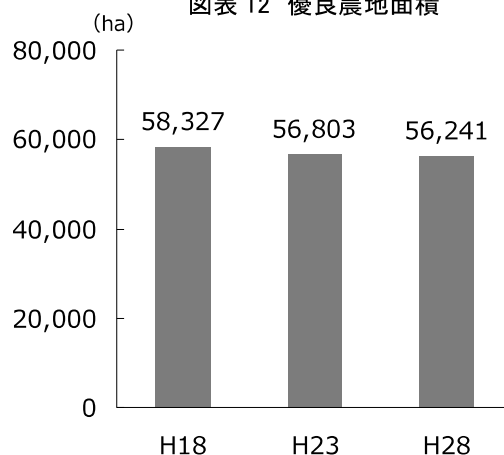
資料：農林業センサス（農林水産省）

4 生産基盤の現状

＜農地集積＞

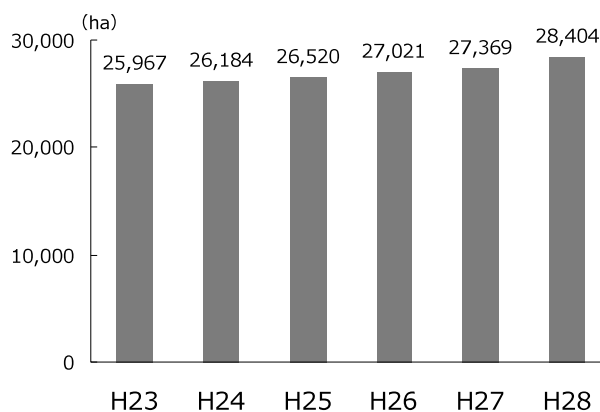
- ・優良農地面積（農振農用地区域内農地から荒廃農地を除いたもの）は、荒廃農地の発生や宅地等への転用等に伴い、10年間で約2,000ha減少しています。
- ・一方、担い手への農地集積面積は1割増加しています。

図表 12 優良農地面積



資料：農林水産省調べ

図表 13 農地集積面積



資料：農林水産省調べ

静岡県経済産業ビジョン 2018～2021
(農業・農村編)

2018 年 3 月

静岡県

(経済産業部、交通基盤部、文化・観光部)

第3章 ビジョンの基本方針

1 基本理念

○ 世界の健康長寿と幸せに食で貢献

～多様な人々が活躍する世界水準の次世代農業～

T P Pや日欧E P Aによるグローバル化が進展する中、地域の特性を活かし、将来にわたり持続可能な農業構造を構築することにより、消費者が安心できる安全で健康によい農産物を安定的に生産・供給し、世界の人々の健康長寿に貢献します。

○ 生き生き働き心豊かに暮らせる農業・農村の創造

～環境と調和し人々を惹きつける農山村～

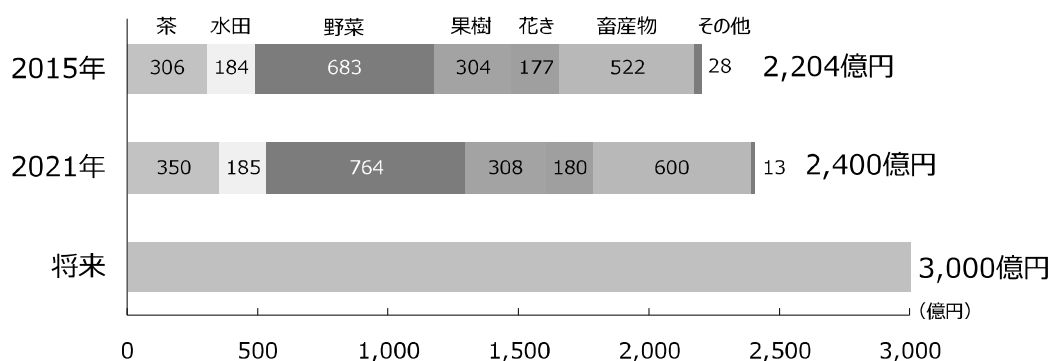
農業及び農村が育んできた水資源のかん養や、潤いと安らぎを醸し出す良好な景観の維持、自然環境の保全に努め、誰もが心豊かな生活を実現できる農山村を創造します。

2 目指す姿

<農業産出額>

野菜や畜産物など需要の拡大が期待される品目の選択的な生産拡大や、需要構造の変化に対応した茶の生産を強化し、2021年には農業産出額2,400億円を目標とするとともに、将来は、全国10位以内の農業産出額の実現を目指します。

図表 20 農業産出額の品目別内訳



＜担い手＞

○ ビジネス経営体

2014年のビジネス経営体数は381経営体で、産出額は456億円で県全体の2割を占めています。

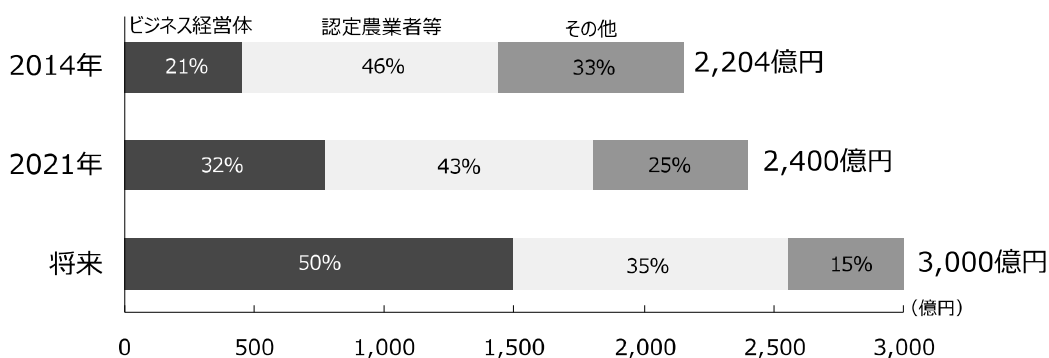
今後、農業就業人口の減少や農業者の高齢化の進展が見込まれる中で、産業として農業を発展させるためには、経営意欲のある農業者が創意工夫をもって農業経営を展開することが重要となります。

このため、経営発展に意欲的に取り組むビジネス経営体や認定農業者に対するコンサルティング活動を強化し、農地集積や設備投資による規模拡大や6次産業化、販路拡大などの取組を支援します。

さらに、新たに農業経営に挑戦する若者や経営改善に取り組む農家後継者に対して、技術習得研修や資金の確保、経営を学ぶ講座の開講などにより、経営の発展・安定化に向けた取組を支援します。

このような取組により、ビジネス経営体の産出額が、2021年には農業生産の約3割、将来的には過半を占める農業構造の確立を目指します。

図表 21 ビジネス経営体の農業産出額シェア



○ 地域農業を支える多様な経営体

本県の農業経営体33,143戸のうち、販売金額300万円未満の小規模な経営体は、販売金額では約1割のシェアですが、経営体数は23,279戸で約7割を占めています。

これらの経営体は、規模の大きな経営体とともに、県民に多彩な農産物を供給し、農地や用水路の保全など、地域農業を維持する上でも重要な役割を担っています。

今後は、地域資源を活用した交流の促進や直売所などを利用した地産地消の取組など、小規模な経営体の農業生産の維持・発展を支援することにより、持続可能な地域農業の構築を目指します。

《主な取組》

① 高度農業人材の育成と雇用対策

ア 次代の農業経営を担う人材育成の強化

- ・ 生産技術・経営ノウハウを習得する研修や就農計画の作成、資金支援により、非農家出身者(ニューファーマー)の自立就農を支援するとともに、農家後継者の新分野進出を促進します。
- ・ 農業体験やマッチングにより、農業法人等への就職を促進するとともに、雇用の安定確保を支援します。
- ・ 農林大学校の専門職大学への移行により、次代の農林業を支える人材を養成するとともに、社会人教育を充実します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
ニューファーマー等の確保・育成	ニューファーマー養成に向けた研修の実施			
	研修参加者 25人/年	研修参加者 25人/年	研修参加者 25人/年	研修参加者 25人/年
農業法人等への就職促進	農業体験研修や農業法人とのマッチング等の実施			
	農業体験参加者 60人/年	農業体験参加者 60人/年	農業体験参加者 60人/年	農業体験参加者 60人/年
農林大学校の専門職大学への移行	開学準備		開学	
			入学者125人/年	入学者125人/年

イ 女性経営者の育成

- ・ 女性農業経営者の活動状況の情報発信や、若手女性農業者のネットワーク化を推進します。
- ・ 農業に関心のある女性に対し、就農に向けた意識醸成や就労意欲の喚起、働きやすい環境づくりへの支援を行います。
- ・ 農山漁村地域で活躍する女性農業者リーダーを育成するための研修や交流会を開催します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
若手女性農業者のネットワークの構築	ネットワーク参画者数			
	40人	60人	80人	100人
女性農業者リーダーの育成	女性農業者の公職委嘱数			
	135	140	145	150

ウ コンサルティング手法を取り入れたビジネス経営体等の支援

- ・ ビジネス経営体を伴走支援する専任チームにより、コンサルティング活動を中心とした支援を強化します。
- ・ 民間専門家の派遣により、法人化、経営継承、労務管理などの企業的経営管理手法やマ

ーケティング手法、生産工程管理などの導入を支援します。

- ・ 経営を学ぶ講座の開催(経営戦略講座やアグリビジネス実践スクール、ふじのくにアグリカレッジ)により、経営計画の作成や計画の実行支援、経営幹部や後継者等の資質向上を図ります。
- ・ 全国農業担い手サミットの本県開催を契機として、認定農業者等の経営発展への意欲向上や組織活動の活性化を図ります。
- ・ 農業経営体の経営発展に向けて、施設・機械の整備に必要な制度資金の活用を支援します。
- ・ 農業保険法の中に新たに創設された収入保険制度を周知し、セーフティーネットの強化を図ります。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
経営体支援チームによる伴走型経営支援		巡回支援する経営体数		
	1,000経営体/年	1,000経営体/年	1,000経営体/年	1,000経営体/年
専門家派遣による企業的経営管理手法等の導入支援		専門家派遣回数		
	150回/年	150回/年	150回/年	150回/年
ビジネス経営体等の経営発展及び幹部人材の養成支援		経営講座の受講者数		
	110人/年	110人/年	110人/年	110人/年
認定農業者等の活動支援	全国担い手サミット プレイベントの開催	全国担い手サミット の開催	地域サミットの開催	
	参加者400人/年	参加者2,000人/年	参加者200人/年	参加者200人/年

エ 多様な人材の活用

- ・ 求人情報の提供や就労体験機会の提供など、女性や高齢者などの幅広い人材の活用を支援します。
- ・ 雇用を確保するための情報提供や、品目間での労働力を相互補完する取組など、各地区が独自に労働力を確保できる仕組みづくりを支援します。
- ・ 障害のある人が農業や園芸活動に携われるユニバーサル園芸を普及するため、農業経営体への受入促進と、農業と福祉分野の連携を推進します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
幅広い人材の確保支援	短期雇用の確保に向けた取組地区数	モデル地区における自主的な労働力確保の取組支援		
	8地区/年	8地区/年	8地区/年	8地区/年
ユニバーサル園芸の普及		障害のある人を受け入れる農業経営体数		
	40経営体/年	45経営体/年	50経営体/年	55経営体/年

“ふじのくに”の農山村づくり
(静岡県農業農村整備みらいプラン 2018-2021)

静岡県経済産業部

<目 次>

はじめに

1 策定の趣旨	1
2 役割	2
3 構成と計画期間	2

I 基本方針

1 理念	3
2 取組の視点	4

II 基本計画

1 現状と課題	7
2 政策方針	11
3 施策方針	21
4 計画推進にあたっての留意事項	25

III プラン実現に向けた連携

1 農村振興技術者の役割	27
2 関係者への期待	29

IV 指標	31
-------	----

(参考資料)	36
--------	----

はじめに

1 策定の趣旨

静岡県では、平成 25 年度に策定した「“ふじのくに” の農山村づくり（静岡県農山村整備みらいプラン 2014-2017）」に基づき、農業用水の安定供給や生産性向上による産地競争力の強化、地域資源の保全継承を担うコミュニティの形成と活性化を重点取組に掲げ、地域の様々な活動と連携し、農山村づくりに取り組んできた。

このプランでは、農業農村整備事業の長期的な理念を「美しく品格のある農山村の創造」と定め、平成 25 年度までの最初の 4 年間は「基礎づくり」、平成 29 年度までの 4 年間は「実践的モデルづくり」の視点のもと取組を展開してきた。

これまで、産地戦略の実践として基盤整備を実施してきた地区では、生産性が飛躍的に向上し、意欲的な後継者が育成されるとともに、レタスなどの高収益作物の導入が徐々に拡大してきている。

また、「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」では、県下で 122 の地域が「美しく品格のある邑」に登録されるとともに、農山村の景観や地域の歴史・文化等の地域資源を活用した活動を行う NPO 等の主体が設立されるなど、農山村に新たな活力が生まれており、この 8 年間の取組は着実に成果をあげている。

しかしながら、本格的な人口減少社会を迎える中、農業者の高齢化や担い手の不足、TPP や EPA 等のグローバル化の進展や国内産地間競争の激化等により、本県の農山村は総体として弱体化傾向にある。

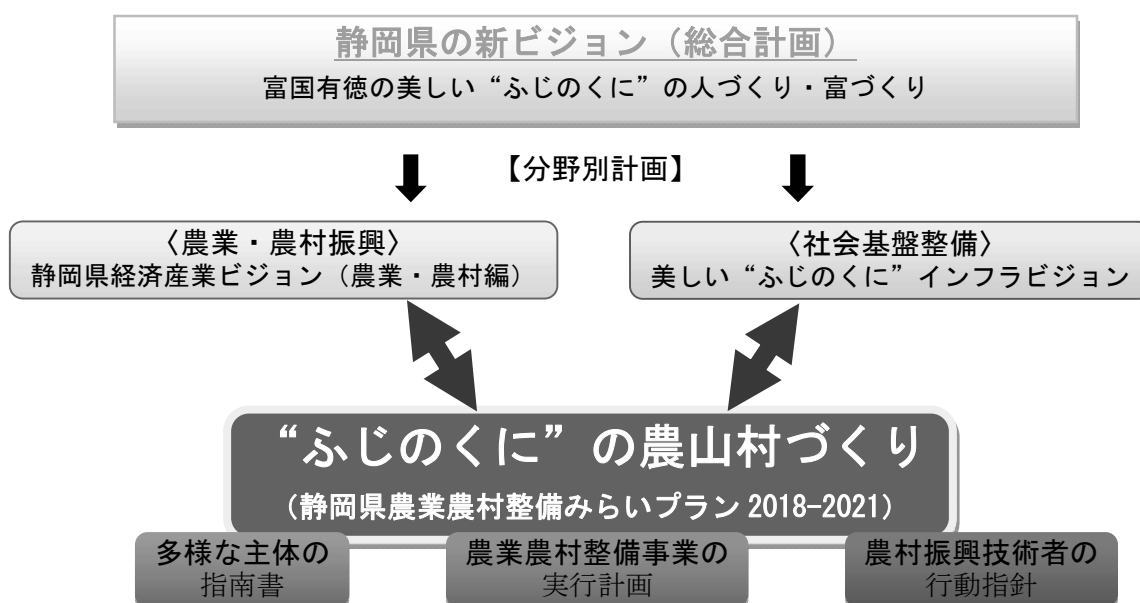
このような状況において、本県の農山村が有する「多彩で高品質な農産物の安定供給」と「多面的機能の発揮」という重要な役割を将来に渡って持続的に維持・発展させていくために、農業の競争力強化と農山村社会の再生・活性化に向けた取組を、地域特性に応じて、一体的に進めていかなければならない。

このため、美しく品格のある農山村の創造の実現に向けた「発展的取組の拡大」を行うプランとして、この「“ふじのくに” の農山村づくり（静岡県農業農村整備みらいプラン 2018-2021）」を策定する。

2 役割

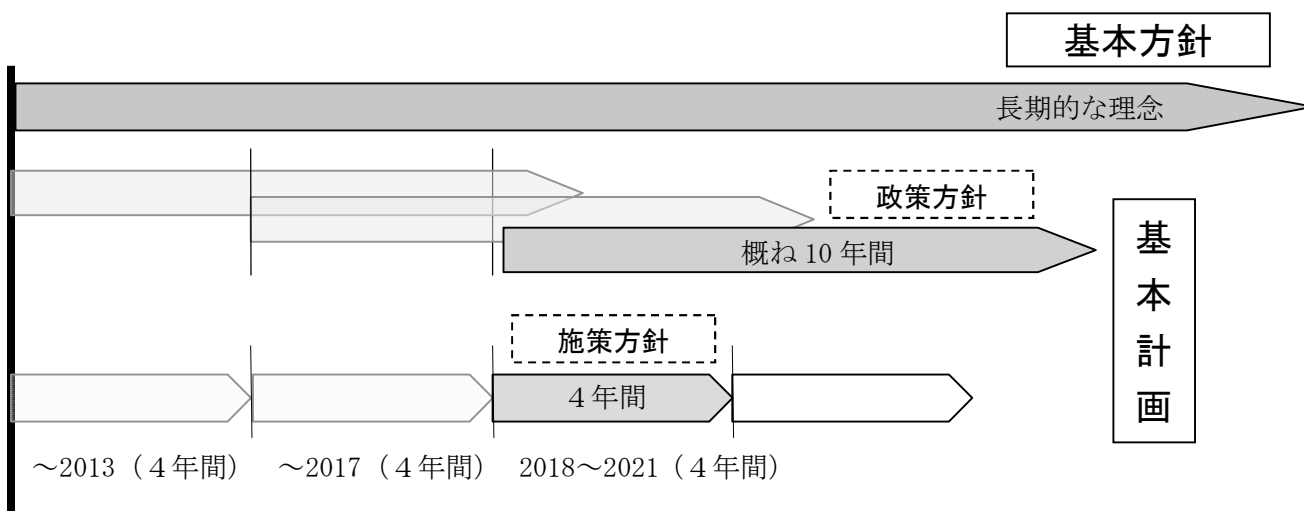
このプランは、上位計画の「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」、その分野別計画である「静岡県経済産業ビジョン（農業・農村編）」並びに「美しい“ふじのくに” インフラビジョン」の実行計画として、本県の農業農村整備事業の長期的な理念と取組の視点、政策の方向性と主な取組を明らかにするものである。

また、農業農村整備事業に関わるあらゆる立場の人々、団体、機関等が、共通認識のもとで本県の農山村のあるべき姿を描き、その具現化に向けて、協働して取り組むための指南書であるとともに、農業土木技術者が農村振興技術者へと発展し実践すべき行動指針としての役割を担うものである。



3 構成と計画期間

本プランは、本県の農業農村整備事業の「基本方針」を示すとともに、概ね10年間の政策方針と、その達成に向けた平成30年度（2018年度）から4年間の具体的な施策方針を示した「基本計画」により構成している。



I 基本方針

1 理念

『美しく品格のある農山村の創造』

かつて、幕末から明治に日本を訪れた多くの外国人は、まるで庭園のように手入れされた農山村の美に深く感嘆し、「絵のように美しい」と形容した。その美しさは、自然と人間の営みが長い年月をかけて造り上げた農山村の姿だけではなく、当時の人々の考え方、暮らしぶりといった日本社会そのものに対する感動からおこったものであった。

「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり（静岡県総合計画）」を目指す本県の農山村は、当時の農山村を理想像として、景観の美しさにとどまらず、その源となる農業に勤しむ生産者と、地域の資源を保全し次世代へ継承しようとする様々な人々の共同体意識に至る外形と内面の「農山村の美」を実現していくことが重要である。

人に人格があるように村にも村格があり、それは、鎮守の森や菩提寺、旧家の名主・豪農、土地改良の水利権といわれた。村格の基準は、当時と大きく変化していると思われるが、人格が、「独立した個人としての、その人の人間性」であれば、村格は、「独立したひとつの共同体としての地域性」、「その地域固有の、共同体としてのあり方」であるともいえる。従って、「人格者」と言われる人がいるように、「村格者」と言われるような農山村もあるべきである。

本県の農山村がその姿を富士山のように美しく高め、世界中から憧れられ、そこを訪れてみたい、その産物を手にしたい、そこで暮らしてみたいと思われるような存在となるためには、共同体としての農山村の社会（コミュニティ）が、地域のあり方を自ら考え、主体的・意欲的に地域の「場の力」を最大限に活用し、その実現に取り組むといった力強い自律性に裏付けられた品格が必要である。

こうした考えに基づき、農業農村整備事業に関わるあらゆる人々が、農山村のあるべき姿を見定め、的確に対応していくための道標となる理念を「美しく品格のある農山村の創造」とする。

2 取組の視点

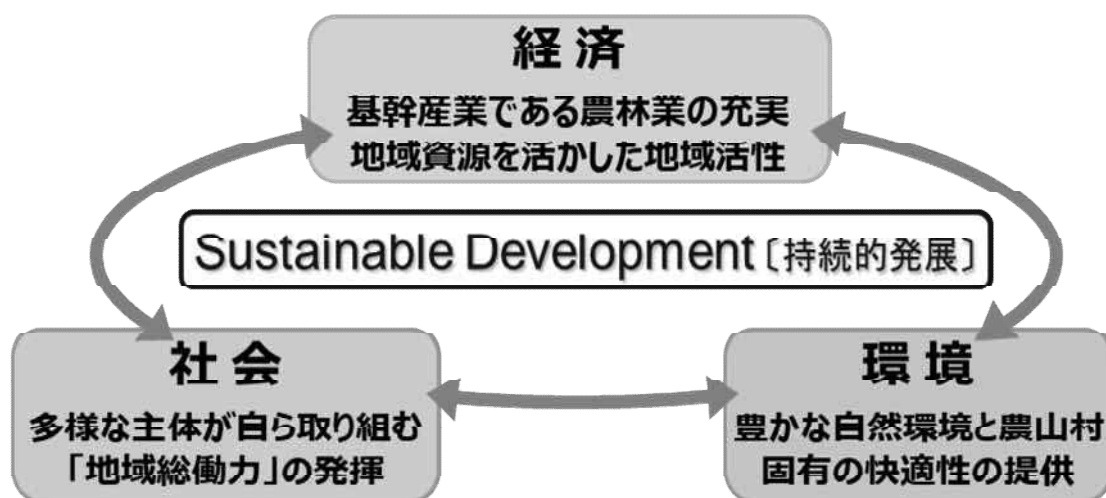
～ 環境・経済・社会の調和による持続可能な農山村づくり ～

農山村では、人と自然の共生が生み出す二次的な環境を基礎として、農業生産活動、人々の生活、地域の歴史、文化が調和した独自の景観が形成されており、こうした農山村の佇まいは、農業が持続的に行われるとともに、農山村の活力が維持、向上されることによって保全されている。

この「農山村らしさ」は、単に視覚的な自然の姿や農業生産の場としての景観だけではなく、長い歴史の中で、それらを保全し継承してきた農山村の社会（コミュニティ）が根幹となっている。

コミュニティなくして、水田や水路、里山などの二次的な環境を継承していくことは難しく、また、担い手への農地集積や基盤整備など、個の生産活動を発展させることも難しい。同時に、農泊やGI（地理的表示）、産地での直売など、農産物や地域資源を活用した経済活動を行う上でも、地域の環境や景観が重要な要素になる。

このことから、美しく品格のある農山村の創造に向け、農山村の根幹であり、多様な主体の協働力により構築された「社会（コミュニティ）」、人と自然との共生関係によって創造・継承されてきた特色のある農山村の「環境」、地域の基幹産業として成長を続ける農山村の「経済」が、地域特性に応じてバランスよく調和することで持続性が確保¹されるよう、農業・農村施策を総合的に展開していく。



¹ 「美しく品格のある農山村」について、前プランでは「3つの要素それぞれの持続性が確保された姿」としていたが、本プランでは、地域特性に応じて、「3つの要素がバランスよく調和することにより持続性が確保された姿」としている。

社 会

農山村の社会（コミュニティ）は、農業の歴史と深く関わり、営農や水管理等の共同作業を通じて形成され、非農家も含めた冠婚葬祭等の様々な集落活動を通じて、その結びつきを強め、安定的なものとしてきた。

しかし、農業従事者の減少や高齢化に加え、都市化・混住化の進行、就業形態の変化、生活様式や価値観が多様化する中、地域内の地縁的な結びつきが希薄化し、農業活動はもとより、中山間地域等においては集落活動を維持していくことも困難になりつつある。

その一方で、都市住民等を含む様々な人々の「田園回帰」志向の高まりにより、農山村への移住や援農ボランティア等の動きが広がってきており、こうした人々が、恵まれた交通インフラを有する本県の優位性を活かし、農山村との多様な関わりを深め、持続可能な農山村づくりに積極的に参画することが求められる。

このため、農山村での集落活動により備わった合意形成力を基本としつつ、地域住民、行政や都市住民、外部人材や企業が主体となって、長期的な視点のもと、持続性に富んだ豊かな暮らしを享受できる地域のあり方を自ら考え、地域の将来構想の実現に取り組む「地域総働力」²を備えたコミュニティを形成していくことが重要である。

また、コミュニティ強化に向けては、これまでの農村資源の保全管理を重視した側面から、伝統文化の継承や教育、福祉の活動など、地縁組織として住民の暮らしに必要な様々な活動を担う農山村の機能複合性の重視へと視野を広げ、豊かな暮らしやライフスタイルを意識した取組を展開することも重要な視点である。



² 農業者や地域住民による「農村協働力」に、都市住民や企業等の地域外の協力を加えた「新たな力」行政と市民のように1対1に表現される協働より先に進んだ形態。組織や立場を問わず、地域に関係する全員が参画し、総力を挙げて地域づくりに取り組むこと。

環 境

農山村の環境は、生物の多様性や眺望の良さ等によって、ゆとりと潤い、やすらぎに満ちた農山村固有のアメニティ（快適性）を私たちに提供している。

アメニティの源泉となっている農山村の多様な地域資源は、そこに住む人や訪れる人が、幸せや安らぎを感じる優れた環境を保持している。

農山村が持つアメニティは、郷愁をさそう原風景といえる環境を保全あるいは復元することのみによって実現されるものではない。恵まれた交通インフラがもたらす新たな価値を活用し、本県らしい「豊かな自然と都市的な利便性を併せて享受できる現代的な意義を持った農山村のアメニティ」を創出することが重要である

加えて、長い歴史の中で先人たちから、自然に対する畏敬の念や災害への脅威とともに受け継がれてきた、大地震や豪雨に対する防災意識のもと、災害への対策が適切に実施されていることも重要な視点である。



経 済

農山村の基幹産業は、生産者の占める割合が小さくとも、その役割、土地利用の規模等からみても農林業である。また、その生産活動により、特徴的で季節を感じさせる景観等を生み出している。

本県の農業は、低コスト化や高付加価値化によって安定的かつ持続的に展開されるとともに、「食材の王国」である本県の多彩で高品質な農産物を生み出している。併せて、恵まれた交通インフラ、富士山に代表される景観等の地域資源を活かした農商工連携等によって地域経済をもけん引していくことが重要である。

また、中山間地域等において、農業や農地・農業用施設の有する多面的機能を活用し、時代の流れをつかんだ、農泊やジビエ、農福連携等、新たな視点を加えたビジネスを誘発することも重要な視点である。



静岡県経済産業ビジョン【森林・林業編】

静岡県森林共生基本計画



経済産業部森林・林業局
くらし・環境部環境局

平成 30(2018)年 3 月



第3章 基本方向と施策

【施策体系図】

目指す姿

「経済」「社会」「環境」が調和した多様性のある森林づくり

森林資源の利用と保全の両立による、美しく恵み豊かな魅力あふれる
「森林の都」しずおかを創造し、未来に引き継ぐ。

基本方向

1 森林資源の循環利用による 林業の成長産業化

《森林資源の循環利用による
「森林との共生」》

2 森林の多面的機能の維持・ 増進

《森林の適正な整備・保全による
「森林との共生」》

3 県民総参加による持続的で 魅力的な森づくり活動の推進

《森に親しみ、協働で進める
「森林との共生」》

施策

(1) 県産材の安定供給体制の確立

- ① 低コスト生産システムの定着
- ② 主伐と再造林の促進
- ③ 県産材の流通の最適化
- ④ 森林認証材の安定供給

(2) ビジネス林業の定着

- ① 林業経営体の経営改革
- ② 森林技術者の育成・確保

(3) 県産材製品の需要拡大

- ① 品質の確かな県産材製品の利用拡大
- ② 県産材製品の販路拡大
- ③ 県産材の製材・加工体制の拡充

(1) 森林の適正な整備

- ① 間伐などの森林整備の促進

(2) 森林の適正な保全

- ① 森林の公益的機能の回復
- ② 森林の公益的機能の向上
- ③ 自然環境の保全

(3) 魅力と強みを活かした山村づくり

- ① 特産林産物の安定供給と消費拡大
- ② 都市と山村の交流

(1) 県民の理解と参加の促進

- ① 県民の理解の促進
- ② 県民参加による森づくりの推進
- ③ 森づくり活動や環境教育を行う
人材等の養成及び確保
- ④ 森林経営管理の合意形成

(2) ビジネス林業の定着

《現状・課題》

- ① 林業経営体
 - ・木材生産における労働生産性は、向上しつつあるものの平成 28 年度時点で 3.8 m³/人日に留まっています。また、死傷災害は、県内で年間 40 件以上発生しています。
- ② 森林技術者
 - ・林業作業員数は、近年、横ばいで推移していますが、60 歳以上の割合が 4 割近くを占めています。
 - ・森林経営計画に基づいて伐倒・搬出などの木材生産を行うことができる森林技術者（林業作業士相当）は、年間 50 万 m³の生産に要する最低限の人数を確保していますが、今後、退職などによる人手不足が見込まれます。

《取組の方向》

- ① 林業経営体
 - ・労働安全、労働生産性、就労環境の向上など、林業経営体の経営改革を支援します。
- ② 森林技術者
 - ・林業への新規就業の促進、森林技術者の能力向上により、森林技術者の育成・確保を図ります。

《数 値 目 標》

区分	指標名	現状値	目標値	総合計画
活動指標	木材生産の労働生産性	(2016 年度) 3.8m ³ /人日	(2021 年度) 5.6m ³ /人日	○

《主 な 取 組》

① 林業経営体の経営改革

ア 林業労働安全の向上

- ・林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部と連携し、安全パトロールや安全講習会の実施などにより、安全対策の徹底と安全装備の導入を促進します。
- ・静岡県林業労働力確保支援センター、静岡県森林組合連合会及び林災防静岡県支部が行う、伐木造材における安全技術の習得などの研修会を支援します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
林業労働安全の向上		安全パトロールや安全講習会の実施		
		伐木造材における安全技術の習得などの研修会を支援		

イ 労働生産性の向上

- ・ビジネス林業を目指す林業経営体に対し、経営資源の最適化に向けた課題の整理と

解決への取組を支援します。

- ・ ビジネス林業に取り組んでいる林業経営体に対し、更なる生産性の向上に向けたステップアップを支援します。
- ・ 林業経営体に対し、車両系（ハーベスタ又はプロセッサとフォワーダ）や架線系（タワーヤーダとプロセッサ）の生産システムを、森林の立地条件に応じて適切に選択するよう促します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
労働生産性の向上	ビジネス林業の定着を図る事業体数(累計)			
	27事業体	38事業体	49事業体	60事業体

ウ 就労環境の向上

- ・ 改善計画の認定を通じて、林業経営体の雇用環境などの向上の取組を支援します。
- ・ 林業経営体の社会保障の充実や労働安全の向上に対する取組を支援します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
就労環境の向上	林業経営体の雇用環境改善の取組を支援			

② 森林技術者の育成・確保

ア 林業への新規就業の促進

- ・ 静岡県林業労働力確保支援センターと連携し、林業の仕事の内容や就業条件などを情報提供するガイダンスや、林業体験会を開催します。
- ・ 林業経営体に対し、就業を希望する者の試用雇用を支援します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
林業への新規就業の促進	静岡県林業労働力確保支援センターの支援			
	100人	林業への新規就業者数 100人	100人	100人

イ 農林大学校における人材の育成

- ・ 森林・林業に関する幅広い知識を習得し、森林の多面的機能の向上と持続的な林業経営に貢献できる人材を育成します。
- ・ 農林大学校学生に対し、林業への就業に向けた研修の費用を支援します。
- ・ 農林大学校を、森林・林業に関する幅広い専門的な知識と理論に裏付けられた高度な実践力、課題対応能力を有する人材を育成する専門職大学に移行します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
農林大学校における人材の育成	専門職大学への移行準備		専門職大学の開学	

ウ 森林技術者などの能力向上

- ・ 木材生産などの林業技術を指導できる人材を育成します。
- ・ 技術者の林業技術と現場管理能力の習得を指導する全国森林組合連合会の県内での取組を支援します。
- ・ 林業経営体の職員に対し、森林G I Sやオープンデータの活用と、効率的な木材生産に必要な計画の作成を支援します（森林施業プランナー）。
- ・ 丈夫で簡易な路網を作設できるオペレーターや設計ができる技術者を育成します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
森林技術者などの能力向上		林業技術・知識の習得を支援		
		適正な森林管理を担う森林技術者数(累計) →		
	500人	500人	500人	500人

1 要 旨

県立農林大学校の専門職大学への移行にあたり、理念や養成人材など根幹となる部分を議論するため、外部有識者等による基本構想策定委員会を4回開催し、平成30年2月5日に専門職大学基本構想を策定した。

2 開催実績

	開催日	議事
第1回	平成29年5月1日	・委員会設置趣旨及びスケジュール ・専門職大学の方向性について
第2回	平成29年8月31日	・農林大学校視察 ・基本理念、養成人材、学部学科、入学定員
第3回	平成29年10月2日	・農林業の担い手像 ・担い手に求められる能力 ・教育内容の概要
第4回	平成29年12月27日	・基本構想案について

3 基本構想の策定・公表

日時	実施事項
平成30年1月16日～2月4日	パブリックコメントの実施
2月5日	専門職大学（農林業）基本構想の策定
2月14日	専門職大学（農林業）基本構想の公表

《参考》専門職大学基本構想策定委員会委員名簿（敬称略・50音順）

職 名	氏 名	現 職
会 長	生源寺 眞一	福島大学農学系教育研究組織設置準備室長 教授
委 員	新井 映子	静岡県立大学食品栄養科学部教授
〃	片野 恵介	青年農業士（畜産）
〃	木宮 健二	学校法人常葉大学理事長
〃	鈴木 厚志	静岡県農業法人協会会長・農業経営士（施設園芸）
〃	竹川 暢昭	静岡県農業高等学校校長会会長（静岡農業高校校長）
〃	竹川 将樹	指導林家
〃	塚本 佳子	農業経営士（露地野菜）
〃	益田 昌史	国土経営研究会会長
〃	陽 捷行	（公財）農業・環境・健康研究所農業大学校校長
〃	吉林 章仁	静岡県副知事
〃	難波 喬司	静岡県副知事
〃	竹内 隆	静岡県農林技術研究所研究統括監

農林業法人の採用意識に関するアンケート調査について（報告）

平成 29 年 9 月

経済産業部農業局農業ビジネス課

1. 調査目的と方法

本アンケート調査は、県内の農林業法人を対象に、経営及び雇用の現状や、今後の方向性をたずね、専門職大学（専門職短期大学）の学部・学科や、教育内容の検討を行う基礎資料とすることを目的としている。

調査概要は表1のとおりである。調査項目は、①経営概要、②雇用状況、③今後の事業方針、④農林大学校卒業生の雇用状況、⑤専門職大学制度の認知度の5項目である。

調査対象者は、ビジネス経営体を中心とした農業法人 390 法人及び認定林業事業体 61 事業体である。調査票は、調査対象者へ郵送にて直接送付し、同封した返信用封筒にて回答を依頼した。配布部数は 451 部で、回収数 177 部、有効回答数は 166 部であった。

表1 アンケート調査概要

調査名	農林業法人の採用意識に関するアンケート調査
調査項目	①経営概要：経営作目、従事者数、売上高、資本金 ②雇用状況：平成 27～29 年の採用状況、採用時の重視点、雇用の不足感、求人の応募状況 ③今後の事業方針：事業拡大意向、採用方針、採用したい人材 ④農林大学校卒業生の雇用状況：平成 27～29 年の農林大学校卒業生の採用状況及び今後の採用意向、農林大学校卒業生日求める知識・能力・技能 ⑤専門職大学の認知度
調査対象者	① 農業法人 390 法人 ② 認定林業事業体等 61 事業体
調査方法	郵送調査 ・調査対象者に調査票を直接送付し、郵送にて回収。
回収状況	配布部数 451 部 回収数 177 部 (39.2%) 有効回答数 166 部 (93.8%)
調査時期	平成 29 年 6～7 月

2 経営概要

(1) 経営作目

回答者の主な経営作目は、図 2-1 のとおりである。回答の多かった経営作目は、茶の 25.3% (42 経営体)、林業等(木材加工含む)の 21.7% (36 事業体)、野菜の 19.9% (33 経営体)であった。

(2) 平成 28 年度売上高

平成 28 年度売上高の分布をみると、「5 千万超～1 億円まで」の層が多くなった(図 2-2)。

経営作目別の中央値では、「酪農・肉牛」(31,500 万円)、「林業等」(20,000 万円)、「養鶏」(14,500 万円)、「養豚」(14,000 万円)の順に多くなった(表 2-1)。

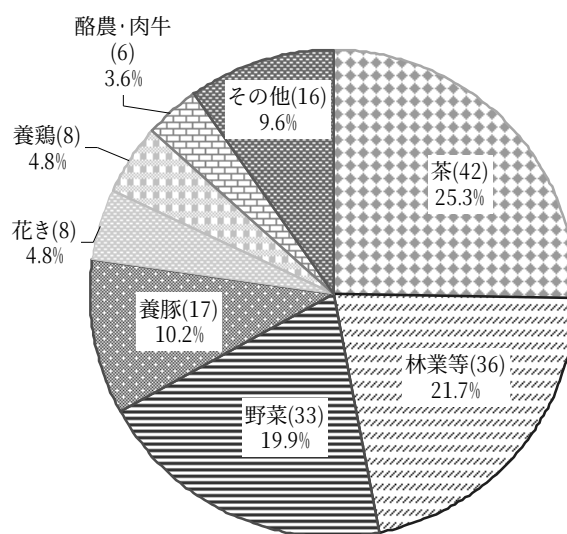


図2-1 主な経営作目等(n=166)
(括弧内の数字は回答数)

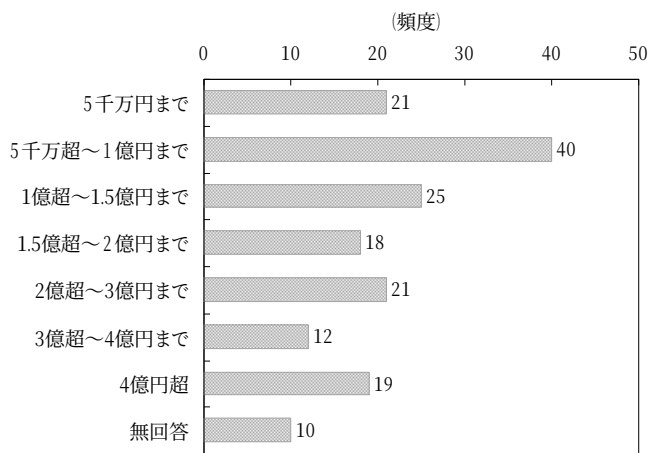


図2-2 平成28年度の売上高の分布(N=166)

表2-1 経営作目別の売上高の中央値

経営作目	回答数	(万円)
茶	40	10,647
林業等	33	20,000
野菜	31	11,000
養豚	16	14,000
花き	8	12,897
養鶏	7	14,500
酪農・肉牛	6	31,500
その他	15	7,400
全体	156	14,100

(3) 役員数及び従業員数

役員及び従業員数の分布は左側に偏った分布形になった(図2-3～2-6)。また、中央値及び平均値を見ると、役員数の中央値は3.0人/法人(平均値4.4人/法人)、従業員数の中央値は11.0人/法人(平均値15.8人/法人)であった。従業員のうち、正規社員の中央値は4.0人/法人(平均値8.6人/法人)、正規社員以外は中央値3.0人/法人(平均値7.0人/法人)であった(表2-2)。

経営作目ごとにみると、役員数では、林業等の中央値の8.5人/法人が最も多かった。従業員数では、養鶏の中央値18.0人/法人が最も多く、林業等17.0人/法人、野菜16.0人/法人が続いた。正規社員を見ると、林業等の中央値14.5人/法人が最も多く、非正規社員では野菜11.5人/法人が最も多かった(図2-7)。また、売上金額別にみると、役員数、従業員数、従業員数のうち正規社員数は、売上金額が大きくなると多くなる傾向にあった(図2-8)。

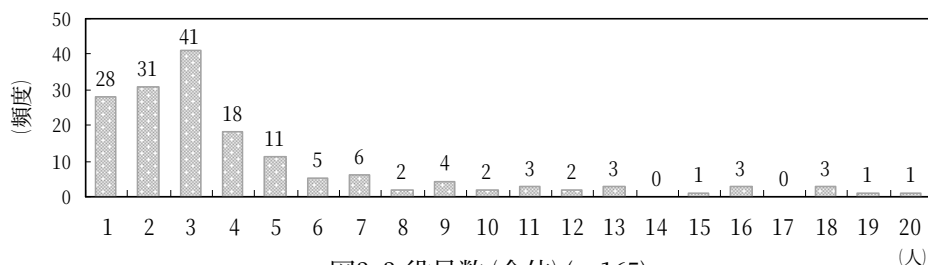


図2-3 役員数 (全体) (n=165)

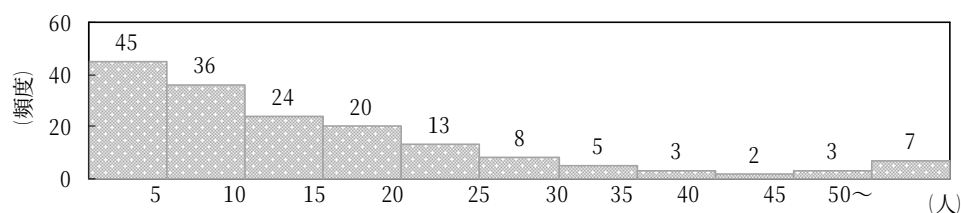


図2-4 従業員数 (全体) (n=166)

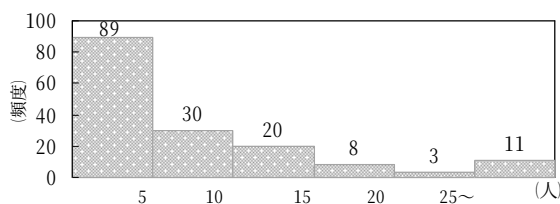


図2-5 従業員のうち正規社員 (人) (n=161)

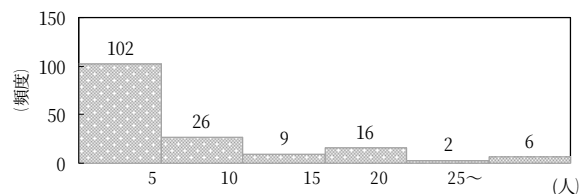


図2-6 従業員のうち正規社員以外 (人) (n=161)

表2-1 役員数及び従業員数 (単位:人/法人)

項目	役員数	従業員数	(うち正規職員)	(うち正規職員以外)
平均値	4.4	15.8	8.6	7.0
中央値	3.0	11.0	4.0	3.0

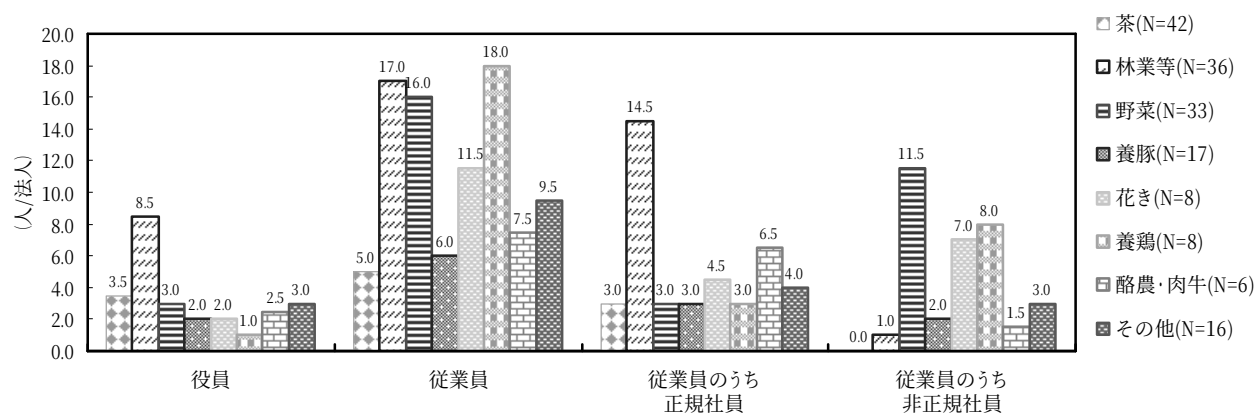


図2-7 1法人あたりの従事者数の中央値 (経営作目別)

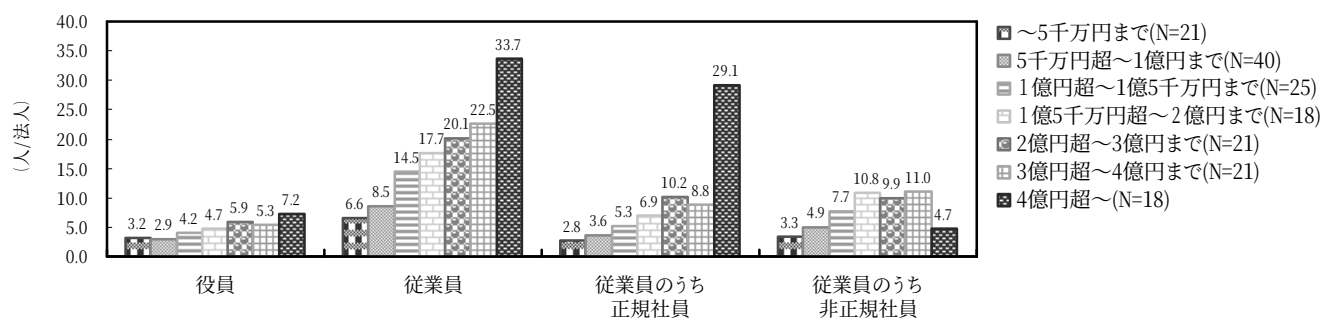


図1 法人あたりの平均従事者数 (売上金額別)

(4) 資本金

資本金は、1千万円までが最も多くなった。

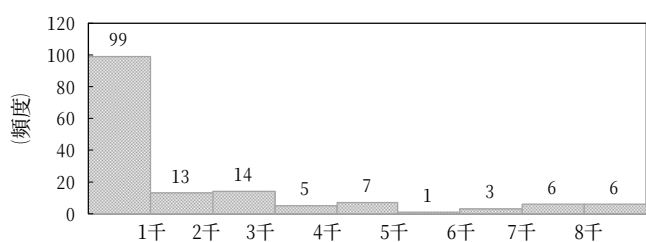


図2-9 資本金の頻度分布 (万円)

3 雇用状況

(1) 平成27～29年度の正規社員の雇用状況

平成27～29年の3年間の正規社員の雇用状況を見ると、雇用がない法人が72法人であった(図3-1)。また、学卒別等の人数でみると、高校卒及びその他の雇用数が他の分類よりも多くなった(図3-2～3-7)。

次に、経営作目別に見ると、新卒者の正規雇用採用者数は「酪農・肉牛」が最も多く(図3-8)、新卒者以外は「養鶏」が最も多かった(図3-9)。

さらに、売上金額別みると、新卒者及び新卒者以外の正規雇用の採用は「4億円以上」が最も多くなった(図3-10、3-11)。

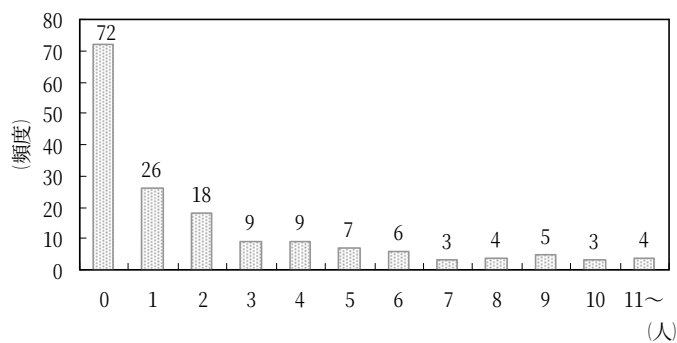


図3-1 平成27~29年の正規社員雇用状況(n=166)

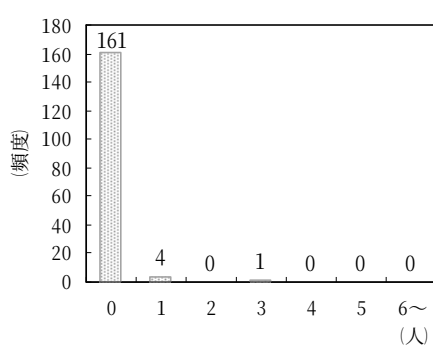


図3-2 正規社員 (大学院卒) (n=166)

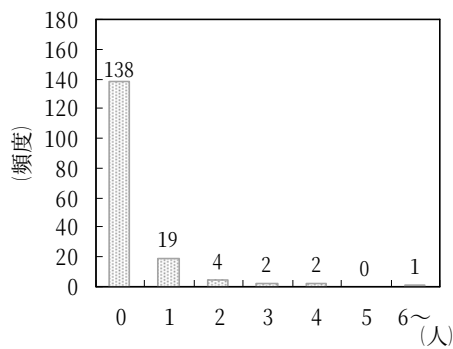


図3-3 正規社員 (大学卒) (n=166)

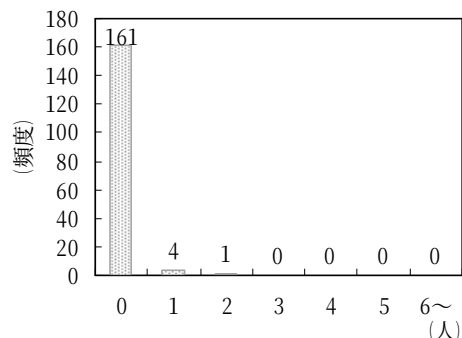


図3-4 正規社員 (短期大学卒) (n=166)

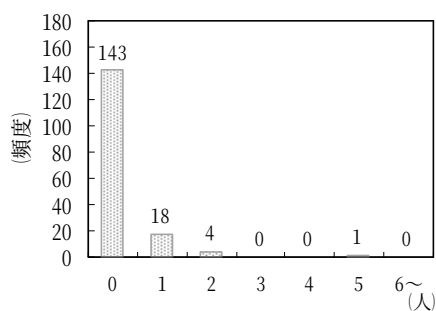


図3-5 正規社員 (専修・専門学校卒) (n=166)

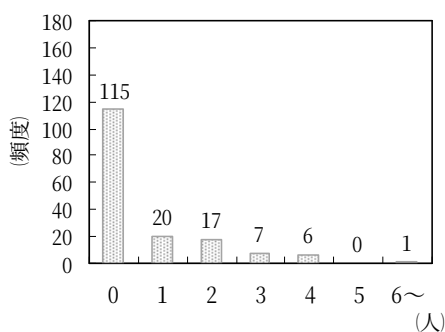


図3-6 正規社員 (高校卒) (n=166)

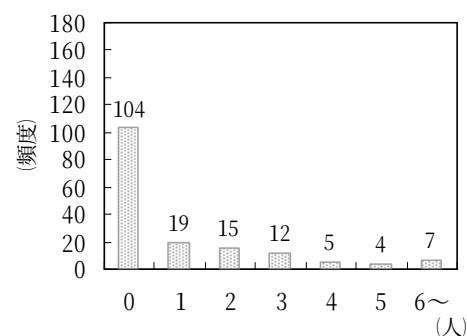


図3-7 正規社員 (その他) (n=166)

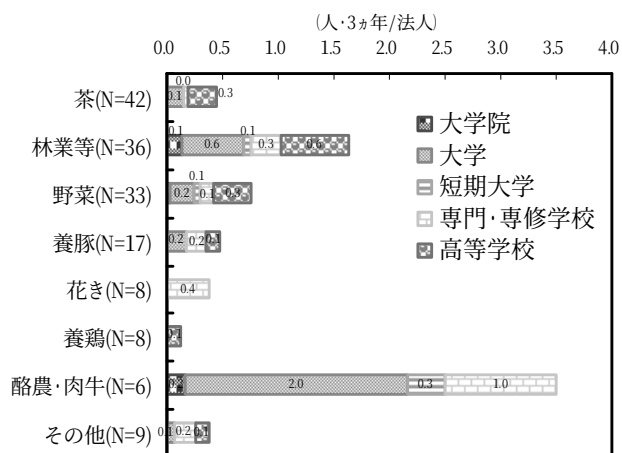


図3-8 1法人あたりの新卒者の平均採用人数(3ヵ年あたり) (経営作目別)

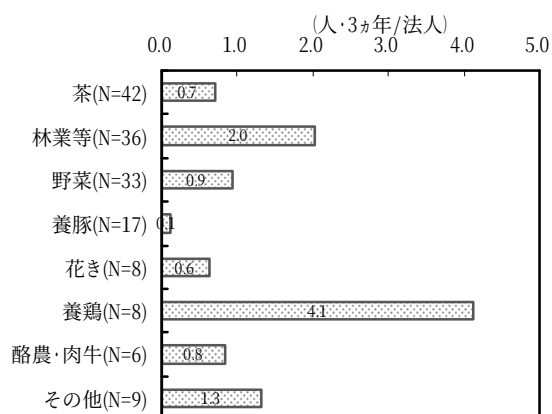


図3-9 1法人あたりの新卒者以外の平均採用人数(3ヵ年あたり) (経営作目別)

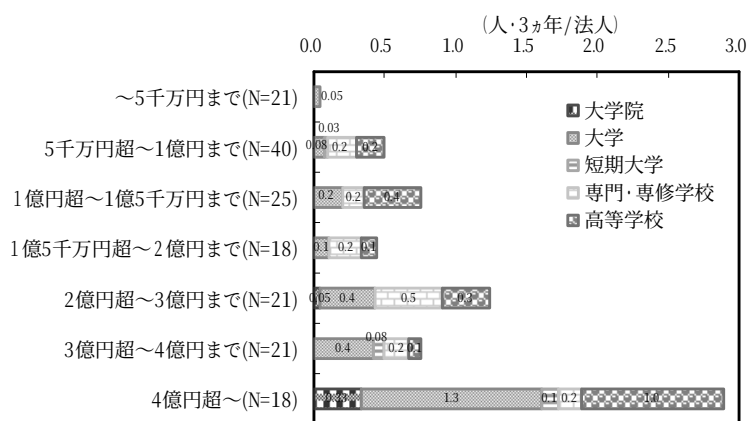


図3-10 1法人あたりの新卒者の平均採用人数(3ヵ年あたり)
(売上金額別)

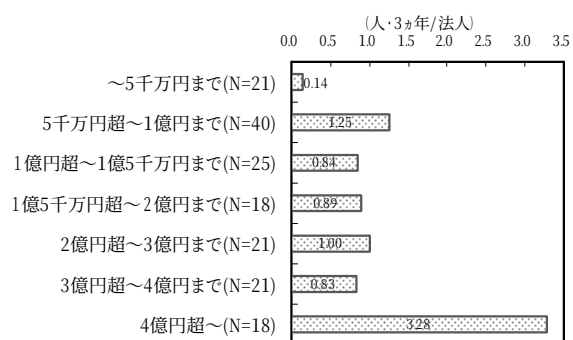


図3-11 1法人あたりの新卒者以外の平均採用人数(3ヵ年あたり)
(売上金額別)

(2) 正規社員雇用時に重視する点

正社員雇用時に重視する点は、「意欲・熱意」、「人物(人柄)」の順に回答が多く、2つの回答が大部分を占めた(図3-12)。

(3) 雇用の不足感

雇用の不足感は、「不足感あり」が66.7%(回答数108)、「不足感なし」が33.3%(回答数54)であった(図3-13)。経営作目別では、林業等、野菜、養豚、その他で(図3-14)、売上金額別では「1億円超～1億5千万円まで」、「1億5千万円超～2億円まで」、「2億円超～3億円まで」で、不足感がやや高い傾向にあった(図3-15)。

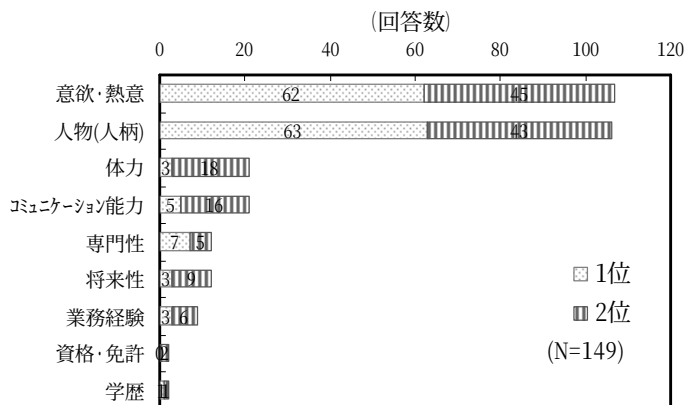


図3-12 正規社員採用時に重視する点

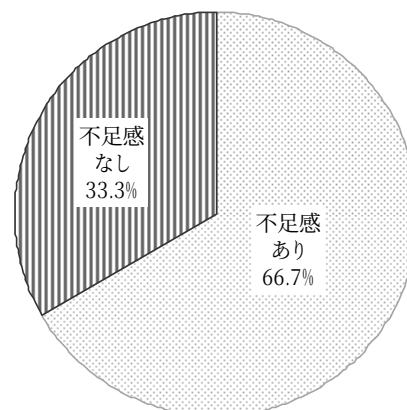


図3-13 雇用の不足感(n=162)

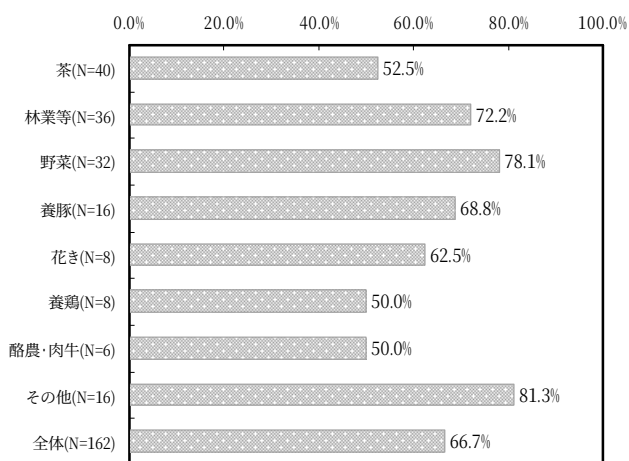


図3-14 雇用の不足感がある比率(経営作目別)

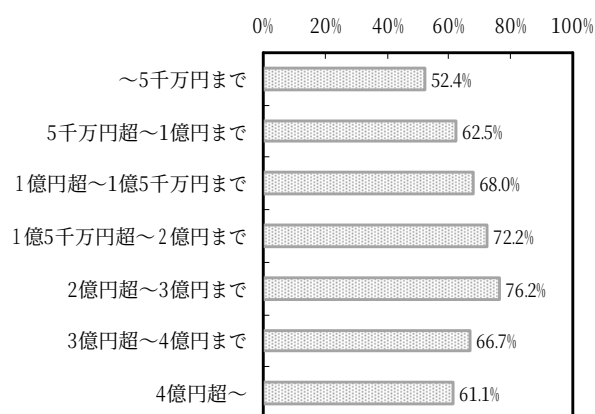


図3-15 雇用の不足感がある比率(売上額別)

また、不足する人数について、不足する正規社員の人数は1～3人（図3-16）、正規社員以外の人数は1～5人（図3-17）との回答が多かった。

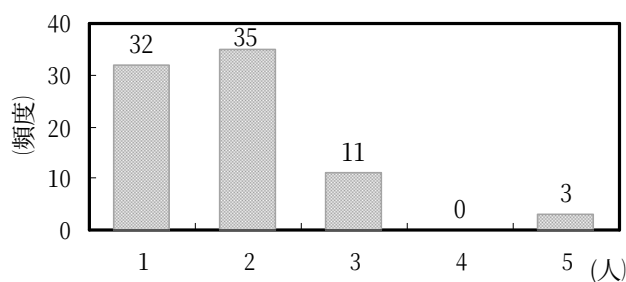


図3-16 不足している正規社員の人数(n=81)

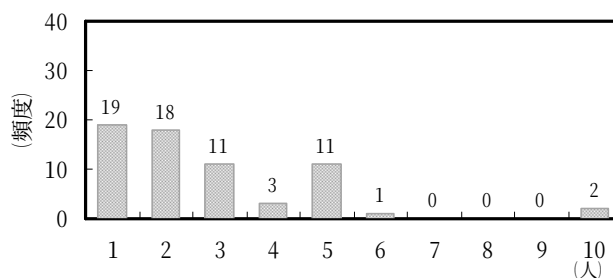


図3-17 不足している非正規社員の人数(n=65)

(4) 求人の応募状況

求人の応募状況をみると、正規社員では、「募集しても応募がない」が21.1%（回答数23）、「応募はあるが応募者の資質が自社の求める基準に満たない」が26.6%（回答数29）、「応募はあるが求職者が求める処遇・労働条件と自社の掲示内容が折り合わない」が6.4%（回答数7）、「応募もあり採用もしているが、早期に退職してしまう」が5.5%（回答数6）、「人材の不足感はあるが、求人するまで至っていない」が40.4%（回答数44）となった（図3-18）。

また、正規社員以外では「募集しても応募がない」が29.9%（回答数29）、「応募はあるが応募者の資質が自社の求める基準に満たない」が7.2%（回答数7）、「応募はあるが求職者が求める処遇・労働条件と自社の掲示内容が折り合わない」が9.3%（回答数9）、「応募もあり採用もしているが、早期に退職してしまう」が7.2%（回答数7）、「人材の不足感はあるが、求人するまで至っていない」が46.4%（回答数45）となった（図3-19）。

正規社員及び非正規社員ともに、「募集しても応募がない」と「人材の不足感はあるが、求人するまで至っていない」の回答が多くなった。

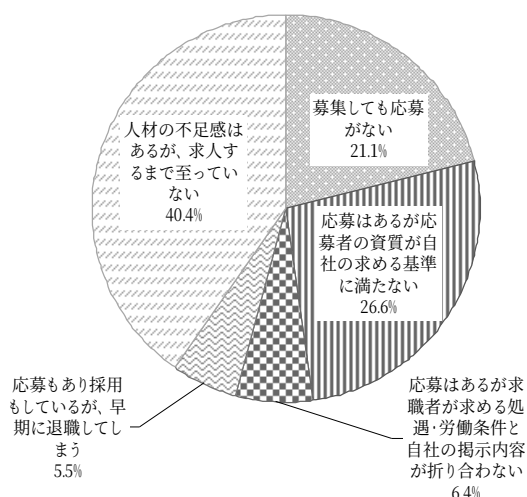


図3-18 求人の応募状況（正社員）(n=108)

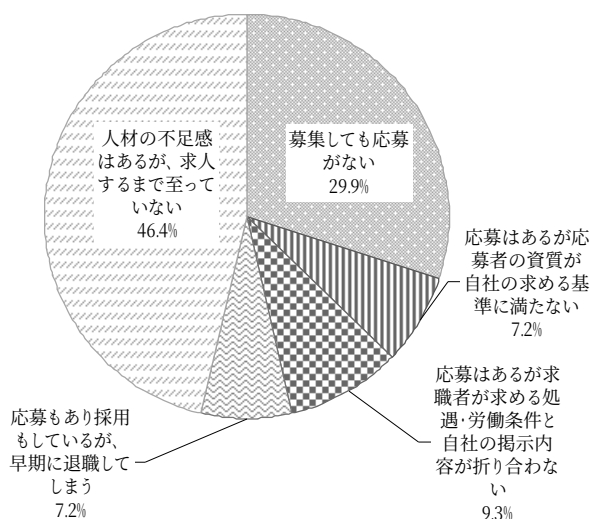


図3-19 求人の応募状況（正社員以外）(n=97)

4 今後の事業方針

(1) 今後の事業の拡大や強化の方針

今後の事業の拡大・強化について、「考えている」が77.9%（回答数127）、「考えていない」が22.1%（回答数36）であり、8割近くが事業の強化・拡大を考えていた（図4-1）。経営作目別でみると、林業等、野菜、酪農・肉牛で強化・拡大意向が高かった（図4-2）。また、売上金額別でみると、「～5千万円まで」の層は強化・拡大意向が低かった（図4-3）。さらに、拡大・強化する部門は、「生産・販売・現場部門」、「販売部門」、「加工部門」、「管理部門」の順に多くなった（図4-4）。経営作

目別で見ると、「生産・販売・現場部門」の強化・拡大意向が高いのは、茶、野菜、花き、酪農・肉牛、その他、「加工部門」の強化・拡大意向が高いのは茶及び養鶏、「販売部門」の拡大意向が高いのは養鶏、その他、「管理部門」は花き及び酪農・肉牛であった（図4-5）。

さらに、売上金額別にみると、生産部門及び販売部門の強化・拡大意向は全体的に高く、また管理部門は売上金額が高くなるにつれて、強化・拡大意向が高くなる傾向が見られた（図4-6）。

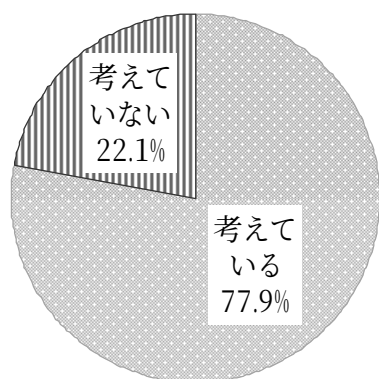


図4-1 今後の事業強化・拡大傾向(n=163)

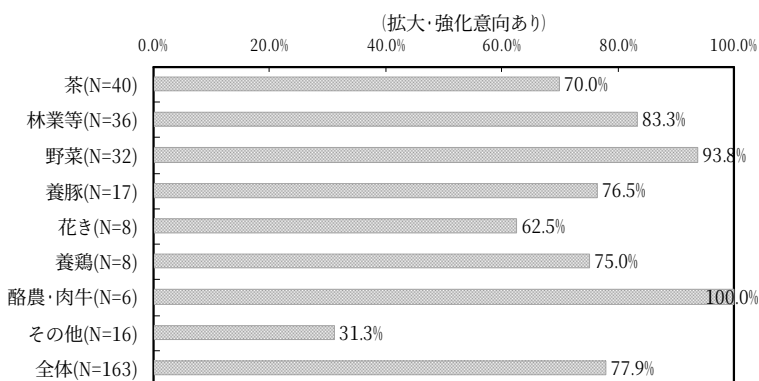


図4-2 事業の拡大意向 (経営作目別)

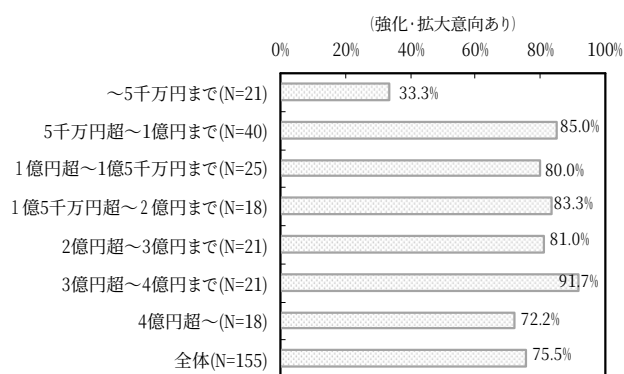


図4-3 今後の事業の強化・拡大意向 (売上規模別)

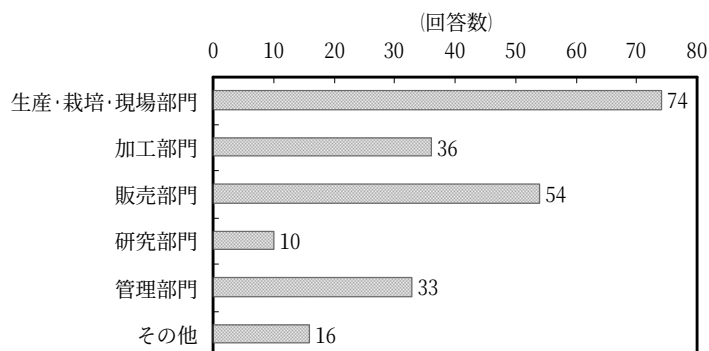


図4-4 強化・拡大する事業部門(複数回答, n=126)

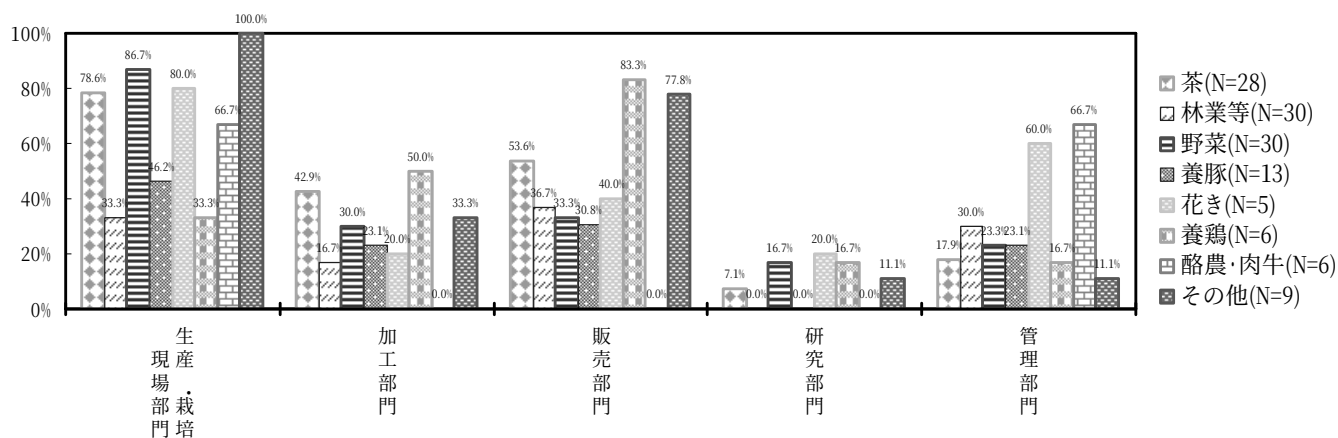


図4-5 強化・拡大したい部門 (複数回答, 経営作目別)

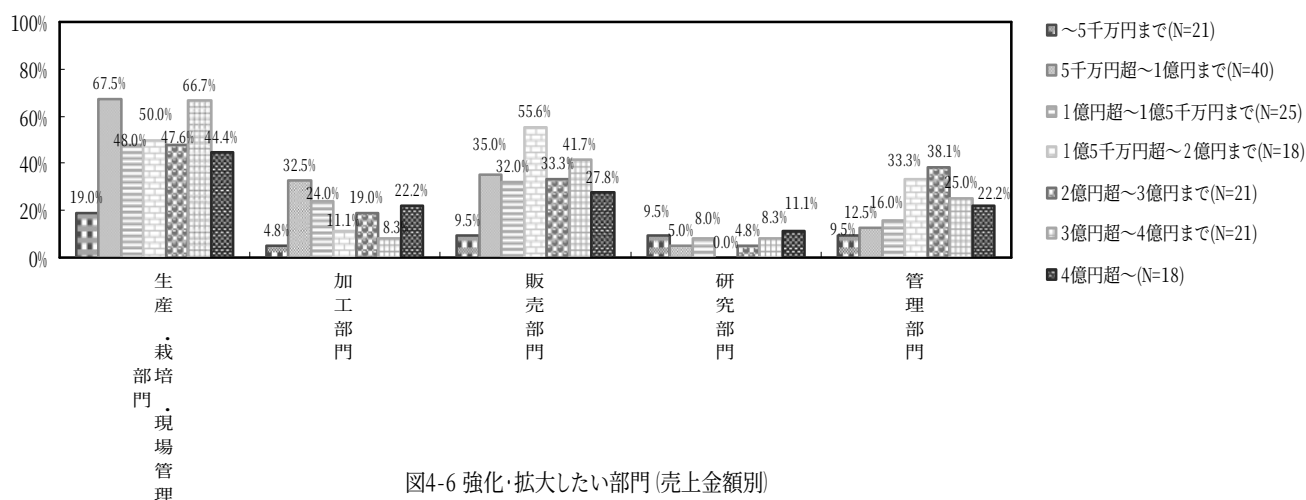


図4-6 強化・拡大したい部門(売上金額別)

(2) 今後の採用方針

今後の採用方針は、正規社員は「現状より増やす」が53%（回答数83）、「現状どおり」が28%（回答数45）、「現状より減らす」が1%（回答数1）、「採用予定なし」が18%（回答数29）となった。また、非正規社員は「現状より増やす」が48%（回答数76）、「現状どおり」が25%（回答数40）、「現状より減らす」が2%（回答数3）、「採用予定なし」が25%（回答数39）となった。正規社員及び非正規社員ともに、半数近くが現状よりも採用を増やす方針であった。

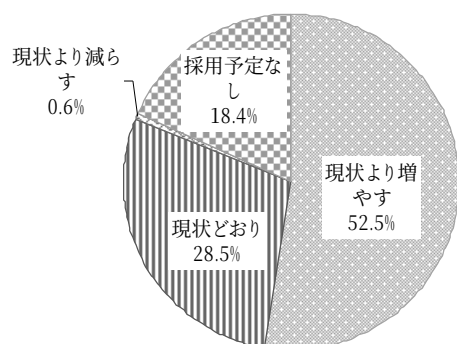


図4-7 今後の採用方針(正規社員)(n=158)

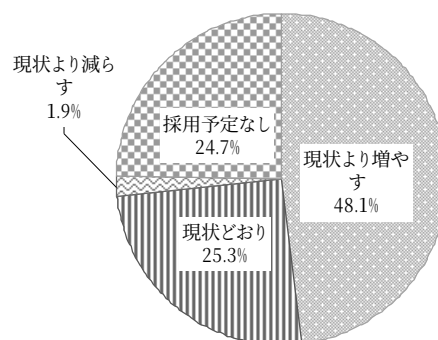


図4-8 今後の採用方針(非正規社員)(n=158)

(3) 今後採用したい人材

今後採用したい人材は、「圃場・現場作業員」、「圃場・現場管理責任者」の回答数が特に多かった。

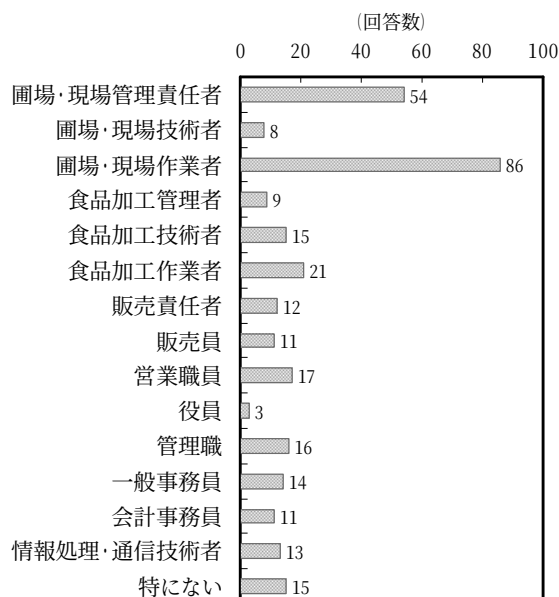


図4-9 採用したい人材(複数回答、n=155)

5 農林大学校卒業生の雇用状況

(1) 平成27～29年度までの3年間の雇用状況と評価

農林大学校卒業生の平成27～29年度の3年間の採用状況をみると、養成部卒業生を「1名採用」は11.4%（回答数19）、「2名採用」は2.4%（回答数4）であった（図5-1）。また、研究部卒業生は、「1名採用」が0.6%（回答数1）、「2名採用」が0.6%（回答数1）であった（図5-2）。

その評価をみると、養成部卒業生では、「とても満足」が43.5%（回答数10）、「ある程度満足」が39.1%（回答数10）であり、2つの回答をあわせた82.6%が満足していた。また、「どちらともいえない」が4.3%（回答数1）、「あまり満足でない」が8.7%（回答数2）、「まったく満足していない」が4.3%（回答数1）であった（図5-3）。なお、研究部卒業生の評価は、「とても満足」の回答数が1、「ある程度満足」の回答数が1であった。

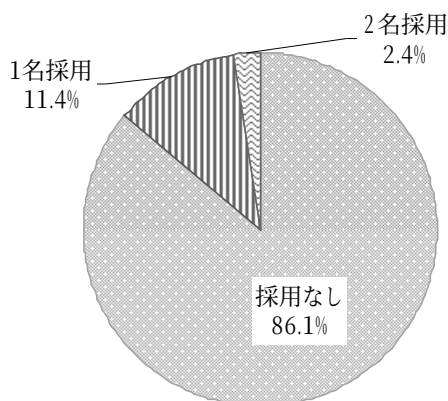


図5-1 平成27～29年の養成部卒業生の採用状況(n=166)

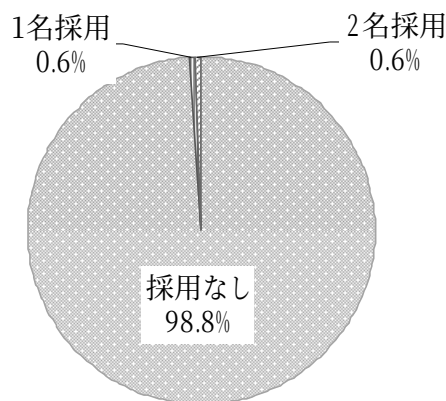


図5-2 平成27～29年の研究部卒業生の採用状況(n=162)

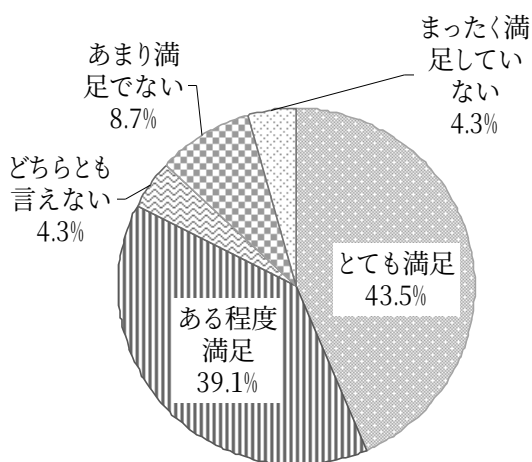


図5-3 養成部卒業生の評価(n=22)

(2) 農林大学校卒業生の採用意向

養成部卒業生の採用意向について、「採用したい」が27.4%（回答数40）、「能力次第で採用したい」が31.5%（回答数46）、「採用しない」が13.7%（回答数20）、「分からない」が27.4%（回答数40）であり、「採用したい」と「能力次第で採用したい」を合わせた58.9%に採用意向があった。

一方、研究部卒業生の採用意向は、「採用したい」が21.9%（回答数32）、「能力次第で採用したい」が24.0%（回答数35）、「採用しない」が13.0%（回答数19）、「分からない」が41.1%（回答数60）であり、「採用したい」と「能力次第で採用したい」を合わせた45.9%に採用意向がみられた。採用意向は、養成部卒業生がやや高かった。

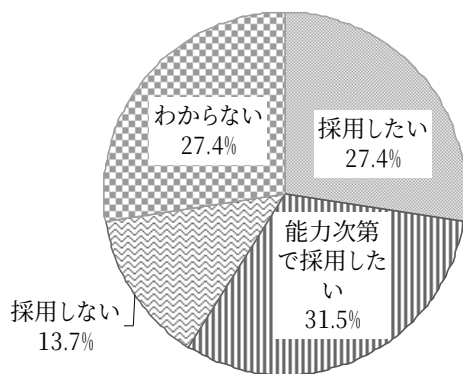


図5-4 養成部卒業生の採用意向(n=146)

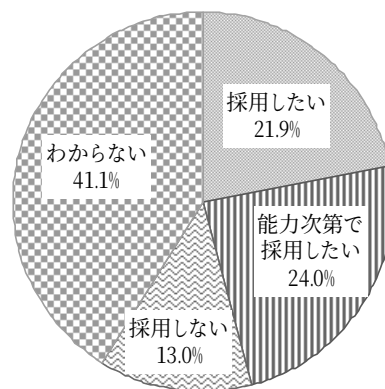


図5-5 研究部卒業生の採用意向(n=146)

(3) 求める知識・能力・技術

農林大学校卒業生に求める知識・能力・技術は、「植物栽培の基礎知識」、「植物栽培の基礎技術」、「スマート農業」、「農業経営の知識」、「食品安全の知識」の回答数が多かった(図 5-6、5-7)。また、次の式でスコアを計算した結果(表 5-1)、図 5-6 及び 5-7 の結果と同様となった。

<スコア計算式>

$$\text{スコア} = (\text{1位の回答数} \times 3) + (\text{2位の回答数} \times 2) + (\text{3位の回答数} \times 1)$$

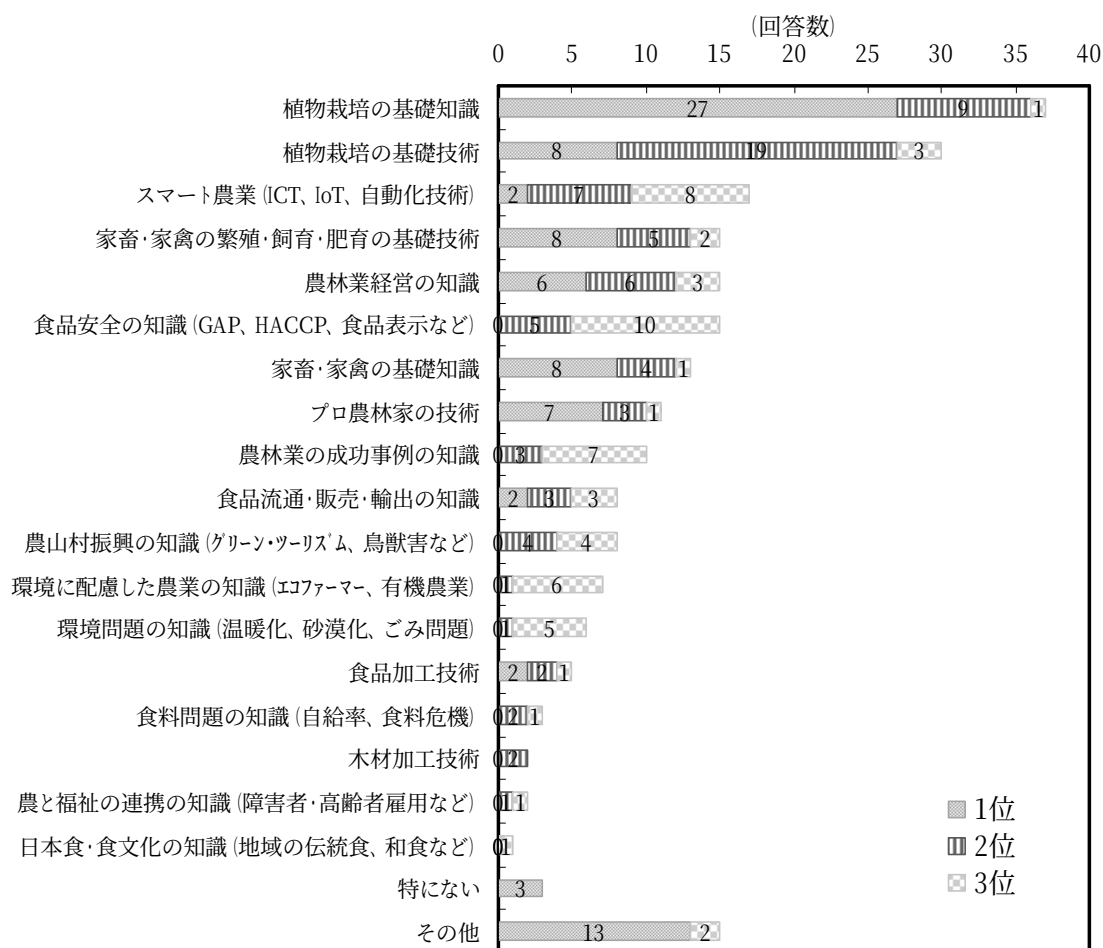


図5-6 養成部卒業生に求める知識・能力・技術(1～3位を選択, n=85)

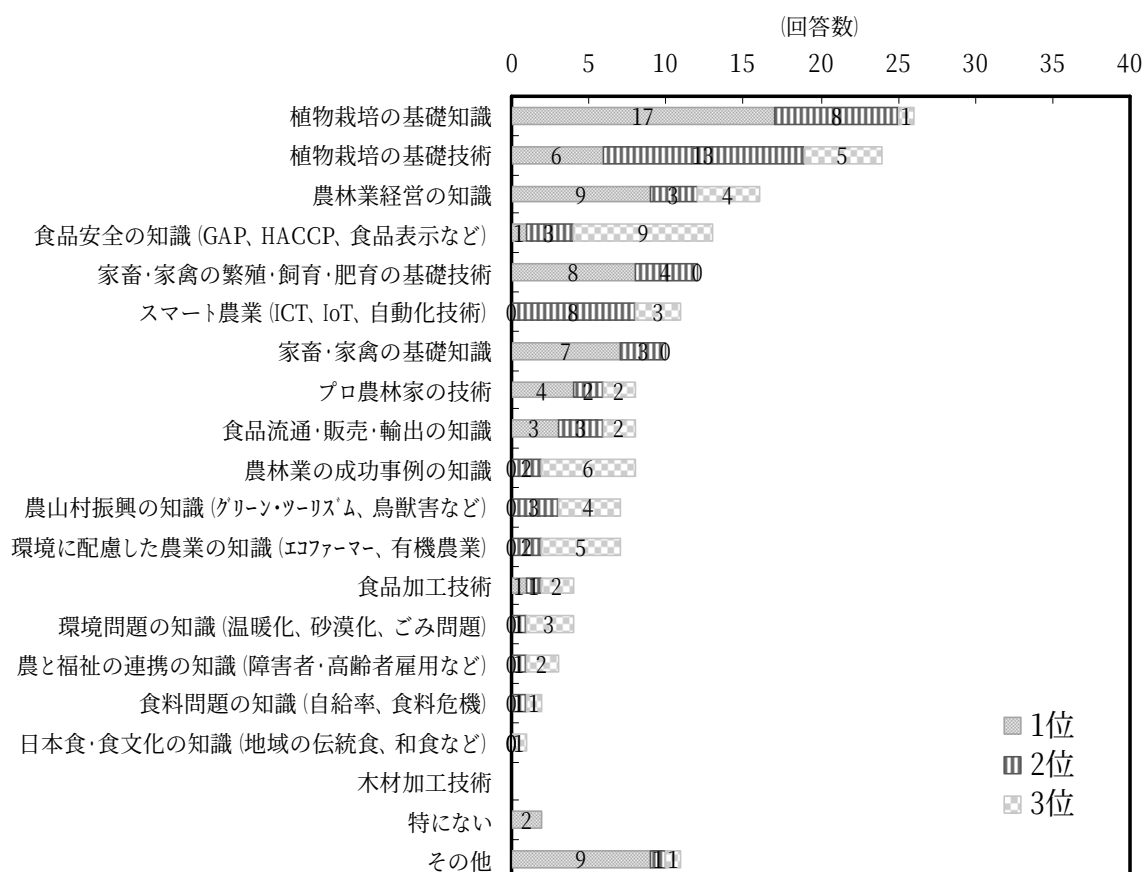


図5-7 研究部卒業生に求める知識・能力・技術(1～3位選択、n=66)

表5-1 農林大学校卒業生に求める知識・技能のスコア

項目	スコア※	
	養成部	研究部
植物栽培の基礎知識	100	68
植物栽培の基礎技術	65	49
家畜・家禽の繁殖・飼育・肥育の基礎技術	36	32
家畜・家禽の基礎知識	33	27
農林業経営の知識	33	37
プロ農林家の技術	28	18
スマート農業 (ICT、IoT、自動化技術)	28	19
食品安全の知識 (GAP、HACCP、食品表示など)	20	18
食品流通・販売・輸出の知識	15	17
農林業の成功事例の知識	13	10
農山村振興の知識 (グリーン・ツーリズム、鳥獣害など)	12	10
食品加工技術	11	7
環境に配慮した農業の知識 (エコファーマー、有機農業)	7	9
環境問題の知識 (温暖化、砂漠化、ごみ問題)	7	5
食料問題の知識 (自給率、食料危機)	5	3
木材加工技術	4	0
農と福祉の連携の知識 (障害者・高齢者雇用など)	3	4
日本食・食文化の知識 (地域の伝統食、和食など)	1	1

※スコア = (1位の回答数×3) + (2位の回答数×2) + (3位の回答数×1)

6 専門職大学の認知度

新たに創設された大学制度「専門職大学」を「知っている」と回答した割合は31%であった(図6-1)。また、農林大学校が専門職大学への移行を検討していること「知っている」の割合は29%であった(図6-2)。

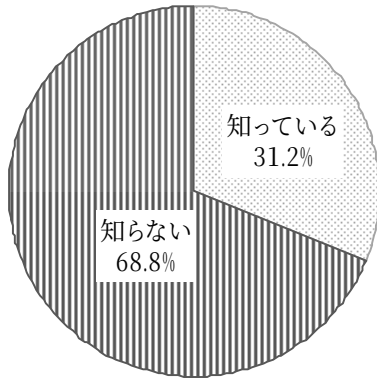


図6-1 専門職大学の認知度(n=150)

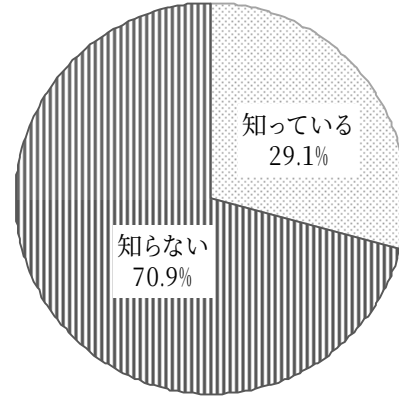


図6-2 専門職大学移行への認知度(n=147)

7 まとめ

- ・ 直近3年間の雇用状況をみると、正規社員の雇用数は全体的に少ないが、経営作目では酪農・肉牛、売上金額別では4億円以上の雇用数は、他と比較して多かった。
- ・ 雇用の不足感は7割近くの農林業法人が感じているが、求人するまでに至っていない農林業法人は4割強である。
- ・ 事業の強化・拡大意向をみると、農林業法人の8割近くが強化・拡大を考えている。特に生産・栽培・現場部門への強化・拡大意向が高く、圃場・現場管理者及び作業者を雇用したいと考えている農林業法人は多い。また、販売部門、加工部門、管理部門の強化・拡大意向も少なくなかった。
- ・ 管理部門は、売上金額が高いほど強化・拡大したいと考えている農林業法人が増加する傾向にあり、今後、管理部門の人材が必要になると推察される。
- ・ 直近3年間の農林大学校卒業生の雇用数は少ない。しかし、今後採用したい意向を示している農林業法人は、2年制の養成部では約6割、4年制の研究部では約5割弱であり、どちらのニーズもあるが、2年制のニーズの方がやや高かった。
- ・ 農林業法人が農林大学校卒業生に求める知識・技術は、生産に必要な基礎知識・技術に関する回答が多かった。また、農林業経営の知識やプロの技術、スマート農業、食品安全の知識をあげる農林業法人も多かった。
- ・ 現状の農林業法人が最も必要とする人材は、栽培技術・知識を持った生産・栽培・現場部門の人材であるが、法人の規模が拡大するにつれ、管理部門の人材の需要が増すことが示唆された。

●農林業法人の採用意識に関するアンケート調査●

－回答の記入上のお願い－

- ・ 回答は、あてはまる選択肢の番号に○を付けてください。また、別に記入欄があるものについては、番号または字句を回答欄に記入してください。
- ・ なお、あらかじめ添付のリーフレットを御覧いただいた後、回答願います。

■ 調査実施機関 静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課担い手育成班

(問合せ先) 担当：竹内、菊池、工藤 TEL. 054-221-2754 FAX. 054-221-3688

貴法人について伺います。

問1 貴法人の主な作目(飼育畜種)と栽培面積(飼育頭(羽)数)について、お答えください。
(該当する作目(飼育畜種)の欄に栽培面積(飼育頭(羽)数)を記入)

作目 (飼育畜種)	茶	野菜	花き	水稻	果樹	林業
栽培面積 (飼育頭(羽)数)	ha	ha	ha	ha	ha	ha

作目 (飼育畜種)	養豚	養鶏	酪農	肉牛	その他 ()
栽培面積 (飼育頭(羽)数)	頭	羽	頭	頭	

問2 役員数及び従業員数について、お答えください。(数字を記入)

役員	従業員		
		(うち正社員(正規職員))	(うちパート)
人	人	人	

問3 売上高及び資本金について、お答えください。(数字を記入)

平成28年度売上高	円	資本金	円
-----------	---	-----	---

雇用状況について伺います。

問4 平成27～29年度の正社員の採用人数について、お答えください。
(該当する欄に数字を記入)

年度	新 卒					その他 ()
	大学院	大学	短期 大学	専門学校 専修学校 (農大含む)	高等 学校	
平成27年度	人	人	人	人	人	人
平成28年度	人	人	人	人	人	人
平成29年度	人	人	人	人	人	人

問5 正社員の採用時に重視する点について、上位2つまで選び番号でお答えください。

1. 専門性	2. 人物（人柄）	3. 体力
4. 意欲・熱意	5. コミュニケーション能力	6. 業務経験
7. 将来性	8. 資格・免許	9. 学歴
10. その他（ ）		

<回答欄>	1 位		2 位	
-------	-----	--	-----	--

問6 雇用の不足感について、お答えください。また、不足感がある場合は不足している人数をお答えください。

（1つに○）

（不足感がある場合は人数を記入）

1. 不足感がある	⇒	正社員	人程度
2. 不足感はない		正社員以外（パート等）	人程度

問7 求人の応募状況について、正社員と正社員以外に分けて、お答えください。（番号を記入）

1. 募集しても応募がない
2. 応募はあるが応募者の資質が自社の求める基準に満たない
3. 応募はあるが求職者が求める処遇・労働条件と自社の掲示内容が折り合わない
4. 応募もあり採用もしているが、早期に退職してしまう
5. 人材の不足感はあるが、求人するまで至っていない

<回答欄>	正社員		正社員以外	
-------	-----	--	-------	--

今後の事業方針について伺います。

問8 今後、事業の拡大や強化を考えているか、お答えください。また、考えている場合は、該当部門をすべてお答えください。

（1つに○）

⇒ <部門>（該当する部門すべてに○）

1. 考えている	①栽培部門	②加工部門	③販売部門
2. 考えていない	④研究部門	⑤管理部門	⑥その他（ ）

問9 今後の採用方針について、お答えください。（それぞれ1つに○）

正社員等	1. 現状より増やす	2. 現状どおり	3. 現状より減らす	4. 採用予定なし
正社員以外	1. 現状より増やす	2. 現状どおり	3. 現状より減らす	4. 採用予定なし

問10 今後、採用したい人材について、お答えください。（該当するものすべてに○）

1. 圃場管理責任者	5. 食品加工作業者	9. 役員	13. 情報処理・通信技術者
2. 圃場作業者	6. 販売責任者	10. 管理職	14. 特にない
3. 食品加工管理者	7. 販売員	11. 一般事務員	15. その他
4. 食品加工技術者	8. 営業職員	12. 会計事務員	（ ）

県立農林大学校卒業生の雇用状況について伺います。

問 11 過去3年間（平成27～29年度）の農林大学校卒業生の雇用人数を、養成部と研究部の別にお答えください。また、雇用実績がある場合はそれぞれの評価をお答えください。

課程	養成部	研究部
人数	人	人
評価 (それぞれ 1つに○)	1. とても満足 2. ある程度満足 3. どちらとも言えない 4. あまり満足でない 5. まったく満足していない	1. とても満足 2. ある程度満足 3. どちらとも言えない 4. あまり満足でない 5. まったく満足していない

問 12 卒業生のうち、今後の養成部卒業生の採用意向についてお答えください。（1つに○）

	養成部
意向	1. 採用したい ⇒問 13 へ 2. 能力次第で採用したい ⇒問 13 へ 3. 採用しない ⇒問 14 へ 4. わからない ⇒問 15 へ

<「採用したい」、「能力次第で採用したい」を回答された方に伺います。>

問 13 養成部卒業生に求める知識・能力・技術について、上位3つまで選び番号でお答えください。

1. 植物栽培の基礎知識		11. 食品安全の知識（GAP、HACCP、食品表示など）	
2. 植物栽培の基礎技術		12. 日本食・食文化の知識（地域の伝統食、和食など）	
3. 家畜・家禽の基礎知識		13. 農山村振興の知識（グリーン・ツーリズム、鳥獣害など）	
4. 家畜・家禽の繁殖・飼育・肥育の基礎技術		14. 農と福祉の連携の知識（障害者・高齢者雇用など）	
5. プロ農林家の技術		15. 環境に配慮した農業の知識（エコファーマー、有機農業）	
6. スマート農業（ICT、IoT、自動化技術）		16. 環境問題の知識（温暖化、砂漠化、ごみ問題）	
7. 農林業経営の知識		17. 食料問題の知識（自給率、食料危機）	
8. 食品加工技術		18. 農林業の成功事例の知識	
9. 木材加工技術		19. 特にない	
10. 食品流通・販売・輸出の知識		20. その他（ 	

⇒問 15 へ

<「採用しない」を選択された方に伺います>

問 14 養成部卒業生を採用しない理由について、お答えください。

(自由記入)

⇒問 15 へ

問 15 卒業生のうち、今後の研究部卒業生の採用意向についてお答えください。(1つに○)

	養成部	
意 向	1. 採用したい	⇒問 16 へ
	2. 能力次第で採用したい	⇒問 16 へ
	3. 採用しない	⇒問 17 へ
	4. わからない	⇒問 18 へ

<「採用したい」、「能力次第で採用したい」を回答された方に伺います。>

問 16 研究部卒業生に求める能力・技術について、上位3つまで選び番号でお答えください。

1. 植物栽培の基礎知識	11. 食品安全の知識（GAP、HACCP、食品表示など）					
2. 植物栽培の基礎技術	12. 日本食・食文化の知識（地域の伝統食、和食など）					
3. 家畜・家禽の基礎知識	13. 農山村振興の知識（グリーン・ツーリズム、鳥獣害など）					
4. 家畜・家禽の繁殖・飼育・肥育の基礎技術	14. 農と福祉の連携の知識（障害者・高齢者雇用など）					
5. プロ農林家の技術	15. 環境に配慮した農業の知識（エコファーマー、有機農業）					
6. スマート農業（ICT、IoT、自動化技術）	16. 環境問題の知識（温暖化、砂漠化、ごみ問題）					
7. 農林業経営の知識	17. 食料問題の知識（自給率、食料危機）					
8. 食品加工技術	18. 農林業の成功事例の知識					
9. 木材加工技術	19. 特にない					
10. 食品流通・販売・輸出の知識	20. その他（ ）					
回答欄	1 位		2 位		3 位	

⇒問 18 へ

<「採用しない」を選択された方に伺います>

問 17 研究部卒業生を採用しない理由について、お答えください。

(自由記入)

⇒問 18 へ

専門職大学の制度についてお答えください。

問 18 新たな教育制度「専門職大学 (専門職短期大学)」が創設されたことを知っていますか。

(1つに○)

1. 知っている	2. 知らない
----------	---------

問 19 静岡県では、農林大学校を専門職大学へ移行することを検討しています。このことを知っていますか。(1つに○)

1. 知っている	2. 知らない
----------	---------

○差し支えなければ、法人名と連絡先をご記入ください。

法人名	
連絡先 (電話番号、メールアドレス等)	

～ご協力をありがとうございました～

高校生の進学意識に関するアンケート調査について（報告）

平成 29 年 9 月

経済産業部農業局農業ビジネス課

1 調査方法と分析方法

本アンケート調査は、農林大学校への進学者数が多い県内の 16 高校の 3 年生を対象とし、高校生の進学意向や求める教育内容、農林大学校への進学意向などを把握し、専門職大学の学部・学科、教育内容の検討を行う基礎資料とすることを目的としている。

アンケートの調査内容は表 1-1 の通りである。調査項目は、①回答者の属性、②希望する進路先や進路地域、③進学先選択時の重視事項と学びたい教育内容、④将来の職業意識、⑤農林大学校への進学希望と学びたい教育内容、⑥専門職大学の認知度の 6 項目である。

調査票は調査対象高校へ郵送にて送付し、高校生への調査票の配布・回収を依頼した。

回収状況は、表 1-2 の通りである。回収数は 1,366 部で、このうち 1,356 部を有効回答数とした。

表 1-1 アンケート調査の内容

調査名称	高校生の進学意識に関するアンケート調査
調査項目	①回答者の属性 在学している高校及び学科、居住地、性別、出身（農家、非農家等） ②希望する進路先や進路地域 希望する進路先、希望する進路地域 ③進学先選択時の重視事項と学びたい教育内容 進学先を選ぶ際の重視点、学びたい学問分野、農業分野で学びたい内容 ④将来の職業意識 将来の職業希望、地元志向、職業としての農業のイメージ ⑤農林大学校への進学希望と学びたい教育内容 農林大学校への進学希望とその課程、農林大学校で学びたい内容 ⑥専門職大学の認知度
調査方法	郵送調査 ・調査対象高校に調査用紙の配布・回収を依頼
調査対象	農林大学校への進学者が多い県内 16 高校の 3 年生 1,575 名

表 1-2 回答状況

配布部数	1,575 部
回収数	1,366 部 （回答率 86.7%）
有効回答数	1,356 部 （有効回答率 99.3%）

2 回答者属性

(1) 学科

回答者の学科の比率は、農業系学科が 56.3%(763 名)、普通科・理数科 19.9%(270 名)、総合学科 14.3%(194 名)、商業科等 9.1%(123 名)となった(図 2-1)。

(2) 性別

回答者の性別比は、男性が 46.4%(629 名)、女性が 53.0%(719 名)であり女性がやや多い結果となった(図 2-2)。また、学科別に見ると、農業系学科及び総合学科は女性比率が高いが、普通科・理数科及び商業科等は男性比率が高くなった(図 2-3)。

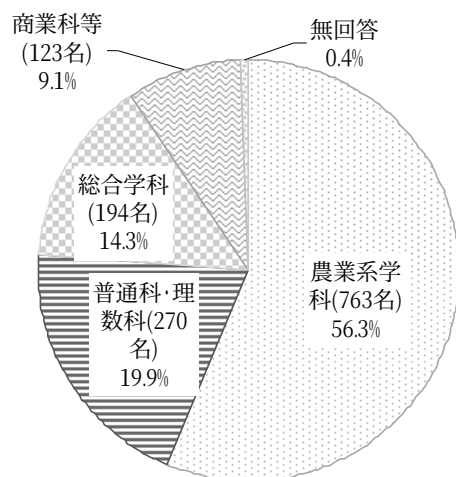


図2-1 回答者の学科 (n=1356)

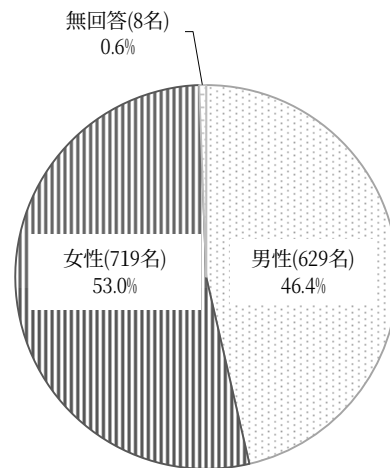


図2-2 回答者の性別 (n=1356)

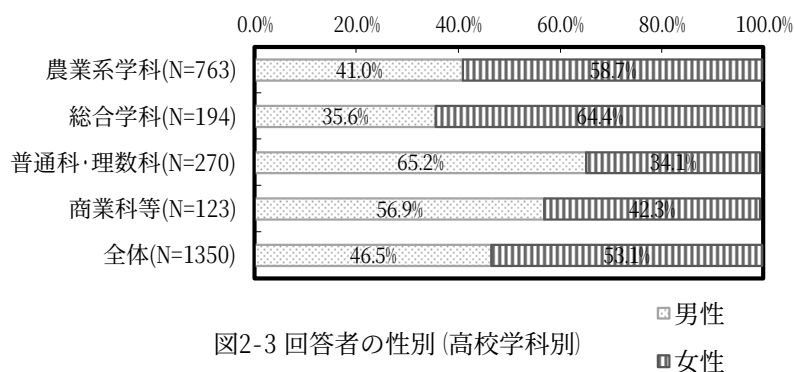


図2-3 回答者の性別 (高校学科別)

(3) 出身

回答者の出身は、「農家出身」が 3.5%(47 名)、「祖父母が農家」が 9.9%(134 名)、「非農家出身」が 84.5%(1,146 名)であり、非農家出身者が 8 割以上を占めている(図 2-4)。また、高校学科別に見ると、「農家出身」の比率は、農業系学科が 3.9%(29 名)、総合学科が 5.8%(11 名)、普通科・理数科が 2.3%(6 名)、商業科等が 0.8%(1 名)となり、農業系学科及び総合学科が他学科よりやや比率が高くなった。また、「祖父母が農家」の比率は、農業系学科が 9.3%(70 名)、総合学科が 13.2%(25 名)、普通科・理数科が 10.6%(28 名)、商業科等が 8.4%(10 名)、「非農家出身」の比率は、農業系学科が 86.8%(653 名)、総合学科が 81.1%(154 名)、普通科・理数科が 87.1%(229 名)、商業科等が 90.8%(108 名)となった(図 2-5)。

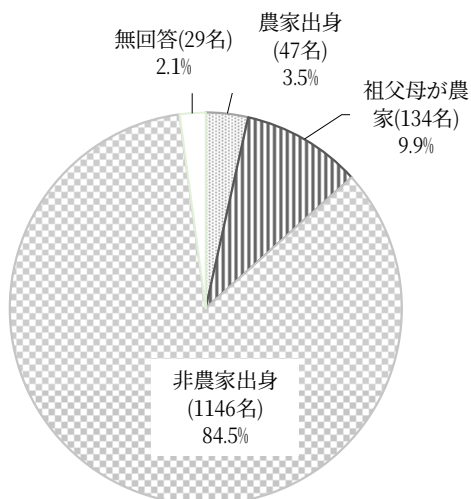


図2-4 回答者の出身(n=1356)

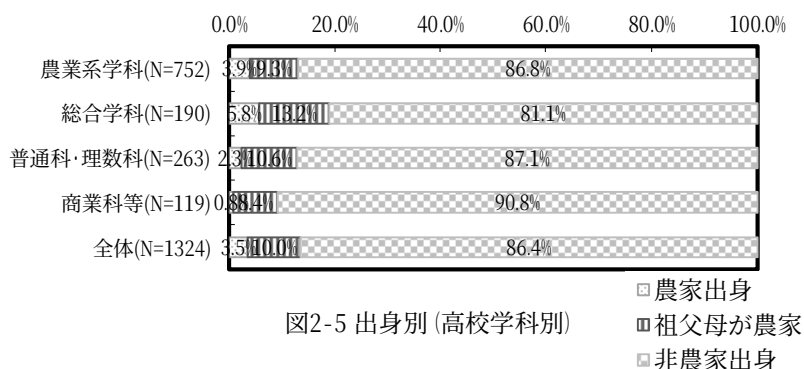


図2-5 出身別(高校学科別)

(4) 居住地

回答者の居住地は、静岡市が 32.9%(446名)と最も多く、浜松市 15.3%(208名)、磐田市(141名)、袋井市(56名)、掛川市 3.8%(51名)、藤枝市 3.1%(42名)、伊豆の国市 2.9%(40名)、三島市 2.7%(36名)、沼津市 2.6%(35名)、焼津市 2.6%(35名)、富士宮市 2.0%(27名)、富士市 1.7%(23名)、函南町 1.5%(21名)が続いた(図2-6)。

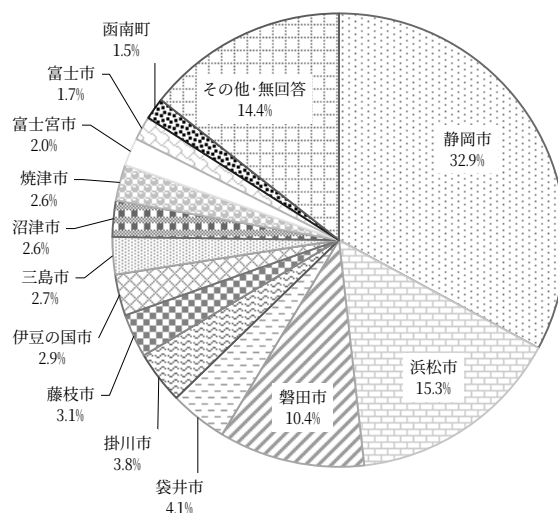


図2-6 回答者の居住地(n=1356)

3 希望する進路先及び進路地域

(1) 希望する進路先

希望する進路先は、「専門学校・専修学校」、「就職」、「4年制大学」、「短期大学」の順に多くなっている(図3-1)。

また、高校学科別にみると、農業系学科及び総合学科では「就職」が、普通科・理数科及び商業科等は「4年制大学」の希望が他の学科と比べて比率が高くなる傾向が見られた(図3-2～3-5)。

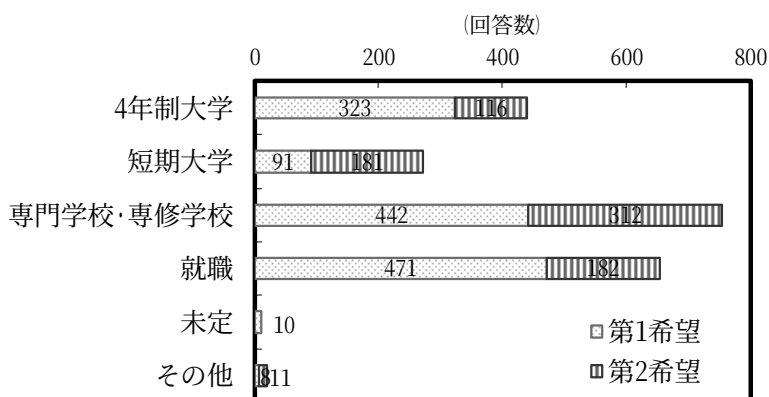


図3-1 希望する進路先(順位をつけて2つ選択、n=1345)

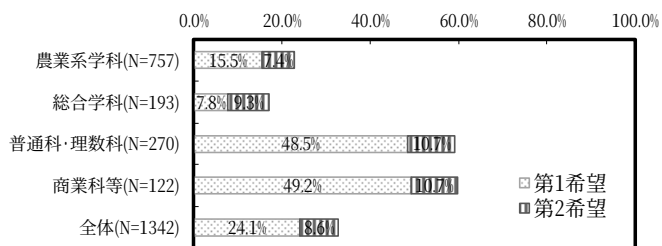


図3-2 4年制大学進学希望 (高校学科別)

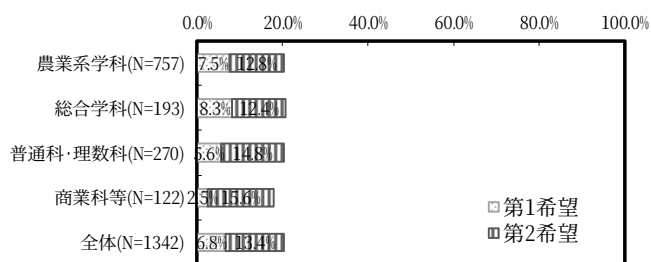


図3-3 短期大学進学希望 (高校学科別)

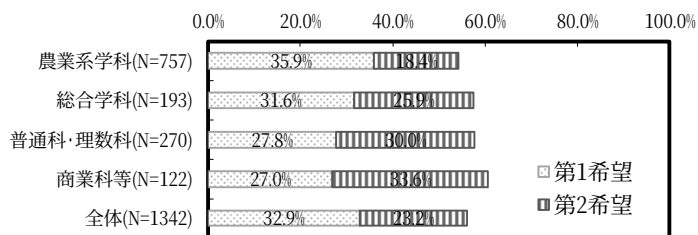


図3-4 専門学校・専修学校進学希望 (高校学科別)

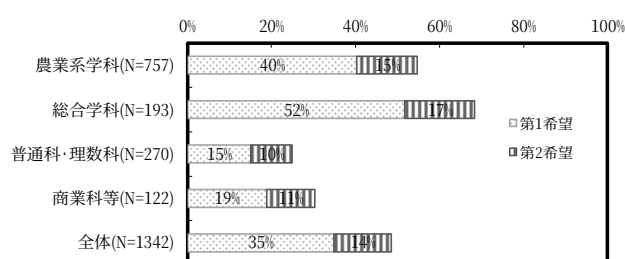


図3-5 就職希望 (高校学科別)

(2) 希望する進路地域

希望する進路地域は、「静岡県内」が特に多く、「東海（静岡県除く）」、「南関東（首都圏含む）」、「近畿」、「北関東・甲信」が続いた（図3-6）。

また、高校学科別では、「静岡県内」の比率は農業系学科及び総合学科が（図3-7）、「東海（静岡県除く）」は普通科・理数科が（図3-8）、「南関東」の比率は商業科等が（図3-9）、他と比べてやや高い傾向にあった。

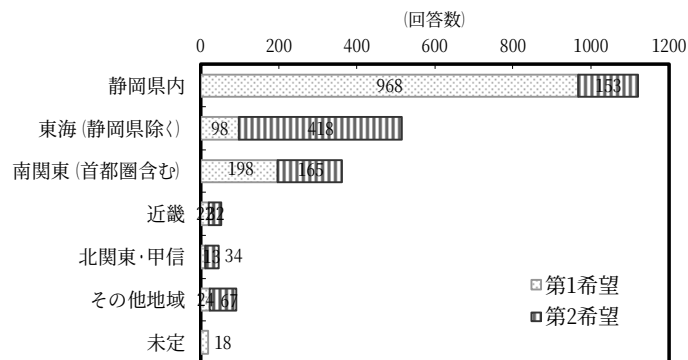


図3-6 希望する進路地域(順位をつけて2つ選択、n=1341)

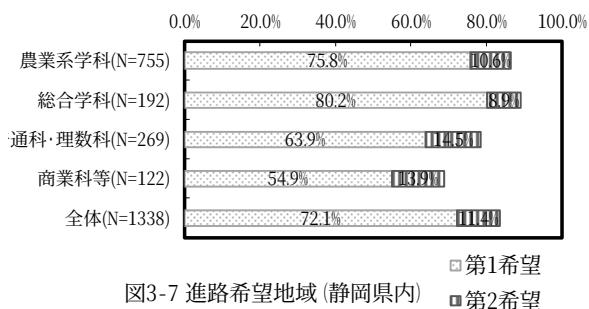


図3-7 進路希望地域 (静岡県内)

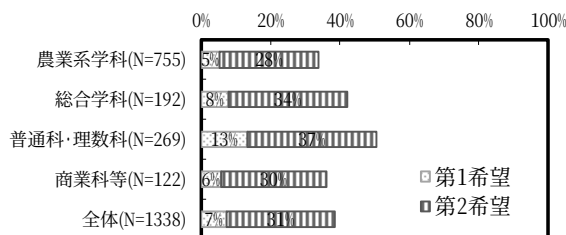


図3-8 進路希望地域 (東海 (静岡県除く)) (高校学科別)

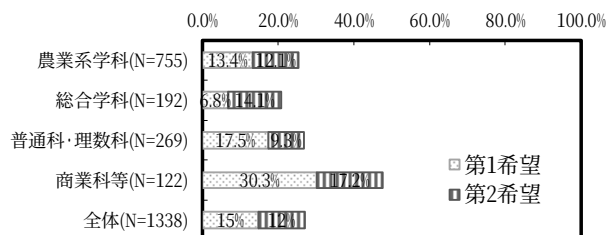


図3-9 進路希望地域 (南関東) (高校学科別)

4 進学先選択時の重視事項と学びたい教育内容

(1) 進学先を選ぶ際に重視する点

進学先を選ぶ際に重視する点は、「学びたい学部・学科・コースがある」が特に多くなった。次に、「専門分野を深く学べる」、「自分の興味や可能性を広げられる」、「資格取得に有利である」が続いた(図4-1)。

高校学科別に見ると、「学びたい学部・学科・コースがある」の比率は、商業科等が他学科と比べてやや低く(図4-2)、「専門分野を深く学べる」の比率は総合学科がやや高い比率となった(図4-3)。さらに、「自分の興味や可能性を広げられる」及び「資格取得に有利である」は、高校学科毎の違いは見られなかった(図4-4、図4-5)。

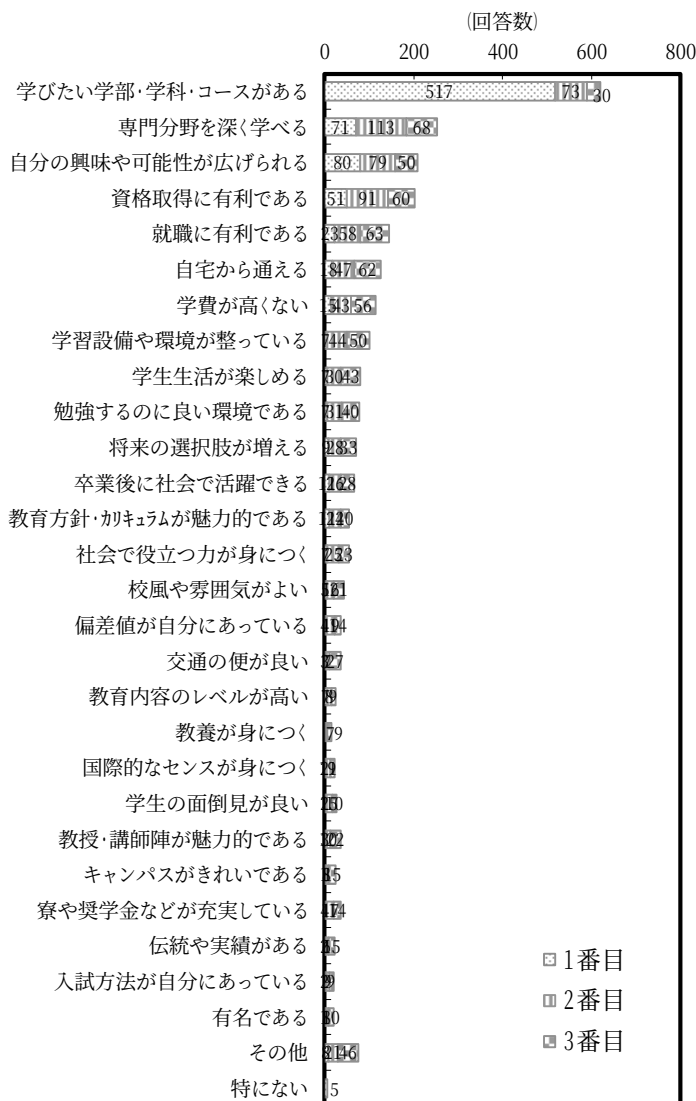


図4-1 進学先選択時の重視点(1～3位選択, n=883)

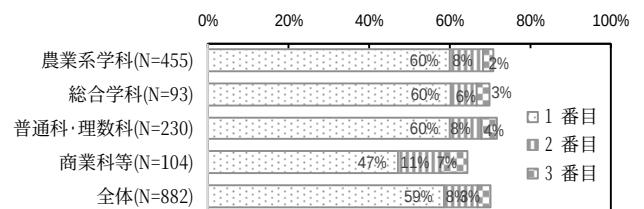


図4-2 進学先選択時の重視点(高校学科別)
「学びたい学部・学科・コースがある」

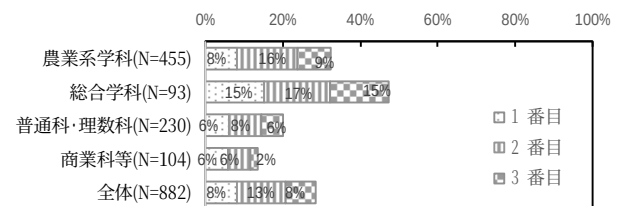


図4-3 進学先選択時の重視点(高校学科別)
「専門分野を深く学べる」

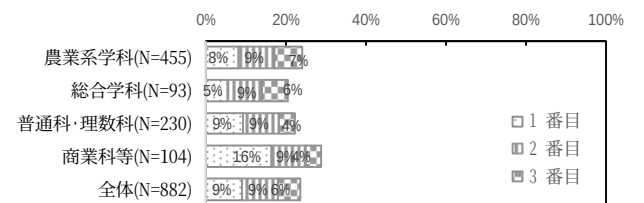


図4-4 進学先選択時の重視点(高校学科別)
「自分の興味や可能性を広げられる」

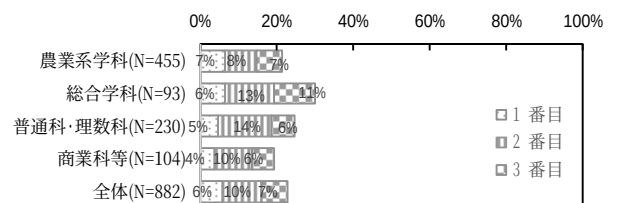


図4-5 進学先選択時の重視点(高校学科別)
「資格取得に有利である」

(2) 学びたい学問分野

学びたい学問分野は、「調理・食品・栄養関係」、「農学関係」が特に多くなった(図4-6)。高校学科別にみると、「調理・食品・栄養関係」及び「農学関係」は、農業系学科及び総合学科が他学科に比べて比率が高くなった(図4-7、図4-8)。



図4-6 学びたい学問分野(1～3位選択、n=879)

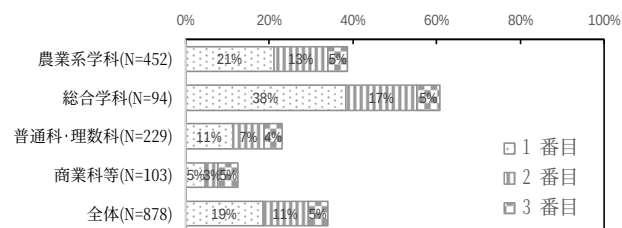


図4-7 学びたい学問分野「食品・栄養・調理関係」(高校学科別)

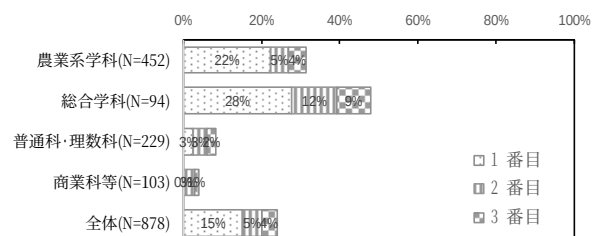


図4-8 学びたい学問分野「農学関係」(高校学科別)

(3) 農業分野で学びたい内容

農業分野で学びたい内容は、「日本食・食文化」、「食品加工技術」、「植物栽培の基礎技術」、「植物栽培の基礎知識」、「食品流通・販売・輸出」、「食品安全」の順に多くなった(図4-9)。

また、次の式でスコアを算出したところ、「食品加工技術」、「日本食・食文化」、「植物栽培の基礎知識」、「植物栽培の基礎技術」、「食品流通・販売・輸出」、「食品安全」の順にスコアが高くなった。

<スコア計算式>

$$\text{スコア} = (1 \text{ 番目の回答数} \times 3) + (2 \text{ 番目の回答数} \times 2) + (3 \text{ 番目の回答数} \times 1)$$

さらに、高校学科別にみると、「日本食・食文化」、「食品加工技術」、「食品流通・販売・輸出」は、総合学科が他の学科に比べて比率がやや高い傾向にあった(図4-10～4-15)。

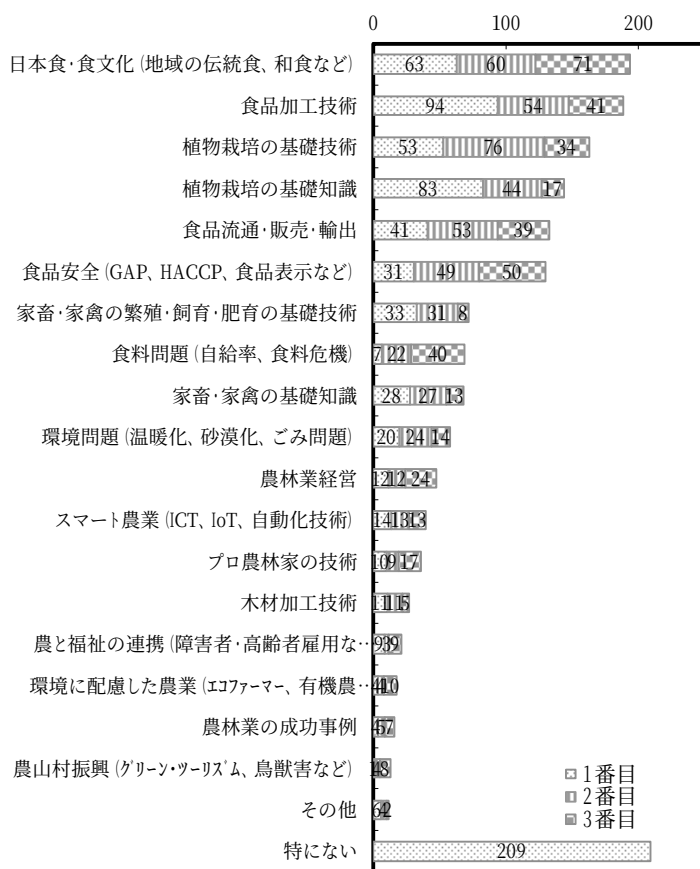


図4-9 農学分野で学びたい内容(1～3位選択、n=733)

表 4-1 農学分野で学びたい内容のスコア

学問分野	スコア※
食品加工技術	431
日本食・食文化 (地域の伝統食、和食など)	380
植物栽培の基礎知識	354
植物栽培の基礎技術	345
食品流通・販売・輸出	268
食品安全 (GAP、HACCP、食品表示など)	241
家畜・家禽の繁殖・飼育・肥育の基礎技術	169
家畜・家禽の基礎知識	151
環境問題 (温暖化、砂漠化、ごみ問題)	122
食料問題 (自給率、食料危機)	105
農林業経営	84
スマート農業 (ICT、IoT、自動化技術)	81
プロ農林家の技術	65
木材加工技術	60
農と福祉の連携 (障害者・高齢者雇用など)	42
環境に配慮した農業 (エコファーマー、有機農業)	30
農林業の成功事例	29
農山村振興 (グリーン・ツーリズム、鳥獣害など)	19

※スコア＝1 番目の回答数×3＋2 番目の回答数×2＋3 番目の回答数×1

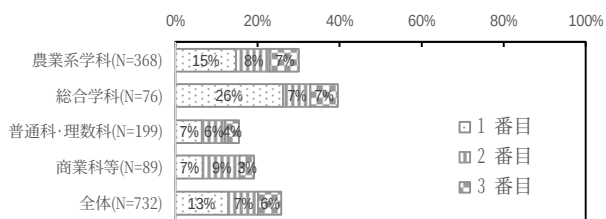


図4-10 学びたい農学分野 (高校学科別)
「食品加工技術」

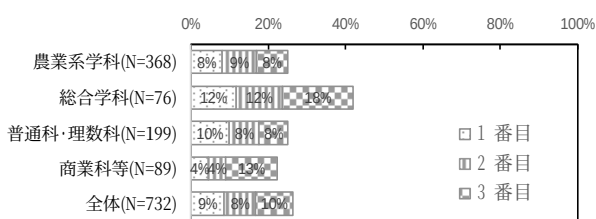


図4-11 学びたい農学分野 (高校学科別)
「日本食・食文化」

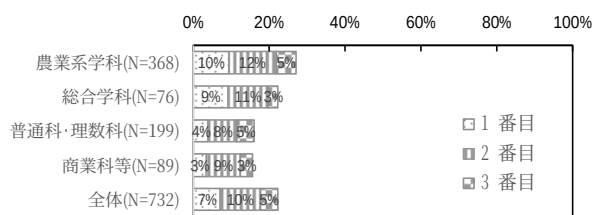


図4-12 学びたい農学分野 (高校学科別)
「植物栽培の基礎技術」

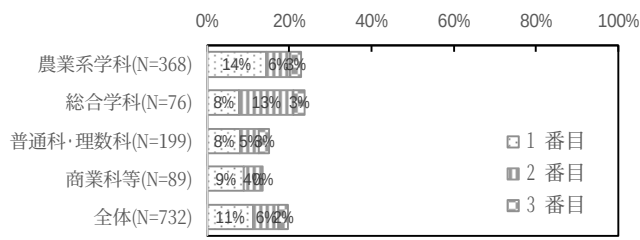


図4-13 学びたい農学分野 (高校学科別)
「植物栽培の基礎知識」

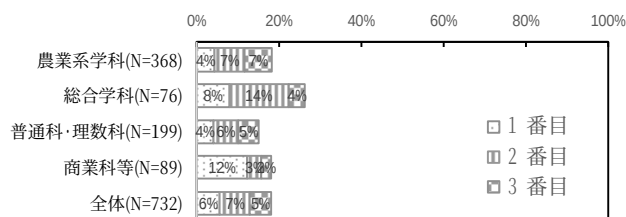


図4-14 学びたい農学分野 (高校学科別)
「食品流通・販売・輸出」

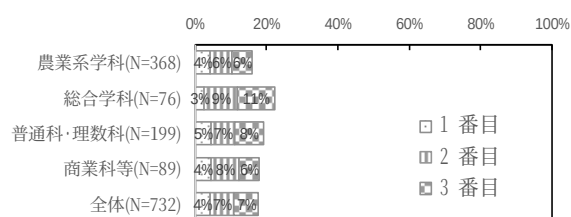


図4-15 学びたい農学分野 (高校学科別)
「食品安全」

5 将来の職業意識

(1) 将来の希望職業

将来の希望職業についてみると、「自分で農林業を行う」は2.0% (22 名)、「農林業を行っている法人や会社などに就職する」は3.3% (36 名)、「農林業関係団体 (農協、森林組合など) に就職する」は2.4% (26 名)、「農林業関係企業 (種苗、資材、木材加工会社など) に就職する」は1.0% (11 名)、「農林技術系の公務員になる」は2.0% (22 名)、「農林業と関係のない企業などに就職する」は44.9% (484 名)、「まだわからない」は28.4% (306 名)、「その他」は15.9% (172 名) となった (図 5-1)。

また、高校学科別に見ると、農業系学科及び総合学科は「農林業を行っている法人や会社などに就職する」の比率が他学科よりも高い傾向にあった。

全体として、農業関係の職業を希望する回答者は少ない傾向にあった。

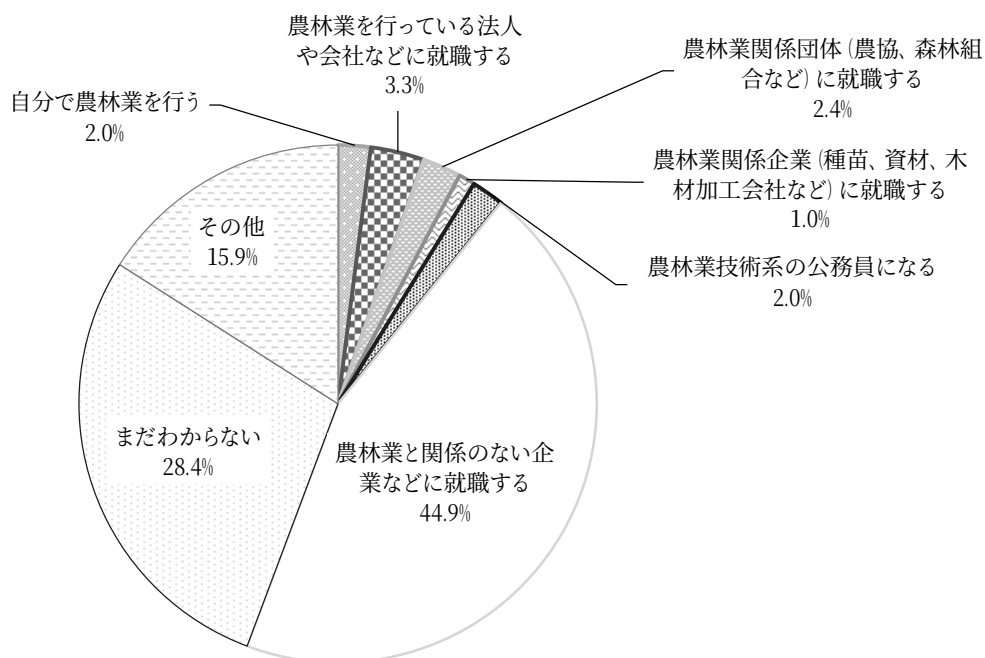


図5-1 将来の希望職業(n=1079)

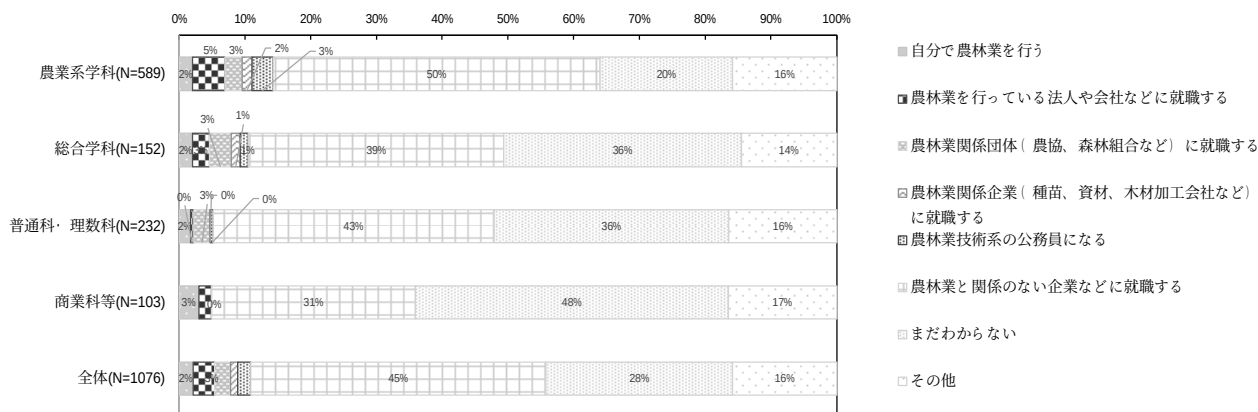


図5-2 将来就きたい職業（高校学科別）

（２）将来の地元志向

将来の地元志向をみると、「ぜひ地元で働きたい」が23.1%（259名）、「できれば地元で働きたい」が28.5%（318名）であり、両者を合わせると51.6%が地元での就業を希望していた。続けて、「どちらでもよい」が34.4%（386名）、「出来れば地元を離れて働きたい」が9.6%（108名）、「絶対に地元を離れて働きたい」が4.4%（49名）であった（図5-3）。

また、高校学科別にみると、比率に大きな違いは見られなかった（図5-4）。

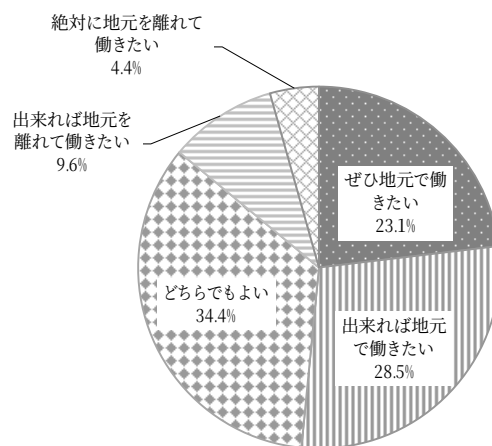


図5-3 将来の地元志向(n=1121)

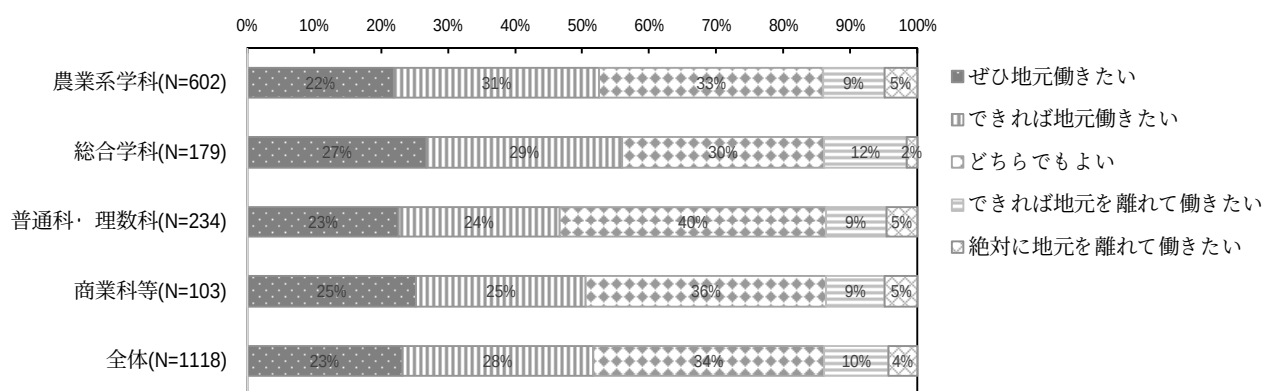


図5-4 将来の地元志向（高校学科別）

（３）職業としての農業のイメージ

職業としての農業のイメージは、「大変（厳しい、辛い、きつい、ハード含む）」が特に多くなった（図5-5）。また、高校学科別でも大きな違いは見られなかった（図5-6）。

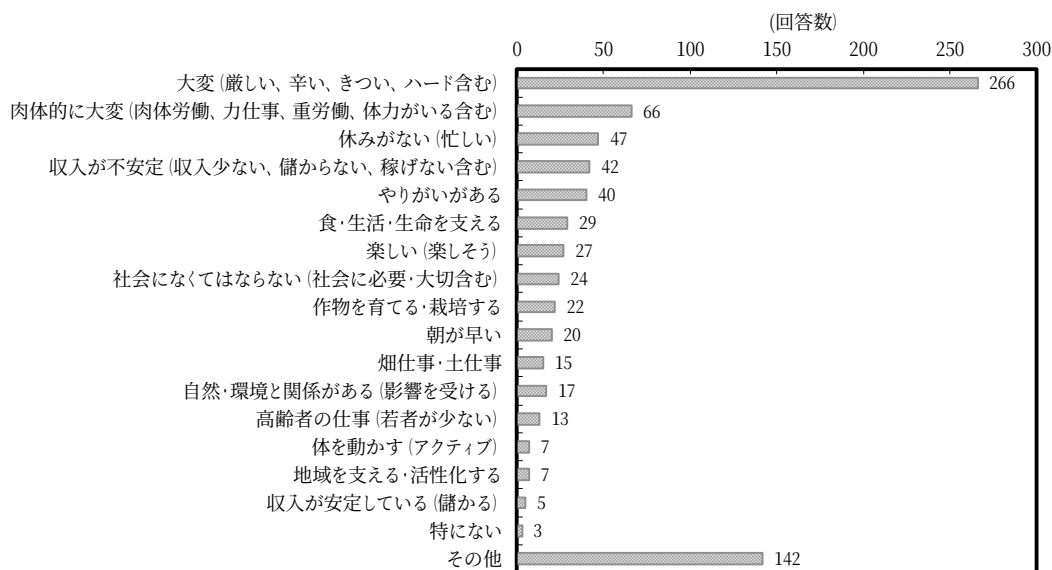


図5-5 職業としての農業のイメージ(複数回答、n=717)

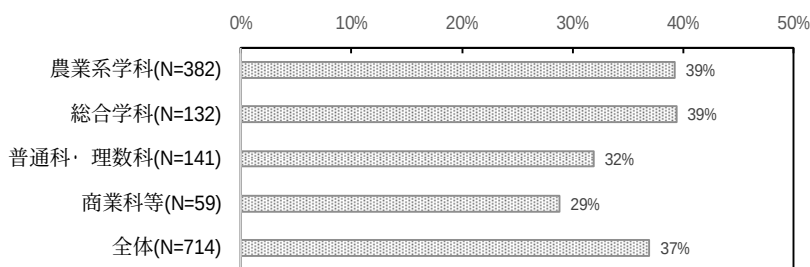


図5-6 農業に対するイメージ (高校学科別)
「大変 (厳しい, つらい, きつい, ハード含む)」

6 農林大学校への進学希望と学びたい教育内容

(1) 農林大学校への進学希望

農林大学校への進学希望をみると、「第一希望の進学先」が7.2% (64名)、「希望進学先の一つ」が3.2% (29名)であり、両者を合わせた10.5%が農林大学校への進学を希望していた。一方、「希望進学先ではない」は83.9% (749名)、「わからない」は5.7% (51名)であり、8割以上が農林大学校への進学を希望していなかった (図6-1)。

さらに、高校学科別にみると、農業系学科及び総合学科で「第一希望の進学先」及び「希望進学先の一つ」が他学科よりもやや高い傾向にあった (図6-2)。

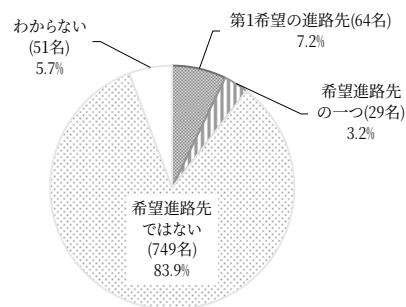


図6-1 農林大学校への進学希望(n=893)

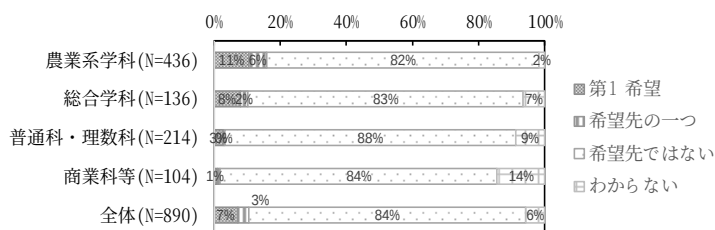


図6-2 農林大学校への進学希望 (高校学科別)

（２）農林大学校を進学先として検討した際に重視した点

農林大学校を進学先として検討した際に重視した点は、「農業分野で役立つ技術・技能が見につく」が圧倒的に多く、「学費が安い」、「設備や環境が整っている」、「就農（法人就農含む）に有利である」が続いた（図 6-3）。

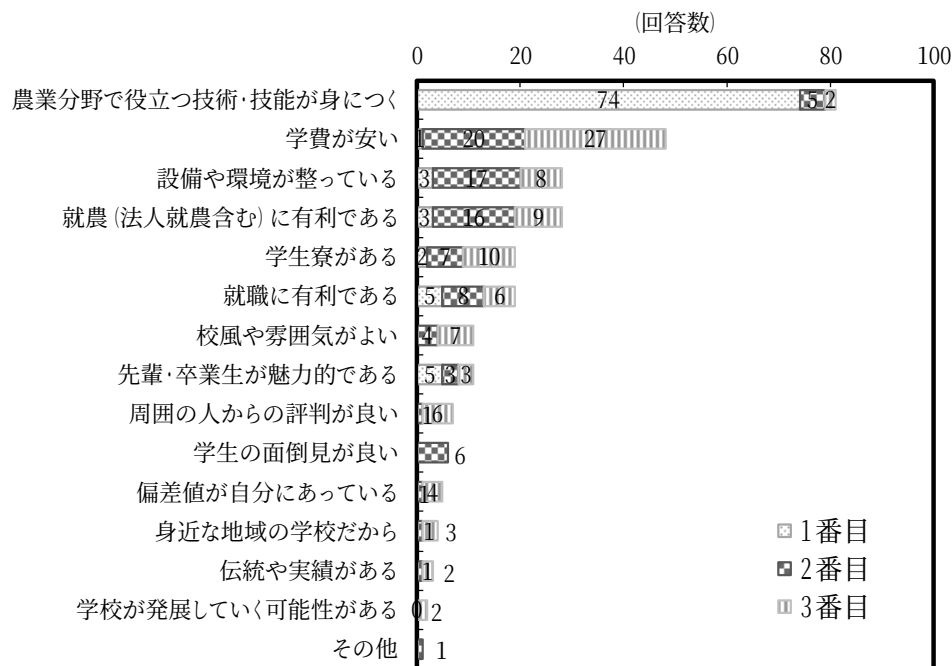


図6-3 農林大学校を進学先として選択した時の重視点(1～3位選択、n=93)

（３）農林大学校で進学したい課程

農林大学校で学びたい課程は、「養成部のみ」が 65%（54 名）、「養成部と研究部」が 14.5%（12 名）、「まだ分からない」が 20.5%（17 名）であった（図 6-4）。

「養成部のみ」を選択した理由をみると、「養成部を卒業すれば就職（就農）できるから」が 53.7%（29 名）で最も多く、「親に負担をかけたくない」が 18.5%（10 名）、「早く自立したい」が 5.6%（3 名）、「研究部で学びたいことがない」が 3.7%（2 名）、「勉強は 2 年で十分」が 1.9%

（1 名）、「特に理由はない」が 14.8%（8 名）、「その他」が 1.9%（1 名）となった（図 6-5）。

次に、「養成部と研究部」を選択した理由を見ると、「さらに知識を深めたい」が 66.7%（8 名）、「希望するところへの就職のために必要だから」が 16.7%（2 名）、「そんなに早く社会へ出たくない」が 8.3%（1 名）、「特に理由はない」が 8.3%（1 名）となった。

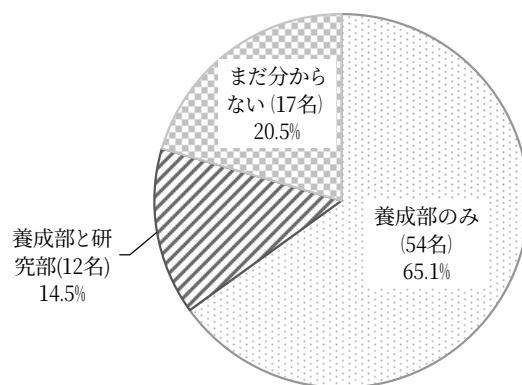


図6-4 農林大学校で進学したい課程(n=83)

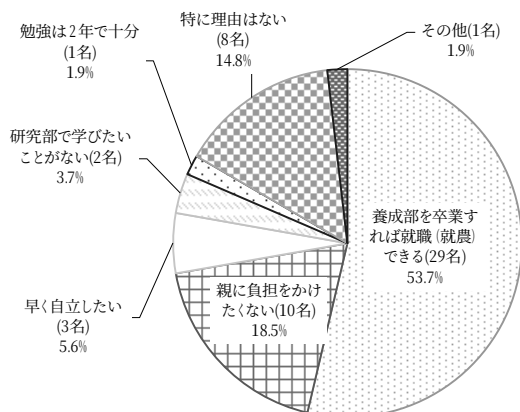


図6-5 養成部のみを選択した理由(n=54)

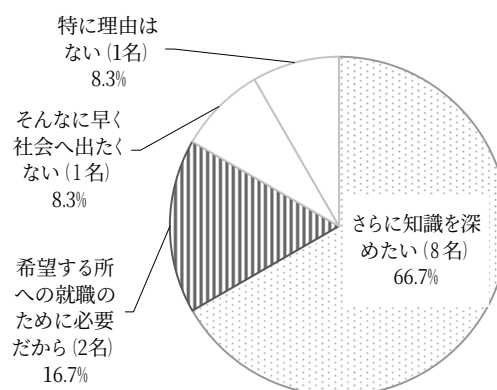


図6-6 養成部と研究部を選択した理由(n=14)

7 専門職大学制度の認知度

農林大学校の認知度を見ると、「知っていた」が 65.5% (652 名)、「知らなかった」が 34.5% (344 名) であり、知っている割合の方が高かった。

次に、新たな大学制度である「専門職大学」が創設されたことへの認知度をみると、「知っていた」が 13.3% (141 名)、「知らなかった」が 86.7% (921 名) であった。

最後に、農林大学校が専門職大学への移行を検討していることの認知度を見ると、「知っていた」が 10.8% (115 名)、「知らなかった」が 89.2% (952 名) と認知度は低かった。

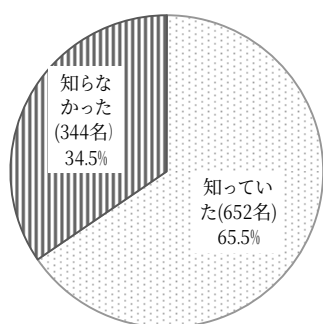


図7-1 農林大学校の認知度
(n=996)

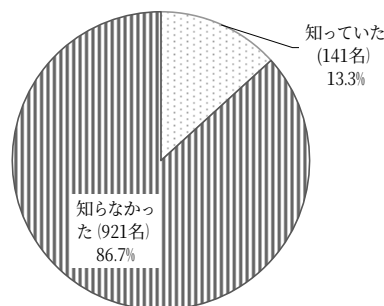


図7-2 専門職大学制度創設の認知度
(n=1062)

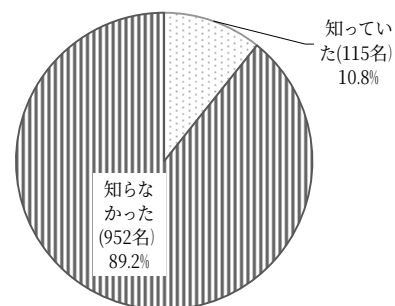


図7-3 農林大学校が専門職大学への移行を検討していることの認知度(n=1067)

8 まとめ

- ・ 回答者の性別は女性比率がやや高く、特に農業系学科及び総合学科では女性が6割程度であった。また、高校学科を問わず、非農家出身者が8割以上を占めていた。
- ・ 希望進路先は「専門学校・専修学校」、「就職」、「4年制大学」の順に多く、農業系学科及び総合学科では「就職」が、普通科・理数科及び商業科等では「4年制大学」の進路希望が多かった。
- ・ 進学先を選ぶ際の重視点は、「学びたい学部・学科・コースがある」の回答数が特に多かった。また、学びたい学問分野は「調理・食品・栄養関係」、「農学関係」が多く、農業

系学科及び総合学科では、特に比率が高い傾向にあった。

- ・ 農業で学びたい分野は、「食品加工技術」、「日本食・食文化」、「植物栽培の基礎知識」、「植物栽培の基礎技術」、「食品流通・販売・輸出」、「食品安全」、「家畜・家禽の繁殖・飼育・肥育の基礎技術」、「家畜・家禽の基礎知識」が多く、生産の基礎知識・技術に加え、食品に関係する知識・技術が多かった。
- ・ 農林大学校への進学希望は1割程度であり、このうち養成部のみの進学希望は7割近くであった。また、農林大学校を選択する際の重視点は、「農業分野で役立つ技術・技能が身につく」、「学費が安い」であった。
- ・ 将来の職業意識では、就農や農林業関係企業などへの就職希望は1割強に止まった。高校生が農業へ抱くイメージには、「大変」、「肉体的に大変」、「休みがない」などマイナスイメージがあり、このことが影響していることも考えられる。
- ・ 以上から、より多くの学生を集めるためには、学生の学びたい学問内容（食品加工、生産に必要な技術）を提供する必要がある。
- ・ 農林大学校を選択する際に学費の安さは重要な要素になっており、学費の変更は十分な検討が必要である。

●高校生の進学意識に関するアンケート調査●

－回答の記入上のお願－

- ・ 回答は、あてはまる選択肢の番号に○を付けてください。また、別に回答欄があるものについては、番号または字句を記入してください。
- ・ なお、あらかじめ添付のリーフレットを見てから回答してください。

■ 調査実施機関 静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課担い手育成班
(問合せ先) 担当：竹内、菊池、工藤 TEL. 054-221-2754 FAX. 054-221-3688

☆ご自身のことについて伺います。(該当する項目に○、() 内に記入)

学校名	() 高等学校
学年	1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生
課程	1. 全日制 2. 定時制 3. 通信制
学科	1. 普通科(文系、理系) 2. 理数科 3. 商業科 4. ICT科 5. 農業系学科 (生産系、園芸系、食品系、環境系、森林系、動物系、ライフ系、その他()) 6. 総合学科 (農業科学系列、園芸科学系列、花と緑系列、生物生命系列、食品園芸系列、食品科学系列、その他()) 7. 国際科 8. その他()
性別	1. 男性 2. 女性
出身	1. 農家 2. 非農家 3. 祖父母農家
居住地	1. 下田市 2. 東伊豆町 3. 河津町 4. 南伊豆町 5. 松崎町 6. 西伊豆町 7. 沼津市 8. 熱海市 9. 三島市 10. 富士宮市 11. 伊東市 12. 富士市 13. 御殿場市 14. 裾野市 15. 伊豆市 16. 伊豆の国市 17. 函南町 18. 清水町 19. 長泉町 20. 小山町 21. 静岡市 22. 島田市 23. 焼津市 24. 藤枝市 25. 牧之原市 26. 吉田町 27. 川根本町 28. 菊川市 29. 御前崎市 30. 掛川市 31. 森町 32. 袋井市 33. 磐田市 34. 浜松市 35. 湖西市 36. 県外()

高校卒業後の進路や学びたい学問分野について、お伺いします。

問1 希望する進路先について、順位をつけて2つまで選び回答欄へ番号を記入してください。

1. 四年制大学	2. 短期大学	3. 専門学校・専修学校
4. 就職	5. 未定	6. その他()
<回答欄>	第1希望	第2希望

問2 希望する進路地域について、順位をつけて2つまで選び回答欄へ番号を記入してください。

1. 静岡県内	2. 北海道	3. 東北	4. 南関東(首都圏)
5. 北関東・甲信	6. 北陸	7. 東海(静岡県除く)	8. 近畿
9. 中国	10. 四国	11. 九州	12. 未定
13. 海外	14. その他()		
<回答欄>	第1希望	第2希望	

★進学希望がある方 ⇒問3へ

★それ以外の方 ⇒問6へ

<進学希望者に伺います>

問3 進学先を選ぶ際、重視する点について、順番をつけて3つまで選び回答欄へ番号を記入してください。

1. 学びたい学部・学科・コースがある	20. 勉強するのに良い環境である
2. 自分の興味や可能性が広げられる	21. 交通の便が良い
3. 資格取得に有利である	22. 遊びに行くのに便利な立地である
4. 専門分野を深く学べる	23. 偏差値が自分にあっている
5. 教育方針・カリキュラムが魅力的である	24. 学費が高くない
6. 社会で役立つ力が身につく	25. 入試方法が自分にあっている
7. 教育内容のレベルが高い	26. 就職に有利である
8. 教養が身につく	27. 将来の選択肢が増える
9. 国際的なセンスが身につく	28. 卒業後に社会で活躍できる
10. 学生の学力が高い	29. 校風や雰囲気がよい
11. 学生の面倒見が良い	30. 伝統や実績がある
12. 教授・講師陣が魅力的である	31. 有名である
13. 先輩・卒業生が魅力的である	32. 活気がある感じがする
14. 学習設備や環境が整っている	33. 周囲の人からの評判が良い
15. 学生生活が楽しめる	34. 学校が発展していく可能性がある
16. キャンパスがきれいである	35. 規模が大きい
17. クラブ・サークル活動が盛んである	36. 望む学位がとれる
18. 寮や奨学金などが充実している	37. 特にない
19. 自宅から通える	38. その他 ()
<回答欄>	1 番目
	2 番目
	3 番目

問4 学びたい学問分野について、順番をつけて3つまで選び、番号を回答欄へ記入してください。

1. 農学関係	10. 情報学関係
2. 調理・食品関係	11. 教育関係
3. 人文・史学・哲学関係	12. 芸術関係
4. 外国語関係	13. 医・歯学関係
5. 法学・政治学関係	14. 薬学関係
6. 商学・経済学・経営学関係	15. 看護関係
7. 社会学関係	16. 福祉学関係
8. 理学関係	17. 特にない
9. 工学関係	18. その他 ()
<回答欄>	1 番目
	2 番目
	3 番目

問5 農業分野で学びたい項目があれば、順番をつけて3つまで選び、番号を回答欄へ記入してください。

1. 植物栽培の基礎知識	11. 食品安全（GAP、HACCP、食品表示など）
2. 植物栽培の基礎技術	12. 日本食・食文化（地域の伝統食、和食など）
3. 家畜・家禽の基礎知識	13. 農山村振興（グリーン・ツーリズム、鳥獣害など）
4. 家畜・家禽の繁殖・飼育・肥育の基礎技術	14. 農と福祉の連携（障害者・高齢者雇用など）
5. プロ農林家の技術	15. 環境に配慮した農業（エコファーマー、有機農業）
6. スマート農業（ICT、IoT、自動化技術）	16. 環境問題（温暖化、砂漠化、ごみ問題）
7. 農林業経営	17. 食料問題（自給率、食料危機）
8. 食品加工技術	18. 農林業の成功事例
9. 木材加工技術	19. 特になし
10. 食品流通・販売・輸出	20. その他（ ）

<回答欄>	1 番目		2 番目		3 番目	
-------	------	--	------	--	------	--

職業意識について、伺います。

問6 将来、どのような職業に就きたいですか。（1つ○）

1. 自分で農林業を行う	2. 農林業を行っている法人や会社などに就職する
3. 農林業関係団体（農協、森林組合など）に就職する	4. 農林業関係企業（種苗、資材、木材加工会社など）に就職する
5. 農林業技術系の公務員になる	6. 農林業と関係のない企業などに就職する
7. まだわからない	8. その他（ ）

問7 将来、地元で働きたいですか。（1つに○）

1. ぜひ地元で働きたい	2. 出来れば地元で働きたい	3. どちらでもよい
4. 出来れば地元を離れて働きたい	5. 絶対に地元を離れて働きたい	

問8 あなたは、職業としての農業にどのようなイメージを持っていますか。（自由記入）

（記入例：クリエイティブな仕事 など）

静岡県立農林大学校への進学希望について、お伺いします。

問9 農林大学校は、希望進路先ですか？（1つに○）

1. 第1希望の進路先 ⇒問10へ	2. 希望進路先の一つ ⇒問10へ
3. 希望進路先ではない ⇒問14へ	4. わからない ⇒問14へ

<農林大学校が進学先の方に伺います>

問10 農林大学校を進学先として検討した際、重視した点について順番をつけて3つまで選び回答欄へ番号を記入してください。

1. 農業分野で役立つ技術・技能が身につく	9. 偏差値が自分にあっている
2. 学生の面倒見が良い	10. 校風や雰囲気がよい
3. 先輩・卒業生が魅力的である	11. 伝統や実績がある
4. 就農（法人就農含む）に有利である	12. 学校が発展していく可能性がある
5. 就職に有利である	13. 周囲の人からの評判が良い
6. 設備や環境が整っている	14. 身近な地域の学校だから
7. 学生寮がある	15. その他（ ）
8. 学費が安い	

<回答欄>	1 番目		2 番目		3 番目	
-------	------	--	------	--	------	--

問 11 農林大学校で進学したい課程について、お答えください。(1つに○)

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 養成部のみ(2年間の課程) | ⇒問 12 へ |
| 2. 養成部と研究部(合計4年間の課程) | ⇒問 13 へ |
| 3. まだ分からない | ⇒問 14 へ |

<養成部のみに進学と答えた方にお聞きします>

問 12 「養成部のみ」を選択した理由について、お答えください。(1つに○)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. 養成部を卒業すれば就職(就農)できる | 2. 勉強は2年で十分 |
| 3. 研究部で学びたいことがない | 4. 親に負担をかけたくない |
| 5. 早く自立したい | 6. 特に理由はない |
| 7. その他() | |

⇒問 14 へ

<養成部と研究部と答えた方にお聞きします>

問 13 「養成部と研究部」を選択した理由について、お答えください。(1つに○)

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1. 希望する所への就職のために必要だから | 2. さらに知識を深めたい |
| 3. そんなに早く社会へ出たくない | 4. 特に理由はない |
| 5. その他() | |

⇒問 14 へ

問 14 あなたは、農林大学校を知っていましたか。(1つに○)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

専門職大学の制度について、伺います。

問 15 あなたは、新たな教育制度「専門職大学(専門職短期大学)」が創設されたことを知っていましたか。(1つに○)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

問 16 静岡県では、農林大学校を専門職大学へ移行することを検討しています。このことを知っていましたか。(1つに○)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

～ご協力をありがとうございました～

専門職大学（農林業）基本構想の概要

主な大学設置の意義

- 1 将来の農林業現場を支える人材の養成
個々の農林業経営体の規模が拡大し、応用可能な技術革新が進展してきたことから、基礎的な生産能力に加えて、加工・流通・販売の知識や経営管理能力、健康を志向した品質の向上やコストの低減など生産性を高める先端技術への対応能力を持ち、経営改革を主導できる人材が求められている
- 2 農山村の景観・環境・文化を支える人材の養成
農山村地域では、近年高齢化や人口減少に伴い活力が低下しており、農林業者が経営を行う上で、自然と共生しながら農山村の景観や環境を保全していくとともに、地域の文化や伝統を守り育み、地域社会を支えていくことが求められている
- 3 国内外からの人材の受け入れ
年齢国籍、性別を問わず、農林業を志す人材に、質の高い実践的教育を提供することで、本県農林業の発展とともに、国際社会に貢献する人材を数多く養成することができる

基本的な理念

- 農林業経営に革新を起こす人材の養成
 - ① 生産の基礎から応用までの知識・技術を持ち、生産のスペシャリストとして、生産現場の中心となる人材の養成
 - ② 基礎的な生産能力に加え、経営体の経営革新を推進する、加工・流通・販売の知識や経営管理能力、先端技術への対応能力を有した人材の養成
- 地域社会における将来のリーダーとして、自然と共生し、美しい農山村の景観や環境を磨き上げるとともに、幅広い教養と豊かな人間性を備え地域の文化や伝統を守り育むことのできる農林業者の養成
- 世界に開かれた大学として、農林業の人材養成を通じて産業の発展や社会の活性化に寄与する教育研究拠点の形成
- ◇ 農林大学校では「耕土耕心」の校訓の下、本県農林業発展に貢献する、現場で活躍する人材を数多く輩出してきたことから、引き続きこの理念を尊重した上で、年齢国籍を問わず、将来の経営環境の変化に対応し、農林業者として先端技術などを活用して経営革新を推し進め、さらには農山村の美しい景観や環境、文化の継承者として、地域社会を中心となって支えていく人材を養成する

大学の概要

名称：静岡県立 農林環境専門職大学（仮称）

開学時期：平成 32 年 4 月目標

4 年制 生産環境経営学部 生産環境経営学科（仮称） （収容定員 100 名程度、1 学年 24 名程度）		2 年制 短期大学部 生産科学科（仮称） （収容定員 200 名、1 学年 100 名程度）
教育目標（養成人材） ○ 先端技術への対応力と高度な経営管理能力を養い、「農林業経営体の経営を継ぐ」農林業経営体の中核を担う、「自ら新しい経営体を立ち上げる」など、それぞれの立場で自らの夢を実現し、農林業分野で活躍できる人材を養成する ○ 農林業の実践的な技術や知識と、生産物の価値を高める創造力を養い、農林業経営の現場で生まれる新しい課題に柔軟に対応できる人材を養成する ○ 農山村の景観形成の礎となる農業農村工学の実践的知識を養い、景観・環境や地域の文化を守り、自然と共生していくことのできる人材を養成する ○ 幅広い教養とコミュニケーション能力を養い、経営体や地域のリーダーとなりうる、豊かな人間性を備えた人材を養成する		○ 確かな生産知識と技術を持ち、生産現場のスペシャリストとして即戦力となる人材を養成する ○ 生産現場のリーダーに必要な豊かな人間性と、現場の課題に対応できる先進的な生産知識や技術と、その応用力を持った人材を養成する
学部・学科の特色 ○ 農林業経営体等での体験・実践を重視した教育の実施 ○ A01-PARC や静岡県新産業クラスター等との連携による、先端技術の知識習得 ○ 生産知識や技術を基礎とし、加工・流通・販売などの6次産業化、食の安心安全、農林産物の機能性など、消費者動向を踏まえたフードシステムの視点での教育を実施 ○ 農業農村工学の実践的知識の習得を通じた景観や環境などの農山村の持つ多面的機能の理解や、農山村地域の文化や歴史についての理解を促すことで、広い視野で農林業を捉えることができる資質・能力を涵養 ○ コミュニケーション力や、外国語能力の涵養 ○ 他大学等卒業者、新たに農林業を志す社会人を受け入れるため、編入学制度を整備		○ 生産現場における経験・実践を重視した教育の実施 ○ 生産技術の高度化に対応した農林業教育の実施 ○ 農山村地域の文化や歴史などについて深く理解し、農林業者としての心がまえや職業観を養う ○ コミュニケーション力や、外国語能力の涵養
教育課程 基礎科目 豊かな人間性や幅広い教養、専門科目の履修に必要な知識を習得させ、職業観を形成するため、一般教養科目（コミュニケーション論、食文化や農山村文化、歴史、景観、環境保全等）、自然科学基礎科目（化学、生物等）、社会科学基礎科目（政治、経済等）、農業農村工学に関する科目、農山村の多面的機能（顔しや生物多様性など）について学ぶ 職業専門科目 農林産物の生産に加え、加工・流通・販売やマーケティング手法を含めた、高度な専門知識を教育研究するために、豊富な実習を取り入れ、生産技術と経営管理を学ぶ ○ 生産技術…生産知識・技術の習得、国際基準の生産工程管理手法の習得 ○ 経営管理…加工・流通・販売において生産物を高付加価値化できる手法や知識を習得 経営体の管理運営に必須となる知識（財務・法律等）を習得 総合科目 外部専門家による実践的講義、フードシステムの視点での生産から販売までの現場経験や、農山村で自然と共生し経営を実践する農林業者の下での経営研修など経験を重視した課題発見・解決型のプロジェクト実習を充実し、習得した知識・技術を現場で活用する実践力や判断力を養う。		栽培技術習得などに必要な知識を習得させ、教養を涵養し職業観を形成するため、一般教養（コミュニケーション論、文化、歴史、景観、環境保全等）、専門基礎（化学、生物等）を学ぶ 本県の主要農林産物について、作目別に、農林業現場で必要な生産知識・技術を身に付けるとともに、食品加工や生産工程管理手法、などの応用分野について、豊富な実習を取り入れた科目を設ける ○ 作目別分野…園芸（野菜・花き）、茶業、果樹、畜産、林業 外部専門家による実践的講義、生産や販売の現場における実習を重視した生産現場の改善に関する卒業研究により、即戦力となる実践的な生産能力を身に付ける
連携関係機関 農林業界および地域社会のニーズを反映した教育課程を編成・実施するため、県内農林業者や農林業団体、高校関係者、地元市町、県などを構成員とした教育課程連絡協議会を設け、その意見を踏まえた教育課程の編成・実施・評価を行う。		

教員組織

- 原則主要科目等は専任教員（教授・准教授等）が担当
- 実務家教員として農林業経営者や行政機関専門家活用
- 国内外で活躍する識者を非常勤講師として招聘 等

入学者選抜

- 一般入試を基本とし、推薦（公募、指定校、地域内）、編入学、社会人入学、留学 生受け入れ特別入試など多彩な方法を設定

施設整備

- 設置場所：現行農林大学校敷地内（磐田市）
- 校舎設備：設置基準に従い教育課程の実現に必要な施設を整備する

静岡県専門職大学(農林業) 基本構想

2018 年（平成 30 年）2 月
静岡県

目 次

- 1 専門職大学の設置理由
 - (1) 本県農林業の現状と人材面における課題
 - (2) 本県農林大学校の現状
 - (3) 専門職大学を設置する意義
- 2 専門職大学の概要
 - (1) 大学の基本的な理念
 - (2) 大学の名称
 - (3) 学部学科の構成と入学定員
- 3 教育研究体制
 - (1) 4年制学部・学科（仮）
 - (2) 2年制短期大学部・学科（仮）
 - (3) 教員組織
 - (4) 入学者の選抜方法
 - (5) 施設整備等
- 4 地域・国際貢献及び大学連携
 - (1) 地域との連携や貢献
 - (2) 国際貢献
 - (3) 他大学との連携・協同
- 5 開学の時期
- 6 大学設置運営主体

1 専門職大学の設置理由

(1) 本県農林業の現状と人材面における課題

静岡県は多様な風土と温暖な気候に恵まれ、多彩で品質の高い農林産物が生産されている。近年、農林業においては、情報通信技術の活用による生産性向上、更には6次産業化による高付加価値化や、海外を含めた新規マーケットの開拓による販売力の強化などにより、成長産業として、また地域活性化につながる産業として、注目を集めている。

このように農林業を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、経営構造も変化してきており、従来の家族による小規模経営体を主とする構造から、農林業法人などの組織的で大規模な経営体を主とする構造へ変化している。

組織的な経営体では、規模拡大や経営の多角化に伴い、経営管理や加工・流通・販売などの専門的知識や能力、生産性を高める先端技術への対応能力を持つ人材の必要性が高まっている。

(2) 本県農林大学校の現状

現在、国内42の道府県に、農林業経営者の養成における中核的な教育機関として農業大学校や林業大学校が設置されている。本県の農林大学校は、明治33年に農事見習生の教育を開始して以来、一貫して農林業後継者の育成、農林業指導者の養成を柱に、その役割を果たしてきた。平成11年には現在の農林大学校の体制に再編され、今年で創立117周年を迎えた。

この間、県内唯一の現場農林業者の養成機関として、幅広い知識と専門的な技術の習得、経営能力を高める実践的な教育を提供するという基本理念は変わることなく受け継がれ、卒業生は約9,000人に上る。卒業生は県内各地で中核的な農林業者として、本県農林業振興はもとより、地域の活性化等に幅広く活躍している。

現在も、「耕土耕心」の校訓の下、担い手の養成に向け、基礎的な生産技術や知識を習得する2年制の「養成部」と、更に2年間で経営管理やマーケティングの能力の上積みを目指す「研究部」を置いており、卒業生の8割以上が県内の農林業現場に就業、若しくは農林業関連の企業に就職している。

農林業現場で即戦力となる人材の養成を目標に、カリキュラムの見直しや外部講師の招聘など、様々な改革に取り組んできているが、消費者ニーズの多様化、国際化や情報化の進展など、農林業現場が直面してする大きな変化に十分に対応できていない。

【部の構成及び定員数】

(単位：人)

部	学年定員	1 学年学生数	2 学年学生数	計
養成部	100	92	83	175
研究部	20	4	7	11
計	120	96	90	186

2017 年（平成 29 年）4 月 1 日現在

(3) 専門職大学を設置する意義

① 将来の農林業現場を支える人材の養成

個々の農林業経営体の規模が拡大し、農林業に応用可能な技術革新が進展してきたことから、農林業現場では基礎的な生産能力に加えて、加工・流通・販売の知識や経営管理能力、健康を志向した品質の向上やコストの低減など生産性を高める先端技術への対応能力を持ち、経営改革を主導できる人材が求められている。

そこで、生産技術の習得に向けた教育に加え、経営能力や管理能力、先端技術の理解力など、農林業現場で必要となる能力を高める実践的な教育を効果的に行うため、県内唯一の現場農林業者の養成機関である農林大学校を専門職大学に移行し、将来の農林業現場を支える専門職業人を養成する。

② 農山村の景観・環境・文化を育み支える人材の養成

景観の形成や自然環境の保全、水源の涵養など、農山村の多面的機能が注目される一方で、農山村地域では近年、高齢化や人口減少に伴い活力が低下していることから、農林業者が経営を行う上で、自然と共生しながら農山村の景観や環境を保全していくとともに、地域の文化や伝統を守り育み、地域社会を支えていくことが求められている。

③ 国内外からの人材の受入れ

全国初の農林業分野の専門職大学として、県内の子弟のみならず、年齢や国籍、性別を問わず農林業を志す有為な人材に対し、質の高い実践的な高等教育を提供することにより、本県農林業の発展とともに、国際社会に貢献する人材を数多く養成する。

④ 地域の活性化に寄与

多様な人々が大学に集い、交流することで、近年人口の流出が続く本県において、地域振興や賑いの創出が期待される。さらに、他地域

出身者が卒業後に定住する可能性や、対外的な「静岡県」の宣伝効果などにより、地域の活性化にも寄与することができる。

2 専門職大学の概要

(1) 大学の基本的な理念

新たに設置する専門職大学では、次のような観点から、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目指す。

① 農林業経営に革新を起こす人材の養成

ア 農林業現場で必須となる生産に関する基礎から応用までの知識・技術を持ち、生産のスペシャリストとして、生産現場の中心となる人材を養成する。

イ 基礎的な生産能力に加え、農林業経営体の経営革新を推進する加工・流通・販売の知識や経営管理能力、先端技術への対応能力を有する人材を養成する。

② 地域社会における将来のリーダーとして、自然と共生し、美しい農山村の景観や環境を磨き上げるとともに、幅広い教養と豊かな人間性を備え地域の文化や伝統を守り育むことができる農林業者を養成する。

③ 世界に開かれた大学として、農林業の人材養成を通じて産業の発展や社会の活性化に寄与する教育研究拠点を形成する。

これまで農林大学校では、校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念の下、本県農林業の発展に貢献する、現場で活躍する農林業者を数多く輩出してきた。

専門職大学への移行に当たり、引き続きこの理念を尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、将来の経営環境の変化に対応し、先端技術などを活用して経営革新を推し進め、更には農山村の美しい景観や環境、文化の継承者として、地域社会を中心となって支えていく人材を養成する。

(2) 大学の名称

(1) の基本的な理念に示した農林業者の養成に向けた教育内容を簡潔、的確に表現できる名称を検討し、設置申請までに決定する。

(3) 学部学科の構成と入学定員

学部・学科は、生産技術を基礎として農林業経営やマーケティングの知識・技術を習得する専門職大学1学部1学科（4年制）と、現在の農林大学校養成部の教育内容を活かし、生産の基礎から応用までの知識・技術を習得する専門職短期大学1学科（2年制）とする。

入学定員は現在の農林大学校の定員や卒業生の進路における人材需要を考慮するとともに、効率的な大学運営を行うため、以下のとおりとする。

学校種	学部	学科	入学定員	収容定員
専門職 大学	4年制学部(仮)	4年制学科(仮)	25人程度	100人程度
	短期大学部(仮)	2年制学科(仮)	100人程度	200人程度
			125人程度	300人程度

注) 学部学科の名称は適切な名称を引き続き検討

ただし、専門職大学で新たに設けられた前期後期の課程区分については、効率的な大学運営に資する制度として活用可能性があるか引き続き検討する。

3 教育研究体制

(1) 4年制学部・学科(仮)

① 教育目標

農林業経営体の規模の拡大に伴い、現場では生産能力に加え、経営管理能力、生産性を高める先端技術への対応力など、経営体の運営にかかわる能力が求められている。

県が農林業法人に実施したアンケート調査の結果からも、生産現場の監督者や現場作業者に次いで、経営管理や営業などの経営体運営能力を持つ人材を求める法人が多く、今後の農林業の発展に向けてこうした能力を持つ人材の養成が必要不可欠である。

さらに、農林業者には経営を行うだけでなく、人と自然が共生した美しい景観や自然環境を保全し、地域の文化や伝統を継承し、農山村地域を支えていくことが求められている。

こうした観点から、次の項目を基本的な教育目標とする。

○生産能力に加え、先端技術への対応力と高度な経営管理能力を養い、
「農林業経営体の経営を継ぐ」「農林業経営体の中核を担う」、「自ら

新しい経営体を立ち上げる」など、それぞれの立場で自らの夢を実現し、農林業分野で活躍できる人材を養成する。

○農林業の実践的な技術や知識と、生産物の価値を高める創造力を養い、農林業経営の現場で生まれる新しい課題に柔軟に対応できる人材を養成する。

○農山村の景観形成の礎となる農業農村工学の実践的知識を養い、景観・環境や地域の文化、伝統を守って、自然と共生していくことのできる人材を養成する。

○幅広い教養とコミュニケーション能力を養い、経営体や地域のリーダーとなりうる、豊かな人間性を備えた人材を養成する。

② 学部の特徴

全国初の農林業分野の専門職大学としての特色をより鮮明にするため、農林業を生産だけでなく幅広い視野でとらえた教育を行うとともに、農林業経営体との連携を図る中で現場ニーズを的確にとらえた課題解決型の教育を行い、経営の現場が抱える課題に対応できる実践力を養う。

ア 農林業経営体等での体験・実践を重視した教育の実施

農林業経営体をはじめとする農林業界と密接に連携した教育を実施することにより、経営現場における豊富な体験を得るとともに、その体験に基づく確かな実践力を養う。

イ AOI-PARC 等との連携による、先端技術の知識習得

農林業の先端技術の研究拠点である AOI-PARC（Agri Open Innovation Practical and Applied Research Center：アグリオープンイノベーションの拠点）や、静岡県新産業集積クラスター（ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレー）等と連携した教育を実施することにより、ICT や AI（Agri-InfoScience：農業情報科学）などの農林業現場で導入されている先端技術への理解を深める。

ウ 消費者動向を踏まえた農林業教育の実施

生産知識や技術を基礎として、加工・流通・販売などの6次産業化、食の安心安全、農林産物の機能性など、消費者の動向を踏まえたフードシステムの視点で農林業をとらえた教育を実施する。

エ 広い視野で農林業をとらえることができる資質・能力の涵養

農業農村工学の実践的知識の習得を通じた景観や環境などの農山村の持つ多面的機能の理解や、農山村地域の文化や歴史についての理解を促すことで、広い視野で農林業をとらえることができる資質・能力を養う。

オ コミュニケーション力や外国語能力の涵養

多様性を尊重しながら様々な人々と関係を築くことができるコミュニケーション力や、英語等外国語能力を養う。

カ 編入学制度の実施

より深い専門的な知識や技術の習得を希望する他大学・県外農林大学校卒業者や、新たに農林業を志す社会人などを受け入れるため、編入学制度を設ける。

③ 教育課程

農林業経営者には、刻一刻と変化する時代に対応して経営を革新できる経営能力や、広く豊かな教養に基づいた柔軟な対応力が求められている。そのため、理論中心の科目履修や画一的な教育ではなく、より深く農林業を体験させる、経験と実践を重視した「実学」が必要である。

ディプロマポリシー（学位授与方針）やカリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）については、今後策定する基本計画において早急に検討する。カリキュラムの編成においては、農林業という職業に対する深い理解力を培うための基礎となる豊かな教養を習得する教育や演習・実習などを積極的に行う。更に実践的な対応力を養う専門教育を実施するため、設置基準における基礎科目と専門科目の教育目標を明確にした構成として、4年間での効率的な履修に配慮する。

なお、基本構想策定後に検討するカリキュラムポリシーを踏まえ、適切な教育課程を編成する予定である。

ア 基礎科目

農林業経営者に必要となる豊かな人間性や幅広い教養、専門科目履修に必要な知識を習得させ、確たる職業観の形成につなげるため、講義科目や導入科目として一般教養や、自然科学及び社会科学基礎、農業農村工学基礎、農山村の多面的機能について学ぶ。

- 農山村地域を取り巻く文化や歴史等への理解を深めるとともに、地域社会や他者との関わり方を学ぶことで、農林業を中心として多元的に物事を考えることができる人材を養う。
- 自然やものの成り立ちと理論を習得し、農林業生産を学ぶための基礎知識を身に付ける。
- 社会の様々な制度や、経済状況の理解に加え、経営理論を習得し、農林業経営を専門的に学ぶための基礎的な知識を身に付ける。
- 農林業生産と農山村地域の維持発展に必要不可欠な農業農村工学について、基礎知識を習得する。
- 農山村地域の持つ多面的機能（癒しや生物多様性、景観形成など）について、基礎知識を習得する。

イ 職業専門科目

農林産物の生産に加え、加工・流通・販売やマーケティング手法を含めた、農林業経営を実践するための高度な専門知識を教育研究するために、豊富な実習を取り入れ、生産技術と経営管理について学ぶ。

- 生産の基礎理論・技術を身に付けた上で、先端的・先進的な技術を学び、生産性・収益性の向上に資する生産技術力を習得する。
- 国内外の消費者に、安心安全な生産物を提供するための、国際基準の生産工程管理手法を習得する。
- 加工・流通・販売において、生産物を高付加価値化できる知識や手法を習得する。

○組織マネジメントや、財務や労務、法律など、経営体の管理運営に必須となる知識を習得する。

ウ 展開科目

教育目的に応じて、職業専門科目で学修した内容に広がりを持たせる科目を置く。

エ 総合科目

農林業経営体経営者など外部専門家による実践的講義や、県の試験研究機関など関係機関と連携した教育、また、フードシステムの視点での生産から販売までの現場経験や、農山村で自然と共生し経営を実践する農林業者の下での経営研修など課題発見・解決型のプロジェクト実習を充実し、習得した知識・技術を現場で活用できる実践力や判断力を養う。

④ 教育課程連絡協議会

農林業界及び地域社会のニーズを反映した教育課程を編成・実施するため、県内農林業者や普及機関、研究所関係者などを構成員とした教育課程連絡協議会を設け、その意見を踏まえた教育課程の編成・実施・評価を行う。

(2) 2年制短期大学部・学科（仮）

① 教育目標

農林業の本質は生命を育むことであり、農林産物の生産知識や技術は、農林業者にとって必要不可欠なものである。農林大学校養成部では一貫して現場に必要な生産知識・技術を持つ人材を養成してきており、農林業法人等からのニーズも高く、本県農林業人材養成において大きな役割を果たしている。

一方、近年現場でも GAP（農業生産工程管理）の取組や ICT の活用など生産技術の高度化への対応や、加工等により付加価値を向上させる技術や知識が求められている。こうした観点から、次の項目を基本的な教育目標とする。

○確かな生産知識と技術を持ち、生産現場のスペシャリストとして即戦力となる人材を養成する。

○生産現場のリーダーに必要な豊かな人間性と、現場の課題に対応できる先進的な生産知識や技術と、その応用力を持った人材を養成する。

② 学科の特色

実習を中心とした教育を実施することにより、生産技術や知識を基礎から応用まで深く掘り下げ、生産の現場が抱える課題に対応できる実践力・応用力を養うこととする。

ア 農林業の生産現場における経験・実践を重視した教育の実施

圃場における生産実習や、農林業経営体における企業実習、県の各研究機関での先端技術習得など、農林業の現場における豊富な経験と、その経験に基づく確かな実践力を身に付けることで、現場における課題に対応する力を養う。

イ 生産技術の高度化に対応した農林業教育の実施

GAP の取組や情報通信技術の活用など、生産現場に導入が必要とされている知識について学ぶとともに、農林業界や関係機関との情報交換により最新の現場事情を教育課程に反映させることで、現場の最前線で活躍できる資質・能力を養う。

ウ 農林業者としての職業観の涵養

農山村地域の文化や歴史、景観や環境などについて深く理解し、農林業者としての心構えや職業観を養う。

エ コミュニケーション力や外国語能力の涵養

多様性を尊重しながら様々な人々と関係を築くことができるコミュニケーション力や、英語等外国語能力を養う。

③ 教育課程

農林業現場従事者には、農林産物の生産についての深い技術・知識と実践力に加え、日々変化する農林業現場への柔軟な対応力が求められている。そのため、理論中心の科目履修や画一的な教育ではなく、より深く農林業を体験させる、経験と実践を重視した「実学」が必要である。

ディプロマポリシー（学位授与方針）やカリキュラムポリシー（教

育課程の編成方針)については、今後策定する基本計画において早急に検討するが、カリキュラムの編成においては、農林産物生産知識や技術を習得する教育や演習・実習などを積極的に行う。更に柔軟な対応力を養う専門教育を実施するため、設置基準における基礎科目と専門科目の教育目標を明確にした構成として、2年間での効率的な履修に配慮する。

なお、基本構想策定後に検討していくカリキュラムポリシーを踏まえ、適切な教育課程を編成する予定である。

ア 基礎科目

専門職短期大学の教育にふさわしく、現場農林業従事者に必要となる栽培技術習得などに必要な知識を習得させるとともに、教養を涵養し職業観を形成するため、講義科目や導入科目として一般教養や専門基礎を学ぶ。

○農林業を取り巻く文化や歴史、景観や環境に対する理解を深めるとともに、農林業者として地域社会や他産業との関わり方を学ぶことで、広い視点を持ち、農林業の担い手として確かな職業観を持った人材を養う。

○自然やものの成り立ちと理論を習得し、農林業生産を学ぶための基礎的な知識を身に付ける。

イ 職業専門科目

静岡県の主要農林産物について、作目別に農林業生産現場に必要な知識・技術を身に付けるとともに、食品加工や生産工程管理手法などの応用分野について、豊富な実習を取り入れた科目を設け、確かな生産能力を身に付ける。

作目別分野…園芸（野菜・花き）、茶業、果樹、畜産、林業

ウ 展開科目

教育目的に応じて、職業専門科目で学習した内容に広がりを持たせる科目を置く。

エ 総合科目

農林業経営体経営者など外部専門家による実践的講義や、県の試験研究機関など関係機関と連携した教育、また、生産や販売の現場における実習を重視した生産現場の改善に関する卒業研究などにより、即戦力となる実践的な生産能力を身に付ける。

④ 教育課程連絡協議会

農林業界及び地域社会のニーズを反映した教育課程を編成・実施するため、県内農林業者や農林業団体、高校関係者、地元市町、県関係者などを構成員とした教育課程連絡協議会を設け、その意見を踏まえた教育課程の編成・実施・評価を行う。

(3) 教員組織

- ① 教員組織は時代の変化や教育研究の進展等に対応できるよう柔軟な体制とする必要がある。原則として、主要科目等は専任教員（教授・准教授等）が担当するものとし、必要に応じ非常勤講師等に対応する。
- ② 教員の確保に際しては、教授・准教授・講師の人数及び年齢のバランスを考慮し十分な教育研究ができるよう、農林業経営体の経営者や本県職員を含め、優れた研究業績や豊富な実務経験を有する教員を配置する。
- ③ 採用に当たっては活動実績のある教員を積極的に招聘、あるいは国内外で活躍する識者を非常勤講師として確保する。
- ④ 国際的視野を広げるため、外国人教員の確保に努める。
- ⑤ より幅広い教育内容を提供するため、実務家教員として農林業経営者や行政機関の専門家の活用や、客員教授として他大学研究者の活用に取り組む。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜については、一般入試を基本とし、推薦（公募、指定校、地域内）、編入学、社会人入学、留学生受入れ特別入試制度など多彩な方法を設けるよう努める。

(5) 施設整備等

① 設置場所

大学の設置場所は、現在農林大学校の施設や圃場を有効活用するとともに、教育研究において隣接する研究所との連携を図るため、現在地のままとする。

② 施設設備

校舎・設備については設置基準に基づく施設・設備の整備に加え、教育課程を実施するのに必要な施設・設備を整備する。

③ 学生寮

農林業を営む上で必要なコミュニケーション力や協調性を涵養するため、学生寮のあり方について検討していく。

4 地域・国際貢献及び大学連携

今後の少子化社会や社会人教育ニーズの高まりに対応し、年齢・国籍・性別に関係なく生涯学習の多様な機会を提供するとともに、大学の教育研究機能を活用し、地域や国際社会へ幅広く貢献できる大学を目指す。

(1) 地域との連携や貢献

① 大学の教育研究機能を活用し、産学官連携の下、行政施策や地域課題の研究機関として広く地域社会の課題解決に貢献することを目指す。

② 静岡県農林業の更なる発展に資するため、農林業人材養成の拠点として大学の教育研究機能を開放し、新たな農林業の人材養成環境づくりを支援する。

③ 情報通信技術の活用などにより、生涯学習機会や大学情報の提供に努める。

④ 地域社会の生活・文化の向上に寄与するため、市民生活や文化活動に積極的な支援を行い、地域に根ざした貢献を図る。

⑤ 大学施設を積極的に開放し、地域に開かれた大学として、地域社会と様々な分野でも交流を促進する。

- ⑥ 体系的、継続的なリカレント教育や公開講座などの生涯学習の多様な機会を提供し大学の教育機能を広く開放する。

(2) 国際貢献

- ① 外国人留学生の受入れ態勢を整備し、海外の大学と協定を結ぶことなどにより国際交流の促進について取り組む。
- ② 国籍を問わず、農林業を志す人材を広く受け入れ、質の高い実践的教育を提供することで、静岡で農林業を学んだ学生が国内・国外で活躍し、世界の農林業の発展に貢献することを目指す。

(3) 他大学との連携・協働

地域や分野において大学間が相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育の質の保証と向上を目指すことが重要であることから、既存の他大学との交流の推進を検討する。具体的には、①教育研究の連携、②協働教育プログラム、③単位互換協定、④学生の交流等を検討していく。

5 開学の時期

平成 32 年 4 月開学を目標とし、教育研究体制や運営組織、施設整備などの具体化を図りながら文部科学省への申請の準備を進める。

なお、静岡県立農林大学校については専門職大学開学年度から新たな学生の募集を停止し、全学生の卒業をもって廃止する。

6 大学設置運営主体

大学運営に当たっては、県直営のほかに公立大学法人制度での運営が考えられるが、農林業の担い手養成は農林業振興政策の主要な柱の一つであり、大学化後も、県として責任を持って農林業人材の育成を行い、農林業経営体の発展や農山村地域の振興を図っていく必要があることから、現段階では県の直営とする。

静岡県の新ビジョン

富 国 有 徳 の
美しい“ふじのくに”の
人づくり・富づくり

Shizuoka Prefecture Comprehensive Plan

2018 →
→ 2027

第1章

新ビジョンの位置付け

1 新ビジョン策定の趣旨

本県は、富士の名称を4字の熟語にした「富国有徳」を県政の基本理念とし、物心ともに豊かな「富」を築き、有徳の人材の「土」を育てることを基本方針としています。これら基本理念・基本方針の下、2011年2月、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」と題する総合計画を策定し、地域づくりに取り組んできました。

その後、社会情勢の激変に対応して、2014年3月に総合計画の後半「後期アクションプラン」を発表し、日本の将来にとって、東京を中心とした明治以来の中央集権体制から脱却し、地域が自立して新時代を拓くことが課題であり、本県はその先導役を担って「ポスト東京時代の日本の理想郷を創る」という方針の下に政策を推進してきました。

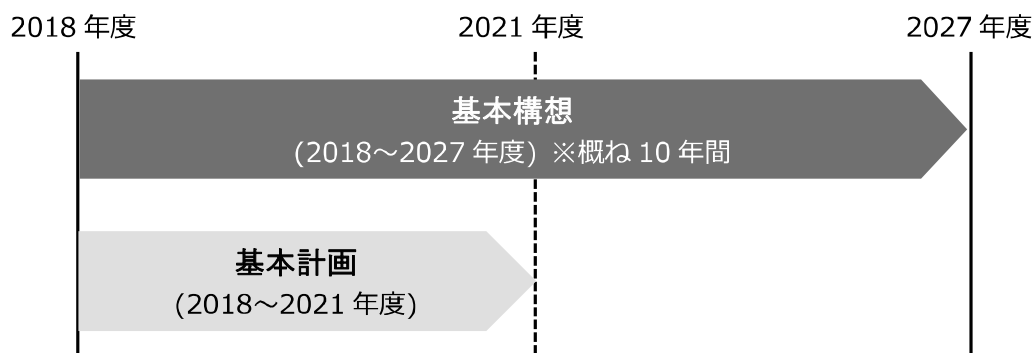
当初予定の10年間の総合計画は、2018年3月までに前倒しで達成見込みです。その成果を踏まえ、向こう10年は「世界から見た静岡県」という視点に立ち、国内はもとより、世界に占める静岡県の存在感を高めるため、「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」を策定します。

2 新ビジョンの構成と計画期間

新ビジョンは、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

基本構想は、概ね10年程度（2018～2027年度）を計画期間とし、県の目指す姿、その実現のための取組の方向等を明らかにします。

基本計画は、基本構想に基づき、当初4年間に取り組む具体的な施策を記載します。



3 新ビジョンの役割

新ビジョンは、今後の県づくりの方向を示す基本指針となるものです。

(1) 目指す姿の共有

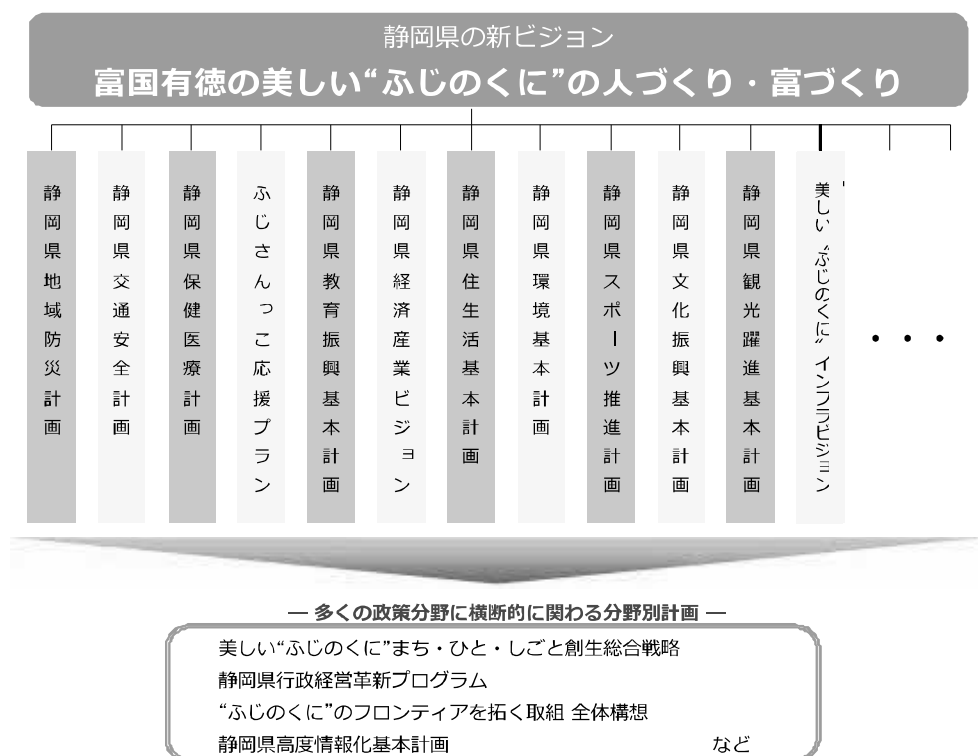
県づくりは、県だけではなく、県民各位、市町、企業、大学、NPOなど、様々な主体が連携し、協働して進める必要があります。新ビジョンは、本県の実指す姿と政策展開の方向性を分かりやすく提示して認識の共有を図り、オール静岡で取組を進めていく基礎となります。

(2) 効果的な政策推進

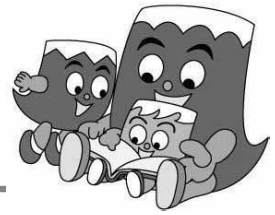
人的、財政的な資源は限られています。資源を効率的に使い、効果的に政策を進めなければなりません。新ビジョンは、目標を明確にし、目標の達成のために必要な施策群を分野横断的に見える化して、総合的な推進体制を敷くとともに、定期的に進捗状況と成果を評価し、施策の見直しを行うPDCAサイクルを徹底することにより、効果的な政策展開を行う基礎となるものです。

(3) 分野別計画との関係

新ビジョンは、長期的な展望に立つて、県政全体を俯瞰し基本的な方針を示す最上位の計画です。一方、分野別計画は、新ビジョンのもと、各政策分野において取り組む施策・取組を網羅的かつ具体的に示したものです。新ビジョンと分野別計画を一体的なものと捉え、新ビジョンに掲げる目標の達成に向けて、実効性の高い取組を着実に推進します。



政策 3 子どもが健やかに学び育つ社会の形成



3-1 安心して出産・子育てができる環境づくり

- (1) 家庭・職場・地域の子育て支援の充実
- (2) 保育サービス・幼児教育の充実
- (3) 子どもや母親の健康の保持・増進

3-2 すべての子どもが大切にされる社会づくり

- (1) 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実
- (2) 子どもの貧困対策の充実
- (3) 特別支援教育の充実

3-3 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり

- (1) 地域ぐるみ・社会総がかりの教育の推進
- (2) 確かな学力の向上
- (3) 技芸を磨く実学の奨励
- (4) 学びを支える魅力ある学校づくり



3-3 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり

本県教育の基本目標である「有徳の人」の育成を進めるためには、学問を学び、スポーツに親しみ、芸術を愛するという、「文・武・芸」三道の鼎立が重要です。

このため、家庭、学校、地域などが連携・協働し、社会総がかりの教育を推進するとともに、きめ細かな指導による確かな学力の向上や実学の奨励、多様な体験活動の推進、教職員の資質の向上などにより、三道の鼎立を目指した学校づくりを進めます。

❖ 現状と課題

- 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘され、複雑化・困難化する課題により学校の負担が増加しています。
- 全国規模の学力調査の成績は大きく向上しており、引き続き、学力を向上させる取組を継続していくことが重要です。
- 情報通信技術の急速な進展に対応するため、情報活用能力の育成と、I C Tを活用した指導力の向上が求められています。
- 学力だけでなく、勤労観・職業観やコミュニケーション能力などを高めて「生きる力」を身につけ、様々な課題に柔軟に対応し、将来、社会人として自立できるようにするための教育が重要です。
- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、魅力ある学校づくりを進めるためには、教育の担い手である教職員の資質向上を図る必要があります。

❖ 目 標

■ 社会全体の意見を幅広く反映し、家庭、学校、地域などが連携した社会総がかりの教育を推進します。

■ 学習環境・教育内容を充実し、確かな学力の向上を図ります。

■ 児童生徒の勤労観・職業観を育み、様々な分野で才能を発揮し、伸ばすことができる実践的な実学を推進します。

■ 教職員の資質の向上や、子どもと向き合う時間の拡充など、魅力ある学校づくりを推進します。

❖ 成果指標

指 標	現状値	目標値
全国規模の学力調査で全国平均を上回る科目の割合	(2017 年度) 小 50% 中 100%	100%
授業中に I C T を活用して指導できる教員の割合	(2016 年度) 69.5%	85%
児童生徒に望ましい勤労観・職業観を育む教育を実施した学校の割合	(2016 年度) 小 89.7% 中 98.8% 高 92.8% 特 100%	100%

❖ 施策・主な取組

(1) 地域ぐるみ・社会総がかりの教育の推進

- ① 社会全体の意見を反映した教育行政の推進
- ② 家庭・地域との連携による開かれた学校づくり
- ③ 地域の教育力の向上

(2) 確かな学力の向上

- ① 授業力の向上
- ② 学校におけるきめ細かな指導の充実
- ③ 教育内容の充実

(3) 技芸を磨く実学の奨励

- ① 勤労観・職業観の醸成
- ② 多様な体験活動の推進
- ③ スポーツ活動の充実
- ④ 文化芸術を学ぶ機会の拡大

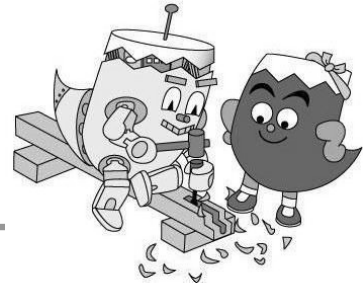
(4) 学びを支える魅力ある学校づくり

- ① 学び続ける教職員の育成
- ② 教職員と子どもが向き合う時間の拡充
- ③ 子どもの心身の健康問題への対応力の向上
- ④ 教職員の人材確保
- ⑤ 「命を守る教育」の推進

❖ 分野別計画

計 画 名	計 画 期 間
ふじのくに「有徳の人」づくり大綱	2018～2021 年度
静岡県教育振興基本計画	2018～2021 年度

政策 5 富をつくる産業の展開



5-1 次世代産業の創出と展開

- (1) 静岡新産業集積クラスターの推進
- (2) 新たな成長産業の育成
- (3) 企業誘致・定着の推進

5-2 富を支える地域産業の振興

- (1) 地域経済を牽引する企業の成長促進
- (2) 中小企業の経営力向上
- (3) 中小企業の経営基盤強化
- (4) 地域を支える魅力ある商業とサービス産業の振興

5-3 農林水産業の競争力の強化

- (1) 世界水準の農芸品の生産力強化
- (2) 森林資源の循環利用による林業の成長産業化
- (3) 水産王国静岡の持続的発展の推進
- (4) 市場と生産が結びついたマーケティング戦略の推進



5 - 3 農林水産業の競争力の強化

本県では、温暖な気候や豊かな自然を活かし、多彩で高品質な農林水産物が生産されていますが、国内外との競争を見据えた生産性、収益性の向上や、担い手の確保などが課題となっています。

このため、市場を見据えた商品を提供できる生産体制の構築、生産力の強化、高い技術や経営管理能力を持った人材の育成、他産業との連携の促進などにより、富の創出に向けた「革新」と「再生」を図る農林水産分野のルネサンスに取り組みます。

❖ 現状と課題

- 国内で需要が高まった品目の生産拡大や、需要構造の変化に対応した茶の生産が進まず、農業産出額は微増に留まっています。市場の動向を見据えた選択的な生産拡大や、担い手への農地集積・集約化が課題となっています。
- 開所した A O I - P A R C を拠点として、先端的な科学技術の活用による農業の生産性向上や、産学官金・農商工連携の新たな取組が始まっています。
- 大規模製材加工工場の稼働等により県産材の受入れ体制が整い、木材生産量は着実に増加していますが、ニーズに応える安定供給体制の確立が課題となっています。
- 漁業生産量は長期横ばい傾向で、短期間での増大が見込めない中、漁業所得の向上につながる魚価を高める対策が求められています。
- 農林水産業においては、就業者の減少や高齢化が深刻化しており、担い手の確保・育成が共通の課題となっています。また、マーケットインの考え方にに基づき、マーケットの情報を生産現場につなぎ、販路拡大を生産拡大につなげることが重要な課題です。

❖ 目 標

- マーケットインの考え方で市場を見据えた生産体制を構築し、生産の拡大を図ります。
- 農林水産業の競争力強化、持続的発展に向け、経営基盤の確立・強化、担い手の確保・育成を図ります。
- 産業の枠を越えた連携により新たな価値を創造し、農林水産業を軸とした関連産業のビジネス展開を促進します。

❖ 成果指標

指 標	現状値	目標値
農業産出額 (販売農家 1 戸当たり)	(2016 年) 2,266 億円 (753 万円/戸)	2,400 億円 (953 万円/戸)
A O I プロジェクト事業化件数	—	累計 22 件
木材生産量	(2016 年) 41.5 万 m ³	50 万 m ³
1 経営体当たり漁業生産額	(2015 年) 981 万円	1,000 万円
農業生産関連事業の年間販売金額	(2015 年度) 1,062 億円	毎年度 1,100 億円

❖ 施策・主な取組

(1) 世界水準の農芸品の生産力強化

- ① A O I（アグリオープンイノベーション）プロジェクトの推進
- ② 多彩な農芸品の生産拡大
- ③ 次代を担う農業経営体の育成
- ④ 農業の競争力を高める生産基盤の整備
- ⑤ 持続可能な農業を展開できる生産基盤の確保

(2) 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

- ① 県産材の安定供給体制の確立
- ② ビジネス林業の定着
- ③ 県産材製品の需要拡大

(3) 水産王国静岡の持続的発展の推進

- ① 生産・流通・消費の好循環を生み出す水産振興対策の推進
- ② 海・川の恵みの持続的な利用の確保
- ③ 次世代の漁業を担う人・組織づくり

(4) 市場と生産が結びついたマーケティング戦略の推進

- ① ターゲットを明確にした国内・県内戦略の推進
- ② マーケティング拠点の整備と付加価値向上による販路拡大

❖ 分野別計画

計 画 名	計 画 期 間
静岡県経済産業ビジョン	2018～2021 年度
“ふじのくに”の農山村づくり～静岡県農業農村整備みらいプラン	2018～2021 年度
静岡県森林共生基本計画	2018～2021 年度
“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン	2018～2021 年度
ふじのくにマーケティング戦略	—

政策 4 誰もが活躍できる社会の実現



4-1 活躍しやすい環境の整備と働き方改革

- (1) 産業人材の確保・育成
- (2) 誰もがいきいきと働ける環境づくり
- (3) 女性や高齢者が活躍できる社会の実現
- (4) 多様な主体による協働の促進
- (5) 生涯にわたり学び続ける環境づくり

4-2 次代を担うグローバル人材の育成

- (1) 留学・海外交流の促進
- (2) 国際的・専門的な学びの提供
- (3) 魅力ある高等教育の振興

4-3 誰もが理解し合える共生社会の実現

- (1) 多文化共生社会の形成
- (2) 人権尊重と人権文化が定着した地域づくり
- (3) ユニバーサルデザインの推進



4 - 1 活躍しやすい環境の整備と働き方改革

雇用情勢が改善される一方、生産年齢人口の減少や少子高齢化の進行などにより、多くの職種で人材不足が顕在化しています。また、ライフスタイルや就労環境の多様化が進み、働き方改革の実現が求められています。

このため、社会総がかりで「産業人材確保・育成プラン」を推進し、県内出身者の県内企業への就職支援やＵＩＪターン就職の促進、仕事と家庭の両立や働き方の見直し支援に取り組むほか、女性や高齢者などの多様な人材の活躍促進、多様な主体による協働の促進、生涯学習の環境づくりなどにより、誰もが活躍できる環境の整備を進めます。

❖ 現状と課題

- 人材不足が顕在化する中、県内学生、本県出身の大学生等、移住を希望する首都圏等の社会人などの県内企業への就職、定着が望まれています。
- 生産年齢人口が減少する中、生産性が高く、技術革新や社会のニーズの変化に対応できる、確かな技術・技能を持った人材の育成が求められています。
- 本県の一般労働者の年間総実労働時間は全国平均を上回っており、長時間労働の是正などの働き方の見直しを進める必要があります。
- 人口構造の変化を受け、多くのポテンシャルを秘めている女性や豊富な知識と経験を有する元気な高齢者の活躍が期待されています。
- 働く意欲を持つすべての人が活躍できるよう、ライフステージに応じた多様な働き方を提供できる社会の構築、生涯を通じた学びを提供できる環境の整備が求められています。

❖ 目 標

- 大学生等のＵＩＪターンを促進し、県内企業への就職を支援します。
- 技術革新や企業ニーズに対応する高度な知識と技術を持つ人材を育成します。
- 経営者・労働者双方の意識改革を図り、働き方の見直しを促進し、ライフステージや価値観に応じた働き方を提供できる企業を増やします。
- 女性や高齢者、障害のある人などの多様な人材が社会で活躍できる環境を整備します。
- 県民、ＮＰＯ、企業等の多様な主体が協働し、活躍する地域づくりを進めます。
- 誰もが生涯を通じて、学びたい時に学ぶことができる環境を整備します。

❖ 成果指標

指 標	現状値	目標値
県内出身大学生のＵターン就職率	(2016 年度) 39.1%	43%
一般労働者の年間総実労働時間	(2016 年) 2,063 時間	2,033 時間以下
事業所の管理職に占める女性の割合	(2015 年度) 係長 21.3% 課長 11.9% 部長 7.8%	(2020 年度) 係長 25% 課長 15% 部長 10%
社会参加している高齢者の割合	(2016 年度) 48.5%	70%
障害者雇用率	(2017 年度) 1.97%	2.30%

❖ 施策・主な取組

(1) 産業人材の確保・育成

- ① 学生・若者の就職支援
- ② 経済・雇用情勢に対応した就職支援
- ③ 高度な知識と技術を持つ人材の育成
- ④ 技術・技能を尊重する環境づくり
- ⑤ 「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくり

(2) 誰もがいきいきと働ける環境づくり

- ① 誰もが働きやすい職場づくり
- ② 多様な人材の活躍支援
- ③ 安全・安心に働ける労働条件の確保

(3) 女性や高齢者が活躍できる社会の実現

- ① 男女共同参画の推進
- ② 女性の活躍の促進
- ③ ふじのくに型人生区分における壮年世代の活躍促進

(4) 多様な主体による協働の促進

- ① 多様な主体のマッチングの促進
- ② NPO等の活動を支援する市民活動センターの機能強化

(5) 生涯にわたり学び続ける環境づくり

- ① 多様な学習機会の充実
- ② 県立中央図書館の充実
- ③ 青少年の健全育成

❖ 分野別計画

計 画 名	計 画 期 間
静岡県産業人材確保・育成プラン	2018～2021 年度
静岡県経済産業ビジョン	2018～2021 年度
静岡県職業能力開発計画	2017～2021 年度
静岡県男女共同参画基本計画	2011～2020 年度
静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画	2016～2025 年度
静岡県長寿社会保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）	2018～2020 年度
ふじのくに「有徳の人」づくり大綱	2018～2021 年度
静岡県教育振興基本計画	2018～2021 年度
夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プランー第3期静岡県子ども・若者計画ー	2018～2021 年度

ふじのくに 「有徳の人」づくり大綱

— 教育における地方創生の実現に向けて —



2018年3月

静岡県

大綱の位置付け等

1 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本県の教育の理念や施策の基本方針を、県民の皆様に関わりやすく伝えるため、策定したものです。

本県の最上位計画である静岡県の新ビジョン（総合計画）における教育、学術、文化等に関する部分に基づき、本県教育が目指す理念や方向性をまとめてあります。

また、本大綱の理念を踏まえ、今後4年間に取り組むべき具体的な施策をまとめたものが、静岡県教育振興基本計画（以下「県教育振興基本計画」）となります。

なお、静岡県文化振興基本計画、静岡県スポーツ推進計画、静岡県子ども読書活動推進計画等、県の教育、文化、スポーツ等の各分野別計画とも関連するものです。

2 大綱の期間

本大綱の期間は、静岡県の新ビジョン基本計画及び県教育振興基本計画と同様、2018年度から2021年度までとします。

2022年度以降は、静岡県の新ビジョン基本計画の策定に併せて、新たな大綱と県教育振興基本計画を策定することとします。

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2027年度
静岡県の新ビジョン 基本構想（2018～2027 年度） ※概ね 10 年間					
静岡県の新ビジョン 基本計画（2018～2021 年度）					
ふじのくに「有徳の人」づくり大綱（2018～2021 年度）					
県教育振興基本計画（2018～2021 年度）					

「有徳の人」づくりに向けた重点取組方針

「有徳の人」づくりのため特に重要な次の事項について、本大綱の期間中、県と県教育委員会が一体となって重点的に取り組んでいきます。

○ 「知性を高める学習」の充実

子供たちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を身に付けさせるとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を向上させます。

○ 「技芸を磨く実学」の奨励

一人一人の能力や適性、意欲に応じた多様で柔軟な教育をより一層展開するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツ等の様々な分野において自らの才能を伸ばす実践的な学問としての「技芸を磨く実学」を推進します。

○ 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

社会の激しい変化や地域・保護者からの期待に応える「地域とともにある学校」としての役割を実現するための組織マネジメント機能の強化を図ります。

○ グローバル人材の育成

郷土の魅力を的確に伝えることができるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を備えた、国際的視野を持つグローバル人材を育成します。

○ イノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に、新たな価値を生み出す創造性を備え、既存の様々な枠を超えて活躍できるイノベーションを牽引する人材を育成します。

○ 高等教育機関の機能強化

公立大学法人への支援の充実のほか、大学間及び大学・地域連携の促進等により、高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元を図ります。

○ 新しい時代を展望した教育行政の推進

県と市町、地域の連携・協力の下、教育行政上の課題解決と地域の特色を生かした教育に取り組むなど、社会全体の意見を反映した教育行政を推進します。

○ 地域ぐるみの教育の推進

学校、家庭、地域、企業等の連携・協働による社会総がかりの教育に取り組むとともに、生涯を通じた多様な学習ニーズへの適切な支援を行います。

○ 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

全ての人が、生まれ育った環境や経済的理由に左右されず、質の高い教育を受け、自らが持つ能力・可能性を最大限に伸ばすことができる教育を推進します。

○ 「命を守る教育」の推進

社会総がかりで安全な社会の構築に向けた機運を高めるとともに、家庭、地域、学校、行政の連携による防災、防犯、交通安全の取組や知識の習得を進めます。

静岡県教育振興基本計画

2018 年度～2021 年度

～“ふじのくに”に根ざした教育の推進～



静岡県・静岡県教育委員会

2 「技芸を磨く実学」の奨励

一人一人の能力や適性、意欲に応じた多様で柔軟な教育をより一層展開するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツ等の様々な分野において自らの才能を伸ばす実践的な学問としての「技芸を磨く実学」を推進するとともに、郷土を担う子供たちの「生きる道」¹²としての仕事を学ぶ環境づくりに努めます。

また、専門的職業人として社会の変化に柔軟に対応し、地域産業の発展に貢献できる人材の育成を図ります。

(1) 産業社会の担い手の育成

■本県における現状と課題

- ・本県の2017年3月現在の中学校・高等学校卒業者の就職率はいずれも全国平均を上回っており、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、その基盤となる能力や態度を育む教育を義務教育段階から一層充実することが求められています。
- ・また、児童生徒の発達段階に応じ、働くことへの意欲や関心を高めたり、勤労の尊さを学んだりするなどの望ましい勤労観・職業観を育成するための取組を推進するとともに、ものづくりに触れる機会の創出や幅広いニーズに応える職業訓練の充実等が必要になっています。

■目標指標

指標名	現状値	目標値
児童生徒に望ましい勤労観・職業観を育む教育を実施した学校の割合	小 89.7% 中 98.8% 高 92.8% 特 100%	100%

■施策の内容

ア 地域の特色やライフステージに応じ、学校・地域・企業・研究機関等が連携した、望ましい勤労観・職業観を育む教育や職業に関する知識・技能を身に付けるための職業教育等の推進を図ります。

主な取組

- ふじのくに実学チャレンジフェスタ¹³の開催
- 専門学科等のある高等学校の職業教育への理解推進
- 高校生海外インターンシップの推進

¹² 「武士道」「商人道」と言われるように、富士山のような高い志を持ち、社会に対し責任を果たして貢献する生き方です。

¹³ 専門高校等による学習成果発表、研究発表等の祭典です。県内1地区において、農業、水産、工業、商業、家庭、福祉、芸術の7分野で実施します。

- 職場見学・職場体験等の促進
 - 「生きる道」としての仕事を学ぶため、「技芸を磨く実学」の大切さを知る体験、プロフェッショナルな職業や郷土の産業の魅力に触れる機会の提供
 - 地域や産業界との連携強化の促進
 - 高等学校におけるジョブ・サポート・ティーチャーの配置
 - キャリア教育に係る実践的な研修の実施
 - こころざし育成セミナー¹⁴の実施
 - 各技術研究所の見学や体験等を通じた地域産業に関する学習の支援、研修の実施
 - ふじのくに茶の都ミュージアムでの茶に関する情報発信及び体験メニューの充実
 - 林業体験会や就業ガイダンスの開催
 - 環境学習講座への職員の派遣
 - 小・中・高・大学への講師派遣による出前講座や富士山世界遺産センターでの教育旅行の受入れ等による世界遺産富士山の歴史、文化、自然等の紹介
- [担当：環境政策課、富士山世界遺産課、地域医療課、研究開発課、労働政策課、お茶振興課、林業振興課、建設業課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

イ ものづくりの楽しさや技能の大切さへの理解促進を図るとともに、ライフステージに応じてものづくりや技能に触れる機会を提供します。

主な取組

- WAZAチャレンジ教室¹⁵の実施
 - ふじのくに実学チャレンジフェスタの開催（再掲）
 - 高校生ものづくりコンテストの開催に向けた支援
 - 新たな施設・設備の充実を通じた実学の高度化
 - 技能マイスター¹⁶の活用
- [担当：職業能力開発課、高校教育課]

ウ 多様な年齢層や障害の有無・状況等に応じたスキルを身に付けさせるため、幅広いニーズに応える職業訓練の充実や情報提供を図ります。

主な取組

- 誰もがいきいきと働ける環境づくり
 - 個々の適性や就業希望に応じた多様な職業訓練の実施
 - しずおかジョブステーションの運営と学生の職業意識の醸成
 - 障害のある人に向けた就労相談員の配置と職場定着の支援
 - 障害のある人の相談支援体制の充実や就労支援
- [担当：障害者政策課、労働政策課、雇用推進課、職業能力開発課、特別支援教育課]

¹⁴ 本県の医療を支える人材育成のために、病院で医師から話を聞いたり、体験的な活動を行ったりする事業です。

¹⁵ ものづくりの楽しさや大切さへの理解促進を図るため、小・中学校に技能士を派遣して、実際のものづくりを体験する事業です。

¹⁶ 優れた技能を有し、後進の指導・育成に尽力している現役の技能者を「静岡県技能マイスター」として認定しています。

エ 実践的な職業教育を行う高等教育機関の設置や、新たな成長戦略のための産学官連携による中小企業の人材育成等により、県内産業を支える人材を育成します。

主な取組

- 農林大学校の専門職大学への移行による農林業人材の育成
- 青年等の新規就農の促進
- 漁業高等学園における漁業就業者の育成
- 建設業の経営者や技能者を対象とする研修の実施
- 富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラムの開催支援
- レーザーによるものづくり中核人材育成講座の開催支援
- 総合食品学講座の開催支援
- 職業能力開発短期大学校の設置による現場力のある高度な技術人材の育成
- 経験年数に応じた技術習得や低コスト生産システム普及に向けた研修開催
- 企業等と連携した在職者訓練の実施

[担当：職業能力開発課、新産業集積課、農業ビジネス課、林業振興課、水産振興課、建設業課]

事例紹介③「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」

「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」は、専門学科や総合学科で農業、工業、商業、水産、家庭、福祉、芸術を学ぶ高校生の学習内容や活躍等について、多くの県民に直接アピールする機会を設けることで、実学に対する理解を促進するとともに、地域や産業界と連携・協働し、地域や本県の産業を担う職業人を育成することを目的として、2016年度から実施しています。

2017年度は、アクトシティ浜松展示イベントホールに県立高等学校40校、市立高等学校2校の計42校の生徒約800人が集い、学習成果の発表等を行いました。また、寄せ植え体験、ミニ鉄道模型の乗車体験、食品サンプル作成等の体験コーナーを設けることで、来場者が実学の魅力を肌で感じられるような工夫も行いました。

来場者からは、「こんなにたくさん専門高校があるとは知らなかった。」などの感想が寄せられるとともに、参加生徒からも「体験指導はとても楽しかった。」「他校の学習内容を知ることができ、刺激になった。」などの感想が聞かれました。来場者はもとより、実学を学んでいる生徒にとっても「技芸を磨く実学」の魅力を改めて実感する場となっています。



コンピュータ制御による生産ラインモデルに見入る子供たち

1 事業所数（製造業）（平成 28 年）

静岡県	9,299 事業所
全 国	191,339 事業所
順 位	5 位（全国比 4.9%）

第6章

静岡県の工業

○事業所数(製造業)の推移（単位：事業所、%）

年	事業所数	前年比
平成 24	10,431	▲6.8
25	10,037	▲3.8
26	9,777	▲2.6
27	10,492	7.3
28	9,299	▲11.4

○事業所数(製造業)(全国順位)（単位：事業所、%）

順位	都道府県	事業所数	前年比
1	大 阪 府	15,990	▲14.8
2	愛 知 県	15,870	▲9.9
3	埼 玉 県	10,975	▲13.4
4	東 京 都	10,789	▲19.8
5	静 岡 県	9,299	▲11.4
	全 国	191,339	▲12.1

(注) ・従業員 4 人以上の事業所について集計。

・平成 27、28 年は翌年 6 月 1 日現在、それ以外は表示年次の 12 月 31 日現在の数値。

出典「工業統計調査」 経済産業省

「経済センサス-活動調査」 総務省、経済産業省

2 従業者数（製造業）

（平成 28 年）

静岡県	398,450 人
全 国	7,571,369 人
順 位	3 位（全国比 5.3%）

○従業者数(製造業)の推移(単位：人、%)

年	従業者数	前年比
平成 24	393,687	▲0.7
25	388,877	▲1.2
26	386,924	▲0.5
27	396,406	2.5
28	398,450	0.5

○従業員数(製造業)(全国順位) (単位：人、%)

順位	都道府県	従業者数	前年比
1	愛 知 県	828,077	0.4
2	大 阪 府	436,048	▲1.2
3	静 岡 県	398,450	0.5
4	埼 玉 県	384,055	▲0.1
5	兵 庫 県	356,782	2.5
	全 国	7,571,369	2.3

(注) ・従業者 4 人以上の事業所について集計。

・平成 27、28 年は翌年 6 月 1 日現在、それ以外は表示年次の 12 月 31 日現在の数値。

出典「工業統計調査」 経済産業省

「経済センサス－活動調査」 総務省、経済産業省

3 製造品出荷額等（製造業）

（平成 28 年）

静岡県	16 兆 1,322 億円
全 国	302 兆 356 億円
順 位	3 位（全国比 5.3%）

○製造品出荷額等(製造業)の推移 (単位：億円、%)

年	製造品出荷額等	前年比
平成 24	157,077	5.1
25	156,991	▲0.1
26	160,507	2.2
27	163,720	2.0
28	161,322	▲1.5

○製造品出荷額等(製造業)(全国順位)

(単位：億円、%)

順位	都道府県	製造品出荷額等	前年比
1	愛 知 県	449,090	▲2.5
2	神奈川県	162,882	▲6.8
3	静 岡 県	161,322	▲1.5
4	大 阪 府	158,197	▲5.2
5	兵 庫 県	151,054	▲2.2
	全 国	3,020,356	▲3.5

(注) ・従業者 4 人以上の事業所について集計。

・平成 27 年は個人経営調査票による結果を含まない。

出典「工業統計調査」 経済産業省

「経済センサス－活動調査」 総務省、経済産業省

4 付加価値額（製造業）		（平成 28 年）
静岡県	5 兆 6,822 億円	
全 国	97 兆 2,325 億円	
順 位	2 位（全国比 5.8%）	

5 主な製造業

（平成 27 年）

○製造業別年間出荷額等

品 目	事業所数 (所)	出荷額等 (百万円)	全国シェア (%)	全国順位
輸送機械	1,186	4,117,630	6.4	2
電気機械	579	1,950,944	11.2	2
化学工業	192	1,669,673	5.8	7
飲料・たばこ・飼料	670	1,124,973	11.0	1
食料品	1,251	1,298,435	4.6	8
パルプ・紙	496	817,744	11.2	1
生産用機械	1,172	817,832	4.6	7
繊維工業	318	104,127	2.6	12
家具・装備品	321	81,842	4.3	9
楽器	83	61,952	70.5	1
プラモデル	17	17,343	94.8	1
遊具・遊人形	33	3,684	22.5	2

（注）従業者 4 人以上の事業所について集計。

出典 「経済センサスー活動調査（産業編）」総務省、経済産業省
「経済センサスー活動調査（品目編）」総務省、経済産業省

○付加価値額(製造業)の推移（単位：億円、%）

年	付加価値額	前年比
平成 24	54,638	4.8
25	55,935	2.4
26	55,262	▲1.2
27	57,848	4.7
28	56,822	▲1.8

○付加価値額(製造業)(全国順位)（単位：億円、%）

順位	都道府県	付加価値額	前年比
1	愛 知 県	129,753	▲6.6
2	静 岡 県	56,822	▲1.8
3	大 阪 府	52,301	0.4
4	神奈川県	48,973	▲1.8
5	兵 庫 県	48,820	0.2
	全 国	972,325	▲0.8

（注）・従業者 4 人以上の事業所について集計。

- ・従業者 4 ～ 29 人の事業所については粗付加価値額である。
- ・粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等
- ・付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－原価償却額
- ・平成 27 年は個人経営調査票による調査分を含まない。

出典 「工業統計調査」 経済産業省
「経済センサスー活動調査」 総務省、経済産業省

6 製造品出荷額日本一の品目

(平成 27 年)

○製造品出荷額第 1 位の製造品は 89 品目。このうち、全国シェア 25%以上を占める代表的なものを抜粋した。

品目	製造品出荷額 (百万円)	全国シェア (%)	静岡県内 産出事業所数
ピアノ	17,787	100.0	3
プラスチックモデルキット	17,343	94.8	17
電子楽器	11,980	92.1	7
白熱電灯器具	281,261	83.3	8
楽器の部分品・取付具・ 附属品	15,073	69.0	48
紅茶(仕上茶)	16,259	64.4	16
その他の洋楽器、和楽器	16,932	58.0	21
緑茶(仕上茶)	139,515	55.3	289
紙製衛生材料	6,620	54.9	3
KDセット(二輪自動車)	23,664	54.2	3
パルプ装置・製紙機械の 部分品・取付具・附属品	11,283	49.9	59
色板紙	3,396	49.3	3
製材機械	4,737	49.2	7
その他の製紙機械	9,063	49.0	18
娯楽用具・がん具の部分 品・附属品	4,035	45.3	6
人形の部分品・附属品	2,406	44.3	19
合成皮革	38,899	44.1	5
触媒	145,904	44.0	3

品目	製造品出荷額 (百万円)	全国シェア (%)	静岡県内 産出事業所数
銅裸線	91,734	43.3	5
その他の電子管	31,573	42.9	3
荒茶	32,026	42.8	328
パルプ製造機械、同装置	2,231	42.8	8
マニラボール	21,156	41.7	5
漁網以外の網地	8,182	40.9	8
清掃用品	4,758	39.3	3
エアコンデিশヨナ(ウインド 型、セパレート形を除く)	227,287	39.0	5
太陽熱利用機器	1,151	37.0	3
鉛蓄電池	131,125	37.0	3
その他の紙製衛生用品	142,494	35.6	76
直流・交流小形電動機 (3W以上 70W未満)	151,073	34.3	7
白ボール	29,389	32.5	8
ベッド用マットレス、組スプ リング	10,513	32.1	4
超音波応用装置	21,381	32.1	9
おしろい	5,209	31.8	8
その他の板紙	14,890	31.4	7
衛生用紙	59,167	31.0	28
動力伝導装置の部分 品・取付具・附属品	21,796	30.8	7
軽量鉄骨	24,154	30.0	17
その他の運動用具	27,817	29.6	11
木材加工機械	7,374	29.3	12

品目	製造品出荷額 (百万円)	全国シェア (%)	静岡県内 産出事業所数
乾燥機器	7,440	29.1	10
特殊印刷用紙	9,995	28.9	5
アルミニウムはく	16,469	27.8	3
茶系飲料	174,956	27.3	13
その他の端末装置	36,504	27.1	4
その他の紙器	44,151	25.5	24
内燃機関電装品の部分 品・取付具・附属品	319,812	25.1	73
金属製がん具	4,221	25.0	4

(注) 製造品出荷額には、加工賃、修理等は含まない。

各品目の順位は、出荷額が明らかな都道府県による。

出典 「経済センサス-活動調査」 総務省、経済産業省

7 県内の新エネルギー等の導入実績（平成28年度）

新エネルギー等導入量	105.14 万 kl（原油換算）
------------	-------------------

○ 新エネルギー等の導入実績

項 目	平成 28 年度 (現状)	
	原油換算 (万 kl)	設備容量 (万 kW)
太陽光発電	37.21	152.01
太陽熱利用	7.08	
風力発電	7.89	17.67
バイオマス 発電	2.89	4.04
エネルギー 熱利用	5.38	
中小水力発電	1.41	1.15
温泉熱発電	0.0004	0.0003
天然ガスコージェネ レーション	43.27	48.98
利 高 用 度		
新エネルギー等 計	105.14	-

(注1) 表中の数値は四捨五入して表示しているため、合計が

一致しない場合がある。

(注2) 高度利用には、燃料電池を含む。

出典 「図表で見るとおカエネルギーデータ」

静岡県エネルギー政策課

**平成29年度
森林及び林業の動向**

**平成30年度
森林及び林業施策**

第196回国会（常会）提出

循環利用を計画的に実施していく段階に入っている^{*7}。

人工林が本格的な利用期を迎えた今、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林資源の循環利用を確立させながら、多様で健全な森林の整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林業経営に向けた施策を推進していく必要がある。

将来、バランスのとれた年齢構成を実現するために不可欠な若年齢の森林は少なくなっている。

平成26(2014)年度を始期とする全国森林計画では、2028年度までの15年間に84万6千haの人工造林を行う計画としている。まさに今が、木材需要に応じた主伐と再造林による循環を確立することで、次世代にも充実した森林資源を継承し、林業の成長産業化を実現するとともに森林の公益的機能を持続的に発揮させていくためのターニングポイントであるといえる(資料Ⅰ-3)。

(3)我が国林業の構造的な課題

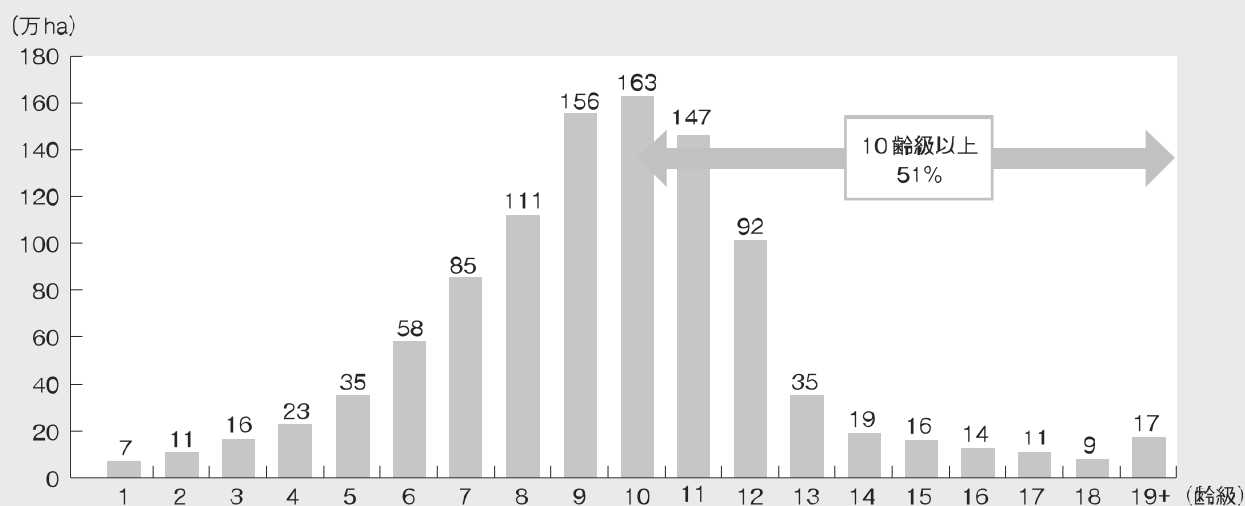
(新たな仕組みの必要性)

我が国では、小規模零細な森林所有構造に加え、材価は以前より低い水準で推移しており、森林所有

者に還元される収益が減少していること等から、森林所有者の経営規模を拡大する意欲等は減退している。例えば、森林所有者のうち、保有山林面積が10ha未満の者が全体の87%を占めている^{*8}が、仮に10haの森林について50年回帰で主伐・再造林を行ったとしても、1年当たりの伐採面積は0.2haにとどまる。0.2ha当たりの山元立木価格^{*9}は約18万円である一方、造林及び保育にかかる費用は23万円以上^{*10}と見込まれる。こうした中、平成27(2015)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」によると、経営規模を拡大したいとする森林所有者は約15%にとどまる。また、伐期に達した山林はあるが主伐を予定していない者が60%となっている(資料Ⅰ-4)。さらに、山村地域の人口減少も進み、所有者不明森林や境界不明森林の問題が顕在化している。

一方で、同調査によると、丸太(素材)生産を担う林業経営者のうち、今後の経営規模に関する意向として、規模拡大したいと回答した者が70%に上っている。しかし、そのうち約4割の者が事業を行う上での課題として、事業地の確保が困難であること

資料Ⅰ-3 人工林の年齢別面積



注1：年齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢」と数える。

注2：「森林法」(昭和26年法律第249号)第5条及び第7条の2に基づく森林計測の対象森林の面積である。

資料：林野庁「森林資源の現況」(平成24(2012)年5月31日現在)

*7 平成27(2015)年度的人工造林面積は、約2.5万ha。林野庁「森林・林業統計要覧2017」(平成29(2017)年9月)

*8 農林水産省「2015年農林業センサス」

*9 林地に立っている樹木の価格であり、最寄木材市場引渡し価格から、伐採や運賃等にかかる経費(丸太の生産費等)を控除することにより算出され、森林所有者の収入に相当する。詳しくは、第Ⅱ章(86-87ページ)を参照。

*10 農林水産省「平成25年度林業経営統計調査報告」(平成27(2015)年7月)による。詳しくは、第Ⅲ章(90ページ)を参照。

を挙げている(資料Ⅰ－5)。

このように、林業経営者の多くは経営規模を拡大したいとの意向を有しているものの、現状を維持したいとの意向を有している多くの森林所有者や、所有森林において主伐、再造林、保育といった循環的な経営を行う意欲の低い森林所有者との間でミスマッチが生じている。こうしたことから、まとまった規模の林業経営を持続していくことのできる、意欲と能力のある林業経営者が十分に育たない状況^{*11}である。

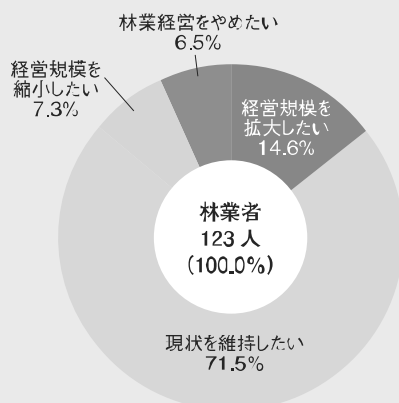
このため、適切な経営がなされていない森林を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するための新たな仕組みの構築が求められている。

(オーストリアの森林・林業)

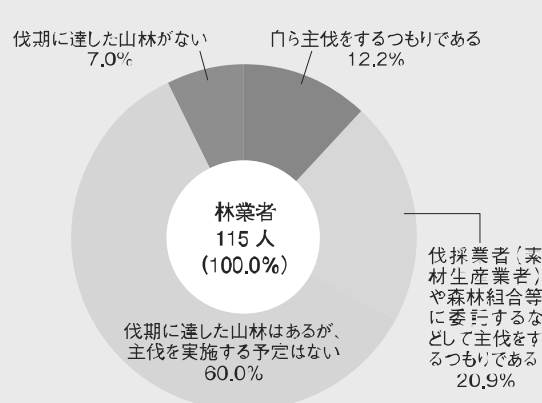
オーストリアは、我が国と比較的類似した地形や森林所有規模等の条件を有しながら、欧州の林業国として自国内から盛んに丸太の生産を行い、製材品の輸出等につなげている。こうした状況と、我が国の林業をめぐる状況を比較し、新たな森林管理システムの導入により、我が国の林業が抱える課題を解

資料Ⅰ－4 森林所有者の林業経営に関する意向

【林業経営規模の意向】



【今後5年間の主伐に関する意向】



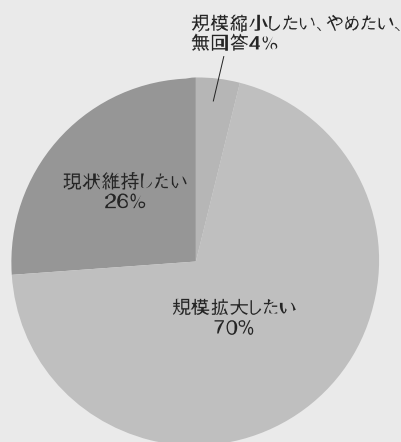
注1：計の不一致は四捨五入による。

2：「今後5年間の主伐に関する意向」は、「林業経営規模の意向」で「経営規模を拡大したい」、「現状を維持したい」、「経営規模を縮小したい」と回答した者に対して行われたもの。

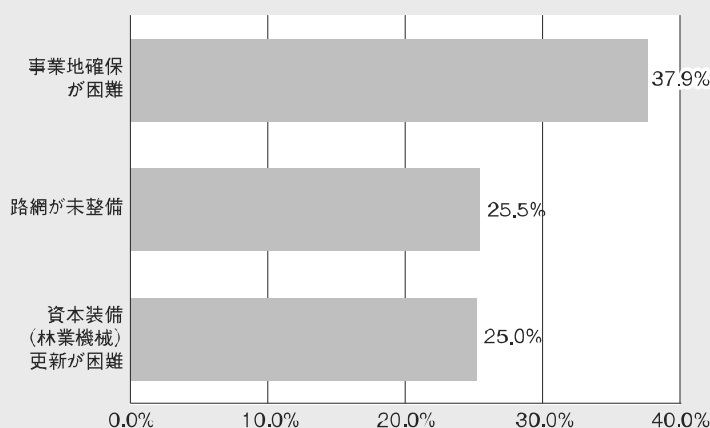
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

資料Ⅰ－5 林業経営者(素材生産業者)の意向

【今後の経営規模に関する意向】



【事業を行う上での課題】



注：事業を行う上での課題については、複数回答可。また、雇用関係の課題は除く。

資料：林野庁木材産業課調べ。

*11 状況は、「森林・林業基本計画」(平成28(2016)年5月)に掲げられた望ましい林業構造の具体例の半分の水準にとどまる。

3. 新たな森林管理システムの構築の方向性

我が国の森林資源の現状や林業をめぐる状況に鑑みると、森林の経営管理の集積・集約化を進めるための「新たな森林管理システム」の構築が森林の有する公益的機能の発揮と林業の成長産業化を実現するために不可欠となっている。以下では、新たな森林管理システムの構築の方向性について、意欲と能力のある林業経営者の関わりや、併せて実施することが必要な各種の条件整備、森林環境税(仮称)の導入等に触れながら記述する。

(1) 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

我が国の人工林の約半数が主伐期を迎えている中、森林の有する公益的機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現させるためには、これまでに掲げてきた我が国の森林・林業をめぐる課題を踏まえた対応が必要である。

これまで、我が国の森林・林業に関する施策においては、森林所有者の自発的な施策を国や都道府県が支援するという仕組みをとってきた。しかし、森林所有者の多くが経営規模を拡大する意欲や所有意思等が低くなり、路網整備や施策の集約化など積極的な経営や適切な管理を期待できない状況がみられる。

このため、森林所有者が自ら所有する森林について経営管理すべき責務があることを明確化した上で、森林所有者や林業経営者に一番近い公的な存在である市町村が森林所有者の意向を確認し、森林所有者が自ら経営管理できない場合には、所有している森林の経営管理に必要な権利を森林所有者が市町村に委ねることができるようにし、さらに、市町村は、林業経営に適した森林を、意欲と能力のある林業経営者に任せ、森林の経営管理を集積・集約させていく必要がある。一方で、自然的条件が悪く、林業経営が成り立たない森林については、既に手入れ不足に陥っている森林も生じていることから、こうした森林は、市町村が整備を進めていくことも必要

である。

こうした新たな森林管理のシステムを構築し、我が国の森林・林業に横たわる課題を打破し、人工林の適切な管理と資源の循環的な利用を進めていくことが必要とされている(事例Ⅰ-1)。

(2) 意欲と能力のある林業経営者への森林の経営管理の集積

(ア) 森林所有者自らが森林の経営管理ができない森林の市町村への経営管理権限の集積

現状でも個別に森林所有者の同意や確認を得れば、林業経営者が林業経営の集積・集約化を区することは可能である、しかしながら、森林所有者の所有意思等が低い中、その取組は困難さを増している。

林業経営者が、一定のまとまりのある森林の集積・集約化を行うことができれば、林道の開設等にも影響することが想定され、効率的な林業経営を実施していくことは難しくなる。

こうしたことから、森林所有者自らが適切な経営管理を行うことができない森林については、新たな森林管理システムを通じて、意欲と能力のある林業経営者に一定期間林業経営を委ねられるようにすることが必要である(資料Ⅰ-10)。

そして、計画的な伐採を行いつつ、伐った後には再造林を行い、適切な保育作業を実施していくことや、長伐期化を目指して間伐を繰り返すといった、循環的な林業経営を行っていくことが必要である。

また、こうした林業経営者に林業経営を委ねることで、高い生産性と収益性を実現させ、森林所有者や林業従事者の所得を向上させ、地域での雇用を確保し、山村地域の活性化にもつなげることができる。さらには、計画的な伐採を行うことで、川下と連携した安定的な丸太の供給を図り、競争力を強化していくことも可能となる。

(イ) 意欲と能力のある林業経営者の育成

林業経営には、森林組合や企業、個人事業主、林家など様々なプレイヤーが存在しているが^{*56}、「森林・林業基本計画」においては、林業経営の主体として、森林経営計画の作成を担う「持続的な林業経

*56 林業経営の動向について詳しくは、第Ⅲ章(87-93ページ)を参照。

営の主体」と、効率的かつ低コストな施業を実施し得る「効率的な施業実行の主体」を位置付けている。新たな森林管理システムにおいては、この両者とも市町村が森林の経営管理を委ねる候補となり得ることから、その育成を図っていく必要がある。

森林所有者から、継続して林業経営を受託する主体には、①森林所有者・林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有すること、②主伐後の再造林の実施体制を有するなど林業生産活動の継続性を確保できることなど、効率的かつ安定的な林業経営を実現できることが求められている。また、林業事業体によって伐採や搬出のみならず、再造林を促すような独自のガイドラインを作成するといった取組も進められてきたところであり、こうした取組が広がっていくことが求められている(事例Ⅰ-2)。

このような取組が林業経営の主体に求められるこ

とを踏まえて、市町村が森林の経営管理を委ねる林業経営者として経営改善の意欲を有すること、関係事業者と連携するなどして丸太生産や造林・保育の実行体制を確保できること、伐採・造林に係る行動規範の策定などに取り組むことが可能であること等を考慮し、市町村からの推薦も踏まえて選定した者を都道府県が公表することとし、このような者を、地域の実情に応じて育成・確保することが重要となる。具体的には、このような林業経営者として、森林組合や素材生産業者、自伐林家等が対象になると見込まれる。

(ウ)自然的条件等が不利な森林の適切な管理 (自然的条件が不利な人工林の管理)

林業経営者に委ねることが期待される森林については、持続的な林業経営が成り立つことが前提となっている。しかし、市町村が森林所有者から経営

事例Ⅰ-1 にしあわくらそん 西栗倉村百年の森林構想 あり

岡山県北東端部の中山間地に位置する西栗倉村は、面積約5,800haのうち93%を森林が占める典型的な山村である。同村は人口1,478人、世帯数592、高齢化率35%(平成29(2017)年3月現在)であり、平成17(2005)年時点の人口1,684人からは徐々に人口が減少している。

同村では、森林の約82%を占める人工林の多くが50年生まで育っていることを受け、林業をめぐる厳しい状況の中で、これらの人工林の管理を諦めるのではなく、村ぐるみであと50年頑張って美しい森林に囲まれた上質な田舎を実現していこうとの「百年の森林構想」を村の方針として打ち立てた。

この「百年の森林構想」に基づき西栗倉村や株式会社西栗倉森の学校等の主体が連携して「百年の森林事業」を実施しており、川上側では適切な森林管理や森林整備により「生物が豊かで、美しく安全な森林づくり」、川下側では間伐材を使った商品の開発・販売を通じ「森林をきっかけに西栗倉を多面的に活性化」することを目的としている。

具体的な取組としては、個人所有の山林を村が預かって管理・整備を行う「長期施業管理に関する契約」を進めることとしており、契約目標の私有林約3,000haに対して、平成29(2017)年12月現在、約1,475haの契約を締結している。この契約は、西栗倉村が契約期間を10年間とした森林管理の委託を受け、その間森林整備にかかる費用については全て村が負担し、森林所有者には費用負担がかからないこととなっている(木材販売の収益は森林所有者と村が折半)。このように、地元の地方公共団体が主体的に森林管理に関わることが、安心感につながり、契約を伸ばしている。

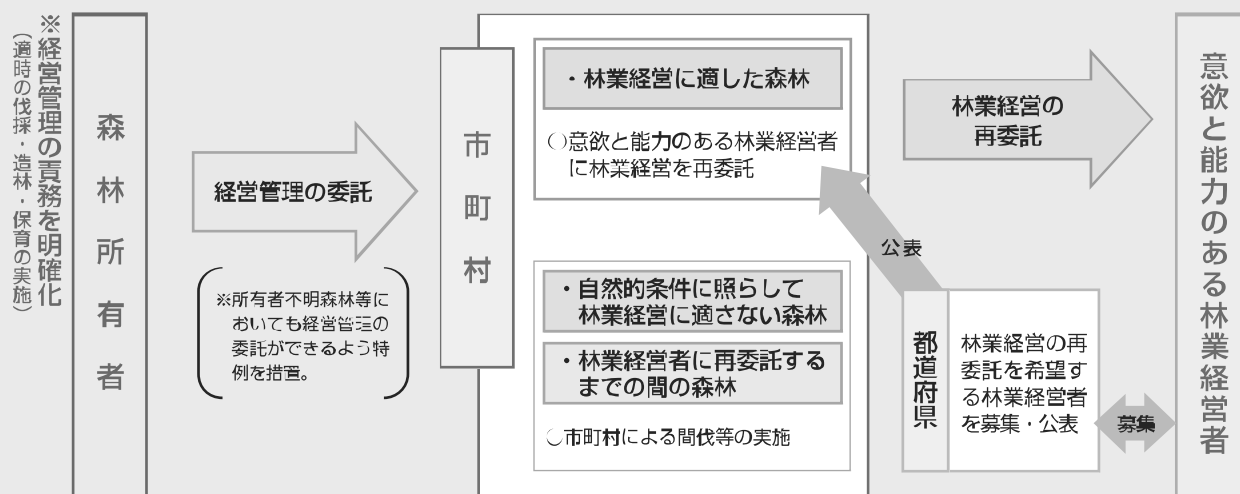


西栗倉村内の林齢100年を超える人二林



本取組によって生産された間伐材

資料 I - 10 新たな森林管理システム



事例 I - 2 伐採搬出ガイドラインサミット

宮崎県の素材生産事業体を中心に平成15(2003)年に設立された「ひむか^{いし}維森の会」は平成20(2008)年に自らが素材生産を行う際の「伐採搬出ガイドライン」等を策定し、素材生産に係る環境負荷の低減や、再造林支援を促すなどの取組を進めてきた。さらに、平成23(2011)年には、外部に設置した第三者委員会とともに環境配慮や資源循環(主伐後の再造林)、労働安全に関する所定の基準を審査し認証する「責任ある素材生産事業体」制度を発足させるなど、素材生産業が社会的責任に応えることを広める取組を進めている。

また、同会ではこうした取組の全国への普及にも努めており、岩手県や島根県、鹿児島県でも同会の「伐採搬出ガイドライン」をベースとしたガイドラインを策定し、運用する動きが出てきている。同会では、こうした活動の更なる活性化を目指し、平成29(2017)年9月に、「伐採搬出ガイドラインサミット in 宮崎・九州」を開催した。このサミットでは、全国から73の事業体等が参加し、同会のこれまで10年間の取組や、全国各地の活動状況が報告されたほか、環境配慮等を盛り込んだ伐採搬出時のガイドラインの九州全域への展開を目指す新たな連携協議会の設置等について、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の素材生産事業体の団体が協力して取り組むことが宣言された。



連携協議会の設置について宣言



リミット参加者による伐採現場視察

管理に関する権利を取得した森林の中には、自然的条件が不利で、経済ベースで自立した林業経営を継続的に実施することが難しい人工林も含まれる。森林は、林業経営の適否にかかわらず、国民一人一人にとってかけがえのない多様な公益的機能を有していることから、自然的条件が悪く、林業経営が成り立たない森林を、積極的な経営の意思を有していない森林所有者に任せているのでは、適切な経営管理がなされずに森林の有する公益的機能の発揮に支障を来してしまうことになる。

このため、新たな森林管理システムでは、このような林業経営が成り立たない森林は、市町村による公的管理により適切な施策を実施していく必要がある。この際には、間伐を繰り返したり、育成単層林として維持するのではなく、管理コストが小さくなるよう、育成複層林等への転換を進めることが望ましい。

「森林・林業基本計画」においても、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林等に誘導することとしており、そうした森林は370万haに上る^{*57}とされている。

また、この新たな森林管理システムの構築を契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が自らの事業として実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして森林環境税(仮称)を創設するとの内容が「平成30年度税制改正の大綱^{*58}」において取りまとめられている。

(天然林の適切な維持・管理)

新たな森林管理システムは、主に民有林の人工林を念頭に置いたシステムであるが、人工林とともに森林全体としての多面的機能を発揮する天然林についても、適切な維持・管理を行う必要がある。このため、市町村も含めた様々な主体によって、奥地の天然林については引き続き天然力を活用して維持が図られるようにするとともに、里山林については、竹林化が進んでいるところもみられており、期待される多面的機能に応じた手入れが実施されることが求められる^{*59}。

(3) 森林の経営管理を集積していく上での条件整備

(ア) 所有者不明森林への対応

(所有者不明森林の現状)

我が国の森林では、材価の下落等により森林から収益が得られず費用だけがかさんでいること等から、所有森林に対する関心も低下しており、相続に伴う所有権の移転登記がなされず、所有者不明森林も生じている。

平成28(2016)年度に地籍調査^{*60}を実施した地

資料 I - 11 所有者不明土地の割合に関する調査結果

平成28年度地籍調査における土地所有者等^{*1}に関する調査 (平成28年度に一筆地調査を実施した地区を対象に調査)

	地域別 ^{*2} の調査結果 【()内の数字は調査対象筆数に対する割合】				
	全体	都市部 (DID)	宅地	農地	林地
調査対象筆数	622,608	79,753	98,775	200,617	243,433
①登記簿上で所在確認	497,549 (79.9%)	68,203 (85.5%)	81,610 (82.6%)	166,648 (83.1%)	181,088 (74.4%)
②登記簿のみでは所在不明	125,059 (20.1%)	11,580 (14.5%)	17,165 (17.4%)	33,969 (16.9%)	62,345 (25.6%)

※1 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

※2 調査地区には、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

資料：国土交通省「国土政策分科会特別部会第1回資料」より抜粋

*57 森林・林業基本計画における平成27(2015)年の育成単層林の面積は1,030万haであり、うち360万haが育成複層林に、20万haが天然生林に誘導される森林となっている。

*58 平成29(2017)年12月22日閣議決定。詳しくはトピックス(2-3ページ)を参照。

*59 里山林の保全管理の取組については、第II章(120ページ)を参照。

*60 「国土地調査法」(昭和26年法律第180号)に基づき、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

区における土地の所有者等について国土交通省が集計した調査結果によると、不動産登記簿により所有者の所在が判明しなかった土地の割合は筆数ベースで全体の約20%であり、特に森林については、25%を超えている(資料Ⅰ-11)。

また、平成28(2016)年度末時点での地籍調査の進捗状況は宅地で54%、農用地で73%であるのに対して、森林では45%にとどまっている^{*61}。

所有者不明森林では、適切な森林の経営管理がなされないばかりか、施業の集約化を行う際の障害となり、森林の経営管理を集積していく上での大きな課題となっている。

(森林法上の所有者把握の取組)

森林所有者の特定については、平成23(2011)年の「森林法^{*5c}」の改正^{*6c}により、平成24(2012)年4月から、新たに森林の土地の所有者となった者に対して、市町村長への届出を義務付ける制度^{*64}が開始され、それまでの「国土利用計画法^{*6a}」による届出^{*66}に加えて、相続による異動や、1ha未満の小規模な森林の土地の所有者の異動も把握することを可能とした。また、平成28(2016)年5月の「森林法」の改正^{*67}により、市町村が森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載した林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組み^{*68}を設けている。林地台帳は平成30(2018)年度末までに整備することとされており、林地台帳の活用により、林業事業体等が施業の集約化に取り組む際に、森林所有者の所在を把握しやすくなることが期待されている。

(所有者不明森林の整備等を行うための制度)

また、所有者不明森林における整備を進めるため、平成23(2011)年の「森林法」の改正により、早急に間伐を行うことが必要な森林について、森林所

有者を確知することができない場合でも間伐の代行等が可能となるよう、都道府県知事の裁定により、間伐の対象となる立木に所有権を設定し、間伐等の施業の代行等を実施することを可能とした(要間伐森林制度)^{*59}。

さらに、平成28(2016)年5月の同法の改正により、平成29(2017)年4月からは、共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の同意が得られない場合に、都道府県知事の裁定手続等を経た上で、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行い、伐採・造林を行うことを可能とした(共有者不確知森林制度)^{*70}。

これらの制度は、都道府県知事の裁定により、立木の所有権の設定や、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行うものであり、これまでは都道府県が慎重に運用を行っているために実績が上がっていないという課題が生じていることから、所有者不明森林において適切な森林の経営管理が行われるようにすることが求められている。このため、新たな森林管理システムにおいては、確知されている共有者が市町村に共有林の経営管理を委ねようとしている中で、共有者の一部が確知できない森林については、都道府県知事の裁定を要することなく、市町村に森林の経営管理を集約できるような仕組みにすることが必要である。また、所有者の全部が判明していない場合や、所有者が確知されている場合であっても森林の適切な経営管理に同意が得られない者が存在し、市町村への経営管理の集約が必要かつ適当と認められる場合には、都道府県知事の裁定手続等を経た上で森林の経営管理を集約できるような仕組みにすることが必要である。その際、確知されなかった所有者や共有者が、後から市町村への経営管理の集約を取り消すことができる仕組みにするこ

*61 国土交通省ホームページ「全国の地籍調査の実施状況」
 *62 「森林法」(昭和26年法律第249号)
 *63 「森林法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)
 *64 「森林法」第10条の7の2
 *65 「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)
 *66 「国土利用計画法」第23条
 *67 「森林法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第44号)
 *68 「森林法」第191条の4から第191条の6まで
 *69 「森林法」第10条の11の6
 *70 「森林法」第10条の12の2から第10条の12の8まで

とも重要である。

(イ)境界不明森林への対応

我が国の私有林では、相続に伴う所有権の移転等により、森林の所在する市町村に居住し、又は事業所を置く者以外の者(不在村者)の保有する森林が増加している。不在村者の所有森林は私有林面積の約4分の1を占めており、そのうちの約4割は当該都道府県以外に居住する者等の保有となっている^{*71}。

平成27(2015)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」で、林業者モニター^{*72}に対して森林の境界の明確化が進まない理由について聞いたところ、「相続等により森林は保有しているが、自分の山がどこかわからない人が多いから」、「市町村等による地籍調査が進まないから」、「高齢のため現地の立会ができないから」という回答が多かった(資料Ⅰ-12)。

このため、境界の明確化に向けた取組が所有者不明森林の所有者特定取組とともに実施されており^{*73}、森林の境界確認に空中写真と森林GISのデータを利用するなど、業務の効率化を図る取組も実施されている(事例Ⅰ-3)。

境界の明確化に向けた取組の一つとして地籍調査が行われているが、林地における実施面積の割合は平成28(2016)年度末時点で45%となっており、平成31(2019)年までに50%とすることが目標とされている。このような中で、林野庁と国土交通省は、森林境界明確化活動と地籍調査の成果を相互に活用するなど、連携しながら境界の明確化に取り組んでいる。

(ウ)路網整備の推進等

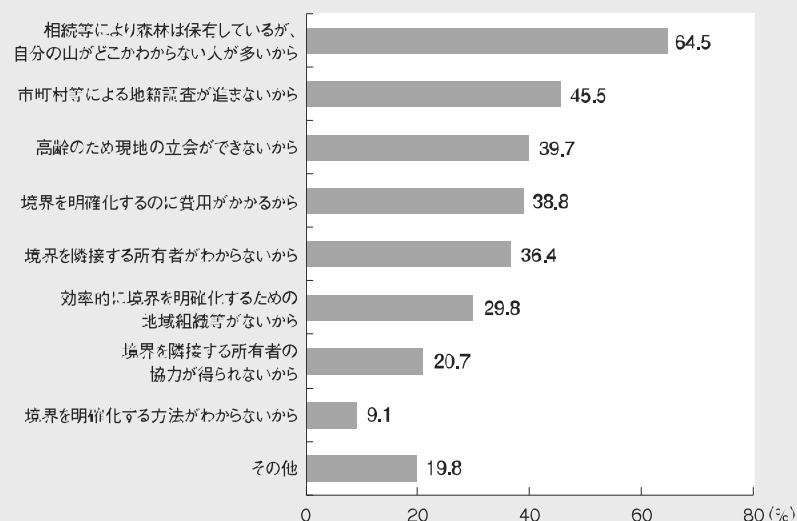
路網は、森林施業の効率的な実施のために必要不可欠なものであり、新たな森林管理システムにより効率的な森林の経営管理が行われる前提ともいえるものである。これまでも、路網作設に係る技術の蓄積や技術者の育成等を進め、路網整備の推進を図ってきたところであるが、「森林・林業基本計画」における林道等の望ましい延長の目安である33万kmに対して、同基本計画の策定時点の延長は19万kmにとどまっている。

このため、新たな森林管理システムにより、意欲と能力のある林業経営者へ森林の経営管理を集積・集約化させる地域に重点化して、路網整備の推進を図っていくことが必要である。

こうした路網の整備に当たっては、森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを形成するための基幹となる林道に加え、支線となる林業専用道^{*74}や森林作業道^{*75}をバランス良く配置することが重要である。

また、これと併せて、こうした林業経営者が行う

資料Ⅰ-12 森林の境界の明確化が進まない理由(複数回答)



注：林業者モニターを対象とした調査結果。
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

*71 農林水産省「2005年農林業センサス」

なお、「2010年世界農林業センサス」以降この統計項目は削除された。

*72 この調査での「林業者」は、「2010年世界農林業センサス」で把握された林業経営体の経営者。

*73 境界の明確化の取組については、第Ⅲ章(95-96ページ)を参照。

*74 普通自動車(1トン積程度のトラックに相当)や林業用車両の走行を想定。林業専用道について詳しくは、第Ⅲ章(97ページ)を参照。

*75 フォワーダ等の林業機械の走行を想定。森林作業道について詳しくは、第Ⅲ章(97ページ)を参照。

間伐等が優先的に実施されるようにするとともに、この新たなシステムの構築が見込まれる地域を中心として、高性能林業機械^{*76}の導入を重点的に推進するなど、こうした林業経営者の育成を支援していくことが必要である。さらに、「伐採と造林の一貫作業システム」の普及による効率的な再造林や、情報通信技術（ICT^{*77}）やドローン等の新技術の活用による施業の効率化を推進していくことも重要である。

（エ）人材の育成

新たな森林管理システムを進める上では、森林の経営管理に長期的・広域的な視点に立って関わることのできる「森林総合監理士（フォレスター）」や、森林の経営管理の集積・集約化の実務を担うことが期待される「森林施業プランナー」の育成を図ることが重要となる。また、「森林総合監理士（フォレスター）」に関しては、技術水準の向上や、先進的な活動を普及させるためのネットワーク構築等の取組

も必要となる。さらに、こうした者が森林そのものの取扱いだけに関わるのではなく、生産された丸太の流通等に関する知見も持ち、川上から川下までの連携を進めていく役割を担うことも期待される。

実際の森林の経営管理を担うこととなる林業経営者においては、「「緑の雇用」事業^{*78}」等を活用して新規就業者の確保を図るほか、施業の効率化等を図りつつ長期間にわたって事業を行っていく観点から、高度な知識と技術・技能を有する林業労働者を安定的に育成^{*79}することが必要となってくる。

（オ）市町村の体制の整備

新たな森林管理システムの下では、市町村が意欲と能力のある林業経営者に森林の経営管理を委ね、又は市町村自らが森林管理を行うことになる。一方で、1,000ha以上の私有人工林を有する市町村にあっても、専ら林務を担当する職員が0～1人程度の市町村が約4割を占める^{*80}など、施策を展開するための体制が十分でない市町村も多い。

事例Ⅰ－3 境界の確認等におけるドローン（無人航空機）活用の取組

公益社団法人徳島森林づくり推進機構では、「儲かる林業のためのドローン技術による高精度森林情報整備事業」を実施している。同事業では、①高齢者、不在村者等は現地での境界確認が困難、②森林資源の把握と経済価値の判断が難しく、間伐等の手入れが遅れている森林が増加、③伐採後の確実な植林やシカ食害対策等の負担が大きい、④森林は広域で急峻な地形が多く、調査や森林の見回りに多くの人員と時間が必要といった地域の課題解決のためにドローンの活用に取り組んでいる。

具体的には、ドローンでの空撮により林地の3次元データ等を取得し、既存のデータと組み合わせた図面の作成や、GPSを利用した自律飛行による情報収集等により、①境界確認の効率化と林地の集約化の進展、②手入れが遅れている森林の所有者への間伐等の働き掛け、③主伐の採算性の事前把握による確実な植林やシカ食害対策への対応、④森林資源情報取得や定期的な森林監視の省力化につなげることとしている。



災害調査におけるドローン自律飛行の準備作業



ドローンの空撮データから作成した3次元画像

* 76 高性能林業機械の導入状況については、第Ⅲ章（98-99ページ）を参照。

* 77 「Information and Communication Technology」の略。

* 78 「「緑の雇用」事業」について詳しくは、第Ⅲ章（102ページ）を参照。

* 79 高度な知識と技術・技能を有する林業労働者の育成について詳しくは、第Ⅲ章（103-105ページ）を参照。

* 80 総務省「平成28年地方公共団体定員管理調査」

市町村が主体となった森林の経営管理の集積・集約化及び公的管理の事務を進めるためには、こうした体制の整備が必要であることから、国や都道府県による支援や、「森林総合監理士(フォレストー)」等の技術者の「地域林政アドバイザー^{*81}」としての活用のほか、近隣市町村と協議会を構成し、共同実施に向けた連携等を進めていくことが重要である。また、「地方自治法^{*82}」では市町村の求めに応じて、都道府県が事務の代替執行を行うことができるようになっているが、さらに、都道府県の発意により、市町村の同意を条件として、都道府県による事務の代替執行を行うことができるようにすることも必要である。

(カ) 国有林野事業との連携

国有林野事業においては、その組織、技術力及び資源を活用し、林業の成長産業化に貢献することとしており^{*83}、民有林における新たな森林管理システムが効率的に機能するよう、民有林と隣接する国有林における林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた技術普及など、民有林との連携をさらに強化する必要がある。

また、市町村が集積・集約した森林の管理を担うこととなる意欲と能力のある林業経営者に対する国有林野事業の受託機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営者の情報を都道府県や市町村に対して提供するなどの取組も進めていくことも重要である。

*81 森林・林業に関して知識や経験を有する者を市町村が雇用することを通じて、森林・林業行政の体制支援を図る制度。平成29年度に創設され、市町村がこれに要する経費については、特別交付税の算定の対象となっている。

*82 「地方自治法」(昭和22年法律第67号)

*83 国有林野事業における林業の成長産業化への貢献については、第V章(194-199ページ)を参照。

34%^{*24}、下刈り等を行った林業経営体は47%^{*25}、間伐を行った林業経営体は71%^{*26}である。

また、受託若しくは立木買いにより素材生産を行った民間事業体は、1,098経営体となっている。これらの林業経営体の事業規模をみると、59%が年間の素材生産量5,000m³未満の林業経営体^{*27}となっており、小規模な林業経営体が多い。素材生産の労働生産性は事業規模が大きい林業経営体ほど高いことから^{*28}、効率的な素材生産を行うためには安定的に事業量を確保することが求められる。このような中で、民間事業体においても、森林所有者等に働き掛け、施業の集約化や経営の受託等を行う取組^{*29}が進められている。

また、林業者と建設業者が連携して路網整備や間伐等の森林整備を実施する「林建協働」の取組が、建設業者による「建設トップランナー倶楽部^{*30}」等により推進されている。建設業者は既存の人材、機材、ノウハウ等を有効活用して、林業の生産基盤である路網の開設等を実施できることから、林業者との連携によって林業再生に寄与することが期待される。

(林業事業体育成のための環境整備)

林業事業体には、地域の森林管理の主体として、造林や保育等の作業の受託から森林経営計画等の作成に至るまで、幅広い役割を担うことが期待されることから、施業の集約化等に取り組むための事業環境を整備する必要がある。

このため、各都道府県では、林野庁が発出した森林関連情報の提供等に関する通知^{*31}に基づき、林業事業体に対して森林簿、森林基本図、森林計画図等の閲覧、交付及び使用を認めるように、当該情報の取扱いに関する要領等の見直しを進めている。

また、森林所有者、事業発注者等が森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるよう、林野庁では、林業経営体に関する技術者・技能者の数、林業機械の種類及び保有台数、事業量等の情報を登録し、公表する仕組みの例を示した。平成29(2017)年度までに、8道県がこの仕組みを活用している。

さらに、林業事業体の計画的な事業実行体制等の構築を促進するため、地域における森林整備や素材生産の年間事業量を取りまとめて公表する取組も開始されている^{*32}。

(3)林業の生産性の向上に向けた取組

(ア)施業の集約化

新たな森林管理システムは、自ら適切に経営管理を行うことができない森林所有者の森林を集積・集約化するものである^{*33}が、林業経営に関心のある森林所有者であっても所有規模が小規模零細であるため、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが難しい場合が多い。このため、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」の推進が必要となっている。

(生産性の向上には施業の集約化が必要)

施業の集約化により、作業箇所がまとまり、路網の合理的な配置や高性能林業機械を効果的に使った作業が可能となることから、素材生産コストの縮減が期待できる。また、一つの施業地から供給される木材のロットが大きくなることから、径級や質の揃った木材をまとめて供給することが容易となり、市場のニーズに応えるとともに、価格面でも有利に販売することが期待できる。

*24 409経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*25 610経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*26 929経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*27 652経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*28 素材生産量規模別の労働生産性については、89-90ページ参照。

*29 例えば、「平成24年度森林及び林業の動向」の136ページを参照。

*30 複業化や農林水産業への参入に取り組む建設業者の会。

*31 「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」(平成24(2012)年3月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知)

*32 例えば、「平成26年度森林及び林業の動向」の182ページを参照。

*33 新たな森林管理システムの構築の方向性については、第I章(25-32ページ)を参照。

施業の集約化の推進に当たっては、森林所有者等から施業を依頼されるのを待つのではなく、林業事業体から森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした「施業提案書」を提示して、森林所有者へ施業の実施を働き掛ける「提案型集約化施業」が行われている^{*34}（事例Ⅲ－１）。（施業集約化を推進する「森林施業プランナー」を育成）

林野庁では、提案型集約化施業を担う人材を育成するため、平成19（2007）年度から、林業事業体の職員を対象として、「森林施業プランナー研修」

を実施している。同研修として、平成27（2015）年度までは、組織としての体制強化を目的とする「ステップアップ研修^{*35}」等を実施してきたが、平成28（2016）年度からは、地域ごとの特性を踏まえたより実践力のあるプランナーの育成を図るため、「プランナー研修^{*36}」等を新たに実施しており、平成29（2017）年度までに、1,038名が当該研修を修了している。

また、平成21（2009）年度から、「ステップアップ研修」を修了又はそれと同等レベルに達している

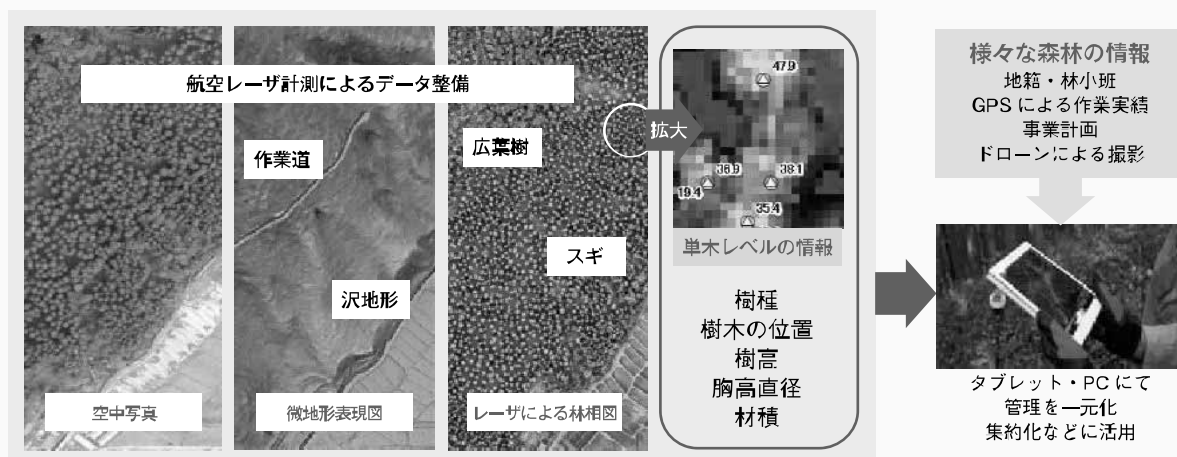
事例Ⅲ－１ 航空レーザ計測データを活用した施業集約化と林業経営の効率化の取組

山形県金山町^{かみやま}では、木材価格の長期低迷等による森林所有者の所有意識の低下や共有林等の所有者不明の森林の増加が危惧される中、県内では大型集成材工場の進出や木質バイオマス発電所の設置により新たな木材需要が生まれており、更なる生産性向上が求められる状況となっている。

これらの問題解決のため、金山町森林組合は、航空レーザ計測の実施により短時間で、傾斜や路網等の詳細な地理・地形情報や単木レベルの森林資源情報を整備した。これらの情報を活用することで、森林資源量や傾斜・標高、路網等の細かい条件を考慮したゾーニングや、机上での路網計画の検討、その集材範囲から木材生産量の予測を行うことが可能となった。

また、航空レーザ計測のデータに、タブレット端末やドローン（無人航空機）により取得した現場の画像を組み合わせて共有し活用することで、効率的な業務が実行可能となり、組織全体の生産性の向上につながっている。さらに、作業員に携帯させたGPS ロガーにより取得した位置情報から作業実施範囲を見える化し、共有することで安全性と施業の確実性が担保できるようになった。

同森林組合では、ICT 等の最新の技術を活用した森林データベースを活用して、正確な立木評価と生産性の高い伐採計画により森林所有者に主伐・再造林を提案し、山元に利益を還元できるよう取り組んでいくこととしている。



*34 提案型集約化施業は、平成9（1997）年に京都府の日吉町森林組合が森林所有者に施業の提案書である「森林カルテ」を示して森林所有者からの施業受託に取り組んだことに始まり、現在、全国各地に広がっている。

*35 「ステップアップ研修」は、「基礎的研修」修了者のスキルアップを図るとともに、同修了者と経営管理者、現場技術者等が一括に参画して、組織として提案型集約化施業に取り組むことを学ぶ研修。

*36 「プランナー研修」は、森林施業プランナー資格の取得を目的とし、地域における提案型集約化施業に必要な知識及び技能を習得するため、地域ごとに実施する研修。

事業体に対して、外部審査機関が評価を行う実践体制評価^{*37}を実施しており、平成29(2017)年度までに、12の事業体が同評価に基づく認定を受けている。

さらに、都道府県等においても地域の実情を踏まえた森林施業プランナーの育成を目的とする研修を実施している。

一方、これらの研修修了者は、技能、知識、実践力のレベルが様々であることから、平成24(2012)年10月から、「森林施業プランナー協会」が、森林施業プランナーの能力や実績を客観的に評価して認定を行う森林施業プランナー認定制度を開始した。同制度では、森林施業プランナー認定試験に合格した者、実践体制評価の認定を受けた事業体に所属し、提案型集約化施業の取組実績を有する者等を「認定森林施業プランナー」として認定しており、平成30(2018)年3月までに、1,933名が認定を受けている^{*38}。

(森林経営計画により施業の集約化を推進)

平成24(2012)年度から導入された「森林法^{*39}」に基づく森林経営計画制度では、森林の経営を自ら行う意欲のある森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、林班^{*40}又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上の森林を対象とする場合(林班計画)や、所有する森林の面積が100ha以上の場合(届人計画)に、自ら経営する森林について森林の施業及び保護の実施に関する事項等を内容とする森林経営計画を作成できることとされている。森林経営計画を作成して市町村長等から認定を受けた者は、税制上の特例措置や融資条件の優遇に加え、計画に基づく造林や伐採等の施業に対する「森林環境保全直接支援事業」による支援等を受けることができる。

同制度については、導入以降も現場の状況に応じた運用改善を行っている。平成26(2014)年度からは、市町村が地域の実態に即して、森林施業が一体として効率的に行われ得る区域の範囲を「市町村

森林整備計画」において定め、その区域内で30ha以上の森林を取りまとめた場合(区域計画)にも計画が作成できるよう制度を見直し、運用を開始した。この「区域計画」は、小規模な森林所有者が多く合意形成に多大な時間を要することや、人工林率が低いこと等により、林班単位での集約化になじまない地域においても計画の作成を可能とするものである。これにより、まずは地域の実態に即して計画を作成しやすいところから始め、計画の対象となる森林の面積を徐々に拡大していくことで、将来的には区域を単位とした面的なまとまりの確保を目指すこととしている(資料Ⅲ-19)。

しかし、森林所有者の高齢化や相続による世代交代等が進んでおり、森林所有者の特定や森林境界の明確化に多大な労力を要していることから、平成29(2017)年3月末現在の全国の森林経営計画作成面積は542万ha、民有林面積の約31%となっている。

(施業の集約化を推進するための取組)

森林経営計画の作成や施業の集約化に向けた取組を進めるためには、その前提として、森林所有者等の情報を一元的に把握できるよう整備していくことが不可欠である。

林野庁では、「森林整備地域活動支援交付金」により、森林経営計画の作成や施業の集約化に必要な森林情報の収集、森林調査、境界の明確化、合意形成活動や既存路網の簡易な改良に対して支援している。平成28(2016)年度からは多くの労力を必要とする現地での境界確認の効率化に向けて、GISの地図データが反映された空中写真を立体視することにより、現地に行くことなく境界を明らかにする取組を進めている。

また、平成28(2016)年5月の「森林法」の改正において、林業事業体等が施業集約化に取り組む際に所有者の所在の把握を行いやすくするため、所有者に関する情報や境界情報等を掲載した林地台帳

*37 提案型集約化施業を実施するための基本的な体制が構築されているかについて、外部評価を受けることで、林業事業体が抱える課題を具体的に把握し、取組内容の質の向上に結び付けることが可能となる。

*38 森林施業プランナー認定年度ポータルサイト「平成29年度 認定森林施業プランナー名簿を公開しました」(平成30(2018)年3月30日付け)

*39 「森林法」(昭和26年法律第249号)

*40 原則として、天然地形又は地物をもって区分した森林区画の単位(面積はおおむね60ha)。

**平成29年度
森林及び林業の動向**

**平成30年度
森林及び林業施策**

第196回国会（常会）提出

循環利用を計画的に実施していく段階に入っている^{*7}。

人工林が本格的な利用期を迎えた今、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林資源の循環利用を確立させながら、多様で健全な森林の整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林業経営に向けた施策を推進していく必要がある。

将来、バランスのとれた年齢構成を実現するために不可欠な若年齢の森林は少なくなっている。

平成26(2014)年度を始期とする全国森林計画では、2028年度までの15年間に84万6千haの人工造林を行う計画としている。まさに今が、木材需要に応じた主伐と再造林による循環を確立することで、次世代にも充実した森林資源を継承し、林業の成長産業化を実現するとともに森林の公益的機能を持続的に発揮させていくためのターニングポイントであるといえる(資料Ⅰ-3)。

(3)我が国林業の構造的な課題

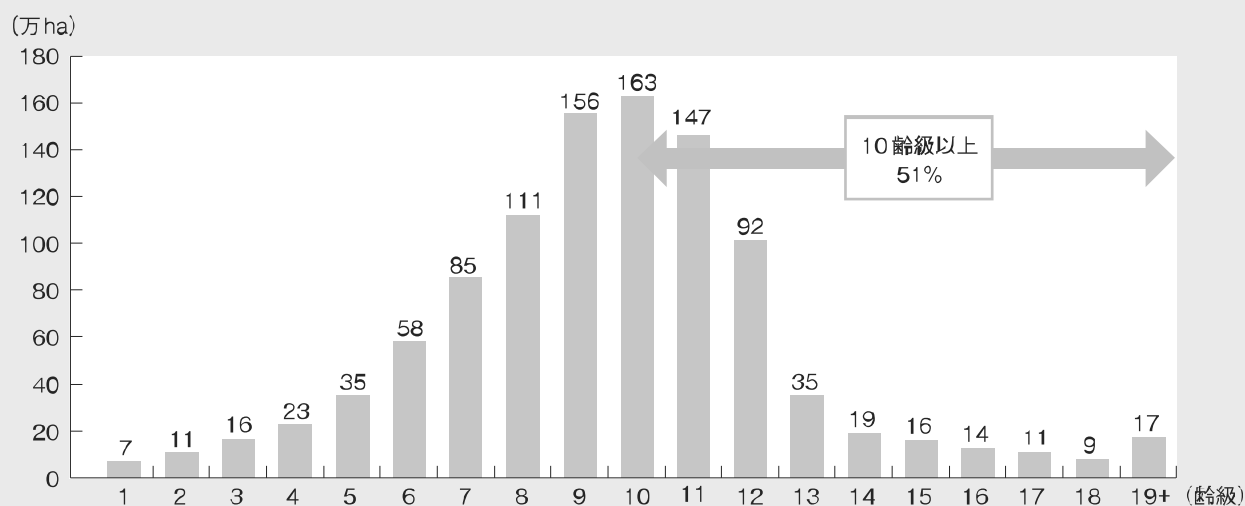
(新たな仕組みの必要性)

我が国では、小規模零細な森林所有構造に加え、材価は以前より低い水準で推移しており、森林所有

者に還元される収益が減少していること等から、森林所有者の経営規模を拡大する意欲等は減退している。例えば、森林所有者のうち、保有山林面積が10ha未満の者が全体の87%を占めている^{*8}が、仮に10haの森林について50年回帰で主伐・再造林を行ったとしても、1年当たりの伐採面積は0.2haにとどまる。0.2ha当たりの山元立木価格^{*9}は約18万円である一方、造林及び保育にかかる費用は23万円以上^{*10}と見込まれる。こうした中、平成27(2015)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」によると、経営規模を拡大したいとする森林所有者は約15%にとどまる。また、伐期に達した山林はあるが主伐を予定していない者が60%となっている(資料Ⅰ-4)。さらに、山村地域の人口減少も進み、所有者不明森林や境界不明森林の問題が顕在化している。

一方で、同調査によると、丸太(素材)生産を担う林業経営者のうち、今後の経営規模に関する意向として、規模拡大したいと回答した者が70%に上っている。しかし、そのうち約4割の者が事業を行う上での課題として、事業地の確保が困難であること

資料Ⅰ-3 人工林の年齢別面積



注1：年齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢」と数える。

注2：「森林法」(昭和26年法律第249号)第5条及び第7条の2に基づく森林計測の対象森林の面積である。

資料：林野庁「森林資源の現況」(平成24(2012)年5月31日現在)

*7 平成27(2015)年度的人工造林面積は、約2.5万ha。林野庁「森林・林業統計要覧2017」(平成29(2017)年9月)

*8 農林水産省「2015年農林業センサス」

*9 林地に立っている樹木の価格であり、最寄木材市場引渡し価格から、伐採や運賃等にかかる経費(丸太の生産費等)を控除することにより算出され、森林所有者の収入に相当する。詳しくは、第Ⅱ章(86-87ページ)を参照。

*10 農林水産省「平成25年度林業経営統計調査報告」(平成27(2015)年7月)による。詳しくは、第Ⅲ章(90ページ)を参照。

を挙げている(資料Ⅰ－5)。

このように、林業経営者の多くは経営規模を拡大したいとの意向を有しているものの、現状を維持したいとの意向を有している多くの森林所有者や、所有森林において主伐、再造林、保育といった循環的な経営を行う意欲の低い森林所有者との間でミスマッチが生じている。こうしたことから、まとまった規模の林業経営を持続していくことのできる、意欲と能力のある林業経営者が十分に育たない状況^{*11}である。

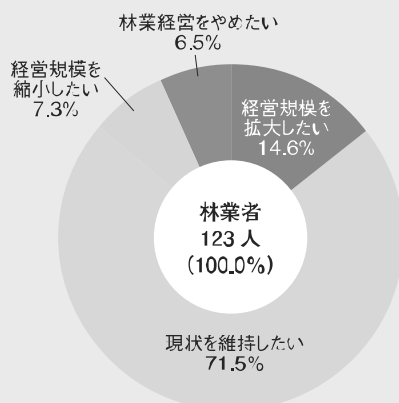
このため、適切な経営がなされていない森林を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するための新たな仕組みの構築が求められている。

(オーストリアの森林・林業)

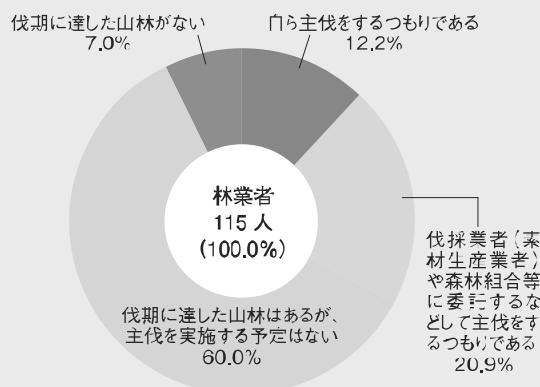
オーストリアは、我が国と比較的類似した地形や森林所有規模等の条件を有しながら、欧州の林業国として自国内から盛んに丸太の生産を行い、製材品の輸出等につなげている。こうした状況と、我が国の林業をめぐる状況を比較し、新たな森林管理システムの導入により、我が国の林業が抱える課題を解

資料Ⅰ－4 森林所有者の林業経営に関する意向

【林業経営規模の意向】



【今後5年間の主伐に関する意向】



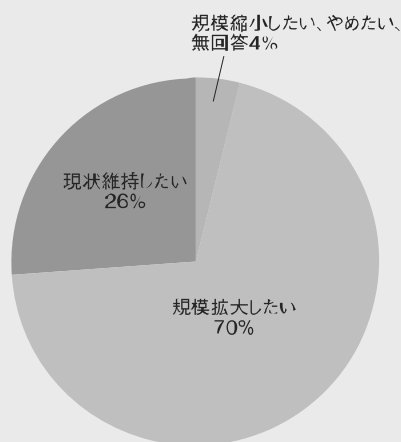
注1：計の不一致は四捨五入による。

2：「今後5年間の主伐に関する意向」は、「林業経営規模の意向」で「経営規模を拡大したい」、「現状を維持したい」、「経営規模を縮小したい」と回答した者に対して行われたもの。

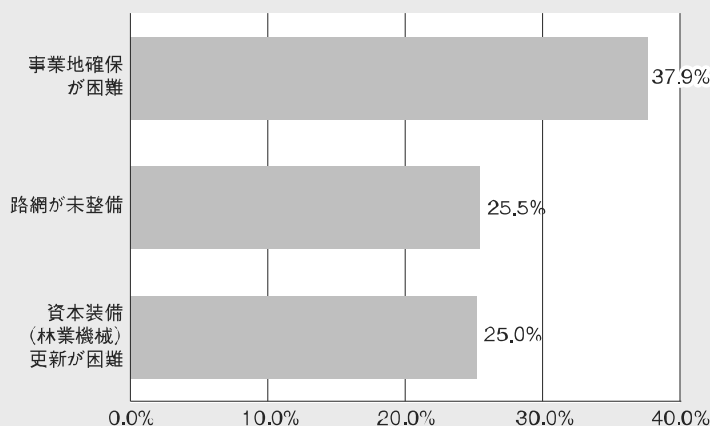
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

資料Ⅰ－5 林業経営者(素材生産業者)の意向

【今後の経営規模に関する意向】



【事業を行う上での課題】



注：事業を行う上での課題については、複数回答可。また、雇用関係の課題は除く。

資料：林野庁木材産業課調べ。

*11 状況は、「森林・林業基本計画」(平成28(2016)年5月)に掲げられた望ましい林業構造の具体例の半分の水準にとどまる。

3. 新たな森林管理システムの構築の方向性

我が国の森林資源の現状や林業をめぐる状況に鑑みると、森林の経営管理の集積・集約化を進めるための「新たな森林管理システム」の構築が森林の有する公益的機能の発揮と林業の成長産業化を実現するために不可欠となっている。以下では、新たな森林管理システムの構築の方向性について、意欲と能力のある林業経営者の関わりや、併せて実施することが必要な各種の条件整備、森林環境税(仮称)の導入等に触れながら記述する。

(1) 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

我が国の人工林の約半数が主伐期を迎えている中、森林の有する公益的機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現させるためには、これまでに掲げてきた我が国の森林・林業をめぐる課題を踏まえた対応が必要である。

これまで、我が国の森林・林業に関する施策においては、森林所有者の自発的な施業を国や都道府県が支援するという仕組みをとってきた。しかし、森林所有者の多くが経営規模を拡大する意欲や所有意思等が低くなり、路網整備や施業の集約化など積極的な経営や適切な管理を期待できない状況がみられる。

このため、森林所有者が自ら所有する森林について経営管理すべき責務があることを明確化した上で、森林所有者や林業経営者に一番近い公的な存在である市町村が森林所有者の意向を確認し、森林所有者が自ら経営管理できない場合には、所有している森林の経営管理に必要な権利を森林所有者が市町村に委ねることができるようにし、さらに、市町村は、林業経営に適した森林を、意欲と能力のある林業経営者に任せ、森林の経営管理を集積・集約させていく必要がある。一方で、自然的条件が悪く、林業経営が成り立たない森林については、既に手入れ不足に陥っている森林も生じていることから、こうした森林は、市町村が整備を進めていくことも必要

である。

こうした新たな森林管理のシステムを構築し、我が国の森林・林業に横たわる課題を打破し、人工林の適切な管理と資源の循環的な利用を進めていくことが必要とされている(事例Ⅰ-1)。

(2) 意欲と能力のある林業経営者への森林の経営管理の集積

(ア) 森林所有者自らが森林の経営管理ができない森林の市町村への経営管理権限の集積

現状でも個別に森林所有者の同意や確認を得れば、林業経営者が林業経営の集積・集約化を区することは可能である、しかしながら、森林所有者の所有意思等が低い中、その取組は困難さを増している。

林業経営者が、一定のまとまりのある森林の集積・集約化を行うことができれば、林道の開設等にも影響することが想定され、効率的な林業経営を実施していくことは難しくなる。

こうしたことから、森林所有者自らが適切な経営管理を行うことができない森林については、新たな森林管理システムを通じて、意欲と能力のある林業経営者に一定期間林業経営を委ねられるようにすることが必要である(資料Ⅰ-10)。

そして、計画的な伐採を行いつつ、伐った後には再造林を行い、適切な保育作業を実施していくことや、長伐期化を目指して間伐を繰り返すといった、循環的な林業経営を行っていくことが必要である。

また、こうした林業経営者に林業経営を委ねることで、高い生産性と収益性を実現させ、森林所有者や林業従事者の所得を向上させ、地域での雇用を確保し、山村地域の活性化にもつなげることができる。さらには、計画的な伐採を行うことで、川下と連携した安定的な丸太の供給を図り、競争力を強化していくことも可能となる。

(イ) 意欲と能力のある林業経営者の育成

林業経営には、森林組合や企業、個人事業主、林家など様々なプレーヤーが存在しているが^{*56}、「森林・林業基本計画」においては、林業経営の主体として、森林経営計画の作成を担う「持続的な林業経

*56 林業経営の動向について詳しくは、第Ⅲ章(87-93ページ)を参照。

営の主体」と、効率的かつ低コストな施業を実施し得る「効率的な施業実行の主体」を位置付けている。新たな森林管理システムにおいては、この両者とも市町村が森林の経営管理を委ねる候補となり得ることから、その育成を図っていく必要がある。

森林所有者から、継続して林業経営を受託する主体には、①森林所有者・林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有すること、②主伐後の再造林の実施体制を有するなど林業生産活動の継続性を確保できることなど、効率的かつ安定的な林業経営を実現できることが求められている。また、林業事業体によって伐採や搬出のみならず、再造林を促すような独自のガイドラインを作成するといった取組も進められてきたところであり、こうした取組が広がっていくことが求められている(事例Ⅰ-2)。

このような取組が林業経営の主体に求められるこ

とを踏まえて、市町村が森林の経営管理を委ねる林業経営者として経営改善の意欲を有すること、関係事業者と連携するなどして丸太生産や造林・保育の実行体制を確保できること、伐採・造林に係る行動規範の策定などに取り組むことが可能であること等を考慮し、市町村からの推薦も踏まえて選定した者を都道府県が公表することとし、このような者を、地域の実情に応じて育成・確保することが重要となる。具体的には、このような林業経営者として、森林組合や素材生産業者、自伐林家等が対象になると見込まれる。

(ウ)自然的条件等が不利な森林の適切な管理 (自然的条件が不利な人工林の管理)

林業経営者に委ねることが期待される森林については、持続的な林業経営が成り立つことが前提となっている。しかし、市町村が森林所有者から経営

事例Ⅰ-1 にしあわくらそん 西栗倉村百年の森林構想 あり

岡山県北東端部の中山間地に位置する西栗倉村は、面積約5,800haのうち93%を森林が占める典型的な山村である。同村は人口1,478人、世帯数592、高齢化率35%(平成29(2017)年3月現在)であり、平成17(2005)年時点の人口1,684人からは徐々に人口が減少している。

同村では、森林の約82%を占める人工林の多くが50年生まで育っていることを受け、林業をめぐる厳しい状況の中で、これらの人工林の管理を諦めるのではなく、村ぐるみであと50年頑張って美しい森林に囲まれた上質な田舎を実現していこうとの「百年の森林構想」を村の方針として打ち立てた。

この「百年の森林構想」に基づき西栗倉村や株式会社西栗倉森の学校等の主体が連携して「百年の森林事業」を実施しており、川上側では適切な森林管理や森林整備により「生物が豊かで、美しく安全な森林づくり」、川下側では間伐材を使った商品の開発・販売を通じ「森林をきっかけに西栗倉を多面的に活性化」することを目的としている。

具体的な取組としては、個人所有の山林を村が預かって管理・整備を行う「長期施業管理に関する契約」を進めることとしており、契約目標の私有林約3,000haに対して、平成29(2017)年12月現在、約1,475haの契約を締結している。この契約は、西栗倉村が契約期間を10年間とした森林管理の委託を受け、その間森林整備にかかる費用については全て村が負担し、森林所有者には費用負担がかからないこととなっている(木材販売の収益は森林所有者と村が折半)。このように、地元の地方公共団体が主体的に森林管理に関わることが、安心感につながり、契約を伸ばしている。

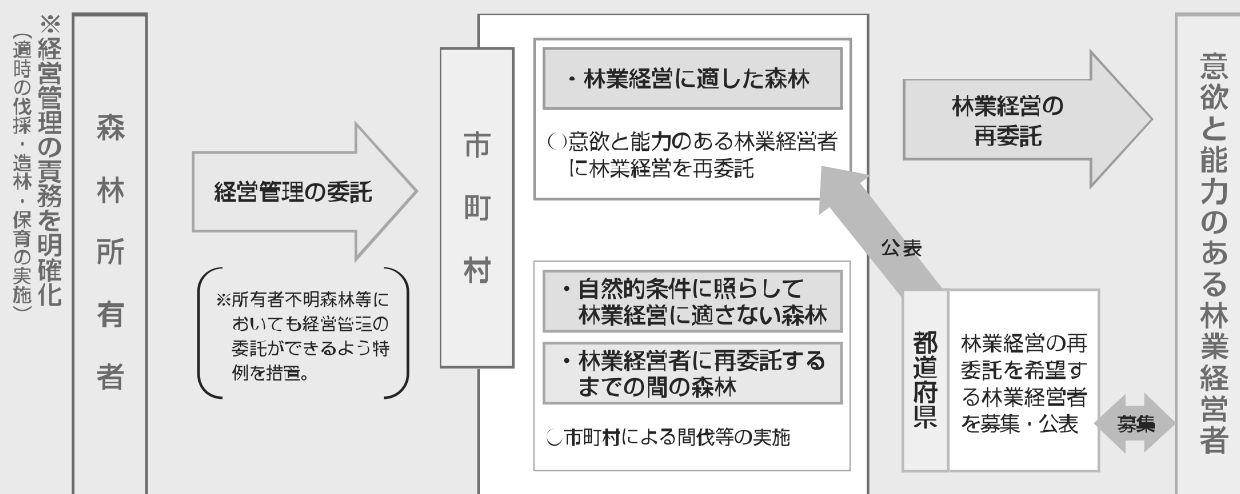


西栗倉村内の林齢100年を超える人二林



本取組によって生産された間伐材

資料 I - 10 新たな森林管理システム



事例 I - 2 伐採搬出ガイドラインサミット

宮崎県の素材生産事業体を中心に平成15(2003)年に設立された「ひむか^{いし}維森の会」は平成20(2008)年に自らが素材生産を行う際の「伐採搬出ガイドライン」等を策定し、素材生産に係る環境負荷の低減や、再造林支援を促すなどの取組を進めてきた。さらに、平成23(2011)年には、外部に設置した第三者委員会とともに環境配慮や資源循環(主伐後の再造林)、労働安全に関する所定の基準を審査し認証する「責任ある素材生産事業体」制度を発足させるなど、素材生産業が社会的責任に応えることを広める取組を進めている。

また、同会ではこうした取組の全国への普及にも努めており、岩手県や島根県、鹿児島県でも同会の「伐採搬出ガイドライン」をベースとしたガイドラインを策定し、運用する動きが出てきている。同会では、こうした活動の更なる活性化を目指し、平成29(2017)年9月に、「伐採搬出ガイドラインサミット in 宮崎・九州」を開催した。このサミットでは、全国から73の事業体等が参加し、同会のこれまで10年間の取組や、全国各地の活動状況が報告されたほか、環境配慮等を盛り込んだ伐採搬出時のガイドラインの九州全域への展開を目指す新たな連携協議会の設置等について、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の素材生産事業体の団体が協力して取り組むことが宣言された。



連携協議会の設置について宣言



リミット参加者による伐採現場視察

管理に関する権利を取得した森林の中には、自然的条件が不利で、経済ベースで自立した林業経営を継続的に実施することが難しい人工林も含まれる。森林は、林業経営の適否にかかわらず、国民一人一人にとってかけがえのない多様な公益的機能を有していることから、自然的条件が悪く、林業経営が成り立たない森林を、積極的な経営の意思を有していない森林所有者に任せているのでは、適切な経営管理がなされずに森林の有する公益的機能の発揮に支障を来してしまうことになる。

このため、新たな森林管理システムでは、このような林業経営が成り立たない森林は、市町村による公的管理により適切な施策を実施していく必要がある。この際には、間伐を繰り返したり、育成単層林として維持するのではなく、管理コストが小さくなるよう、育成複層林等への転換を進めることが望ましい。

「森林・林業基本計画」においても、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林等に誘導することとしており、そうした森林は370万haに上る^{*57}とされている。

また、この新たな森林管理システムの構築を契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が自らの事業として実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして森林環境税(仮称)を創設するとの内容が「平成30年度税制改正の大綱^{*58}」において取りまとめられている。

(天然林の適切な維持・管理)

新たな森林管理システムは、主に民有林の人工林を念頭に置いたシステムであるが、人工林とともに森林全体としての多面的機能を発揮する天然林についても、適切な維持・管理を行う必要がある。このため、市町村も含めた様々な主体によって、奥地の天然林については引き続き天然力を活用して維持が図られるようにするとともに、里山林については、竹林化が進んでいるところもみられており、期待される多面的機能に応じた手入れが実施されることが求められる^{*59}。

(3) 森林の経営管理を集積していく上での条件整備

(ア) 所有者不明森林への対応

(所有者不明森林の現状)

我が国の森林では、材価の下落等により森林から収益が得られず費用だけがかさんでいること等から、所有森林に対する関心も低下しており、相続に伴う所有権の移転登記がなされず、所有者不明森林も生じている。

平成28(2016)年度に地籍調査^{*60}を実施した地

資料 I - 11 所有者不明土地の割合に関する調査結果

平成28年度地籍調査における土地所有者等^{*1}に関する調査 (平成28年度に一筆地調査を実施した地区を対象に調査)

	地域別 ^{*2} の調査結果 【()内の数字は調査対象筆数に対する割合】				
	全体	都市部 (DID)	宅地	農地	林地
調査対象筆数	622,608	79,753	98,775	200,617	243,433
①登記簿上で所在確認	497,549 (79.9%)	68,203 (85.5%)	81,610 (82.6%)	166,648 (83.1%)	181,088 (74.4%)
②登記簿のみでは所在不明	125,059 (20.1%)	11,580 (14.5%)	17,165 (17.4%)	33,969 (16.9%)	62,345 (25.6%)

※1 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

※2 調査地区には、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

資料：国土交通省「国土政策分科会特別部会第1回資料」より抜粋

*57 森林・林業基本計画における平成27(2015)年の育成単層林の面積は1,030万haであり、うち360万haが育成複層林に、20万haが天然生林に誘導される森林となっている。

*58 平成29(2017)年12月22日閣議決定。詳しくはトピックス(2-3ページ)を参照。

*59 里山林の保全管理の取組については、第II章(120ページ)を参照。

*60 「国土地調査法」(昭和26年法律第180号)に基づき、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

区における土地の所有者等について国土交通省が集計した調査結果によると、不動産登記簿により所有者の所在が判明しなかった土地の割合は筆数ベースで全体の約20%であり、特に森林については、25%を超えている(資料Ⅰ-11)。

また、平成28(2016)年度末時点での地籍調査の進捗状況は宅地で54%、農用地で73%であるのに対して、森林では45%にとどまっている^{*61}。

所有者不明森林では、適切な森林の経営管理がなされないばかりか、施業の集約化を行う際の障害となり、森林の経営管理を集積していく上での大きな課題となっている。

(森林法上の所有者把握の取組)

森林所有者の特定については、平成23(2011)年の「森林法^{*5c}」の改正^{*6c}により、平成24(2012)年4月から、新たに森林の土地の所有者となった者に対して、市町村長への届出を義務付ける制度^{*64}が開始され、それまでの「国土利用計画法^{*6a}」による届出^{*66}に加えて、相続による異動や、1ha未満の小規模な森林の土地の所有者の異動も把握することを可能とした。また、平成28(2016)年5月の「森林法」の改正^{*67}により、市町村が森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載した林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組み^{*68}を設けている。林地台帳は平成30(2018)年度末までに整備することとされており、林地台帳の活用により、林業事業体等が施業の集約化に取り組む際に、森林所有者の所在を把握しやすくなることが期待されている。

(所有者不明森林の整備等を行うための制度)

また、所有者不明森林における整備を進めるため、平成23(2011)年の「森林法」の改正により、早急に間伐を行うことが必要な森林について、森林所

有者を確知することができない場合でも間伐の代行等が可能となるよう、都道府県知事の裁定により、間伐の対象となる立木に所有権を設定し、間伐等の施業の代行等を実施することを可能とした(要間伐森林制度)^{*59}。

さらに、平成28(2016)年5月の同法の改正により、平成29(2017)年4月からは、共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の同意が得られない場合に、都道府県知事の裁定手続等を経た上で、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行い、伐採・造林を行うことを可能とした(共有者不確知森林制度)^{*70}。

これらの制度は、都道府県知事の裁定により、立木の所有権の設定や、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行うものであり、これまでは都道府県が慎重に運用を行っているために実績が上がっていないという課題が生じていることから、所有者不明森林において適切な森林の経営管理が行われるようにすることが求められている。このため、新たな森林管理システムにおいては、確知されている共有者が市町村に共有林の経営管理を委ねようとしている中で、共有者の一部が確知できない森林については、都道府県知事の裁定を要することなく、市町村に森林の経営管理を集約できるような仕組みにすることが必要である。また、所有者の全部が判明していない場合や、所有者が確知されている場合であっても森林の適切な経営管理に同意が得られない者が存在し、市町村への経営管理の集約が必要かつ適当と認められる場合には、都道府県知事の裁定手続等を経た上で森林の経営管理を集約できるような仕組みにすることが必要である。その際、確知されなかった所有者や共有者が、後から市町村への経営管理の集約を取り消すことができる仕組みにするこ

*61 国土交通省ホームページ「全国の地籍調査の実施状況」
 *62 「森林法」(昭和26年法律第249号)
 *63 「森林法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)
 *64 「森林法」第10条の7の2
 *65 「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)
 *66 「国土利用計画法」第23条
 *67 「森林法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第44号)
 *68 「森林法」第191条の4から第191条の6まで
 *69 「森林法」第10条の11の6
 *70 「森林法」第10条の12の2から第10条の12の8まで

とも重要である。

(イ)境界不明森林への対応

我が国の私有林では、相続に伴う所有権の移転等により、森林の所在する市町村に居住し、又は事業所を置く者以外の者(不在村者)の保有する森林が増加している。不在村者の所有森林は私有林面積の約4分の1を占めており、そのうちの約4割は当該都道府県以外に居住する者等の保有となっている^{*71}。

平成27(2015)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」で、林業者モニター^{*72}に対して森林の境界の明確化が進まない理由について聞いたところ、「相続等により森林は保有しているが、自分の山がどこかわからない人が多いから」、「市町村等による地籍調査が進まないから」、「高齢のため現地の立会ができないから」という回答が多かった(資料Ⅰ-12)。

このため、境界の明確化に向けた取組が所有者不明森林の所有者特定取組とともに実施されており^{*73}、森林の境界確認に空中写真と森林GISのデータを利用するなど、業務の効率化を図る取組も実施されている(事例Ⅰ-3)。

境界の明確化に向けた取組の一つとして地籍調査が行われているが、林地における実施面積の割合は平成28(2016)年度末時点で45%となっており、平成31(2019)年までに50%とすることが目標とされている。このような中で、林野庁と国土交通省は、森林境界明確化活動と地籍調査の成果を相互に活用するなど、連携しながら境界の明確化に取り組んでいる。

(ウ)路網整備の推進等

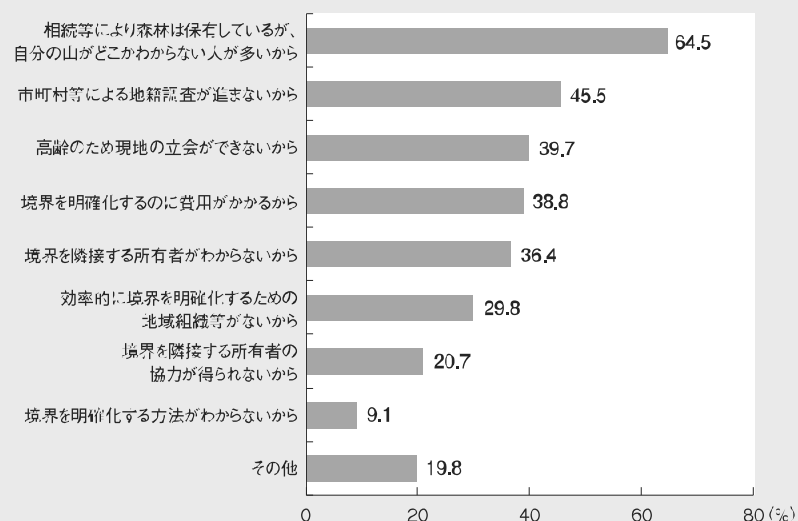
路網は、森林施業の効率的な実施のために必要不可欠なものであり、新たな森林管理システムにより効率的な森林の経営管理が行われる前提ともいえるものである。これまでも、路網作設に係る技術の蓄積や技術者の育成等を進め、路網整備の推進を図ってきたところであるが、「森林・林業基本計画」における林道等の望ましい延長の目安である33万kmに対して、同基本計画の策定時点の延長は19万kmにとどまっている。

このため、新たな森林管理システムにより、意欲と能力のある林業経営者へ森林の経営管理を集積・集約化させる地域に重点化して、路網整備の推進を図っていくことが必要である。

こうした路網の整備に当たっては、森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを形成するための基幹となる林道に加え、支線となる林業専用道^{*74}や森林作業道^{*75}をバランス良く配置することが重要である。

また、これと併せて、こうした林業経営者が行う

資料Ⅰ-12 森林の境界の明確化が進まない理由(複数回答)



注：林業者モニターを対象とした調査結果。
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

*71 農林水産省「2005年農林業センサス」

なお、「2010年世界農林業センサス」以降この統計項目は削除された。

*72 この調査での「林業者」は、「2010年世界農林業センサス」で把握された林業経営体の経営者。

*73 境界の明確化の取組については、第Ⅲ章(95-96ページ)を参照。

*74 普通自動車(1トン積程度のトラックに相当)や林業用車両の走行を想定。林業専用道について詳しくは、第Ⅲ章(97ページ)を参照。

*75 フォワーダ等の林業機械の走行を想定。森林作業道について詳しくは、第Ⅲ章(97ページ)を参照。

間伐等が優先的に実施されるようにするとともに、この新たなシステムの構築が見込まれる地域を中心として、高性能林業機械^{*76}の導入を重点的に推進するなど、こうした林業経営者の育成を支援していくことが必要である。さらに、「伐採と造林の一貫作業システム」の普及による効率的な再造林や、情報通信技術（ICT^{*77}）やドローン等の新技術の活用による施業の効率化を推進していくことも重要である。

（エ）人材の育成

新たな森林管理システムを進める上では、森林の経営管理に長期的・広域的な視点に立って関わることのできる「森林総合監理士（フォレスター）」や、森林の経営管理の集積・集約化の実務を担うことが期待される「森林施業プランナー」の育成を図ることが重要となる。また、「森林総合監理士（フォレスター）」に関しては、技術水準の向上や、先進的な活動を普及させるためのネットワーク構築等の取組

も必要となる。さらに、こうした者が森林そのものの取扱いだけに関わるのではなく、生産された丸太の流通等に関する知見も持ち、川上から川下までの連携を進めていく役割を担うことも期待される。

実際の森林の経営管理を担うこととなる林業経営者においては、「「緑の雇用」事業^{*78}」等を活用して新規就業者の確保を図るほか、施業の効率化等を図りつつ長期間にわたって事業を行っていく観点から、高度な知識と技術・技能を有する林業労働者を安定的に育成^{*79}することが必要となってくる。

（オ）市町村の体制の整備

新たな森林管理システムの下では、市町村が意欲と能力のある林業経営者に森林の経営管理を委ね、又は市町村自らが森林管理を行うことになる。一方で、1,000ha以上の私有人工林を有する市町村にあっても、専ら林務を担当する職員が0～1人程度の市町村が約4割を占める^{*80}など、施策を展開するための体制が十分でない市町村も多い。

事例Ⅰ－3 境界の確認等におけるドローン（無人航空機）活用の取組

公益社団法人徳島森林づくり推進機構では、「儲かる林業のためのドローン技術による高精度森林情報整備事業」を実施している。同事業では、①高齢者、不在村者等は現地での境界確認が困難、②森林資源の把握と経済価値の判断が難しく、間伐等の手入れが遅れている森林が増加、③伐採後の確実な植林やシカ食害対策等の負担が大きい、④森林は広域で急峻な地形が多く、調査や森林の見回りに多くの人員と時間が必要といった地域の課題解決のためにドローンの活用に取り組んでいる。

具体的には、ドローンでの空撮により林地の3次元データ等を取得し、既存のデータと組み合わせた図面の作成や、GPSを利用した自律飛行による情報収集等により、①境界確認の効率化と林地の集約化の進展、②手入れが遅れている森林の所有者への間伐等の働き掛け、③主伐の採算性の事前把握による確実な植林やシカ食害対策への対応、④森林資源情報取得や定期的な森林監視の省力化につなげることとしている。



災害調査におけるドローン自律飛行の準備作業



ドローンの空撮データから作成した3次元画像

* 76 高性能林業機械の導入状況については、第Ⅲ章（98-99ページ）を参照。

* 77 「Information and Communication Technology」の略。

* 78 「「緑の雇用」事業」について詳しくは、第Ⅲ章（102ページ）を参照。

* 79 高度な知識と技術・技能を有する林業労働者の育成について詳しくは、第Ⅲ章（103-105ページ）を参照。

* 80 総務省「平成28年地方公共団体定員管理調査」

市町村が主体となった森林の経営管理の集積・集約化及び公的管理の事務を進めるためには、こうした体制の整備が必要であることから、国や都道府県による支援や、「森林総合監理士(フォレストー)」等の技術者の「地域林政アドバイザー^{*81}」としての活用のほか、近隣市町村と協議会を構成し、共同実施に向けた連携等を進めていくことが重要である。また、「地方自治法^{*82}」では市町村の求めに応じて、都道府県が事務の代替執行を行うことができるようになっているが、さらに、都道府県の発意により、市町村の同意を条件として、都道府県による事務の代替執行を行うことができるようにすることも必要である。

(カ)国有林野事業との連携

国有林野事業においては、その組織、技術力及び資源を活用し、林業の成長産業化に貢献することとしており^{*83}、民有林における新たな森林管理システムが効率的に機能するよう、民有林と隣接する国有林における林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた技術普及など、民有林との連携をさらに強化する必要がある。

また、市町村が集積・集約した森林の管理を担うこととなる意欲と能力のある林業経営者に対する国有林野事業の受託機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営者の情報を都道府県や市町村に対して提供するなどの取組も進めていくことも重要である。

*81 森林・林業に関して知識や経験を有する者を市町村が雇用することを通じて、森林・林業行政の体制支援を図る制度。平成29年度に創設され、市町村がこれに要する経費については、特別交付税の算定の対象となっている。

*82 「地方自治法」(昭和22年法律第67号)

*83 国有林野事業における林業の成長産業化への貢献については、第V章(194-199ページ)を参照。

34%^{*24}、下刈り等を行った林業経営体は47%^{*25}、間伐を行った林業経営体は71%^{*26}である。

また、受託若しくは立木買いにより素材生産を行った民間事業体は、1,098経営体となっている。これらの林業経営体の事業規模をみると、59%が年間の素材生産量5,000m³未満の林業経営体^{*27}となっており、小規模な林業経営体が多い。素材生産の労働生産性は事業規模が大きい林業経営体ほど高いことから^{*28}、効率的な素材生産を行うためには安定的に事業量を確保することが求められる。このような中で、民間事業体においても、森林所有者等に働き掛け、施業の集約化や経営の受託等を行う取組^{*29}が進められている。

また、林業者と建設業者が連携して路網整備や間伐等の森林整備を実施する「林建協働」の取組が、建設業者による「建設トップランナー倶楽部^{*30}」等により推進されている。建設業者は既存の人材、機材、ノウハウ等を有効活用して、林業の生産基盤である路網の開設等を実施できることから、林業者との連携によって林業再生に寄与することが期待される。

（林業事業体育成のための環境整備）

林業事業体には、地域の森林管理の主体として、造林や保育等の作業の受託から森林経営計画等の作成に至るまで、幅広い役割を担うことが期待されることから、施業の集約化等に取り組むための事業環境を整備する必要がある。

このため、各都道府県では、林野庁が発出した森林関連情報の提供等に関する通知^{*31}に基づき、林業事業体に対して森林簿、森林基本図、森林計画図等の閲覧、交付及び使用を認めるように、当該情報の取扱いに関する要領等の見直しを進めている。

また、森林所有者、事業発注者等が森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるよう、林野庁では、林業経営体に関する技術者・技能者の数、林業機械の種類及び保有台数、事業量等の情報を登録し、公表する仕組みの例を示した。平成29(2017)年度までに、8道県がこの仕組みを活用している。

さらに、林業事業体の計画的な事業実行体制等の構築を促進するため、地域における森林整備や素材生産の年間事業量を取りまとめて公表する取組も開始されている^{*32}。

（3）林業の生産性の向上に向けた取組

（ア）施業の集約化

新たな森林管理システムは、自ら適切に経営管理を行うことができない森林所有者の森林を集積・集約化するものである^{*33}が、林業経営に関心のある森林所有者であっても所有規模が小規模零細であるため、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが難しい場合が多い。このため、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」の推進が必要となっている。

（生産性の向上には施業の集約化が必要）

施業の集約化により、作業箇所がまとまり、路網の合理的な配置や高性能林業機械を効果的に使った作業が可能となることから、素材生産コストの縮減が期待できる。また、一つの施業地から供給される木材のロットが大きくなることから、径級や質の揃った木材をまとめて供給することが容易となり、市場のニーズに応えるとともに、価格面でも有利に販売することが期待できる。

*24 409経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*25 610経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*26 929経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*27 652経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*28 素材生産量規模別の労働生産性については、89-90ページ参照。

*29 例えば、「平成24年度森林及び林業の動向」の136ページを参照。

*30 複業化や農林水産業への参入に取り組む建設業者の会。

*31 「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」(平成24(2012)年3月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知)

*32 例えば、「平成26年度森林及び林業の動向」の182ページを参照。

*33 新たな森林管理システムの構築の方向性については、第I章(25-32ページ)を参照。

施業の集約化の推進に当たっては、森林所有者等から施業を依頼されるのを待つのではなく、林業事業体から森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした「施業提案書」を提示して、森林所有者へ施業の実施を働き掛ける「提案型集約化施業」が行われている^{*34}（事例Ⅲ－１）。（施業集約化を推進する「森林施業プランナー」を育成）

林野庁では、提案型集約化施業を担う人材を育成するため、平成19（2007）年度から、林業事業体の職員を対象として、「森林施業プランナー研修」

を実施している。同研修として、平成27（2015）年度までは、組織としての体制強化を目的とする「ステップアップ研修^{*35}」等を実施してきたが、平成28（2016）年度からは、地域ごとの特性を踏まえたより実践力のあるプランナーの育成を図るため、「プランナー研修^{*36}」等を新たに実施しており、平成29（2017）年度までに、1,038名が当該研修を修了している。

また、平成21（2009）年度から、「ステップアップ研修」を修了又はそれと同等レベルに達している

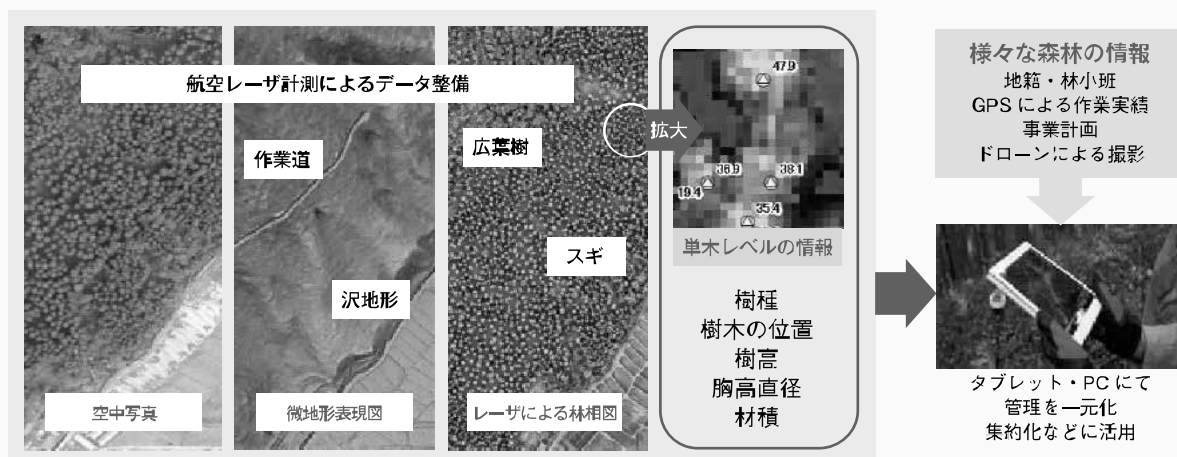
事例Ⅲ－１ 航空レーザ計測データを活用した施業集約化と林業経営の効率化の取組

山形県金山町^{かみやま}では、木材価格の長期低迷等による森林所有者の所有意識の低下や共有林等の所有者不明の森林の増加が危惧される中、県内では大型集成材工場の進出や木質バイオマス発電所の設置により新たな木材需要が生まれており、更なる生産性向上が求められる状況となっている。

これらの問題解決のため、金山町森林組合は、航空レーザ計測の実施により短時間で、傾斜や路網等の詳細な地理・地形情報や単木レベルの森林資源情報を整備した。これらの情報を活用することで、森林資源量や傾斜・標高、路網等の細かい条件を考慮したゾーニングや、机上での路網計画の検討、その集材範囲から木材生産量の予測を行うことが可能となった。

また、航空レーザ計測のデータに、タブレット端末やドローン（無人航空機）により取得した現場の画像を組み合わせて共有し活用することで、効率的な業務が実行可能となり、組織全体の生産性の向上につながっている。さらに、作業員に携帯させたGPS ロガーにより取得した位置情報から作業実施範囲を見える化し、共有することで安全性と施業の確実性が担保できるようになった。

同森林組合では、ICT 等の最新の技術を活用した森林データベースを活用して、正確な立木評価と生産性の高い伐採計画により森林所有者に主伐・再造林を提案し、山元に利益を還元できるよう取り組んでいくこととしている。



*34 提案型集約化施業は、平成9（1997）年に京都府の日吉町森林組合が森林所有者に施業の提案書である「森林カルテ」を示して森林所有者からの施業受託に取り組んだことに始まり、現在、全国各地に広がっている。

*35 「ステップアップ研修」は、「基礎的研修」修了者のスキルアップを図るとともに、同修了者と経営管理者、現場技術者等が一緒に参加して、組織として提案型集約化施業に取り組むことを学ぶ研修。

*36 「プランナー研修」は、森林施業プランナー資格の取得を目指し、地域における提案型集約化施業に必要な知識及び技能を習得するため、地域ごとに実施する研修。

事業体に対して、外部審査機関が評価を行う実践体制評価^{*37}を実施しており、平成29(2017)年度までに、12の事業体が同評価に基づく認定を受けている。

さらに、都道府県等においても地域の実情を踏まえた森林施業プランナーの育成を目的とする研修を実施している。

一方、これらの研修修了者は、技能、知識、実践力のレベルが様々であることから、平成24(2012)年10月から、「森林施業プランナー協会」が、森林施業プランナーの能力や実績を客観的に評価して認定を行う森林施業プランナー認定制度を開始した。同制度では、森林施業プランナー認定試験に合格した者、実践体制評価の認定を受けた事業体に所属し、提案型集約化施業の取組実績を有する者等を「認定森林施業プランナー」として認定しており、平成30(2018)年3月までに、1,933名が認定を受けている^{*38}。

(森林経営計画により施業の集約化を推進)

平成24(2012)年度から導入された「森林法^{*39}」に基づく森林経営計画制度では、森林の経営を自ら行う意欲のある森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、林班^{*40}又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上の森林を対象とする場合(林班計画)や、所有する森林の面積が100ha以上の場合(届人計画)に、自ら経営する森林について森林の施業及び保護の実施に関する事項等を内容とする森林経営計画を作成できることとされている。森林経営計画を作成して市町村長等から認定を受けた者は、税制上の特例措置や融資条件の優遇に加え、計画に基づく造林や伐採等の施業に対する「森林環境保全直接支援事業」による支援等を受けることができる。

同制度については、導入以降も現場の状況に応じた運用改善を行っている。平成26(2014)年度からは、市町村が地域の実態に即して、森林施業が一体として効率的に行われ得る区域の範囲を「市町村

森林整備計画」において定め、その区域内で30ha以上の森林を取りまとめた場合(区域計画)にも計画が作成できるよう制度を見直し、運用を開始した。この「区域計画」は、小規模な森林所有者が多く合意形成に多大な時間を要することや、人工林率が低いこと等により、林班単位での集約化になじまない地域においても計画の作成を可能とするものである。これにより、まずは地域の実態に即して計画を作成しやすいところから始め、計画の対象となる森林の面積を徐々に拡大していくことで、将来的には区域を単位とした面的なまとまりの確保を目指すこととしている(資料Ⅲ-19)。

しかし、森林所有者の高齢化や相続による世代交代等が進んでおり、森林所有者の特定や森林境界の明確化に多大な労力を要していることから、平成29(2017)年3月末現在の全国の森林経営計画作成面積は542万ha、民有林面積の約31%となっている。

(施業の集約化を推進するための取組)

森林経営計画の作成や施業の集約化に向けた取組を進めるためには、その前提として、森林所有者等の情報を一元的に把握できるよう整備していくことが不可欠である。

林野庁では、「森林整備地域活動支援交付金」により、森林経営計画の作成や施業の集約化に必要な森林情報の収集、森林調査、境界の明確化、合意形成活動や既存路網の簡易な改良に対して支援している。平成28(2016)年度からは多くの労力を必要とする現地での境界確認の効率化に向けて、GISの地図データが反映された空中写真を立体視することにより、現地に行くことなく境界を明らかにする取組を進めている。

また、平成28(2016)年5月の「森林法」の改正において、林業事業体等が施業集約化に取り組む際に所有者の所在の把握を行いやすくするため、所有者に関する情報や境界情報等を掲載した林地台帳

*37 提案型集約化施業を実施するための基本的な体制が構築されているかについて、外部評価を受けることで、林業事業体が抱える課題を具体的に把握し、取組内容の質の向上に結び付けることが可能となる。

*38 森林施業プランナー認定年度ポータルサイト「平成29年度 認定森林施業プランナー名簿を公開しました」(平成30(2018)年3月30日付け)

*39 「森林法」(昭和26年法律第249号)

*40 原則として、天然地形又は地物をもって区分した森林区画の単位(面積はおおむね60ha)。

**平成29年度
森林及び林業の動向**

**平成30年度
森林及び林業施策**

第196回国会（常会）提出

循環利用を計画的に実施していく段階に入っている^{*7}。

人工林が本格的な利用期を迎えた今、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林資源の循環利用を確立させながら、多様で健全な森林の整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林業経営に向けた施策を推進していく必要がある。

将来、バランスのとれた年齢構成を実現するために不可欠な若年齢の森林は少なくなっている。

平成26(2014)年度を始期とする全国森林計画では、2028年度までの15年間に84万6千haの人工造林を行う計画としている。まさに今が、木材需要に応じた主伐と再造林による循環を確立することで、次世代にも充実した森林資源を継承し、林業の成長産業化を実現するとともに森林の公益的機能を持続的に発揮させていくためのターニングポイントであるといえる(資料Ⅰ-3)。

(3)我が国林業の構造的な課題

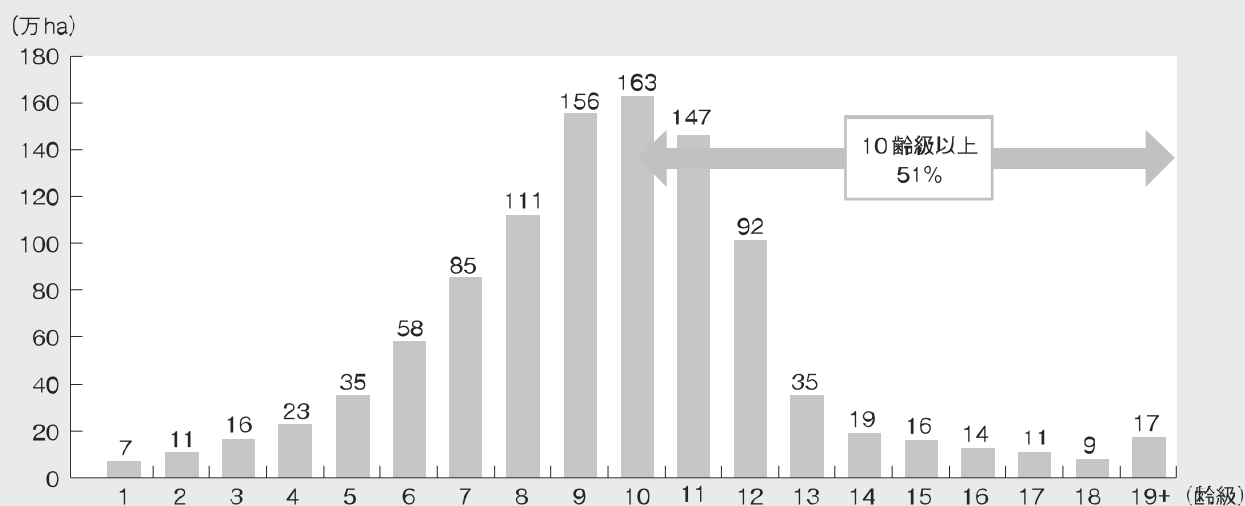
(新たな仕組みの必要性)

我が国では、小規模零細な森林所有構造に加え、材価は以前より低い水準で推移しており、森林所有

者に還元される収益が減少していること等から、森林所有者の経営規模を拡大する意欲等は減退している。例えば、森林所有者のうち、保有山林面積が10ha未満の者が全体の87%を占めている^{*8}が、仮に10haの森林について50年回帰で主伐・再造林を行ったとしても、1年当たりの伐採面積は0.2haにとどまる。0.2ha当たりの山元立木価格^{*9}は約18万円である一方、造林及び保育にかかる費用は23万円以上^{*10}と見込まれる。こうした中、平成27(2015)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」によると、経営規模を拡大したいとする森林所有者は約15%にとどまる。また、伐期に達した山林はあるが主伐を予定していない者が60%となっている(資料Ⅰ-4)。さらに、山村地域の人口減少も進み、所有者不明森林や境界不明森林の問題が顕在化している。

一方で、同調査によると、丸太(素材)生産を担う林業経営者のうち、今後の経営規模に関する意向として、規模拡大したいと回答した者が70%に上っている。しかし、そのうち約4割の者が事業を行う上での課題として、事業地の確保が困難であること

資料Ⅰ-3 人工林の年齢別面積



注1：年齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢」と数える。

注2：「森林法」(昭和26年法律第249号)第5条及び第7条の2に基づく森林計測の対象森林の面積である。

資料：林野庁「森林資源の現況」(平成24(2012)年5月31日現在)

*7 平成27(2015)年度的人工造林面積は、約2.5万ha。林野庁「森林・林業統計要覧2017」(平成29(2017)年9月)

*8 農林水産省「2015年農林業センサス」

*9 林地に立っている樹木の価格であり、最寄木材市場引渡し価格から、伐採や運賃等にかかる経費(丸太の生産費等)を控除することにより算出され、森林所有者の収入に相当する。詳しくは、第Ⅱ章(86-87ページ)を参照。

*10 農林水産省「平成25年度林業経営統計調査報告」(平成27(2015)年7月)による。詳しくは、第Ⅲ章(90ページ)を参照。

を挙げている(資料Ⅰ－5)。

このように、林業経営者の多くは経営規模を拡大したいとの意向を有しているものの、現状を維持したいとの意向を有している多くの森林所有者や、所有森林において主伐、再造林、保育といった循環的な経営を行う意欲の低い森林所有者との間でミスマッチが生じている。こうしたことから、まとまった規模の林業経営を持続していくことのできる、意欲と能力のある林業経営者が十分に育たない状況^{*11}である。

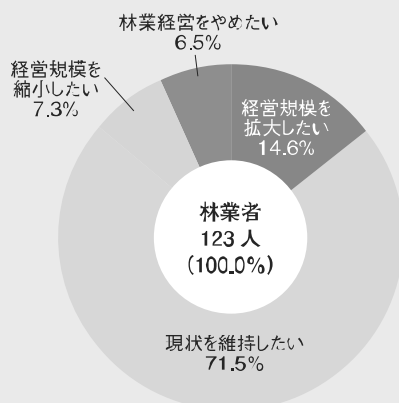
このため、適切な経営がなされていない森林を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するための新たな仕組みの構築が求められている。

(オーストリアの森林・林業)

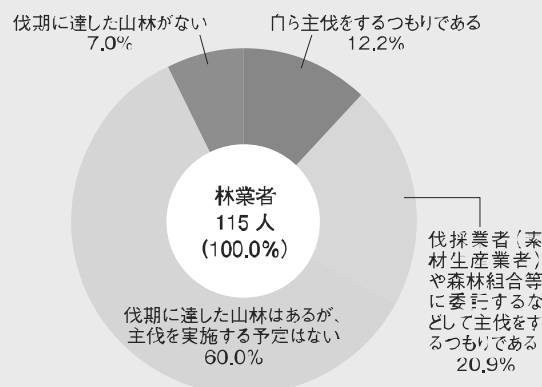
オーストリアは、我が国と比較的類似した地形や森林所有規模等の条件を有しながら、欧州の林業国として自国内から盛んに丸太の生産を行い、製材品の輸出等につなげている。こうした状況と、我が国の林業をめぐる状況を比較し、新たな森林管理システムの導入により、我が国の林業が抱える課題を解

資料Ⅰ－4 森林所有者の林業経営に関する意向

【林業経営規模の意向】



【今後5年間の主伐に関する意向】



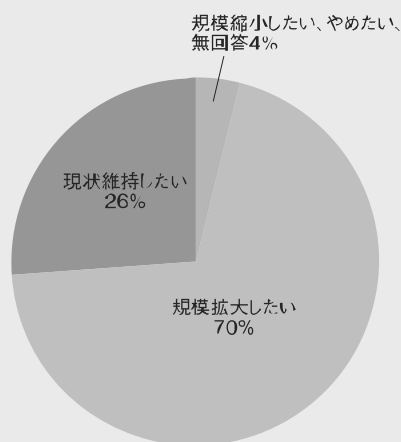
注1：計の不一致は四捨五入による。

2：「今後5年間の主伐に関する意向」は、「林業経営規模の意向」で「経営規模を拡大したい」、「現状を維持したい」、「経営規模を縮小したい」と回答した者に対して行われたもの。

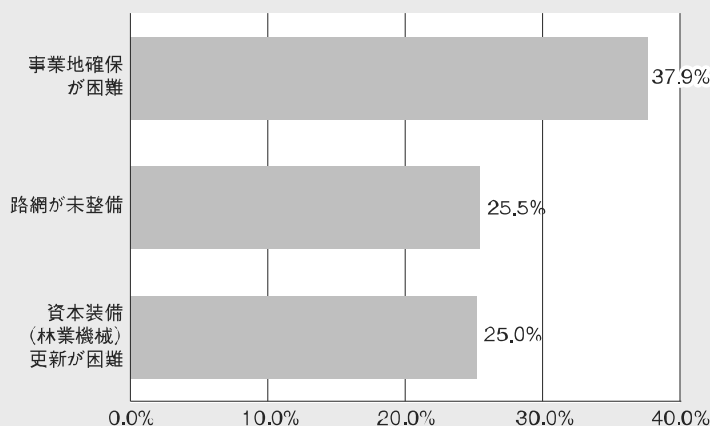
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

資料Ⅰ－5 林業経営者(素材生産業者)の意向

【今後の経営規模に関する意向】



【事業を行う上での課題】



注：事業を行う上での課題については、複数回答可。また、雇用関係の課題は除く。

資料：林野庁木材産業課調べ。

*11 状況は、「森林・林業基本計画」(平成28(2016)年5月)に掲げられた望ましい林業構造の具体例の半分の水準にとどまる。

3. 新たな森林管理システムの構築の方向性

我が国の森林資源の現状や林業をめぐる状況に鑑みると、森林の経営管理の集積・集約化を進めるための「新たな森林管理システム」の構築が森林の有する公益的機能の発揮と林業の成長産業化を実現するために不可欠となっている。以下では、新たな森林管理システムの構築の方向性について、意欲と能力のある林業経営者の関わりや、併せて実施することが必要な各種の条件整備、森林環境税(仮称)の導入等に触れながら記述する。

(1) 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

我が国の人工林の約半数が主伐期を迎えている中、森林の有する公益的機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現させるためには、これまでに掲げてきた我が国の森林・林業をめぐる課題を踏まえた対応が必要である。

これまで、我が国の森林・林業に関する施策においては、森林所有者の自発的な施策を国や都道府県が支援するという仕組みをとってきた。しかし、森林所有者の多くが経営規模を拡大する意欲や所有意思等が低くなり、路網整備や施策の集約化など積極的な経営や適切な管理を期待できない状況がみられる。

このため、森林所有者が自ら所有する森林について経営管理すべき責務があることを明確化した上で、森林所有者や林業経営者に一番近い公的な存在である市町村が森林所有者の意向を確認し、森林所有者が自ら経営管理できない場合には、所有している森林の経営管理に必要な権利を森林所有者が市町村に委ねることができるようにし、さらに、市町村は、林業経営に適した森林を、意欲と能力のある林業経営者に任せ、森林の経営管理を集積・集約させていく必要がある。一方で、自然的条件が悪く、林業経営が成り立たない森林については、既に手入れ不足に陥っている森林も生じていることから、こうした森林は、市町村が整備を進めていくことも必要

である。

こうした新たな森林管理のシステムを構築し、我が国の森林・林業に横たわる課題を打破し、人工林の適切な管理と資源の循環的な利用を進めていくことが必要とされている(事例Ⅰ-1)。

(2) 意欲と能力のある林業経営者への森林の経営管理の集積

(ア) 森林所有者自らが森林の経営管理ができない森林の市町村への経営管理権限の集積

現状でも個別に森林所有者の同意や確認を得れば、林業経営者が林業経営の集積・集約化を区することは可能である、しかしながら、森林所有者の所有意思等が低い中、その取組は困難さを増している。

林業経営者が、一定のまとまりのある森林の集積・集約化を行うことができれば、林道の開設等にも影響することが想定され、効率的な林業経営を実施していくことは難しくなる。

こうしたことから、森林所有者自らが適切な経営管理を行うことができない森林については、新たな森林管理システムを通じて、意欲と能力のある林業経営者に一定期間林業経営を委ねられるようにすることが必要である(資料Ⅰ-10)。

そして、計画的な伐採を行いつつ、伐った後には再造林を行い、適切な保育作業を実施していくことや、長伐期化を目指して間伐を繰り返すといった、循環的な林業経営を行っていくことが必要である。

また、こうした林業経営者に林業経営を委ねることで、高い生産性と収益性を実現させ、森林所有者や林業従事者の所得を向上させ、地域での雇用を確保し、山村地域の活性化にもつなげることができる。さらには、計画的な伐採を行うことで、川下と連携した安定的な丸太の供給を図り、競争力を強化していくことも可能となる。

(イ) 意欲と能力のある林業経営者の育成

林業経営には、森林組合や企業、個人事業主、林家など様々なプレーヤーが存在しているが^{*56}、「森林・林業基本計画」においては、林業経営の主体として、森林経営計画の作成を担う「持続的な林業経

*56 林業経営の動向について詳しくは、第Ⅲ章(87-93ページ)を参照。

営の主体」と、効率的かつ低コストな施業を実施し得る「効率的な施業実行の主体」を位置付けている。新たな森林管理システムにおいては、この両者とも市町村が森林の経営管理を委ねる候補となり得ることから、その育成を図っていく必要がある。

森林所有者から、継続して林業経営を受託する主体には、①森林所有者・林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有すること、②主伐後の再造林の実施体制を有するなど林業生産活動の継続性を確保できることなど、効率的かつ安定的な林業経営を実現できることが求められている。また、林業事業体によって伐採や搬出のみならず、再造林を促すような独自のガイドラインを作成するといった取組も進められてきたところであり、こうした取組が広がっていくことが求められている(事例Ⅰ-2)。

このような取組が林業経営の主体に求められるこ

とを踏まえて、市町村が森林の経営管理を委ねる林業経営者として経営改善の意欲を有すること、関係事業者と連携するなどして丸太生産や造林・保育の実行体制を確保できること、伐採・造林に係る行動規範の策定などに取り組むことが可能であること等を考慮し、市町村からの推薦も踏まえて選定した者を都道府県が公表することとし、このような者を、地域の実情に応じて育成・確保することが重要となる。具体的には、このような林業経営者として、森林組合や素材生産業者、自伐林家等が対象になると見込まれる。

(ウ)自然的条件等が不利な森林の適切な管理 (自然的条件が不利な人工林の管理)

林業経営者に委ねることが期待される森林については、持続的な林業経営が成り立つことが前提となっている。しかし、市町村が森林所有者から経営

事例Ⅰ-1 にしあわくらそん 西栗倉村百年の森林構想 あり

岡山県北東端部の中山間地に位置する西栗倉村は、面積約5,800haのうち93%を森林が占める典型的な山村である。同村は人口1,478人、世帯数592、高齢化率35%(平成29(2017)年3月現在)であり、平成17(2005)年時点の人口1,684人からは徐々に人口が減少している。

同村では、森林の約82%を占める人工林の多くが50年生まで育っていることを受け、林業をめぐる厳しい状況の中で、これらの人工林の管理を諦めるのではなく、村ぐるみであと50年頑張って美しい森林に囲まれた上質な田舎を実現していこうとの「百年の森林構想」を村の方針として打ち立てた。

この「百年の森林構想」に基づき西栗倉村や株式会社西栗倉森の学校等の主体が連携して「百年の森林事業」を実施しており、川上側では適切な森林管理や森林整備により「生物が豊かで、美しく安全な森林づくり」、川下側では間伐材を使った商品の開発・販売を通じ「森林をきっかけに西栗倉を多面的に活性化」することを目的としている。

具体的な取組としては、個人所有の山林を村が預かって管理・整備を行う「長期施業管理に関する契約」を進めることとしており、契約目標の私有林約3,000haに対して、平成29(2017)年12月現在、約1,475haの契約を締結している。この契約は、西栗倉村が契約期間を10年間とした森林管理の委託を受け、その間森林整備にかかる費用については全て村が負担し、森林所有者には費用負担がかからないこととなっている(木材販売の収益は森林所有者と村が折半)。このように、地元の地方公共団体が主体的に森林管理に関わることが、安心感につながり、契約を伸ばしている。

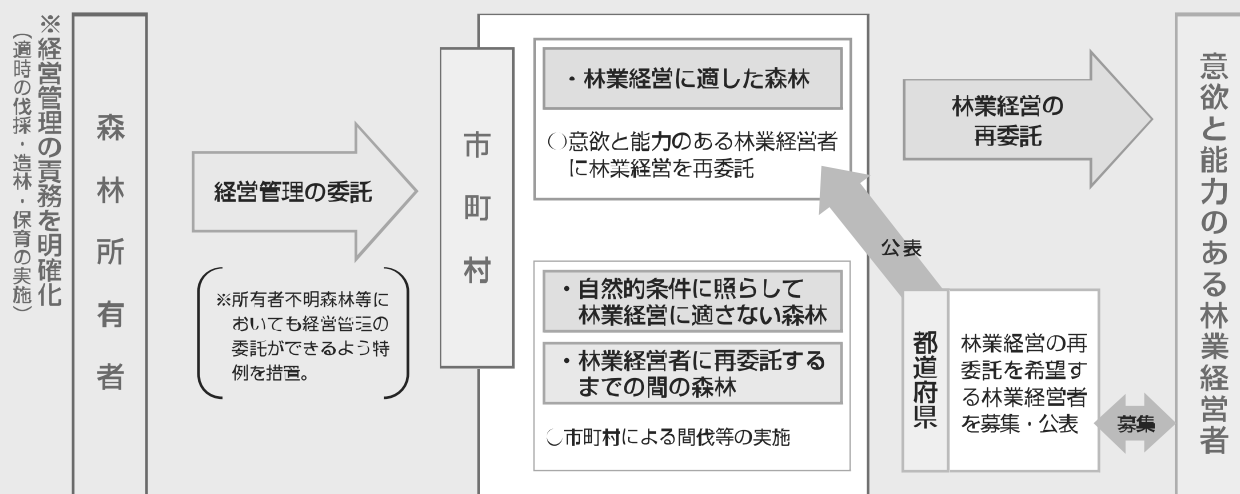


西栗倉村内の林齢100年を超える人二林



本取組によって生産された間伐材

資料 I - 10 新たな森林管理システム



事例 I - 2 伐採搬出ガイドラインサミット

宮崎県の素材生産事業体を中心に平成15(2003)年に設立された「ひむか^{いし}維森の会」は平成20(2008)年に自らが素材生産を行う際の「伐採搬出ガイドライン」等を策定し、素材生産に係る環境負荷の低減や、再造林支援を促すなどの取組を進めてきた。さらに、平成23(2011)年には、外部に設置した第三者委員会とともに環境配慮や資源循環(主伐後の再造林)、労働安全に関する所定の基準を審査し認証する「責任ある素材生産事業体」制度を発足させるなど、素材生産業が社会的責任に応えることを広める取組を進めている。

また、同会ではこうした取組の全国への普及にも努めており、岩手県や島根県、鹿児島県でも同会の「伐採搬出ガイドライン」をベースとしたガイドラインを策定し、運用する動きが出てきている。同会では、こうした活動の更なる活性化を目指し、平成29(2017)年9月に、「伐採搬出ガイドラインサミット in 宮崎・九州」を開催した。このサミットでは、全国から73の事業体等が参加し、同会のこれまで10年間の取組や、全国各地の活動状況が報告されたほか、環境配慮等を盛り込んだ伐採搬出時のガイドラインの九州全域への展開を目指す新たな連携協議会の設置等について、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の素材生産事業体の団体が協力して取り組むことが宣言された。



連携協議会の設置について宣言



リミット参加者による伐採現場視察

管理に関する権利を取得した森林の中には、自然的条件が不利で、経済ベースで自立した林業経営を継続的に実施することが難しい人工林も含まれる。森林は、林業経営の適否にかかわらず、国民一人一人にとってかけがえのない多様な公益的機能を有していることから、自然的条件が悪く、林業経営が成り立たない森林を、積極的な経営の意思を有していない森林所有者に任せているのでは、適切な経営管理がなされずに森林の有する公益的機能の発揮に支障を来してしまうことになる。

このため、新たな森林管理システムでは、このような林業経営が成り立たない森林は、市町村による公的管理により適切な施策を実施していく必要がある。この際には、間伐を繰り返したり、育成単層林として維持するのではなく、管理コストが小さくなるよう、育成複層林等への転換を進めることが望ましい。

「森林・林業基本計画」においても、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林等に誘導することとしており、そうした森林は370万haに上る^{*57}とされている。

また、この新たな森林管理システムの構築を契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が自らの事業として実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして森林環境税(仮称)を創設するとの内容が「平成30年度税制改正の大綱^{*58}」において取りまとめられている。

(天然林の適切な維持・管理)

新たな森林管理システムは、主に民有林の人工林を念頭に置いたシステムであるが、人工林とともに森林全体としての多面的機能を発揮する天然林についても、適切な維持・管理を行う必要がある。このため、市町村も含めた様々な主体によって、奥地の天然林については引き続き天然力を活用して維持が図られるようにするとともに、里山林については、竹林化が進んでいるところもみられており、期待される多面的機能に応じた手入れが実施されることが求められる^{*59}。

(3) 森林の経営管理を集積していく上での条件整備

(ア) 所有者不明森林への対応

(所有者不明森林の現状)

我が国の森林では、材価の下落等により森林から収益が得られず費用だけがかさんでいること等から、所有森林に対する関心も低下しており、相続に伴う所有権の移転登記がなされず、所有者不明森林も生じている。

平成28(2016)年度に地籍調査^{*60}を実施した地

資料 I - 11 所有者不明土地の割合に関する調査結果

平成28年度地籍調査における土地所有者等^{*1}に関する調査 (平成28年度に一筆地調査を実施した地区を対象に調査)

	地域別 ^{*2} の調査結果 【()内の数字は調査対象筆数に対する割合】				
	全体	都市部 (DID)	宅地	農地	林地
調査対象筆数	622,608	79,753	98,775	200,617	243,433
①登記簿上で所在確認	497,549 (79.9%)	68,203 (85.5%)	81,610 (82.6%)	166,648 (83.1%)	181,088 (74.4%)
②登記簿のみでは所在不明	125,059 (20.1%)	11,580 (14.5%)	17,165 (17.4%)	33,969 (16.9%)	62,345 (25.6%)

※1 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

※2 調査地区には、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

資料：国土交通省「国土政策分科会特別部会第12資料」より抜粋

*57 森林・林業基本計画における平成27(2015)年の育成単層林の面積は1,030万haであり、うち360万haが育成複層林に、20万haが天然生林に誘導される森林となっている。

*58 平成29(2017)年12月22日閣議決定。詳しくはトピックス(2-3ページ)を参照。

*59 里山林の保全管理の取組については、第II章(120ページ)を参照。

*60 「国土地調査法」(昭和26年法律第180号)に基づき、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目等を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

区における土地の所有者等について国土交通省が集計した調査結果によると、不動産登記簿により所有者の所在が判明しなかった土地の割合は筆数ベースで全体の約20%であり、特に森林については、25%を超えている(資料Ⅰ-11)。

また、平成28(2016)年度末時点での地籍調査の進捗状況は宅地で54%、農用地で73%であるのに対して、森林では45%にとどまっている^{*61}。

所有者不明森林では、適切な森林の経営管理がなされないばかりか、施業の集約化を行う際の障害となり、森林の経営管理を集積していく上での大きな課題となっている。

(森林法上の所有者把握の取組)

森林所有者の特定については、平成23(2011)年の「森林法^{*5c}」の改正^{*6c}により、平成24(2012)年4月から、新たに森林の土地の所有者となった者に対して、市町村長への届出を義務付ける制度^{*64}が開始され、それまでの「国土利用計画法^{*6a}」による届出^{*66}に加えて、相続による異動や、1ha未満の小規模な森林の土地の所有者の異動も把握することを可能とした。また、平成28(2016)年5月の「森林法」の改正^{*67}により、市町村が森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載した林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組み^{*68}を設けている。林地台帳は平成30(2018)年度末までに整備することとされており、林地台帳の活用により、林業事業体等が施業の集約化に取り組む際に、森林所有者の所在を把握しやすくなることが期待されている。

(所有者不明森林の整備等を行うための制度)

また、所有者不明森林における整備を進めるため、平成23(2011)年の「森林法」の改正により、早急に間伐を行うことが必要な森林について、森林所

有者を確知することができない場合でも間伐の代行等が可能となるよう、都道府県知事の裁定により、間伐の対象となる立木に所有権を設定し、間伐等の施業の代行等を実施することを可能とした(要間伐森林制度)^{*59}。

さらに、平成28(2016)年5月の同法の改正により、平成29(2017)年4月からは、共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の同意が得られない場合に、都道府県知事の裁定手続等を経た上で、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行い、伐採・造林を行うことを可能とした(共有者不確知森林制度)^{*70}。

これらの制度は、都道府県知事の裁定により、立木の所有権の設定や、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行うものであり、これまでは都道府県が慎重に運用を行っているために実績が上がっていないという課題が生じていることから、所有者不明森林において適切な森林の経営管理が行われるようにすることが求められている。このため、新たな森林管理システムにおいては、確知されている共有者が市町村に共有林の経営管理を委ねようとしている中で、共有者の一部が確知できない森林については、都道府県知事の裁定を要することなく、市町村に森林の経営管理を集約できるような仕組みにすることが必要である。また、所有者の全部が判明していない場合や、所有者が確知されている場合であっても森林の適切な経営管理に同意が得られない者が存在し、市町村への経営管理の集約が必要かつ適当と認められる場合には、都道府県知事の裁定手続等を経た上で森林の経営管理を集約できるような仕組みにすることが必要である。その際、確知されなかった所有者や共有者が、後から市町村への経営管理の集約を取り消すことができる仕組みにするこ

*61 国土交通省ホームページ「全国の地籍調査の実施状況」
 *62 「森林法」(昭和26年法律第249号)
 *63 「森林法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)
 *64 「森林法」第10条の7の2
 *65 「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)
 *66 「国土利用計画法」第23条
 *67 「森林法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第44号)
 *68 「森林法」第191条の4から第191条の6まで
 *69 「森林法」第10条の11の6
 *70 「森林法」第10条の12の2から第10条の12の8まで

とも重要である。

(イ)境界不明森林への対応

我が国の私有林では、相続に伴う所有権の移転等により、森林の所在する市町村に居住し、又は事業所を置く者以外の者(不在村者)の保有する森林が増加している。不在村者の所有森林は私有林面積の約4分の1を占めており、そのうちの約4割は当該都道府県以外に居住する者等の保有となっている^{*71}。

平成27(2015)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」で、林業者モニター^{*72}に対して森林の境界の明確化が進まない理由について聞いたところ、「相続等により森林は保有しているが、自分の山がどこかわからない人が多いから」、「市町村等による地籍調査が進まないから」、「高齢のため現地の立会ができないから」という回答が多かった(資料Ⅰ-12)。

このため、境界の明確化に向けた取組が所有者不明森林の所有者特定取組とともに実施されており^{*73}、森林の境界確認に空中写真と森林GISのデータを利用するなど、業務の効率化を図る取組も実施されている(事例Ⅰ-3)。

境界の明確化に向けた取組の一つとして地籍調査が行われているが、林地における実施面積の割合は平成28(2016)年度末時点で45%となっており、平成31(2019)年までに50%とすることが目標とされている。このような中で、林野庁と国土交通省は、森林境界明確化活動と地籍調査の成果を相互に活用するなど、連携しながら境界の明確化に取り組んでいる。

(ウ)路網整備の推進等

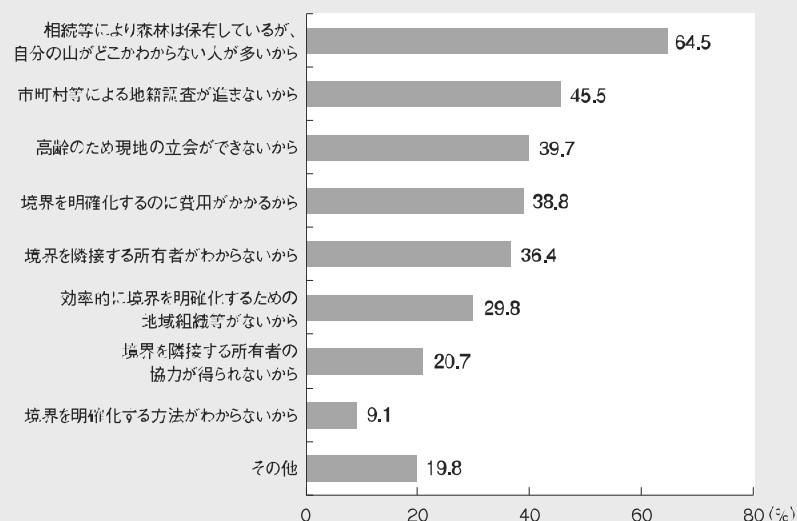
路網は、森林施業の効率的な実施のために必要不可欠なものであり、新たな森林管理システムにより効率的な森林の経営管理が行われる前提ともいえるものである。これまでも、路網作設に係る技術の蓄積や技術者の育成等を進め、路網整備の推進を図ってきたところであるが、「森林・林業基本計画」における林道等の望ましい延長の目安である33万kmに対して、同基本計画の策定時点の延長は19万kmにとどまっている。

このため、新たな森林管理システムにより、意欲と能力のある林業経営者へ森林の経営管理を集積・集約化させる地域に重点化して、路網整備の推進を図っていくことが必要である。

こうした路網の整備に当たっては、森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを形成するための基幹となる林道に加え、支線となる林業専用道^{*74}や森林作業道^{*75}をバランス良く配置することが重要である。

また、これと併せて、こうした林業経営者が行う

資料Ⅰ-12 森林の境界の明確化が進まない理由(複数回答)



注：林業者モニターを対象とした調査結果。
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

*71 農林水産省「2005年農林業センサス」

なお、「2010年世界農林業センサス」以降この統計項目は削除された。

*72 この調査での「林業者」は、「2010年世界農林業センサス」で把握された林業経営体の経営者。

*73 境界の明確化の取組については、第Ⅲ章(95-96ページ)を参照。

*74 普通自動車(1トン積程度のトラックに相当)や林業用車両の走行を想定。林業専用道について詳しくは、第Ⅲ章(97ページ)を参照。

*75 フォワーダ等の林業機械の走行を想定。森林作業道について詳しくは、第Ⅲ章(97ページ)を参照。

間伐等が優先的に実施されるようにするとともに、この新たなシステムの構築が見込まれる地域を中心として、高性能林業機械^{*76}の導入を重点的に推進するなど、こうした林業経営者の育成を支援していくことが必要である。さらに、「伐採と造林の一貫作業システム」の普及による効率的な再造林や、情報通信技術（ICT^{*77}）やドローン等の新技術の活用による施業の効率化を推進していくことも重要である。

（エ）人材の育成

新たな森林管理システムを進める上では、森林の経営管理に長期的・広域的な視点に立って関わることのできる「森林総合監理士（フォレスター）」や、森林の経営管理の集積・集約化の実務を担うことが期待される「森林施業プランナー」の育成を図ることが重要となる。また、「森林総合監理士（フォレスター）」に関しては、技術水準の向上や、先進的な活動を普及させるためのネットワーク構築等の取組

も必要となる。さらに、こうした者が森林そのものの取扱いだけに関わるのではなく、生産された丸太の流通等に関する知見も持ち、川上から川下までの連携を進めていく役割を担うことも期待される。

実際の森林の経営管理を担うこととなる林業経営者においては、「「緑の雇用」事業^{*78}」等を活用して新規就業者の確保を図るほか、施業の効率化等を図りつつ長期間にわたって事業を行っていく観点から、高度な知識と技術・技能を有する林業労働者を安定的に育成^{*79}することが必要となってくる。

（オ）市町村の体制の整備

新たな森林管理システムの下では、市町村が意欲と能力のある林業経営者に森林の経営管理を委ね、又は市町村自らが森林管理を行うことになる。一方で、1,000ha以上の私有人工林を有する市町村であっても、専ら林務を担当する職員が0～1人程度の市町村が約4割を占める^{*80}など、施策を展開するための体制が十分でない市町村も多い。

事例Ⅰ－3 境界の確認等におけるドローン（無人航空機）活用の取組

公益社団法人徳島森林づくり推進機構では、「儲かる林業のためのドローン技術による高精度森林情報整備事業」を実施している。同事業では、①高齢者、不在村者等は現地での境界確認が困難、②森林資源の把握と経済価値の判断が難しく、間伐等の手入れが遅れている森林が増加、③伐採後の確実な植林やシカ食害対策等の負担が大きい、④森林は広域で急峻な地形が多く、調査や森林の見回りに多くの人員と時間が必要といった地域の課題解決のためにドローンの活用に取り組んでいる。

具体的には、ドローンでの空撮により林地の3次元データ等を取得し、既存のデータと組み合わせた図面の作成や、GPSを利用した自律飛行による情報収集等により、①境界確認の効率化と林地の集約化の進展、②手入れが遅れている森林の所有者への間伐等の働き掛け、③主伐の採算性の事前把握による確実な植林やシカ食害対策への対応、④森林資源情報取得や定期的な森林監視の省力化につなげることとしている。



災害調査におけるドローン自律飛行の準備作業



ドローンの空撮データから作成した3次元画像

* 76 高性能林業機械の導入状況については、第Ⅲ章(98-99ページ)を参照。

* 77 「Information and Communication Technology」の略。

* 78 「「緑の雇用」事業」について詳しくは、第Ⅲ章(102ページ)を参照。

* 79 高度な知識と技術・技能を有する林業労働者の育成について詳しくは、第Ⅲ章(103-105ページ)を参照。

* 80 総務省「平成28年地方公共団体定員管理調査」

市町村が主体となった森林の経営管理の集積・集約化及び公的管理の事務を進めるためには、こうした体制の整備が必要であることから、国や都道府県による支援や、「森林総合監理士(フォレストー)」等の技術者の「地域林政アドバイザー^{*81}」としての活用のほか、近隣市町村と協議会を構成し、共同実施に向けた連携等を進めていくことが重要である。また、「地方自治法^{*82}」では市町村の求めに応じて、都道府県が事務の代替執行を行うことができるようになっているが、さらに、都道府県の発意により、市町村の同意を条件として、都道府県による事務の代替執行を行うことができるようにすることも必要である。

(カ)国有林野事業との連携

国有林野事業においては、その組織、技術力及び資源を活用し、林業の成長産業化に貢献することとしており^{*83}、民有林における新たな森林管理システムが効率的に機能するよう、民有林と隣接する国有林における林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた技術普及など、民有林との連携をさらに強化する必要がある。

また、市町村が集積・集約した森林の管理を担うこととなる意欲と能力のある林業経営者に対する国有林野事業の受託機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営者の情報を都道府県や市町村に対して提供するなどの取組も進めていくことも重要である。

*81 森林・林業に関して知識や経験を有する者を市町村が雇用することを通じて、森林・林業行政の体制支援を図る制度。平成29年度に創設され、市町村がこれに要する経費については、特別交付税の算定の対象となっている。

*82 「地方自治法」(昭和22年法律第67号)

*83 国有林野事業における林業の成長産業化への貢献については、第V章(194-199ページ)を参照。

34%^{*24}、下刈り等を行った林業経営体は47%^{*25}、間伐を行った林業経営体は71%^{*26}である。

また、受託若しくは立木買いにより素材生産を行った民間事業体は、1,098経営体となっている。これらの林業経営体の事業規模をみると、59%が年間の素材生産量5,000m³未満の林業経営体^{*27}となっており、小規模な林業経営体が多い。素材生産の労働生産性は事業規模が大きい林業経営体ほど高いことから^{*28}、効率的な素材生産を行うためには安定的に事業量を確保することが求められる。このような中で、民間事業体においても、森林所有者等に働き掛け、施業の集約化や経営の受託等を行う取組^{*29}が進められている。

また、林業者と建設業者が連携して路網整備や間伐等の森林整備を実施する「林建協働」の取組が、建設業者による「建設トップランナー倶楽部^{*30}」等により推進されている。建設業者は既存の人材、機材、ノウハウ等を有効活用して、林業の生産基盤である路網の開設等を実施できることから、林業者との連携によって林業再生に寄与することが期待される。

(林業事業体育成のための環境整備)

林業事業体には、地域の森林管理の主体として、造林や保育等の作業の受託から森林経営計画等の作成に至るまで、幅広い役割を担うことが期待されることから、施業の集約化等に取り組むための事業環境を整備する必要がある。

このため、各都道府県では、林野庁が発出した森林関連情報の提供等に関する通知^{*31}に基づき、林業事業体に対して森林簿、森林基本図、森林計画図等の閲覧、交付及び使用を認めるように、当該情報の取扱いに関する要領等の見直しを進めている。

また、森林所有者、事業発注者等が森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるよう、林野庁では、林業経営体に関する技術者・技能者の数、林業機械の種類及び保有台数、事業量等の情報を登録し、公表する仕組みの例を示した。平成29(2017)年度までに、8道県がこの仕組みを活用している。

さらに、林業事業体の計画的な事業実行体制等の構築を促進するため、地域における森林整備や素材生産の年間事業量を取りまとめて公表する取組も開始されている^{*32}。

(3)林業の生産性の向上に向けた取組

(ア)施業の集約化

新たな森林管理システムは、自ら適切に経営管理を行うことができない森林所有者の森林を集積・集約化するものである^{*33}が、林業経営に関心のある森林所有者であっても所有規模が小規模零細であるため、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが難しい場合が多い。このため、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」の推進が必要となっている。

(生産性の向上には施業の集約化が必要)

施業の集約化により、作業箇所がまとまり、路網の合理的な配置や高性能林業機械を効果的に使った作業が可能となることから、素材生産コストの縮減が期待できる。また、一つの施業地から供給される木材のロットが大きくなることから、径級や質の揃った木材をまとめて供給することが容易となり、市場のニーズに応えるとともに、価格面でも有利に販売することが期待できる。

*24 409経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*25 610経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*26 929経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*27 652経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*28 素材生産量規模別の労働生産性については、89-90ページ参照。

*29 例えば、「平成24年度森林及び林業の動向」の136ページを参照。

*30 複業化や農林水産業への参入に取り組む建設業者の会。

*31 「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」(平成24(2012)年3月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知)

*32 例えば、「平成26年度森林及び林業の動向」の182ページを参照。

*33 新たな森林管理システムの構築の方向性については、第I章(25-32ページ)を参照。

施業の集約化の推進に当たっては、森林所有者等から施業を依頼されるのを待つのではなく、林業事業体から森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした「施業提案書」を提示して、森林所有者へ施業の実施を働き掛ける「提案型集約化施業」が行われている^{*34}（事例Ⅲ－１）。（施業集約化を推進する「森林施業プランナー」を育成）

林野庁では、提案型集約化施業を担う人材を育成するため、平成19（2007）年度から、林業事業体の職員を対象として、「森林施業プランナー研修」

を実施している。同研修として、平成27（2015）年度までは、組織としての体制強化を目的とする「ステップアップ研修^{*35}」等を実施してきたが、平成28（2016）年度からは、地域ごとの特性を踏まえたより実践力のあるプランナーの育成を図るため、「プランナー研修^{*36}」等を新たに実施しており、平成29（2017）年度までに、1,038名が当該研修を修了している。

また、平成21（2009）年度から、「ステップアップ研修」を修了又はそれと同等レベルに達している

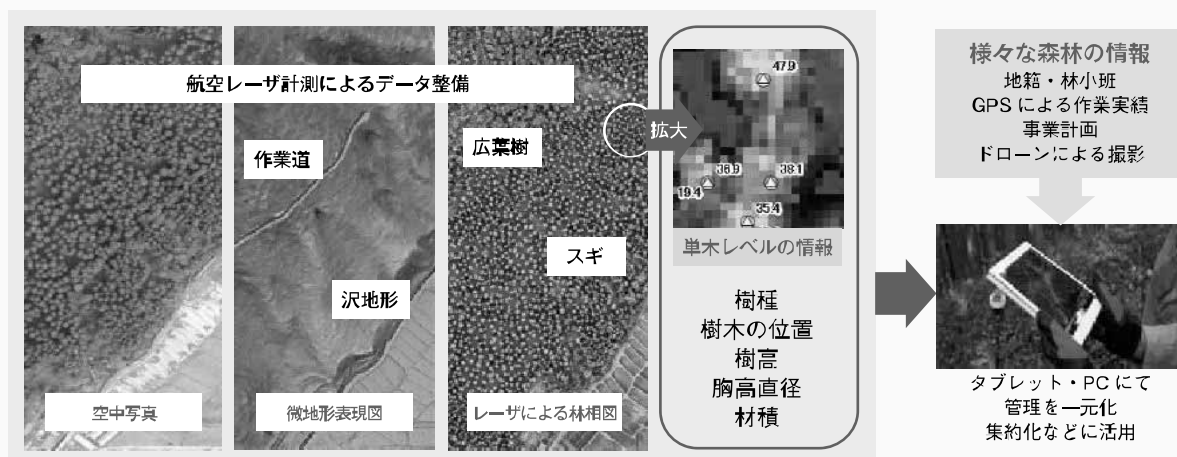
事例Ⅲ－１ 航空レーザ計測データを活用した施業集約化と林業経営の効率化の取組

山形県金山町^{かみやま}では、木材価格の長期低迷等による森林所有者の所有意識の低下や共有林等の所有者不明の森林の増加が危惧される中、県内では大型集成材工場の進出や木質バイオマス発電所の設置により新たな木材需要が生まれており、更なる生産性向上が求められる状況となっている。

これらの問題解決のため、金山町森林組合は、航空レーザ計測の実施により短時間で、傾斜や路網等の詳細な地理・地形情報や単木レベルの森林資源情報を整備した。これらの情報を活用することで、森林資源量や傾斜・標高、路網等の細かい条件を考慮したゾーニングや、机上での路網計画の検討、その集材範囲から木材生産量の予測を行うことが可能となった。

また、航空レーザ計測のデータに、タブレット端末やドローン（無人航空機）により取得した現場の画像を組み合わせて共有し活用することで、効率的な業務が実行可能となり、組織全体の生産性の向上につながっている。さらに、作業員に携帯させたGPS ロガーにより取得した位置情報から作業実施範囲を見える化し、共有することで安全性と施業の確実性が担保できるようになった。

同森林組合では、ICT 等の最新の技術を活用した森林データベースを活用して、正確な立木評価と生産性の高い伐採計画により森林所有者に主伐・再造林を提案し、山元に利益を還元できるよう取り組んでいくこととしている。



*34 提案型集約化施業は、平成9（1997）年に京都府の日吉町森林組合が森林所有者に施業の提案書である「森林カルテ」を示して森林所有者からの施業受託に取り組んだことに始まり、現在、全国各地に広がっている。

*35 「ステップアップ研修」は、「基礎的研修」修了者のスキルアップを図るとともに、同修了者と経営管理者、現場技術者等が一緒に参画して、組織として提案型集約化施業に取り組むことを学ぶ研修。

*36 「プランナー研修」は、森林施業プランナー資格の取得を目指し、地域における提案型集約化施業に必要な知識及び技能を習得するため、地域ごとに実施する研修。

事業体に対して、外部審査機関が評価を行う実践体制評価^{*37}を実施しており、平成29(2017)年度までに、12の事業体が同評価に基づく認定を受けている。

さらに、都道府県等においても地域の実情を踏まえた森林施業プランナーの育成を目的とする研修を実施している。

一方、これらの研修修了者は、技能、知識、実践力のレベルが様々であることから、平成24(2012)年10月から、「森林施業プランナー協会」が、森林施業プランナーの能力や実績を客観的に評価して認定を行う森林施業プランナー認定制度を開始した。同制度では、森林施業プランナー認定試験に合格した者、実践体制評価の認定を受けた事業体に所属し、提案型集約化施業の取組実績を有する者等を「認定森林施業プランナー」として認定しており、平成30(2018)年3月までに、1,933名が認定を受けている^{*38}。

(森林経営計画により施業の集約化を推進)

平成24(2012)年度から導入された「森林法^{*39}」に基づく森林経営計画制度では、森林の経営を自ら行う意欲のある森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、林班^{*40}又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上の森林を対象とする場合(林班計画)や、所有する森林の面積が100ha以上の場合(届人計画)に、自ら経営する森林について森林の施業及び保護の実施に関する事項等を内容とする森林経営計画を作成できることとされている。森林経営計画を作成して市町村長等から認定を受けた者は、税制上の特例措置や融資条件の優遇に加え、計画に基づく造林や伐採等の施業に対する「森林環境保全直接支援事業」による支援等を受けることができる。

同制度については、導入以降も現場の状況に応じた運用改善を行っている。平成26(2014)年度からは、市町村が地域の実態に即して、森林施業が一体として効率的に行われ得る区域の範囲を「市町村

森林整備計画」において定め、その区域内で30ha以上の森林を取りまとめた場合(区域計画)にも計画が作成できるよう制度を見直し、運用を開始した。この「区域計画」は、小規模な森林所有者が多く合意形成に多大な時間を要することや、人工林率が低いこと等により、林班単位での集約化になじまない地域においても計画の作成を可能とするものである。これにより、まずは地域の実態に即して計画を作成しやすいところから始め、計画の対象となる森林の面積を徐々に拡大していくことで、将来的には区域を単位とした面的なまとまりの確保を目指すこととしている(資料Ⅲ-19)。

しかし、森林所有者の高齢化や相続による世代交代等が進んでおり、森林所有者の特定や森林境界の明確化に多大な労力を要していることから、平成29(2017)年3月末現在の全国の森林経営計画作成面積は542万ha、民有林面積の約31%となっている。

(施業の集約化を推進するための取組)

森林経営計画の作成や施業の集約化に向けた取組を進めるためには、その前提として、森林所有者等の情報を一元的に把握できるよう整備していくことが不可欠である。

林野庁では、「森林整備地域活動支援交付金」により、森林経営計画の作成や施業の集約化に必要な森林情報の収集、森林調査、境界の明確化、合意形成活動や既存路網の簡易な改良に対して支援している。平成28(2016)年度からは多くの労力を必要とする現地での境界確認の効率化に向けて、GISの地図データが反映された空中写真を立体視することにより、現地に行くことなく境界を明らかにする取組を進めている。

また、平成28(2016)年5月の「森林法」の改正において、林業事業体等が施業集約化に取り組む際に所有者の所在の把握を行いやすくするため、所有者に関する情報や境界情報等を掲載した林地台帳

*37 提案型集約化施業を実施するための基本的な体制が構築されているかについて、外部評価を受けることで、林業事業体が抱える課題を具体的に把握し、取組内容の質の向上に結び付けることが可能となる。

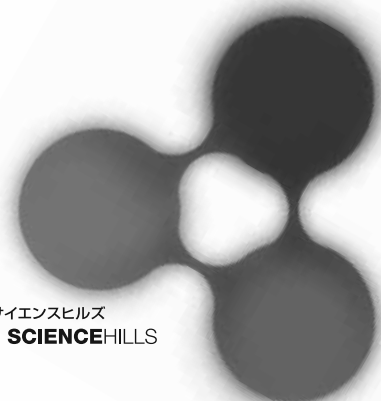
*38 森林施業プランナー認定年度ポータルサイト「平成29年度 認定森林施業プランナー名簿を公開しました」(平成30(2018)年3月30日付け)

*39 「森林法」(昭和26年法律第249号)

*40 原則として、天然地形又は地物をもって区分した森林区画の単位(面積はおおむね60ha)。

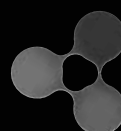


フーズ・サイエンスヒルズ
FOOD SCIENCEHILLS



フォトンバレー
PHOTONVALLEY

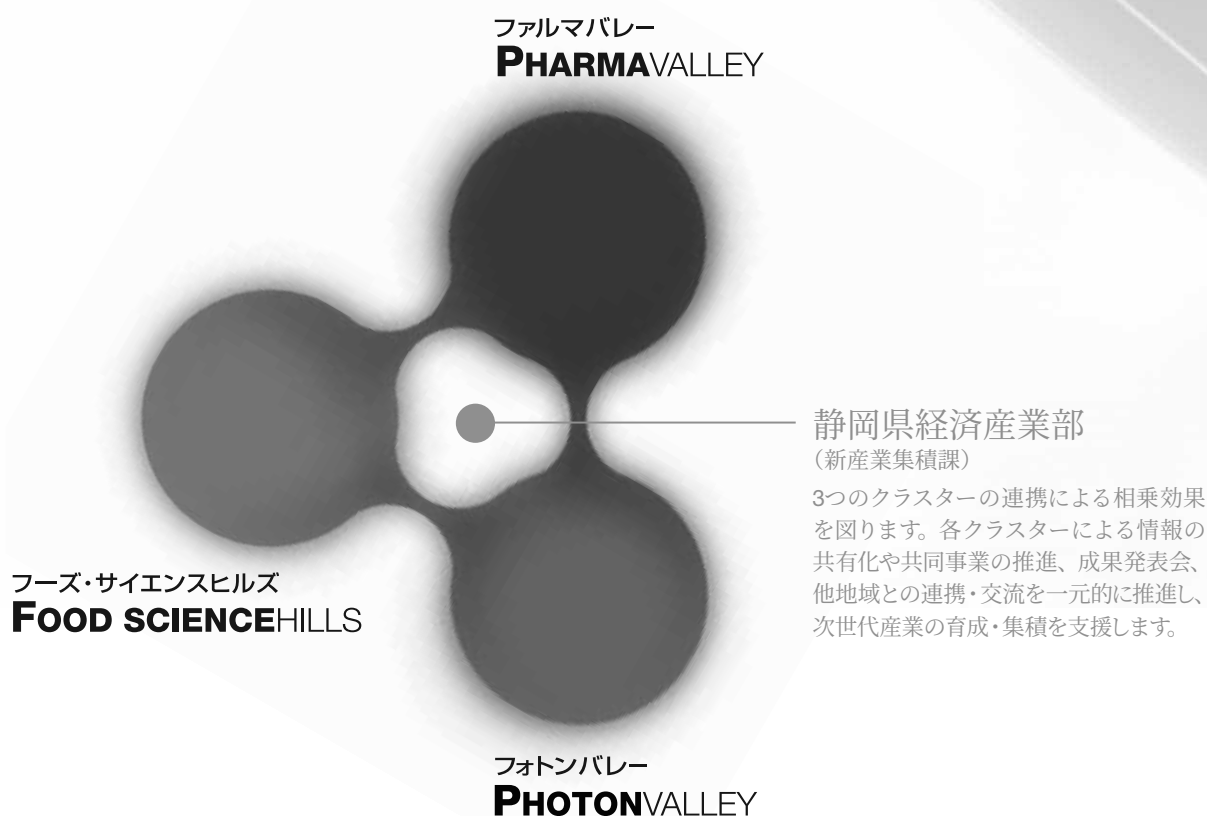
ひと足早く、次の日本へ。



ものづくり県・静岡で、 次代への産業イノベーションが始まっています。

次代の成長産業のシーズが、3つのクラスターに結集。
日本の新たな産業活力が、静岡県から生まれます。

次の時代の日本を担う成長産業が、ひと足早く静岡県で動き始めています。地域の資源と特徴ある産業基盤を活かし、ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレーの3つの産業集積プロジェクトを推進。「静岡新産業集積クラスター」から、世界レベルの研究成果が次々と生まれています。静岡県では、クラスター間の連携や国内外の他地域との連携を進める一方、各クラスターに研究成果の事業化を図る推進機関を設置。新商品の開発や新事業展開を支援する助成制度も充実しています。次世代産業の胎動が聞こえる「静岡新産業集積クラスター」へ、ぜひご参画ください。



フォトンバレー **PHOTON**VALLEY

県西部 光・電子技術関連産業

光・電子技術関連産業集積プロジェクト
「浜松地域テクノポリス推進機構」、「浜松商工会議所」などを推進機関に、次世代産業を支える光技術を核とした基盤技術の開発と産業への応用を進めます。

フーズ・サイエンスヒルズ **FOOD SCIENCE**HILLS

県中部 食品関連産業

食品関連産業集積プロジェクト
「フーズ・サイエンスセンター」を推進機関に、地場産品の機能性に着目した食品等の研究開発を進め、食品関連産業の活性化を図ります。

ファルマバレー **PHARMA**VALLEY

県東部 医療・健康関連産業

富士山麓先端健康産業集積プロジェクト
「ファルマバレーセンター」を推進機関に、医療からウェルネスまで世界レベルの研究開発と患者・家族や住民が求める製品開発を進めます。

次代のリーディング産業の「ゆりかご」。
それが静岡県です。

多くの産業分野で日本経済をリードし、“ものづくり県”ともいわれる静岡県。
新産業を育成するためのさまざまな魅力が満ちています。

アクセス

日本の3大マーケットに至近距離。
アジア市場への空路も開かれます。

日本のほぼ中央に位置する静岡県は、東京、名古屋、大阪の3大マーケットに短時間でアクセスできる“地の利”をもちます。また、2009年には、アジアや世界への玄関口として、富士山静岡空港も開港。2012年4月には新東名高速道路が他に先駆けて県内で共用を開始しました。



富士山静岡空港

ものづくり企業の集積

世界レベルの技術力を持つ中小企業群が、
ものづくりをサポートします。

“ものづくり県”静岡を支えるのが、幅広い業種にわたる中小企業群。世界に通用する技術力を持つ中小企業や、次代をひらくアイデアを持ったベンチャー企業が、新産業の創出をめざします。

静岡県の製造業の県内総生産に占める割合（2010年度）



※ 内閣府「県民経済計算年報」



サポート

プロジェクト推進のエンジンとなる
研究開発や事業化を支援します。

「静岡新産業集積クラスター」への参画企業に対し、研究開発や販路開拓への助成を行っています。また、研究開発の成果を商品化するため大型の助成制度を準備しています。

静岡新産業集積クラスター事業化推進事業費補助金

● 限度額

初年度 3,000万円
2年度 1,500万円

● 助成期間

最長2年

● 助成率

総事業費の
2/3以内

世界企業も静岡発

世界のブランド企業が
ニュービジネスのパートナーに。

ホンダ、スズキ、ヤマハなど、世界有数のブランド企業が静岡県で生まれ、現在も拠点を置いています。こうした企業とのビジネスチャンスが開かれるのも、静岡県の大きな魅力です。

HONDA

SUZUKI

YAMAHA

静岡県は産業活力日本一へ。

企業立地件数

全国2位

73件

(2012年※1)

製造品出荷額等

全国4位

14兆7691億円

(2011年※2)

※1 経済産業省「工場立地動向調査」 ※2 経済産業省「工業統計調査(速報)」

富士山麓から世界へ、「健康長寿」を発信します。

ファルマバレー宣言

私たちは、患者・家族の視点に立ち、
叡智を育み結集し、共に病と闘い、支えあい
健康社会の実現に貢献することを
宣言します。



■ 戦略1 ベッドサイドのニーズに応える“ものづくり”

戦術1 研究開発の推進

戦術2 地域企業の世界展開の支援

■ 戦略2 医療と産業を担う“ひとづくり”

戦術1 質の高い医療人材の育成と研修システムの充実

戦術2 医療現場のニーズを事業化する産業人材の育成

■ 戦略3 健康サービスが充実し高次都市機能が集積した“まちづくり”

戦術1 医療健康分野の産業集積

戦術2 健康をテーマとした地域づくり

戦術3 人が集まる地域づくり

■ 戦略4 世界展開の推進

戦術1 世界展開に向けた取組充実

富士山麓にひろがる静岡県東部。
医療と産業、地域が一体となり、
「健康長寿世界一」をめざす研究開発が進んでいます。



静岡を、世界一の健康長寿県にする。

そんな雄大な理念を推進しているのがファルマバレープロジェクト。

広大な富士のすそ野に、県立静岡がんセンターなどの医療研究機関、

医薬品・医療機器メーカー、幅広い健康関連産業が集積。

地域と一体化したネットワークで、医療からウェルネスまで、

世界トップレベルの研究開発が進んでいます。



県立静岡がんセンター

高度がん専門医療機関「静岡がんセンター」を中心とした研究開発。

世界トップクラスのがん診療拠点である静岡がんセンターを中心に、国立遺伝学研究所などの研究機関、静岡県立大学、東京工業大学、東京農工大学、早稲田大学、慶應義塾大学などの県内外大学、そして県東部地域を中心に集積した医薬品・医療機器関連企業が連携し、医学・看護学・工学の融合（医看工連携）による高度な研究開発を進めています。



富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラム

人材育成で地域企業の医療健康分野への参入を支援します。

沼津工業高等専門学校と東海大学開発工学部が連携して、医用機器開発の中核技術者の養成を目的とした「富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラム（F-met）」を実施。また、ファルマバレープロジェクトの中核支援機関であるファルマバレーセンターは各種セミナーを開催し、地域の企業の戦略的な医療健康分野への異業種参入・第二創業や既存企業の規模の拡大を促進しています。



医療から観光産業まで。次の時代の“健康”をひらく応用分野。

ファルマバレーから生まれる成長産業は、医療分野にとどまりません。全国屈指の温泉地である伊豆半島において、健康増進と癒しを提供する温泉宿のネットワーク「かかりつけ湯」を進めるなど、ウェルネスや観光などの産業活性化や、医療機関・健康関連施設で働く人材の育成にも貢献しています。富士山麓を拠点に、幅広い分野にひろがる世界的な先端健康産業を創出する。それがファルマバレーの未来です。

フランスの医療クラスターと意見交換

ファルマバレープロジェクトは世界から注目を集めており、アメリカ、フランス、ドイツ、中国、韓国など各国と交流を図っています。平成20年には、フランス大使館の科学技術担当官や、フランス7地域の医療クラスターの代表団が訪れて意見交換を実施。その後も相互に関係者が訪問し、将来の連携を見据えた交流を行っています。



フランスからクラスター代表団ががんセンターを視察
（写真提供 静岡新聞社）

医・看・工の融合から生まれるイノベーション。
その事業化・製品化を強力に支援しています。

主な研究成果

「セントロメア構成タンパク質抗体試薬
CENP-C抗体、CENP-H抗体、CENP-I抗体、
CENP-K抗体、CENP-L抗体、CENP-M抗体、
CENP-N抗体、CENP-T抗体、MgcRacGAP抗体」

がんの原因となる染色体の分配を探る。

細胞のセントロメア領域に存在するタンパク質をターゲットに、染色体の分配を解明する9種類の抗体試薬の製品化に成功。これらは、新たながんの診断薬や治療薬につながる、新しい可能性を秘めています。



CENP-K 抗体



開発主体：国立遺伝学研究所、
(株)医学微生物学研究所

「アデノウィルス診断キット、
インフルエンザウィルス診断キット」
白金-金コロイドナノ粒子を用いた、迅速・高感度の診断キット。

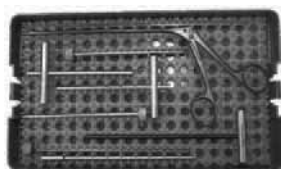
プール熱や夏風邪、扁桃腺炎などをひきおこすアデノウィルス感染症を迅速に高感度に診断できるキット、「イムノエースアデノ」を発売しました。新たに開発した白金-金コロイドナノ粒子により、発色の高感度化に成功しています。同様の研究開発により、インフルエンザウィルス診断キットの製品化につながっています。

開発主体：(株)ピーエル、東京工業大学、
沼津工業高等専門学校



「ボーンバイオプシーセット Tシステム」
患者さんの痛みを軽くする、新たな骨針生検システム。

骨腫瘍などの検査のため骨標本を切り出す骨針生検は、患者に大きな負担をかけます。そこで、生検針の素材表面に高硬度などの機能性を有するダイヤモンドライクカーボンをコーティングすることで、患者負担を軽くする器具を開発しました。細いガイドピンを骨に挿入した後に生検針などを挿入することで、正確な生検や痛みを軽減します。



開発主体：県立静岡がんセンター、
(株)ホリックス、ピヨズ(株)、
富士工業技術支援センター

救急時携帯用人工呼吸器「QQセーバー」
新しい機能で今までにない使い易さ

精密ネジや医療用ネジを製造する東海部品工業(株)は、社会貢献をテーマとして、災害時や救急医療の現場で自発呼吸ができない人に対して容易に人工呼吸を行うことのできる呼吸補助器を開発、発売しました。取り扱い操作が非常に簡単で、患者の口に直接触れずにフレッシュな空気を送ることができることが特徴です。東海大学開発工学部の金井直明教授が発案、試作したものに新たな開発、改良を加えて商品化しました。平成20年12月、中小企業新規事業促進法に基づき、厚生労働省、経済産業省の両省より「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受け、更なる商品開発と事業化を進めています。

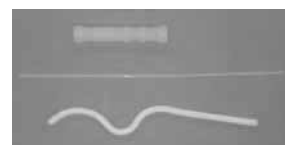
開発主体：東海部品工業(株)、
(株)松浦製作所、東海大学
認証機関：フジファルマ(株)



「前立腺がん放射線治療における直腸脱気チューブ」

前立腺変位の原因となる直腸内のガスを確実に排除。
前立腺がんの放射線治療では、患部を確実に照射する必要があります。直腸内のガスを排除することで前立腺の変位を防ぐ脱気チューブを開発し、製品化しています。

開発主体：県立静岡がんセンター、
(株)アオイ、東海部品工業(株)、
協和医科器械(株)



内筒挿入用治具(上)、挿入用内筒(中)、
直腸脱気チューブ(下)

「バトラー口腔ケアシリーズ」

口腔粘膜の保湿と低刺激素材を特徴とするケア製品

県立静岡がんセンターでは、がん治療に伴う口腔内合併症の予防・軽減の方法について静岡県歯科医師会とサンスター(株)の3者で共同研究を行い、抗がん剤治療中の方、高齢の方、敏感な方など、口腔トラブルを抱えている方も使用できる低刺激タイプの口腔ケア製品(全5点)を考案しました。

開発主体：県立静岡がんセンター、
静岡県歯科医師会、サンスター(株)



抜管防止用ミトン付着衣「あたみとん」

チューブ類自己抜去防止効果が高いミトン付着衣。



術後せん妄などでチューブ類自己抜去リスクのある患者に、手指の動きを制限するための抜管防止ミトンを着用させても、チューブ類を抜去してしまうという例が多々あったことから、看護師と共同で、これらの問題を解決するミトン付き着衣を開発・製品化しました。

開発主体：医療福祉大学熱海病院、山本被服(株)

培養細胞の常温輸送セット「ROIS-Pack」

ROIS-Packは培養細胞を15℃～35℃の温度調節下で特殊な細胞安定化試薬中に保持させながら 常温で輸送するユニークな器材です。ROIS-Packは特殊な細胞安定化試薬、薄型培養フラスコと温度緩衝材から構成されています。

開発主体：国立遺伝学研究所、Bio-ROIS(株)、(株)トライカンパニー、(株)大村興業、フナコシ(株)



現在進行中の研究開発

「分光分析法を用いた非侵襲的皮膚がん自動診断支援装置」

ハイパースペクトルイメージング技術を用い、生検(組織検査)が患者の利益にならないメラノーマなどの表在性皮膚腫瘍を非侵襲的に診断できる機器とその解析手法の開発を目指しています。

開発主体：県立静岡がんセンター、県立静岡がんセンター研究所、早稲田大学、三鷹光器(株)



皮膚がん自動診断支援装置／MSI-03

「一時的下大静脈フィルター固定用具の開発」

点滴用バルブがある一時的下大静脈フィルターは、包帯等で頭部に固定しても、留置したカテーテルが移動したり、固定作業に時間がかかっていたため、これらの問題を解決する機材を開発しています。(現在改良中)

開発主体：県立静岡がんセンター、岳南有機(株)、こるどん(株)



「ちょんまげ君」
(特許出願中)

企業からのメッセージ

東海部品工業(株)(沼津市)

当社は1947年、静岡県沼津市にネジ部品製造・販売メーカーとして創業し、以来60年以上にわたって工業用ネジを製造してきました。しかし、近年の自動車産業の低迷を受け、2003年、成長産業である医療分野への参入を決意。これまで培ってきた工業用ネジの製造技術を活用し、医療機器の研究開発・製造に着手しました。

開発までの道のりは容易ではありませんが、行政機関等



のアドバイスを得て、現在では第1種医療機器製造販売業の許可も取得し、頭蓋骨用チタンネジなど手術用インプラント材や手術道具等自社製品の製作に取り組んでいます。今後も、医療・研究機関、ファルマバレーセンター及び行政と連携し、質の高い製品開発に努めて参ります。



代表取締役社長
盛田 延之

(株)ホリックス(沼津市)

医療現場のニーズの製品化に努める、医療器具の専門メーカーです。ファルマバレーのコーディネートで、骨針生検用の「ボーンバイオプシーセット Tシステム」を県立静岡がんセンター、ビヨング(株)、富士工業技術支援センターと共同開発しました。



オリンパステルモバイオマテリアル(株)(長泉工業団地)

血液自動分析装置、人工骨や人工皮膚などの生体材料を開発・製造しています。ファルマバレーの理念に加え、交通が至便で富士山と駿河湾を臨む風光明媚な環境が進出の決め手となりました。



ファルマバレー連絡先

ファルマバレーセンター

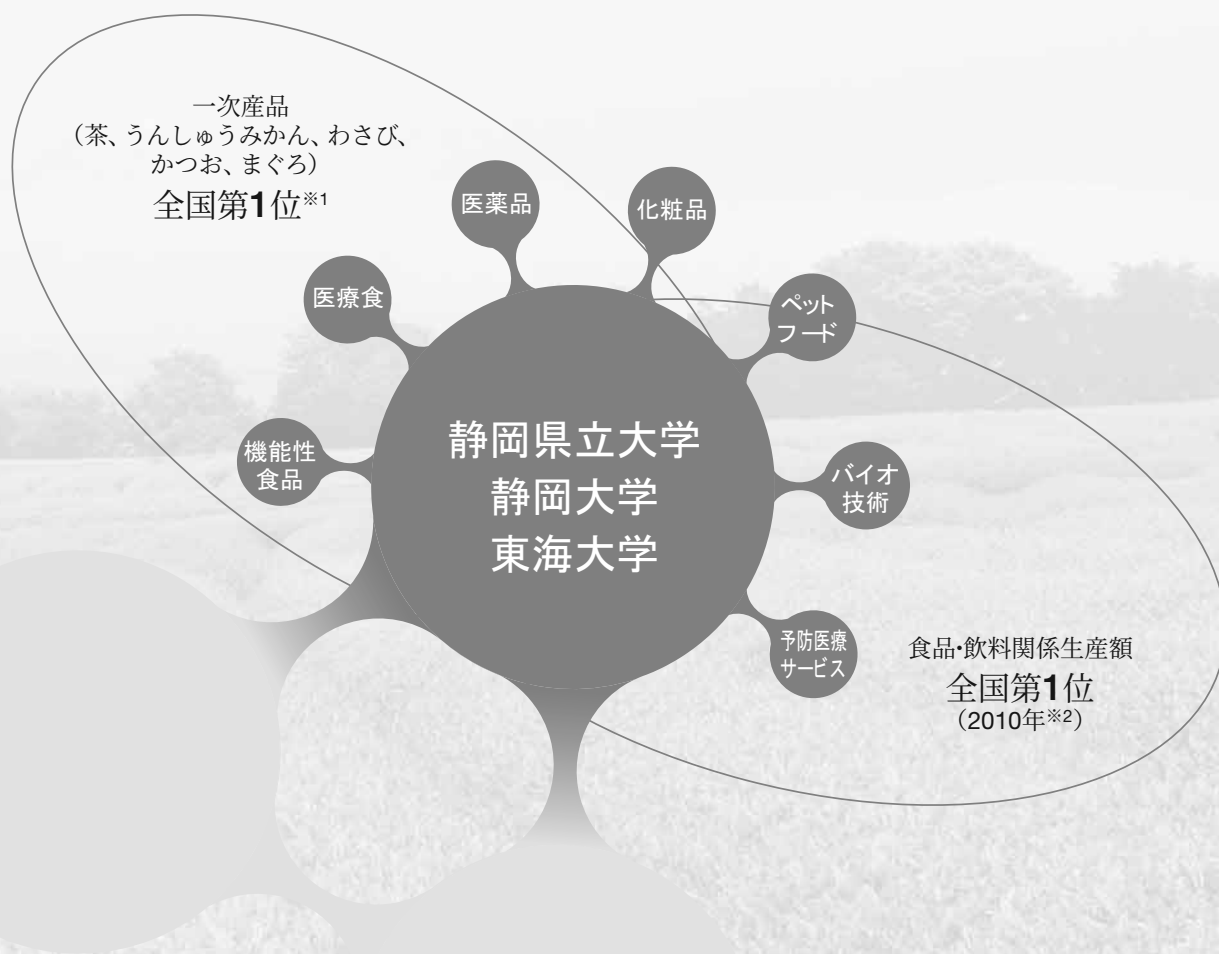
〒411-8777 駿東郡長泉町下長窪 1007

静岡がんセンター研究所 1F

TEL.055-980-6333 FAX.055-980-6320

URL <http://www.fuji-pvc.jp>

「食」と「薬」の融合により、
新たな機能性食品を創出します。



■ 戦略1 地場産品を活用した研究開発の促進

産学官連携により、地場産品の生産技術の高度化や機能性に関する研究を促進し、製品の高付加価値化や他地域との差別化に不可欠な質の高いシーズを、生産段階から一貫して創出します。

■ 戦略2 新産業の創出と地域経済の活性化 一事業化の促進一

研究開発から製品化、販路開拓までを、一つの企業で対応することは困難なため、大学で創出されたシーズ等の企業への技術移転を促進するとともに、企業の事業化を経営面、技術面等から多角的に支援します。

■ 戦略3 食品関連産業を担う人材の育成

産学官連携により、今後の食品関連産業を担っていく、企業等における人材の育成を支援します。

■ 戦略4 食による地域づくり 一広報・啓発一

地場産品を活用した機能性食品等を地域へ普及し、住民の健康増進等を支援するとともに、クラスターに関する情報を国内外に発信し、他地域の食品関連クラスターとの交流促進により、優秀な研究者、企業、研究機関、情報等を呼び込みます。

食品・医薬品・化成品産業が集積する静岡県中部。
新たな機能性成分を探索し、活用する、
次世代型の食品関連産業が孵化しています。



健康志向の高まりを背景として、
食に求められる役割は、カロリーの摂取のみならず、
健康の維持・増進にまで及んでいます。
そんな時代のニーズに応えるため、新たなフーズ・サイエンスビジネスの創出を推進。
県中部に集結したライフサイエンス系の大学・研究機関と、
日本有数の食品関連産業群が協働し、健康長寿社会に貢献する新産業が生まれます。



静岡県立大学



総合食品学講座



(株)ソーキナカタ パウムクーヘンオープン

「日本一」の一次産品と、すぐれたライフサイエンスが融合。

緑茶、かつお、うんしゅうみかん…。数々の「日本一」を誇る農水産物。静岡県中部には、それらを活用する食品産業を始めとして、医薬品、化成品産業が集積しています。これらの産業群と、静岡県立大学、静岡大学、東海大学などライフサイエンス分野にすぐれた大学や研究機関が連携。地場産品が持つ機能性成分を探索し、新たな食品関連産業を創出するのが、フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトです。

研究成果の事業化から人づくりまで。産学官の連携体制で支援します。プロジェクトでは、研究開発から事業化、さらには人材育成まで切れ目のない支援を企業に提供しています。お茶を使用した新たな商品開発を進める「地域結集型研究開発プログラム」を始めとした研究開発、機能性食品パイロットプラント事業、試作品開発・実証試験等の支援、商品化に必要な情報を提供するセミナーの開催、研究者と企業間のネットワーク作り、食品製造分野の総合的な知識等の講義・実習を行う「総合食品学講座」など幅広く実施しています。

「食」と「薬」をみつめる、新たな産業群の生産基地へ。

静岡県は「健康食品基地」といわれており、レシチン、イソフラボン、グルコサミン、アンセリンなど様々な機能性食品素材が生産されるとともに、健康食品には欠かすことのできないソフトカプセルの充填を行う企業も数多く集積しています。また、主に輸送用機器の部品などを生産する機械設計・製造会社の(株)ソーキナカタが食品加工機械分野に参入しパウムクーヘンオープンなどの製造販売を開始しました。21世紀、心身ともに快適な暮らしをリードするのは、フーズ・サイエンスヒルズに集う企業です。

ネブラスカ大学リンカーン校との連携協定締結

2009年10月、アメリカ・ネブラスカ大学リンカーン校の学長が静岡県立大学を訪れ、両大学の一層の交流を促進するため大学間連携協定を締結しました。2011年7月には県立大学教員がリンカーン校にて、9月にはリンカーン校教員が県立大学にて講義を行いました。今後も、海外研究機関との積極的な交流を図っていきます。



調印を交わすHarvey Perlman学長と木苗学長

フーズ・サイエンスヒルズ FOOD SCIENCEHILLS

食品関連産業

食品素材に眠る豊かな可能性が、
ストレスや病気と闘う新たな市場をひらいています。

主な研究成果

「GABA入り食品」

ストレスを和らげる食品の新市場が出現。

GABAは人の体内に存在するアミノ酸の一種で、脳内の神経伝達物質として働きます。静岡県立大学では、GABAのストレスを和らげる効果について研究を進めており、この研究成果を活用した商品が相次いで発売されました。GABAを豊富に含んだチョコレート、コーヒー、ヨーグルトなど「ス



トレス緩和食品」の市場が創出されています。

開発主体：静岡県立大学、
(株)ファーマフーズ

「ストレス測定システム」

ストレスを受けると唾液中に分泌される微弱な発光物質から、ストレス度合いを簡単・迅速に測定できる、個人向けの小型装置を試作しました。より多機能で高感度解析型のシステム開発をめざしています。

開発主体：静岡県立大学、浜松ホトニクス(株)



「カツオ卵巣抽出物入りペットフード」

ストレスを緩和するペットフードを発売。

鯉節やカツオ缶詰の工場から排出される、カツオの卵巣からの抽出油に、ストレスを和らげる作用があることを発見。この魚油を配合したペットフードを商品化しました。

開発主体：県工業技術研究所、
(株)マルハチ村松、三洋食品(株)



「カプシエイト関連商品」

体の基礎代謝力を高め、胃への負担を軽減した、辛い新種のトウガラシ「CH-19甘(アマ)」の成分「カプシエイト」を発見し、製品化しました。

開発主体：静岡県立大学、味の素(株)



「イヌリン」

優れた健康作用を持つ食物繊維、ショートニングに代用可能。

イヌリンはゴボウやタマネギ等に含まれる水溶性の食物繊維です。このイヌリンを砂糖から工業的に製造することに成功し、その機能性に関する研究を進めてきました。また、イヌリンに油脂を吸着させることによりパン等の製造時に使うトランス脂肪酸を含んだショートニング(食物油脂)の代用品として利用が可能です。イヌリンを配合した米粉パンや食べやすい高齢者用パンが誕生しています。

開発主体：静岡県立大学、静岡大学、
フジ日本精糖(株)



「マリンアクティブ®」

カツオやマグロが高速で泳ぎ続けることに大きな働きがある機能性成分アンセリンを魚体内から抽出。この疲労に対して効能があるとされるアンセリンを含む食品素材を開発しました。

開発主体：静岡県立大学、
焼津水産化学工業(株)



現在進行中の研究開発

「清酒酵母由来天然S-アデノシルメチオニン (SAME) の開発」

抗関節炎・抗肥満作用が期待できる、新たな機能性食品素材。

非常に不安定で分解しやすい化合物である酵母由来天然

SAMEの安定化技術と大量生産するための独自の発酵技術を開発することにより、サプリメントを始めとした食品市場での活用が期待されます。

開発主体：磐田化学工業(株)



「学校給食用パン素材としての米ペーストの開発」

米の自給率向上を目指し、新製法による米ペーストを開発。

米ペーストとは、米を水に浸してからすりつぶしペースト状にした新規基本食品素材です。米ペーストを学校給食用パンの素材とした生産システムを確立し、米粉よりも優位性のある製品を安価に提供できるよう開発しています。今後の、食料自給率の救世主として期待されます。

開発主体：(株)いちまる



「新規嗜好性緑茶製品の製造」

亜臨界水抽出緑茶エキスの苦渋味抑制メカニズムを解明し、本研究で開発した技術を応用することにより、機能性の高いカテキンを高濃度に含みながら苦渋味の少ない製品の製造が期待されます。

開発主体：日研フード(株)



企業からのメッセージ

西光エンジニアリング(株) (藤枝市)

建築・鉄工・機械加工・ソフト開発・電装などの下請け企業が集合して設立したベンチャー企業で、おもにニッチ業界の専用機を設計・製作しています。九州工業大学との共同研究により、素材の持つ風味・色彩を損なわずに乾燥が出来る「気流導入型マイクロ波減圧乾燥機」を実用化し、新感覚のドライフードの開発などに取り組んでいます。



また、本技術を積極的に活用し、県内はもとより沖縄県、北海道とも連携した製品づくりに積極的に取り組んでいます。



代表取締役
岡村 邦康

焼津水産化学工業(株) (焼津市)

魚介類を原料とする天然調味料を製造する東証一部上場企業です。カツオ・マグロ由来のアンセリンによる抗ストレス作用の研究など、健康や美容に関わる機能性食品素材でも高い評価を受けています。



フジ日本精糖(株) (静岡市)

精糖事業で培った技術開発力を駆使して、世界で初めて砂糖を原料とした酵素法による「イヌリン」の製造に成功しました。機能性食品素材や切花活性剤の開発など幅広い事業展開を図っています。



フーズ・サイエンスヒルズ連絡先

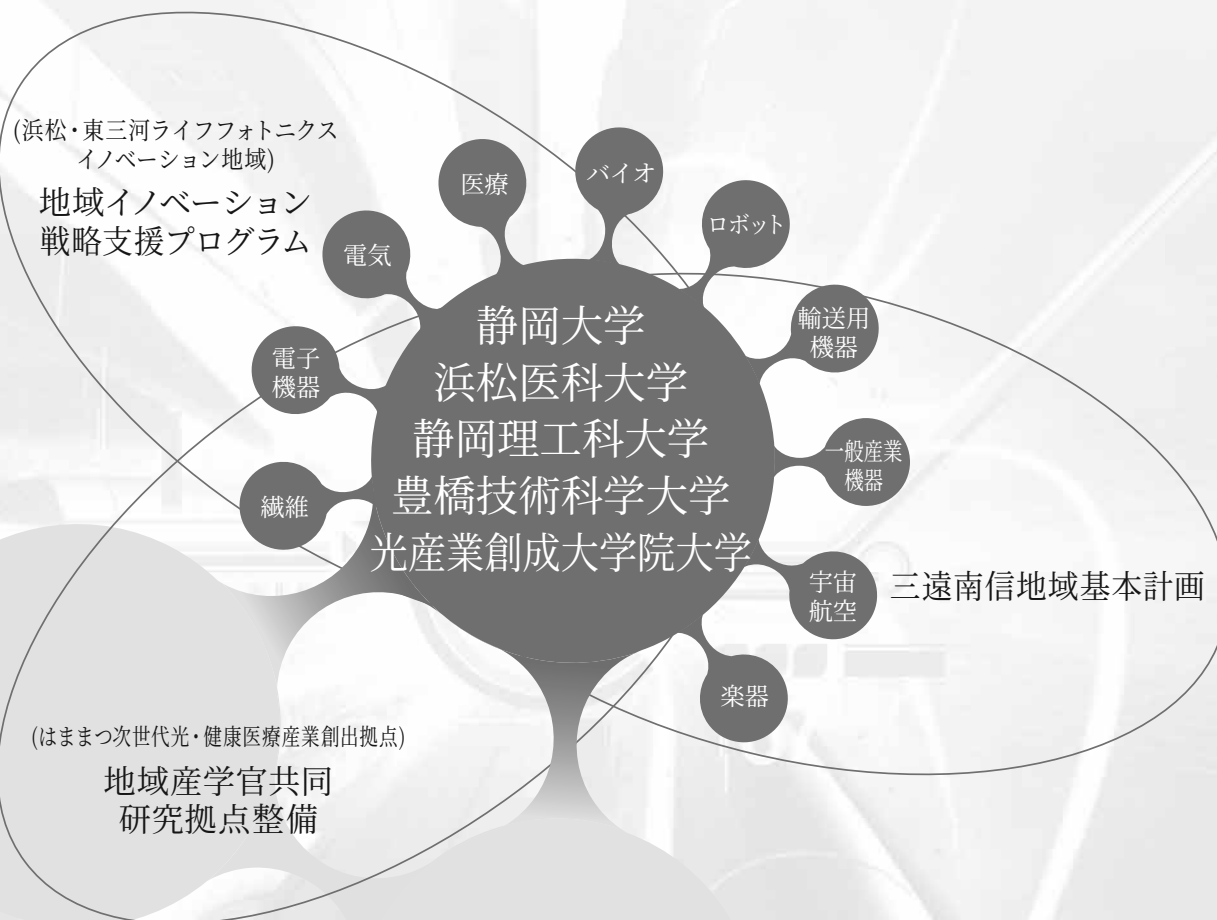
フーズ・サイエンスセンター

〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 2F

TEL.054-254-4513 FAX.054-253-0019

URL <http://www.ric-shizuoka.or.jp/fsh/>

世界企業のふるさと・浜松に生まれた
「光」と「電子」のフロンティア。



■ 光・電子関連分野の研究開発力を結集

光・電子技術を核に、次世代産業を支える高機能・高性能な基盤技術の研究開発を進めます。中でも、レーザー、CMOS等の電子デバイス、デジタルイメージング、ナノ技術などに取り組んでいます。

■ 産学官相互の技術を融合させた製品の創出

地元企業が製品を開発するために、産学官が連携して、画像情報を取得する次世代イメージングデバイスなど、光技術を応用した研究成果の事業化を促進します。

■ 高度な人材育成の推進

関係大学がレーザー加工の技術者の人材育成を行うなど、地元企業、行政、教育機関が連携して、地元企業の技術水準を高度化するための人材育成に取り組みます。

ものづくり産業が躍動する静岡県西部。
これからの先端産業の基盤となる、
光・電子技術のイノベーションが加速しています。



浜松市を中心とする静岡県西部は、繊維、楽器、自動車など
ものづくり産業が躍動し、数々のブランド企業を生み出したエリア。
多くの世界企業の誕生の地で、次世代産業を支える最先端技術の開発と事業化が進んでいます。
先進の研究と豊かな産業集積を基盤に、光技術を核とした次世代産業を
創出・育成するフォトンバレープロジェクト。
次の時代の産業社会をリードする新たな世界企業が、ここから生まれます。



世界初の電子式テレビ（写真は再現装置によるもの）

世界初の「イ」から始まった、光の最先端技術。

1926年、浜松市で、高柳健次郎博士により世界初の電子式テレビに「イ」の字が映し出された時、フォトンバレーの種はまかれました。以来、静岡県西部は世界をリードする光・電子技術を生み出し続けています。2002年、小柴昌俊博士のノーベル賞受賞に貢献した光電子増倍管を開発した浜松ホトニクスをはじめとする先進企業、静岡大学、浜松医科大学などの研究機関が、高度な研究開発を推進しています。



レーザーによるものづくり中核人材育成講座

研究から事業化・人材育成まで、一貫した支援策を提供。

次世代の基幹産業となるオプトロニクス産業を創出するために、研究開発から事業化、人材育成まで一貫した支援策が提供されています。「地域イノベーション戦略支援プログラム」（文部科学省）や地域産学官共同研究拠点整備（JST）による研究開発・事業化支援や、レーザーによるものづくり中核人材育成講座（光産業創成大学院大学）による人材育成支援、「三遠南信地域基本計画」（経済産業省）による産業集積に取り組んでいます。フォトンバレーの輝きは、これからが本番です。



特定物認識・追跡装置

フォトンバレーから生まれる新産業が、未来社会をひらく。

先進的な光・電子技術の研究成果を、浜松地域に集積したものづくり企業が持つ技術力で実用化することで、多彩な新産業が生まれます。ナノテクノロジーを駆使した超高精度の製造・加工をはじめ、高機能・高性能イメージングデバイスの医療・交通分野などへの応用、より進化したIT、宇宙航空、ロボットへの展開など、幅広い分野でのイノベーションが進んでいます。フォトンバレーは、まさに“未来社会”のゲートウェイなのです。

浜松-ドイツ「光」が結ぶ交流・連携

浜松地域は、世界有数の光産業集積地として知られるドイツ・イエナ地域と交流を推進しています。両地域の企業や研究機関、政府関係者が相互に訪問、技術や製品の紹介をしています。2008年、静岡大学はイエナ応用科学大学と学術交流協定を、2010年（財）浜松地域テクノポリス推進機構は、オプトネット協会及びテューリンゲン州経済振興協会と産業交流協定を締結しました。両地域の連携により、先端技術を応用した新製品の開発が期待されます。



ドイツ・イエナ地域との産業交流協定締結

産業・医療の见えない可能性を照らし出す。
最先端の研究成果が、次々と事業化へ。

主な研究成果

スーパー特区で国産初の 内視鏡手術用ナビの実用化

● 内視鏡手術用ナビゲーション装置

脳や眼球などに隣接した耳鼻咽喉科の手術をより安全に行う装置です。手術前に撮影したCTの画像の3次元スキャナのデータをマッチングさせ、手術中の器具の位置を自動的に表示することで医師の支援を行います。



開発主体：浜松医科大学、静岡大学、パルステック工業(株)、(株)アメリオ

暗闇でも斑点ノイズが無い 綺麗な写真(左側)が撮れる

● 超高感度広ダイナミックレンジ非冷却カメラ

特別の冷却をせずに従来より遥かに雑音が少ない綺麗な動画が撮れる新方式の高感度カメラが完成しました。このカメラは高感度と広ダイナミックレンジ化という相反する性能を実現し、セキュリティや科学観測用カメラとして脚光を浴びています。写真(左側)のように、白と黒い部分での雑音が極めて少なくなりました。



新開発カメラ画像 非冷却
高感度CCDカメラ画像
-20℃に冷却

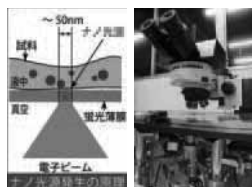
開発主体：静岡大学、(株)ブルックマンテクノロジー

活きた細胞を数十nmの高分解能で 観察できる新開発顕微鏡

● 活細胞観察用高分解能EXA顕微鏡

電子顕微鏡の技術で発生させた超微小な点光源(可視光)で活きた細胞を照らし、その僅かな光を集めて画像化する世界初の光学顕微鏡で、EXA顕微鏡と命名しました。細胞の長期間の活動を、数十nmの高分解能で観察できることにより、医療・バイオ分野での飛躍的な進展が期待されます。

開発主体：静岡大学、(株)アプロ



遠隔医療診断に役立つ正しい色彩を伝送する 顕微鏡システムを実用化

● 高色忠実顕微鏡デジタルカメラシステム

顕微鏡の細胞画像を離れた場所で専門医が判断するために重要な正確な色の撮影、伝送、画面表示を可能にする全く新しいシステムです。病気の早期発見や誤診防止などの医療分野のほか、正しい色の商品見本の提供など商業分野にも活用できます。

開発主体：静岡大学、(有)パパラボ



真珠の品質を客観的に評価する 世界初の装置

● 真珠品質評価装置

ベテラン鑑定士の真珠評価を支援する装置が、世界で初めて実現しました。日本国内の産地、協会の皆様に評価していただき、好評を博しています。単真珠やネックレスの品質の良さを、宝石店でご確認いただけるようになるのも間近です。



開発主体：豊橋技術科学大学、ディスク・テック(株)、三重県水産研究所

太陽電池の高効率化や高性能・高機能半導体開発 には欠かせない計測装置

● マイクロ4探針薄膜抵抗測定器

細胞等をナノ領域で取り扱うために開発した超小型高性能精密部品を活用して、太陽電池や高性能半導体の開発に必要な極微細領域の表面抵抗を正確に測定する装置を開発しました。研究開発用として簡便に使用できるよう、小型で購入しやすい価格での販売を目指しています。



開発主体：静岡大学、ソフトウェア(株)、アルテック(株)、ノボ電子(株)

企業からのメッセージ

浜松ホトニクス(株)(浜松市)

当社は、「光の研究を通じて、そこから生まれる新しい知識にもとづいた応用の可能性をもとに新しい産業を創成する。」という未知未踏を追求する精神を社是としています。このため、光技術の応用の可能性を、単に研究・開発に力を注ぐだけでなく、あらゆる分野で光の可能性を拓く人材の育成にも取り組むことにより、日本の浜松という地から全世界に向けて情報発信をしています。



光電子増倍管

パルステック工業(株)(浜松市)

当社のコア技術は、光学・電子・精密機械・ソフトウェア等の要素技術であり、これらを融合したオリジナル製品を開発し市場に提供して参りました。浜松医大と共同開発中の耳鼻咽喉科用内視鏡手術ナビゲーションシステムでは非接触3次元スキャナを担当するなど、常に新しい価値を創造する精神で、積極的な研究開発活動を推進しています。



(有) パパラボ(浜松市)

当社は、人の眼が認識した色を忠実に再現可能な技術を「知的クラスター創成事業」として静岡大学と共同で開発しました。色や質感を正確に評価、解析したい様々な分野のニーズに応えることができます。例えば遠隔地にいながらにして、直接見たものと同等の色評価が可能であるため、遠隔医療分野で当社技術が導入されています。



入居する浜松イノベーションキューブ

デジタルセンセーション(株)(浜松市)

2004年に「知的クラスター創成事業」の支援を受けて静岡大学情報学部の教員が設立したITベンチャーです。「文工融合」の理念のもと、「情報技術と映像コンテンツ」を両輪とし、ウェブ・センシング基盤技術の研究をベースにして、教育、医療、福祉等のウェブ映像応用システムとコンテンツ開発を進めています。



接客する映像コンテンツ BalloonNavi™

Topic

ものづくり技術と医療・医学との融合 による地域イノベーションの創出 浜松医科大学

2011年、浜松医科大学は、PET/CT棟とサイクロترون棟からなる産学官共同研究センターを新設しました。同センターは、JST地域産学官共同研究拠点整備事業により整備した、イメージング関連装置(PET/CT装置、超小型サイクロترونなど)を活用し、地域の「健康・医療産業」の新たな創出を目標としています。

お問合せ先：浜松医科大学産学官共同研究センター

Tel : 053-435-2677

Mail : sangaku@hama-med.ac.jp



PET-CT 装置



サイクロترون装置

(株)ブルックマンテクノロジー(浜松市)

静岡大学の川人教授が持つCMOSイメージセンサの世界的技術による「知的クラスター創成事業」等の研究開発成果をお客様の問題解決にご提供する設計・開発受託事業を続けており、さらに(独)科学技術振興機構のA-STEPや静岡新産業集積クラスターコンソーシアム事業化推進助成事業での商品開発をもとに事業領域の拡大を図って参ります。



超高速カメラに必須なノイズの少ないグローバルシャッター技術(撮影協力:掛川花鳥園)

(株)ANSeeN(浜松市)

(独)科学技術振興機構の助成事業を活用して静岡大学発ベンチャーとして起業しました。CdTe半導体検出器を用いた高速フォトンカウンティングによるエネルギー弁別可能な検出器の開発・販売を行っています。セキュリティ・医療分野を想定した次世代非破壊検査装置の研究を続けています。



ハイスピードデジタルパルスプロセッサー

フォトンバレー連絡先

(公財) 浜松地域イノベーション推進機構
(地域イノベーション戦略支援プログラム)

〒432-8561 浜松市中区城北 3-5-1

TEL.053-471-2111 FAX.053-471-2113

URL <http://www.hai.or.jp>

浜松商工会議所 工業振興課
(三遠南信地域基本計画)

〒432-8501 浜松市中区東伊場 2-7-1

TEL.053-452-1116 FAX.053-452-6685

URL <http://www.dopita.net/>



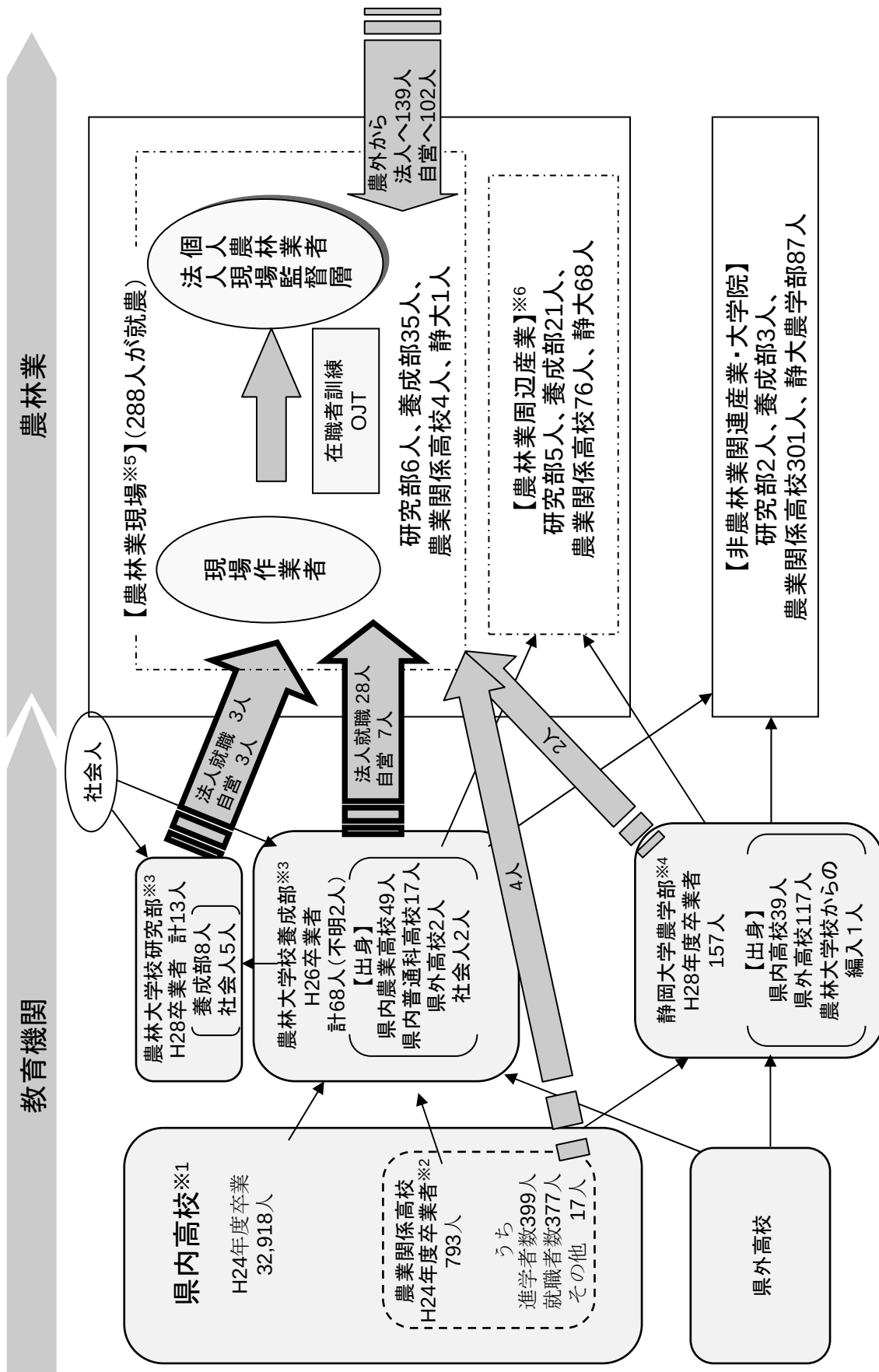
成長への活力を、静岡から。

静岡新産業集積クラスター

皆様が、いち早く次代の成長市場をつかむために。
私たち一人ひとりが、「新産業サポーター」として支援します。

静岡県は、さまざまな分野で日本一を誇る、産業風土に恵まれた地域です。その豊かな産業資源と、日本や世界の「知恵」や「技」を結びつけ、次世代の産業をいち早く創出する。それが「静岡新産業集積クラスター」のめざすもの。各クラスターの成果に加え、相互の連携による新しい可能性も芽生えています。こうした相乗効果を一層強化するため、参画企業の皆様に一貫した支援を提供します。

静岡県農林業従事者の就業の現状(H24年度に高校を卒業した者の進路)



※1: 学校基本調査、※2: 農林業経営士受入部会総会資料、※3: 農林大学校調べ、
 ※4: 静岡大学HP、※5: 新規就農者実態調査 ※6: 農林業用資材・機械・肥料・農薬会社等

平成29年度
食料・農業・農村の動向

平成30年度
食料・農業・農村施策

第196回国会（常会）提出

我が国農業においては担い手の高齢化や減少が課題となっていますが、近年、農業法人等での雇用が拡大し、若手の新規就農者数が比較的高い水準で推移するという明るい兆しも見られます。農業の持続的発展に向けては、次世代を担う若手農業者が、付加価値の向上、規模拡大や投資を通じた生産性の向上に挑戦し、効率的かつ安定的な農業経営を実現していくことが重要です。

この特集では、49歳以下の若手農業者に焦点を当て、農林業センサス等や独自のアンケートから、経営構造の特徴、農業経営に対する考え等を確認し、農業経営の更なる発展に向けた施策の展開方向を考察します。

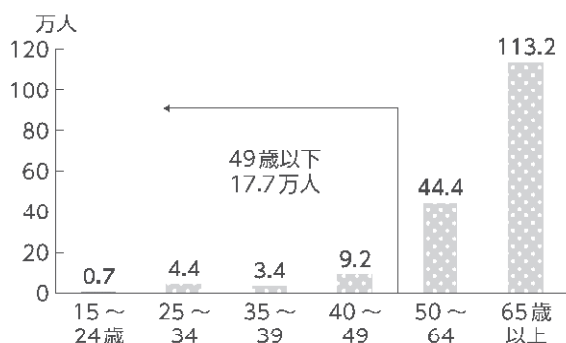
1 若手農業者がいる販売農家の経営構造分析

平成27（2015）年における農業経営体¹137万7,266経営体のうち、販売農家²は96.5%に相当する132万9,591戸と大宗を占めています。以下では、2015年農林業センサス等を用い、若手農業者の有無別の経営構造を販売農家について分析を行い、明らかにしていきます。

(1) 若手農業者の現状

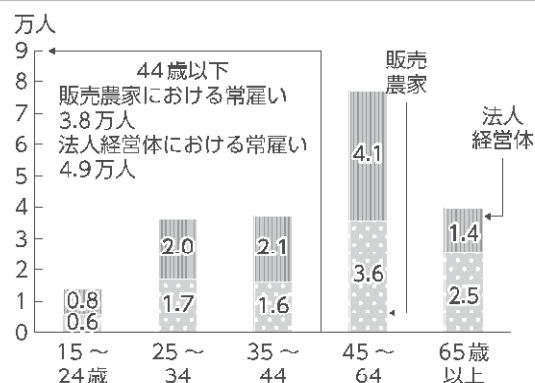
販売農家の世帯員である基幹的農業従事者³175万4千人のうち49歳以下は17万7千人と10.1%を、販売農家と法人経営体⁴における常雇い⁵20万4千人のうち44歳以下は8万7千人と42.8%をそれぞれ占めています（図表1、図表2）。

図表1 年齢別の基幹的農業従事者数（平成27（2015）年）



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

図表2 年齢別の常雇い人数（平成27（2015）年）



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

1 用語の解説1、2（1）を参照

2 用語の解説1、2（2）を参照

3 用語の解説1、2（4）を参照

4 法人の組織経営体のうち販売目的のものであり、一戸一法人は含まない。

5 用語の解説1、2（4）を参照

(2) 若手農業者がいる販売農家の分析

全体で見ると、49歳以下の基幹的農業従事者がいる販売農家（以下「若手農家」という。）は、いない販売農家（以下「非若手農家」という。）に比べ戸数は大幅に少なくなっています。若手農家では、この10年間で個々の経営の規模拡大が進む中、常雇いが拡大するとともに、投資を通じて労働生産性と農業所得の向上を実現している姿が確認できました。以上が本項における分析結果の概略となります。

ア 若手農家と非若手農家の経営構造の比較

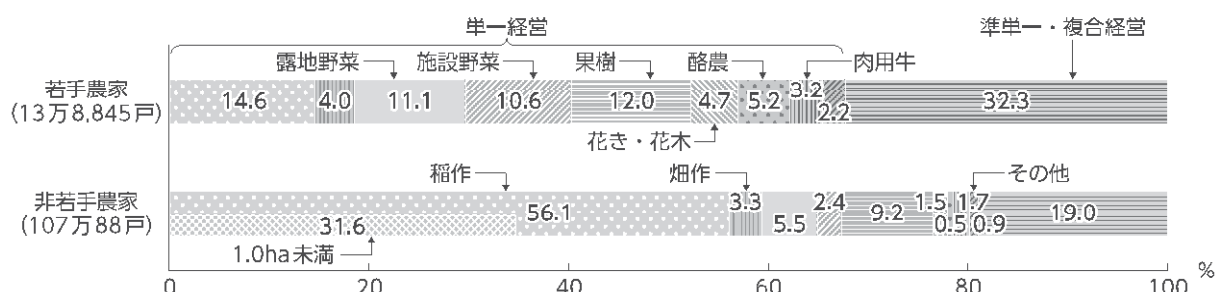
（若手農家は大規模経営による面積シェアが高い）

若手農家は、非若手農家に比べて、準単一・複合経営¹の割合が高く、単一経営²では露地野菜、施設野菜等の割合が高くなっています（図表3）。このような違いは、非若手農家の稲作において、規模の小さい農家が多数存在していること等に起因しています。

農産物販売金額規模別に見ると、非若手農家では300万円未満が82.8%を占める一方で、若手農家では1,000万円以上が45.2%を占めています（図表4）。

経営耕地を有する販売農家で見ると、若手農家の戸数は非若手農家の1割程度にすぎませんが、若手農家の経営耕地面積は非若手農家の6割程度の規模となっています（図表5）。経営耕地面積規模別に見ると、若手農家においては10ha以上の経営体が全体の73.1%の面積シェアを占めています。

図表3 営農類型別の戸数割合（平成27（2015）年）



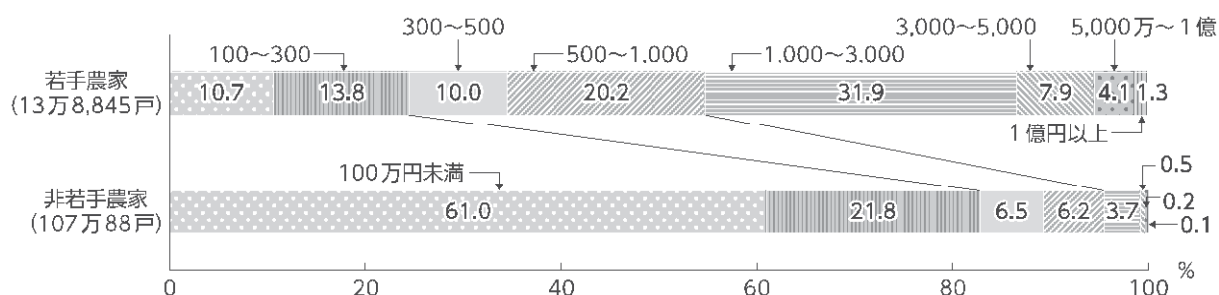
資料：農林水産省「2015年農林業センサス」（組替集計）

注：1）販売農家132万9,591戸のうち「販売なし」を除く120万8,933戸を若手農家と非若手農家に区分

2）畑作は、「麦類」、「雑穀・いも類・豆類」、「工芸農作物」

3）その他は、「その他の作物」、「養豚」、「養鶏」、「養蚕」、「その他の畜産」

図表4 農産物販売金額規模別の戸数割合（平成27（2015）年）



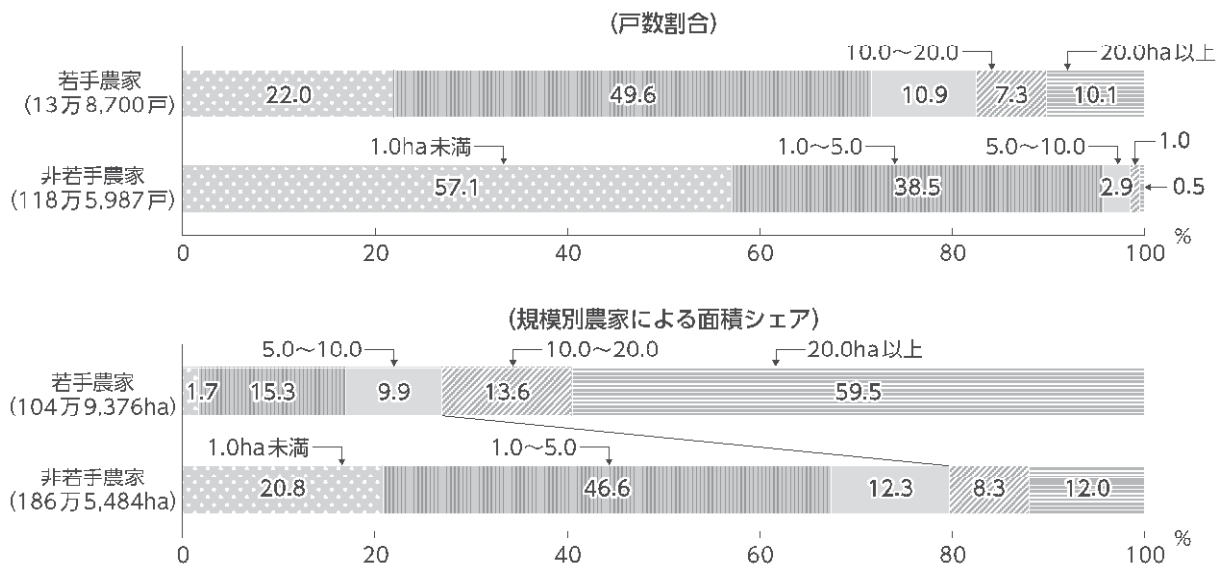
資料：農林水産省「2015年農林業センサス」（組替集計）

注：販売農家132万9,591戸のうち「販売なし」を除く120万8,933戸を若手農家と非若手農家に区分

1 「準単一複合経営」と「複合経営」の合計（「準単一複合経営経営体」「複合経営経営体」については用語の解説2（1）を参照）

2 「単一経営経営体」については、用語の解説2（1）を参照

図表5 経営耕地面積規模別の戸数割合と規模別農家による面積シェア（平成27（2015）年）



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」（組替集計）

注：販売農家132万9,591戸のうち「経営耕地面積なし」を除く132万4,687戸の経営耕地面積を若手農家と非若手農家に区分

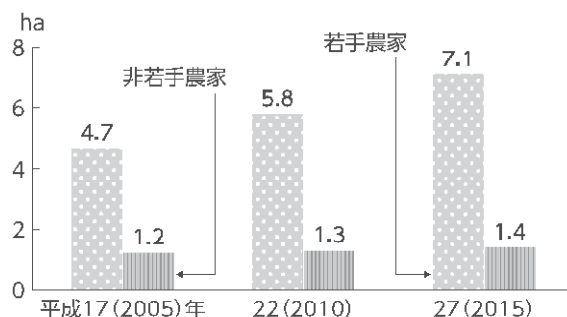
イ 若手農家における経営規模の拡大の進展

（若手農家の経営規模の拡大は、稲作をはじめ各部門で進展）

土地利用型部門の代表である稲作単一経営について、直近10年間における若手農家と非若手農家の1戸当たり経営規模の動向を見ると、非若手農家はほぼ横ばいであるのに対し、若手農家は経営規模が1.5倍に拡大しています（図表6）。

平成22（2010）年から平成27（2015）年までの5年間における各規模階層に属する農家の動きを見ると、非若手農家では66.5%が同一階層にとどまる一方、上位階層に移ったものは14.5%でしたが、若手農家では30.7%が上位階層に移っており、規模拡大がより進展しています（図表7）。

図表6 稲作単一経営の1戸当たり経営規模



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

注：各農家の1戸当たりの経営規模は、経営耕地面積：経営耕地のある農家数で集計

図表7 直近5年間における稲作単一経営の規模の動向（平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけての規模階層間移動）

		(単位：戸)			
稲作単一経営の若手農家	農家数	規模縮小	変化なし	規模拡大	合計
	割合 (%)	2,161	8,123	4,555	14,839
稲作単一経営の非若手農家	農家数	93,132	325,572	70,811	489,515
	割合 (%)	19.0	66.5	14.5	100

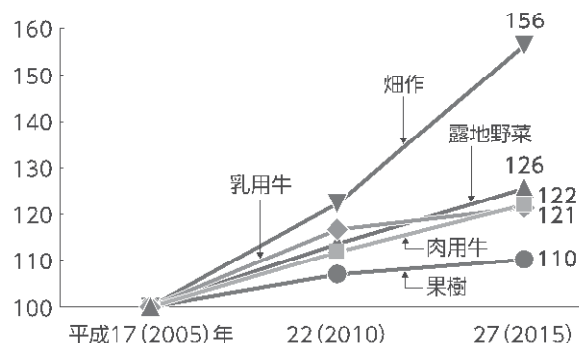
資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

注：1）規模階層の移動は、経営耕地なし、0.3ha未満、0.3～0.5、0.5～1.0、1.0～1.5、1.5～2.0、2.0～2.5、2.5～3.0、3.0～4.0、4.0～5.0、5.0～7.5、7.5～10.0、10.0～15.0、15.0～20.0、20.0～25.0、25.0～30.0、30.0～40.0、40.0～50.0、50.0～100.0、100.0ha以上のそれぞれの規模階層から上がった場合は規模拡大、下がった場合は規模縮小としている。

2）若手農家は、平成27（2015）年時点で49歳以下の基幹的農業従事者がいる販売農家

また、若手農家では、稲作単一経営以外の部門においても、この10年間で規模拡大が進展しています（図表8）。

図表8 稲作単一経営以外の若手農家の経営規模
(平成17(2005)年を100とする指数)



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

注：1）畑作は、「麦類」、「雑穀・いも類・豆類」、「工芸農作物」

2）各年の1戸当たりの経営規模は次のとおり集計

畑作、露地野菜、果樹は、経営耕地面積÷経営耕地面積のある農家数、乳用牛は、2歳以上の乳用牛飼養頭数÷2歳以上の乳用牛飼養農家数、肉用牛は、子取りめす牛、肉用種肥育、F1肥育、乳用種肥育の飼養頭数の合計÷子取りめす牛、肉用種肥育、F1肥育、乳用種肥育の飼養農家数

ウ 若手農家における雇用労働力の広がり

（常雇いを雇い入れた若手農家の割合は、直近10年間で5.3%から12.6%へ上昇）

規模拡大に必要な労働力を確保したり、親世代のリタイア等により減少した労働力を補完するため、若手農家においては常雇いが広がっており、直近10年間で常雇いを雇い入れた農家数は1万2千戸から1万8千戸に増加しています。この結果、常雇いを雇い入れた農家の割合は非若手農家を大きく上回るペースで上昇しました（図表9）。

図表9 雇用者を雇い入れた農家の割合

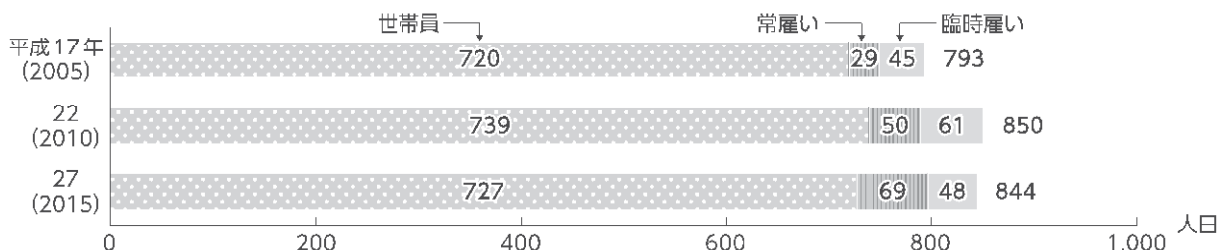
(単位：%)

		平成17年 (2005)	22 (2010)	27 (2015)
常雇い	若手農家	5.3	9.4	12.6
	非若手農家	0.5	1.1	1.9
臨時雇い	若手農家	37.5	45.3	39.8
	非若手農家	22.2	23.0	18.2

資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

若手農家1戸当たり農業従事日数を見ると、常雇いが一貫して増加しています（図表10）。また、一貫して規模拡大が進んできた中で、農業従事日数はさほど大きな伸びを示していません。

図表10 若手農家の1戸当たり農業従事日数



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

注：世帯員の農業従事日数は、自営農業従事日数規模階層の中位数×各階層の農業従事者数により推計

エ 若手農家における投資とその効果

(若手農家は、投資により、労働生産性と農業所得の向上を実現)

水田作における若手農家¹の経営では、非若手農家の経営に比べ、10a当たり労働時間が短く、農業固定資産装備率が高いことから、労働時間の短縮を図るための投資が進んでいることが分かります(図表11)。このことが、規模拡大や高い農業所得につながっていると考えられます。

同様に酪農における若手農家の経営でも、非若手農家の経営に比べ、搾乳牛1頭当たり労働時間が短く、農業固定資産装備率が高くなっており、このことが、規模拡大や高い農業所得につながっていると考えられます。

このように、若手農家においては、投資を行うことで労働生産性の向上を図り、規模拡大を通じて農業所得の向上が図られていると考えられます。

図表11 主な営農類型別の若手農家の経営状況(平成25(2013)年から27(2015)年までの3年平均)

(水田作)					(酪農)						
			若手農家	非若手農家				若手農家	非若手農家		
経営概況	水田作付延べ面積	ha	15.4	1.5	経営概況	搾乳牛飼養頭数	頭	57.1	27.4		
	農業専従者数	人	2.06	0.10		搾乳牛1頭当たり乳量	kg	8,806	8,192		
	自営農業労働時間	時間	5,272	837		農業専従者数	人	2.51	1.55		
	水田作付延べ面積10a 当たり自営農業労働時間	時間 /10a	34	58		自営農業労働時間	時間	7,376	4,822		
経営収支	農業所得	万円	799	32	経営収支	搾乳牛1頭当たり自営農 業労働時間	時間 /頭	129	176		
	農業粗収益	万円	2,404	205		農業所得	万円	1,188	505		
	農業経営費	万円	1,604	173		農業粗収益	万円	6,511	3,081		
農業固定資産額			万円	1,545	202	農業経営費			万円	5,323	2,576
分析指標	農業固定資産装備率	円	2,930	2,420	農業固定資産額			万円	4,889	1,678	
	水田作付延べ面積10a 当たり農業所得	万円 /10a	5.2	2.2	分析指標	農業固定資産装備率	円	6,628	3,480		
						搾乳牛1頭当たり農業所 得	万円 /頭	20.8	18.5		

資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営)」(組替集計)

注：1) 農業固定資産装備率(円)＝農業固定資産額÷自営農業労働時間

2) 集計値は、平成25(2013)年から平成27(2015)年の3年平均。平成25(2013)年、平成26(2014)年、平成27(2015)年それぞれの集計経営体数は次のとおり。

水田作：(若手農家) 249 経営体(以下、単位は省略)、237、224、(非若手農家) 1,360、1,382、1,392

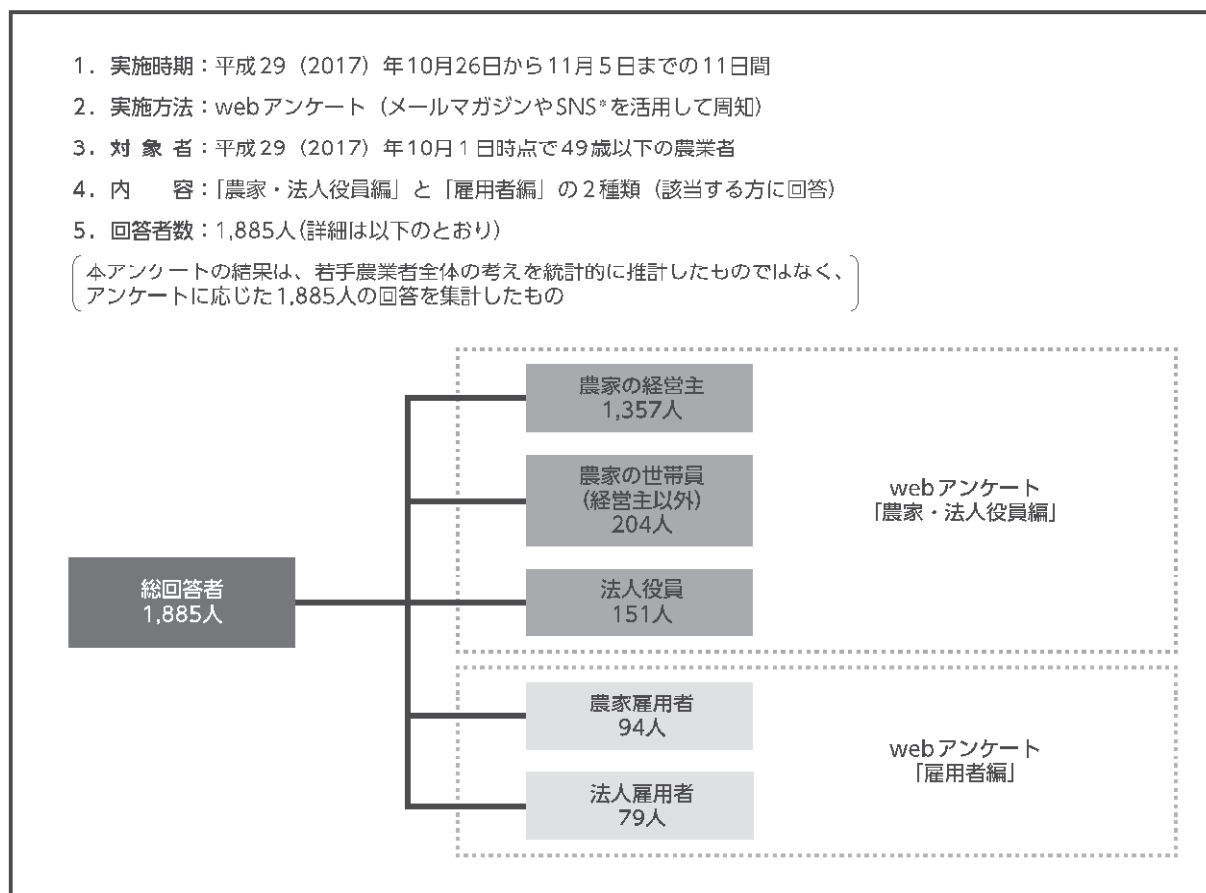
酪農：(若手農家) 229、230、224、(非若手農家) 130、129、138

1 ここでの「若手農家」は49歳以下の農業専従者がいる経営体、「非若手農家」はいない経営体。「農業専従者」については、川語の解説2(4)を参照

2 若手農業者向けアンケート結果の分析

農林水産省では、若手農業者の現状や将来に向けた考えを把握するため、平成29（2017）年10月から11月にかけてwebアンケートを実施しました（図表12）。以下では、回答に協力いただいた1,885人の現状や考えを、総回答者と経営者¹の2つの視点で分析を行い、明らかにしていきます。

図表12 若手農業者向けアンケートの概要



注：1）総回答者の集計結果は2（1）農業・農業施策に対する考え、「農家・法人役員編」は2（2）経営者の農業経営に対する考え、「雇用者編」は4（3）法人雇用者の満足度や将来に対する考えに掲載

2）* Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるwebサイトのサービス

（1）農業、農業施策に対する考え（農家の経営主・世帯員＋法人役員＋農家・法人の雇用者：1,885人）

ア 我が国農業の在り方

（「国内だけでなく海外にも目を向けるべき」との回答は35.1%）

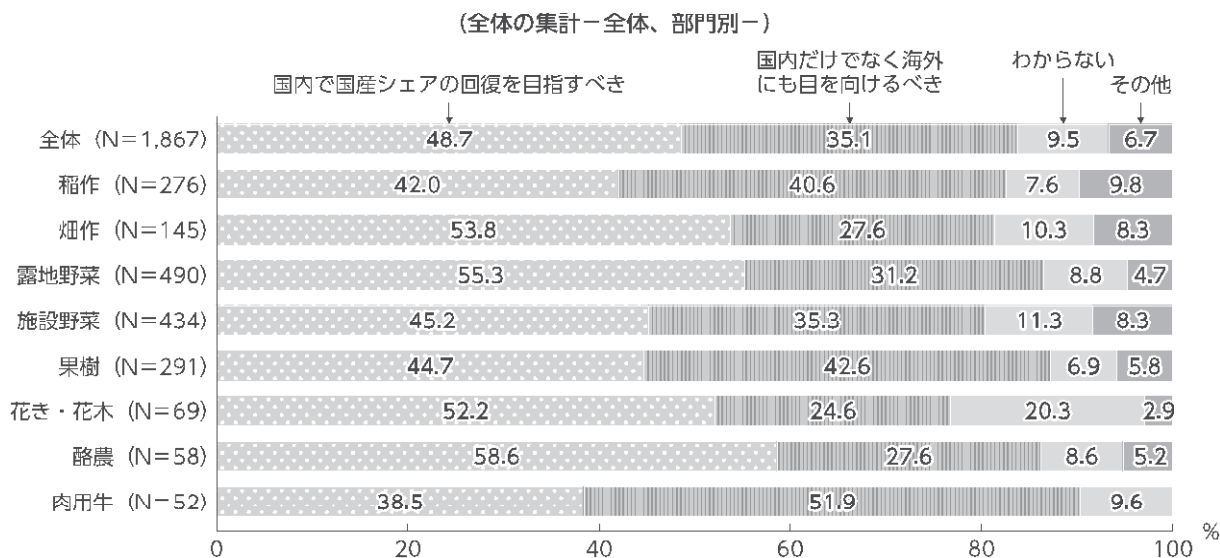
我が国農業の在り方について考えを尋ねたところ、「国内で国産シェアの回復を目指すべき」が48.7%、「国内だけでなく海外にも目を向けるべき」が35.1%となりました（図表13）。これを部門別に見ると、「国内だけでなく海外にも目を向けるべき」の割合は、肉用牛、果樹、稲作で高くなっています。

また、法人役員で見ると、「国内だけでなく海外にも目を向けるべき」が46.9%と、「国

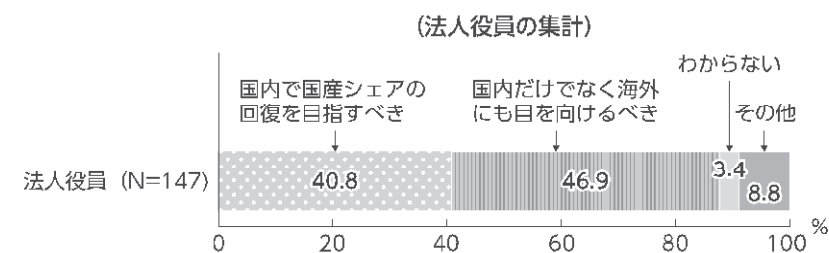
1 農家の経営主と法人役員

内で国産シェアの回復を目指すべき」の40.8%を上回っています。

図表 13 我が国農業の在り方



注：1) 回答者が少ない部門（苜蓿等）は掲載しない。
2) 総回答者1,885人のうち回答者1,867人



注：法人役員151人のうち回答者147人

イ 関心の高い農業施策

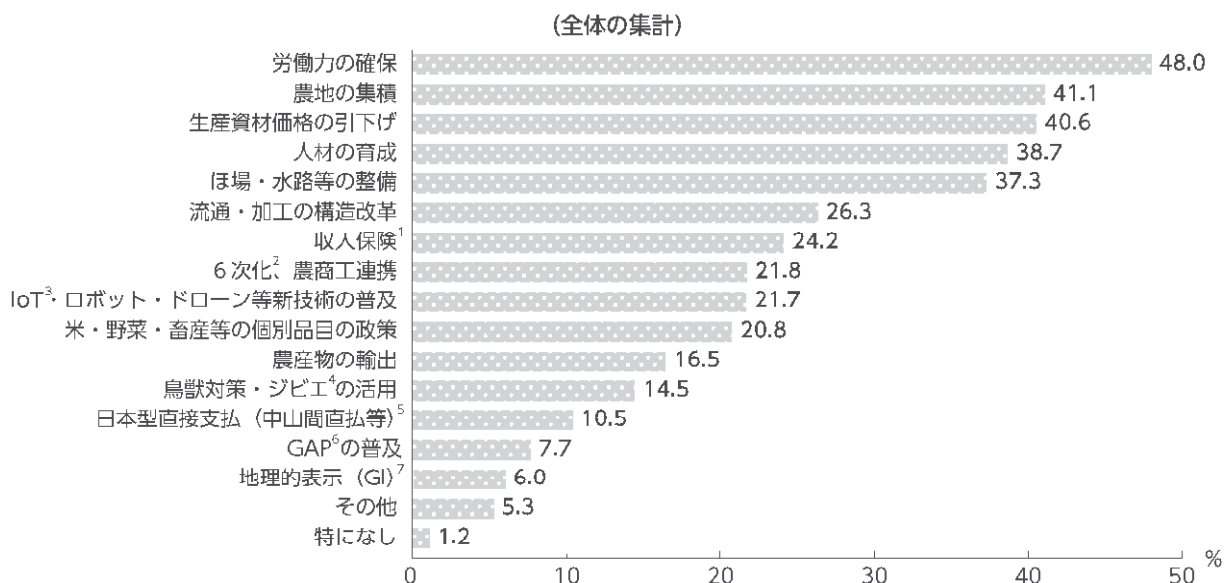
(「労働力の確保」、「農地の集積」、「生産資材価格の引下げ」が上位)

関心の高い農業施策を複数回答で尋ねたところ、「労働力の確保」が48.0%と最も高く、次いで「農地の集積」が41.1%、「生産資材価格の引下げ」が40.6%となりました（図表14）。

これを部門別に見ると、全ての部門で「労働力の確保」が上位となっており、なかでも露地野菜、施設野菜、果樹、花き・花木、酪農の5部門は「労働力の確保」が1位となっています。稲作では「ほ場・水路等の整備」が1位となっているほか、稲作、畑作、露地野菜では「農地の集積」が、稲作以外の耕種部門¹では「生産資材価格の引下げ」が上位となっています。

¹ 畑作、露地野菜、施設野菜、果樹、花き・花木

図表 14 関心の高い農業施策（複数回答）



注：1）総回答者1,885人のうち回答者1,875人。上記は回答者1,875人における各項目の選択者の割合

2）1：第2章第1節（8）を参照、2：6次産業化。用語の解説3（1）を参照、3、6：用語の解説3（2）を参照、4：第3章第4節（2）を参照、5：第3章第3節を参照、7：第1章第2節（2）を参照

(全体の集計—部門別（上位3項目）—)

(単位：%)

	1位		2位		3位	
稲作（N=277）	ほ場・水路等の整備	59.6	農地の集積	49.8	労働力の確保	36.1
畑作（N=146）	農地の集積	45.9	労働力の確保	45.2	生産資材価格の引下げ	42.5
露地野菜（N=490）	労働力の確保	48.0	農地の集積	44.1	生産資材価格の引下げ	43.1
施設野菜（N=438）	労働力の確保	51.8	生産資材価格の引下げ	46.3	人材の育成	40.6
果樹（N=292）	労働力の確保	52.7	人材の育成	41.1	生産資材価格の引下げ	40.4
花き・花木（N=69）	労働力の確保	52.2	生産資材価格の引下げ	43.5	人材の育成	42.0
酪農（N=57）	労働力の確保	61.4	人材の育成	47.4	IoT・ロボット・ドローン等新技术の普及	36.8
肉用牛（N=54）	人材の育成	48.1	米・野菜・畜産等の個別品目の政策 労働力の確保		40.7	

注：上記は、各部門の回答者における各項目の選択者の割合。回答者が少ない部門（養豚等）は掲載しない。

ウ 農業の魅力

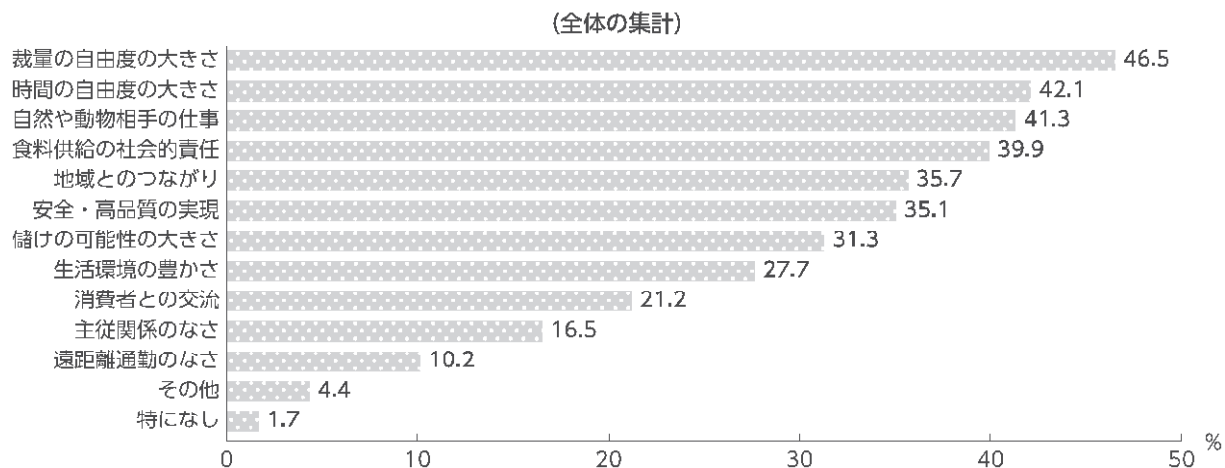
（「裁量の自由度の大きさ」、「時間の自由度の大きさ」が上位）

農業の魅力を複数回答で尋ねたところ、「裁量の自由度の大きさ」が46.5%で最も高く、次いで「時間の自由度の大きさ」が42.1%となりました（図表15）。

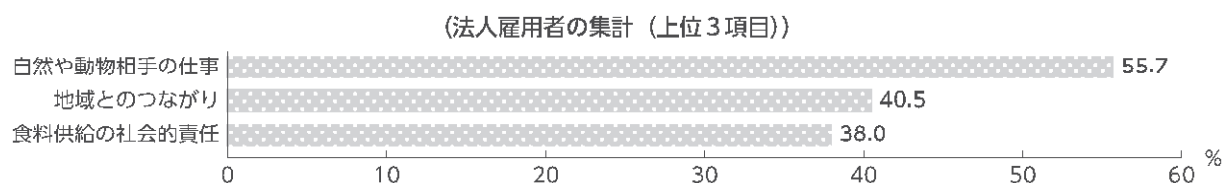
これを経営者と法人雇用者で見ると、経営者は全体と同じ傾向となっていますが、法人雇用者は「自然や動物相手の仕事」が最も高く、次いで「地域とのつながり」となっています。

また、経営者について、販売金額別に見ると、販売金額が大きいほど「食料供給の社会的責任」は高くなり、逆に「時間の自由度の大きさ（趣味、家族団らんを含む。）」は低くなる傾向が見られます。

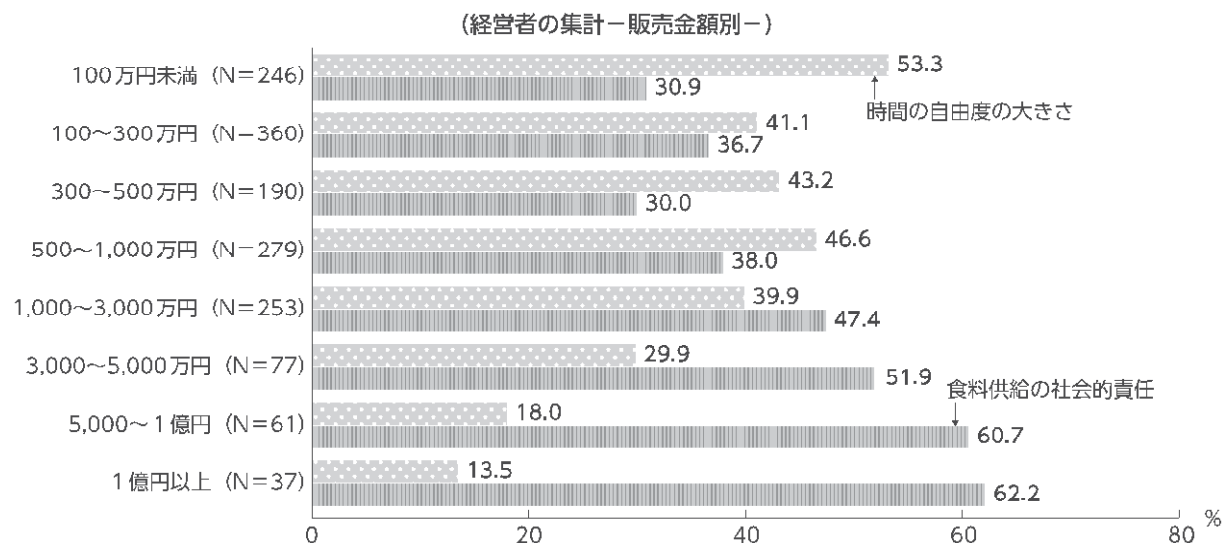
図表 15 農業の魅力（複数回答）



注：総回答者 1,885 人のうち回答者 1,880 人。上記は、回答者 1,880 人における各項目の選択者の割合



注：法人雇用者 79 人のうち回答者 79 人。上記は、回答者 79 人における各項目の選択者の割合



注：経営者 1,508 人のうち回答者 1,503 人。上記は、販売金額の各階層に属する回答者における各項目の選択者の割合

(2) 経営者の農業経営に対する考え（農家の経営主＋法人役員：1,508 人）

ア 農業経営で大切なこと

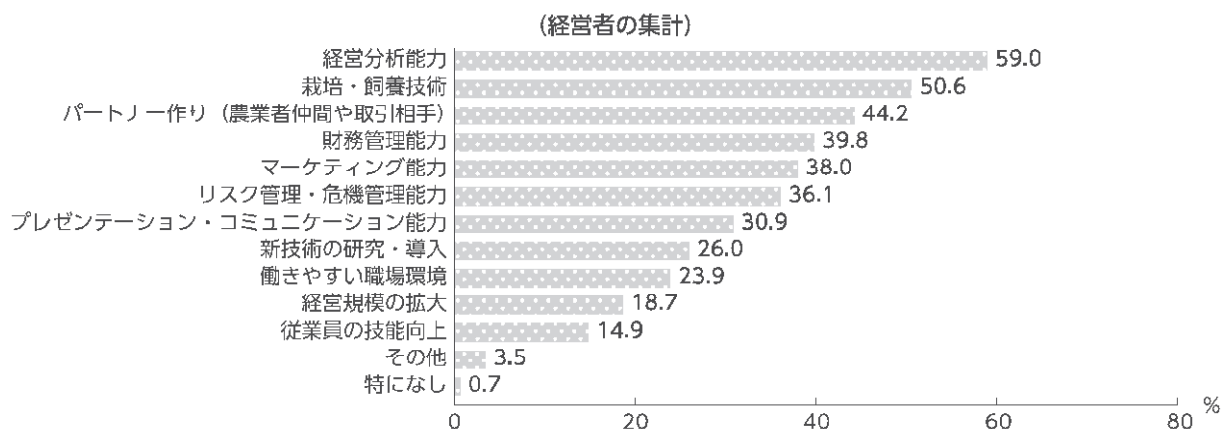
（販売金額が大きいほど重視される「経営分析能力」と「財務管理能力」）

農業経営で大切なことを複数回答で尋ねたところ、「経営分析能力」が 59.0% と最も高く、次いで「栽培・飼養技術」が 50.6% となりました（図表 16）。

これを部門別に見ると、酪農では「経営分析能力」と「財務管理能力」が、肉用牛、施設野菜、花き・花木では「栽培・飼養技術」が他部門に比べて高くなっています。

また、販売金額別に見ると、販売金額が大きいほど「経営分析能力」と「財務管理能力」は高くなる傾向が見られます。

図表 16 農業経営で大切なこと（複数回答）



注：経営者 1,508 人のうち回答者 1,494 人。上記は、回答者 1,494 人における各項目の選択者の割合

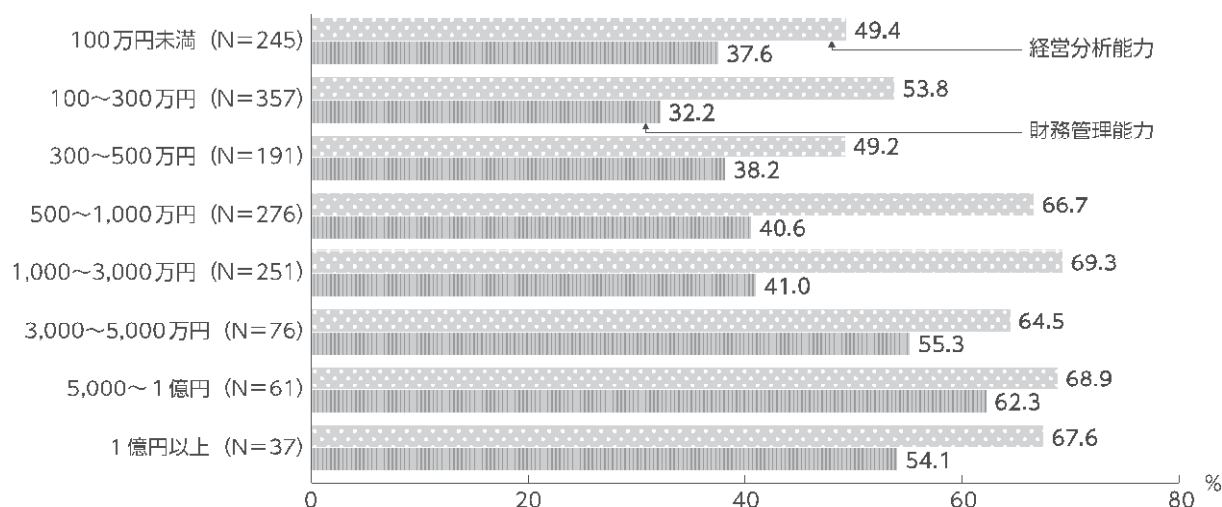
(経営者の集計－部門別（上位 5 項目）－)

(単位：%)

	稲作 (N=207)	畑作 (N=118)	露地野菜 (N=408)	施設野菜 (N=370)	果樹 (N=232)	花き・花木 (N=55)	酪農 (N=30)	肉用牛 (N=35)
経営分析能力	58.5	58.5	54.7	62.4	62.5	60.0	66.7	42.9
栽培・飼養技術	36.2	50.8	50.5	58.4	50.4	56.4	43.3	62.9
パートナー作り（農業者仲間や取引相手）	46.9	44.1	51.2	38.9	45.7	30.9	30.0	28.6
財務管理能力	43.0	36.4	38.5	40.5	33.2	45.5	60.0	48.6
マーケティング能力	38.6	37.3	42.6	31.4	43.5	43.6	16.7	14.3

注：上記は、各部門の回答者における各項目の選択者の割合。回答者が少ない部門（養豚等）は掲載しない。

(経営者の集計－販売金額別－)



注：上記は、販売金額の各階層に属する回答者における各項目の選択者の割合

イ 現在の経営における課題

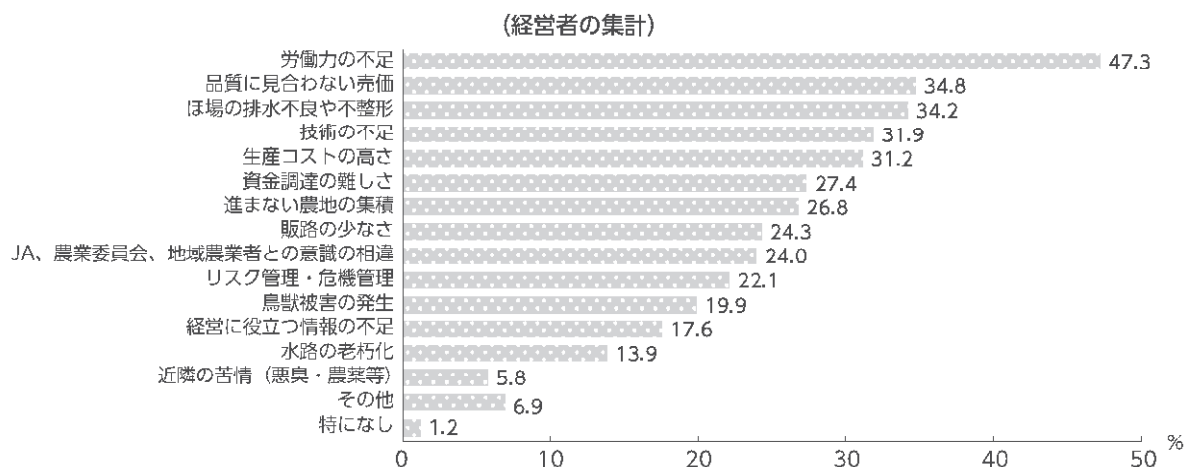
「労働力の不足」を挙げる割合が最も高く、特に酪農と果樹で深刻

現在の経営における課題を複数回答で尋ねたところ、「労働力の不足」が47.3%と最も高く、次いで「品質に見合わない売価」が34.8%となりました（図表17）。

これを部門別に見ると、「労働力の不足」は酪農と果樹で、「品質に見合わない売価」は花き・花木で特に高くなっています。なお、稲作では部門固有の「ほ場の排水不良や不整形」と「水路の老朽化」が高くなっています。

また、就農からの年数別に見ると、年数が長いほど「労働力の不足」は高くなり、逆に「技術の不足」と「資金調達の難しさ」は低くなる傾向が見られます。

図表17 現在の経営における課題（複数回答）



注：経営者1,508人のうち回答者1,501人。上記は、回答者1,501人における各項目の選択者の割合

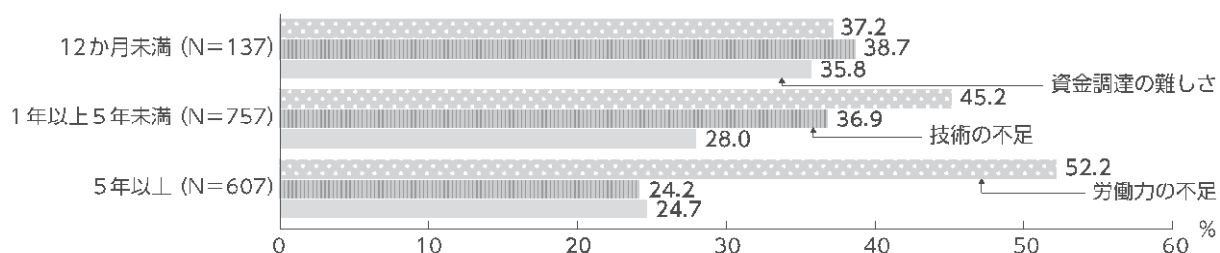
(経営者の集計—部門別（上位3項目）—)

(単位：%)

	1位		2位		3位	
部門	課題	割合 (%)	課題	割合 (%)	課題	割合 (%)
稲作 (N=208)	ほ場の排水不良や不整形	53.4	水路の老朽化	45.7	労働力の不足	43.3
畑作 (N=119)	技術の不足	40.3	労働力の不足	39.5	品質に見合わない売価	35.3
露地野菜 (N=408)	労働力の不足	45.3	ほ場の排水不良や不整形	40.0	技術の不足	39.5
施設野菜 (N=373)	労働力の不足	48.8	品質に見合わない売価	37.3	生産コストの高さ	34.6
果樹 (N=233)	労働力の不足	53.6	鳥獣被害の発生	35.2	品質に見合わない売価	33.0
花き・花木 (N=56)	労働力の不足	46.4	品質に見合わない売価	44.6	JA、農業委員会、地域農業者との意識の相違	41.1
酪農 (N=30)	労働力の不足	60.0	生産コストの高さ	43.3	進まない農地の集積	33.3
肉用牛 (N=35)	労働力の不足	48.6	JA、農業委員会、地域農業者との意識の相違	37.1	資金調達の難しさ	34.3

注：上記は、各部門の回答者における各項目の選択者の割合。回答者が少ない部門（養豚等）は掲載しない。

(経営者の集計—就農からの年数別—)



注：経営者1,508人のうち回答者1,501人。上記は、就農からの年数の各階層に属する回答者における各項目の選択者の割合

ウ 今後伸ばしていきたい方向

(ア) 農業生産

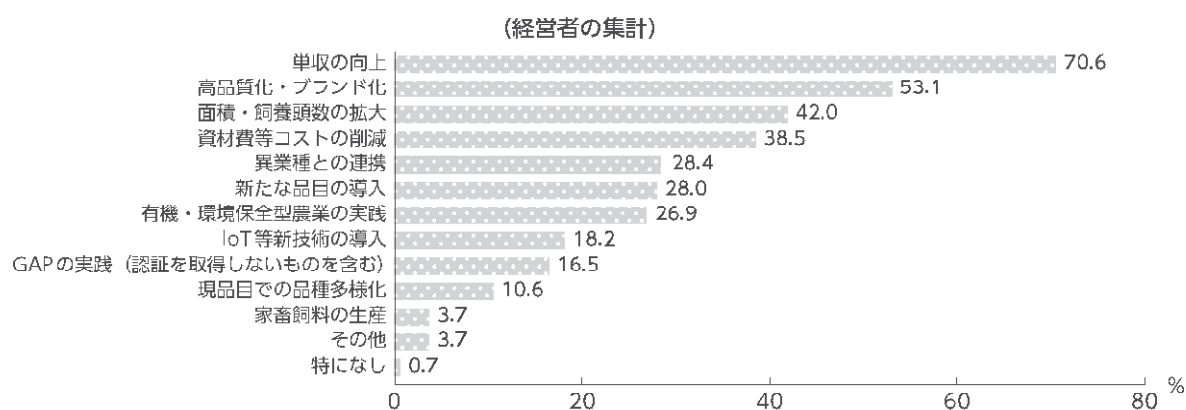
(販売金額が大きいほど重視される「IoT等新技術の導入」と「異業種との連携」)

農業生産で今後伸ばしていきたい方向を複数回答で尋ねたところ、「単収の向上」が70.6%と最も高く、次いで「高品質化・ブランド化」が53.1%となりました（図表18）。

これを部門別に見ると、耕種部門¹では「単収の向上」、畜産部門²では「面積・飼養頭数の拡大」が最も高くなっています。なお、耕種部門と肉用牛では「高品質化・ブランド化」が上位となっています。

また、販売金額別に見ると、販売金額が大きいほど、「IoT³等新技術の導入」と「異業種との連携」が高くなる傾向が見られます。

図表18 今後伸ばしていきたい方向（農業生産）（複数回答）



注：経営者1,508人のうち回答者1,497人。上記は、回答者1,497人における各項目の選択者の割合

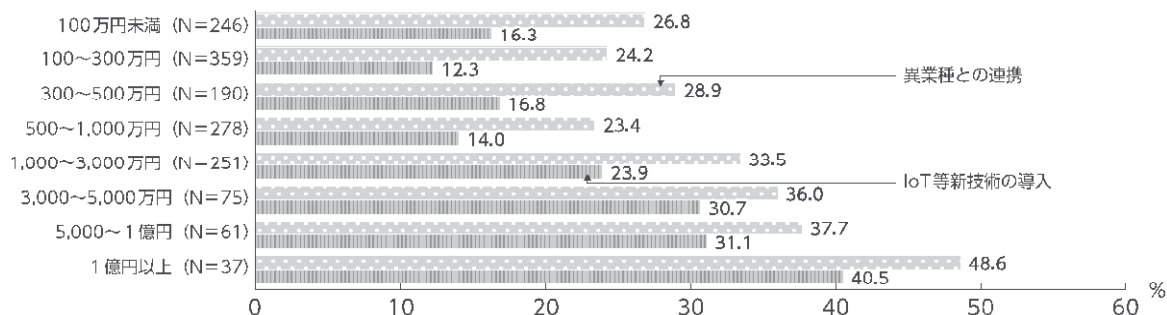
(経営者の集計－部門別（上位3項目）－)

(単位：%)

	1位	2位	3位
稲作 (N=207)	単収の向上 68.1	高品質化・ブランド化 52.2	面積・飼養頭数の拡大 49.3
畑作 (N=119)	単収の向上 64.7	面積・飼養頭数の拡大 46.2	高品質化・ブランド化 44.5
露地野菜 (N=409)	単収の向上 70.9	高品質化・ブランド化 52.1	面積・飼養頭数の拡大 41.6
施設野菜 (N=372)	単収の向上 80.9	高品質化・ブランド化 50.5	資材費等コストの削減 41.7
果樹 (N=232)	単収の向上 71.6	高品質化・ブランド化 67.7	資材費等コストの削減 34.1
花き・花木 (N=55)	単収の向上 69.1	高品質化・ブランド化 63.6	新たな品目の導入 45.5
酪農 (N=30)	面積・飼養頭数の拡大 40.0	単収の向上	36.7
		異業種との連携	
		家畜飼料の生産	
肉用牛 (N=35)	面積・飼養頭数の拡大 71.4	高品質化・ブランド化 42.9	家畜飼料の生産 40.0

注：上記は、各部門の「回答者」における各項目の選択者の割合。「回答者」が少ない部門（養豚等）は掲載しない。

(経営者の集計－販売金額別－)



注：経営者1,508人のうち回答者1,497人。上記は、販売金額の各階層に属する回答者における各項目の選択者の割合

1 稲作、畑作、露地野菜、施設野菜、果樹、花き・花木

2 酪農、肉用牛

3 用語の解説3(2)を参照

(イ) 出荷・販売先

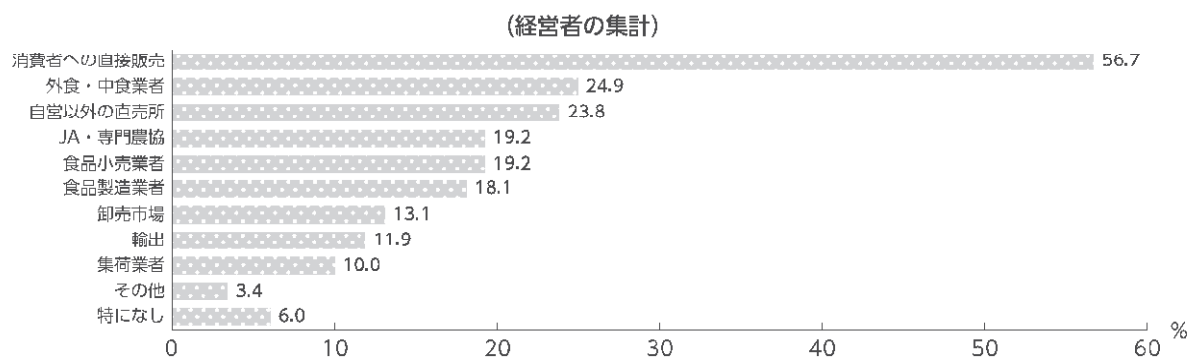
〔消費者への直接販売〕が56.7%で最高

出荷・販売先で今後伸ばしていきたい方向を複数回答で尋ねたところ、「消費者への直接販売」が56.7%と最も高くなりました（図表19）。

これを部門別に見ても、全ての耕種部門と酪農で「消費者への直接販売」が1位となっており、なかでも稲作と果樹で割合が高くなっています。

また、販売金額別に見ると、販売金額が大きいほど「食品製造業者」、「外食・中食業者」が高くなる傾向が見られます。

図表19 今後伸ばしていきたい方向（出荷・販売先）（複数回答）



注：経営者1,508人のうち回答者1,491人。上記は、回答者1,491人における各項目の選択者の割合

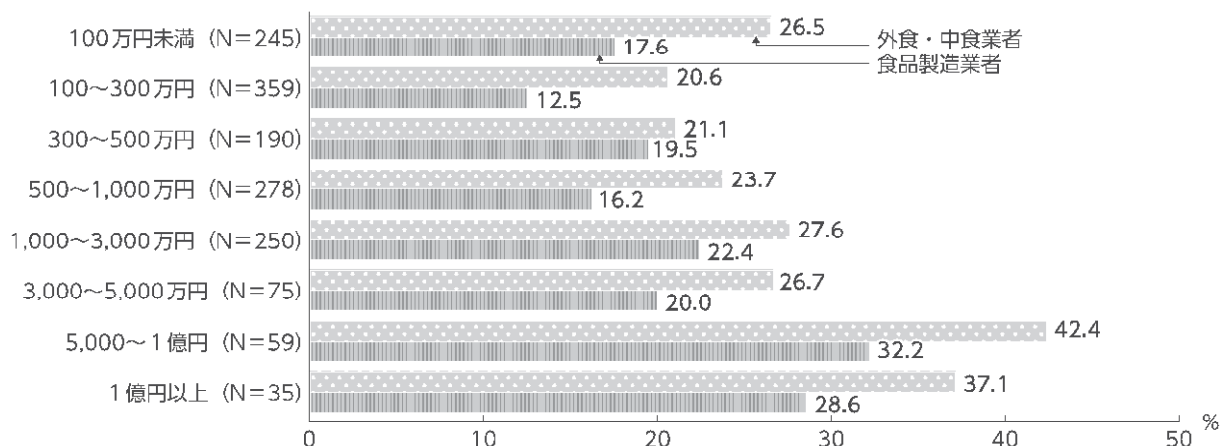
(経営者の集計－部門別（上位3項目）－)

(単位：%)

	1位		2位		3位	
稲作 (N=207)	消費者への直接販売	69.1	外食・中食業者	33.3	自営以外の直売所	23.2
畑作 (N=119)	消費者への直接販売	52.9	外食・中食業者	26.1	食品製造業者	23.5
露地野菜 (N=410)	消費者への直接販売	57.1	外食・中食業者	28.0	自営以外の直売所	26.6
施設野菜 (N=368)	消費者への直接販売	50.8	JA・専門農協	26.6	外食・中食業者	25.8
果樹 (N=233)	消費者への直接販売	66.1	自営以外の直売所	25.3	外食・中食業者	18.5
花き・花木 (N=55)	消費者への直接販売	49.1	卸売市場	38.2	自営以外の直売所	34.5
酪農 (N=28)	消費者への直接販売	42.9	特になし	32.1	JA・専門農協	17.9
					食品小売業者	
					食品製造業者	
肉用牛 (N=34)	特になし	35.3	消費者への直接販売	23.5	輸出	17.6

注：上記は、各部門の回答者における各項目の選択者の割合。回答者が少ない部門（豚等）は掲載しない。

(経営者の集計－販売金額別－)



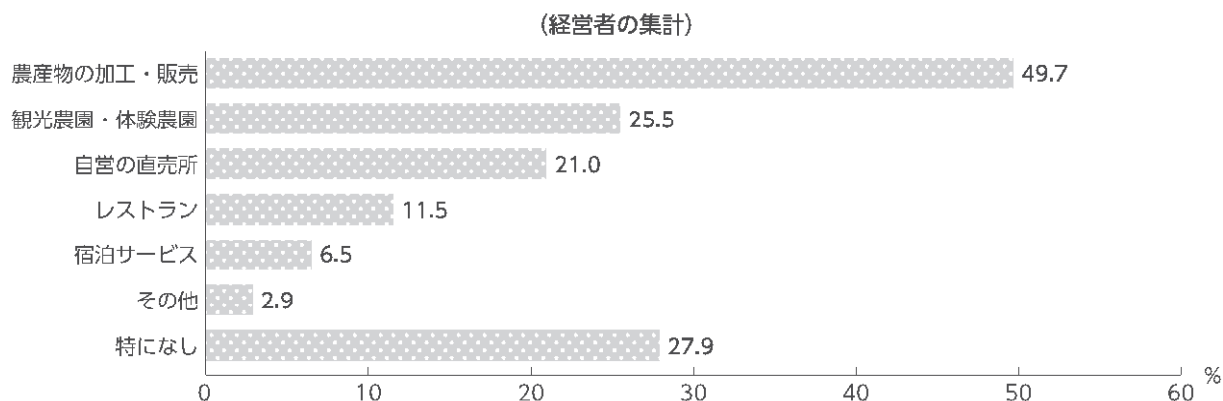
注：経営者1,508人のうち回答者1,491人。上記は、販売金額の各階層に属する回答者における各項目の選択者の割合

(ウ) 関連事業

〔「農産物の加工・販売」が49.7%で最高〕

関連事業で今後伸ばしていきたい方向を複数回答で尋ねたところ、「農産物の加工・販売」が49.7%と最も高くなりました（図表20）。

図表20 今後伸ばしていきたい方向（関連事業）（複数回答）



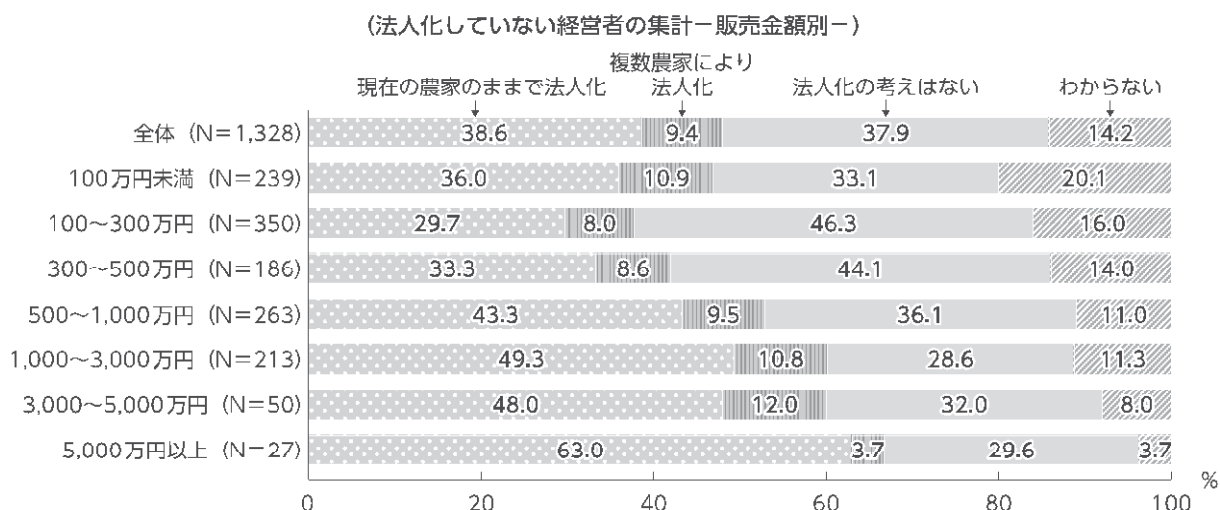
注：経営者1,508人のうち回答者1,455人。上記は、回答者1,455人における各項目の選択者の割合

(エ) 農業経営の法人化

〔販売金額が大きいほど高くなる法人化の意向〕

法人化していない経営者に対し、法人化の意向について尋ねたところ、「法人化の考えがある¹」が48.0%と、「法人化の考えはない」の37.9%を上回りました（図表21）。これを販売金額別に見ると、販売金額が大きいほど法人化の考えがある者の割合が高く、500万円以上の層では5割を超えています。

図表21 今後伸ばしていきたい方向（農業経営の法人化）



注：経営者1,508人のうち法人化していない経営者の回答者1,328人

1 「現在の農家のままで法人化」と「複数農家により法人化」を選択した者の合計

3 効率的かつ安定的な農業経営に向けた施策の展開方向

(農業経営の法人化、新技術の開発、伸ばしたい方向を後押しできる環境づくりが重要)

経営構造分析を通じ、若手農家では非若手農家に比べ、経営規模の拡大、常雇いを雇い入れた農家の割合の上昇、単位面積・頭数当たり労働時間の短縮を図る投資が行われていることが確認されました。また、若手農業者向けアンケートを通じ、農業生産、出荷・販売先等で今後伸ばしていきたい方向について回答者の考えが確認されました。

効率的かつ安定的な農業経営の育成に向けては、若手農家がいち早く実行に移している経営規模の拡大、労働力の確保、生産性を向上させる投資を強力に進めていく必要がありますが、その際には農業経営を法人化していた方が有利に働くことが多いことから更なる法人化の推進が重要となっています。また、農業者の投資を促す上では、生産現場が直面する課題を速やかに解決するための技術を、AI¹、IoT、ロボット、ドローン等を取り入れた革新的なものとして開発し、農業者が導入可能な価格で速やかに商品化していくことも重要です。さらに、アンケート回答者を含め農業者が今後伸ばしていきたい方向を後押しできる環境づくりが重要であり、生産資材価格の引下げ、農産物の流通・加工の構造改革等の農業競争力強化プログラムの着実な実施等を進めていくことが必要です。

事例

投資と機械の稼働率向上等を通じて、効率的稲作経営を実現 (新潟県)

工業系エンジニアをしていた丸田洋^{まるだ ひろし}さんは、知人の稲作農家で農作業を手伝った際に農業に面白さを感じ、平成17(2005)年に、31歳で新潟県上越市^{じょうえつし}に有限会社穂海^{ほうみのうみ}農耕を設立し、代表に就任しました。

稲作単一経営での規模拡大を目指し、平成29(2017)年度は、所有地20haと借入地110haの計130haの水田に、業務用米を中心とした作付けを行いました。

丸田代表は、これまで規模拡大に合わせてコンバインとトラクターの大型化を図り労働生産性を高めるとともに、早生から晩生の10品種の米を組み合わせ、作期分散を図ることで機械の稼働率^{ちやくくはん}向上も実現しており、今後は水田の大区画化を進め、乾田直播栽培^{ちやくはくはん}を広げることで更なる省力化を目指すとしています。

また、社員については「経営者を目指す職種」と「労働者として働く職種」を設けることで採用がしやすくなったといい、平成29(2017)年度には20代から30代の若手を中心に11人の従業員を確保しています。



代表の丸田洋さん（後列一番左）
と若手従業員

1 用語の解説3(2)を参照

4 若手農業者の雇用に関する動向等

(1) 若手新規就農者の動向

(若手新規就農者数は3年連続で2万人を超過)

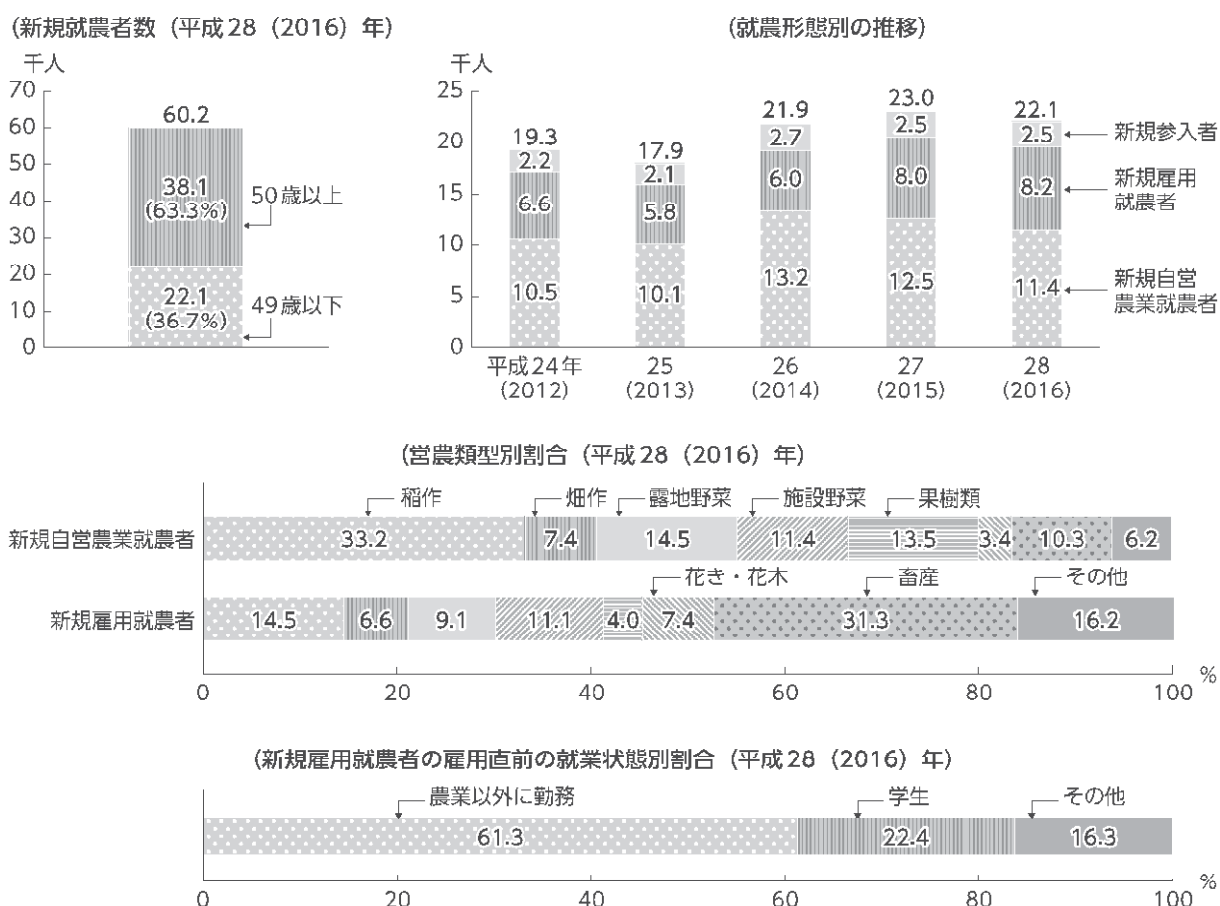
平成28（2016）年の新規就農者数は6万150人となり、うち49歳以下の若手新規就農者は2万2,050人と36.7%を占めています（図表22）。

「2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」する目標¹が掲げられる中、49歳以下の新規就農者数は3年連続で2万人を超えており、近年、新規雇用就農者²が増加傾向となっています。

営農類型別に見ると、新規自営農業就農者³は稲作が多く、新規雇用就農者は畜産が多くなっています。

また、平成28（2016）年における若手新規雇用就農者の雇用直前の就業状態を見ると、「農業以外に勤務」が61.3%と最も高く、次いで「学生」が22.4%を占めています。

図表22 49歳以下の新規就農者



資料：農林水産省「新規就農者調査」（営農類型別割合については、「2015年農林業センサス」との組替集計）

注：1）平成24（2012）年から平成28（2016）年の調査結果は、東日本大震災の影響により福島県の一部地域を除いて集計

2）平成26（2014）年調査より、新規参入者については、従来の「経営の責任者」に加え、新たに「共同経営者」を含めた。

3）平成27（2015）年の調査結果は、熊本地震の影響により熊本県の一部地域を除いて集計

4）新規雇用就農者の雇用直前の就業状態別割合のその他は、農業以外の自営業、家事・育児等

1 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成28（2016）年11月改訂）

2、3 川語の解説2（5）を参照

事例

農協が出資している農業法人が就農を支援（長野県）

農業協同組合が出資している農業法人である長野県^{うへだし}上田市の有限会社信州うへだファームでは、平成21（2009）年度から、独立就農を目指す就農希望者を雇用し、栽培技術等の研修を行う新規就農者育成事業を実施しています。

同社に雇用された就農希望者には、給与支給により研修に専念できる環境が与えられるとともに、果樹や野菜等の就農を目指す作目の研修ほ場が各人に設定されます。2年間の研修を終えた就農希望者は、研修ほ場を受け継ぐ形で独立就農を行い、平成28（2016）年度までに研修を終えた20人が果樹や施設野菜の新規就農者となりました。このうち13人は長野県外の出身者であり、同事業は減少が続いてきた担い手の確保にも貢献しています。

近年、醸造用ぶどうの栽培を目指す就農相談が多く寄せられるようになったことから、同社では同事業にワインコースを新設し、醸造用のぶどうを植栽した研修ほ場の整備も進めています。



信州うへだファームで研修した
後に就農した宇田川さん夫妻

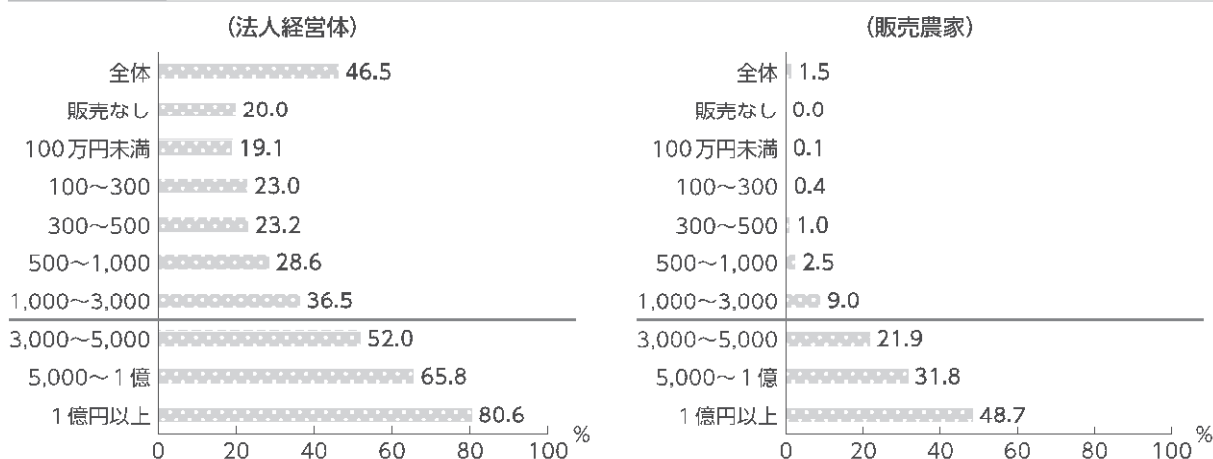
(2) 44歳以下の常雇いの分析

(法人経営体の44歳以下の常雇いは雇用先人数規模10人以上の経営体に68.7%が集中)

44歳以下の常雇い人数は、平成27（2015）年において、法人経営体が4万8,803人、販売農家が3万8,376人となっています。

一方、これら44歳以下の常雇いを雇い入れた経営体の割合を見ると、法人経営体で46.5%、販売農家で1.5%となっています（図表23）。農産物販売金額規模別に見ると、法人経営体では3,000万円を境に50%を超え、販売農家では3,000万円を境に1割未満から2割台へと大きく伸びています。

図表23 農産物販売金額規模別の法人経営体と販売農家における44歳以下の常雇いを雇い入れた経営体の割合（平成27（2015）年）



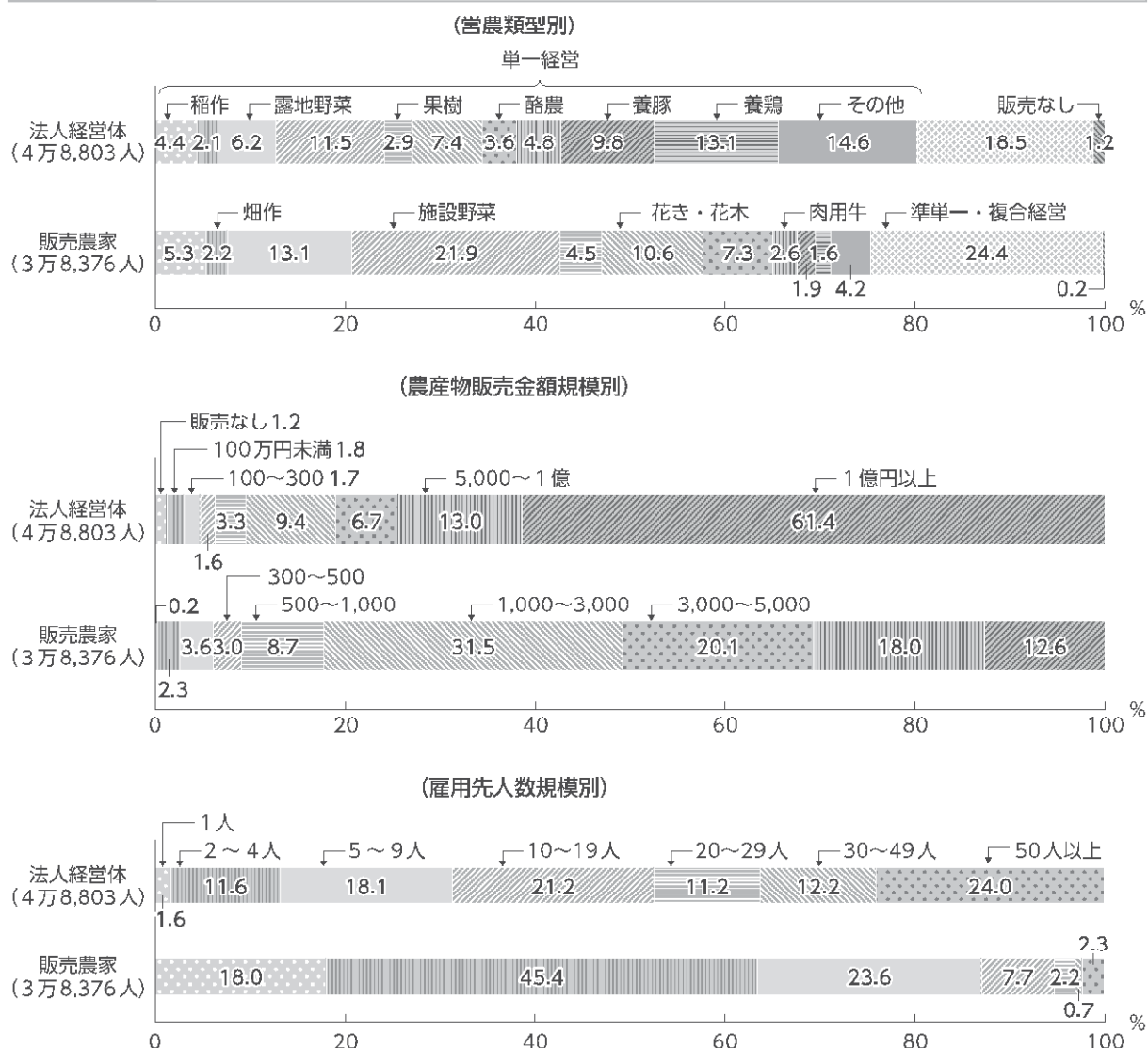
資料：農林水産省「2015年農林業センサス」（組替集計）
注：法人経営体1万8,857経営体、販売農家132万9,591戸の集計結果

44歳以下の常雇い人数の営農類型別割合を見ると、法人経営体では養鶏、施設野菜、養豚が、販売農家では施設野菜、露地野菜、花き・花木が、それぞれ高くなっています(図表24)。

また、これら人数の農産物販売金額規模別割合を見ると、法人経営体では農産物販売金額1億円以上の経営体が6割となっています。

さらに、これら人数の雇用先人数規模別割合を見ると、法人経営体では50人以上の経営体が24.0%、10人以上の経営体が68.7%となっています。一方、販売農家では、4人以下の経営体が63.4%となっています。

図表24 営農類型別、農産物販売金額規模別、雇用先人数規模別の法人経営体と販売農家の44歳以下常雇い人数の割合(平成27(2015)年)



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」(法人経営体と雇用先人数規模別の販売農家については組替集計)

注：1) 畑作は、「麦類」「雑穀・いも類・豆類」、「工芸農作物」

2) その他は、「その他の作物」、「養蚕」、「その他の畜産」

(3) 法人雇用者の満足度や将来に対する考え（法人雇用者：79人）

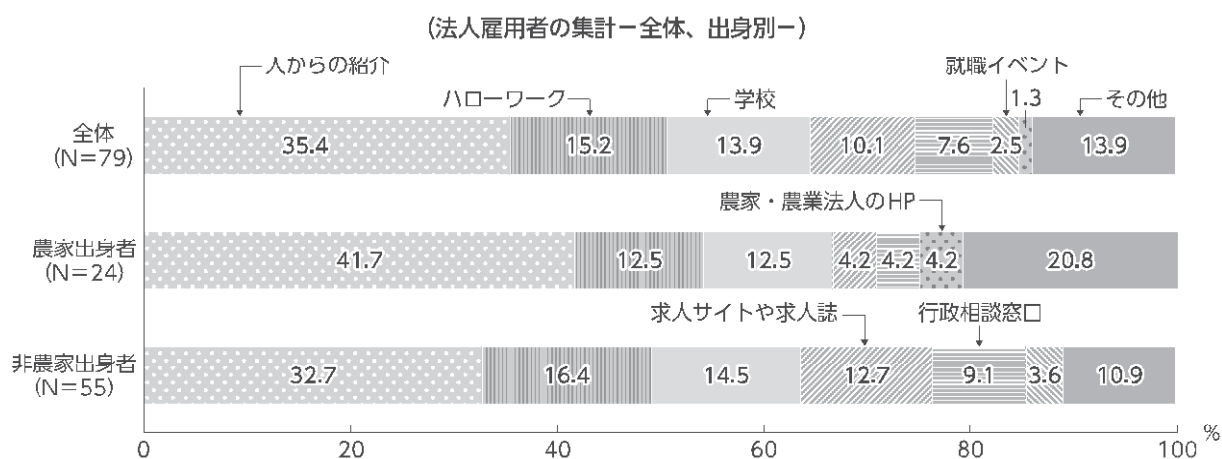
ア 就職情報の入手経路

（非農家出身者は、求人サイトや求人誌、行政相談窓口の活用割合が高い）

法人雇用者に就職情報の入手経路を尋ねたところ、「人からの紹介」が35.4%と最も高く、次いで「ハローワーク」が15.2%、「学校」が13.9%となりました（図表25）。

これを出身別に見ると、非農家出身者は、これら以外に「求人サイトや求人誌」や「行政相談窓口」も高くなっています。

図表25 就職情報の入手経路



イ 現勤務先の満足度

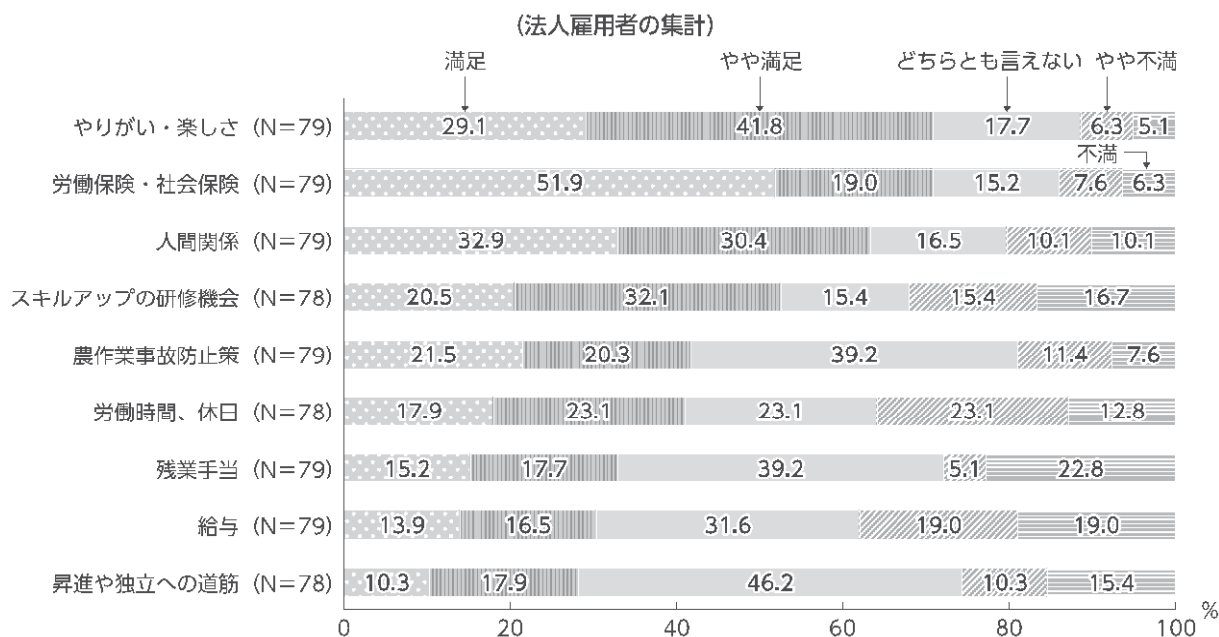
（「満足」の者は「給与」以外の項目で「不満」を上回る）

現勤務先の満足度を尋ねたところ、「やりがい・楽しさ」、「労働保険・社会保険」、「人間関係」の項目で「満足」の者は6割以上となりました（図表26）。「給与」については「不満」の者が「満足」を上回りました。

1 「満足」と「やや満足」を選択した者の合計

2 「不満」と「やや不満」を選択した者の合計

図表 26 現勤務先の満足度



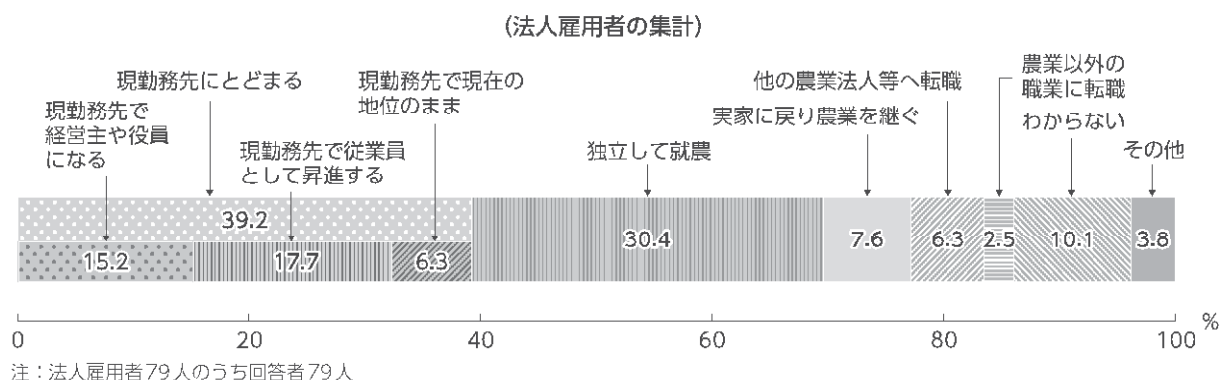
ウ 将来の進路と身に付けたい技能

(現勤務先への残留意向が39.2%、独立就農意向が30.4%)

将来の進路を尋ねたところ、「現勤務先にとどまる¹⁾」が39.2%と最も高く、次いで「独立して就農」が30.4%、「実家に戻り農業を継ぐ」が7.6%となりました(図表27)。

将来に向けて身に付けたい技能を複数回答で尋ねたところ、「栽培・飼養技術」が70.9%と最も高く、次いで「経営分析能力」が68.4%となりました(図表28)。これを将来意向別に見ると、「経営への関与意向がある者²⁾」は「経営への関与意向がない者³⁾」に比べ、「経営分析能力」と「財務管理能力」を挙げる割合が高くなっています。

図表 27 将来の進路

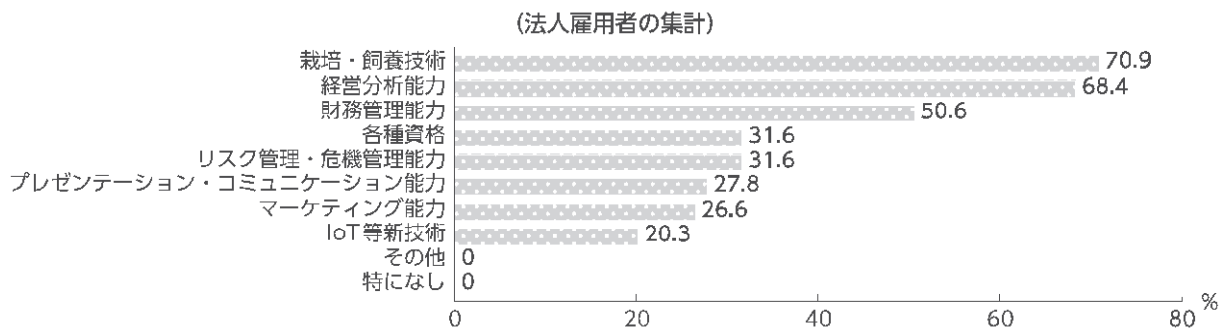


1 「現勤務先で経営主や役員になる」、「現勤務先で従業員として昇進する」、「現勤務先で現在の地位のまま」を選択した者の合計

2 「現勤務先で経営主や役員になる」、「独立して就農」、「実家に戻り農業を継ぐ」を選択した者の合計

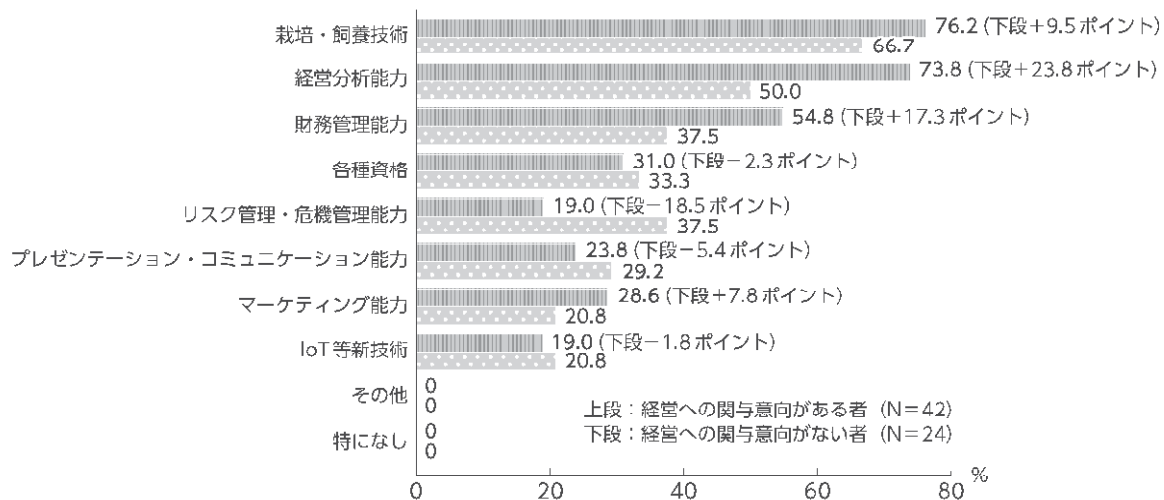
3 「現勤務先で従業員として昇進」、「現勤務先で現在の地位のまま」、「他の農業法人等へ転職」を選択した者の合計

図表 28 身に付けたい技能（複数回答）



注：法人雇用者79人のうち回答者79人

(法人雇用者のうち将来の経営関与意向を明らかにした回答者の集計－将来の経営関与意向の有無別－)



注：法人雇用者79人のうち将来の経営関与意向の有無を明らかにした回答者66人

事例

農業法人が従業員の技能向上を通じて、昇給を実現（岐阜県）

岐阜県高山市でトマトと菌床椎茸の栽培を行っていた橋場康夫さんは、平成12（2000）年に（有）橋場農園を設立して代表に就任し、現在は、パート等を含む従業員40人を雇用し、トマト、椎茸の生産、トマト加工品、下し椎茸の製造等を行っています。

橋場代表は、各従業員に担当部門を割り当てるとともに、外部研修の受講等を推奨することで、一人ひとりが考え技能向上できる就業環境づくりに努めています。

このような就業環境づくりは、収量や作業効率の向上等を通じて会社の収益を高めることにつながっており、増加した収益は各従業員の業務成績や技能等に応じて昇給や賞与という形で還元されています。

また、これを通じてリーダー級の人材が育った場合、経営の拡大が可能となり更なる収益の向上にもつながられます。

橋場代表は、会社の成績が給与等に反映されるとの認識が社内に広がり、会社の収益向上を意識して従業員が一丸となって働けるようになったと考えています。



トマトの生産状況を確認する
橋場康夫さんと従業員

食料・農業・農村基本法の骨子

第1 基本理念

1. 食料の安定供給の確保

- 1 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。
- 2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。
- 3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。
- 4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

2. 多面的機能の発揮

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

3. 農業の持続的な発展

農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

4. 農村の振興

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

**平成29年度
森林及び林業の動向**

**平成30年度
森林及び林業施策**

第196回国会（常会）提出

循環利用を計画的に実施していく段階に入っている^{*7}。

人工林が本格的な利用期を迎えた今、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林資源の循環利用を確立させながら、多様で健全な森林の整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林業経営に向けた施策を推進していく必要がある。

将来、バランスのとれた年齢構成を実現するために不可欠な若年齢の森林は少なくなっている。

平成26(2014)年度を始期とする全国森林計画では、2028年度までの15年間に84万6千haの人工造林を行う計画としている。まさに今が、木材需要に応じた主伐と再造林による循環を確立することで、次世代にも充実した森林資源を継承し、林業の成長産業化を実現するとともに森林の公益的機能を持続的に発揮させていくためのターニングポイントであるといえる(資料Ⅰ-3)。

(3)我が国林業の構造的な課題

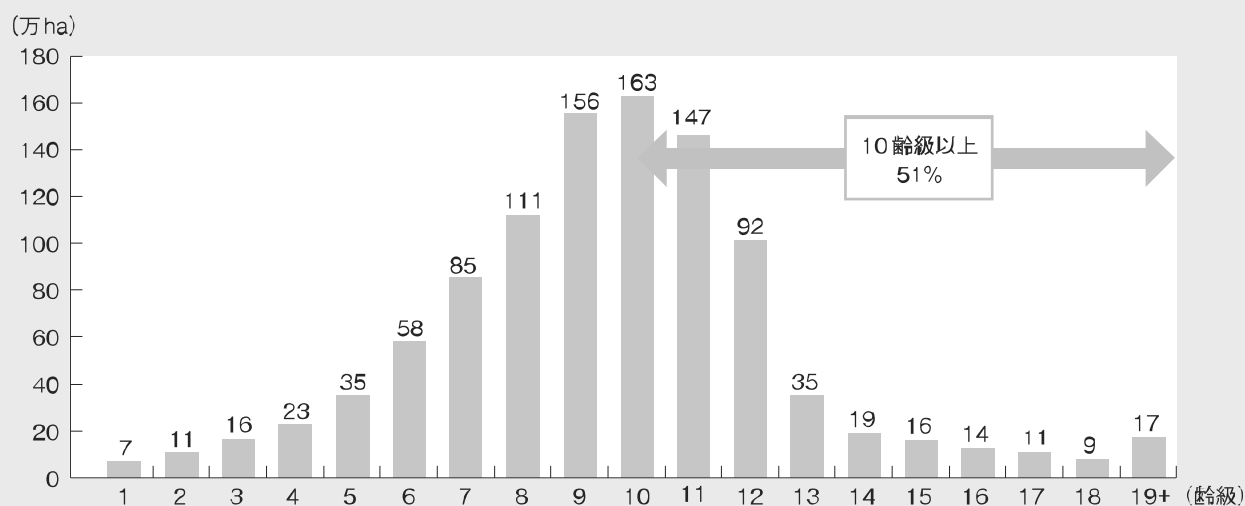
(新たな仕組みの必要性)

我が国では、小規模零細な森林所有構造に加え、材価は以前より低い水準で推移しており、森林所有

者に還元される収益が減少していること等から、森林所有者の経営規模を拡大する意欲等は減退している。例えば、森林所有者のうち、保有山林面積が10ha未満の者が全体の87%を占めている^{*8}が、仮に10haの森林について50年回帰で主伐・再造林を行ったとしても、1年当たりの伐採面積は0.2haにとどまる。0.2ha当たりの山元立木価格^{*9}は約18万円である一方、造林及び保育にかかる費用は23万円以上^{*10}と見込まれる。こうした中、平成27(2015)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」によると、経営規模を拡大したいとする森林所有者は約15%にとどまる。また、伐期に達した山林はあるが主伐を予定していない者が60%となっている(資料Ⅰ-4)。さらに、山村地域の人口減少も進み、所有者不明森林や境界不明森林の問題が顕在化している。

一方で、同調査によると、丸太(素材)生産を担う林業経営者のうち、今後の経営規模に関する意向として、規模拡大したいと回答した者が70%に上っている。しかし、そのうち約4割の者が事業を行う上での課題として、事業地の確保が困難であること

資料Ⅰ-3 人工林の年齢別面積



注1：年齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢」と数える。

2：「森林法」(昭和26年法律第249号)第5条及び第7条の2に基づく森林計測の対象森林の面積である。

資料：林野庁「森林資源の現況」(平成24(2012)年5月31日現在)

*7 平成27(2015)年度的人工造林面積は、約2.5万ha。林野庁「森林・林業統計要覧2017」(平成29(2017)年9月)

*8 農林水産省「2015年農林業センサス」

*9 林地に立っている樹木の価格であり、最寄木材市場引渡し価格から、伐採や運賃等にかかる経費(丸太の生産費等)を控除することにより算出され、森林所有者の収入に相当する。詳しくは、第Ⅱ章(86-87ページ)を参照。

*10 農林水産省「平成25年度林業経営統計調査報告」(平成27(2015)年7月)による。詳しくは、第Ⅲ章(90ページ)を参照。

を挙げている(資料Ⅰ－5)。

このように、林業経営者の多くは経営規模を拡大したいとの意向を有しているものの、現状を維持したいとの意向を有している多くの森林所有者や、所有森林において主伐、再造林、保育といった循環的な経営を行う意欲の低い森林所有者との間でミスマッチが生じている。こうしたことから、まとまった規模の林業経営を持続していくことのできる、意欲と能力のある林業経営者が十分に育たない状況^{*11}である。

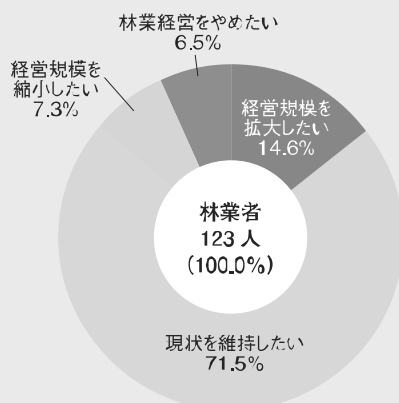
このため、適切な経営がなされていない森林を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するための新たな仕組みの構築が求められている。

(オーストリアの森林・林業)

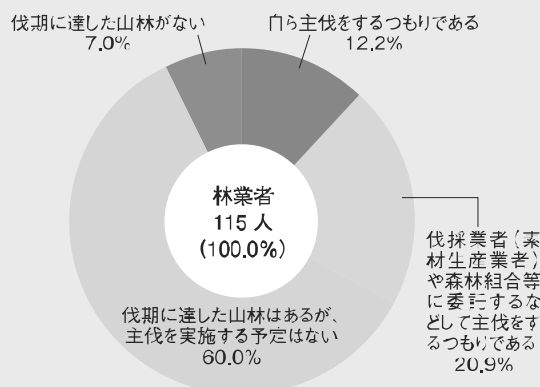
オーストリアは、我が国と比較的類似した地形や森林所有規模等の条件を有しながら、欧州の林業国として自国内から盛んに丸太の生産を行い、製材品の輸出等につなげている。こうした状況と、我が国の林業をめぐる状況を比較し、新たな森林管理システムの導入により、我が国の林業が抱える課題を解

資料Ⅰ－4 森林所有者の林業経営に関する意向

【林業経営規模の意向】



【今後5年間の主伐に関する意向】



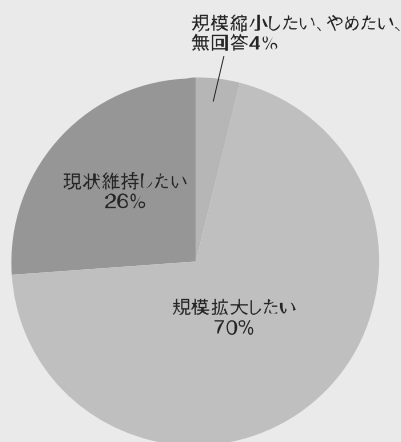
注1：計の不一致は四捨五入による。

2：「今後5年間の主伐に関する意向」は、「林業経営規模の意向」で「経営規模を拡大したい」、「現状を維持したい」、「経営規模を縮小したい」と回答した者に対して行われたもの。

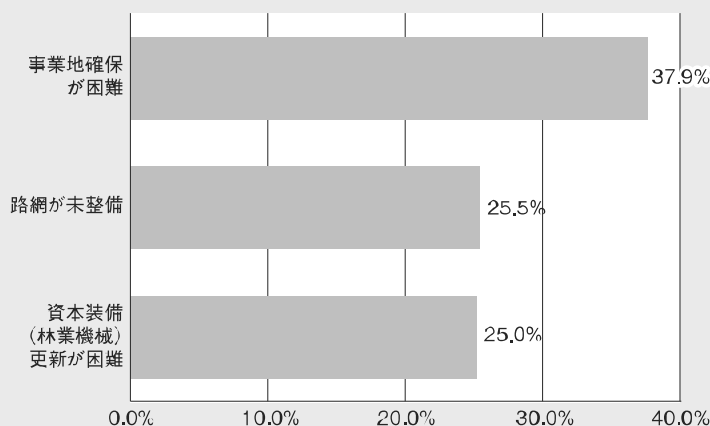
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

資料Ⅰ－5 林業経営者(素材生産業者)の意向

【今後の経営規模に関する意向】



【事業を行う上での課題】



注：事業を行う上での課題については、複数回答可。また、雇用関係の課題は除く。

資料：林野庁木材産業課調べ。

*11 状況は、「森林・林業基本計画」(平成28(2016)年5月)に掲げられた望ましい林業構造の具体例の半分の水準にとどまる。

3. 新たな森林管理システムの構築の方向性

我が国の森林資源の現状や林業をめぐる状況に鑑みると、森林の経営管理の集積・集約化を進めるための「新たな森林管理システム」の構築が森林の有する公益的機能の発揮と林業の成長産業化を実現するために不可欠となっている。以下では、新たな森林管理システムの構築の方向性について、意欲と能力のある林業経営者の関わりや、併せて実施することが必要な各種の条件整備、森林環境税(仮称)の導入等に触れながら記述する。

(1) 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

我が国の人工林の約半数が主伐期を迎えている中、森林の有する公益的機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現させるためには、これまでに掲げてきた我が国の森林・林業をめぐる課題を踏まえた対応が必要である。

これまで、我が国の森林・林業に関する施策においては、森林所有者の自発的な施策を国や都道府県が支援するという仕組みをとってきた。しかし、森林所有者の多くが経営規模を拡大する意欲や所有意思等が低くなり、路網整備や施策の集約化など積極的な経営や適切な管理を期待できない状況がみられる。

このため、森林所有者が自ら所有する森林について経営管理すべき責務があることを明確化した上で、森林所有者や林業経営者に一番近い公的な存在である市町村が森林所有者の意向を確認し、森林所有者が自ら経営管理できない場合には、所有している森林の経営管理に必要な権利を森林所有者が市町村に委ねることができるようにし、さらに、市町村は、林業経営に適した森林を、意欲と能力のある林業経営者に任せ、森林の経営管理を集積・集約させていく必要がある。一方で、自然的条件が悪く、林業経営が成り立たない森林については、既に手入れ不足に陥っている森林も生じていることから、こうした森林は、市町村が整備を進めていくことも必要

である。

こうした新たな森林管理のシステムを構築し、我が国の森林・林業に横たわる課題を打破し、人工林の適切な管理と資源の循環的な利用を進めていくことが必要とされている(事例Ⅰ-1)。

(2) 意欲と能力のある林業経営者への森林の経営管理の集積

(ア) 森林所有者自らが森林の経営管理ができない森林の市町村への経営管理権限の集積

現状でも個別に森林所有者の同意や確認を得れば、林業経営者が林業経営の集積・集約化を区することは可能である、しかしながら、森林所有者の所有意思等が低い中、その取組は困難さを増している。

林業経営者が、一定のまとまりのある森林の集積・集約化を行うことができれば、林道の開設等にも影響することが想定され、効率的な林業経営を実施していくことは難しくなる。

こうしたことから、森林所有者自らが適切な経営管理を行うことができない森林については、新たな森林管理システムを通じて、意欲と能力のある林業経営者に一定期間林業経営を委ねられるようにすることが必要である(資料Ⅰ-10)。

そして、計画的な伐採を行いつつ、伐った後には再造林を行い、適切な保育作業を実施していくことや、長伐期化を目指して間伐を繰り返すといった、循環的な林業経営を行っていくことが必要である。

また、こうした林業経営者に林業経営を委ねることで、高い生産性と収益性を実現させ、森林所有者や林業従事者の所得を向上させ、地域での雇用を確保し、山村地域の活性化にもつなげることができる。さらには、計画的な伐採を行うことで、川下と連携した安定的な丸太の供給を図り、競争力を強化していくことも可能となる。

(イ) 意欲と能力のある林業経営者の育成

林業経営には、森林組合や企業、個人事業主、林家など様々なプレーヤーが存在しているが^{*56}、「森林・林業基本計画」においては、林業経営の主体として、森林経営計画の作成を担う「持続的な林業経

*56 林業経営の動向について詳しくは、第Ⅲ章(87-93ページ)を参照。

営の主体」と、効率的かつ低コストな施業を実施し得る「効率的な施業実行の主体」を位置付けている。新たな森林管理システムにおいては、この両者とも市町村が森林の経営管理を委ねる候補となり得ることから、その育成を図っていく必要がある。

森林所有者から、継続して林業経営を受託する主体には、①森林所有者・林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有すること、②主伐後の再造林の実施体制を有するなど林業生産活動の継続性を確保できることなど、効率的かつ安定的な林業経営を実現できることが求められている。また、林業事業体によって伐採や搬出のみならず、再造林を促すような独自のガイドラインを作成するといった取組も進められてきたところであり、こうした取組が広がっていくことが求められている(事例Ⅰ-2)。

このような取組が林業経営の主体に求められるこ

とを踏まえて、市町村が森林の経営管理を委ねる林業経営者として経営改善の意欲を有すること、関係事業者と連携するなどして丸太生産や造林・保育の実行体制を確保できること、伐採・造林に係る行動規範の策定などに取り組むことが可能であること等を考慮し、市町村からの推薦も踏まえて選定した者を都道府県が公表することとし、このような者を、地域の実情に応じて育成・確保することが重要となる。具体的には、このような林業経営者として、森林組合や素材生産業者、自伐林家等が対象になると見込まれる。

(ウ)自然的条件等が不利な森林の適切な管理 (自然的条件が不利な人工林の管理)

林業経営者に委ねることが期待される森林については、持続的な林業経営が成り立つことが前提となっている。しかし、市町村が森林所有者から経営

事例Ⅰ-1 にしあわくらそん 西栗倉村百年の森林構想 あり

岡山県北東端部の中山間地に位置する西栗倉村は、面積約5,800haのうち93%を森林が占める典型的な山村である。同村は人口1,478人、世帯数592、高齢化率35%(平成29(2017)年3月現在)であり、平成17(2005)年時点の人口1,684人からは徐々に人口が減少している。

同村では、森林の約82%を占める人工林の多くが50年生まで育っていることを受け、林業をめぐる厳しい状況の中で、これらの人工林の管理を諦めるのではなく、村ぐるみであと50年頑張って美しい森林に囲まれた上質な田舎を実現していこうとの「百年の森林構想」を村の方針として打ち立てた。

この「百年の森林構想」に基づき西栗倉村や株式会社西栗倉森の学校等の主体が連携して「百年の森林事業」を実施しており、川上側では適切な森林管理や森林整備により「生物が豊かで、美しく安全な森林づくり」、川下側では間伐材を使った商品の開発・販売を通じ「森林をきっかけに西栗倉を多面的に活性化」することを目的としている。

具体的な取組としては、個人所有の山林を村が預かって管理・整備を行う「長期施業管理に関する契約」を進めることとしており、契約目標の私有林約3,000haに対して、平成29(2017)年12月現在、約1,475haの契約を締結している。この契約は、西栗倉村が契約期間を10年間とした森林管理の委託を受け、その間森林整備にかかる費用については全て村が負担し、森林所有者には費用負担がかからないこととなっている(木材販売の収益は森林所有者と村が折半)。このように、地元の地方公共団体が主体的に森林管理に関わることが、安心感につながり、契約を伸ばしている。

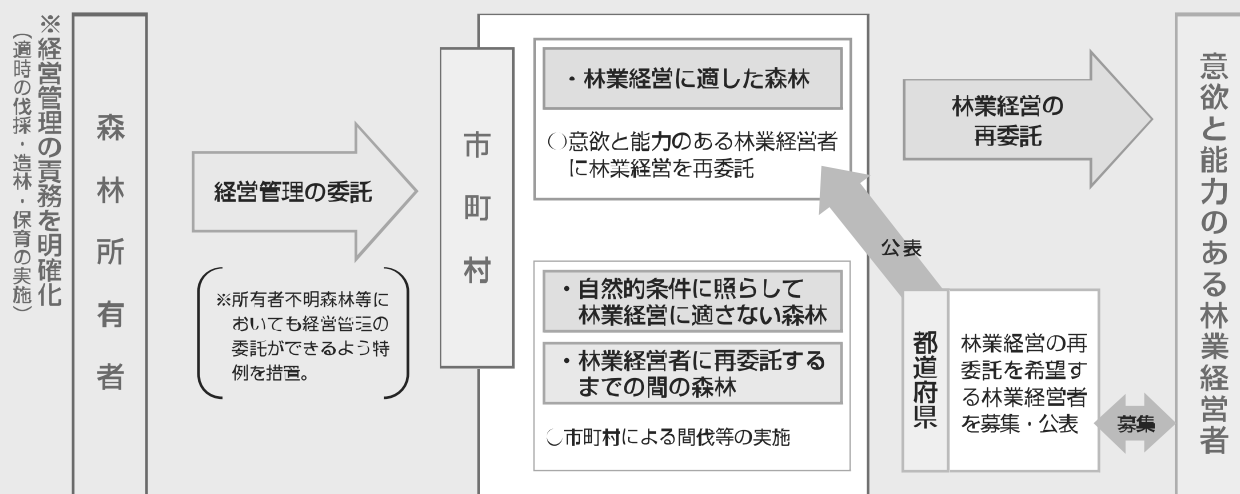


西栗倉村内の林齢100年を超える人二林



本取組によって生産された間伐材

資料 I - 10 新たな森林管理システム



事例 I - 2 伐採搬出ガイドラインサミット

宮崎県の素材生産事業体を中心に平成15(2003)年に設立された「ひむか^{いし}維森の会」は平成20(2008)年に自らが素材生産を行う際の「伐採搬出ガイドライン」等を策定し、素材生産に係る環境負荷の低減や、再造林支援を促すなどの取組を進めてきた。さらに、平成23(2011)年には、外部に設置した第三者委員会とともに環境配慮や資源循環(主伐後の再造林)、労働安全に関する所定の基準を審査し認証する「責任ある素材生産事業体」制度を発足させるなど、素材生産業が社会的責任に応えることを広める取組を進めている。

また、同会ではこうした取組の全国への普及にも努めており、岩手県や島根県、鹿児島県でも同会の「伐採搬出ガイドライン」をベースとしたガイドラインを策定し、運用する動きが出てきている。同会では、こうした活動の更なる活性化を目指し、平成29(2017)年9月に、「伐採搬出ガイドラインサミット in 宮崎・九州」を開催した。このサミットでは、全国から73の事業体等が参加し、同会のこれまで10年間の取組や、全国各地の活動状況が報告されたほか、環境配慮等を盛り込んだ伐採搬出時のガイドラインの九州全域への展開を目指す新たな連携協議会の設置等について、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の素材生産事業体の団体が協力して取り組むことが宣言された。



連携協議会の設置について宣言



リミット参加者による伐採現場視察

管理に関する権利を取得した森林の中には、自然的条件が不利で、経済ベースで自立した林業経営を継続的に実施することが難しい人工林も含まれる。森林は、林業経営の適否にかかわらず、国民一人一人にとってかけがえのない多様な公益的機能を有していることから、自然的条件が悪く、林業経営が成り立たない森林を、積極的な経営の意思を有していない森林所有者に任せているのでは、適切な経営管理がなされずに森林の有する公益的機能の発揮に支障を来してしまうことになる。

このため、新たな森林管理システムでは、このような林業経営が成り立たない森林は、市町村による公的管理により適切な施策を実施していく必要がある。この際には、間伐を繰り返したり、育成単層林として維持するのではなく、管理コストが小さくなるよう、育成複層林等への転換を進めることが望ましい。

「森林・林業基本計画」においても、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林等に誘導することとしており、そうした森林は370万haに上る^{*57}とされている。

また、この新たな森林管理システムの構築を契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が自らの事業として実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして森林環境税(仮称)を創設するとの内容が「平成30年度税制改正の大綱^{*58}」において取りまとめられている。

(天然林の適切な維持・管理)

新たな森林管理システムは、主に民有林の人工林を念頭に置いたシステムであるが、人工林とともに森林全体としての多面的機能を発揮する天然林についても、適切な維持・管理を行う必要がある。このため、市町村も含めた様々な主体によって、奥地の天然林については引き続き天然力を活用して維持が図られるようにするとともに、里山林については、竹林化が進んでいるところもみられており、期待される多面的機能に応じた手入れが実施されることが求められる^{*59}。

(3) 森林の経営管理を集積していく上での条件整備

(ア) 所有者不明森林への対応

(所有者不明森林の現状)

我が国の森林では、材価の下落等により森林から収益が得られず費用だけがかさんでいること等から、所有森林に対する関心も低下しており、相続に伴う所有権の移転登記がなされず、所有者不明森林も生じている。

平成28(2016)年度に地籍調査^{*60}を実施した地

資料 I - 11 所有者不明土地の割合に関する調査結果

平成28年度地籍調査における土地所有者等^{*1}に関する調査 (平成28年度に一筆地調査を実施した地区を対象に調査)

	地域別 ^{*2} の調査結果 【()内の数字は調査対象筆数に対する割合】				
	全体	都市部 (DID)	宅地	農地	林地
調査対象筆数	622,608	79,783	98,775	200,617	243,433
①登記簿上で所在確認	497,549 (79.9%)	68,203 (85.5%)	81,610 (82.6%)	166,648 (83.1%)	181,088 (74.4%)
②登記簿のみでは所在不明	125,059 (20.1%)	11,580 (14.5%)	17,165 (17.4%)	33,969 (16.9%)	62,345 (25.6%)

※1 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

※2 調査地区には、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

資料：国土交通省「国土審議会土地政策分科会特別部会第1回資料」より抜粋

*57 森林・林業基本計画における平成27(2015)年の育成単層林の面積は1,030万haであり、うち360万haが育成複層林に、20万haが天然生林に誘導される森林となっている。

*58 平成29(2017)年12月22日閣議決定。詳しくはトピックス(2-3ページ)を参照。

*59 里山林の保全管理の取組については、第II章(120ページ)を参照。

*60 「国土地調査法」(昭和26年法律第180号)に基づき、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

区における土地の所有者等について国土交通省が集計した調査結果によると、不動産登記簿により所有者の所在が判明しなかった土地の割合は筆数ベースで全体の約20%であり、特に森林については、25%を超えている(資料Ⅰ-11)。

また、平成28(2016)年度末時点での地籍調査の進捗状況は宅地で54%、農用地で73%であるのに対して、森林では45%にとどまっている^{*61}。

所有者不明森林では、適切な森林の経営管理がなされないばかりか、施業の集約化を行う際の障害となり、森林の経営管理を集積していく上での大きな課題となっている。

(森林法上の所有者把握の取組)

森林所有者の特定については、平成23(2011)年の「森林法^{*59}」の改正^{*62}により、平成24(2012)年4月から、新たに森林の土地の所有者となった者に対して、市町村長への届出を義務付ける制度^{*63}が開始され、それまでの「国土利用計画法^{*64}」による届出^{*65}に加えて、相続による異動や、1ha未満の小規模な森林の土地の所有者の異動も把握することを可能とした。また、平成28(2016)年5月の「森林法」の改正^{*67}により、市町村が森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載した林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組み^{*68}を設けている。林地台帳は平成30(2018)年度末までに整備することとされており、林地台帳の活用により、林業事業体等が施業の集約化に取り組む際に、森林所有者の所在を把握しやすくなることが期待されている。

(所有者不明森林の整備等を行うための制度)

また、所有者不明森林における整備を進めるため、平成23(2011)年の「森林法」の改正により、早急に間伐を行うことが必要な森林について、森林所

有者を確知することができない場合でも間伐の代行等が可能となるよう、都道府県知事の裁定により、間伐の対象となる立木に所有権を設定し、間伐等の施業の代行等を実施することを可能とした(要間伐森林制度)^{*59}。

さらに、平成28(2016)年5月の同法の改正により、平成29(2017)年4月からは、共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の同意が得られない場合に、都道府県知事の裁定手続等を経た上で、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行い、伐採・造林を行うことを可能とした(共有者不確知森林制度)^{*70}。

これらの制度は、都道府県知事の裁定により、立木の所有権の設定や、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行うものであり、これまでは都道府県が慎重に運用を行っているために実績が上がっていないという課題が生じていることから、所有者不明森林において適切な森林の経営管理が行われるようにすることが求められている。このため、新たな森林管理システムにおいては、確知されている共有者が市町村に共有林の経営管理を委ねようとしている中で、共有者の一部が確知できない森林については、都道府県知事の裁定を要することなく、市町村に森林の経営管理を集約できるような仕組みにすることが必要である。また、所有者の全部が判明していない場合や、所有者が確知されている場合であっても森林の適切な経営管理に同意が得られない者が存在し、市町村への経営管理の集約が必要かつ適当と認められる場合には、都道府県知事の裁定手続等を経た上で森林の経営管理を集約できるような仕組みにすることが必要である。その際、確知されなかった所有者や共有者が、後から市町村への経営管理の集約を取り消すことができる仕組みにするこ

*61 国土交通省ホームページ「全国の地籍調査の実施状況」
 *62 「森林法」(昭和26年法律第249号)
 *63 「森林法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)
 *64 「森林法」第10条の7の2
 *65 「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)
 *66 「国土利用計画法」第23条
 *67 「森林法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第44号)
 *68 「森林法」第191条の4から第191条の6まで
 *69 「森林法」第10条の11の6
 *70 「森林法」第10条の12の2から第10条の12の8まで

とも重要である。

(イ)境界不明森林への対応

我が国の私有林では、相続に伴う所有権の移転等により、森林の所在する市町村に居住し、又は事業所を置く者以外の者(不在村者)の保有する森林が増加している。不在村者の所有森林は私有林面積の約4分の1を占めており、そのうちの約4割は当該都道府県以外に居住する者等の保有となっている^{*71}。

平成27(2015)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」で、林業者モニター^{*72}に対して森林の境界の明確化が進まない理由について聞いたところ、「相続等により森林は保有しているが、自分の山がどこかわからない人が多いから」、「市町村等による地籍調査が進まないから」、「高齢のため現地の立会ができないから」という回答が多かった(資料Ⅰ-12)。

このため、境界の明確化に向けた取組が所有者不明森林の所有者特定取組とともに実施されており^{*73}、森林の境界確認に空中写真と森林GISのデータを利用するなど、業務の効率化を図る取組も実施されている(事例Ⅰ-3)。

境界の明確化に向けた取組の一つとして地籍調査が行われているが、林地における実施面積の割合は平成28(2016)年度末時点で45%となっており、平成31(2019)年までに50%とすることが目標とされている。このような中で、林野庁と国土交通省は、森林境界明確化活動と地籍調査の成果を相互に活用するなど、連携しながら境界の明確化に取り組んでいる。

(ウ)路網整備の推進等

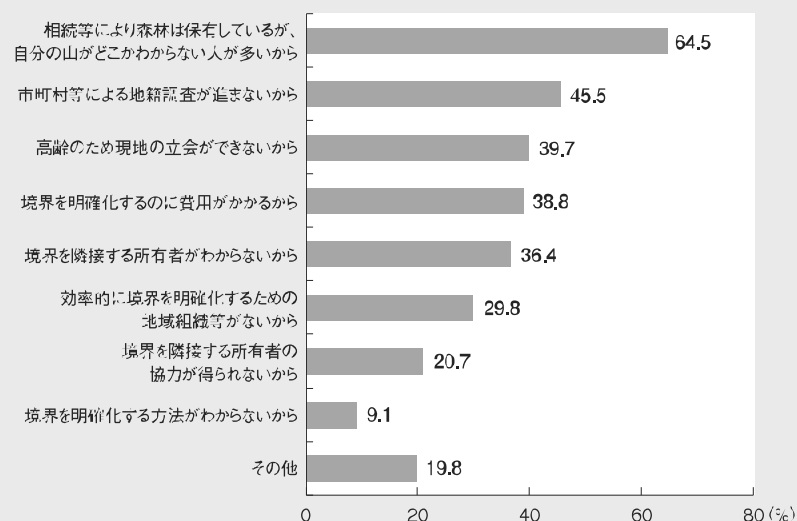
路網は、森林施業の効率的な実施のために必要不可欠なものであり、新たな森林管理システムにより効率的な森林の経営管理が行われる前提ともいえるものである。これまでも、路網作設に係る技術の蓄積や技術者の育成等を進め、路網整備の推進を図ってきたところであるが、「森林・林業基本計画」における林道等の望ましい延長の目安である33万kmに対して、同基本計画の策定時点の延長は19万kmにとどまっている。

このため、新たな森林管理システムにより、意欲と能力のある林業経営者へ森林の経営管理を集積・集約化させる地域に重点化して、路網整備の推進を図っていくことが必要である。

こうした路網の整備に当たっては、森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを形成するための基幹となる林道に加え、支線となる林業専用道^{*74}や森林作業道^{*75}をバランス良く配置することが重要である。

また、これと併せて、こうした林業経営者が行う

資料Ⅰ-12 森林の境界の明確化が進まない理由(複数回答)



注：林業者モニターを対象とした調査結果。
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

*71 農林水産省「2005年農林業センサス」

なお、「2010年世界農林業センサス」以降この統計項目は削除された。

*72 この調査での「林業者」は、「2010年世界農林業センサス」で把握された林業経営体の経営者。

*73 境界の明確化の取組については、第Ⅲ章(95-96ページ)を参照。

*74 普通自動車(1トン積程度のトラックに相当)や林業用車両の走行を想定。林業専用道について詳しくは、第Ⅲ章(97ページ)を参照。

*75 フォワーダ等の林業機械の走行を想定。森林作業道について詳しくは、第Ⅲ章(97ページ)を参照。

間伐等が優先的に実施されるようにするとともに、この新たなシステムの構築が見込まれる地域を中心として、高性能林業機械^{*76}の導入を重点的に推進するなど、こうした林業経営者の育成を支援していくことが必要である。さらに、「伐採と造林の一貫作業システム」の普及による効率的な再造林や、情報通信技術（ICT^{*77}）やドローン等の新技術の活用による施業の効率化を推進していくことも重要である。

（エ）人材の育成

新たな森林管理システムを進める上では、森林の経営管理に長期的・広域的な視点に立って関わることのできる「森林総合監理士（フォレスター）」や、森林の経営管理の集積・集約化の実務を担うことが期待される「森林施業プランナー」の育成を図ることが重要となる。また、「森林総合監理士（フォレスター）」に関しては、技術水準の向上や、先進的な活動を普及させるためのネットワーク構築等の取組

も必要となる。さらに、こうした者が森林そのものの取扱いだけに関わるのではなく、生産された丸太の流通等に関する知見も持ち、川上から川下までの連携を進めていく役割を担うことも期待される。

実際の森林の経営管理を担うこととなる林業経営者においては、「「緑の雇用」事業^{*78}」等を活用して新規就業者の確保を図るほか、施業の効率化等を図りつつ長期間にわたって事業を行っていく観点から、高度な知識と技術・技能を有する林業労働者を安定的に育成^{*79}することが必要となってくる。

（オ）市町村の体制の整備

新たな森林管理システムの下では、市町村が意欲と能力のある林業経営者に森林の経営管理を委ね、又は市町村自らが森林管理を行うことになる。一方で、1,000ha以上の私有人工林を有する市町村にあっても、専ら林務を担当する職員が0～1人程度の市町村が約4割を占める^{*80}など、施策を展開するための体制が十分でない市町村も多い。

事例Ⅰ－3 境界の確認等におけるドローン（無人航空機）活用の取組

公益社団法人徳島森林づくり推進機構では、「儲かる林業のためのドローン技術による高精度森林情報整備事業」を実施している。同事業では、①高齢者、不在村者等は現地での境界確認が困難、②森林資源の把握と経済価値の判断が難しく、間伐等の手入れが遅れている森林が増加、③伐採後の確実な植林やシカ食害対策等の負担が大きい、④森林は広域で急峻な地形が多く、調査や森林の見回りに多くの人員と時間が必要といった地域の課題解決のためにドローンの活用に取り組んでいる。

具体的には、ドローンでの空撮により林地の3次元データ等を取得し、既存のデータと組み合わせた図面の作成や、GPSを利用した自律飛行による情報収集等により、①境界確認の効率化と林地の集約化の進展、②手入れが遅れている森林の所有者への間伐等の働き掛け、③主伐の採算性の事前把握による確実な植林やシカ食害対策への対応、④森林資源情報取得や定期的な森林監視の省力化につなげることとしている。



災害調査におけるドローン自律飛行の準備作業



ドローンの空撮データから作成した3次元画像

* 76 高性能林業機械の導入状況については、第Ⅲ章（98-99ページ）を参照。

* 77 「Information and Communication Technology」の略。

* 78 「「緑の雇用」事業」について詳しくは、第Ⅲ章（102ページ）を参照。

* 79 高度な知識と技術・技能を有する林業労働者の育成について詳しくは、第Ⅲ章（103-105ページ）を参照。

* 80 総務省「平成28年地方公共団体定員管理調査」

市町村が主体となった森林の経営管理の集積・集約化及び公的管理の事務を進めるためには、こうした体制の整備が必要であることから、国や都道府県による支援や、「森林総合監理士(フォレストー)」等の技術者の「地域林政アドバイザー^{*81}」としての活用のほか、近隣市町村と協議会を構成し、共同実施に向けた連携等を進めていくことが重要である。また、「地方自治法^{*82}」では市町村の求めに応じて、都道府県が事務の代替執行を行うことができるようになっているが、さらに、都道府県の発意により、市町村の同意を条件として、都道府県による事務の代替執行を行うことができるようにすることも必要である。

(カ) 国有林野事業との連携

国有林野事業においては、その組織、技術力及び資源を活用し、林業の成長産業化に貢献することとしており^{*83}、民有林における新たな森林管理システムが効率的に機能するよう、民有林と隣接する国有林における林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた技術普及など、民有林との連携をさらに強化する必要がある。

また、市町村が集積・集約した森林の管理を担うこととなる意欲と能力のある林業経営者に対する国有林野事業の受託機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営者の情報を都道府県や市町村に対して提供するなどの取組も進めていくことも重要である。

*81 森林・林業に関して知識や経験を有する者を市町村が雇用することを通じて、森林・林業行政の体制支援を図る制度。平成29年度に創設され、市町村がこれに要する経費については、特別交付税の算定の対象となっている。

*82 「地方自治法」(昭和22年法律第67号)

*83 国有林野事業における林業の成長産業化への貢献については、第V章(194-199ページ)を参照。

34%^{*24}、下刈り等を行った林業経営体は47%^{*25}、間伐を行った林業経営体は71%^{*26}である。

また、受託若しくは立木買いにより素材生産を行った民間事業体は、1,098経営体となっている。これらの林業経営体の事業規模をみると、59%が年間の素材生産量5,000m³未満の林業経営体^{*27}となっており、小規模な林業経営体が多い。素材生産の労働生産性は事業規模が大きい林業経営体ほど高いことから^{*28}、効率的な素材生産を行うためには安定的に事業量を確保することが求められる。このような中で、民間事業体においても、森林所有者等に働き掛け、施業の集約化や経営の受託等を行う取組^{*29}が進められている。

また、林業者と建設業者が連携して路網整備や間伐等の森林整備を実施する「林建協働」の取組が、建設業者による「建設トップランナー倶楽部^{*30}」等により推進されている。建設業者は既存の人材、機材、ノウハウ等を有効活用して、林業の生産基盤である路網の開設等を実施できることから、林業者との連携によって林業再生に寄与することが期待される。

(林業事業体育成のための環境整備)

林業事業体には、地域の森林管理の主体として、造林や保育等の作業の受託から森林経営計画等の作成に至るまで、幅広い役割を担うことが期待されることから、施業の集約化等に取り組むための事業環境を整備する必要がある。

このため、各都道府県では、林野庁が発出した森林関連情報の提供等に関する通知^{*31}に基づき、林業事業体に対して森林簿、森林基本図、森林計画図等の閲覧、交付及び使用を認めるように、当該情報の取扱いに関する要領等の見直しを進めている。

また、森林所有者、事業発注者等が森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるよう、林野庁では、林業経営体に関する技術者・技能者の数、林業機械の種類及び保有台数、事業量等の情報を登録し、公表する仕組みの例を示した。平成29(2017)年度までに、8道県がこの仕組みを活用している。

さらに、林業事業体の計画的な事業実行体制等の構築を促進するため、地域における森林整備や素材生産の年間事業量を取りまとめて公表する取組も開始されている^{*32}。

(3)林業の生産性の向上に向けた取組

(ア)施業の集約化

新たな森林管理システムは、自ら適切に経営管理を行うことができない森林所有者の森林を集積・集約化するものである^{*33}が、林業経営に関心のある森林所有者であっても所有規模が小規模零細であるため、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが難しい場合が多い。このため、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」の推進が必要となっている。

(生産性の向上には施業の集約化が必要)

施業の集約化により、作業箇所がまとまり、路網の合理的な配置や高性能林業機械を効果的に使った作業が可能となることから、素材生産コストの縮減が期待できる。また、一つの施業地から供給される木材のロットが大きくなることから、径級や質の揃った木材をまとめて供給することが容易となり、市場のニーズに応えるとともに、価格面でも有利に販売することが期待できる。

*24 409経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*25 610経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*26 929経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*27 652経営体(農林水産省「2015年農林業センサス」)。

*28 素材生産量規模別の労働生産性については、89-90ページ参照。

*29 例えば、「平成24年度森林及び林業の動向」の136ページを参照。

*30 複業化や農林水産業への参入に取り組む建設業者の会。

*31 「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」(平成24(2012)年3月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知)

*32 例えば、「平成26年度森林及び林業の動向」の182ページを参照。

*33 新たな森林管理システムの構築の方向性については、第I章(25-32ページ)を参照。

施業の集約化の推進に当たっては、森林所有者等から施業を依頼されるのを待つのではなく、林業事業体から森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした「施業提案書」を提示して、森林所有者へ施業の実施を働き掛ける「提案型集約化施業」が行われている^{*34}（事例Ⅲ－１）。（施業集約化を推進する「森林施業プランナー」を育成）

林野庁では、提案型集約化施業を担う人材を育成するため、平成19（2007）年度から、林業事業体の職員を対象として、「森林施業プランナー研修」

を実施している。同研修として、平成27（2015）年度までは、組織としての体制強化を目的とする「ステップアップ研修^{*35}」等を実施してきたが、平成28（2016）年度からは、地域ごとの特性を踏まえたより実践力のあるプランナーの育成を図るため、「プランナー研修^{*36}」等を新たに実施しており、平成29（2017）年度までに、1,038名が当該研修を修了している。

また、平成21（2009）年度から、「ステップアップ研修」を修了又はそれと同等レベルに達している

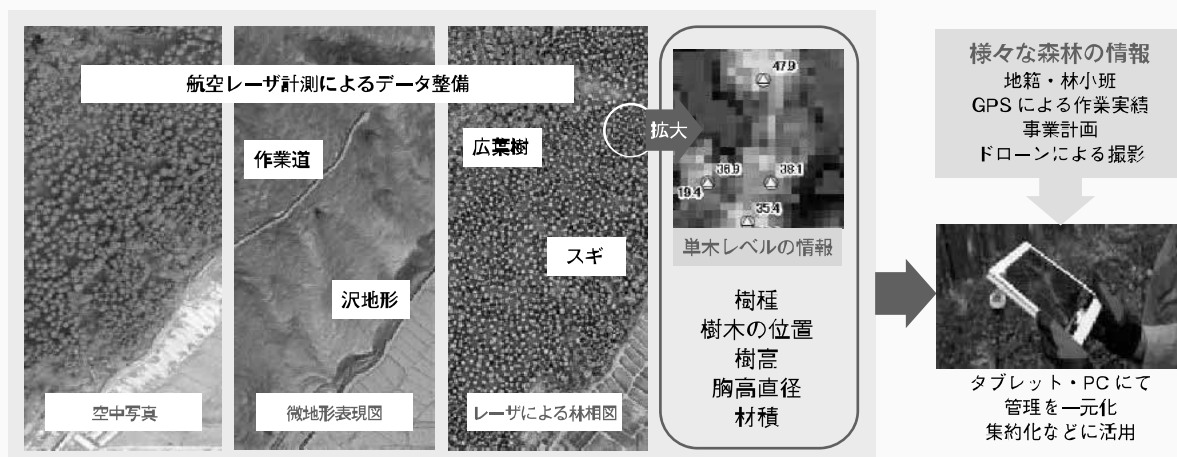
事例Ⅲ－１ 航空レーザ計測データを活用した施業集約化と林業経営の効率化の取組

山形県金山町^{かみやま}では、木材価格の長期低迷等による森林所有者の所有意識の低下や共有林等の所有者不明の森林の増加が危惧される中、県内では大型集成材工場の進出や木質バイオマス発電所の設置により新たな木材需要が生まれており、更なる生産性向上が求められる状況となっている。

これらの問題解決のため、金山町森林組合は、航空レーザ計測の実施により短時間で、傾斜や路網等の詳細な地理・地形情報や単木レベルの森林資源情報を整備した。これらの情報を活用することで、森林資源量や傾斜・標高、路網等の細かい条件を考慮したゾーニングや、机上での路網計画の検討、その集材範囲から木材生産量の予測を行うことが可能となった。

また、航空レーザ計測のデータに、タブレット端末やドローン（無人航空機）により取得した現場の画像を組み合わせて共有し活用することで、効率的な業務が実行可能となり、組織全体の生産性の向上につながっている。さらに、作業員に携帯させたGPS ロガーにより取得した位置情報から作業実施範囲を見える化し、共有することで安全性と施業の確実性が担保できるようになった。

同森林組合では、ICT 等の最新の技術を活用した森林データベースを活用して、正確な立木評価と生産性の高い伐採計画により森林所有者に主伐・再造林を提案し、山元に利益を還元できるよう取り組んでいくこととしている。



*34 提案型集約化施業は、平成9（1997）年に京都府の日吉町森林組合が森林所有者に施業の提案書である「森林カルテ」を示して森林所有者からの施業受託に取り組んだことに始まり、現在、全国各地に広がっている。

*35 「ステップアップ研修」は、「基礎的研修」修了者のスキルアップを図るとともに、同修了者と経営管理者、現場技術者等が一緒に参画して、組織として提案型集約化施業に取り組むことを学ぶ研修。

*36 「プランナー研修」は、森林施業プランナー資格の取得を目指し、地域における提案型集約化施業に必要な知識及び技能を習得するため、地域ごとに実施する研修。

事業体に対して、外部審査機関が評価を行う実践体制評価^{*37}を実施しており、平成29(2017)年度までに、12の事業体が同評価に基づく認定を受けている。

さらに、都道府県等においても地域の実情を踏まえた森林施業プランナーの育成を目的とする研修を実施している。

一方、これらの研修修了者は、技能、知識、実践力のレベルが様々であることから、平成24(2012)年10月から、「森林施業プランナー協会」が、森林施業プランナーの能力や実績を客観的に評価して認定を行う森林施業プランナー認定制度を開始した。同制度では、森林施業プランナー認定試験に合格した者、実践体制評価の認定を受けた事業体に所属し、提案型集約化施業の取組実績を有する者等を「認定森林施業プランナー」として認定しており、平成30(2018)年3月までに、1,933名が認定を受けている^{*38}。

(森林経営計画により施業の集約化を推進)

平成24(2012)年度から導入された「森林法^{*39}」に基づく森林経営計画制度では、森林の経営を自ら行う意欲のある森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、林班^{*40}又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上の森林を対象とする場合(林班計画)や、所有する森林の面積が100ha以上の場合(届人計画)に、自ら経営する森林について森林の施業及び保護の実施に関する事項等を内容とする森林経営計画を作成できることとされている。森林経営計画を作成して市町村長等から認定を受けた者は、税制上の特例措置や融資条件の優遇に加え、計画に基づく造林や伐採等の施業に対する「森林環境保全直接支援事業」による支援等を受けることができる。

同制度については、導入以降も現場の状況に応じた運用改善を行っている。平成26(2014)年度からは、市町村が地域の実態に即して、森林施業が一体として効率的に行われ得る区域の範囲を「市町村

森林整備計画」において定め、その区域内で30ha以上の森林を取りまとめた場合(区域計画)にも計画が作成できるよう制度を見直し、運用を開始した。この「区域計画」は、小規模な森林所有者が多く合意形成に多大な時間を要することや、人工林率が低いこと等により、林班単位での集約化になじまない地域においても計画の作成を可能とするものである。これにより、まずは地域の実態に即して計画を作成しやすいところから始め、計画の対象となる森林の面積を徐々に拡大していくことで、将来的には区域を単位とした面的なまとまりの確保を目指すこととしている(資料Ⅲ-19)。

しかし、森林所有者の高齢化や相続による世代交代等が進んでおり、森林所有者の特定や森林境界の明確化に多大な労力を要していることから、平成29(2017)年3月末現在の全国の森林経営計画作成面積は542万ha、民有林面積の約31%となっている。

(施業の集約化を推進するための取組)

森林経営計画の作成や施業の集約化に向けた取組を進めるためには、その前提として、森林所有者等の情報を一元的に把握できるよう整備していくことが不可欠である。

林野庁では、「森林整備地域活動支援交付金」により、森林経営計画の作成や施業の集約化に必要な森林情報の収集、森林調査、境界の明確化、合意形成活動や既存路網の簡易な改良に対して支援している。平成28(2016)年度からは多くの労力を必要とする現地での境界確認の効率化に向けて、GISの地図データが反映された空中写真を立体視することにより、現地に行くことなく境界を明らかにする取組を進めている。

また、平成28(2016)年5月の「森林法」の改正において、林業事業体等が施業集約化に取り組む際に所有者の所在の把握を行いやすくするため、所有者に関する情報や境界情報等を掲載した林地台帳

*37 提案型集約化施業を実施するための基本的な体制が構築されているかについて、外部評価を受けることで、林業事業体が抱える課題を具体的に把握し、取組内容の質の向上に結び付けることが可能となる。

*38 森林施業プランナー認定年度ポータルサイト「平成29年度 認定森林施業プランナー名簿を公開しました」(平成30(2018)年3月30日付け)

*39 「森林法」(昭和26年法律第249号)

*40 原則として、天然地形又は地物をもって区分した森林区画の単位(面積はおおむね60ha)。

生産科学科 カリキュラム・マップ

卒業単位:68単位

【養成する人材像】 ○多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てることができる人材	●必修 ○選択必修 ◎コース必修 ■実験・実習
--	----------------------------------

【ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力】 (1) 社会人に求められる知識を有するとともに、社会において他者と円滑にコミュニケーションをとることができる素養を有している。 (2) 農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上等を図るための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を有している。 (3) 農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育ていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する基礎的な知識を有している。 (4) 農山村の地域資源や生産する農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を活用し、栽培、林業、畜産の各分野において生産物の付加価値向上を図るための手法を理解している。 (5) 修得した専門知識と技術を駆使して栽培、林業、畜産の各分野の生産現場における課題を探索し、解決に必要な情報を収集・整理する手法を理解している。
--

【カリキュラム・ポリシー】 (1) ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の生産現場においてリーダーとなるために必要な知識や、農山村の地域社会を生産者として支えていくために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせる。編成する。 (2) 栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、1年次後半から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、1年次後半以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、2年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせる。編成する。 (3) 少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の生産における実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して生産物の付加価値向上を図ることができる創造力を養成するとともに、農山村の地域社会を生産者として支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する基礎的な知識を修得させる。 (4) 成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を上げることができるようGPA制度を活用する。

科目	教育課程															
	1年							2年								
	春期	単位	夏期	単位	秋期	単位	冬期	単位	春期	単位	夏期	単位	秋期	単位	冬期	単位
基礎 (10単位)	■一般教養(10単位)															
	●静岡学 情報処理演習 2 ●分子生物学 2 ●コミュニケーション論 1 ○英語基礎 1 ○英語応用 1 ●保健体育 2 (自由)簿記基礎 (自由)簿記応用															
職業専門 (46単位)	■農林業基礎(7単位)															
	●農学概論 2 ●農林業のための科学 1 農林業史 2 県内農林業事情 2 営農と農業関連法 2 野生鳥獣管理・利用論 2 農林業政策 2 ※ここから4単位以上 (自由)県外農林業事情								(自由)海外農林業事情							
	■生産理論(14単位)															
	<共通> ○植物生理生態学 2 ○樹木・組織学 2 ○畜産概論 2 ※ここから2単位以上 <栽培コース> ◎土壌肥料・植物栄養学 2 ◎植物保護 2 作物栽培 2 植物遺伝育種学概論 2 ※ここから2単位以上 野菜栽培 2 花き栽培 2 茶栽培 2 果樹栽培 2 <林業コース> ◎森林計画学 2 ◎造林学 2 ◎植物遺伝育種学概論* 2 ◎森林土木論(治山・林道) 2 <畜産コース> ◎飼料総論 2 ◎家畜飼養 2 ◎家畜生理学 2 ◎家畜育種繁殖 2 (自由)畜産法規 <施設園芸> 2 ◎先端栽培技術 2 ◎環境保全型農業論 2 ◎森林生態学 2 ※ここから2単位以上 ◎木材生産システム 2 (自由)人工授精論 ◎畜産環境・堆肥利用論 2															
	■生産技術(25単位)															
	<共通> ●総合実習 2 <栽培コース> ◎圃場実習Ⅰ(野菜) 4 ◎圃場実習Ⅰ(花き) 4 ◎圃場実習Ⅰ(茶) 4 ◎圃場実習Ⅰ(果樹) 4 <林業コース> ◎演習林実習Ⅰ 4 <畜産コース> ◎圃場実習Ⅰ(畜産) 4 <野菜①> ◎圃場実習Ⅱ(野菜) 6 ●大型機械実習 2 ●GAP演習 1 ●企業実習 10 ※野菜①と野菜②に分かれる。 <野菜②> ●企業実習* 10 ◎圃場実習Ⅱ(野菜)* 6 ●GAP演習* 1 ●大型機械実習* 2 ◎圃場実習Ⅱ(花き) 6 ●GAP演習(再) 1 ●大型機械実習* 2 ●企業実習* 10 ◎圃場実習Ⅱ(茶) 6 ●大型機械実習* 2 ●企業実習* 10 ●GAP演習* 1 ◎圃場実習Ⅱ(果樹) 6 ●GAP演習* 1 ●大型機械実習* 2 ●企業実習* 10 ◎演習林実習Ⅱ 6 ●大型機械実習* 2 ●GAP演習* 1 ●企業実習* 10 圃場実習Ⅱ(大家畜) 6 ●大型機械実習* 2 ●企業実習* 10 ●GAP演習* 1 圃場実習Ⅱ(中小家畜) 6 ●大型機械実習* 2															
展開 (10単位)	■農山村の伝統・文化及び地域社会(2単位)															
	<共通>								●農山村田園地域公共学 2							
	■加工・流通・販売等(8単位)															
	<栽培コース> 食品科学 2 食品加工演習 2 アグリフードシステム論 2 食品加工演習* 2 ◎農業経営 2 <林業コース> ◎木材加工演習 2 ◎林業経営 2 <畜産コース> 食品科学* 2 食品加工演習* 2 アグリフードシステム論* 2 食品加工演習* 2 ◎畜産経営 2 ※いずれか1回 ●マーケティング・販売演習 2 ●マーケティング・販売演習* 2 ●マーケティング・販売演習* 2 アグリフードシステム論* 2 農と食の健康論 2 ◎流通加工論 ◎流通加工論* ◎流通加工論* 2 ※いずれか1回 ●マーケティング・販売演習* 2 ◎木材利用・流通論 2 ●マーケティング・販売演習* 2 ◎マーケティング・販売演習* 2 (自由)畜産経営演習(大家畜) (自由)畜産経営演習(中小家畜) 農と食の健康論* ◎流通加工論* 2 2															
総合 (2単位)	■プロジェクト研究(2単位)															
	<共通>								●プロジェクト研究 2							

*は再掲

			養成部1年			養成部2年						研究部1年		研究部2年	
区分															
教養科目 教養基礎、体育 基礎英語、英会話 経済学、心理学 社会学、生物学															
専門科目	全学科共通科目		農林業経営、農林業政策 ○作物、○農林業汎論 マーケティング論、特別講義 情報処理Ⅰ・Ⅱ、 情報処理演習 簿記Ⅰ・Ⅱ 農業気象、環境科学 国際関係論、経営分析・設計 農畜産物加工、国際政治論 フラワーデザイン、造園												
	園芸学科	野菜コース	植物生理 農薬概論 農業機械基礎		○野菜概論Ⅰ・Ⅱ		○園芸施設と経営 園芸病害虫と土壌飼料		野菜栽培と育種 ○各種特論						
		花きコース			○花き概論Ⅰ・Ⅱ		農業経営研究講座 園芸流通		花き栽培と育種 ○各種特論						
	茶業学科		○生物工学Ⅰ・Ⅱ ○植物防疫Ⅰ・Ⅱ ○土壌肥料Ⅰ・Ⅱ ○営農ゼミ		○茶栽培Ⅰ・Ⅱ ○茶加工Ⅰ・Ⅱ ○手もみ技術Ⅰ		○茶樹育種、○茶樹栽培Ⅰ・Ⅱ ○茶製造、○茶業土壌肥料 ○茶樹病害虫、手もみ技術Ⅱ ○各種茶、茶業経営、 茶業流通、各種特論								
	果樹学科				果樹栽培基礎Ⅰ・Ⅱ 果樹栽培実習Ⅰ・Ⅱ		○果樹育種、○果樹栽培 ○果樹土壌肥料、○果樹病害虫 ○果樹施設環境生理、 果樹経営、果樹経営分析、 果樹流通加工、各種特論						○大型機械実習		
	畜産学科	大家畜コース	畜産概論 畜産法規 ○家畜生理解剖 畜産加工論 飼料総論 畜産環境論 ○家畜育種繁殖Ⅰ・Ⅱ ○家畜衛生 ○畜産堆肥利用論 ○家畜飼養Ⅰ・Ⅱ				畜産経営 ○乳牛飼養管理、○肉牛飼養管理 家畜管理実習、○繁殖 ○環境保全、○飼料生産調整 流通加工、○各種特論								
		中小家畜コース					中小家畜経営、中小家畜施設 飼養管理、○繁殖育種 ○衛生疾病、栄養生理 ○環境保全、○流通加工 中小家畜飼養、○各種特論								
	林業学科		○森林・林業基礎 ○木材利用Ⅰ・Ⅱ ○測樹 林業経営Ⅰ ○育林Ⅰ・Ⅱ ○特用林産Ⅰ・Ⅱ ○林業機械 ○伐木集運材Ⅰ ○森林測量、○森林情報				○森林保護、○環境保全 ○木材利用Ⅲ・Ⅳ 林業経営Ⅱ ○育林Ⅲ・Ⅳ ○特用林産Ⅲ ○伐木集運材Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ ○林業特論Ⅰ・Ⅱ								
							○先進経営研修						卒業論文		

		研究部1年		研究部2年	
区分					
アグリビジネス学科	農業経営学 マネージメント演習 企業法人研修 マーケティング論 開発商品事例研究 農畜産物加工論 商品化実践実習Ⅰ 流通研究 農業機械実習 ◎インターンシップⅠ		農業会計学 経営特別講座 就農演習 商品化実践演習Ⅱ Web活用研究 Web実践実習 ◎インターンシップⅡ		
	農学研究 植物生理学 土壌肥料学 植物病理学 応用昆虫学		海外派遣研修		
	地域活性化論、 地域活性化プロジェクト プロジェクトセミⅠ プロジェクト実習Ⅰ プロジェクト演習Ⅰ		農林事務所学習 プロジェクトセミⅡ プロジェクト実習Ⅱ プロジェクト演習Ⅱ		

区分

アグリビジネス学科

農業経営学
マネージメント演習
企業法人研修
マーケティング論
開発商品事例研究
農畜産物加工論
商品化実践実習Ⅰ
流通研究
農業機械実習
◎インターシッヅⅠ

農業会計学
経営特別講座
就農演習
商品化実践演習Ⅱ
Web活用研究
Web実践実習
◎インターシッヅⅡ

農学研究
植物生理学
土壌肥料学
植物病理学
応用昆虫学

海外派遣研修

地域活性化論、
地域活性化プロジェクト
プロジェクトゼミⅠ
プロジェクト実習Ⅰ
プロジェクト演習Ⅰ

農林事務所学習
プロジェクトゼミⅡ
プロジェクト実習Ⅱ
プロジェクト演習Ⅱ

凡例

○…「生産理論を学ぶ講義」と「生産技術を身につける実習」が一体となった科目
◎…臨地実務実習

生産環境経営学部生産環境経営学科 カリキュラム・マップ

卒業単位：129単位

【養成する人材像】

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育ていくことができる人材

●必修
○選択必修
■実験・実習
※再掲
◎コース必修
(自)自由科目

【ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力】

- (1)専門分野のみにとらわれない幅広い知識やコミュニケーション能力及び価値観の相違や多様性などを理解し多面的に物事を考える素養を有している。
(2)栽培・林業・畜産の各分野において経営体の大規模化や経営の多角化に対応していくための経営管理能力や、経営の対象とする農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を有している。
(3)農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培・林業・畜産の各分野における生産現場の状況を的確に把握するための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術に関する知識を有している。
(4)農山村の地域社会における将来のリーダーとして、各分野の経営を通じて形成される農山村地域の環境を守り育ていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する知識を有している。
(5)農山村の地域資源を活用することにより、各分野の経営における新たな事業展開を生み出すための手法を理解している。
(6)修得した専門知識と技術を駆使して各分野の経営における課題を探索し、解決に必要な情報を収集・分析・整理するとともに、分析・整理した結果を表現できる能力を有している。

【カリキュラム・ポリシー】

- (1)ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担うために必要な知識や、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせる。
(2)栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、2年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、2年次以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、4年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせ教育課程を編成する。
(3)少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の経営における高度な実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して経営に新たな事業展開を生み出すことができる豊かな創造力を養成するとともに、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する知識を修得させる。
(4)成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を挙げることができるようGPA制度を活用する。

科目	教育課程											
	1年		2年		3年		4年					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎 (20単位)	■一般教養(10～12単位)											
	●静岡学 2		●情報処理応用 1									
	●経済学概論 2 ●情報処理基礎 1 法学概論 2 ※ここから4単位以上		●社会学概論 2 政治学概論 2 統計学 2		歴史学概論 2 文学概論 2 (自)文明論		(自)茶道 (自)華道					
職業専門 (85単位)	■コミュニケーション・スキル(8～10単位)											
	●コミュニケーション論 2											
	英語Ⅰ 2 英語Ⅱ 2 ※ここから4単位以上 ●保健体育Ⅰ 2		英語Ⅲ 2 (自)英語Ⅳ 保健体育Ⅱ 2									
	■経営管理(25単位)											
	●農林業経営学 2 (自)簿記基礎		●経営管理論 2 (自)簿記応用 (自)フードシステム論		●経営戦略 2 ●財務会計 2		●マーケティング論 2 ●労務管理 2		●管理会計 1 (自)農林業の経営組織論		●人材マネジメント 2 (自)農と食の起業論 (自)知的財産権	
											<栽培コース> ●経営実習Ⅰ 5 ●経営実習Ⅱ 5	
											<林業コース> ●経営実習Ⅰ※ 5 ●経営実習Ⅱ※ 5	
											<畜産コース> ●経営実習Ⅰ※ 5 ●経営実習Ⅱ※ 5	
	■加工・流通・販売(8単位)		<共通> <栽培コース・畜産コース> (自)食品科学 (自)農と食の健康論		●販売管理実習 2 ◎食品加工実習 2 ◎食品流通論 2 (自)収穫後生理学		●6次産業化実践論 2					
	<林業コース>		◎木材利用・流通論 2		◎木材加工実習 2							
	■農林業基礎(10単位)											
	●農学概論 2 県内農林業事情 2 分子生物学 2 農林業政策 2 (自)農林業のための生物学 (自)農林業のための基礎数学 (自)農林業のための化学		●環境と農林業 2 生命科学 2 野生鳥獣管理・利用論 2 (自)農林業のための物理学 (自)農林業のための地学 (自)農林業史		●農業気象学 2 ※ここから4単位以上 (自)県外農林業事情		●技術者倫理 2 (自)海外農林業事情					
	■生産理論(16単位)		<共通> ●農林業生産理論 2		●農林業のための先端技術 2 ●環境保全型農林業論 2							
	<栽培コース>		◎作物学 2 ◎植物病理学 2 ◎土壌肥料・植物栄養学 2		◎園芸学 2 ◎応用昆虫学 2 (自)植物遺伝育種学概論 2		(自)園芸学各論					
	<林業コース>		◎森林計画・政策論 2 ◎造林学 2 ◎森林土壌学 2		◎木質科学概論 2 ◎木材生産システム 2							
	<畜産コース>		◎飼料総論 2 ◎家畜飼養学 2 ◎家畜生理解剖学 2		◎家畜育種繁殖学 2 ◎家畜衛生学 2 (自)人工授精論 2		(自)畜産法規					
	■生産技術(26単位)		<共通> ●総合実習 2		●GAP演習 2 ●大型機械実習Ⅰ 2		(自)大型機械実習Ⅱ					
	<栽培コース>		◎圃場実習(栽培) 2		◎生産マネジメント実習Ⅰ(栽培) 4		◎生産マネジメント実習Ⅱ(栽培) 4 ●企業実習 10					
	<林業コース>		◎演習林実習 2		◎生産マネジメント実習Ⅰ(林業) 4		◎生産マネジメント実習Ⅱ(林業) 4 (自)林業機械実習 ●企業実習※ 10					
	<畜産コース>		◎圃場実習(畜産) 2		◎生産マネジメント実習Ⅰ(畜産) 4		◎生産マネジメント実習Ⅱ(畜産) 4 ●企業実習※ 10					
展開 (20単位)	■農山村の伝統・文化及び地域社会(20単位)											
	●農山村田園地域公共学 2		●農村社会論 2		●農と食の哲学 2 ●食文化論 2 ●医福食農連携論 2 ●農山村デザイン演習 2		●農村景域論 2 ●グリーン・ツーリズム論 2 ●在来作物学 2		●コミュニティビジネス論 2			
総合 (4単位)	■総合的思考能力(4単位)								●経営分析演習Ⅰ 1 ●経営分析演習Ⅱ 1 ●プロジェクト研究 2			

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教員定年規程（案）

年 月 日

（趣旨）

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定に基づき、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）及び助教（以下「教員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年）

第2条 教員の定年は、年齢65年とする。

（定年による退職）

第3条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

附 則

- 1 この規程は、年 月 日から施行する。
- 2 2020年4月1日から2022年3月31日までに教員として採用された者であって、2020年3月31日において62歳以上のものに対する第2条の規定の適用については、同項中「年齢65年」とあるのは、「2020年3月31日における当該教員の年齢の年数に4年を加えた年齢の年数」とする。

生物生産科学科 履修モデル

資料22

履修モデル：栽培コース（施設野菜現場）

科目区分		1年春期	単位	1年夏期	単位	1年秋期	単位	1年冬期	単位	2年春期	単位	2年夏期	単位	2年秋期	単位	2年冬期	単位	科目区分別単位数		
基礎科目	共通	必修 静岡学															10			
		必修 情報処理演習																		
		必修 保健体育																		
		英語応用																		
		必修 コミュニケーション論																		
職業専門科目	農林業基礎	必修 農学概論	2	必修 県内農林業事情	2													7		
		必修 農林業のための科学	1																	
		農林業政策	2																	
	生産理論			植物生理生態学	2	コ必 土壌肥料・植物栄養学	2	野菜栽培	2			施設園芸	2			コ必 先端栽培技術	2	14		
						コ必 植物保護	2							コ必 環境保全型農業論	2					
	生産技術	必修	総合実習	1		1	コ必 圃場実習Ⅰ（野菜）	2	コ必 圃場実習Ⅱ（野菜）	3									25	
									必修 大型機械実習	2	必修 G A P 演習	1	必修 企業実習	10						
展開科目	伝統・文化															必修 農山村田園地域公共学	2	10		
	加工・流通・販売・経営					食品加工演習	2	コ必 農業経営	2	コ必 流通加工論	2	必修 マーケティング・販売演習	2							
総合科目										必修 プロジェクト研究										2
クォーター別単位数		8		10		10		8		8		9		11		7		68		

履修モデル：栽培コース（露地野菜現場）

科目区分		1年春期	単位	1年夏期	単位	1年秋期	単位	1年冬期	単位	2年春期	単位	2年夏期	単位	2年秋期	単位	2年冬期	単位	科目区分別単位数		
基礎科目	共通	必修 静岡学																10		
		0.5 必修 情報処理演習 0.5 0.5 0.5																		
		0.5 必修 保健体育 0.5 0.5 0.5																		
		0.5 英語応用 0.5 0.5																		
		必修 コミュニケーション論 1 必修 分子生物学 2																		
職業専門科目	農林業基礎	必修 農学概論 2						野生鳥獣管理・利用論 2										7		
		必修 農林業のための科学 1																		
		農林業史 2																		
	生産理論			植物生理生態学 2		コ必 土壌肥料・植物栄養学 2		野菜栽培 2			コ必 施設園芸 2				コ必 先端栽培技術 2		14			
						コ必 植物保護 2								コ必 環境保全型農業論 2						
	生産技術	必修 総合実習 1		1		コ必 圃場実習Ⅰ（野菜） 2		3 圃場実習Ⅱ（野菜） 3		必修 大型機械実習 2		必修 G A P 演習 1		必修 企業実習 10				25		
展開科目	伝統・文化														必修 農山村田園地域公共学 2		10			
	加工・流通・販売・経営						コ必 農業経営 2				必修 マーケティング・販売演習 2		コ必 流通加工論 2							
											アグリフードシステム論 2									
総合科目										必修 プロジェクト研究										2
										0.5 0.5 0.5 0.5										
クォーター別単位数		8		8		8		10		6		11		13		7		68		

履修モデル：栽培コース（花き現場）

科目区分		1年春期	単位	1年夏期	単位	1年秋期	単位	1年冬期	単位	2年春期	単位	2年夏期	単位	2年秋期	単位	2年冬期	単位	科目 区 分 別 単 位 数					
基礎 科目	共通	必修 静岡学																10					
		必修 情報処理演習																					
		必修 保健体育																					
		必修 英語応用																					
		必修 コミュニケーション論 1																					
職業 専門 科目	農林業 基礎	必修 農学概論	2	県内農林業事情	2	営農と農業関連法	2											7					
		必修 農林業のための科学	1																				
	生産理論	植物生理生態学			2	コ必 土壌肥料・植物栄養学	2	花き栽培	2	施設園芸			2	コ必 先端栽培技術			2	14					
						コ必 植物保護	2												コ必 環境保全型農業論	2			
	生産技術	必修 総合実習	1	コ必 圃場実習Ⅰ（花き）			2	コ必 圃場実習Ⅱ（花き）			3	必修 企業実習			10	25							
																		必修 GAP演習	1	必修 大型機械実習	2		
	展 開 科 目	伝統・文化																	必修 農山村田園地域公共学	2	10		
加工・流通・ 販売・経営		食品加工演習			2	コ必 農業経営	2	必修 マーケティング・販売演習			2												
						コ必 流通加工論	2																
総合 科目		必修 プロジェクト研究																2					
クォーター 別単位数		6	10	12	8	9	8	11	7	68													

履修モデル：栽培コース（茶現場）

科目区分		1年春期	単位	1年夏期	単位	1年秋期	単位	1年冬期	単位	2年春期	単位	2年夏期	単位	2年秋期	単位	2年冬期	単位	科目 区分 別 単 位 数
基礎 科目	共通	必修 静岡学						0.5	0.5									10
		必修 情報処理演習						0.5	0.5									
		必修 保健体育						0.5	0.5									
		英語応用						0.5	0.5									
		必修 コミュニケーション論						1										
職業 専門 科目	農林業 基礎	必修 農学概論	2	必修 県内農林業事情	2			茶栽培	2									7
		必修 農林業のための科学	1															
	農林業史	2	植物生理生態学			2	コ必 土壌肥料・植物栄養学	2		コ必 植物保護	2	コ必 先端栽培技術	2					
	生産理論					植物遺伝育種概要		2							コ必 環境保全型農業論	2		
			必修 総合実習				1	コ必 圃場実習Ⅰ（茶）		2		コ必 圃場実習Ⅱ（茶）				6	必修 企業実習	10
	生産技術								必修 大型機械実習	2								
			伝統・文化									食品科学					2	コ必 農業経営
加工・流通・ 販売・経営											必修 マーケティング・販売演習		2					
総合 科目																	必修 プロジェクト研究	
クォーター 別 単 位 数	8	10	12	8	9	11	6		7		68							

履修モデル：栽培コース（果樹現場）

科目区分		1年春期	単位	1年夏期	単位	1年秋期	単位	1年冬期	単位	2年春期	単位	2年夏期	単位	2年秋期	単位	2年冬期	単位	科目 区分 別単位 数
基礎 科目	共通	必修 静岡学																10
		0.5 必修 情報処理演習																
		0.5 必修 保健体育																
		0.5 英語基礎																
		0.5 必修 コミュニケーション論 1																
職業 専門 科目	農林業 基礎	必修 農学概論 2		県内農林業事情 2														7
		必修 農林業のための科学 1																
		農林業史 2																
	生産理論			植物生理生態学 2		コ必 土壌肥料・植物栄養学 2		果樹栽培 2				施設園芸 2				コ必 先端栽培技術 2		14
						コ必 植物保護 2										コ必 環境保全型農業論 2		
	生産技術	必修 総合実習 1				コ必 圃場実習Ⅰ（果樹） 2				コ必 圃場実習Ⅱ（果樹） 3								25
										必修 G A P演習 1		必修 大型機械実習 2		必修 企業実習 10				
展開 科目	伝統・文化															必修 農山村田園地域公共学 2		39.5
	加工・流通・販売・経営					食品科学 2		コ必 農業経営 2		必修 マーケティング・販売演習 2						コ必 流通加工論 2		
総合 科目										必修 プロジェクト研究 0.5		0.5		0.5		0.5		2
クォーター 別単位数		8		10		10		8		7		8		11		9		
																		68

履修モデル：林業コース（林業現場）

科目区分		1年春期	単位	1年夏期	単位	1年秋期	単位	1年冬期	単位	2年春期	単位	2年夏期	単位	2年秋期	単位	2年冬期	単位	科目 区 分 別 単 位 数	
基礎 科目	共通	必修 静岡学																10	
		0.5 必修 情報処理演習																	
		0.5 必修 保健体育																	
		0.5 英語応用																	
職業 専門 科目	農林業 基礎	必修 農学概論 2		県内農林業事情 2														7	
		必修 農林業のための科学 1																	
		農林業施策 2																	
	生産理論			樹木・組織学 2		コ必 森林計画学 2		コ必 森林土木論(治山・林道) 2		コ必 木材生産システム 2						コ必 森林生態学 2		14	
						コ必 造林学 2													
	生産技術	必修 総合実習 1		1		コ必 演習林実習Ⅰ 2		2		コ必 演習林実習Ⅱ 3		3		必修 企業実習 10				25	
										必修 大型機械実習 2									
	展開 科目	伝統・文化																必修 農山村田園地域公共学 2	
						必修 林業経営 2		必修 マーケティング・販売演習 2											
						必修 木材加工演習 2				コ必 木材利用・流通論 2									
総合 科目										必修 プロジェクト研究		0.5		0.5		0.5		2	
クォーター 別単位数		8		10		10		10		11		6		11		5			
																		68	

履修モデル：畜産コース（乳牛・肉牛飼育現場）

科目区分		1年春期	単位	1年夏期	単位	1年秋期	単位	1年冬期	単位	2年春期	単位	2年夏期	単位	2年秋期	単位	2年冬期	単位	科目 区 分 別 単 位 数		
基礎科目	共通	必修 静岡学																10		
		0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5																		
		必修 情報処理演習																		
		必修 保健体育																		
		英語基礎																		
職業専門科目	農林業 基礎	必修 農学概論 2		必修 コミュニケーション論 1		必修 分子生物学 2												7		
		必修 農林業のための科学 1																		
		農林業施策 2																		
	生産理論			畜産概論 2		選必 飼料総論 2		選必 家畜育種繁殖 2												14
						選必 家畜飼養 2		選必 家畜衛生 2												
						選必 家畜生理解剖 2														
	生産技術	必修 総合実習 1		1		コ必 農場実習Ⅰ（畜産） 2		コ必 農場実習Ⅱ（大家畜） 6		必修 企業実習 10		必修 G A P 演習 1						25		
								必修 大型機械実習 2												
	展開科目	伝統・文化															必修 農山村田園地域公共学 2		10	
加工・流通・販売・経営								選必 畜産経営 2						必修 マーケティング・販売演習 2		食と農の健康論 2				
総合科目										必修 プロジェクト研究		0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5				2				
クォーター別単位数		8		10		10		10		9		11		4			9			
																		68		

履修モデル：畜産コース（養豚・養鶏飼育現場）

科目区分		1年春期	単位	1年夏期	単位	1年秋期	単位	1年冬期	単位	2年春期	単位	2年夏期	単位	2年秋期	単位	2年冬期	単位	科目 区 別 単 位 数
基礎科目	共通	必修 静岡学																10
		0.5 必修 情報処理演習 0.5 0.5 0.5																
		0.5 必修 保健体育 0.5 0.5 0.5																
		0.5 英語基礎 0.5 0.5 0.5																
		0.5 必修 コミュニケーション論 1 必修 分子生物学 2																
職業専門科目	農林業基礎	必修 農学概論 2	必修 県内農林業事情 2			野生鳥獣管理・利用論 2												7
		必修 農林業のための科学 1																
	生産理論			畜産概論 2	コ必 飼料総論 2	コ必 家畜育種繁殖 2									コ必 畜産環境・堆肥利用論 2			14
						コ必 家畜飼養 2	コ必 家畜衛生 2											
	生産技術	必修 総合実習 1				コ必 農場実習Ⅰ（畜産） 2	コ必 農場実習Ⅱ（中小家畜） 6	必修 企業実習 10	必修 G A P演習 1									25
								必修 大型機械実習 2										
展開科目	伝統・文化															必修 農山村田園地域公共学 2		10
	加工・流通・販売・経営			アグリフードシステム論 2		コ必 畜産経営 2							必修 マーケティング・販売演習 2		コ必 流通加工論 2			
総合科目										必修 プロジェクト研究								2
										0.5		0.5		0.5		0.5		
クォーター別単位数		6		10		12		12		9		11		4		7		68

教育課程連携協議会について

1 教育課程連携協議会の位置づけ

教育課程連携協議会は、学則第 16 条第 2 号に定めるとおり、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために、教育課程への提言を簡潔かつ明瞭にとりまとめ、学長に報告する。

2 審議事項

教育課程連携協議会は、以下の事項について審議する。

- ① 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- ② 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

3 構成員

教育課程連携協議会は以下のもので構成する。任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- ① 学長が指名する教員その他の職員
- ② 本学の課程にかかる職業に就いている者又は関連する事業を行う者による団体のうち、静岡県内で活動するものの関係者であって、実務に関し豊富な経験を有するもの
- ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- ④ 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者
- ⑤ 本学の教員その他の職員以外のものであって、学長が必要と認めるもの

4 開催回数

原則として年 2 回開催する。

5 役割・権限

教育課程連携協議会は、産業界と連携した教育の推進に寄与する役割が求められており、教育課程連携協議会における授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しに関して学長に進言された意見は、教務委員会にて審議され教育課程に反映される。適切な審議を行うため、教務委員会の委員は教授会構成員より選出された専任教員が当たる。

○ 校舎の利用計画表(平成32年度)

講義場所		収容 人数	備考	春期(前期)																								
				月					火					水					木					金				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A棟	大講義室	144	使用者																									
			講義名																									
	講義室1	40	使用者	短大1年	短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年			短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年			
			講義名	農林業のた めの科学①	農林業のた めの科学③	農学概論①	農学概論③		情報処理①	情報処理②	農学概論②	農学概論④		農林業のた めの科学②	農林業のた めの科学①	簿記基礎	簿記基礎			情報処理③	農学概論③	農学概論②		農林業のた めの科学③	農林業のた めの科学②			
	講義室2	40	使用者	短大1年					短大1年	短大1年				短大1年	短大1年					短大1年					短大1年			
			講義名	農林業史					英語基礎①	英語基礎②				農林業政策	農林業史					英語基礎③					農林業政策			
	講義室3	40	使用者		4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年				4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年
		講義名		農林業のた めの化学	農学概論				県内農林業 事情	農林業のた めの生物学	農林業経営 学		農林業田園 地域公共学	簿記基礎				コミュニケー ション論	分子生物学				農林業政策	経済学概論	農林業のた めの基礎数学	英語Ⅰ	英語Ⅰ	
閲覧室 (学生自習室)	65	使用者	4大1年																									
		講義名	情報処理基 礎																									
視聴覚室	166	使用者										4大1 短大1																
		講義名										静岡学																
B棟	講義室5	16	使用者																									
			講義名																									
	講義室6	16	使用者																									
			講義名																									
	講義室7	12	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	
			講義名																									
	講義室8	16	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	
			講義名																									
講義室9	8	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名																										
講義室10	28	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名																										
加工実験室	-	使用者																										
		講義名																										
加工講義室	-	使用者																										
		講義名																										

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成32年度)

講義場所		収容人数	備考	夏期(前期)																								
				月					火					水					木					金				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A棟	大講義室	144	使用者																									
		講義名																										
	講義室1	40	使用者	短大1年	短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年			短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年			
		講義名	分子生物学①	分子生物学③	畜産概論	樹木・組織学		情報処理①	情報処理②	県内農林業事情	県内農林業事情		分子生物学②	分子生物学①	簿記応用	簿記応用			情報処理③	樹木・組織学	畜産概論		分子生物学③	分子生物学②				
	講義室2	40	使用者	短大1年					短大1年	短大1年				短大1年	短大1年				短大1年					短大1年				
		講義名	植物生理生態学①					英語基礎①	英語基礎②				植物生理生態学②	植物生理生態学①				英語基礎③					植物生理生態学②					
	講義室3	40	使用者		4大1年	4大1年			4大1年	4大1年			4大1年	4大1年			4大1年	4大1年			4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	
		講義名		農林業のための化学	農学概論			県内農林業事情	農林業のための生物学			農林業田園地域公共学	簿記基礎			コミュニケーション論	分子生物学			農林業政策	経済学概論	農林業のための基礎数学	英語Ⅰ	英語Ⅰ				
	閲覧室 (学生自習室)	65	使用者	4大1年																								
		講義名	情報処理基礎																									
	視聴覚室	166	使用者									4大1 短大1																
		講義名										静岡学																
B棟	講義室5	16	使用者																									
		講義名																										
	講義室6	16	使用者																									
		講義名																										
	講義室7	12	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名																										
	講義室8	16	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名																										
	講義室9	8	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名																										
講義室10	28	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用			
	講義名																											
加工実験室	-	使用者																										
	講義名																											
加工講義室	-	使用者																										
	講義名																											

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成32年度)

講義場所		収容人数	備考	秋期(後期)																								
				月					火					水					木					金				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A棟	大講義室	144	使用者																									
		講義名																										
	講義室1	40	使用者			短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年			短大1年	短大1年			短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年		
		講義名			作物栽培	作物栽培		情報処理①	情報処理②	土壤肥料・植物栄養学①	土壤肥料・植物栄養学②			植物遺伝育種学概論	植物遺伝育種学概論			情報処理③	土壤肥料・植物栄養学②	土壤肥料・植物栄養学①		食品科学	食品科学	アグリフーズシステム論	アグリフーズシステム論			
	講義室2	40	使用者						短大1年	短大1年	短大1年	短大1年						短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年					
		講義名							英語応用①	英語応用②	植物保護①	植物保護②						英語応用③	植物保護②	植物保護①		営農と農業関連法	営農と農業関連法					
	講義室3	40	使用者			4大1年	4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年			4大1年	4大1年			4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	
		講義名			農林業史	農林業生産理論	経営管理論	統計学		生命科学	農村社会論	農林業のための物理学		政治学概論	簿記応用			フードシステム論	野生鳥獣管理・利用論			農林業のための地学	英語Ⅱ	英語Ⅱ	社会学概論	環境と農林業		
	閲覧室 (学生自習室)	65	使用者																									
		講義名																										
	視聴覚室	166	使用者										4大1 短大1															
		講義名											静岡学															
B棟	講義室5	16	使用者								短大1	短大1													短大1年	短大1年		
		講義名									造林学	森林計画学												森林計画学	造林学			
	講義室6	16	使用者			短大1	短大1												短大1年	短大1年								
		講義名			飼料総論	家畜飼養													家畜飼養	飼料総論								
	講義室7	12	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	講義室8	16	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	講義室9	8	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	講義室10	28	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
加工実験室	-	使用者													短大1年	短大1年								短大1年	短大1年			
	講義名														食品加工演習①	食品加工演習①							食品加工演習①	食品加工演習①				
加工講義室	-	使用者													短大1年	短大1年								短大1年	短大1年			
	講義名														食品加工演習①	食品加工演習①							食品加工演習①	食品加工演習①				

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成32年度)

講義場所		収容人数	備考	冬期(後期)																								
				月					火					水					木					金				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A棟	大講義室	144	使用者																									
			講義名																									
	講義室1	40	使用者			短大1年	短大1年		短大1年	短大1年									短大1年				短大1年	短大1年				
			講義名			野菜栽培	茶栽培		情報処理①	情報処理②									情報処理③				茶栽培	野菜栽培				
	講義室2	40	使用者			短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年			短大1年	短大1年			短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年				
			講義名			花き栽培	果樹栽培		英語応用①	英語応用②	農業経営①	農業経営②			野生鳥獣管理・利用論	野生鳥獣管理・利用論			英語応用③	農業経営②	農業経営①		果樹栽培	花き栽培				
	講義室3	40	使用者		4大1年	4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年			4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	
			講義名		農林業史	農林業生産理論	経営管理論	統計学		生命科学	農村社会論	農林業のための物理学		政治学概論	簿記応用			フードシステム論	野生鳥獣管理・利用論				農林業のための地学	英語Ⅱ	英語Ⅱ	社会学概論	環境と農林業	
	閲覧室 (学生自習室)	65	使用者																									
			講義名																									
	視聴覚室	166	使用者										4大1 短大1															
			講義名										静岡学															
B棟	講義室5	16	使用者			短大1年	短大1年				短大1年	短大1年							短大1年	短大1年		短大1年	短大1年					
			講義名			森林土木論 (治山・林道)	森林土木論 (治山・林道)				林業経営	林業経営							木材加工演習	木材加工演習		木材加工演習	木材加工演習					
	講義室6	16	使用者			短大1年	短大1年				短大1年	短大1年							短大1年	短大1年		短大1年	短大1年					
			講義名			家畜育種繁殖	家畜衛生学				畜産経営	畜産経営							家畜衛生学	家畜育種繁殖		畜産法規	畜産法規					
	講義室7	12	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
			講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	講義室8	16	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
			講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	講義室9	8	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
			講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	講義室10	28	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
			講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
加工実験室	-	使用者												短大1年	短大1年								短大1年	短大1年				
		講義名												食品加工演習②	食品加工演習②								食品加工演習②	食品加工演習②				
加工講義室	-	使用者												短大1年	短大1年								短大1年	短大1年				
		講義名												食品加工演習②	食品加工演習②								食品加工演習②	食品加工演習②				

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成33年度)

講義場所		収容人数	備考	春期(前期)																								
				月					火					水					木					金				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A棟	大講義室	使用者						短大2年	短大2年									短大2年	短大2年	短大2年	短大2年							
		講義名						マーケティング・販売演習	マーケティング・販売演習									マーケティング・販売演習	マーケティング・販売演習	GAP演習	GAP演習							
	講義室1	使用者	短大1年	短大1年	短大1年	短大1年				短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年						短大1年	短大1年	短大2年	短大2年			
		講義名	農林業のための科学①	農林業のための科学③	農学概論①	農学概論③				農学概論②	農学概論①		農林業のための科学②	農林業のための科学①	簿記基礎	簿記基礎			農学概論③	農学概論②		農林業のための科学③	農林業のための科学②	流通加工論①	流通加工論①			
	講義室2	使用者	短大1年					短大1年	短大1年				短大1年	短大1年				短大1年					短大1年					
		講義名	農林業史					英語基礎①	英語基礎②				農林業政策	農林業史				英語基礎③					農林業政策					
	講義室3	使用者		4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年			4大1年	4大1年			4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	
		講義名		農林業のための化学	農学概論			県内農林業事情	農林業のための生物学	農林業経営学			農山村田園地域公共学	簿記基礎			コミュニケーション論	分子生物学				農林業政策	経済学概論	農林業のための基礎数学	英語Ⅰ	英語Ⅰ		
	講義室4	使用者																										
		講義名																										
	視聴覚室	使用者											4大1短大1															
		講義名											静岡学															
B棟	講義室5	使用者									短大2年	短大2年																
		講義名									木材生産システム	木材生産システム																
	講義室6	使用者																										
		講義名																										
	講義室7	使用者																										
		講義名																										
	講義室8	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名																										
	講義室9	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
		講義名																										
講義室10	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用			
	講義名																											
加工実験室	使用者																											
	講義名																											
加工講義室	使用者																											
	講義名																											
C棟	講義室11	使用者											4大2年				4大2年		4大2年									
		講義名											森林計画・政策論				森林土木学		造林学									
	講義室12	使用者											4大2年				4大2年											
		講義名											飼料総論				家畜飼養学											
	講義室13	使用者	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年							4大2年	4大2年		4大2年	4大2年	4大2年	4大2年			4大2年	4大2年	4大2年				
		講義名	畜産法規	農業気象学	財務会計	歴史学概論							植物病理学	土壌肥料・植物栄養学		GAP演習	GAP演習	作物学	経営戦略			食品科学	英語Ⅱ	英語Ⅲ				
	講義室14	使用者																										
講義名																												
情報処理室	使用者	4大1年						短大1年	短大1年									短大1年										
	講義名	情報処理基礎						情報処理演習①	情報処理演習②									情報処理演習③										

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成33年度)

講義場所		収容 人数	備考	夏期(前期)																								
				月					火					水					木					金				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A 棟	大講義室	144	使用者						短大2年	短大2年									短大2年	短大2年	短大2年	短大2年						
		講義名						マーケティング ・販売演習	マーケティング ・販売演習										マーケティング ・販売演習	マーケティング ・販売演習	GAP演習	GAP演習						
	講義室1	40	使用者	短大1年	短大1年	短大1年	短大1年				短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年				短大1年	短大1年		短大1年	短大1年			
		講義名	分子生物学 ①	分子生物学 ③	畜産概論	樹木・組織 学				県内農林業 事情	県内農林業 事情		分子生物学 ②	分子生物学 ①	簿記応用	簿記応用				樹木・組織 学	畜産概論		分子生物学 ③	分子生物学 ②				
	講義室2	40	使用者	短大1年					短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年				短大1年	短大2年	短大2年			短大1年				
		講義名	植物生理生 態学①						英語基礎①	英語基礎②			植物生理生 態学②	植物生理生 態学①					英語基礎③	木材利用・ 流通論	木材利用・ 流通論			植物生理生 態学②				
	40	40	使用者		4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年				4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年
		講義名		農林業のた めの化学	農学概論				県内農林業 事情	農林業のた めの生物学	農林業経営 学		農林業田園 地域公共学	簿記基礎				コミュニケー ション論	分子生物学				農林業政策	経済学概論	農林業のた めの基礎数学	英語Ⅰ	英語Ⅰ	
講義室4	65	使用者							短大2年	短大2年						短大2年	短大2年							短大2年	短大2年			
	講義名								アグリフー ドシステ ム論①	アグリフー ドシステ ム論②					4大1 短大1			施設園芸①	施設園芸②					施設園芸②	施設園芸①			
視聴覚室	166	使用者																										
	講義名																											
B 棟	講義室5	16	使用者							短大2年	短大2年																	
		講義名								木材生産シ ステム	木材生産シ ステム																	
	講義室6	16	使用者																									
		講義名																										
	講義室7	12	使用者																									
		講義名																										
	講義室8	16	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	
		講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	
講義室9	8	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
講義室10	28	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	講義名	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
加工実験室	-	使用者																										
	講義名																											
加工講義室	-	使用者																										
	講義名																											
C 棟	講義室11	40	使用者											4大2年				4大2年		4大2年								
		講義名												森林計画・ 政策論				森林土木学		造科学								
	講義室12	40	使用者										4大2年					4大2年										
		講義名											飼料総論					家畜飼養学										
	講義室13	40	使用者	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年					4大2年	4大2年		4大2年	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年			4大2年	4大2年	4大2年			
		講義名	畜産法規	農業気象学	財務会計	歴史学概論						植物病理学	土壌肥料・ 植物栄養学		GAP演習	GAP演習	作物学	経営戦略					食品科学	英語Ⅲ	英語Ⅲ			
	講義室14	40	使用者																									
		講義名																										
情報処理室	36	使用者	4大1年					短大1年	短大1年										短大1年									
	講義名	情報処理基 礎						情報処理演 習①	情報処理演 習②										情報処理演 習③									

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成33年度)

講義場所	収容人数	備考	秋期(後期)																								
			月					火					水					木					金				
			1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A棟	大講義室	使用者						短大2年	短大2年									短大2年	短大2年	短大2年	短大2年						
		講義名						マーケティング・販売演習	マーケティング・販売演習									マーケティング・販売演習	マーケティング・販売演習	GAP演習	GAP演習						
	講義室1	使用者			短大1年	短大1年				短大1年	短大1年				短大1年	短大1年				短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年	
		講義名			作物栽培	作物栽培				土壌肥料・植物栄養学①	土壌肥料・植物栄養学②				植物遺伝育種学概論	植物遺伝育種学概論				土壌肥料・植物栄養学②	土壌肥料・植物栄養学①		食品科学	食品科学	アグリフードシステム論	アグリフードシステム論	
	講義室2	使用者						短大1年	短大1年	短大1年	短大1年							短大1年	短大1年	短大1年			短大1年	短大1年	短大2年	短大2年	
		講義名						英語応用①	英語応用②	植物保護①	植物保護②							英語応用③	植物保護②	植物保護①			営農と農業関連法	営農と農業関連法	流通加工論②	流通加工論②	
	講義室3	使用者		4大1年	4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年				4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年
		講義名		農林業史	農林業生産理論	経営管理論	統計学		生命科学	農村社会論	農林業のための物理学		政治学概論	簿記応用				フードシステム論	野生鳥獣管理・利用論				農林業のための地学	英語Ⅱ	英語Ⅱ	社会学概論	環境と農林業
B棟	講義室5	使用者										4大1短大1															
		講義名										静岡学															
	講義室6	使用者			短大1	短大1														短大1年	短大1年				4大2年		
		講義名			飼料総論	家畜飼養														家畜飼養	飼料総論				木材利用・流通論		
	講義室7	使用者																									
		講義名																									
	講義室8	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用
	講義室9	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用
	講義室10	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用
	加工実習室	使用者													短大1年	短大1年									短大1年	短大1年	
		講義名													食品加工演習①	食品加工演習①									食品加工演習①	食品加工演習①	
C棟	講義室11	使用者			短大2年	短大2年				短大2年	短大2年				短大2年	短大2年											
		講義名			畜産経営演習(大家畜)	畜産経営演習(大家畜)				人工授精論	人工授精論				畜産経営演習(大家畜)	畜産経営演習(大家畜)											
	講義室12	使用者			短大2年	短大2年				4大2年					短大2年	短大2年									4大2年	4大2年	
		講義名			畜産経営演習(中小家畜)	畜産経営演習(中小家畜)				家畜衛生学					畜産経営演習(中小家畜)	畜産経営演習(中小家畜)									家畜衛生学	人工受精論	
	講義室13	使用者	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年				4大2年	4大2年		4大2年	4大2年		4大2年		4大2年	4大2年	4大2年					4大2年	4大2年	
		講義名	文明論	マーケティング論	木材生産システム	木材生産システム				国語学	新経営管理論		食文化論	労務管理		文学概論		農と食の概論	英語Ⅳ	英語Ⅳ					応用昆虫学	植物遺伝育種学概論	
	講義室14	使用者								4大2年																	
		講義名								木質科学概論																	
情報処理室	36	使用者						短大1年	短大1年									短大1年			4大2年						
		講義名						情報処理①	情報処理②									情報処理③			情報処理応用						

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成33年度)

講義場所		収容 人数	備考	冬期(後期)																								
				月					火					水					木					金				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A 棟	大講義室	144	使用者						短大2年	短大2年								短大2年	短大2年					短大2年	短大2年			
		講義名						農山村田園地 域公共学①	農山村田園地 域公共学③								農山村田園地 域公共学①	農山村田園地 域公共学③					農山村田園地 域公共学①	農山村田園地 域公共学③				
	講義室1	40	使用者			短大1年	短大1年		短大1年	短大1年				短大2年	短大2年	短大2年	短大2年						短大1年	短大1年	短大2年	短大2年		
		講義名			野菜栽培	茶栽培		情報処理①	情報処理②				農と食の健 康論	農と食の健 康論	農林業のた めの先端技 術①	農林業のた めの先端技 術②						茶栽培	野菜栽培	農林業のた めの先端技 術②	農林業のた めの先端技 術①			
	講義室2	40	使用者	短大2年	短大2年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年				短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年		
		講義名	流通加工論 ③	流通加工論 ③	花き栽培	果樹栽培		英語応用①	英語応用②	農業経営①	農業経営②		野生鳥獣管理 ・利用論	野生鳥獣管理 ・利用論		英語応用③	農業経営②	農業経営①		果樹栽培	花き栽培							
	講義室3	40	使用者		4大1年	4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年				4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年
		講義名		農林業史	農林業生産 理論	経営管理論	統計学		生命科学	農村社会論	農林業のた めの物理学		政治学概論	簿記応用				フードシステ ム論	野生鳥獣管 理・利用論				農林業のた めの地学	英語Ⅱ	英語Ⅱ	社会学概論	環境と農林 業	
講義室4	65	使用者							短大2年	短大2年									短大2年	短大2年								
	講義名								環境保全型 農林業論①	環境保全型 農林業論②								環境保全型 農林業論②	環境保全型 農林業論①									
視聴覚室	166	使用者									4大1 短大1																	
	講義名										静岡学																	
B 棟	講義室5	16	使用者			短大1年	短大1年				短大1年	短大1年							短大1年	短大1年		短大1年	短大1年					
		講義名			森林土木論 (治山・林道)	森林土木論 (治山・林道)				林業経営	林業経営								木材加工演 習	木材加工演 習		木材加工演 習	木材加工演 習					
	講義室6	16	使用者			短大1年	短大1年				短大1年	短大1年							短大1年	短大1年		短大1年	短大1年					
		講義名			家畜育種繁殖 短	家畜衛生学				畜産経営	畜産経営								家畜衛生学	家畜育種繁殖 短		畜産法規	畜産法規					
	講義室7	12	使用者																									
		講義名																										
	講義室8	16	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	講義室9	8	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	講義室10	28	使用者	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用	農大利用		
	加工実験室	-	使用者													短大1年	短大1年							短大1年	短大1年			
講義名															食品加工演 習②	食品加工演 習②							食品加工演 習②	食品加工演 習②				
加工講義室	-	使用者													短大1年	短大1年							短大1年	短大1年				
	講義名														食品加工演 習②	食品加工演 習②							食品加工演 習②	食品加工演 習②				
C 棟	講義室11	40	使用者						短大2年															短大2年				
		講義名								森林生態学														森林生態学				
	講義室12	40	使用者			短大2年	短大2年				4大2年												4大2年	4大2年				
		講義名			畜産環境・ 堆肥利用論	畜産環境・ 堆肥利用論				家畜衛生学													家畜育種繁殖 短学	人工受精論				
	講義室13	40	使用者	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年			4大2年	4大2年		4大2年	4大2年		4大2年		4大2年	4大2年	4大2年				4大2年	4大2年			
		講義名	文明論	マーケティング論	木材生産シ ステム	木材生産シ ステム				畜産学	医歯薬農環 境論		食文化論	労働管理		文字概論		農と食の健 康論	英語Ⅳ	英語Ⅳ				応用昆虫学	植物遺伝育 種学概論			
	講義室14	40	使用者							4大2年																		
講義名									木質科学概 論																			
情報処理室	36	使用者						短大1年	短大1年										短大1年		4大2年							
	講義名							情報処理①	情報処理②										情報処理③		情報処理実 用							

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成34年度以降)

講義場所	収容人数	備考	春期(前期)																								
			月					火					水					木					金				
			1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A棟	大講義室	使用者						短大2年	短大2年									短大2年	短大2年	短大2年	短大2年						
		講義名						マーケティング・販売演習	マーケティング・販売演習									マーケティング・販売演習	マーケティング・販売演習	GAP演習	GAP演習						
	講義室1	使用者	短大1年	短大1年	短大1年	短大1年				短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年				短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大2年	短大2年	
		講義名	農林業のための科学①	農林業のための科学③	農学概論①	農学概論③				農学概論②	農学概論①		農林業のための科学②	農林業のための科学①	簿記基礎	簿記基礎				農学概論③	農学概論②		農林業のための科学③	農林業のための科学②	流通加工論①	流通加工論①	
	講義室2	使用者	短大1年					短大1年	短大1年				短大1年	短大1年				短大1年							短大1年		
		講義名	農林業史					英語基礎①	英語基礎②				農林業政策	農林業史				英語基礎③						農林業政策			
	講義室3	使用者		4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年				4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年
		講義名		農林業のための化学	農学概論				県内農林業事情	農林業のための生物学	農林業経営学		農山村田園地域公共学	簿記基礎				コミュニケーション論	分子生物学				農林業政策	経済学概論	農林業のための基礎数学	英語 I	英語 I
	講義室4	使用者																									
		講義名																									
	視聴覚室	使用者										4大1 短大1															
		講義名										静岡学															
B棟	講義室5	使用者								短大2年	短大2年																
		講義名								木材生産システム	木材生産システム																
	講義室6	使用者																									
		講義名																									
	講義室7	使用者																									
		講義名																									
	講義室8	使用者																									
		講義名																									
	講義室9	使用者																									
		講義名																									
	講義室10	使用者																									
		講義名																									
	加工実習室	使用者			4大3年	4大3年																					
		講義名			食品加工実習	食品加工実習																					
	加工講義室	使用者			4大3年	4大3年																					
		講義名			食品加工実習	食品加工実習																					
C棟	講義室11	使用者	4大3年		4大3年	4大3年							4大2年					4大2年		4大2年							
		講義名	収穫後生理学		木材加工実習	木材加工実習							森林計画・政策論					森林土木学		造林学							
	講義室12	使用者											4大2年					4大2年									
		講義名											飼料総論					家畜飼養学									
	講義室13	使用者	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年							4大2年	4大2年		4大2年	4大2年	4大2年	4大2年		4大3年		4大2年	4大2年	4大2年		
		講義名	畜産法規	農業気象学	財務会計	歴史学概論							植物病理学	土壌肥料・植物栄養学		GAP演習	GAP演習	作物学	経営戦略		園芸学各論		食品科学	英語Ⅲ	英語Ⅲ		
	講義室14	使用者		4大3年				4大3年	4大3年	4大3年			4大3年	4大3年	4大3年	4大3年				4大3年			4大3年		4大3年	4大3年	
		講義名		管理会計				技術者倫理	在来作物学	農林業のための先端技術			華道	食品流通論	グリーン・ツーリズム論	茶道				環境保全型農林業論			農村景観論	販売管理実習	販売管理実習		
	情報処理室	使用者	4大1年							短大1年									短大1年								
		講義名	情報処理基礎							情報処理演習①	情報処理演習②								情報処理演習③								

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成34年度以降)

講義場所		収容人数	備考	夏期(前期)																								
				月					火					水					木					金				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A棟	大講義室	144	使用者						短大2年	短大2年								短大2年	短大2年	短大2年	短大2年							
		講義名						マーケティング・販売演習	マーケティング・販売演習									マーケティング・販売演習	マーケティング・販売演習	GAP演習	GAP演習							
	講義室1	40	使用者	短大1年	短大1年	短大1年	短大1年			短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年				短大1年	短大1年		短大1年	短大1年				
		講義名	分子生物学①	分子生物学③	畜産概論	樹木・組織学				県内農林業事情	県内農林業事情		分子生物学②	分子生物学①	簿記応用	簿記応用				樹木・組織学	畜産概論		分子生物学③	分子生物学②				
	講義室2	40	使用者	短大1年					短大1年	短大1年			短大1年	短大1年					短大1年	短大2年	短大2年			短大1年				
		講義名	植物生理生態学①					英語基礎①	英語基礎②				植物生理生態学②	植物生理生態学①					英語基礎③	木材利用・流通論	木材利用・流通論			植物生理生態学②				
	40	40	使用者		4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年			4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	
		講義名		農林業のための化学	農学概論				県内農林業事情	農林業のための生物学	農林業経営学		農山村田園地域公共学	簿記基礎				コミュニケーション論	分子生物学				農林業政策	経済学概論	農林業のための基礎数学	英語Ⅰ	英語Ⅰ	
	講義室4	65	使用者							短大2年	短大2年				短大2年	短大2年									短大2年	短大2年		
		講義名									アグリフードシステム論②	アグリフードシステム論②				施設園芸①	施設園芸②								施設園芸②	施設園芸①		
	視聴覚室	166	使用者										4大1短大1															
		講義名											静岡学															
B棟	講義室5	16	使用者							短大2年	短大2年																	
		講義名									木材生産システム	木材生産システム																
	講義室6	16	使用者																									
		講義名																										
	講義室7	12	使用者																									
		講義名																										
	講義室8	16	使用者																									
		講義名																										
	講義室9	8	使用者																									
		講義名																										
講義室10	28	使用者																										
	講義名																											
加工実験室	-	使用者			4大3年	4大3年																						
	講義名			食品加工実習	食品加工実習																							
加工講義室	-	使用者			4大3年	4大3年																						
	講義名			食品加工実習	食品加工実習																							
C棟	講義室11	40	使用者	4大3年		4大3年	4大3年							4大2年				4大2年		4大2年								
		講義名	収穫後生理学		木材加工実習	木材加工実習								森林計画・政策論				森林土木学		造林学								
	講義室12	40	使用者											4大2年				4大2年										
		講義名												飼料総論				家畜飼養学										
	講義室13	40	使用者	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年						4大2年	4大2年		4大2年	4大2年	4大2年	4大2年		4大3年		4大2年	4大2年	4大2年			
		講義名	畜産法規	農業気象学	財務会計	歴史学概論							植物病理学	土壌肥料・植物栄養学		GAP演習	GAP演習	作物学	経営戦略		園芸学各論		食品科学	英語Ⅲ	英語Ⅲ			
	講義室14	40	使用者		4大3年			4大3年	4大3年	4大3年			4大3年	4大3年	4大3年	4大3年				4大3年			4大3年	4大3年	4大3年			
		講義名		管理会計				技術者倫理	在来作物学	農林業のための先端技術			華道	食品流通論	グリーンツーリズム論	茶道			環境保全型農林業論				農村景観論	販売管理実習	販売管理実習			
情報処理室	36	使用者	4大1年					短大1年	短大1年									短大1年										
	講義名	情報処理基礎						情報処理演習①	情報処理演習②									情報処理演習③										

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成34年度以降)

講義場所		収容 人数	備考	秋期(後期)																								
				月					火					水					木					金				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A 棟	大講義室	144	使用者						短大2年	短大2年									短大2年	短大2年	短大2年	短大2年						
		講義名							マーケティング・販売演習	マーケティング・販売演習									マーケティング・販売演習	マーケティング・販売演習	GAP演習	GAP演習						
	講義室1	40	使用者			短大1年	短大1年				短大1年	短大1年				短大1年	短大1年							短大1年	短大1年	短大1年	短大1年	
		講義名			作物栽培	作物栽培					土壌肥料・植物栄養学①	土壌肥料・植物栄養学②				植物遺伝育種学概論	植物遺伝育種学概論				土壌肥料・植物栄養学②	土壌肥料・植物栄養学①		食品科学	食品科学	アグリフードシステム論	アグリフードシステム論	
	講義室2	40	使用者						短大1年	短大1年	短大1年	短大1年								短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大2年	短大2年	
		講義名							英語応用①	英語応用②	植物保護①	植物保護②								英語応用③	植物保護②	植物保護①		営農と農業関連法	営農と農業関連法	流通加工論②	流通加工論②	
	講義室3	40	使用者			4大1年	4大1年	4大1年	4大1年			4大1年	4大1年						4大1年	4大1年				4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年
		講義名			農林業史	農林業生産理論	経営管理論	統計学			生命科学	農村社会論	農林業のための物理学			政治学概論	簿記応用			フードシステム論	野生鳥獣管理・利用論			農林業のための地学	英語Ⅱ	英語Ⅱ	社会学概論	環境と農林業
	講義室4	65	使用者																									
		講義名																										
視聴覚室	166	使用者										4大1 短大1																
	講義名											静岡学																
B 棟	講義室5	16	使用者							短大1	短大1														短大1年	短大1年		
		講義名									造林学	森林計画学													森林計画学	造林学		
	講義室6	16	使用者			短大1	短大1												短大1年	短大1年				4大2年				
		講義名			飼料総論	家畜飼養														家畜飼養	飼料総論				木材利用・流通論			
	講義室7	12	使用者																									
		講義名																										
	講義室8	16	使用者																									
		講義名																										
	講義室9	8	使用者																									
		講義名																										
講義室10	28	使用者																										
	講義名																											
加工実験室	-	使用者													短大1年	短大1年								短大1年	短大1年			
	講義名														食品加工演習①	食品加工演習①								食品加工演習①	食品加工演習①			
加工講義室	-	使用者													短大1年	短大1年								短大1年	短大1年			
	講義名														食品加工演習①	食品加工演習①								食品加工演習①	食品加工演習①			
C 棟	講義室11	40	使用者			短大2年	短大2年			短大2年	短大2年				短大2年	短大2年												
		講義名			畜産経営演習(大家畜)	畜産経営演習(大家畜)				人工授精論	人工授精論				畜産経営演習(大家畜)	畜産経営演習(大家畜)												
	講義室12	40	使用者			短大2年	短大2年			4大2年					短大2年	短大2年								4大2年	4大2年			
		講義名			畜産経営演習(中小家畜)	畜産経営演習(中小家畜)				家畜衛生学					畜産経営演習(中小家畜)	畜産経営演習(中小家畜)								家畜育種繁殖学	人工受精論			
	講義室13	40	使用者	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年			4大2年	4大2年		4大2年	4大2年		4大2年	4大2年	4大2年						4大2年	4大2年			
		講義名	文明論	マーケティング論	木材生産システム	木材生産システム				園芸学	医療食薬連携論		食文化論	労務管理		文学概論		農と食の健康論	英語Ⅳ	英語Ⅳ				応用昆虫学	植物遺伝育種学概論			
	講義室14	40	使用者								4大2年																	
		講義名									木質科学概論																	
	情報処理室	36	使用者						短大1年	短大1年										短大1年		4大2年						
		講義名							情報処理①	情報処理②										情報処理③		情報処理応用						

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学を、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

○ 校舎の利用計画表(平成34年度以降)

講義場所		収容人数	備考	冬期(後期)																								
				月					火					水					木					金				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
A棟	大講義室	144	使用者						短大2年	短大2年								短大2年	短大2年					短大2年	短大2年			
			講義名						農山村田園地域公共学①	農山村田園地域公共学③								農山村田園地域公共学①	農山村田園地域公共学③					農山村田園地域公共学①	農山村田園地域公共学③			
	講義室1	40	使用者			短大1年	短大1年		短大1年	短大1年			短大2年	短大2年	短大2年	短大2年							短大1年	短大1年	短大2年	短大2年		
			講義名			野菜栽培	茶栽培		情報処理①	情報処理②				食と農の健康論	食と農の健康論	農林業のための先端技術①	農林業のための先端技術②							茶栽培	野菜栽培	農林業のための先端技術②	農林業のための先端技術①	
	講義室2	40	使用者	短大2年	短大2年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年	短大1年	短大1年							短大1年	短大1年	短大1年		短大1年	短大1年				
			講義名	流通加工論③	流通加工論③	花き栽培	果樹栽培		英語応用①	英語応用②	農業経営①	農業経営②				野生鳥獣管理・利用論	野生鳥獣管理・利用論			英語応用③	農業経営②	農業経営①		果樹栽培	花き栽培			
	講義室3	40	使用者		4大1年	4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年	4大1年		4大1年	4大1年			4大2年	4大1年	4大1年	短大1年			4大1年	4大1年	4大1年	4大1年	4大1年
			講義名		農林業史	農林業生産理論	経営管理論	統計学		生命科学	農村社会論	農林業のための物理学		政治学概論	簿記応用			家畜福祉学	フードシステム論	野生鳥獣管理・利用論				農林業のための地学	英語Ⅱ	英語Ⅱ	社会学概論	環境と農林業
	講義室4	65	使用者							短大2年	短大2年										短大2年	短大2年						
			講義名								環境保全型農林業論①	環境保全型農林業論②								環境保全型農林業論②	環境保全型農林業論①							
	視聴覚室	166	使用者										4大1短大1															
			講義名										静岡学															
B棟	講義室5	16	使用者			短大1年	短大1年				短大1年	短大1年								短大1年	短大1年		短大1年	短大1年				
			講義名			森林土木論(治山・林道)	森林土木論(治山・林道)			林業経営	林業経営									木材加工演習	木材加工演習		木材加工演習	木材加工演習				
	講義室6	16	使用者			短大1年	短大1年				短大1年	短大1年								短大1年	短大1年		短大1年	短大1年				
			講義名			家畜育種繁殖	家畜衛生学				畜産経営	畜産経営								家畜衛生学	家畜育種繁殖		畜産法規	畜産法規				
	講義室7	12	使用者								4大3年																	
			講義名									6次産業化実践論																
	講義室8	16	使用者																									
			講義名																									
	講義室9	8	使用者																									
			講義名																									
	講義室10	28	使用者																									
			講義名																									
加工実験室	-	使用者												短大1年	短大1年								短大1年	短大1年				
		講義名												食品加工演習②	食品加工演習②								食品加工演習②	食品加工演習②				
加工講義室	-	使用者												短大1年	短大1年								短大1年	短大1年				
		講義名												食品加工演習②	食品加工演習②								食品加工演習②	食品加工演習②				
C棟	講義室11	40	使用者							短大2年														短大2年				
			講義名							森林生態学														森林生態学				
	講義室12	40	使用者			短大2年	短大2年			4大2年														4大2年	4大2年			
			講義名			畜産環境・堆肥利用論	畜産環境・堆肥利用論			家畜衛生学														家畜育種繁殖学	人工受精論			
	講義室13	40	使用者	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年			4大2年	4大2年		4大2年	4大2年		4大2年	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年	4大2年			4大2年	4大2年			
			講義名	文明論	マーケティング論	木材生産システム	木材生産システム			園芸学	医福畜産連携論		食文化論	労務管理		文学概論		農と食の健康論	英語Ⅲ	英語Ⅳ				応用昆虫学	植物遺伝育種学概論			
	講義室14	40	使用者	4大3年	4大3年				4大3年	4大3年	4大2年			4大3年	4大3年	4大3年							4大3年	4大3年	4大3年	4大3年		
			講義名	人材マネジメント	人材マネジメント				農と食の起業論	農と食の起業論	木質科学概論			6次産業化実践論	知的財産権	知的財産権							販売管理実習	販売管理実習	コミュニティビジネス論	コミュニティビジネス論		
	情報処理室	36	使用者						短大1年	短大1年									短大1年		4大2年							
			講義名						情報処理①	情報処理②									情報処理③		情報処理応用							

※ 表中の4大は静岡県立農林環境専門職大学、短大は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を示す。

短期大学部1年 春期 時間割

資料25

春期 (月)

時限	時間	1年全員
1	8:50	農林業のための科学①／農林業史 (松尾／中山) 講義室1／講義室2
	10:20	
2	10:30	農林業のための科学③ (松尾) 講義室1
	12:00	
3	13:00	農学概論① (稲葉、杉山泰、中野、吉村、松尾、杉山恵、外側、佐藤、祐森、逢坂、平岡、丹羽) 講義室1
	14:30	
4	14:40	農学概論③ (稲葉、杉山泰、中野、吉村、松尾、杉山恵、外側、佐藤、祐森、逢坂、平岡、丹羽) 講義室1
	16:10	

(火)

時限	時間	1年全員
1	8:50	情報処理①／英語基礎①／保健体育① (横田茂／高瀬／非常勤鈴木) 講義室1／講義室2／体育館・運動場
	10:20	
2	10:30	情報処理②／英語基礎②／保健体育② (横田茂／高瀬／非常勤鈴木) 講義室1／講義室2／体育館・運動場
	12:00	
3	13:00	農学概論② (稲葉、杉山泰、中野、吉村、松尾、杉山恵、外側、佐藤、祐森、平岡、丹羽) 講義室1
	14:30	
4	14:40	農学概論① (稲葉、杉山泰、中野、吉村、松尾、杉山恵、外側、佐藤、祐森、平岡、丹羽) 講義室1
	16:10	
5	16:20	静岡学 (竹内) 視聴覚室
	17:50	

(水)

時限	時間	1年全員
1	8:50	農林業のための科学②／農林業政策 (松尾／天野) 講義室1／講義室2
	10:20	
2	10:30	農林業のための科学①／農林業史 (松尾／中山) 講義室1／講義室2
	12:00	
3	13:00	簿記基礎 (岩垣) 講義室1
	14:30	
4	14:40	
	16:10	

(木)

時限	時間	1年全員
1	8:50	
	10:20	
2	10:30	情報処理③／英語基礎③／保健体育③ (横田茂／高瀬／非常勤鈴木) 講義室1／講義室2／体育館・運動場
	12:00	
3	13:00	農学概論③ (稲葉、杉山泰、中野、吉村、松尾、杉山恵、外側、佐藤、祐森、逢坂、平岡、丹羽) 講義室1
	14:30	
4	14:40	農学概論② (稲葉、杉山泰、中野、吉村、松尾、杉山恵、外側、佐藤、祐森、逢坂、平岡、丹羽) 講義室1
	16:10	

(金)

時限	時間	1年全員
1	8:50	農林業のための科学③ (松尾) 講義室1
	10:20	
2	10:30	農林業のための科学②／農林業政策 (松尾／天野) 講義室1／講義室2
	12:00	
3	13:00	総合実習(5班体制) (中野、中根、山家、坂口、五十右、増田、瀬戸、青山、星川、吉村、太田、大石、貞弘、相蘇) 圃場／演習林
	14:30	
4	14:40	
	16:10	

備考

- ※ 農林業のための科学、農学概論、英語基礎、情報処理、保健体育は3班(①、②、③)に分かれて受講
- ※ 農林業史、農林業政策は夏期以降の5教科とあわせて4単位以上必要
- ※ 英語基礎は春夏期で、秋冬期の英語応用とのいずれかを選択
- ※ 簿記基礎は自由科目
- ※ 静岡学は隔週(年間)

短期大学部1年 夏期 時間割

夏期 (月)

時限	時間	1年全員
1	8:50	分子生物学①／植物生理生態学① (丹羽／森口) 講義室1／講義室2
	10:20	
2	10:30	分子生物学③ (丹羽) 講義室1
	12:00	
3	13:00	畜産概論 講義室1 片山
	14:30	
4	14:40	樹木組織学 平岡 講義室1
	16:10	

(火)

時限	時間	1年全員
1	8:50	情報処理①／英語基礎①／保健体育① (横田茂／高瀬／非常勤鈴木) 講義室1／講義室2／体育館・運動場
	10:20	
2	10:30	情報処理②／英語基礎②／保健体育② (横田茂／高瀬／非常勤鈴木) 講義室1／講義室2／体育館・運動場
	12:00	
3	13:00	県内農林業事情 (竹内、稲葉、杉山泰、中野、中根、片山、近藤)
	14:30	
4	14:40	講義室1
	16:10	
5	16:20	静岡学 (竹内) 視聴覚室
	17:50	

(水)

時限	時間	1年全員
1	8:50	分子生物学②／植物生理生態学② (丹羽／森口) 講義室1／講義室2
	10:20	
2	10:30	分子生物学①／植物生理生態学① (丹羽／森口) 講義室1／講義室2
	12:00	
3	13:00	簿記応用 (岩垣)
	14:30	
4	14:40	講義室1
	16:10	

(木)

時限	時間	1年全員
1	8:50	
	10:20	
2	10:30	情報処理③／英語基礎③／保健体育③ (横田茂／高瀬／非常勤鈴木) 講義室1／講義室2／体育館・運動場
	12:00	
3	13:00	樹木組織学 平岡 講義室1
	14:30	
4	14:40	畜産概論 講義室1 片山
	16:10	

(金)

時限	時間	1年全員
1	8:50	分子生物学③ (丹羽) 講義室1
	10:20	
2	10:30	分子生物学②／植物生理生態学② (丹羽／森口) 講義室1／講義室2
	12:00	
3	13:00	総合実習(5班体制) (中野、中根、山家、坂口、五十右、増田、瀬戸、青山、星川、吉村、太田、大石、貞弘、相蘇) 圃場／演習林
	14:30	
4	14:40	
	16:10	

備考

※ 分子生物学、英語基礎、情報処理、保健体育は3班(①、②、③)に分かれて受講

※ 植物生理生態学は2班(①、②)に分かれて受講

※ 県内農林業事情は他の4教科とあわせて4単位以上必要

※ 夏期終了後の夏休み期間に、コミュニケーション論(必修)と県外農林業事情(自由)を集中講義

※ 英語基礎は春夏期で、秋冬期の英語応用とのいずれかを選択

※ 簿記応用は自由科目

短期大学部1年 秋期 時間割

秋期 (月)

時限	時間	栽培野菜	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産				
1	8:50	圃場実習Ⅰ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	圃場実習Ⅰ (五十右、稲葉)	圃場実習Ⅰ (中野、外側)	圃場実習Ⅰ (山家、太田)	演習林実習Ⅰ (鶺鴒飼、相蘇)	圃場実習Ⅰ (瀬戸、青山、貞弘)				
2	10:20										
3	10:30	圃場	圃場	圃場	圃場	演習林等	圃場				
4	12:00										
5	13:00	作物栽培 (中根) 講義室1					飼料総論 (片山) 講義室6				
6	14:30						家畜飼養 (片山) 講義室6				
7	14:40										
8	16:10										

(火)

時限	時間	栽培野菜	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産
1	8:50	情報処理①／英語応用①／保健体育① (横田茂／高瀬／非常勤鈴木)					
	10:20	講義室1／講義室2／体育館・運動場					
2	10:30	情報処理②／英語応用②／保健体育② (横田茂／高瀬／非常勤鈴木)					
	12:00	講義室1／講義室2／体育館・運動場					
3	13:00	土壌肥料・植物栄養学①／植物保護① (稲葉、外側／小澤)				造林学 (近藤)	家畜生理解剖 (瀬戸) 実験室
	14:30	講義室1／講義室2				講義室5	
4	14:40	土壌肥料・植物栄養学②／植物保護② (稲葉、外側／小澤)				森林計画学 (近、逢、平)	
	16:10	講義室1／講義室2				講義室5	
5	16:20	静岡学 (竹内)					
	17:50	視聴覚室					

(水)

時限	時間	栽培野菜	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産			
1	8:50	圃場実習Ⅰ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	圃場実習Ⅰ (五十右、稲葉)	圃場実習Ⅰ (中野、外側)	圃場実習Ⅰ (山家、太田)	演習林実習Ⅰ (鶉飼、相蘇)	圃場実習Ⅰ (瀬戸、青山、貞弘)			
2	10:20									
3	10:30	圃場	圃場	圃場	圃場	演習林等	圃場			
4	12:00									
5	13:00	食品加工演習① (池ヶ谷・前田) 加工実験室・加工講義室			植物遺伝育種学概論 (稲葉・太田) 講義室1					
6	14:30									
7	14:40									
8	16:10									

(木)

時限	時間	栽培野菜	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産
1	8:50						
2	10:20	情報処理③／英語応用③／保健体育③ (横田茂／高瀬／非常勤鈴木) 講義室1／講義室2／体育館・運動場					
3	10:30						
4	12:00	土壌肥料・植物栄養学②／植物保護② (稲葉、外側／小澤) 講義室1／講義室2					家畜飼養 (片山) 講義室6
5	13:00						飼料総論 (片山) 講義室6
6	14:30						
7	14:40	土壌肥料・植物栄養学①／植物保護① (稲葉、外側／小澤) 講義室1／講義室2					
8	16:10						

(金)

時限	時間	栽培野菜	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産
1	8:50	食品科学／営農と農業関連法 (内藤/竹内、杉山泰、坂口、五十右、増田、天野、菊池、前田) 講義室1／講義室2					
2	10:20						
3	10:30	食品加工演習① (池ヶ谷・前田) 加工実験室・加工講義室			アグリフードシステム論① (菊池) 講義室1	森林計画学 (近、逢、平) 講義室5	アグリフードシステム論① (菊池) 講義室1
4	12:00					造林学 (近藤) 講義室5	
5	13:00						
6	14:30						
7	14:40						
8	16:10						

備考

※ 英語応用、情報処理、保健体育は3班(①、②、③)に分かれて受講

※ 土壌肥料・植物栄養学、植物保護は2班(①、②)に分かれて実施
 ※ 英語応用は秋冬期で、春夏期の英語基礎とのいずれかを選択
 ※ 食品加工演習は秋期の①又は冬期の②のいずれかを選択

短期大学部1年 冬期 時間割

冬期 (月)

時限	時間	栽培野菜	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産
1	8:50 10:20	圃場実習Ⅰ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	圃場実習Ⅰ (五十右、稲葉)	圃場実習Ⅰ (中野、外側)	圃場実習Ⅰ (山家、太田)	演習林実習Ⅰ (鵜飼、相蘇)	圃場実習Ⅰ (瀬戸、青山、貞弘)
2	10:30 12:00						
3	13:00 14:30	野菜栽培 (竹内) 講義室1	花き栽培 (稲葉) 講義室2			森林土木論 (逢坂) 講義室5	家畜育種繁殖 (渡邊) 講義室6
4	14:40 16:10			茶栽培 (中野) 講義室1	果樹栽培 (杉山泰) 講義室2		家畜衛生学 (大塚) 講義室6

(火)

時限	時間	栽培野菜	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産
1	8:50	情報処理①／英語応用①／保健体育① (横田茂／高瀬／非常勤鈴木)					
	10:20	講義室1／講義室2／体育館・運動場					
2	10:30	情報処理②／英語応用②／保健体育② (横田茂／高瀬／非常勤鈴木)					
	12:00	講義室1／講義室2／体育館・運動場					
3	13:00	農業経営① (横田)				林業経営 (近藤) 講義室5	畜産経営 (小林) 講義室6
	14:30	講義室2					
4	14:40	農業経営② (横田)					
	16:10	講義室2					
5	16:20	静岡学 (竹内) 視聴覚室					
	17:50						

(水)

時限	時間	栽培野菜	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産				
1	8:50 10:20	圃場実習Ⅰ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	圃場実習Ⅰ (五十右、稲葉)	圃場実習Ⅰ (中野、外側)	圃場実習Ⅰ (山家、太田)	演習林実習Ⅰ (鵜飼、相蘇)	圃場実習Ⅰ (瀬戸、青山、貞弘)				
2	10:30 12:00										
		圃場		圃場				圃場	圃場	演習林等	圃場
3	13:00 14:30	野生鳥獣管理・利用論 (小林) 講義室2		食品加工演習② (池ヶ谷・前田) 加工実験室・加工講義室							
4	14:40 16:10										

(木)

時限	時間	栽培野菜	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産
1	8:50						
	10:20						
2	10:30	情報処理③／英語応用③／保健体育③ (横田茂／高瀬／非常勤鈴木)					
	12:00	講義室1／講義室2／体育館・運動場					
3	13:00	農業経営② (松尾)				木材加工 演習 (星川) 講義室5	家畜衛生学 (大塚)
	14:30	講義室2					講義室6
4	14:40	農業経営① (松尾)				講義室5	家畜育種繁殖 (渡邊)
	16:10	講義室2					講義室6

(金)

時限	時間	栽培野菜	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産
1	8:50 10:20			茶栽培 (中野) 講義室1	果樹栽培 (杉山泰) 講義室2	木材加工 演習 (星川) 講義室5	畜産法規 (小林) 講義室6
2	10:30 12:00	野菜栽培 (竹内) 講義室1	花き栽培 (稲葉) 講義室2				
3	13:00 14:30			食品加工演習② (池ヶ谷・前田) 加工実験室・加工講義室			
4	14:40 16:10						

備考

※ 英語応用、情報処理、保健体育は3班(①、②、③)に分かれて受講

※ 先端栽培技術、農業経営は2班(①、②)に分かれて実施
 ※ 英語応用は秋冬期で、春夏期の英語基礎とのいずれかを選択
 ※ 食品加工演習は秋期の①又は冬期の②のいずれかを選択

短期大学部2年 春期 時間割

資料25

春期 (月)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小	
1	8:50	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	企業実習	圃場実習Ⅱ (五十右、稲葉)	圃場実習Ⅱ (中野、外側)	圃場実習Ⅱ (山家、太田)	演習林実習Ⅱ (鵜飼)		圃場実習Ⅱ (斉藤、小林、片山他)	
2	10:20 10:30									圃場
3	12:00	圃場		臨地実務		茶研セ		演習林	圃場実習Ⅱ (斉藤、小林他)	中小研セ
4	13:00 14:30 14:40 16:10								畜技研	

(火)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	大型機械実習 (長藤)	企業実習	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	圃場実習Ⅱ (中野、外側) 茶研セ	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	圃場実習Ⅱ (斉藤、小林、片山他) 畜技研	圃場実習Ⅱ (斉藤、小林、片山他) 中小研セ
2	10:20 10:30			大講義室		大講義室	大講義室		
3	12:00 13:00						木材システム (近藤、鵜飼、池田)		
4	14:30 14:40						講義室5		
5	16:10 16:20		臨地実務						
6	17:50								
7									
8									

(水)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小	
1	8:50	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	企業実習	圃場実習Ⅱ (五十右、稲葉)	圃場実習Ⅱ (中野、外側)	圃場実習Ⅱ (山家、太田)	演習林実習Ⅱ (鵜飼)	圃場実習Ⅱ (斉藤、小林、片山他)	圃場実習Ⅱ (斉藤、小林、片山他)	
2	10:20 10:30	圃場		圃場		圃場				
3	12:00								演習林	中小研七
	13:00			臨地実務					茶研七	
	14:30									
4	14:40 16:10									

(木)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	大型機械実習 (長藤)	企業実習	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	圃場実習Ⅱ (中野、外側) 茶研セ	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	圃場実習Ⅱ (斉藤、小林、片山他) 畜技研	圃場実習Ⅱ (斉藤、小林、片山他) 中小研セ
2	10:20 10:30			大講義室		大講義室	大講義室		
3	12:00 13:00			GAP演習 (杉山泰、坂口、貞弘)		GAP演習 (杉山泰、坂口、貞弘)	GAP演習 (杉山泰、坂口、貞弘)		
4	14:30 14:40			大講義室		大講義室	大講義室		
5	16:10		臨地実務						
6									
7									
8									

(金)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	企業実習	圃場実習Ⅱ (五十石、稲葉)	圃場実習Ⅱ (中野、外側)		大型機械実習 (長藤)	圃場実習Ⅱ (斉藤、小林、片山他)	圃場実習Ⅱ (斉藤、小林、片山他)
2	10:20 10:30	圃場		圃場		圃場実習Ⅱ (山家、太田)		機械研修所	畜技研
3	12:00			流通加工論① (森口)		茶研セ	果樹研セ		
4	13:00 14:30 14:40 16:10	流通加工論① (森口) 講義室2		流通加工論① (森口) 講義室2					

備考

- ※ プロジェクト(2単位)は基本的に週1コマ通年とし、各コースで時間割に当てはめる。
- ※ 圃場実習Ⅱ(茶)本実習は、1番茶が始まる4/20頃から開始し、本講義の前に「大型機械実習」を受講する。
- ※ 圃場実習Ⅱ(大家畜)、圃場実習Ⅱ(中小家畜)は、本講義の前に「大型機械実習」を受講するため、4月中旬からの開始とする。

短期大学部2年 夏期 時間割

資料25

夏期 (月)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	圃場実習Ⅱ (五十右、稲葉)	企業実習	圃場実習Ⅱ (山家、太田)	演習林実習Ⅱ (鵜飼)	企業実習	企業実習
2	10:20 10:30	圃場	圃場	圃場		圃場			
3	12:00				臨地実務		演習林	臨地実務	臨地実務
	13:00								
4	14:30 14:40 16:10								

(火)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	大型機械実習 (長藤)	企業実習	大型機械実習 (長藤)		企業実習	企業実習
2	10:20 10:30	大講義室	大講義室						
3	12:00	アグリフードシステム論② (菊池) 講義室4	機械研修所	臨地実務	機械研修所	木材システム (近藤、鵜飼、池田) 講義室5	臨地実務	臨地実務	臨地実務
4	13:00								
5	14:30 14:40 16:10 16:20 17:50								

(水)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	圃場実習Ⅱ (五十右、稲葉)	企業実習	圃場実習Ⅱ (山家、太田)	演習林実習Ⅱ (鵜飼)	企業実習	企業実習
2	10:20 10:30	圃場	圃場	圃場		圃場			
3	12:00	施設園芸① (竹内) 講義室4			臨地実務		演習林	臨地実務	臨地実務
4	13:00 14:30 14:40 16:10								

(木)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	大型機械実習 (長藤)	企業実習	大型機械実習 (長藤)		企業実習	企業実習
2	10:20 10:30	大講義室	大講義室						
3	12:00	GAP演習 (杉山泰、坂口、貞弘)	GAP演習 (杉山泰、坂口、貞弘)	機械研修所	臨地実務	機械研修所	木材利用流通 (星川、池田) 講義室2	臨地実務	臨地実務
4	13:00 14:30 14:40 16:10	大講義室	大講義室						

(金)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	圃場実習Ⅱ (五十右、稲葉)	企業実習		大型機械実習 (長藤)	企業実習	企業実習
2	10:20 10:30	圃場	圃場	圃場					
3	12:00	施設園芸② (竹内) 講義室4			臨地実務	果樹研セ	機械研修所	臨地実務	臨地実務
4	13:00 14:30 14:40 16:10								

備考

※ プロジェクト(2単位)は基本的に週1コマ通年とし、各コースで時間割に当てはめる。

※ 夏期終了後の夏休み期間に海外農林業事情(自由)を集中講義。

短期大学部2年 秋期 時間割

資料25

秋期 (月)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	企業実習 臨地実務	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	企業実習		企業実習	企業実習		
2	10:20		圃場						
	10:30								
3	12:00								
4	13:00								
	14:30								
	14:40								
	16:10						畜産経営演習(渡邊)	畜産経営演習(青山)	
								講義室11	講義室12

(木)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	企業実習	大型機械 実習 (長藤)	企業実習	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	企業実習	企業実習	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	大講義室
2	10:20 10:30				大講義室				
3	12:00				GAP演習 (杉山泰、坂口、貞弘)			GAP演習 (杉山泰、坂口、貞弘)	大講義室
4	13:00 14:30 14:40 16:10				大講義室				

(火)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50 10:20	企業実習 臨地実務	大型機械 実習 (長藤) 機械研修 所	企業実習 臨地実務	マーケ・ 販売演習 (池ヶ谷、 柯、前田)	企業実習	企業実習	マーケ・販売演習 (池ヶ谷、柯、前田)	
2	10:30 12:00				大講義室			大講義室	
3	13:00 14:30							人工受精論 (渡邊)	講義室11
4	14:40 16:10								
5	16:20 17:50								

(金)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	企業実習 臨地実務	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)						
2	10:20 10:30								
3	12:00 13:00		圃場 流通加工論② (森口) 講義室2	企業実習 臨地実務	流通加工論② (森口) 講義室2	企業実習 臨地実務	企業実習 臨地実務		
4	14:30 14:40								
	16:10								

(水)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	企業実習 臨地実務	圃場実習Ⅱ (中根、増田、坂口、吉村、大石)	企業実習		企業実習	企業実習		
2	10:20		圃場						
	10:30								
3	12:00								
	13:00								
4	14:30								
	14:40								
	16:10								

備考

※ プロジェクト(2単位)は基本的に週1コマ通年とし、各コースで時間割に当てはめる。

短期大学部2年 冬期 時間割

資料25

冬期 (月)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50					流通加工論③ (森口) 講義室2		流通加工論③ (森口) 講義室2	
2	10:20								
	10:30							畜産環境堆肥利用論 (片山)	
	12:00								
3	13:00							畜産環境堆肥利用論 (片山)	
	14:30								
4	14:40							講義室12	
	16:10								

(火)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	農山村田園地域公共学① (吉村) 大講義室							
	10:20								
2	10:30	農山村田園地域公共学③ (吉村) 大講義室							
	12:00								
3	13:00	環境保全型農業論① (片山、小澤) 講義室4					森林生態学 (平岡) 講義室11		
	14:30								
4	14:40	環境保全型農業論② (片山、小澤) 講義室4							
	16:10								
5	16:20								
	17:50								

(水)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	食と農の健康論 (内藤) 講義室1							
	10:20								
2	10:30								
	12:00	先端栽培技術① (稲葉、松尾) 講義室1							
3	13:00								
	14:30	先端栽培技術② (稲葉、松尾) 講義室1							
4	14:40								
	16:10								

(木)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	農山村田園地域公共学② (吉村) 大講義室							
	10:20								
2	10:30	農山村田園地域公共学① (吉村) 大講義室							
	12:00								
3	13:00	環境保全型農業論② (片山、小澤) 講義室4							
	14:30								
4	14:40	環境保全型農業論① (片山、小澤) 講義室4							
	16:10								

(金)

時限	時間	栽培野菜①	栽培野菜②	栽培花き	栽培茶	栽培果樹	林業	畜産大家畜	畜産中小
1	8:50	農山村田園地域公共学③ (吉村) 大講義室							
	10:20								
2	10:30	農山村田園地域公共学② (吉村) 大講義室							
	12:00								
3	13:00	先端栽培技術② (稲葉、松尾) 講義室1					森林生態学 (平岡) 講義室11		
	14:30								
4	14:40	先端栽培技術① (稲葉、松尾) 講義室1							
	16:10								

備考

※ プロジェクト(2単位)は基本的に週1コマ通年とし、各コースで時間割に当てはめる。

〈附属施設の概要〉

施設名	実習圃場	機械研修場	静岡県農林技術研究所	
			本所	茶業研究センター
所在地	磐田市富丘 678-1	掛川市下垂木 2770-1	磐田市富丘 678-1	菊川市倉沢 1706-11
移動時間	0 分(校内)	マイクロバスで 28 分	0 分(校内)	マイクロバスで 34 分
規模等	建物:2,043 m ² 土地:15,843 m ²	建物:1,022 m ² 土地:36,656 m ²	建物:8,905 m ² 土地:115,252 m ²	建物:5,900 m ² 土地:58,000 m ²
主な施設・設備	農場実習室 8棟 407 m ² 温室 16 棟 2,953 m ² ハウス 6棟 1,133 m ² しいたけ関連 5棟 513 m ² 高度茶業施設 1棟 498 m ² 研究実験室 5室 558 m ² 堆肥舎 1棟 94 m ²	管理舎 1棟 110 m ² 機械庫等 5棟 928 m ² トラクター 9台 ホイールローダ 1台	管理棟・研究棟 2棟 遺伝資源棟 1棟 農業資料館 1棟 温室・ハウス 63 棟 7,909 m ²	研究棟 1棟 957 m ² 新製品研究棟 1棟 825 m ² 新製品開発実験棟 1 棟 1,134 m ² 製茶技術研究棟 1棟 826 m ² ガラス室など 2,261 m ²
圃場	茶園 29a 果樹園 29a 野菜園 24a 育苗園 10a 樹木園 51a	研修用圃場 180a 運転コース 74a	畑 139a	茶園 453a
教育・研究での 主な利用可能 分野	・露地作物の栽培管理技術 ・施設園芸の栽培管理技術 ・花きの栽培管理技術 ・茶の栽培管理技術 ・果樹の栽培管理技術 ・樹木の調査方法 ・しいたけの栽培管理技術 ・中小家畜の生理解剖 ・土壌分析や化合物の測定など ・植物培養	・農業機械、トラクターの構造 ・農業機械の運転技能 ・作業機の取扱方法 ・農作業安全対策 ・ロータリー、プラウ等の耕耘技術 ・農業機械の走行方法	・野菜の周年安定生産、省エネ、高度環境制御技術 ・花きの栽培技術と日持ち向上技術 ・水稻の育種・栽培技術 ・野菜や花きの新品種育成 ・農業経営研究 ・機械化省力生産システムの研究 ・農産物の機能性向上や品質維持、新商品開発等に関する研究 ・重要病害虫のIPM技術の開発 ・新たな肥料の開発や施肥技術の開発	・茶園管理の省力・軽労化、低コスト化のための技術開発 ・気象災害防止のための安定生産技術の開発 ・茶の機能性向上や品質維持に関する研究 ・機能性に富んだ新商品の開発 ・茶新商品の開発 ・発酵茶の品質向上技術の開発 ・付加価値の高い商品の製造技術
実施科目名	「総合実習」 「圃場実習Ⅰ(野菜)(花き)(茶)(果樹)(畜産)」 「演習林実習Ⅰ」 「圃場実習Ⅱ(野菜)(花き)(茶)(果樹)」	「大型機械実習」	「圃場実習Ⅱ(野菜)(花き)」	「圃場実習Ⅱ(茶)」

施設名	静岡県農林技術研究所		畜産技術研究所	
	果樹研究センター	森林・林業研究センター	本所	中小家畜センター
所在地	静岡市清水区茂畑	浜松市浜北区根堅 2542-8	富士宮市猪之頭 1945	菊川市西方 2780
移動時間	マイクロバスで1時間 27 分	マイクロバスで 32 分	マイクロバスで1時間 51 分	マイクロバスで 29 分
規模等	建物:3,317 m ² 土地:53,904 m ²	建物、土地:58,959 m ²	建物:12,732 m ² 土地:121.9ha	建物:9,282 m ² 土地:9.3ha
主な施設・設備	庁舎(研究棟) 1棟 2,162 m ² 温室 11 棟 3,179 m ²	研究棟 1棟 木材実験棟 1棟 機械実験棟 1棟 温室・ハウス・しいたけ栽培施設 架線集材施設	乳牛試験牛舎 1棟 2,237 m ² 肉牛試験牛舎 1棟 1,271 m ² 放牛育成試験牛舎 1棟 777 m ² 受精卵移植研究棟 1棟 354 m ² 堆肥舎 1棟 800 m ² 乳牛 140 頭 肉牛 60 頭	管理研究棟 1棟 1,516 m ² 鶏試験鶏舎 1棟 2,935 m ² SPF生産研究棟 1棟 168 m ² 豚試験豚舎 1棟 3,582 m ² 肉質研究棟 1棟 182 m ² 豚 900 頭 鶏 3,000 羽
圃場	樹園地 325a	樹木園、苗畑、見本園	草地:75ha	—
教育・研究での 主な利用可能 分野	・果樹新品種の開発 ・高品質果実の生産技術 ・果樹の省力的施肥技術 ・果樹の安定供給技術 ・病虫害防除技術の研究 ・樹園地の土、植物、圃場の診断方法	・低コストな森林作業システムの開発・改良 ・森林再生技術 ・野生動物の生育実態調査 ・木材の高次加工技術 ・木質バイオマスの活用技術 ・食用きのこの栽培技術 ・有用広葉樹の遺伝的地域差の解明	・ウシの飼養管理技術の研究 ・性判別精液利用に関する研究 ・ITを活用したウシの分娩・疾病予測の研究 ・IT活用型管理技術の研究 ・未利用資源の有効利用の研究 ・牧草飼料作物の栽培・生産利用の研究 ・家畜ふん尿処理と利用法の研究	・SPF環境下の豚飼育技術の研究 ・体細胞クローン技術に関する研究 ・DNAマーカー育種を利用した高品質な豚肉の開発 ・銘柄豚の開発 ・銘柄地鶏の開発 ・畜産経営用環境保全技術 ・臭気抑制・低減技術
実施科目名	「圃場実習Ⅱ(果樹)」	「演習林実習Ⅱ」	「圃場実習Ⅱ(大家畜)」	「圃場実習Ⅱ(中小家畜)」

施設名	静岡県有林
所在地	浜松市
移動時間	マイクロバスで 40 分程度
規模	森林面積 294ha
教育・研究での 主な利用可能 分野	・林道や作業路等の測量技術 ・樹種や樹高測定等の森林調査技術 ・病虫害等の診断技術 ・植物などの観察 ・下刈り、枝打ちなどの管理技術 ・間伐などチェーンソーを使った伐採技術 ・木材加工技術
実施科目名	「演習林実習Ⅱ」

○ 学術雑誌目録

資料27

No	商品名	出版社	分野
1	食糧ジャーナル 月刊 (冊子)	株式会社 食糧問題研究所	農林業一般
2	フードシステム研究 季刊 (冊子)	株式会社 筑波書房	経済学
3	土と健康 月刊 (冊子)	特定非営利活動法人 日本有機農業研究会	農業経営
4	施設と園芸 季刊 (冊子)	日本農民新聞社	農業経営
5	雑草研究 季刊 (冊子)	毎日学術フォーラム	農林研究
6	農業および園芸 月刊 (冊子)	養賢堂	農業経営
7	JATAFFジャーナル 月刊 (冊子)	(公社)農林水産・食品産業技術振興協会	農林業一般
8	山林 月刊 (冊子)	(公社)大日本山林会	林業・木材加工
9	森林科学 年3回 (冊子)	一般社団法人 日本森林学会	林業・木材加工
10	森林技術 月刊 (冊子)	一般社団法人 日本森林技術協会	林業・木材加工
11	農業と経済 月刊 (冊子)	(株)昭和堂	農業経営
12	現代農業 月刊 (冊子)	農山漁村文化協会	農業経営
13	季刊 地域 季刊 (冊子)	農山漁村文化協会	農業経営
14	農業市場研究 季刊 (冊子)	株式会社 筑波書房	農林研究
15	農業経営者 月刊 (冊子)	株式会社 農業技術通信社	農業経営
16	農業 月刊 (冊子)	公益社団法人 大日本農会	農林研究
17	果実日本	日本園芸農業協同組合連合会	園芸
18	農耕と園芸	誠文堂新光社	園芸
19	機械化林業 月刊 (冊子)	林業機械化協会	林業・木材加工
20	ランドスケープ研究	公益社団法人 日本造園学会	環境
21	Annals of Applied Biology	Wiley-Blackwell	農林業一般
22	Grass & Forage Science	Wiley-Blackwell	農林業一般
23	International Journal of Dairy Technology	Wiley-Blackwell	畜産
24	Irrigation and Drainage	John Wiley & Sons Ltd.	農林業一般
25	Journal of Agronomy and Crop Science	Wiley-Blackwell	農林業一般
26	Journal of Food Processing and Preservation	Wiley-Blackwell	食品加工
27	Journal of Food Science	John Wiley & Sons Ltd.	食品加工
28	Journal of Plant Nutrition and Soil Science/ Zeitschrift fuer Pflanzenernaehrung und	VCH	土壌肥料
29	Journal of Science of Food and Agriculture	John Wiley & Sons Ltd.	農林業一般
30	Pest Management Science	John Wiley & Sons Ltd.	病虫害
31	Weed Biology and Management	Wiley-Blackwell	農林業一般
32	Journal of Forestry	Oxford University Press	森林
33	Forest Science	Oxford University Press	森林
34	Agricultural and Forest Entomology	Wiley-Blackwell	森林
35	American Journal of Botany	John Wiley & Sons Ltd.	農林業一般
36	Applied and Environmental Microbiology (Price A; 1 Site with 1-200 Life Science FTE)	AMERICAN SOC. FOR MICROBIOLOGY	農林業一般
37	Cereal Chemistry <FTE Small>	John Wiley & Sons Ltd.	農林業一般
38	Journal of Peasant Studies	Taylor & Francis (Routledge)	農林業一般
39	Plant Physiology, Plant Cell and Teaching Tools in Plant Biology (to Institutions) <Tier 4 - Regular>	AMERICAN SOC PLANT BIOLOGISTS	農林業一般
40	Soil Science Society of America Journal	ASA, CSSA, SSSA	土壌環境

臨地実務実習要綱（案）

（静岡県立農林環境専門職大学短期大学部）

<目次>

I	(全員) 教育課程と実習	2
II	(全員) 臨地実務実習の概要と目標	2
III	(実習担当教員) 臨地実務実習の考え方	11
IV	(臨地実務実習の指導者) 臨地実務実習施設への依頼事項	14
V	(全員) 臨地実務実習の評価	16
VI	(学生) 臨地実務実習の受講	17

I （全員）教育課程と実習

1. 教育目標

本学では、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材を養成する。

2. 教育課程の構造

本学の教育課程は、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の4つの基礎的な枠組みを構成する。

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくために必要な資質・能力を身に付ける。

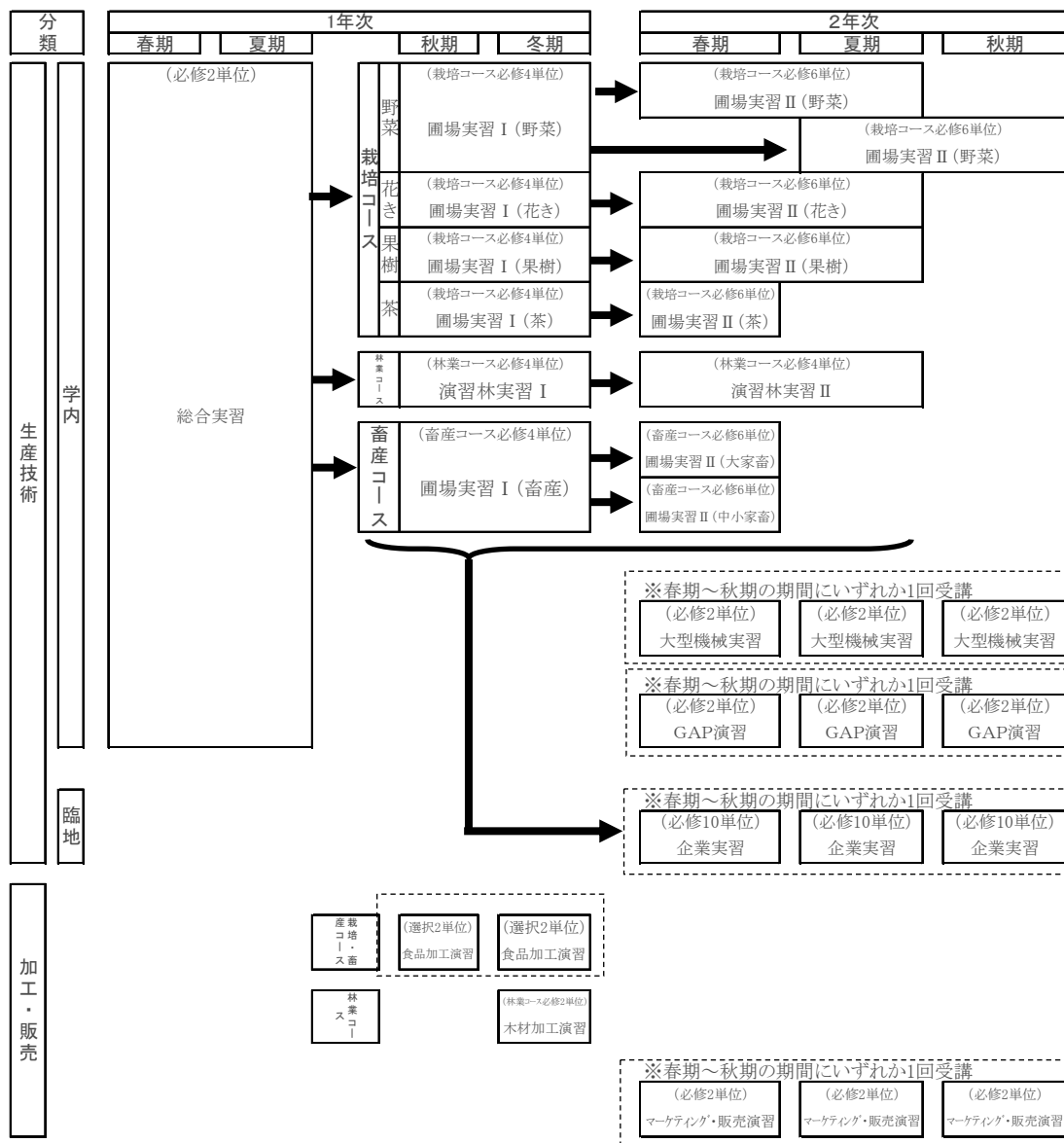
II （全員）臨地実務実習の概要と目標

1. 臨地実務実習の概要

本学の臨地実務実習を通じ、「農林業生産現場の生産性向上等を図るための、農林業生産に関する専門的な知識・技術」を身につける。

臨地実務実習は、2年次に「企業実習」（必修10単位）を開講する。

<実習の流れ>



2. 臨地実務実習の目標

臨地実務実習指導者の指導を受けながら農林業現場を体験し、目標を達成することで実践的な生産技術を養う。

3. 「企業実習」の内容（2年次 春・夏・秋期 必修 10 単位）

（1）目的

先進的な経営体の生産現場での実習を通じて、学内で学んだ知識・技能をもとに実践的な生産技術を学ぶ。

（2）目標

- ①生産現場での基本的な作業工程について理解することが出来る。
- ②各作業工程に必要な基本的な技術を身につける。

（3）方法

2年次に配置し、学生が希望する経営体において、約2カ月間実施する。学生数は1施設1名を予定している。

「企業実習」の受講前は、栽培コースでは、「圃場実習Ⅰ（野菜）」、「圃場実習Ⅰ（花き）」、「圃場実習Ⅰ（果樹）」、「圃場実習Ⅰ（茶）」の各科目で行う刈払機作業安全衛生教育を修了する。また、「圃場実習Ⅰ（野菜）」、「圃場実習Ⅰ・Ⅱ（花き）」、「圃場実習Ⅰ・Ⅱ（果樹）」、「圃場実習Ⅰ・Ⅱ（茶）」において、実習を行う経営体の作目（野菜、花き、果樹、茶）にあわせて、各作目の特徴や作型に関する知識、栽培管理の知識・技術を習得する。さらに、大型機械を使用する実習先での実習を予定している学生は、「大型機械実習」において、大型特殊免許（農耕車限定）を取得する。

林業コースは、「演習林実習Ⅰ」において刈払機作業安全衛生教育を修了し、「演習林実習Ⅰ・Ⅱ」において森林・林業生産の基礎知識・技術や、チェーンソーの基本操作と整備方法を習得する。また、「大型機械実習」において、大型特殊免許（農耕車限定）を取得する。

畜産コースは、「圃場実習Ⅰ（畜産）」において刈払機作業安全衛生教育を修了し、「圃場実習Ⅰ（畜産）」、「圃場実習Ⅱ（大家畜）」、「圃場実習Ⅱ（中小家畜）」において、家畜の特徴や生理・習性に関する知識、家畜飼養管理の基礎知識・技術を習得する。また、「大型機械実習」において、大型特殊免許（農耕車限定）を取得する。

実習実施前には、実習受入れ先の農林業経営体の基本的な経営情報について調査を行う。実習中は、臨地実務実習指導者のもと、実際の生産現場を体験する。日々の作業は、臨地実務実習指導者の指示に従って行い、毎日、作業内容について記録を行う。実習指導は、臨地実務実習指導者と本学教員が連携し、適宜連絡を取り合い、学生の実習状況について 情報を共有し、助言・指導を行う。

実習終了後は、報告書の作成、報告会の実施により、生産現場で必要となる技術について理解を深める。

<「企業実習」に必要な知識・技術や資格・免許等>

コース	必要な生産知識・技術	資格・免許等
栽培 コース	・各作目の特徴や作型に関する知識 ・各作目の栽培管理の知識・技術	・刈払機作業安全衛生教育修了 ・大型特殊免許（農耕機限定）
林業 コース	・森林・林業生産の基礎知識・技術 ・チェーンソーの基本操作と整備方法、収穫 技術	・刈払機作業安全衛生教育修了 ・大型特殊免許（農耕車限定）
畜産 コース	・家畜の特徴や生理・習性に関する知識 ・家畜飼養管理の基礎知識・技術	・刈払機作業安全衛生教育修了 ・大型特殊免許（農耕機限定）

（４）評価項目

- ①臨地実務実習指導者による取組状況の評価
- ②学生が作成する作業記録・自己点検表
- ③学生が作成する報告書
- ④臨地実務実習後の報告会での報告内容

（５）評価事項

「企業実習」において、身に付ける技能を明らかにするため、評価事項を下表に示す。

○共通

項目	区分	評価事項
職業人としての 適性	志向・態度	規則や心得を守ることが出来る。
	志向・態度	与えられた仕事を、責任を持って遂行できる。
	志向・態度	従業員と協調して仕事出来る。
	志向・態度	実習学生として必要な基礎知識を有している。
	志向・態度	農林業に対する探究心・意欲及び創造性が見られる。
生産管理	知識・理解 技能	生産に関する基礎知識・技能（※経営種目別）

○生産管理 栽培

項目		評価事項	
		No	内容
1 農業一般	志向・態度	1-1	農作業を行う際は、安全作業を心がけて行っている。
	志向・態度	1-2	作業記録の必要性を理解し、作業記録を作成している。
	知識・理解	1-3	作物の器官を理解し、説明できる。(葉、茎、根、花、果実)
	知識・理解	1-4	植物生理を理解し、説明できる。(光合成、呼吸、蒸散、吸収、花芽形成)
	知識・理解	1-5	栽培品目毎の生育適温や水分条件等を理解し、説明できる。
	知識・理解	1-6	被覆資材の種類と特徴、使用方法について理解し、説明できる。
	知識・理解	1-7	栽培施設の種類と構造、被覆用資材の種類と特徴を理解し、説明できる。
	知識・理解	1-8	栽培施設に設置される装置の種類と操作方法を理解し、説明できる。
	知識・理解	1-9	測定が必要な環境要因(温度、湿度、二酸化炭素等)を理解し、説明できる。
	知識・理解	1-10	環境測定に必要な機器を理解し、説明できる。
	知識・理解	1-11	養液栽培の種類と特徴を理解し、説明できる。
2 土づくり	知識・理解	2-1	土性の種類と特徴を理解し、説明できる。
	技能	2-2	土壌を観察し、土性を判断できる。
	知識・理解	2-3	土の団粒構造、三層構造を理解し、説明できる。
	知識・理解	2-4	栽培品目に適したpHなどを理解し、説明できる。
	知識・理解	2-5	栽培品目に適した土壌改良や施肥計画が理解し、説明できる。
	知識・理解	2-6	肥料の種類や特徴を理解し、説明できる。
	知識・理解	2-7	土壌診断の必要性を理解し、説明できる。
	技能	2-8	土壌診断や、草勢、着果具合など生育にあわせて、施肥・追肥の計画を立てられる。
3 病害虫・雑草管理・生理障害	知識・理解	3-1	栽培品目の主要な病害や害虫を理解し、説明できる。
	技能	3-2	病害や虫害が発生した場合、その原因を判断できる。
	技能	3-3	適切な防除時期を判断できる。
	知識・理解	3-4	病害虫の防除の方法を理解し、説明できる。
	技能	3-5	病害虫に対して適切な防除資材を判断できる。
	知識・理解	3-6	病害や虫害が発生しにくい環境を理解し、説明できる。
	知識・理解	3-7	栽培品目の生理障害とその原因を理解し、説明できる。
	知識・理解	3-8	生育異常が発生しやすい部位を理解し、説明できる。
	技能	3-9	生育異常が発見でき、その原因を判断できる。
	技能	3-10	生育異常に対する対応策を判断できる。
	知識・理解	3-11	農薬の安全使用について理解し、説明できる。
	技能	3-12	農薬のラベルを見て、適性作物、使用量・使用濃度の確認が出来る。
	知識・理解	3-13	病害虫防除・雑草防除に使用する機器と操作方法を理解し、説明できる。
	技能	3-14	事故防止のための手段を行っている。
4 栽培管理(草本植物(野菜・花等))	知識・理解	4-1	作付体系と作型を理解し、説明できる。
	知識・理解	4-2	播種の方法や発芽方法、発芽率を理解し、説明できる。
	技能	4-3	栽培品目や作付体系にあわせて、適切に播種ができる。
	知識・理解	4-4	接ぎ木の時期・方法を理解し、説明できる。
	技能	4-5	栽培品目にあわせて、適切に接ぎ木が出来る。
	知識・理解	4-6	必要な苗数を確保するための育苗方法を理解し、説明できる。
	知識・理解	4-7	栽培品目毎の育苗期間や生育適温、水分条件を理解し、説明できる。
	技能	4-8	育苗中に、気象変化に応じて、温度管理・水管理ができる。
	技能	4-9	栽培品目にあわせて、育苗をし、必要な苗数を確保できる。
	技能	4-10	栽培品目にあわせて、適切に定植できる
	知識・理解	4-11	かん水方法の種類と特徴を理解し、説明できる。
	技能	4-12	栽培品目にあわせて、かん水が適切にできる。
	知識・理解	4-13	うねの種類と特徴を理解し、説明できる。
	技能	4-14	栽培品目にあわせて、うね立てが出来る。
	知識・理解	4-15	整枝や誘引方法を理解し、説明できる。
	技能	4-16	栽培品目にあわせて、整枝、誘引ができる。
	知識・理解	4-17	摘葉、摘花、摘果の作業を理解し、説明できる。
	技能	4-18	生育状況に合わせて、摘葉、摘花、摘果すべき箇所を理解し、実施できる。
	知識・理解	4-19	収穫適期の判断方法を理解し、説明できる。
	技能	4-20	収穫適期を判断し、適切な方法で収穫できる。

項目		評価事項	
		No	内容
5 栽培管理 (永年植物 (茶・果樹等))	知識・理解	5-1	栽培品目のライフサイクルを理解し、説明できる。
	知識・理解	5-2	栽培品目の生育について理解し、説明できる。(葉芽、花芽、開花、結実等)
	知識・理解	5-3	栽培品目毎に、接ぎ木や挿し木、取り木、実生などの苗木の生産・育成方法について理解し、説明できる。
	技能	5-4	栽培品目毎に、接ぎ木や挿し木、取り木、実生などの方法で、苗木の増殖ができる。
	知識・理解	5-5	栽培品目毎に、整枝・せん定の方法を理解し、説明できる。
	知識・理解	5-6	(果樹)果樹の栽培品目毎に仕立て方を理解し、説明できる。
	技能	5-7	(果樹)果樹の栽培品目毎に、適切な誘引ができる。
	知識・理解	5-8	(果樹)受粉、摘蕾、摘花、摘果について理解し、説明できる。
	技能	5-9	(果樹)栽培品目毎に、適切に受粉、摘蕾、摘花、摘果ができる。
	知識・理解	5-10	(果樹)袋かけに使用する袋の種類を理解し、説明できる。
	技能	5-11	(果樹)栽培品目ごとに、袋かけの適切な時期を判断し、実行できる。
	知識・理解	5-12	収穫適期の判断方法を理解し、説明できる。
	技能	5-13	収穫適期を判断し、適切な方法で収穫できる。
6 出荷	知識・理解	6-1	等級間の価格の違いを理解し、説明できる。
	知識・理解	6-2	出荷調整作業の内容を理解し、説明できる。
	技能	6-3	栽培品目毎に、適切に出荷調整ができる。
	技能	6-4	出荷調整時に、品質低下を防ぐことができる。

○生産管理 林業

項目		評価事項	
		No	内容
1 林業の基礎	知識・理解	1-1	森林をつくる樹木の種類、その組織と構造、生理機能、森林の階層構造を理解し、説明できる。
	知識・理解	1-2	森林と、森林をとりまく気候や地形、土壌の関係を理解し、説明できる。
	知識・理解	1-3	森林の発達と遷移、遷移の仕組みについて理解し、説明できる。
	技能	1-4	森林の種類について理解し、分類できる。
	知識・理解	1-5	森林が持つ様々な機能について理解し、説明できる。
2 森林調査	知識・理解	2-1	森林調査で収集する調査項目を理解し、説明できる。
	知識・理解	2-2	森林調査に必要な道具や調査方法を理解し、説明できる。
	技能	2-3	森林調査を実施できる。
3 服装と道具	知識・理解	3-1	森林での作業に必要な道具や適切な服装について理解し、説明できる。
	知識・理解	3-2	小型の林業機械の種類や適切な使用方法について理解し、説明できる。
	技能	3-3	小型の林業機械を安全に使用できる。
	技能	3-4	作業にあった服装や道具を選択できる。
4 造林技術	知識・理解	4-1	人工林における伐採の種類と方法を理解し、説明できる。
	知識・理解	4-2	人工林における地ごしらえと植栽の種類と方法について理解し、説明できる。
	知識・理解	4-3	人工林における初期保育のための作業の種類や方法を理解し、説明できる。
	知識・理解	4-4	人工林における枝打ちの目的や作業方法、必要な道具について理解し、説明できる。
	知識・理解	4-5	人工林における間伐の目的と作業方法について理解し、説明できる。
	技能	4-6	人工林の造林技術を実施できる。
	知識・理解	4-7	天然林における施業方法について理解し、説明できる。
	知識・理解	4-8	山林毎にどのような施業方法が適切か理解し、説明できる。
5 森林保護管理	知識・理解	5-1	森林の観察方法や観察部位について理解し、説明できる。
	知識・理解	5-2	森林における病害や虫害の種類を理解し、説明できる。
	知識・理解	5-3	森林に被害を及ぼす鳥獣の種類を理解し、説明できる。
	知識・理解	5-4	森林の気象被害の発生機構を理解し、説明できる。
	知識・理解	5-5	森林火災の発生原因や防火対策を理解し、説明できる。
	技能	5-6	森林被害に対し、対策を実施できる。
6 収穫技術	知識・理解	6-1	立木の収穫時期、伐倒作業、造材作業、集材作業、高性能林業機械など伐出技術について理解し、説明できる。
	知識・理解	6-2	集材方法と特徴、伐採した木材の測定方法など、伐採方法と伐出技術について理解し、説明できる。
	知識・理解	6-3	森林を通る道の種類と働きについて理解し説明できる。

○生産管理 畜産

項目		評価事項	
		No	内容
礎 1 畜産基	知識・理解	1-1	家畜の生活環について理解し、説明できる。
	知識・理解	1-2	経営形態の種類と特徴について理解し、説明できる。
	知識・理解	1-3	飼料の種類や給与形態について、理解し説明できる。
	知識・理解	1-4	飼料管理の重要ポイントを理解し、説明できる。
2 家畜と飼料の基礎知識（牛）	知識・理解	2-1	牛の品種と特徴について理解し、説明できる。
	知識・理解	2-2	牛の飼育方法と特徴について理解し、説明できる。
	知識・理解	2-3	牛舎の種類とその構造について理解し、説明できる。
	知識・理解	2-4	牛の消化器の構造と消化のしくみについて理解し、説明できる。
	知識・理解	2-5	飼料の種類とその成分について理解し、説明できる。
	知識・理解	2-6	適切な飼料給与について理解し、説明できる。
	知識・理解	2-7	疾病とその発生要因、症状、生産性への影響を理解し、説明できる。
	知識・理解	2-8	生殖器の構造・機能について理解し、説明できる。
	知識・理解	2-9	繁殖生理について理解し、説明できる。
	知識・理解	2-10	発情生理と人工授精について理解し、説明できる。
	知識・理解	2-11	子牛の哺育と育成方法を理解し、説明できる。
	知識・理解	2-12	糞尿の処理方法や堆肥利用の方法を理解し、説明できる。
3 管理作業（牛）	知識・理解	3-1	1日の作業スケジュールについて理解し、説明できる。
	技能	3-2	（施設）通路の点検が出来る。
	技能	3-3	（施設）飼料の管理、掃き寄せが出来る。
	技能	3-4	（施設）飼槽の管理が出来る。
	技能	3-5	（施設）水槽の管理が出来る。
	技能	3-6	（施設）牛の快適な環境を理解し、牛舎の換気が出来る。
	技能	3-7	（施設）牛床の管理が出来る
	技能	3-8	（施設）外部寄生虫の防除方法を理解し、実践できる。
	技能	3-9	（施設）牛舎内の牛の観察をして、異常を発見できる。
	技能	3-10	（健康の点検）食欲の有無を観察し、異常が発見できる。
	技能	3-11	（健康の点検）目の観察をし、異常を発見できる。
	技能	3-12	（健康の点検）鼻の観察をし、異常が発見できる。
	技能	3-13	（健康の点検）挙動を観察し、その疾病や課題が発見できる。
	技能	3-14	（健康の点検）尾根部や尾の状態を観察し、異常が発見できる。
	技能	3-15	（健康の点検）呼吸の状態を観察し、異常が発見できる。
	技能	3-16	（健康の点検）発咳を発見し、原因がわかる。
	技能	3-17	（健康の点検）牛の適正な体温を理解し、異常時は発見できる。
	技能	3-18	（健康の点検）被毛の状態を観察し、異常を発見できる。
	技能	3-19	（繁殖）発情の周期を理解し、観察・発見できる。
	技能	3-20	（乳牛）搾乳の手順を理解し、実践できる。
4 家畜と飼料の基礎知識（豚）	知識・理解	4-1	豚の品種と特徴を理解し、説明できる。
	知識・理解	4-2	豚の繁殖方法について理解し、説明できる。
	知識・理解	4-3	子豚の飼育方法について理解し、説明できる。
	知識・理解	4-4	肥育豚の飼育方法について理解し、説明できる。
	知識・理解	4-5	飼料の種類や特徴を理解し、説明できる。
	知識・理解	4-6	消化器の構造と消化のしくみを理解し、説明できる。
	知識・理解	4-7	豚の疾病と予防方法について理解し、説明できる。
	知識・理解	4-8	豚舎の環境と衛生管理について理解し、説明できる。
	知識・理解	4-9	暑熱が豚に及ぼす影響について理解し、説明できる。
	知識・理解	4-10	糞尿の処理方法や堆肥利用の方法を理解し、説明できる。
	知識・理解	4-11	ワクチン接種プログラムを理解し、説明できる。

項目		評価事項	
		No	内容
(豚) 5 管理作業	技能	5-1	子豚哺乳・育成時の適温について理解し、適切な暖房使用ができる。
	技能	5-2	豚の習性を理解し、正しい接し方ができる。
	技能	5-3	適切に飼槽、飲水の管理ができる。
	技能	5-4	子豚の去勢方法について理解し、適切に実施できる。
	技能	5-5	繁殖豚の発情メカニズム、交配、分娩について理解し、実践できる。
	技能	5-6	飼料の保存や取扱いについて理解し、実践できる。
	技能	5-7	暑熱時の適切な管理方法について理解し、実践できる。
6 家畜の飼料の基礎知識 (鶏)	知識・理解	6-1	鳥の品種と特徴を理解し、説明できる。
	知識・理解	6-2	飼育設備の種類と特徴を理解し、説明できる。
	知識・理解	6-3	鶏舎の設備と機器と使用方法を理解し、説明できる。
	知識・理解	6-4	消化器の構造と消化・吸収のしくみを理解し、説明できる。
	知識・理解	6-5	飼料の種類と特徴を理解し、説明できる。
	知識・理解	6-6	鶏の疾病と予防方法について理解し、説明できる。
	知識・理解	6-7	鳥インフルエンザとその防御方法について理解し、説明できる。
	知識・理解	6-8	糞尿の処理方法や堆肥利用の方法を理解し、説明できる。
	知識・理解	6-9	(採卵鶏) 産卵鶏の産卵と成鶏の管理について理解し、説明できる。
	知識・理解	6-10	(採卵鶏) 採卵の採取とふ化やひなの管理について理解し、説明できる。
	知識・理解	6-11	(採卵鶏) 鶏卵の規格と品質、品質を決める要因を理解し、説明できる。
	知識・理解	6-12	(肉用鶏) 肉用鶏の成長の特徴について理解し、説明できる。
	知識・理解	6-13	(肉用鶏) 入すうから出荷までの管理について理解し、説明できる。
	知識・理解	6-14	(肉用鶏) 肉用鶏の調査方法について理解し、説明できる。
(鶏) 7 管理作業	技能	7-1	育すう期の適切な温度・湿度を理解し、適切な温度・湿度・換気管理ができる。
	技能	7-2	生育期に合わせて、適切な給餌器・給水器管理ができる。
	技能	7-3	デビークを行う理由を理解し、適切に実施できる。
	技能	7-4	適切な体重を理解し、適切な時期に体重測定が実施できる。
	技能	7-5	飼料の適切な管理方法について理解し、実施できる。
	技能	7-6	鶏舎の適切な管理温度を理解し、換気や防寒対策ができる。
8 衛生管理	知識・理解	8-1	家畜区域と管理区域の違いを理解し、説明できる。
	知識・理解	8-2	管理区域の出入り口の消毒の必要性や消毒施設を理解し、説明できる。
	技能	8-3	消毒器・消毒層・消毒帯の管理方法を理解し、実践できる。
	技能	8-4	消毒薬の使用上の注意を理解し、適切に使用できる。
	技能	8-5	衛生管理区域内への鳥類、小動物の侵入の必要性を理解し、実施できる。

Ⅲ （実習担当教員）臨地実務実習の考え方

臨地実務実習は、学生が先進的な農林業経営体において学ぶことで、経営体の持つ優れた技術や経営管理等を習得させるために行う。

農林業現場では危険な作業を行うことがある。事故の発生を防ぐためには、安全を心がけて適切に作業を進めることが最も重要である。

臨地実務実習における考え方は次の通りである。

1. 臨地実務実習の目的

学生が、先進的な農林業経営体において、経営体の持つ優れた技術や経営管理について実地に学び、農林業経営に必要な知識・技能を身につける。

2. 臨地実務実習の方法

実践的かつ効果的な実習を行うため、農林業経営体における長期間の実習を実施する。臨地実務実習指導者に対し、学生が実習を通じて体験できる事項について安全性を確保できるよう環境の整備を行うように依頼する。合わせて学内においては、臨地実務実習に臨むための技能やリスク、基本的態度について事前準備として整える。

3. 実習先の選定

学生の希望に基づき、臨地実務実習先は選定し、大学、農林事務所、農林業経営体等で調整し、決定する。選定の手順は次の通りである。

- 1) 臨地実務実習担当者は、学生の実習希望先の調査のため、「臨地実務実習希望調書」（様式第1号）を提出させる。
- 2) 臨地実務実習担当者は、臨地実務実習希望調書に基づきヒヤリングを実施し、「臨地実務実習学生カード」（様式第2号）を作成する。
- 3) 臨地実務実習担当者は、学生の希望を考慮して実習受入先一覧の中から受入れ農林業経営体候補を選定する。選定後、「臨地実務実習学生希望一覧表」（様式第3号）を作成し、各農林事務所、受け入れ候補の農林業経営体等と調整し、実習先を決定する。
- 4) 大学は実習受入候補の農林業経営体へ「臨地実務実習依頼書」（様式第4号）及び「臨地実務実習学生カード」を送付して、臨地実務実習の受入を依頼する。
- 5) 実習受入候補の農林業経営体は、依頼について適当を認めた場合は、承諾書（様式第5号）を提出する。
- 6) 実習先の決定後、大学は「臨地実務実習一覧表」（様式第6号）を作成し、該当する農林事務所に送付する。

(実習受入先選定手順)

手順	時期・項目	作成書類	(作成者)
1	(1 学年・1 月) 学生の希望調査	臨地実務実習希望調書 (様式第 1 号)	(学生)
2	(1 学年・1 月) ヒヤリングの実施	臨地実務実習学生カード (様式第 2 号) 臨地実務実習学生希望一覧表 (様式第 3 号)	(教員) (教員)
3	(1 学年・1 月) 選定・調整		
4	(1 学年・2 月) 臨地実務実習依頼	臨地実務実習依頼書 (様式第 4 号)	(大学)
5	(1 学年・2 月) 実習受入の承諾	承諾書 (様式第 5 号)	(農林業経営体)
6	(1 学年・3 月) 実習先決定	臨地実務実習先一覧表 (様式第 6 号)	(大学)

4. 臨地実務実習中の学生が当事者となる事故の予防と発生時の対応

臨地実務実習が安全に実施できるよう、学内において安全教育を行う。事故が発生した場合に備え、連絡体制や対応方法などの管理体制を整える。また、事故の発生によって、学生が怪我を負う場合や、実習先に損害を与える場合に備えて、大学が一括で傷害保険及び賠償責任保険に加入する。

5. 臨地実務実習前の準備

臨地実務実習の履修開始前には、各実習の目的に照らし合わせ、学内で必要な技能の学修を行うとともに、臨地実務実習指導要領に基づき、学生としての姿勢・態度・身だしなみ、事故等への対応、その他報告・連絡・相談の徹底について指導を行う。

生産現場では、農作業に伴う事故や怪我、破傷風やダニが媒介する感染症、鉢刺され被害など様々なリスクがある。このため、これらのリスクに対する対策（農作業安全、感染症対策など）について指導し、実習中の危害防止に努める。

6. 臨地実務実習中の指導

臨地実務実習中、臨地実務実習指導者と専任教員が連携し、随時連絡を取り合い、学生の臨地実務実習に臨む姿勢や課題の進捗状況、学生の抱える悩み等について情報を共有し、指導・援助を行う。

大学教員の巡回指導は、2 週間に 1 回程度の頻度で行う。実習中は、電話やメール等で連絡を行う。

7. 臨地実務実習後の指導

大学は、臨地実務実習後は報告会を実施する。報告会においては、教員を配置して、適時、助言・指導、改善に向けた課題提示等を実施し、農林業への学修を深めるようにする。また、大学教員は、必要に応じて個別の学修指導を行う。

8. 臨地実務実習の取り扱い

学生ならびに臨地実務実習指導者は、臨地実務実習の内容を遵守するものとする。遵守できない場合は、臨地実務実習を中止することがある。

Ⅳ （臨地実務実習の指導者）臨地実務実習施設への依頼事項

1 臨地実務研修の目的

臨地実務実習は、学生が先進的な農林業経営体において優れた生産技術や経営管理等を実践的に学修させるために行うものである。臨地実務実習の受入先となる農林業経営体は、大学からの依頼を受けて、臨地実務実習の目的が達成できるよう協力を行う。

2 学生への指導事項

- （１）臨地実務実習指導者は、学生を日常業務に従事させることで、実践的な生産技術や経営管理等について学修できるように指導する。
- （２）臨地実務実習指導者は、学生に対し日常業務や休憩、休日について指導を行う。
- （３）臨地実務実習指導者は、学生を業務に関する会合等へは、可能な限り参加させる。
- （４）臨地実務実習指導者は、学生が日常業務に最低限必要とされる以外、自動車や自動二輪車等の運転をさせることがないようにする。
- （５）臨地実務実習指導者は、学生に自動車、自動二輪の持ち込みは、許可のない限り、使用させない。
- （６）学生が実習前後や実習中に、実習先の農林業経営体の経営について質問するため、臨地実務実習指導者は、回答への協力を行う。

3 大学への報告・連絡・相談

- （１）臨地実務実習先と大学は、実習決定後の９月に実習内容について確認を行う。
- （２）臨地実務実習先の経営者もしくは指導者は、臨地実務実習の受入式及び終了式が原則として農林事務所で行われるため出席する。
- （３）臨地実務実習指導者は、大学の訪問指導や電話等で学生の実習状況確認について協力する。
- （４）臨地実務実習指導者は、実習期間中の訪問指導以外において、実習指導上、大学との報告・連絡・相談が必要な場合は、随時、連絡するよう依頼し、対応について大学の教員との双方が情報共有し、十分な話し合いを行うようにする。また、状況に応じて大学教員が臨地実務実習先を訪問する。
- （５）臨地実務実習指導者は、事故等が発生した際は、速やかに大学担当者まで御連絡をする。
- （６）臨地実務実習指導者は、台風や地震等の災害発生、その他諸事情による緊急事態が発生した場合には、速やか大学まで連絡する。
- （７）臨地実務実習指導者は、実習期間中の出欠表を記入する。
- （８）臨地実務実習指導者は、実習終了時の成績評価は、実習終了後１週間以内に、郵送にて返信する。
- （９）臨地実務実習先の経営者及び指導者等は、名目の如何を問わず、学生に現金や現金に類するもの（商品券、電子マネー等）を与えない。

5 連絡体制

連絡先、連絡体制を下記のとおり定める。

<連絡先>

(平日 午前8時30分～午後6時まで)

① 生産科学科 臨地実務実習担当

TEL 0538-30-0000

② 静岡県立農林環境専門職大学 (代表番号)

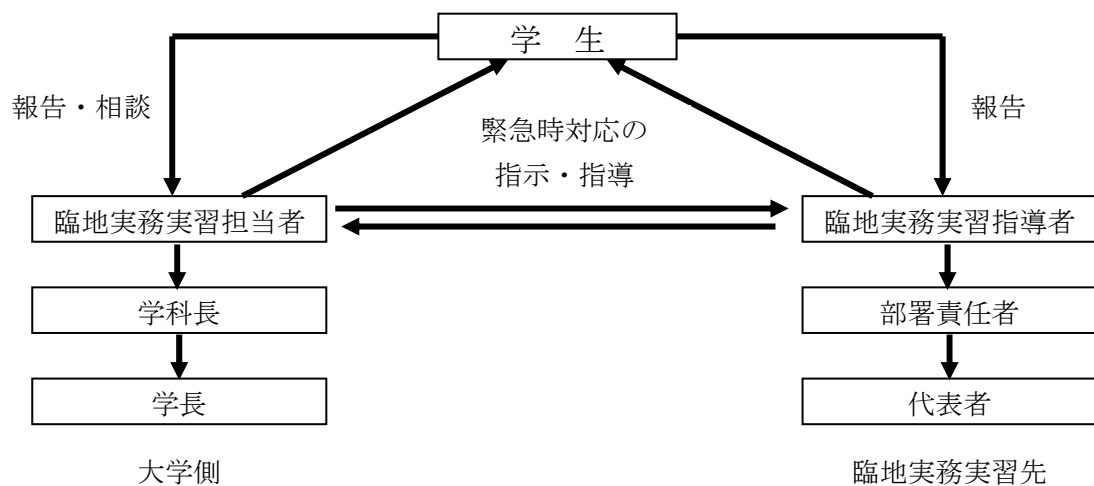
TEL 0538-30-0000

(平日上記時間以外、土・日・祝日)

③ 生産科学科 臨地実務実習担当専用携帯電話

TEL 090-0000-0000

<緊急時の連絡体制>



V （全員）臨地実務実習の評価

1. 目的

臨地実務実習の評価は、栽培、林業、畜産の各分野生産現場のリーダーとしての態度・適性、実習の到達度について、指導の程度と学生の状況について評価し、臨地実務実習の状況を把握することを目的としている。

2. 臨地実務実習指導者による実習の取組状況評価

- (1) 臨地実務実習指導者が毎日、出欠の状況を確認し、臨地実務実習出欠表（様式第7号）へ押印する。最終日には、確認の上、署名捺印する。
- (2) 臨地実務実習指導者は、臨地実務実習評価表（様式第8号）を作成し、本学へ提出する。その各項目ならびに総合コメントは、臨地実務実習状況の要点、今後の学修において望まれる点について記載する。
- (3) 臨地実務指導者は、臨地実務実習評価表に署名・捺印し、記載年月日を記入する。

3. 臨地実務実習評価表の記入方法

臨地実務実習指導者は、実習の取組状況について、臨地実務実習評価表を用いて評価する。評価表は、職業人としての適性、生産管理、作業管理の各項目ならびに総合コメント等について記載するようになっており、下表の評価基準のとおり5段階で評価する。

<評価基準>

評価	内容
A : 優秀	わずかな助言・指導を必要とするが、当該項目を実施できる。
B : 良好	時として助言・指導を必要とするが、当該項目を実施できる。
C : 普通	助言・指導を必要とするが、当該項目を実施できる。
D : やや劣る	多くの助言・指導を必要とするが、当該項目を実施できる。
E : 劣る	常に助言・指導を行うが、当該項目を実施できない。

4. 成績評価及び単位認定

全日程の80%以上の出席で単位認定の資格を得る。実習の成績評価は、①臨地実務実習指導者による取組状況の評価、②学生が作成する自己点検表、③学生が作成する報告書、④臨地実務実習後の報告会での内容を、下表に基づいて総合的に判断して行う。

評価項目	様式等	(作成者)	比率
①評価表	(様式8号)	(臨地実務実習指導者)	25%
②自己点検表	(様式10号)	(学生)	10%
③報告書	(様式11号)	(学生)	25%
④報告会	(パワーポイントを使った発表)	(学生)	40%

Ⅵ （学生）臨地実務実習の受講

1. 臨地実務実習の心得

臨地実務実習は、先進的な農林業経営を行う経営体において、優れた技術や経営管理を実践的に習得することが目的である。

学生は、受入を行ってくれる農林業経営体が、経済社会の中で、日々、経営努力を行っていることを銘記し、真摯な態度で研修に臨む。

1) 臨地実務実習における事前準備

- ・学生は、臨地実務実習の受講にあたり、自分自身の将来の方向性などを鑑み、どのような農林業経営体で何を学びたいのか十分に検討を行い、臨地実務実習希望調書を提出する。
- ・学生は、臨地実務実習地の決定後は、実習先の名称、所在地、電話番号、交通経路、臨地実務実習指導者等について事前調査を行う。
- ・学生は、臨地実務実習施設における便宜（昼食、更衣室、宿泊施設等）についても確認する。

2) 規則・時間の厳守

- ・学生は、臨地実務実習施設の規則を知り、厳守する。
- ・学生は、就業時間、休憩時間、会議開催時間、臨地実務実習指導者等との面談予定時間等を厳守する。臨地実務実習時間は、臨地実務実習先の就業時間に準ずる。

3) 服装・整容・態度の留意

- ・学生は、圃場や山林での作業に適した服装を心がける。
- ・学生は、清楚な整容に勤め、頭髮・爪・化粧等は、不快感を与えないように留意する。
- ・学生は、礼儀と作法をわきまえ、謙虚で誠実な態度をとるよう留意する。

4) 健康管理

- ・学生は、自身の健康管理には十分留意し、規則正しい生活を送る。
- ・学英は、圃場や山林などの現場における危険性の高い作業、感染症リスク等について理解し、予防対策を行う。
- ・学生は、やむをえず体調を崩した場合は、臨地実務実習指導者へ連絡し対処する。

5) 指示の遵守

- ・学生は、臨地実務実習中は、臨地実務実習指導者の指示に従って行動する。
- ・学生は、指示や指導について不明な点がある場合は、質問・相談し、正確な行動をとる。勝手な解釈による行動をしない。

6) 連絡体制

- ・学生は臨地実務実習中の「欠席」、「遅刻」、「早退」及び、通学中または臨地実務実習中に発生した事故等は、臨地実務実習指導者及び本学へ連絡する。

- ・ 学生が、巡回指導以外で、本学教員に相談したい事項が生じた場合は、電話やメールにて連絡する。
- ・ (緊急連絡) 緊急事態が発生した場合は、臨地実務実習指導者へ連絡する。また、必要に応じて、大学教員へ連絡する。

＜大学の緊急連絡先＞

(平日 午前 8 時 30 分～午後 6 時まで)

①生産科学科 臨地実務実習担当

TEL 0538-30-0000

②静岡県立農林環境専門職大学 (代表番号)

TEL 0538-30-0000

(平日上記時間以外、土・日・祝日)

② 生産科学科 臨地実務実習担当専用携帯電話

TEL 090-0000-0000

7) 臨地実務実習施設への通学

- ・ 学生が、臨地実務実習施設へ通学する場合は、原則として公共交通機関を使用する。
- ・ 学生が、臨地実務実習の立地によって自動車等の使用が必要な場合は、臨地実務実習指導者ならびに臨地実務実習施設に自動車等の利用が可能なことを確認し、「自動車等使用届」(様式第 12 号)を本学へ提出して許可を得る。
- ・ 学生は、事故を未然に防ぐよう通学時間には時間的余裕をもつ。

8) 臨地実務実習施設への宿泊

- ・ 学生は、立地等により臨地実務実習施設へ宿泊して実習を行う場合は、実習先の生活様式を理解して適切に利用する。
- ・ 学生が、宿泊施設では、居室の整理・整頓を心がけ、適宜、清掃を行う。

9) 学習意欲

- ・ 学生は、感謝の気持ちを忘れずに、積極的に自ら学ぶ姿勢を持って学修に取り組む。
- ・ 学生は、次の視点を持って、学修に取り組む。

【視点】

- (ア) 現在行っていることは、全体の仕事の流れのなかでどの部分なのか。
- (イ) 現在行っていることは、何故行うのか。
- (ウ) 現在行っていることで、注意すべきことは何か。
- (エ) 現在行っていることに、改善すべきことはないか。
- (オ) 現在行っていることを、どのようにまとめ、記録し、今後の学修に役立たせるか。

- ・ 学生は、臨地実務実習先の方々とコミュニケーションを持つ。実習先の方々の言

動のなかから、「社会人の姿勢」を感得し、将来の自分自身の礎石とする。

10) 報告書の提出

- ・ 学生は、実習の中間地点および終了後に、自己点検表（様式第 12～14 号）を記入し、大学へ提出する。
- ・ 学生は、実習中は毎日、実習記録を記入する。臨地実務実習の終了後は、定められた期限までに実習報告書を提出する（様式第 15 号）。

(様式第1号)

臨地実務実習希望調書

臨地実務実習の目的は、先進的な農林業経営体での実習を通じて経営や技術、考え方などを学修することにあるため、何を学び習得するのか、自分自身の目的を明確に持つことが大切です。

本調書では、この目的を達成できるように、あなたの希望に沿った実習先を選定するための重要な資料となるので、十分に検討して記入してください。

1 希望する内容

作目・畜種	
内容	
理由	

2 希望する地域

地域	
理由	

3 研修先の条件

希望する条件	
その理由	

4 将来の進路希望（○をつける）

自家就農林、独立就農、法人就農、国内研修、海外研修、その他（ ）

5 その他（健康状態等の特別な事情がある場合に記入する）

(様式第2号)

臨 地 実 務 実 習 学 生 カ ー ド

(フリガナ)			男	生年月日	年 月 日
氏名			女	血液型	型 RH + ・ -
住所 (出身地)		〒 電話 ()			
出身高校名					(写真)
卒業年度					
資格・免許等					
特技					
家 族 構 成	続 柄	氏 名	年 齢		職 業
			歳		
			歳		
			歳		
			歳		
			歳		
経 営 概 況	(○で囲んでください) 専業農家 第1種兼業農家 第2種兼業農家 林家 非農林家				
	基幹作目の種類、規模及び経営の特徴 (専業農家、第1種兼業農家、林家のみ記入してください)				
	種 類	規 模	経 営 の 種 類		
研修の目的・心構え					
備考					

(様式第3号)

臨 地 実 務 実 習 学 生 希 望 一 覧 表

No	氏名	希望 内容	時期	希望 管内	依頼 農林 事務所	特記 事項

(様式第 4 号)

○ ○ 第 号
○○ 年 月 日

○○ ○○様

静岡県立農林環境専門職大短期大学部 学長

○○について（依頼）

貴社におかれましては、日々御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本学の教育に御協力くださり、深く感謝申し上げます。

さて、御多用中のところ誠に恐れ入りますが、下記の学生について実習指導をお願い申し上げます。また、実習指導にあたっては、別添「臨地実務実習依頼事項について」に基づき、御指導頂ければ幸いです。

なお、実習の受入について御承諾頂ける場合は、「隣地実務実習承諾書」を御提出くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

記

生産科学科

学生氏名 ○○ ○○

研修期間 ○○年○月○日～○○年○月○日

＜別添＞

臨地実務実習依頼事項について

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

1 臨地実務研修の目的

臨地実務実習は、学生が、先進的な農林業経営体において優れた生産技術や経営管理等を実践的に学修させるために行うものです。

皆様には、学生への指導事項等に御留意いただき、臨地実務実習の目的が達成できますよう御協力をお願いします。

2 学生への指導事項

- (1) 日常業務に従事させることで、実践的な生産技術や経営管理等について学修できるように、御指導をお願いします。
- (2) 日常業務や休憩、休日について御指導をお願いします。
- (3) 業務に関する会合等へは、可能な限り参加させていただきますよう、御協力をお願いします。
- (4) 日常業務に最低限必要とされる以外、自動車や自動二輪車等の運転をさせることがないように御協力をお願いします。
- (5) 自動車、自動二輪の持ち込みは、許可のない限り厳禁となっておりますので、御協力をお願いします。
- (6) 実習前後や実習中に、学生が貴経営体の経営について質問しますので、経営概況や経営の考え方等についてお答えくださいますよう、御協力をお願いします。

3 大学への報告・連絡・相談

- (1) 臨地実務実習の受入式及び終了式を、原則として農林事務所で行いますので、御出席をお願いします。なお、日時は、別途、御連絡いたします。
- (2) 大学より、訪問及び電話等で学生の実習状況を確認しますので、御協力をお願いします。
- (3) 実習期間中の訪問指導以外において、実習指導上、大学との報告・連絡・相談が必要な場合は、随時御連絡ください。その対応について臨地実務実習指導者と本学の双方が情報共有し、十分な話し合いを行うようにします。また、状況に応じて臨地実務実習担当者が訪問します。
- (4) 事故等が発生した場合は、どのような内容であっても、速やかに大学担当者まで御連絡をお願いします。学生は賠償責任保険に加入しております。
- (5) 台風や地震等の災害発生、その他諸事情による緊急事態が発生した場合には、速やかに本学まで連絡してください。本学からの緊急時の連絡体制は別表に示すとおりです。
- (6) 実習終了時の成績評価表は、実習終了後1週間以内に、本学へ郵送にて返信願います。

4 その他

- (1) 名目の如何を問わず、学生に現金や現金に類するもの（商品券、電子マネー等）を与えないようにお願いいたします。

<連絡先>

(平日 午前8時30分～午後6時まで)

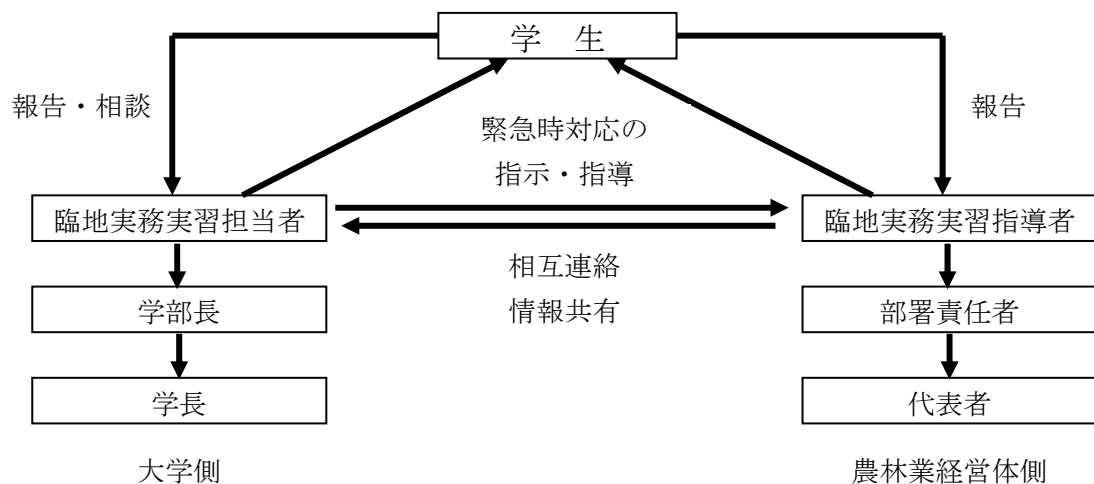
- ① 生産科学科 臨地実務実習担当
TEL 0538-30-0000

- ② 静岡県立農林環境専門職大学 (代表番号)
TEL 0538-30-0000

(平日上記時間以外、土・日・祝日)

- ③ 生産科学科 臨地実務実習担当専用携帯電話
TEL 090-0000-0000

<緊急時の連絡体制>



(様式第5号)

承 諾 書

〇〇 年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
学長 〇〇 〇〇 様

住所
氏名

2年生産科学科学生の臨地実務実習「企業実習」について、下記のとおり学生の受入を承諾します。

記

- 1 受入学生
生産科学科2年 〇〇 〇〇
- 2 受入期間
〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
- 3 学生の研修内容
- 4 その他
学生の自動車等による通学等 (可 ・ 不可)

(様式第6号)

臨 地 実 務 実 習 先 一 覧 表

No	学生		実習先		研修 期間	特記 事項
	所属 学年 氏名	連絡先 (住所、電話 番号等)	法人名 代表者	連絡先 (住所、電話番 号等)		

(様式第7号)

臨地実務実習出欠表
(講義名：)

実習施設名	
学生氏名	
実習期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
講義時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分

週	月	火	水	木	金	土	日
第1週							
第2週							
第3週							
第4週							
第5週							
第6週							
第7週							
第8週							
第9週							
第10週							

※ 1 出席日には臨地実務実習指導者が押印してください。

※ 2 「欠席」、「遅刻」、「早退」の場合は、その旨を記載してください。

出席日数	欠席日数	遅刻日数	早退日数

(確認日) 年 月 日

(臨地実務実習指導者名)

⑨

(様式第8号)

企業実習 評価表

臨地実務実習施設名	
学生氏名	

【出席記録】

期 間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--------------

【成績評価基準】

評価	内容
A : 優秀	わずかな助言・指導を必要とするが、当該項目を実施できる。
B : 良好	時として助言・指導を必要とするが、当該項目を実施できる。
C : 普通	助言・指導を必要とするが、当該項目を実施できる。
D : やや劣る	多くの助言・指導を必要とするが、当該項目を実施できる。
E : 劣る	常に助言・指導を行うが、当該項目を実施できない。

I 職業人としての適性

	評 価 項 目	評 価
1	規則や心得を守ることが出来る。	A B C D E
2	与えられた仕事を、責任を持って遂行できる。	A B C D E
3	従業員と協調して仕事出来る。	A B C D E
4	実習学生として必要な基礎知識を有している。	A B C D E
5	農林業に対する探究心・意欲及び創造性が見られる。	A B C D E

コメント

Ⅱ 生産管理（栽培）

項目		評価事項		評価基準
		No	内容	A B C D E
1 農業一般	志向・態度	1-1	農作業を行う際は、安全作業を心がけて行っている。	A B C D E
	志向・態度	1-2	作業記録の必要性を理解し、作業記録を作成している。	A B C D E
	知識・理解	1-3	作物の器官を理解し、説明できる。(葉、茎、根、花、果実)	A B C D E
	知識・理解	1-4	植物生理を理解し、説明できる。(光合成、呼吸、蒸散、吸収、花芽形成)	A B C D E
	知識・理解	1-5	栽培品目毎の生育適温や水分条件等を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-6	被覆資材の種類と特徴、使用方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-7	栽培施設の種類の構造、被覆用資材の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-8	栽培施設に設置される装置の種類と操作方法を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-9	測定が必要な環境要因(温度、湿度、二酸化炭素等)を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-10	環境測定に必要な機器を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-11	養液栽培の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
2 土づくり	知識・理解	2-1	土性の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	2-2	土壌を観察し、土性を判断できる。	A B C D E
	知識・理解	2-3	土の団粒構造、三層構造を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-4	栽培品目に適したpHなどを理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-5	栽培品目に適した土壌改良や施肥計画が理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-6	肥料の種類や特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-7	土壌診断の必要性を理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	2-8	土壌診断や、草勢、着果具合など生育にあわせて、施肥・追肥の計画を立てられる。	A B C D E
3 病害虫・雑草管理・生理障害	知識・理解	3-1	栽培品目の主要な病害や害虫を理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	3-2	病害や虫害が発生した場合、その原因を判断できる。	A B C D E
	技能	3-3	適切な防除時期を判断できる。	A B C D E
	知識・理解	3-4	病害虫の防除の方法を理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	3-5	病害虫に対して適切な防除資材を判断できる。	A B C D E
	知識・理解	3-6	病害や虫害が発生しにくい環境を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	3-7	栽培品目の生理障害とその原因を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	3-8	生育異常が発生しやすい部位を理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	3-9	生育異常が発見でき、その原因を判断できる。	A B C D E
	技能	3-10	生育異常に対する対応策を判断できる。	A B C D E
	知識・理解	3-11	農薬の安全使用について理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	3-12	農薬のラベルを見て、適性作物、使用量・使用濃度の確認が出来る。	A B C D E
	知識・理解	3-13	病害虫防除・雑草防除に使用する機器と操作方法を理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	3-14	事故防止のための手段を行っている。	A B C D E

4	栽培管理 (草本植物 (野菜・花等))	知識・理解	4-1	作付体系と作型を理解し、説明できる。	A B C D E
		知識・理解	4-2	播種の方法や発芽方法、発芽率を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	4-3	栽培品目や作付体系にあわせて、適切に播種ができる。	A B C D E
		知識・理解	4-4	接ぎ木の時期・方法を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	4-5	栽培品目にあわせて、適切に接ぎ木が出来る。	A B C D E
		知識・理解	4-6	必要な苗数を確保するための育苗方法を理解し、説明できる。	A B C D E
		知識・理解	4-7	栽培品目毎の育苗期間や生育適温、水分条件を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	4-8	育苗中に、気象変化に応じて、温度管理・水管理ができる。	A B C D E
		技能	4-9	栽培品目にあわせて、育苗をし、必要な苗数を確保できる。	A B C D E
		技能	4-10	栽培品目にあわせて、適切に定植できる	A B C D E
		知識・理解	4-11	かん水方法の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	4-12	栽培品目にあわせて、かん水が適切にできる。	A B C D E
		知識・理解	4-13	うねの種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	4-14	栽培品目にあわせて、うね立てが出来る。	A B C D E
		知識・理解	4-15	整枝や誘引方法を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	4-16	栽培品目にあわせて、整枝、誘引ができる。	A B C D E
		知識・理解	4-17	摘葉、摘花、摘果の作業を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	4-18	生育状況に合わせて、摘葉、摘花、摘果すべき箇所を理解し、実施できる。	A B C D E
		知識・理解	4-19	収穫適期の判断方法を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	4-20	収穫適期を判断し、適切な方法で収穫できる。	A B C D E
5	栽培管理 (永年植物 (茶・果樹等))	知識・理解	5-1	栽培品目のライフサイクルを理解し、説明できる。	A B C D E
		知識・理解	5-2	栽培品目の生育について理解し、説明できる。(葉芽、花芽、開花、結実等)	A B C D E
		知識・理解	5-3	栽培品目毎に、接ぎ木や挿し木、取り木、実生などの苗木の生産・育成方法について理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	5-4	栽培品目毎に、接ぎ木や挿し木、取り木、実生などの方法で、苗木の増殖ができる。	A B C D E
		知識・理解	5-5	栽培品目毎に、整枝・せん定の方法を理解し、説明できる。	A B C D E
		知識・理解	5-6	(果樹)果樹の栽培品目毎に仕立て方を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	5-7	(果樹)果樹の栽培品目毎に、適切な誘引ができる。	A B C D E
		知識・理解	5-8	(果樹)受粉、摘蕾、摘花、摘果について理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	5-9	(果樹)栽培品目毎に、適切に受粉、摘蕾、摘花、摘果ができる。	A B C D E
		知識・理解	5-10	(果樹)袋かけに使用する袋の種類を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	5-11	(果樹)栽培品目ごとに、袋かけの適切な時期を判断し、実行できる。	A B C D E
		知識・理解	5-12	収穫適期の判断方法を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	5-13	収穫適期を判断し、適切な方法で収穫できる。	A B C D E
6	出荷	知識・理解	6-1	等級間の価格の違いを理解し、説明できる。	A B C D E
		知識・理解	6-2	出荷調整作業の内容を理解し、説明できる。	A B C D E
		技能	6-3	栽培品目毎に、適切に出荷調整ができる。	A B C D E
		技能	6-4	出荷調整時に、品質低下を防ぐことができる。	A B C D E

コメント

Ⅱ 生産管理（林業）

項目		評価事項		評価基準
		No	内容	A B C D E
1 林業の基礎	知識・理解	1-1	森林をつくる樹木の種類、その組織と構造、生理機能、森林の階層構造を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-2	森林と、森林をとりまく気候や地形、土壌の関係を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-3	森林の発達と遷移、遷移の仕組みについて理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	1-4	森林の種類について理解し、分類できる。	A B C D E
	知識・理解	1-5	森林が持つ様々な機能について理解し、説明できる。	A B C D E
2 森林調査	知識・理解	2-1	森林調査で収集する調査項目を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-2	森林調査に必要な道具や調査方法を理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	2-3	森林調査を実施できる。	A B C D E
3 服装と道具	知識・理解	3-1	森林での作業に必要な道具や適切な服装について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	3-2	小型の林業機械の種類や適切な使用方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	3-3	小型の林業機械を安全に使用できる。	A B C D E
	技能	3-4	作業にあった服装や道具を選択できる。	A B C D E
4 造林技術	知識・理解	4-1	人工林における伐採の種類と方法を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-2	人工林における地ごしらえと植栽の種類と方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-3	人工林における初期保育のための作業の種類や方法を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-4	人工林における枝打ちの目的や作業方法、必要な道具について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-5	人工林における間伐の目的と作業方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	4-6	人工林の造林技術を実施できる。	A B C D E
	知識・理解	4-7	天然林における施業方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-8	山林毎にどのような施業方法が適切か理解し、説明できる。	A B C D E
5 森林保護管理	知識・理解	5-1	森林の観察方法や観察部位について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	5-2	森林における病害や虫害の種類を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	5-3	森林に被害を及ぼす鳥獣の種類を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	5-4	森林の気象被害の発生機構を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	5-5	森林火災の発生原因や防火対策を理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	5-6	森林被害に対し、対策を実施できる。	A B C D E
6 収穫技術	知識・理解	6-1	立木の収穫時期、伐倒作業、造材作業、集材作業、高性能林業機械など伐出技術について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-2	集材方法と特徴、伐採した木材の測定方法など、伐採方法と伐出技術について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-3	森林を通る道の種類と働きについて理解し説明できる。	A B C D E

コメント

Ⅱ 生産管理：畜産

※実習先が牧場・肉牛の場合は項目2と3、養豚の場合は項目4と5、養鶏の場合は項目6と7を使用する。

項目		評価事項		評価基準
		No	内容	A B C D E
1 畜産基礎	知識・理解	1-1	家畜の生活環について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-2	経営形態の種類と特徴について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-3	飼料の種類や給与形態について、理解し説明できる。	A B C D E
	知識・理解	1-4	飼料管理の重要ポイントを理解し、説明できる。	A B C D E
2 家畜と飼料の基礎知識（牛）	知識・理解	2-1	牛の品種と特徴について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-2	牛の飼育方法と特徴について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-3	牛舎の種類とその構造について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-4	牛の消化器の構造と消化のしくみについて理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-5	飼料の種類とその成分について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-6	適切な飼料給与について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-7	疾病とその発生要因、症状、生産性への影響を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-8	生殖器の構造・機能について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-9	繁殖生理について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-10	発情生理と人工授精について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-11	子牛の哺育と育成方法を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	2-12	糞尿の処理方法や堆肥利用の方法を理解し、説明できる。	A B C D E
3 管理作業（牛）	知識・理解	3-1	1日の作業スケジュールについて理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	3-2	（施設）通路の点検が出来る。	A B C D E
	技能	3-3	（施設）飼料の管理、掃き寄せが出来る。	A B C D E
	技能	3-4	（施設）飼槽の管理が出来る。	A B C D E
	技能	3-5	（施設）水槽の管理が出来る。	A B C D E
	技能	3-6	（施設）牛の快適な環境を理解し、牛舎の換気が出来る。	A B C D E
	技能	3-7	（施設）牛床の管理が出来る	A B C D E
	技能	3-8	（施設）外部寄生虫の防除方法を理解し、実践できる。	A B C D E
	技能	3-9	（施設）牛舎内の牛の観察をして、異常を発見できる。	A B C D E
	技能	3-10	（健康の点検）食欲の有無を観察し、異常が発見できる。	A B C D E
	技能	3-11	（健康の点検）目の観察をし、異常を発見できる。	A B C D E
	技能	3-12	（健康の点検）鼻の観察をし、異常が発見できる。	A B C D E
	技能	3-13	（健康の点検）挙動を観察し、その疾病や課題が発見できる。	A B C D E
	技能	3-14	（健康の点検）尾根部や尾の状態を観察し、異常が発見できる。	A B C D E
	技能	3-15	（健康の点検）呼吸の状態を観察し、異常が発見できる。	A B C D E
	技能	3-16	（健康の点検）発咳を発見し、原因がわかる。	A B C D E
	技能	3-17	（健康の点検）牛の適正な体温を理解し、異常時は発見できる。	A B C D E
	技能	3-18	（健康の点検）被毛の状態を観察し、異常を発見できる。	A B C D E
	技能	3-19	（繁殖）発情の周期を理解し、観察・発見できる。	A B C D E
	技能	3-20	（乳牛）搾乳の手順を理解し、実践できる。	A B C D E
4 家畜と飼料の基礎知識（豚）	知識・理解	4-1	豚の品種と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-2	豚の繁殖方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-3	子豚の飼育方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-4	肥育豚の飼育方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-5	飼料の種類や特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-6	消化器の構造と消化のしくみを理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-7	豚の疾病と予防方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-8	豚舎の環境と衛生管理について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-9	暑熱が豚に及ぼす影響について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-10	糞尿の処理方法や堆肥利用の方法を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	4-11	ワクチン接種プログラムを理解し、説明できる。	A B C D E

5 管理作業（豚）	技能	5-1	子豚哺乳・育成時の適温について理解し、適切な暖房使用ができる。	A B C D E
	技能	5-2	豚の習性を理解し、正しい接し方ができる。	A B C D E
	技能	5-3	適切に飼槽、飲水の管理ができる。	A B C D E
	技能	5-4	子豚の去勢方法について理解し、適切に実施できる。	A B C D E
	技能	5-5	繁殖豚の発情メカニズム、交配、分娩について理解し、実践できる。	A B C D E
	技能	5-6	飼料の保存や取扱いについて理解し、実践できる。	A B C D E
	技能	5-7	暑熱時の適切な管理方法について理解し、実践できる。	A B C D E
6 家畜の飼料の基礎知識（鶏）	知識・理解	6-1	鳥の品種と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-2	飼育設備の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-3	鶏舎の設備と機器と使用方法を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-4	消化器の構造と消化・吸収のしくみを理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-5	飼料の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-6	鶏の疾病と予防方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-7	鳥インフルエンザとその防御方法について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-8	糞尿の処理方法や堆肥利用の方法を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-9	（採卵鶏）産卵鶏の産卵と成鶏の管理について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-10	（採卵鶏）採卵の採取とふ化やひなの管理について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-11	（採卵鶏）鶏卵の規格と品質、品質を決める要因を理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-12	（肉用鶏）肉用鶏の成長の特徴について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-13	（肉用鶏）入すうから出荷までの管理について理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	6-14	（肉用鶏）肉用鶏の調査方法について理解し、説明できる。	A B C D E
7 管理作業（鶏）	技能	7-1	育すう期の適切な温度・湿度を理解し、適切な温度・湿度・換気管理ができる。	A B C D E
	技能	7-2	生育期に合わせて、適切な給餌器・給水器管理ができる。	A B C D E
	技能	7-3	デビークを行う理由を理解し、適切に実施できる。	A B C D E
	技能	7-4	適切な体重を理解し、適切な時期に体重測定が実施できる。	A B C D E
	技能	7-5	飼料の適切な管理方法について理解し、実施できる。	A B C D E
	技能	7-6	鶏舎の適切な管理温度を理解し、換気や防寒対策ができる。	A B C D E
8 衛生管理	知識・理解	8-1	家畜区域と管理区域の違いを理解し、説明できる。	A B C D E
	知識・理解	8-2	管理区域の出入り口の消毒の必要性や消毒施設を理解し、説明できる。	A B C D E
	技能	8-3	消毒器・消毒層・消毒帯の管理方法を理解し、実践できる。	A B C D E
	技能	8-4	消毒薬の使用上の注意を理解し、適切に使用できる。	A B C D E
	技能	8-5	衛生管理区域内への鳥類、小動物の侵入の必要性を理解し、実施できる。	A B C D E

コメント

Ⅲ 総合コメント

1. 実習中の状況について御記入ください。

--	--

2. 学生の現在の弱点及び今後の課題について御記入ください。

--	--

3. その他、お気づきの点があれば御記入ください。

--	--

(様式第9号)

自動車等使用届

平成 年 月 日

農林環境専門職大学長 様

本人氏名 ⑩

保護者氏名 ⑩

下記のとおり、(講義名)において自動車等を使用したいので届け出ます。

なお、使用に際しては別紙に従います。また、万が一事故を起こしたときは、自己の責任で処理することを確認します。

記

1 使用自動車等

車 名	
車 色	
ナンバー	

2 免許

免許証番号	
取得年月日	

3 任意保険の加入状況

	金 額	期 間	会 社 名
対 人			
対 物			
自 損			
搭 乗 者			

(別紙)

臨地実務実習における自動車等の使用について

1 手続き

自動車等の使用を希望する学生は、研修先の承諾と保護者の同意を基に自動車等使用届けを大学に提出する。

2 遵守事項

- (1) 事故等に対する十分な賠償責任を持つ保険に加入する。
- (2) 交通関係法規を守り、常に安全に努める。
- (3) 実習先の指定された場所に駐車し、無断駐車や違法駐車をしない。
- (4) その他、大学の指示に従うこと。

3 事故、違反の報告

交通事故または道路交通法違反を起こした場合は、速やかに大学へ報告する。

4 その他

- (1) 自動車等使用届の提出時に、免許証及び任意保険証を提示すること。
- (2) 実習場所の内外を問わず、自動車等の事故等についてい大学は一切の責任は負わない。

(様式第 10 号)

企業実習 自己点検表

臨地実務実習施設名	
学生氏名	

中間評価記載日	年 月 日
最終評価記載日	年 月 日

【評価基準】

評価	内容
A : できている	助言・指導を特に必要とせず、良く理解し十分に積極的に行動できている。
B : ややできている	助言・指導を時として必要だが、理解し積極的に行動できている。
C : 普通	助言・指導があれば、何とか理解して行動できている。
D : ややできていない	助言・指導があっても理解度が低くて消極的であり、なかなか行動できていない。
E : 全くできていない	助言・指導があっても、理解できないため、行動ができない。

I 職業人としての適性

	評価項目	中間評価	最終評価
1	規則や心得を守ることが出来る。	A B C D E	A B C D E
2	与えられた仕事を、責任を持って遂行できる。	A B C D E	A B C D E
3	従業員と協調して仕事出来る。	A B C D E	A B C D E
4	実習学生として必要な基礎知識を有している。	A B C D E	A B C D E
5	農林業に対する探究心・意欲及び創造性が見られる。	A B C D E	A B C D E

Ⅱ 生産管理（栽培）

項目		評価事項		中間評価	最終評価
		No	内容	A B C D E	A B C D E
1 農業一般	志向・態度	1-1	農作業を行う際は、安全作業を心がけて行っている。	A B C D E	A B C D E
	志向・態度	1-2	作業記録の必要性を理解し、作業記録を作成している。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-3	作物の器官を理解し、説明できる。(葉、茎、根、花、果実)	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-4	植物生理を理解し、説明できる。(光合成、呼吸、蒸散、吸収、花芽形成)	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-5	栽培品目毎の生育適温や水分条件等を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-6	被覆資材の種類と特徴、使用方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-7	栽培施設の種類と構造、被覆用資材の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-8	栽培施設に設置される装置の種類と操作方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-9	測定が必要な環境要因(温度、湿度、二酸化炭素等)を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-10	環境測定に必要な機器を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-11	養液栽培の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
2 土づくり	知識・理解	2-1	土性の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	2-2	土壌を観察し、土性を判断できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-3	土の団粒構造、三層構造を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-4	栽培品目に適したpHなどを理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-5	栽培品目に適した土壌改良や施肥計画が理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-6	肥料の種類や特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-7	土壌診断の必要性を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	2-8	土壌診断や、草勢、着果具合など生育にあわせて、施肥・追肥の計画を立てられる。	A B C D E	A B C D E
3 病害虫・雑草管理・生理障害	知識・理解	3-1	栽培品目の主要な病害や害虫を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-2	病害や虫害が発生した場合、その原因を判断できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-3	適切な防除時期を判断できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	3-4	病害虫の防除の方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-5	病害虫に対して適切な防除資材を判断できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	3-6	病害や虫害が発生しにくい環境を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	3-7	栽培品目の生理障害とその原因を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	3-8	生育異常が発生しやすい部位を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-9	生育異常が発見でき、その原因を判断できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-10	生育異常に対する対応策を判断できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	3-11	農薬の安全使用について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-12	農薬のラベルを見て、適性作物、使用量・使用濃度の確認が出来る。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	3-13	病害虫防除・雑草防除に使用する機器と操作方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-14	事故防止のための手段を行っている。	A B C D E	A B C D E

4	栽培管理（草本植物（野菜・花等））	知識・理解	4-1	作付体系と作型を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	4-2	播種の方法や発芽方法、発芽率を理解し、説明でき	A B C D E	A B C D E
		技能	4-3	栽培品目や作付体系にあわせて、適切に播種ができ	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	4-4	接ぎ木の時期・方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	4-5	栽培品目にあわせて、適切に接ぎ木が出来る。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	4-6	必要な苗数を確保するための育苗方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	4-7	栽培品目毎の育苗期間や生育適温、水分条件を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	4-8	育苗中に、気象変化に応じて、温度管理・水管理ができる。	A B C D E	A B C D E
		技能	4-9	栽培品目にあわせて、育苗をし、必要な苗数を確保できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	4-10	栽培品目にあわせて、適切に定植できる	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	4-11	かん水方法の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	4-12	栽培品目にあわせて、かん水が適切にできる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	4-13	うねの種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	4-14	栽培品目にあわせて、うね立てが出来る。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	4-15	整枝や誘引方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	4-16	栽培品目にあわせて、整枝、誘引ができる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	4-17	摘葉、摘花、摘果の作業を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	4-18	生育状況に合わせて、摘葉、摘花、摘果すべき箇所を理解し、実施できる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	4-19	収穫適期の判断方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	4-20	収穫適期を判断し、適切な方法で収穫できる。	A B C D E	A B C D E
5	栽培管理（永年植物（茶・果樹等））	知識・理解	5-1	栽培品目のライフサイクルを理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	5-2	栽培品目の生育について理解し、説明できる。（葉芽、花芽、開花、結実等）	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	5-3	栽培品目毎に、接ぎ木や挿し木、取り木、実生などの苗木の生産・育成方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	5-4	栽培品目毎に、接ぎ木や挿し木、取り木、実生などの方法で、苗木の増殖ができる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	5-5	栽培品目毎に、整枝・せん定の方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	5-6	（果樹）果樹の栽培品目毎に仕立て方を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	5-7	（果樹）果樹の栽培品目毎に、適切な誘引ができる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	5-8	（果樹）受粉、摘蕾、摘花、摘果について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	5-9	（果樹）栽培品目毎に、適切に受粉、摘蕾、摘花、摘果ができる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	5-10	（果樹）袋かけに使用する袋の種類を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	5-11	（果樹）栽培品目ごとに、袋かけの適切な時期を判断し、実行できる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	5-12	収穫適期の判断方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	5-13	収穫適期を判断し、適切な方法で収穫できる。	A B C D E	A B C D E
6	出荷	知識・理解	6-1	等級間の価格の違いを理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		知識・理解	6-2	出荷調整作業の内容を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
		技能	6-3	栽培品目毎に、適切に出荷調整ができる。	A B C D E	A B C D E
		技能	6-4	出荷調整時に、品質低下を防ぐことができる。	A B C D E	A B C D E

Ⅱ 生産管理（林業）

項目		評価事項		中間評価	最終評価
		No	内容	A B C D E	A B C D E
1 林業の基礎	知識・理解	1-1	森林をつくる樹木の種類、その組織と構造、生理機能、森林の階層構造を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-2	森林と、森林をとりまく気候や地形、土壌の関係を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-3	森林の発達と遷移、遷移の仕組みについて理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	1-4	森林の種類について理解し、分類できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-5	森林が持つ様々な機能について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
2 森林調査	知識・理解	2-1	森林調査で収集する調査項目を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-2	森林調査に必要な道具や調査方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	2-3	森林調査を実施できる。	A B C D E	A B C D E
3 服装と道具	知識・理解	3-1	森林での作業に必要な道具や適切な服装について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	3-2	小型の林業機械の種類や適切な使用方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-3	小型の林業機械を安全に使用できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-4	作業にあった服装や道具を選択できる。	A B C D E	A B C D E
4 造林技術	知識・理解	4-1	人工林における伐採の種類と方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-2	人工林における地ごしらえと植栽の種類と方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-3	人工林における初期保育のための作業の種類や方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-4	人工林における枝打ちの目的や作業方法、必要な道具について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-5	人工林における間伐の目的と作業方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	4-6	人工林の造林技術を実施できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-7	天然林における施業方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-8	山林毎にどのような施業方法が適切か理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
5 森林保護管理	知識・理解	5-1	森林の観察方法や観察部位について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	5-2	森林における病害や虫害の種類を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	5-3	森林に被害を及ぼす鳥獣の種類を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	5-4	森林の気象被害の発生機構を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	5-5	森林火災の発生原因や防火対策を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	5-6	森林被害に対し、対策を実施できる。	A B C D E	A B C D E
6 収穫技術	知識・理解	6-1	立木の収穫時期、伐倒作業、造材作業、集材作業、高性能林業機械など伐出技術について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-2	集材方法と特徴、伐採した木材の測定方法など、伐採方法と伐出技術について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-3	森林を通る道の種類と働きについて理解し説明できる。	A B C D E	A B C D E

II 生産管理（畜産）

項目	評価事項		中間評価	最終評価
	No	内容	A B C D E	A B C D E
1 畜産基礎	知識・理解	1-1 家畜の生活環境について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-2 経営形態の種類と特徴について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-3 飼料の種類や給与形態について、理解し説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	1-4 飼料管理の重要ポイントを理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
2 家畜と飼料の基礎知識（牛）	知識・理解	2-1 牛の品種と特徴について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-2 牛の飼育方法と特徴について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-3 牛舎の種類とその構造について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-4 牛の消化器の構造と消化のしくみについて理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-5 飼料の種類とその成分について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-6 適切な飼料給与について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-7 疾病とその発生要因、症状、生産性への影響を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-8 生殖器の構造・機能について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-9 繁殖生理について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-10 発情生理と人工授精について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-11 子牛の哺育と育成方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	2-12 糞尿の処理方法や堆肥利用の方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
3 管理作業（牛）	知識・理解	3-1 1日の作業スケジュールについて理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-2 (施設) 通路の点検が出来る。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-3 (施設) 飼料の管理、掃き寄せが出来る。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-4 (施設) 飼槽の管理が出来る。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-5 (施設) 水槽の管理が出来る。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-6 (施設) 牛の快適な環境を理解し、牛舎の換気が出来る。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-7 (施設) 牛床の管理が出来る	A B C D E	A B C D E
	技能	3-8 (施設) 外部寄生虫の防除方法を理解し、実践できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-9 (施設) 牛舎内の牛の観察をして、異常を発見できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-10 (健康の点検) 食欲の有無を観察し、異常が発見できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-11 (健康の点検) 目の観察をし、異常を発見できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-12 (健康の点検) 鼻の観察をし、異常が発見できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-13 (健康の点検) 挙動を観察し、その疾病や課題が発見できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-14 (健康の点検) 尾根部や尾の状態を観察し、異常が発見できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-15 (健康の点検) 呼吸の状態を観察し、異常が発見できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-16 (健康の点検) 発咳を発見し、原因がわかる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-17 (健康の点検) 牛の適正な体温を理解し、異常時は発見できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-18 (健康の点検) 被毛の状態を観察し、異常を発見できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-19 (繁殖) 発情の周期を理解し、観察・発見できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	3-20 (乳牛) 搾乳の手順を理解し、実践できる。	A B C D E	A B C D E
4 家畜と飼料の基礎知識（豚）	知識・理解	4-1 豚の品種と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-2 豚の繁殖方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-3 子豚の飼育方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-4 肥育豚の飼育方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-5 飼料の種類や特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-6 消化器の構造と消化のしくみを理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-7 豚の疾病と予防方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-8 豚舎の環境と衛生管理について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4-9 暑熱が豚に及ぼす影響について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4- 糞尿の処理方法や堆肥利用の方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	4- ワクチン接種プログラムを理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E

5 管理作業（豚）	技能	5-1	子豚哺乳・育成時の適温について理解し、適切な暖房使用ができる。	A B C D E	A B C D E
	技能	5-2	豚の習性を理解し、正しい接し方ができる。	A B C D E	A B C D E
	技能	5-3	適切に飼槽、飲水の管理ができる。	A B C D E	A B C D E
	技能	5-4	子豚の去勢方法について理解し、適切に実施できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	5-5	繁殖豚の発情メカニズム、交配、分娩について理解し、実践できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	5-6	飼料の保存や取扱いについて理解し、実践できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	5-7	暑熱時の適切な管理方法について理解し、実践できる。	A B C D E	A B C D E
6 家畜の飼料の基礎知識（鶏）	知識・理解	6-1	鳥の品種と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-2	飼育設備の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-3	鶏舎の設備と機器と使用方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-4	消化器の構造と消化・吸収のしくみを理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-5	飼料の種類と特徴を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-6	鶏の疾病と予防方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-7	鳥インフルエンザとその防御方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-8	糞尿の処理方法や堆肥利用の方法を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-9	（採卵鶏）産卵鶏の産卵と成鶏の管理について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-10	（採卵鶏）採卵の採取とふ化やひなの管理について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-11	（採卵鶏）鶏卵の規格と品質、品質を決める要因を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-12	（肉用鶏）肉用鶏の成長の特徴について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-13	（肉用鶏）入すうから出荷までの管理について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	6-14	（肉用鶏）肉用鶏の調査方法について理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
7 管理作業（鶏）	技能	7-1	育すう期の適切な温度・湿度を理解し、適切な温度・湿度・換気管理ができる。	A B C D E	A B C D E
	技能	7-2	生育期に合わせて、適切な給餌器・給水器管理ができる。	A B C D E	A B C D E
	技能	7-3	デビークを行う理由を理解し、適切に実施できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	7-4	適切な体重を理解し、適切な時期に体重測定が実施できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	7-5	飼料の適切な管理方法について理解し、実施できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	7-6	鶏舎の適切な管理温度を理解し、換気や防寒対策ができる。	A B C D E	A B C D E
8 衛生管理	知識・理解	8-1	家畜区域と管理区域の違いを理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	知識・理解	8-2	管理区域の出入り口の消毒の必要性や消毒施設を理解し、説明できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	8-3	消毒器・消毒層・消毒帯の管理方法を理解し、実践できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	8-4	消毒薬の使用上の注意を理解し、適切に使用できる。	A B C D E	A B C D E
	技能	8-5	衛生管理区域内への鳥類、小動物の侵入の必要性を理解し、実施できる。	A B C D E	A B C D E

Ⅲ 自分自身が頑張って取り組んでいること、困っていること（中間評価時）



(講義名) 報告書

学 年 _____

学生氏名 _____

実習先名 _____

研修期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

[研修先]

農林業基礎・経営概況等（Ⅰ）

代表者名				
事業所名 (法人の場合)				
事業 内 容	設立年		資本金	
	従業員数		年間売上	
	主要事業内容			
区分		面積等		主要作物名等
水田		a		
普通畑		a		
施設	ガラス室	棟	m ²	
	ハウス	棟	m ²	
樹 園 地	茶園	a	品種園 在来園 自園自製	
	果樹園	a	柑橘園 落葉果樹園 その他	
	果樹園	a	柑橘園 落葉果樹園 その他	
その他		a		
山林		ha		
家 畜	乳用牛	頭		
	肉用牛	頭		
	種豚	頭		
	肉豚	頭		
	鶏	羽	採卵鶏 ブロイラー	
	その他			

実習記録

月 日	月 日 曜日	天 候	
\	研修内容	着眼点・反省点・疑問点	
午前			
午後			
指導 事項	(担当者 :)	(担当者 :)	

月 日	月 日 曜日	天 候	
\	研修内容	着眼点・反省点・疑問点	
午前			
午後			
指導 事項	(担当者 :)	(担当者 :)	

社会的・職業的自立に関する指導等に関する体制図

